

# ダイワファンドラップオンライン インデックス・シリーズ

ダイワファンドラップオンライン T O P I X インデックス: 追加型投信/国内/株式/インデックス型  
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス(為替ヘッジあり): 追加型投信/海外/株式/インデックス型  
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし): 追加型投信/海外/株式  
ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス: 追加型投信/国内/債券/インデックス型  
ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス(為替ヘッジあり): 追加型投信/海外/債券/インデックス型  
ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし): 追加型投信/海外/債券  
ダイワファンドラップオンライン J - R E I T インデックス: 追加型投信/国内/不動産投信(リート)/インデックス型  
ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス(為替ヘッジあり): 追加型投信/海外/不動産投信(リート)/インデックス型  
ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス(為替ヘッジなし): 追加型投信/海外/不動産投信(リート)/インデックス型  
※課税上は株式投資信託として取扱われます。

## 投資信託説明書(請求目論見書)

2024年8月24日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「ダイワファンドラップオンライン インデックス・シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年8月23日に関東財務局長に提出しており、2024年8月24日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 小松 幹太
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

## 大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ダイワファンドラップオンライン TOP I Xインデックス

ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)

ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス

ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)

ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

ダイワファンドラップオンライン J-R E I Tインデックス

ダイワファンドラップオンライン 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジあり)

ダイワファンドラップオンライン 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジなし)

(注1) 上記の総称を「ダイワファンドラップオンライン インデックス・シリーズ」とします。

(注2) 以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

(注3) 以下、上記の略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

ダイワファンドラップオンライン TOP : FWO TOP I Xインデックス  
I Xインデックス

ダイワファンドラップオンライン 外国株 : FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)  
式インデックス (為替ヘッジあり)

ダイワファンドラップオンライン 外国株 : FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジ  
式インデックス エマージングプラス (為 なし)  
替ヘッジなし)

ダイワファンドラップオンライン 日本債 : FWO 日本債券インデックス  
券インデックス

ダイワファンドラップオンライン 外国債 : FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)  
券インデックス (為替ヘッジあり)

ダイワファンドラップオンライン 外国債 : FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジ  
券インデックス エマージングプラス (為 なし)  
替ヘッジなし)

ダイワファンドラップオンライン J-R : FWO J-R E I Tインデックス  
E I Tインデックス

ダイワファンドラップオンライン 外国R : FWO 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジあ  
E I Tインデックス (為替ヘッジあり) り)

ダイワファンドラップオンライン 外国R : FWO 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジな  
E I Tインデックス (為替ヘッジなし) し)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託 (契約型) の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律 (以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります (以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益

権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で90兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

各ファンドについて1万口当たり次のとおりとします。

ファンド名	発行価格
FWO TOPIXインデックス FWO 日本債券インデックス FWO J-REITインデックス	取得申込受付日の基準価額
FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり） FWO 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし） FWO 外国債券インデックス（為替ヘッジあり） FWO 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし） FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり） FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）	取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7) 【申込期間】

2024年8月24日から2025年2月21日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

**(9) 【払込期日】**

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。)までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

**(10) 【払込取扱場所】**

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、特定の指数の動きに連動する投資成果をめざすマザーファンドを通じて、特定の有価証券に投資し、各市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

### <FWO TOPIXインデックス>

#### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		日経 225
大型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		TOPIX
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 ( )
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ( )		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))				
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## <FWO 外国株式インデックス(為替ヘッジあり)>

### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (除く日本)			
一般	年2回	日本			日経 225
大型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX
債券	年12回 (毎月)	アジア			
一般	日々	オセアニア			
公債	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ 指数(配当込み、 円ヘッジ・ベース))
社債		アフリカ			
その他債券		中近東 (中東)			
クレジット属性 ( )		エマージング			
不動産投信					
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)					
資産複合 ( )					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## <FWO 外国株式インデックス EM+(為替ヘッジなし)>

### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信	年4回	北米		
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ( )	年12回 (毎月)	アジア		
資産配分固定型	年12回 (毎月)	オセアニア		
資産配分変更型	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	アフリカ		
	その他 ( )	中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## <FWO 日本債券インデックス>

### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般		日本		日経 225
大型株	年2回	北米	ファミリー ファンド	
中小型株	年4回	欧州		
債券	年6回 (隔月)	アジア		TOPIX
一般	年12回 (毎月)	オセアニア		
公債	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 (DBI総合指数)
社債	その他 ( )	アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ( )		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券) (債券 一般)				
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。



## <FWO 外国債券インデックス(為替ヘッジあり)>

### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
		不動産投信	
		その他資産 ( )	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式					
一般	年1回	グローバル (除く日本)			
大型株					
中小型株	年2回	日本			日経225
債券					
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	
公債		欧州			
社債	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX
その他債券 クレジット属性 ( )		オセアニア			
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米			
その他資産 (投資信託証券) (債券 公債)	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (FTSE世界国債 インデックス(除く日本、 円ヘッジ・円ベース))
資産複合 ( )	その他 ( )	中近東 (中東)			
資産配分固定型		エマージング			
資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## <FWO 外国債券インデックス EM+(為替ヘッジなし)>

### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (除く日本)		
一般 大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
債券	年6回 (隔月)	欧州		
一般	年12回 (毎月)	アジア		
公債	日々	オセアニア		
社債	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他債券 クレジット属性 ( )		アフリカ		
不動産投信		中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券) (債券 一般)		エマーシング		
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## <FWO J-REITインデックス>

### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
追加型投信	海外 内外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本	ファミリー ファンド	日経 225
不動産投信	年4回	北米		
その他資産 (投資信託証券) (不動産投信)	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ( )	年12回 (毎月)	アジア		TOPIX
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 (東証REIT指数 (配当込み))
	その他 ( )	中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## <FWO 外国REITインデックス(為替ヘッジあり)>

### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ( )	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本			
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			
不動産投信		オセアニア			
その他資産 (投資信託証券) (不動産投信)	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (S&P先進国REIT 指数(除く日本) (円ヘッジ・円ベース))
資産複合 ( )	その他 ( )	アフリカ			
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## <FWO 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)>

### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ( )	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本			
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )	
	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX
	年12回 (毎月)	アジア			
不動産投信		オセアニア			
その他資産 (投資信託証券) (不動産投信)	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (S&P先進国REIT) 指数(除く日本) (円ベース)
資産複合 ( )	日々	アフリカ			
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの	
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの	
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ	

	分固定型	いては固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配 分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回(隔月)	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回(毎月)	目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
投資対象 地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象イン デックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極

	的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

#### <信託金の限度額>

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて次の額を限度として信託金を追加することができます。

ファンド名	限度額
FWO TOPIXインデックス	2,500億円
FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）	各ファンドについて 5,000億円
FWO 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）	
FWO 日本債券インデックス	
FWO 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）	
FWO 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）	
FWO J-REITインデックス	各ファンドについて 1,000億円
FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）	
FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）	

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。



<ファンドの特色>

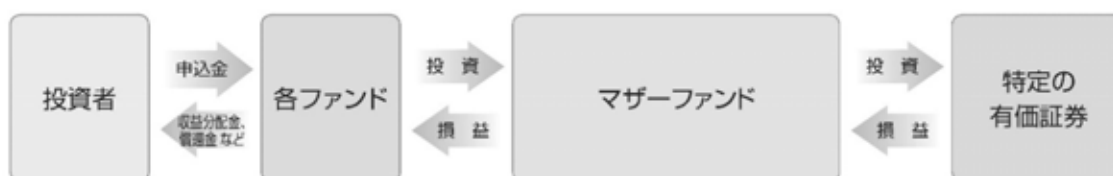
**1** 「ダイワファンドラップオンライン インデックス・シリーズ」は、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

- 「ダイワファンドラップオンライン インデックス・シリーズ」の購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

**2** 「ダイワファンドラップオンライン インデックス・シリーズ」を構成する各ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的な運用を行いません。

●各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（各ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※各ファンド、マザーファンドおよび特定の有価証券については後掲の「各ファンドの基本情報」をご参照下さい。

●各ファンドの基本情報

特定の 有価証券	各ファンド	特定の指数	マザーファンド
わが国の 株式	FWO TOPIXインデックス	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	トピックス・インデックス・ マザーファンド
海外の 株式	FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ヘッジ・ベース)	外国株式インデックス 為替ヘッジ型マザーファンド
	FWO 外国株式インデックスEM+ (為替ヘッジなし)	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)	外国株式インデックス マザーファンド
		FTSE RAFI エマージング インデックス (円換算)	ダイワ新興国株式ファンダメンタル・ インデックス・マザーファンド
わが国の 債券	FWO 日本債券インデックス	ダイワ・ボンド・インデックス (DBI) 総合指数	日本債券インデックス マザーファンド
海外の 債券	FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)	外国債券インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド
	FWO 外国債券インデックスEM+ (為替ヘッジなし)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	外国債券インデックス マザーファンド
		JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス- エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド (円換算)	ダイワ新興国債券インデックス・ マザーファンド
わが国の リート	FWO J-REITインデックス	東証REIT指数 (配当込み)	ダイワJ-REIT マザーファンド
海外の リート	FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)	S&P先進国REIT指数 (除く日本) (円ヘッジ・円ベース)	先進国リート・インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド
	FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)	S&P先進国REIT指数 (除く日本) (円ベース)	ダイワ・グローバルREITインデックス・ マザーファンド

※各ファンド (FWO 外国株式インデックスEM+ (為替ヘッジなし)、FWO 外国債券インデックスEM+ (為替ヘッジなし) および FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) を除きます。) において、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

※特定の指数の内容については、後掲の「特定の指数について」をご参照下さい。

## ●各ファンドの運用方針

### FWO TOPIXインデックス

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行いません。

◆東京証券取引所上場株式（上場予定を含みます。）を投資対象とし、投資成果を東証株価指数（配当込み）の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行いません。

(a)上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、分散投資を行いません。

(b)ポートフォリオは、東証株価指数（配当込み）における業種別、銘柄別時価構成比率等を参考に、東証株価指数（配当込み）との連動性を維持するよう構築します。

(c)株式の組入比率は、高位を保ちます。

◆ポートフォリオの作成にあたっては、リスクモデル<sup>(注1)</sup>を用います。

TOPIX（配当込み）への連動性を随時チェックし、必要があればリスクモデルを使用してポートフォリオのリバランスを行いません。

### FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行いません。

◆ポートフォリオの作成にあたっては、リスクモデル<sup>(注1)</sup>を用います。

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）への連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行いません。なお、保有外貨建資産については、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行いません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

(注1) ポートフォリオ理論に基づき、株価変動に影響を与える複数の要素からポートフォリオのリスクを分析するモデルです。このモデルを用いることにより、さまざまな制約条件下で指数に最も連動すると推定されるポートフォリオを構築することができます。

## FWO 外国株式インデックスEM+ (為替ヘッジなし)

主として、海外の株価指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の株式市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

- ◆投資先のマザーファンドおよび連動する投資成果をめざす株価指数は以下のとおりです。また、各マザーファンドへの投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないます。

マザーファンド	連動する投資成果をめざす株価指数	組入比率の目標
外国株式インデックスマザーファンド	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)	80%
ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド	FTSE RAFI エマージング インデックス (円換算)	20%

- ◆ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドにおいて、株式およびETF（上場投資信託証券）の組入比率の合計は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

※為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

## FWO 日本債券インデックス

ダイワ・ボンド・インデックス (DBI) 総合指数に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

- ◆ポートフォリオの構築にあたっては、マルチファクターモデル<sup>(注2)</sup>を用いるとともに、残存年限別構成比率等をチェックします。

(注2) マルチファクターモデルは、ポートフォリオのリスク分析、ポートフォリオの構築を主目的としたモデルです。同モデルにより、イールドカーブファクター、スプレッドファクター、スペシフィックファクターなどについてリスクの計測、分析、推定を行ない、ポートフォリオを効率的に構築および管理します。

## FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。

◆ファンドの通貨別構成比率を同インデックスに近づけ、リスクモデル<sup>(注3)</sup>を用い債券価格変動への連動をめざしてポートフォリオを構築します。また、同インデックスへの連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行ないます。なお、保有外貨建資産については、同インデックスに連動させるため為替ヘッジを行ないます。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

## FWO 外国債券インデックスEM+ (為替ヘッジなし)

主として、海外の債券指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の債券市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

◆投資先のマザーファンドおよび連動する投資成果をめざす債券指数は以下のとおりです。また、各マザーファンドへの投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないます。

マザーファンド	連動する投資成果をめざす債券指数	組入比率の目標
外国債券インデックスマザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	80%
ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド (円換算)	20%

※為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

(注3) リスクモデルでは、個別債券のキャッシュフロー（利金と償還金）や価格変化を分析することにより、債券価格変動が同インデックスの騰落に与える影響度とファンドの騰落に与える影響度とがほぼ等しくなるようなポートフォリオを構築することができます。

## FWO J-REITインデックス

**東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果をあげるとをめぐして運用を行ないます。**

◆組入銘柄は東証REIT指数の構成銘柄（採用予定を含みます。）とし、組入比率を高位に保ちます。組入銘柄それぞれの時価総額に応じた投資比率に基づきポートフォリオを構築することを基本とします。東証REIT指数への連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行ない、連動性を維持するように運用を行ないます。

※マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投信証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

## FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）

**S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）に連動する投資成果をあげるとをめぐして運用を行ないます。**

◆主として、先進国（日本を除きます。）の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）または店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資します。

※効率性の観点から先進国のリート指数との連動をめぐしてETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

◆保有外貨建資産については、S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめぐして為替ヘッジを行ないます。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

## FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）

**S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）に連動する投資成果をあげるとをめぐして運用を行ないます。**

◆S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）の構成銘柄すべての組入れを行ないポートフォリオを構築することを基本とします。同指数への連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行ないます。

※為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

## ●特定の指数について

### ◆東証株価指数 (TOPIX)

東証株価指数 (TOPIX) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

### ◆MSCIコクサイ指数

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

### ◆FTSE RAFI エマージング インデックス

FTSE RAFI エマージング インデックスとは、FTSE社 (FTSE International Limited) の流動性基準、時価総額基準、浮動株調整をクリアーした新興国の上場株式の中から、4つのファンダメンタル指標 (株主資本、キャッシュフロー、売上、配当) に着目し、リサーチ・アフィリエイト社 (Research Affiliates LLC) 独自のインデックス構成手法により、銘柄の選定およびウェイト付けを行なう指数です。

### ◆ダイワ・ボンド・インデックス (DBI) 総合指数

ダイワ・ボンド・インデックス (DBI) 総合指数は、株式会社大和総研が公表している日本における債券市場のパフォーマンス・インデックスです。日本で発行されている確定利付公募債券で、残存額が50億円以上、残存期間が1年以上である国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債の時価総額加重方式による累積投資収益率指数です。

### ◆FTSE世界国債インデックス

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

### ◆JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス

#### －エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド (円換算)

JPモルガン社が算出し公表している債券指数で、新興国の政府が現地通貨建てで発行する債券で構成されています。米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。外国人投資家に対して著しい不利益を与える制度等がある国は除外されています。国別構成比率に、1か国当たりの上限を設けており、分散が図られています。

### ◆東証REIT指数 (配当込み)

東京証券取引所上場の不動産投信全銘柄を対象とする時価総額加重平均の指数で、2003年4月より算出・公表されています。

### ◆S&P先進国REIT指数

S&P先進国REIT指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数採用銘柄の中から、不動産業種に採用され、各国ごとのREIT制度に基づいて設立・運営されていると判定される銘柄を抽出して算出するインデックスです。

# 3 毎年11月30日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、2017年11月30日（休業日の場合翌営業日）までとします。

## 〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
  - ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

### ●FWO TOPIXインデックス

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- ③外貨建資産への投資は、行ないません。

### ●FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）

### ●FWO 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### ●FWO 日本債券インデックス

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③外貨建資産への投資は、行ないません。

### ●FWO 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### ●FWO 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。



●FWO J-REITインデックス

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への直接投資は、行ないません。
- ③マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④外貨建資産への直接投資は、行ないません。

●FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり／なし）

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式という資産全体の实質投資割合には、制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## ●基準価額の動きに関する留意点

各ファンド<sup>\*</sup>は、特定の指数の動きに連動する投資成果をあげることをめざして運用を行いません。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

\* 「FWO 外国株式インデックスEM+ (為替ヘッジなし)」および「FWO 外国債券インデックスEM+ (為替ヘッジなし)」を除きます。

### FWO TOPIXインデックス FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)

- 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- 運用管理費用 (信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致<sup>\*</sup>
- 株価指数先物と指数の動きの不一致 (先物を利用した場合)
- 株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- 株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
- 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

\* 「FWO TOPIXインデックス」を除きます。

### FWO 日本債券インデックス FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)

- 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるわけではないこと
- 基準価額の算出に使用する為替レートと、指数の算出に使用する為替レートの評価時点が異なること<sup>\*</sup>
- 運用管理費用 (信託報酬) 等を負担することによる影響
- 追加設定および解約に対応した公社債の約定価格と指数の算出に使用する価格の差
- 債券先物取引等を利用した場合の指数との値動きの差、コストなど
- 公社債および債券先物取引等の最低取引単位の影響
- 公社債または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

\* 「FWO 日本債券インデックス」を除きます。

### FWO J-REITインデックス

- 東証REIT指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- 運用管理費用 (信託報酬)、売買委託手数料等を負担することによる影響
- 追加設定および解約に対応して行なったJ-REITの売買の約定価格と東証REIT指数の算出に使用する価格の差
- J-REITの銘柄数、市場規模が限られること
- 不動産投信指数先物と指数の動きの不一致 (先物を利用した場合)
- J-REITおよび不動産投信指数先物の流動性が低下した場合における売買の影響
- J-REITおよび不動産投信指数先物取引の最低取引単位の影響
- 東証REIT指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- 追加設定および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

\* 税法その他の法規上の規制や組入銘柄の財務リスクや流動性などの理由から、東証REIT指数の採用銘柄をすべて組入れない場合や時価総額に応じた組入れを行わない場合があります。

### FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)

- 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるとは限らないこと
- 運用管理費用 (信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担および組入銘柄にかかる配当課税等の影響
- REIT売買時の約定価格と基準価額の算出に使用するREITの価格の不一致
- 指数の算出に使用するREITの価格と基準価額の算出に使用するREITの価格の不一致
- 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- 不動産投信指数先物と指数の動きの不一致 (先物を利用した場合)
- 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- ベンチマークに指数先物取引が存在しないこと
- 追加設定および組入銘柄の配当金や権利処理によって信託財産に現金が発生すること

## ●各マザーファンドが連動対象とする指数の著作権等について

- ① 配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。
- ② J P X は、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③ J P X は、同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ J P X は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ 本件商品は、J P X により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ J P X は、当社または本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

本ファンドは、M S C I Inc. (「M S C I」) によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、M S C I は本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>]

FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) は、いかなる形式においても FTSE International Limited (以下「FTSE」)、ロンドン証券取引所グループ会社 (以下「LSEG」)、または Research Affiliates LLC (以下「RA」) (以下、総称して「ライセンス各社」) によって出資、保証、販売、または販売促進されることはございません。また、ライセンス各社はいずれも、明示的にも黙示的にも FTSE RAFI® エマージング インデックスの使用から得られる結果や特定の日時における指数値について何ら保証や表明を行なうことはございません。当該指数はまた RA と共同し FTSE によってルールに基づき計算されます。いずれのライセンス各社も、指数における瑕疵については (過失の有無に関わらず) 何人に対しても責任を負わず、またそれについて通知する義務も負いません。FTSE® は LSEG の商標です。Fundamental Index® および RAFI® は Research Affiliates, LLC の登録商標です。

The Daiwa Fund Wrap Online Global Equity Index EM plus are not in any way sponsored, endorsed, sold or promoted by FTSE International Limited ("FTSE"), by the London Stock Exchange Group companies ("LSEG"), or by Research Affiliates LLC ("RA") (collectively the "Licensor Parties"), and none of the Licensor Parties make any warranty or representation whatsoever, expressly or impliedly, either as to the results to be obtained from the use of the FTSE RAFI® Emerging Index (the "Index") and/or the figure at which the said Index stands at any particular time on any particular day or otherwise. The Index is compiled and calculated by FTSE in conjunction with RA. None of the Licensor Parties shall be liable (whether in negligence or otherwise) to any person for any error in the Index and none of the Licensor Parties shall be under any obligation to advise any person of any error therein.

FTSE® is a trade mark of LSEG. The trade names Fundamental Index® and RAFI® are registered trademarks of Research Affiliates, LLC.

FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマーシング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P.Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P.Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P.Morgan Chase & Co. All rights reserved.

- ① 配当込み東証REIT指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。
- ② J P X は、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③ J P X は、同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ J P X は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ 本件商品は、J P X により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ J P X は、当社または本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）（「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P<sup>®</sup>、S&P 500<sup>®</sup>、US 500、The 500、iBoxx<sup>®</sup>、iTraxx<sup>®</sup>およびCDX<sup>®</sup>は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones<sup>®</sup>は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。「FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）」は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）（「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJ」）の商品であり、これの使用ライセンスが大和アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P<sup>®</sup>、S&P 500<sup>®</sup>、US 500、The 500、iBoxx<sup>®</sup>、iTraxx<sup>®</sup>およびCDX<sup>®</sup>は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標です。Dow Jones<sup>®</sup>は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、大和アセットマネジメント株式会社により一定の目的でサブライセンスされています。「FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）」は、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

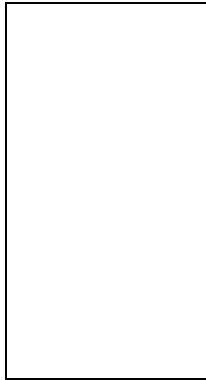
(2) 【ファンドの沿革】

2017年1月11日  
2022年2月22日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始  
<FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) > 商品  
分類の変更

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
収益分配金 (注)、償還金など↑↓お申込金 (※3)	
お取扱窓口	<p>販売会社</p> <p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約 (※1) に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金 (※3)
委託会社	<p>大和アセットマネジメント株式会社</p> <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約 (以下「信託契約」といいます。) (※2) の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など</p>
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金 (※3)
受託会社	<p>三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行</p> <p>信託契約 (※2) の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など</p>
損益↑↓投資	
投資対象	<p>ファミリーファンド方式で運用を行ないます。 &lt;FWO TOPIXインデックス&gt; 東京証券取引所上場株式 (上場予定を含みます。) など &lt;FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) &gt; 外国の株式 (DR (預託証券) を含みます。) など &lt;FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) &gt; 外国の株式 (DR (預託証券) を含みます。)、新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式 (上場予定および店頭登録予定を含みます。)、新興国の企業のDR (預託証券)、FTSE RAFI エマージング インデックスとの連動をめざすETF (上場投資信託証券) など &lt;FWO 日本債券インデックス&gt; わが国の公社債 など</p>



<FWO 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>  
 外国の公社債 など  
 <FWO 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>  
 外国の公社債、新興国通貨建ての債券 など  
 <FWO J-R E I Tインデックス>  
 わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券 など  
 <FWO 外国R E I Tインデックス（為替ヘッジあり/為替ヘッジなし）>  
 海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券 など

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- ※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- ※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- ※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（2024年5月末日現在）>

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革
  - 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
  - 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
  - 1960年 4月 1日 営業開始
  - 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
  - 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
  - 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
  - 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。  
 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
  - 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
- ・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

ファンド名	主要投資対象
FWO T O P I Xインデ	トピックス・インデックス・マザーファンドの受益証券

ックス	
FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)	外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンドの受益証券
FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)	外国株式インデックスマザーファンドの受益証券およびダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドの受益証券
FWO 日本債券インデックス	日本債券インデックスマザーファンドの受益証券
FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)	外国債券インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンドの受益証券
FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし)	外国債券インデックスマザーファンドの受益証券およびダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益証券
FWO J-REITインデックス	ダイワJ-REITマザーファンドの受益証券
FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)	先進国リート・インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンドの受益証券
FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)	ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンドの受益証券

※以下、各ファンドにおいて（「FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」および「FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」は総称して)「マザーファンド」といいます。

## ② 投資態度

### <FWO TOPIXインデックス>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式に投資し、投資成果を東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。
- ハ. 株式以外の資産 (他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。) への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### <FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式 (DR (預託証券) を含みます。) に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数 (配当込み、円ヘッジ・ベース) の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。
- ハ. マザーファンドにおける外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

- イ. 主として、海外の株価指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の株式市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。
- ロ. 各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないません。
  - 外国株式インデックスマザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の 80%
  - ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドの受益証券…信託財産の純資産総額の 20%
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FWO 日本債券インデックス>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債に投資し、投資成果をダイワ・ボンド・インデックス (D B I) 総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果を FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース) の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ニ. マザーファンドにおいて、投資成果を FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース) の動きに連動させるため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないません。
- ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

- イ. 主として、海外の債券指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の債券市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。
- ロ. 各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないません。
  - 外国債券インデックスマザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の 80%
  - ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の 20%



- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FWO J-REITインデックス>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資し、投資成果を東証 REIT 指数（配当込み、以下同じ。）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国（日本を除きます。）の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）または店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「リート」といいます。）に投資し、投資成果をベンチマーク（S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース））の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ※ 効率性の観点から先進国のリート指数との連動をめざす ETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。
- ロ. マザーファンドにおいて、保有外貨建資産については、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないます。
- ハ. 運用の効率化をはかるため、リート指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額とリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資し、投資成果を S & P 先進国 REIT 指数（除く日本）（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特

色>をご参照下さい。

## (2)【投資対象】

<FWO T O P I Xインデックス>

<FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

<FWO 日本債券インデックス>

<FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

<FWO 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジなし) >

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(「FWO T O P I Xインデックス」および「FWO 日本債券インデックス」は本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、後掲(5)⑧、⑨、⑩および⑪に定めるものに限ります。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された各マザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

<FWO T O P I Xインデックス>

<FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

<FWO 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジなし) >

1. 株券または新株引受権証書

<FWO 日本債券インデックス>

<FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

<FWO T O P I Xインデックス>

<FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

<FWO 日本債券インデックス>

<FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

<FWO 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国R E I Tインデックス (為替ヘッジなし) >

2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)  
および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
  17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
  20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの  
なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- <FWO 外国債券インデックス(為替ヘッジあり)>

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

#### ＜FWO J-REITインデックス＞

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
  1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、後掲(5)⑧に定めるものに限ります。）
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ J-R E I Tマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 1. の証券の性質を有するもの
  - 3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
  - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形

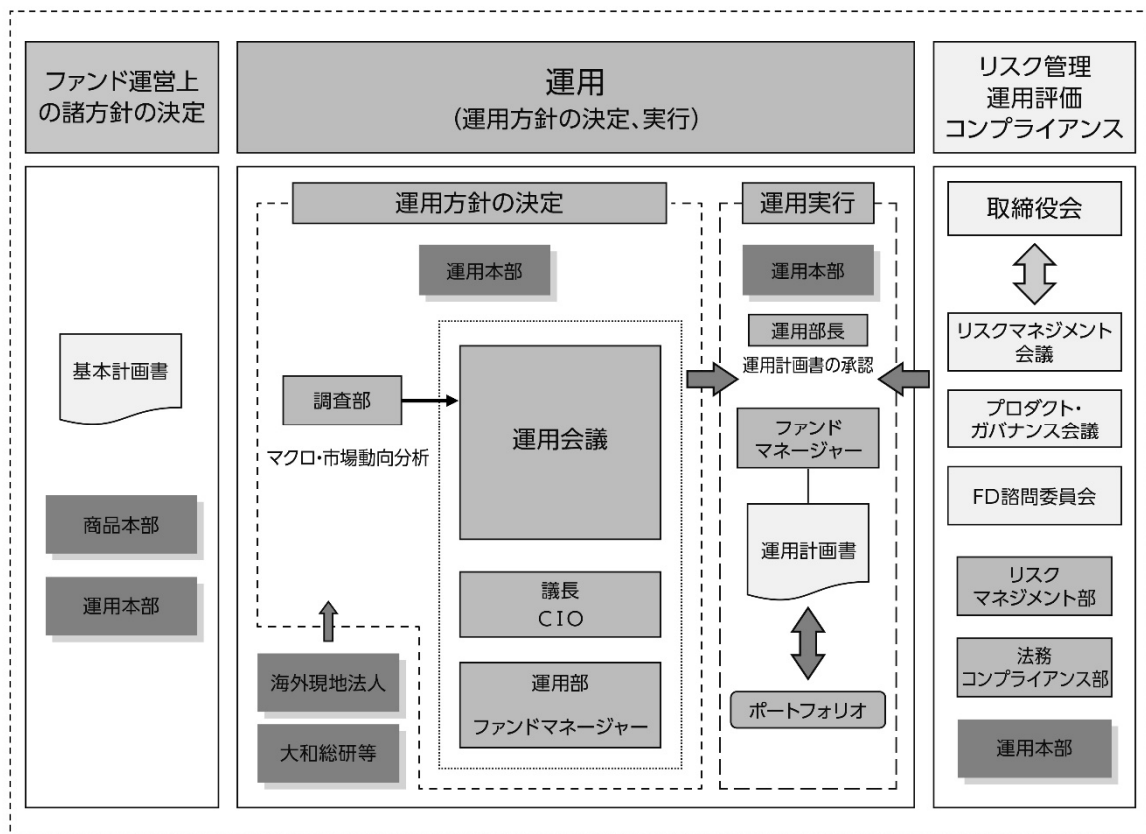
※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

### (3) 【運用体制】

＜各ファンド共通＞

#### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



## ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員が決裁により決定します。

### ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

### ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

## ③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

### イ. CIO (Chief Investment Officer) (1 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

### ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

### ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

### ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD 諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10~20名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2024年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

<各ファンド共通>

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

<FWO TOPIXインデックス>

<FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

<FWO 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>

<FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

<FWO 日本債券インデックス>

イ. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りません。

ロ． 委託会社は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ． 前ロ． において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<FWO 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>

イ． 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

ロ． 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ． 前ロ． において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<FWO 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

イ． 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

ロ． 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ． 前ロ． において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<FWO J－R E I Tインデックス>

株式への直接投資は、行ないません。

### ③ 新株引受権証券等（信託約款）

<FWO T O P I Xインデックス>

<FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

<FWO 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FWO 日本債券インデックス>

<FWO 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FWO 外国 R E I Tインデックス（為替ヘッジあり）>

<FWO 外国 R E I Tインデックス（為替ヘッジなし）>

イ． 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ． 前イ． において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<上記以外の各ファンド>

（規定なし）

### ④ 投資信託証券（信託約款）

<FWO T O P I Xインデックス>

<FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

<FWO 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FWO 日本債券インデックス>



- <FWO 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>
- <FWO 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>
- <FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- <FWO J-REITインデックス>

マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

#### ⑤ 投資する株式等の範囲（信託約款）

- <FWO TOPIXインデックス>
- <FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>
- <FWO 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FWO 日本債券インデックス>
- <FWO 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>
- <FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- <FWO 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>

イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- <FWO J-REITインデックス>
- （規定なし）

#### ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

- <FWO TOPIXインデックス>
- <FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>
- <FWO 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FWO 日本債券インデックス>
- <FWO 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>
- <FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>
- <FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<上記以外の各ファンド>

(規定なし)

⑦ 信用取引 (信託約款)

<FWO T O P I Xインデックス>

<FWO 日本債券インデックス>

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができますものとしします。

ロ. 前イ. の信用取引の指図は、次の 1. から 6. までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の 1. から 6. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとしします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権 (前 5. に定めるものを除きます。) の行使により取得可能な株券

<上記以外の各ファンド>

(規定なし)

⑧ 先物取引等 (信託約款)

<FWO T O P I Xインデックス>

<FWO 日本債券インデックス>

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとしします (以下同じ。)

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

<FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

<FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

<FWO 外国 R E I Tインデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国 R E I Tインデックス (為替ヘッジなし) >

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引 (金融

商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします (以下同じ。)

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### <FWO J-R E I Tインデックス>

委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。) および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

### ⑨ スワップ取引 (信託約款)

#### <FWO T O P I Xインデックス>

#### <FWO 日本債券インデックス>

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。) を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額 (以下本ハ. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。) が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### <FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >

#### <FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

#### <FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >

#### <FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

#### <FWO 外国 R E I Tインデックス (為替ヘッジあり) >

#### <FWO 外国 R E I Tインデックス (為替ヘッジなし) >

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。) を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 前ハ. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<FWO J-R E I Tインデックス>

（規定なし）

⑩ 金利先渡取引（信託約款）

<FWO T O P I Xインデックス>

<FWO 日本債券インデックス>

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1. から4. までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 前ハ. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<上記以外の各ファンド>

（規定なし）

⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

<FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

<FWO 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FWO 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>

<FWO 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

<FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>

<FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）>

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ.において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ. 前ホ.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<上記以外の各ファンド>

(規定なし)

⑫ 直物為替先渡取引 (信託約款)

<FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ. 委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<上記以外の各ファンド>

(規定なし)

⑬ デリバティブ取引等 (信託約款)

<各ファンド共通>

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑭ 有価証券の貸付け (信託約款)

<FWO TOPIXインデックス>

<FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

<FWO 日本債券インデックス>

<FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

<FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >

<FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

<FWO J-REITインデックス>

(規定なし)

⑮ 外貨建資産 (信託約款)

<FWO TOPIXインデックス>

<FWO 日本債券インデックス>

外貨建資産への投資は、行ないません。

- <FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >
  - <FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
  - <FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >
  - <FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
  - <FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >
  - <FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

<FWO J-REITインデックス>  
外貨建資産への直接投資は、行ないません。

⑩ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 (信託約款)

- <FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >
- <FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
- <FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >
- <FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
- <FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >
- <FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<上記以外の各ファンド>  
(規定なし)

⑪ 外国為替予約取引 (信託約款)

- <FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) >
- <FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
- <FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >
- <FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >
- <FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >
- <FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イ. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロ. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ. 前ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<上記以外の各ファンド>  
(規定なし)

⑫ 信用リスク集中回避 (信託約款)

<各ファンド共通>

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑭ 資金の借入れ（信託約款）

<各ファンド共通>

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考> マザーファンドの概要

トピックス・インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、東証株価指数（配当込み）をモデルとして運用を行ないます。
主要投資対象	東京証券取引所上場株式（上場予定を含みます。）を投資対象とします。
投資態度	投資成果を東証株価指数（配当込み）の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。 イ. 上記投資対象銘柄のうちの 200 銘柄以上に、原則として、分散投資を行ないます。 ロ. ポートフォリオは、東証株価指数（配当込み）における業種別、銘柄別時価構成比率等を参考に、東証株価指数（配当込み）との連動性を維持するよう構築します。 ハ. 株式の組入比率は、高位を保ちます。
主な投資制限	① 株式 株式への投資には、制限を設けません。 ② 先物取引等 イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。 ロ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をす



	<p>ることができます。</p> <p>③ スワップ取引</p> <p>イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
--	--

外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 主として海外の株式（預託証券を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。</p> <p>② 保有外貨建資産については、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないます。</p> <p>③ 運用の効率化を図るため、株式指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式等の組入総額ならびに株式指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式 株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② 新株引受権証券等 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>③ 投資信託証券 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>④ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑤ 同一銘柄の転換社債等 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥ 外貨建資産 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>⑦ 先物取引等</p> <p>イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指</p>

	<p>数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。</p> <p>ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>⑧ スワップ取引</p> <p>イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p> <p>⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引</p> <p>イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
--	--

外国株式インデックスマザーファンド

運用の基本方針	投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
---------	--

主要投資対象	外国の株式（預託証券を含みます。）を主要投資対象とします。
投資態度	イ. 主として外国の株式（預託証券を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。 ロ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。 ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	投資成果をFTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	イ. 新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。） ロ. 新興国の企業のDR（預託証券） ハ. FTSE RAFI エマージング インデックスとの連動をめざすETF（上場投資信託証券）
投資態度	イ. 主として、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）（※）に投資し、投資成果をFTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 ※ 効率性の観点からFTSE RAFI エマージング インデックスとの連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。 ロ. 株式およびETF（上場投資信託証券）の組入比率の合計は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ハ. 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ニ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① 株式 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 投資信託証券 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ④ 先物取引等 イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

	<p>ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>⑤ スワップ取引</p> <p>イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p> <p>⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引</p> <p>イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
--	---

日本債券インデックスマザーファンド

運用の基本方針	投資成果をダイワ・ボンド・インデックス（DBI）総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	イ. 主としてわが国の公社債に投資し、投資成果をダイワ・ボンド・インデックス（DBI）総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行な

	<p>うことを基本とします。</p> <p>ロ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り ます。</p> <p>② 株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資は、行ないません。</p>

外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド

運用の基本方針	投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	外国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>イ. 主として、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。</p> <p>ロ. 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ハ. 投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させるため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。</p> <p>ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り ます。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>② 投資信託証券 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>④ 先物取引等 イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。 ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。 ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

	<p>⑤ スワップ取引</p> <p>イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p> <p>⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引</p> <p>イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
--	---

外国債券インデックスマザーファンド

運用の基本方針	投資成果を FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	外国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	イ. 主として外国の公社債に投資し、投資成果を FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動させることをめざして

	<p>運用を行なうことを基本とします。</p> <p>ロ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。</p> <p>ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り）の行使等により取得したものに限り、</p> <p>② 株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>③ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	投資成果を JP モルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	新興国通貨建ての債券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>イ. 主として、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果を JP モルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。</p> <p>ロ. 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り）の行使等により取得したものに限り、</p> <p>② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>④ 先物取引等</p> <p>イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

	<p>ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>⑤ スワップ取引</p> <p>イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p> <p>⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引</p> <p>イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。</p> <p>ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>
--	---

ダイワ J-REIT マザーファンド

運用の基本方針	「東証 REIT 指数」（配当込み、以下同じ。）に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
主要投資対	わが国の金融商品取引所（※）上場（上場予定を含みます。以下同じ。）の



象	<p>不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。</p> <p>※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下当マザーファンドについて同じ。</p>
投資態度	<p>イ。「東証 REIT 指数」に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。</p> <p>ロ。投資成果を「東証 REIT 指数」の動きにできるだけ連動させるため、組入銘柄は「東証 REIT 指数」の構成銘柄（採用予定を含みます。）とし、組入比率を高位に保ちます。</p> <p>ハ。運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ニ。当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、「東証 REIT 指数」が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式 株式への直接投資は、行ないません。</p> <p>② 投資信託証券 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、当該同一銘柄の「東証 REIT 指数」における時価の構成割合が30%を超える場合には、当該指数における構成割合の範囲で組入れることができます。</p> <p>④ 外貨建資産 外貨建資産への直接投資は、行ないません。</p> <p>⑤ 先物取引 委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。）および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>

先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド

運用の基本方針	<p>S&amp;P 先進国 REIT 指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。</p>
主要投資対象	<p>イ。先進国（日本を除きます。以下同じ。）の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）または店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「リート」といいます。）</p> <p>ロ。先進国のリート指数との連動をめざす ETF（上場投資信託証券）</p> <p>ハ。先進国のリートを対象としたリート指数先物取引</p>
投資態度	<p>イ。主として、先進国の金融商品取引所上場および店頭登録のリートに投資し、投資成果をベンチマーク（S&amp;P 先進国 REIT 指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース））の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。</p> <p>※ 効率性の観点から先進国のリート指数との連動をめざす ETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。</p> <p>ロ。運用の効率化を図るため、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引を利用することがあります。このため、リートの組入総額とリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ハ。保有外貨建資産については、S&amp;P 先進国 REIT 指数（除く日本）（円ヘッ</p>

	<p>ジ・円ベース)の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないません。</p> <p>ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>④ 先物取引 わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。</p>

ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド

運用の基本方針	S & P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	<p>海外の金融商品取引所(※)上場(上場予定を含みます。以下同じ。)および店頭登録(登録予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。</p> <p>※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下当マザーファンドについて同じ。</p>
投資態度	<p>イ. 主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券に投資し、ベンチマーク(S &amp; P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)をいいます。以下同じ。)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。</p> <p>ロ. 組入銘柄はベンチマーク構成銘柄とし、不動産投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。</p> <p>ハ. 運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>ニ. 保有外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。</p> <p>ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式への直接投資は、行ないません。</p> <p>② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、「投資態度」で定めた指数における時価の構成割合が30%を超える場合には、当該指数における構成割合の範囲で組入れることができるものとします。</p> <p>④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>⑤ 先物取引 委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引(金</p>

融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。)および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
---

### 3【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、主として、特定の有価証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

#### <FWO TOPIXインデックス>

##### ① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

##### ② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### <FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）>

##### ① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

（FWO TOPIXインデックスの①と同内容）

##### ② 外国証券への投資に伴うリスク

###### イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

###### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

### ③ その他

(FWO TOPIXインデックスの②と同内容)

<FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

#### ① 株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります (発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

#### ② 外国証券への投資に伴うリスク

##### イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

##### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額に影響を受ける可能性があります。

### ③ その他

(FWO TOPIXインデックスの②と同内容)

<FWO 日本債券インデックス>

#### ① 公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します (値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等に

より、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

（FWO TOPIXインデックスの②と同内容）

<FWO 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）>

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

（FWO 日本債券インデックスの①と同内容）

② 外国証券への投資に伴うリスク

（FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）の②と同内容）

③ その他

（FWO TOPIXインデックスの②と同内容）

<FWO 外国債券インデックス EM+（為替ヘッジなし）>

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

（FWO 外国株式インデックス EM+（為替ヘッジなし）の②と同内容）

③ その他

（FWO TOPIXインデックスの②と同内容）

<FWO J-REITインデックス>

① リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ. リートの価格や配当は、リーートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リーートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リーートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リーートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リーートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが

考えられます。

- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもありえます。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

## ② その他

（FWO TOPIXインデックスの②と同内容）

<FWO 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）>

### ① リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く法制度や規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもありえます。

ニ．当ファンドの基準価額は、海外のリート市場の変動の影響を大きく受けます。

ホ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ② 外国証券への投資に伴うリスク

（FWO 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）の②と同内容）

### ③ その他

(FWO TOPIXインデックスの②と同内容)

<FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >

① リート (不動産投資信託) への投資に伴うリスク

(FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) の①と同内容)

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

(FWO TOPIXインデックスの②と同内容)

## (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止 (「FWO TOPIXインデックス」、 「FWO 日本債券インデックス」 および 「FWO J-REITインデックス」を除きます。) その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付けの申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

② 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止 (「FWO TOPIXインデックス」、 「FWO 日本債券インデックス」 および 「FWO J-REITインデックス」を除きます。) その他やむを得ない事情 (投資対象国における非常事態 (金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等) による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等\*) があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

\* 「FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」 および 「FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」 に限ります。

## (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

※ 流動性リスクに関する事項

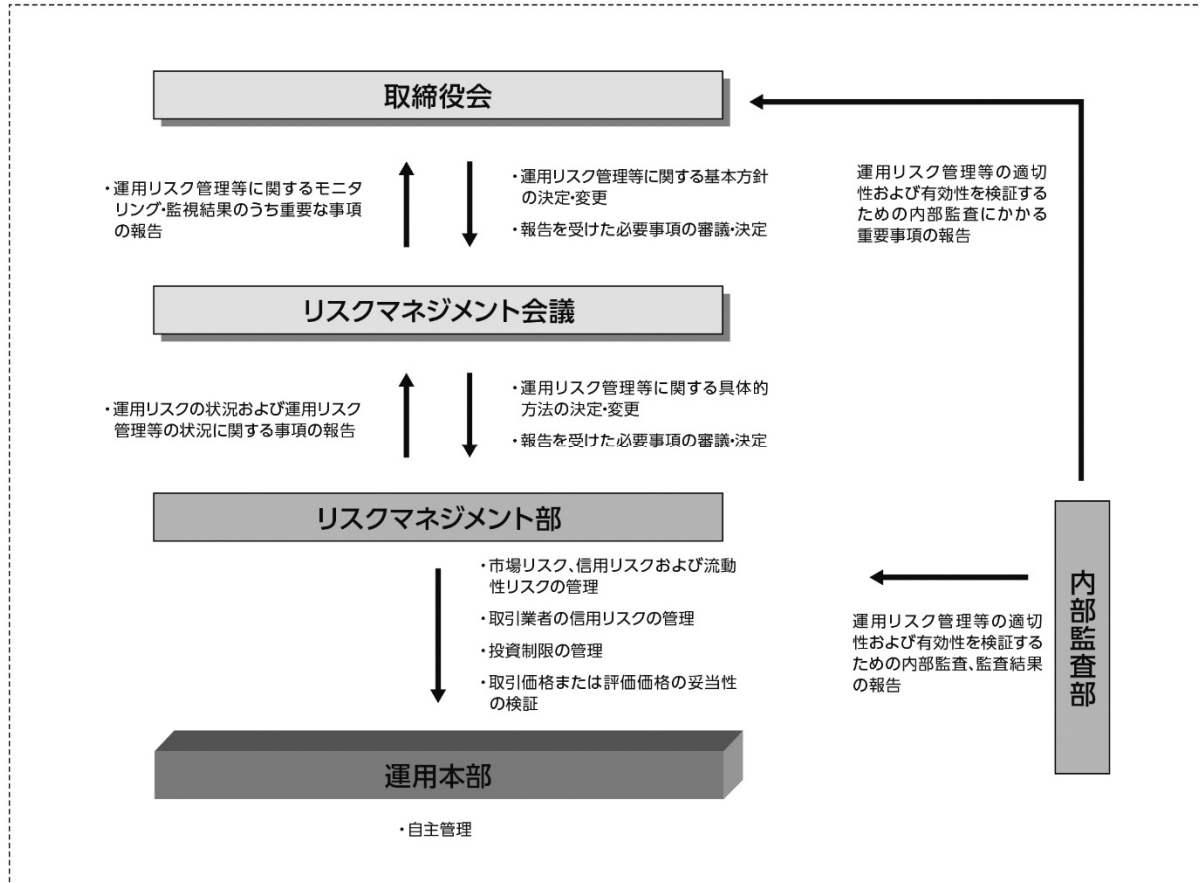
- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が

低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

#### (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



#### ※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いません。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



## 参考情報

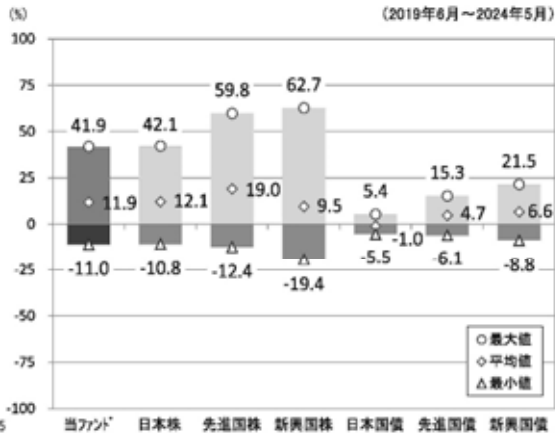
●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

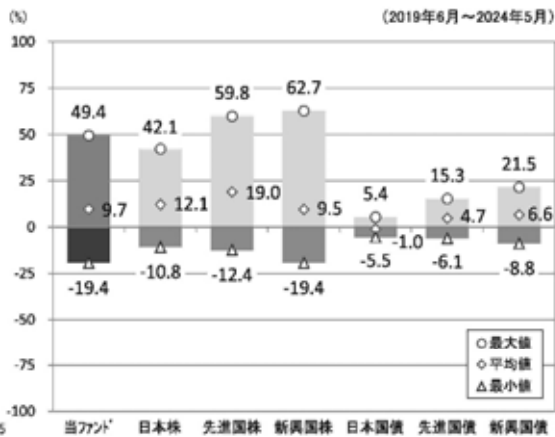
[FWO TOPIXインデックス]



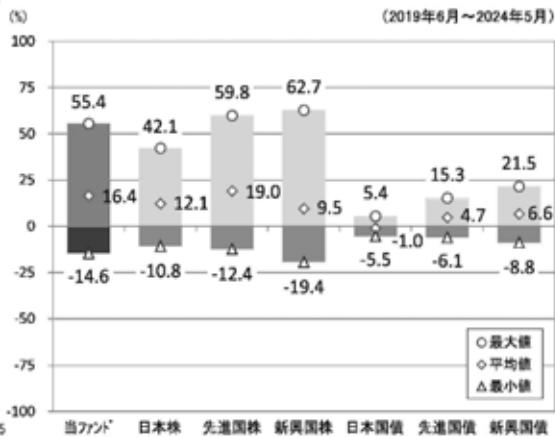
他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



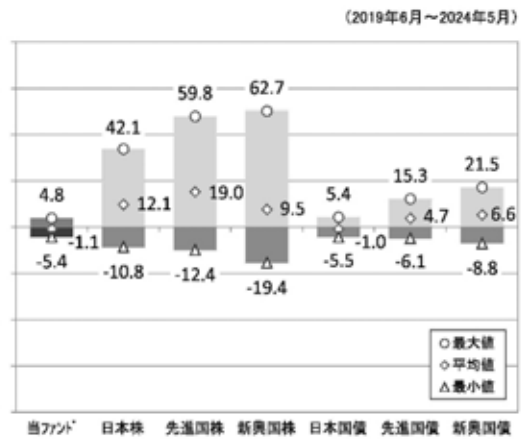
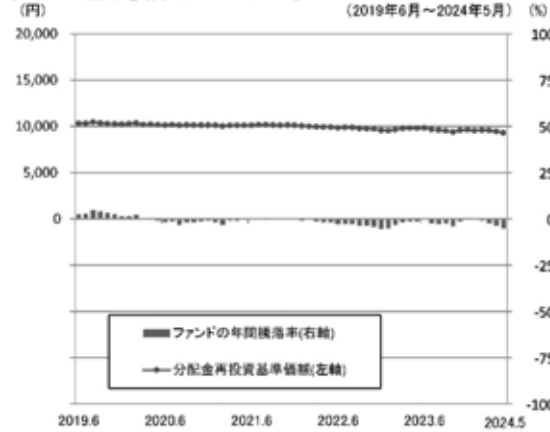
[FWO 外国株式インデックス(為替ヘッジあり)]



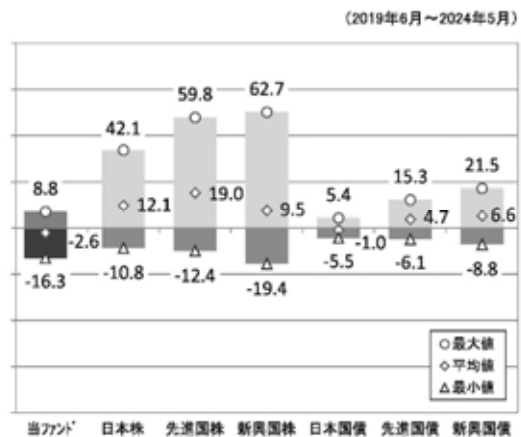
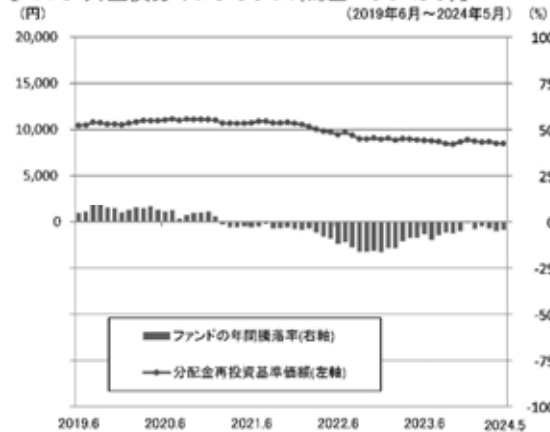
[FWO 外国株式インデックスEM+(為替ヘッジなし)]



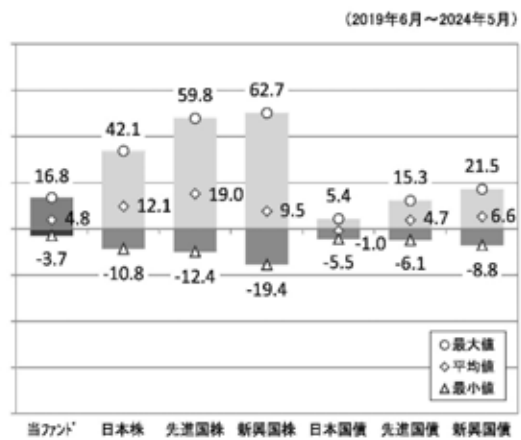
[FWO 日本債券インデックス]



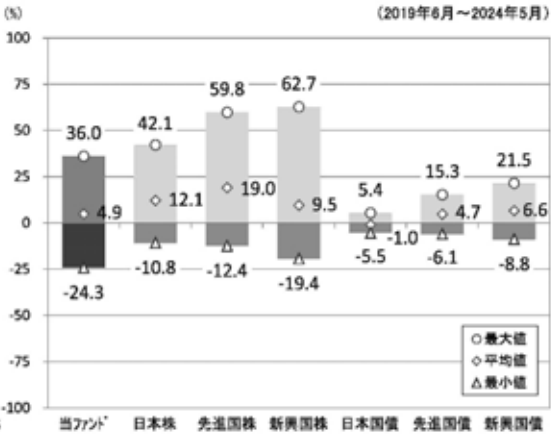
[FWO 外国債券インデックス(為替ヘッジあり)]



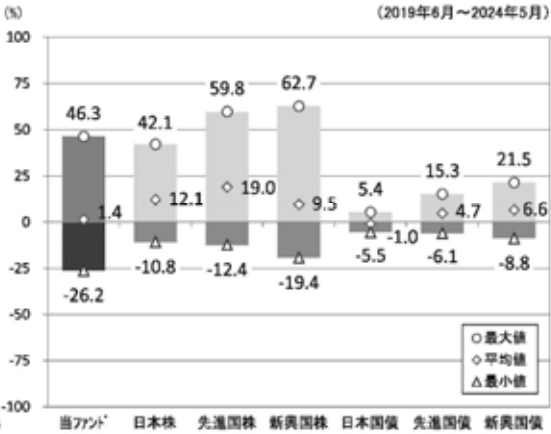
[FWO 外国債券インデックスEM+(為替ヘッジなし)]



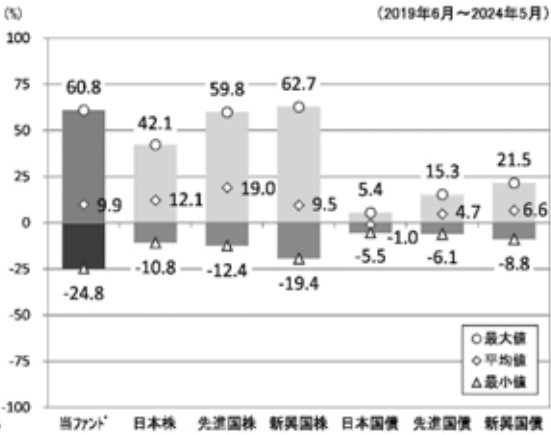
[FWO J-REITインデックス]



[FWO 外国REITインデックス(為替ヘッジあり)]



[FWO 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)]



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[ <https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html> ] ●NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

##### (2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

ファンド名	信託報酬率
FWO TOPIXインデックス	年率 0.231% (税抜 0.21%)
FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)	年率 0.3355% (税抜 0.305%)
FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)	年率 0.3465% (税抜 0.315%)
FWO 日本債券インデックス	年率 0.2255% (税抜 0.205%) 以内(*)
FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)	年率 0.264% (税抜 0.24%)
FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし)	年率 0.275% (税抜 0.25%)
FWO J-REITインデックス	年率 0.231% (税抜 0.21%)
FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)	年率 0.3245% (税抜 0.295%)
FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)	年率 0.3245% (税抜 0.295%)

(\*) 毎月10日（休業日の場合翌営業日）（当初設定日から2017年2月10日（休業日の場合翌営業日）までの期間については当初設定日の前営業日）における新発10年国債の利回り（日本相互証券株式会社発表の終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。

（新発10年固定利付国債利回りが）

- イ. 1%未満の場合 …………… 年率 0.11% (税抜 0.10%)
- ロ. 1%以上の場合 …………… 年率 0.2255% (税抜 0.205%)

- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

<FWO TOPIXインデックス>

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.14% (税抜)	年率 0.05% (税抜)	年率 0.02% (税抜)

<FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)>

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.235% (税抜)	年率 0.05% (税抜)	年率 0.02% (税抜)

<FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.245% (税抜)	年率 0.05% (税抜)	年率 0.02% (税抜)

<FWO 日本債券インデックス>

	委託会社	販売会社	受託会社
前①イ.の場合	年率 0.065% (税抜)	年率 0.025% (税抜)	年率 0.01% (税抜)
前①ロ.の場合	年率 0.135% (税抜)	年率 0.05% (税抜)	年率 0.02% (税抜)

<FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) >

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.17% (税抜)	年率 0.05% (税抜)	年率 0.02% (税抜)

<FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) >

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.18% (税抜)	年率 0.05% (税抜)	年率 0.02% (税抜)

<FWO J-REITインデックス>

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.14% (税抜)	年率 0.05% (税抜)	年率 0.02% (税抜)

<FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) >

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.225% (税抜)	年率 0.05% (税抜)	年率 0.02% (税抜)

<FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし) >

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.225% (税抜)	年率 0.05% (税抜)	年率 0.02% (税抜)

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁し

ます。

- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託およびETFは市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

### ① 個人の投資者に対する課税

#### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります（「FWO TOPIXインデックス」のみ。）。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

#### ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

#### ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

## ② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収※され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

### <注1> 個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

### <注2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

(※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(※) 上記は、2024年5月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



5 【運用状況】

【ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス】

(1) 【投資状況】 (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	6,753,519,874	99.99
内 日本	6,753,519,874	99.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	466,862	0.01
純資産総額	6,753,986,736	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2024年5月31日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トピックス・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	3,354,452,826	1.7254 5,787,806,865	2.0133 6,753,519,874	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年11月30日)	1,308,490,516	1,308,490,516	1.1827	1.1827
第2計算期間末 (2018年11月30日)	2,014,835,042	2,014,835,042	1.1209	1.1209
第3計算期間末 (2019年12月2日)	2,849,716,102	2,849,716,102	1.1793	1.1793
第4計算期間末 (2020年11月30日)	2,646,152,629	2,646,152,629	1.2343	1.2343
第5計算期間末 (2021年11月30日)	3,521,561,254	3,521,561,254	1.3823	1.3823
第6計算期間末 (2022年11月30日)	4,455,757,806	4,455,757,806	1.4592	1.4592
2023年5月末日	5,367,087,227	—	1.5860	—
6月末日	5,744,424,036	—	1.7055	—
7月末日	5,655,191,855	—	1.7307	—
8月末日	5,702,509,695	—	1.7376	—
9月末日	5,689,530,310	—	1.7464	—
10月末日	5,424,033,735	—	1.6937	—
第7計算期間末 (2023年11月30日)	5,715,400,246	5,715,400,246	1.7851	1.7851
12月末日	5,690,904,769	—	1.7809	—
2024年1月末日	6,164,734,335	—	1.9197	—
2月末日	6,450,660,414	—	2.0137	—
3月末日	6,416,536,405	—	2.1025	—
4月末日	6,608,391,397	—	2.0834	—
5月末日	6,753,986,736	—	2.1068	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年12月1日～ 2024年5月31日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	18.3
第2 計算期間	△5.2
第3 計算期間	5.2
第4 計算期間	4.7
第5 計算期間	12.0
第6 計算期間	5.6
第7 計算期間	22.3
2023年12月1日～ 2024年5月31日	18.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	1,207,147,382	101,755,106
第2 計算期間	1,072,657,156	381,496,133
第3 計算期間	1,209,913,301	590,980,566
第4 計算期間	931,798,024	1,204,458,870
第5 計算期間	891,127,877	487,424,798
第6 計算期間	939,195,196	433,167,059
第7 計算期間	852,973,955	704,845,388
2023年12月1日～ 2024年5月31日	452,124,094	447,938,737

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド  
トピックス・インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	344,868,750,330	96.52
内 日本	344,868,750,330	96.52
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	12,447,771,902	3.48
純資産総額	357,316,522,232	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	12,307,680,000	3.44
内 日本	12,307,680,000	3.44

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (2024年5月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	4,849,200	2,904.97 14,086,804,023	3,401.00 16,492,129,200	4.62
2	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	5,296,900	1,332.01 7,055,559,224	1,658.00 8,782,260,200	2.46
3	ソニーグループ	日本	株式	電気機器	618,500	12,820.62 7,929,558,338	12,895.00 7,975,557,500	2.23
4	日立	日本	株式	電気機器	428,700	10,120.88 4,338,822,155	16,145.00 6,921,361,500	1.94
5	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	186,900	21,592.52 4,035,643,036	33,630.00 6,285,447,000	1.76
6	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	609,100	7,632.84 4,649,165,737	10,290.00 6,267,639,000	1.75
7	キーエンス	日本	株式	電気機器	88,400	58,340.21 5,157,274,592	70,690.00 6,248,996,000	1.75
8	三菱商事	日本	株式	卸売業	1,794,200	2,547.86 4,571,386,886	3,303.00 5,926,242,600	1.66

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
9	三井物産	日本	株式	卸売業	699,900	5,839.79 4,087,271,038	7,970.00 5,578,203,000	1.56
10	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	653,800	5,144.43 3,363,428,833	7,948.00 5,196,402,400	1.45
11	任天堂	日本	株式	その他製 品	557,600	6,537.56 3,645,347,518	8,555.00 4,770,268,000	1.34
12	伊藤忠	日本	株式	卸売業	628,100	5,782.02 3,631,687,368	7,410.00 4,654,221,000	1.30
13	信越化学	日本	株式	化学	793,300	4,701.53 3,729,724,476	5,855.00 4,644,771,500	1.30
14	東京海上HD	日本	株式	保険業	849,200	3,632.49 3,084,717,064	5,429.00 4,610,306,800	1.29
15	第一三共	日本	株式	医薬品	771,600	4,099.07 3,162,843,711	5,578.00 4,303,984,800	1.20
16	日本電信電話	日本	株式	情報・通信 業	26,346,300	180.44 4,753,987,043	154.30 4,065,234,090	1.14
17	ソフトバンクグループ	日本	株式	情報・通信 業	436,900	6,574.17 2,872,255,818	9,042.00 3,950,449,800	1.11
18	みずほフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	1,174,000	2,686.60 3,154,073,050	3,214.00 3,773,236,000	1.06
19	本田技研	日本	株式	輸送用機 器	2,092,500	1,790.06 3,745,704,668	1,769.50 3,702,678,750	1.04
20	HOYA	日本	株式	精密機器	173,900	16,216.29 2,820,013,948	19,060.00 3,314,534,000	0.93
21	武田薬品	日本	株式	医薬品	783,900	4,771.09 3,740,064,077	4,173.00 3,271,214,700	0.92
22	KDDI	日本	株式	情報・通信 業	684,400	4,711.35 3,224,449,552	4,337.00 2,968,242,800	0.83
23	三菱電機	日本	株式	電気機器	992,800	1,944.76 1,930,760,622	2,730.00 2,710,344,000	0.76
24	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信 業	1,414,200	1,766.70 2,498,479,595	1,887.50 2,669,302,500	0.75
25	ディスコ	日本	株式	機械	42,900	27,678.81 1,187,421,317	61,490.00 2,637,921,000	0.74
26	ダイキン工業	日本	株式	機械	106,500	24,665.59 2,626,886,331	22,945.00 2,443,642,500	0.68
27	村田製作所	日本	株式	電気機器	803,500	2,767.08 2,223,350,973	2,966.50 2,383,582,750	0.67
28	丸紅	日本	株式	卸売業	775,000	2,511.43 1,946,360,015	3,060.00 2,371,500,000	0.66
29	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	528,400	3,430.78 1,812,828,430	4,452.00 2,352,436,800	0.66
30	住友商事	日本	株式	卸売業	565,500	3,240.21 1,832,341,456	4,081.00 2,307,805,500	0.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.52%
合計	96.52%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.08%
鉱業	0.34%
建設業	1.97%
食料品	3.01%
繊維製品	0.35%
パルプ・紙	0.15%
化学	5.35%
医薬品	4.16%
石油・石炭製品	0.53%
ゴム製品	0.67%
ガラス・土石製品	0.66%
鉄鋼	0.86%
非鉄金属	0.77%
金属製品	0.50%
機械	5.42%
電気機器	16.78%
輸送用機器	8.52%
精密機器	2.16%
その他製品	2.31%
電気・ガス業	1.52%
陸運業	2.21%
海運業	0.76%
空運業	0.36%
倉庫・運輸関連業	0.13%
情報・通信業	6.61%
卸売業	7.55%
小売業	3.90%
銀行業	7.79%
証券、商品先物取引業	0.92%
保険業	2.94%
その他金融業	1.13%
不動産業	1.87%
サービス業	4.23%
合計	96.52%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	TOPIX 先物 0606 月	買建	444	12,158,486,800	12,307,680,000	3.44%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報) 運用実績

●FWO TOPIXインデックス

2024年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	21,068円
純資産総額	67億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	1.1%
3カ月間	4.6%
6カ月間	18.0%
1年間	32.8%
3年間	54.1%
5年間	104.7%
設定来	110.7%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円							設定来分配金合計額: 0円		
	第1期 17年11月	第2期 18年11月	第3期 19年12月	第4期 20年11月	第5期 21年11月	第6期 22年11月	第7期 23年11月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

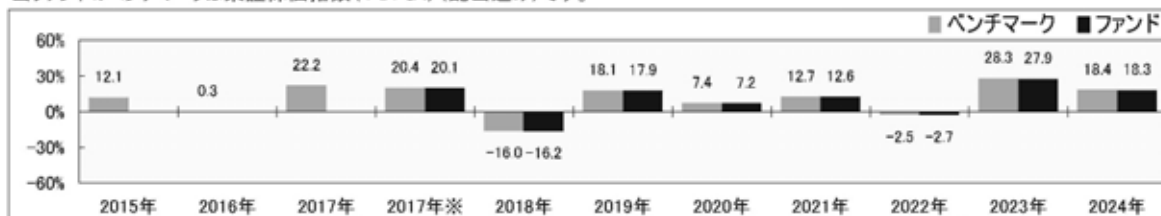
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	株式東証33業種別構成	比率	組入上位10銘柄	業種名	比率
国内株式	2,121	96.5%	電気機器	16.8%	トヨタ自動車	輸送用機器	4.6%
国内株式先物	1	3.4%	輸送用機器	8.5%	TOPIX 先物 0606月	-	3.4%
不動産投資信託等	-	-	銀行業	7.8%	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	2.5%
コール・ローン、その他	-	3.5%	卸売業	7.5%	ソニーグループ	電気機器	2.2%
合計	2,122	-	情報・通信業	6.6%	日立	電気機器	1.9%
株式市場・上場別構成		比率	機械	5.4%	東京エレクトロン	電気機器	1.8%
東証プライム市場		96.1%	化学	5.4%	三井住友フィナンシャルG	銀行業	1.8%
東証スタンダード市場		0.4%	サービス業	4.2%	キーエンス	電気機器	1.7%
東証グロス市場		0.0%	医薬品	4.2%	三菱商事	卸売業	1.7%
地方市場・その他		-	その他	30.1%	三井物産	卸売業	1.6%
合計		96.5%	合計	96.5%	合計		23.2%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2017年※は設定日(1月11日)から年末、2024年は5月31日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



**【ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）】**

(1) **【投資状況】**（2024年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		3,001,517,665	99.98
	内 日本	3,001,517,665	99.98
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		466,953	0.02
純資産総額		3,001,984,618	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】**（2024年5月31日現在）

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	977,088,338	2.7613 2,698,070,591	3.0719 3,001,517,665	99.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.98%
合計	99.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年11月30日)	1,294,661,850	1,294,661,850	1.1363	1.1363
第2計算期間末 (2018年11月30日)	2,198,184,300	2,198,184,300	1.1423	1.1423
第3計算期間末 (2019年12月2日)	2,353,172,110	2,353,172,110	1.3050	1.3050
第4計算期間末 (2020年11月30日)	3,369,427,354	3,369,427,354	1.4661	1.4661
第5計算期間末 (2021年11月30日)	3,374,668,404	3,374,668,404	1.8402	1.8402
第6計算期間末 (2022年11月30日)	4,518,708,605	4,518,708,605	1.5660	1.5660
2023年5月末日	3,196,566,557	—	1.6290	—
6月末日	3,309,550,744	—	1.6831	—
7月末日	3,432,412,006	—	1.7417	—
8月末日	3,374,542,480	—	1.7053	—
9月末日	3,230,199,664	—	1.6287	—
10月末日	3,165,132,940	—	1.5672	—
第7計算期間末 (2023年11月30日)	3,427,426,519	3,427,426,519	1.6927	1.6927
12月末日	3,561,920,436	—	1.7685	—
2024年1月末日	3,619,778,937	—	1.8048	—
2月末日	3,720,782,921	—	1.8478	—
3月末日	3,807,668,071	—	1.9104	—
4月末日	2,914,016,327	—	1.8603	—
5月末日	3,001,984,618	—	1.8913	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年12月1日～ 2024年5月31日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	13.6
第2 計算期間	0.5
第3 計算期間	14.2
第4 計算期間	12.3
第5 計算期間	25.5
第6 計算期間	△14.9
第7 計算期間	8.1
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	11.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	1,218,074,496	79,711,026
第2 計算期間	1,148,408,392	363,438,941
第3 計算期間	570,028,310	691,152,610
第4 計算期間	1,186,063,315	691,086,927
第5 計算期間	503,558,139	967,841,476
第6 計算期間	1,347,521,936	295,924,245
第7 計算期間	370,879,531	1,231,571,990
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	213,017,131	650,584,226

(注) 当初設定数量は 1,000,000 口です。

(参考) マザーファンド  
 外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(1) 投資状況 (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	107,969,445,958	92.20
内 香港	583,916,841	0.50
内 シンガポール	408,618,567	0.35
内 イスラエル	225,670,798	0.19
内 ノルウェー	199,229,193	0.17
内 スウェーデン	1,015,411,388	0.87
内 デンマーク	1,197,675,062	1.02
内 イギリス	4,714,676,044	4.03
内 アイルランド	115,893,206	0.10
内 オランダ	1,583,988,701	1.35
内 ベルギー	279,928,737	0.24
内 フランス	3,581,895,594	3.06
内 ドイツ	2,611,966,262	2.23
内 スイス	2,885,568,083	2.46
内 ポルトガル	60,161,445	0.05
内 スペイン	828,943,042	0.71
内 イタリア	847,836,057	0.72
内 フィンランド	320,056,917	0.27
内 オーストリア	59,781,280	0.05
内 カナダ	3,470,543,369	2.96
内 アメリカ	80,864,291,602	69.05
内 オーストラリア	2,050,441,010	1.75
内 ニュージーランド	62,952,760	0.05
投資証券	2,096,202,027	1.79
内 香港	31,870,478	0.03
内 シンガポール	43,420,485	0.04
内 イギリス	35,409,436	0.03
内 ベルギー	8,418,297	0.01
内 フランス	43,762,798	0.04
内 カナダ	7,920,824	0.01
内 アメリカ	1,721,815,226	1.47
内 オーストラリア	203,584,483	0.17

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,042,758,451	6.01
純資産総額	117,108,406,436	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	7,368,501,958	6.29
内 イギリス	197,482,157	0.17
内 ドイツ	901,585,943	0.77
内 カナダ	302,824,380	0.26
内 アメリカ	5,886,989,823	5.03
内 オーストラリア	79,619,655	0.07
為替予約取引(買建)	8,528,302	0.01
内 日本	8,528,302	0.01
為替予約取引(売建)	110,515,208,695	△94.37
内 日本	110,515,208,695	△94.37

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2024年5月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	81,166	58,981.10 4,787,266,535	64,995.37 5,275,414,672	4.50
2	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	168,863	29,010.37 4,898,782,571	29,982.79 5,062,984,645	4.32
3	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	28,401	83,491.00 2,371,229,338	173,197.70 4,918,987,878	4.20
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	106,985	23,735.13 2,539,306,149	28,106.61 3,006,986,398	2.57
5	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	25,467	56,075.92 1,428,088,251	73,205.41 1,864,322,355	1.59
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	67,968	22,101.28 1,502,181,238	26,976.52 1,833,540,207	1.57

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	59,240	22,353.47 1,324,230,464	27,203.79 1,611,552,780	1.38
8	ELI LILLY & CO	アメリカ	株式	ヘルスケア	9,265	98,094.47 908,845,360	127,752.50 1,183,626,953	1.01
9	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	5,098	169,842.99 865,859,661	213,805.89 1,089,982,474	0.93
10	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	33,169	26,736.55 886,829,331	31,242.98 1,036,298,543	0.88
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	株式	金融	15,059	57,481.57 865,615,725	64,045.53 964,461,657	0.82
12	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	52,129	15,546.25 810,411,954	17,866.79 931,378,031	0.80
13	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	32,946	36,731.54 1,210,160,800	28,023.54 923,263,700	0.79
14	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	株式	ヘルスケア	39,212	16,463.83 645,579,914	20,868.64 818,301,269	0.70
15	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	10,569	84,274.55 890,698,238	75,493.82 797,894,194	0.68
16	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	金融	18,160	41,282.49 749,692,395	42,523.56 772,227,886	0.66
17	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	株式	生活必需 品	27,148	23,404.26 635,381,672	25,482.78 691,806,761	0.59
18	ASML HOLDING NV	オランダ	株式	情報技術	4,607	111,101.14 511,843,353	149,576.18 689,097,461	0.59
19	MASTERCARD INC - A	アメリカ	株式	金融	9,598	66,265.75 636,020,345	69,294.75 665,091,049	0.57
20	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需 品	5,120	104,661.25 535,866,308	127,796.39 654,317,525	0.56
21	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	27,694	25,326.83 701,405,125	22,771.18 630,625,258	0.54
22	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	11,354	54,328.27 616,845,273	51,595.67 585,817,274	0.50
23	MERCK & CO. INC.	アメリカ	株式	ヘルスケア	29,071	18,563.03 539,649,510	19,518.83 567,431,971	0.48
24	WALMART INC	アメリカ	株式	生活必需 品	51,167	8,328.69 426,157,251	10,170.85 520,412,322	0.44
25	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	20,558	22,824.32 469,222,425	24,805.67 509,955,013	0.44
26	NETFLIX INC	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	4,953	75,558.08 374,240,024	101,514.22 502,799,973	0.43
27	NESTLE SA-REG	スイス	株式	生活必需 品	30,723	17,152.72 526,987,738	16,342.70 502,096,895	0.43

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
28	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	82,149	5,263.95 432,431,865	6,054.86 497,401,203	0.42
29	ABBVIE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	20,259	25,434.98 515,287,998	24,500.02 496,346,096	0.42
30	ADVANCED MICRO DEVICES	アメリカ	株式	情報技術	18,627	23,461.47 437,017,614	26,136.39 486,842,630	0.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	92.20%
投資証券	1.79%
合計	93.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	4.33%
素材	3.67%
資本財・サービス	9.72%
一般消費財・サービス	9.13%
生活必需品	6.24%
ヘルスケア	11.25%
金融	14.41%
情報技術	23.38%
コミュニケーション・サービス	7.26%
公益事業	2.52%
不動産	0.28%
合計	92.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 EMINI JUN 24	買建	143	5,897,282,594	5,886,989,823	5.03%
	イギリス	FTSE 100 INDEX JUN 24	買建	12	201,765,389	197,482,157	0.17%
	オーストラ リア	SPI 200 JUN 24	買建	4	81,870,743	79,619,655	0.07%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
	カナダ	S&P/TSE 60 INDEX JUN 24	買建	10	305,616,994	302,824,380	0.26%
	ドイツ	SWISS MKT IX JUN 24	買建	10	204,548,106	206,462,480	0.18%
		EURO STOXX 50 JUN 24	買建	82	696,409,886	695,123,463	0.59%
為替予約取引	日本	カナダ・ドル買/円売 2024年6月	買建	20,000	2,290,128	2,290,078	0.00%
		豪ドル買/円売 2024年6月	買建	60,000	6,238,512	6,238,224	0.01%
		イスラエル・シェケル売/ 円買 2024年6月	売建	3,346,600	140,998,951	141,508,303	△0.12%
		シンガポール・ドル売/円 買 2024年6月	売建	3,362,400	387,518,281	390,139,272	△0.33%
		米ドル売/円買 2024年6月	売建	528,967,900	83,096,149,275	82,821,826,522	△70.72%
		デンマーク・クローネ売/ 円買 2024年6月	売建	51,153,200	1,150,138,779	1,163,479,534	△0.99%
		スイス・フラン売/円買 2024年6月	売建	16,348,400	2,803,420,362	2,837,264,820	△2.42%
		英ポンド売/円買 2024年 6月	売建	24,243,200	4,756,355,834	4,834,154,688	△4.13%
		ユーロ売/円買 2024年6 月	売建	62,267,300	10,440,239,883	10,563,491,776	△9.02%
		カナダ・ドル売/円買 2024年6月	売建	31,433,000	3,585,402,001	3,597,271,102	△3.07%
		豪ドル売/円買 2024年6 月	売建	21,925,800	2,229,452,617	2,278,474,321	△1.95%
		スウェーデン・クローネ 売/円買 2024年6月	売建	68,453,100	977,010,560	1,011,736,818	△0.86%
		ニュージーランド・ドル 売/円買 2024年6月	売建	772,700	71,380,789	74,069,090	△0.06%
		香港ドル売/円買 2024年 6月	売建	29,550,600	593,940,464	591,972,394	△0.51%
ノルウェー・クローネ売/ 円買 2024年6月	売建	14,141,200	199,861,821	209,820,055	△0.18%		

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。



(参考情報) 運用実績

●FWO 外国株式インデックス(為替ヘッジあり)

2024年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	18,913円
純資産総額	30億円



基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.7%
3カ月間	2.4%
6カ月間	11.7%
1年間	16.1%
3年間	12.0%
5年間	60.5%
設定来	89.1%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期				
	17年11月	18年11月	19年12月	20年11月	21年11月	22年11月	23年11月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

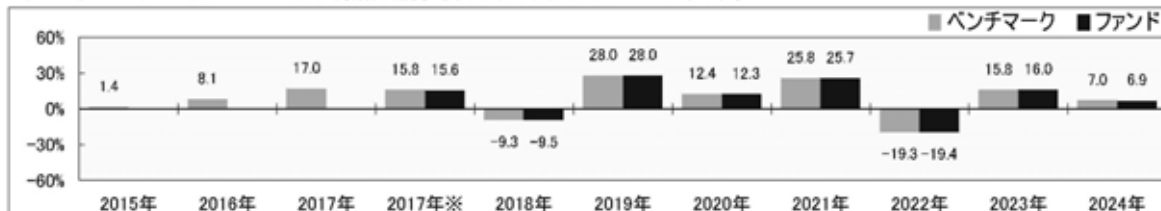
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	1,196	98.5%	日本円	98.2%	情報技術	23.4%	S&P500 EMINI JUN 24	アメリカ	5.0%
外国リート	55	1.7%	米ドル	1.4%	金融	14.4%	MICROSOFT CORP	アメリカ	4.5%
外国投資証券	3	0.1%	ユーロ	0.1%	ヘルスケア	11.3%	APPLE INC	アメリカ	4.3%
外国ワラント	1	0.0%	スイス・フラン	0.1%	資本財・サービス	9.7%	NVIDIA CORP	アメリカ	4.2%
ユーロ・ローン、その他		6.0%	英ポンド	0.0%	一般消費財・サービス	9.1%	AMAZON.COM INC	アメリカ	2.6%
合計	1,255	-	デンマーク・クローネ	0.0%	コミュニケーション・サービス	7.3%	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	1.6%
国・地域別構成			香港ドル	0.0%	生活必需品	6.2%	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	1.6%
アメリカ		75.5%	スウェーデン・クローネ	0.0%	エネルギー	4.3%	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	1.4%
イギリス		4.2%	豪ドル	0.0%	素材	3.7%	ELI LILLY & CO	アメリカ	1.0%
その他		20.5%	その他	0.0%	公益事業、他	2.8%	BROADCOM INC	アメリカ	0.9%
合計		100.3%	合計	100.0%	合計	92.2%	合計		27.1%

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。  
 ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。  
 ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIコクサイ指数(税引後配当込み、円ヘッジ・ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。  
 ・2017年※は設定日(1月11日)から年末、2024年は5月31日までの騰落率を表しています。  
 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

**【ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】**

**(1) 【投資状況】 (2024年5月31日現在)**

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	4,560,785,604	99.19
内 日本	4,560,785,604	99.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	37,197,816	0.81
純資産総額	4,597,983,420	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

**(2) 【投資資産】 (2024年5月31日現在)**

**① 【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	563,875,290	5.3889 3,038,690,206	6.4563 3,640,548,034	79.18
2	ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	338,372,397	2.2864 773,658,595	2.7196 920,237,570	20.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.19%
合計	99.19%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

**② 【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**③ 【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1 計算期間末 (2017年11月30日)	915,626,043	915,626,043	1.1391	1.1391
第2 計算期間末 (2018年11月30日)	1,637,273,973	1,637,273,973	1.1550	1.1550
第3 計算期間末 (2019年12月2日)	1,845,455,269	1,845,455,269	1.2622	1.2622
第4 計算期間末 (2020年11月30日)	2,513,652,732	2,513,652,732	1.3420	1.3420
第5 計算期間末 (2021年11月30日)	2,628,949,371	2,628,949,371	1.7840	1.7840
第6 計算期間末 (2022年11月30日)	3,471,221,862	3,471,221,862	1.8759	1.8759
2023年5月末日	3,508,176,820	—	2.0065	—
6月末日	3,763,102,552	—	2.1615	—
7月末日	3,720,239,892	—	2.1997	—
8月末日	3,771,465,474	—	2.2225	—
9月末日	3,672,922,793	—	2.1755	—
10月末日	3,499,266,648	—	2.1062	—
第7 計算期間末 (2023年11月30日)	3,745,266,306	3,745,266,306	2.2554	2.2554
12月末日	3,785,538,465	—	2.2911	—
2024年1月末日	3,981,381,875	—	2.4110	—
2月末日	4,163,844,884	—	2.5269	—
3月末日	4,144,230,046	—	2.6166	—
4月末日	4,480,660,011	—	2.6796	—
5月末日	4,597,983,420	—	2.7407	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1 計算期間	0.0000
第2 計算期間	0.0000
第3 計算期間	0.0000
第4 計算期間	0.0000
第5 計算期間	0.0000
第6 計算期間	0.0000
第7 計算期間	0.0000
2023年12月1日～ 2024年5月31日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	13.9
第2 計算期間	1.4
第3 計算期間	9.3
第4 計算期間	6.3
第5 計算期間	32.9
第6 計算期間	5.2
第7 計算期間	20.2
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	21.5

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	866,066,727	72,233,916
第2 計算期間	874,852,673	261,158,636
第3 計算期間	481,206,327	436,632,747
第4 計算期間	950,256,999	539,288,288
第5 計算期間	415,335,713	814,761,474
第6 計算期間	645,807,754	269,063,761
第7 計算期間	360,555,164	550,400,119
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	320,838,899	303,737,850

(注) 当初設定数量は 10,000,000 口です。

(参考) マザーファンド  
 外国株式インデックスマザーファンド

(1) 投資状況 (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	515,770,117,853	91.68
内 香港	2,829,968,210	0.50
内 シンガポール	1,978,254,875	0.35
内 イスラエル	1,112,591,261	0.20
内 ノルウェー	935,166,323	0.17
内 スウェーデン	4,895,974,513	0.87
内 デンマーク	5,777,978,305	1.03
内 イギリス	21,634,020,538	3.85
内 アイルランド	524,055,636	0.09
内 オランダ	7,362,701,729	1.31
内 ベルギー	1,281,749,058	0.23
内 フランス	16,724,228,447	2.97
内 ドイツ	12,146,715,273	2.16
内 スイス	12,956,179,804	2.30
内 ポルトガル	275,392,068	0.05
内 スペイン	3,867,968,201	0.69
内 イタリア	3,929,645,363	0.70
内 フィンランド	1,456,056,895	0.26
内 オーストリア	271,882,942	0.05
内 カナダ	15,682,849,663	2.79
内 アメリカ	390,949,800,372	69.49
内 オーストラリア	8,887,760,245	1.58
内 ニュージーランド	289,178,132	0.05
投資証券	9,989,938,898	1.78
内 香港	143,669,478	0.03
内 シンガポール	189,235,714	0.03
内 イギリス	175,853,692	0.03
内 ベルギー	40,992,454	0.01
内 フランス	199,969,431	0.04
内 カナダ	35,015,071	0.01
内 アメリカ	8,322,419,129	1.48
内 オーストラリア	882,783,929	0.16

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	36,803,829,599	6.54
純資産総額	562,563,886,350	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	36,305,293,627	6.45
内 イギリス	1,876,080,495	0.33
内 ドイツ	6,353,219,644	1.13
内 カナダ	2,392,312,602	0.43
内 アメリカ	24,330,146,751	4.32
内 オーストラリア	1,353,534,135	0.24
為替予約取引(買建)	20,277,735,340	3.60
内 日本	20,277,735,340	3.60

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2024年5月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	392,500	59,927.18 23,521,477,285	64,995.37 25,510,685,002	4.53
2	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	816,500	29,519.78 24,102,982,529	29,982.79 24,480,951,791	4.35
3	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	137,280	80,755.89 11,086,178,821	173,197.70 23,776,580,256	4.23
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	516,900	23,423.38 12,107,557,633	28,106.61 14,528,310,224	2.58
5	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	123,400	54,390.66 6,711,815,107	73,205.41 9,033,548,458	1.61
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	328,900	21,314.28 7,010,299,478	26,976.52 8,872,577,888	1.58
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	286,440	21,534.66 6,168,410,223	27,203.79 7,792,254,868	1.39

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
8	ELI LILLY & CO	アメリカ	株式	ヘルスケア	44,885	95,167.04 4,271,577,712	127,752.50 5,734,171,160	1.02
9	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	24,712	152,716.48 3,773,932,892	213,805.89 5,283,571,381	0.94
10	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	160,670	24,647.05 3,960,066,100	31,242.98 5,019,810,271	0.89
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	アメリカ	株式	金融	72,950	56,938.62 4,153,683,276	64,045.53 4,672,121,516	0.83
12	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	252,309	16,111.14 4,065,012,354	17,866.79 4,507,952,574	0.80
13	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	159,050	37,312.11 5,934,494,269	28,023.54 4,457,144,769	0.79
14	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	株式	ヘルスケア	188,687	16,007.44 3,020,399,789	20,868.64 3,937,641,830	0.70
15	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	51,366	83,228.15 4,275,101,945	75,493.82 3,877,815,609	0.69
16	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	金融	88,050	40,155.37 3,535,691,312	42,523.56 3,744,199,634	0.67
17	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	130,967	23,806.76 3,117,905,890	25,482.78 3,337,404,453	0.59
18	ASML HOLDING NV	オランダ	株式	情報技術	21,651	110,632.55 2,395,307,262	149,576.18 3,238,473,873	0.58
19	MASTERCARD INC - A	アメリカ	株式	金融	46,500	65,089.41 3,026,661,782	69,294.75 3,222,206,061	0.57
20	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需品	24,660	94,270.33 2,324,707,899	127,796.39 3,151,459,017	0.56
21	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	133,800	23,890.15 3,196,522,958	22,771.18 3,046,784,847	0.54
22	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	55,350	49,504.91 2,740,100,310	51,595.67 2,855,820,512	0.51
23	MERCK & CO. INC.	アメリカ	株式	ヘルスケア	140,821	16,219.76 2,284,088,592	19,518.83 2,748,661,469	0.49
24	WALMART INC	アメリカ	株式	生活必需品	246,900	8,263.01 2,040,171,884	10,170.85 2,511,184,988	0.45
25	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	99,418	22,689.68 2,255,767,500	24,805.67 2,466,130,339	0.44
26	NETFLIX INC	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	24,290	76,468.58 1,857,422,621	101,514.22 2,465,780,608	0.44
27	ABBVIE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	98,072	22,223.53 2,179,510,766	24,500.02 2,402,766,883	0.43
28	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	395,901	4,821.00 1,908,670,364	6,054.86 2,397,127,583	0.43

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
29	ADVANCED MICRO DEVICES	アメリカ	株式	情報技術	89,827	20,211.93 1,815,588,378	26,136.39 2,347,753,954	0.42
30	NESTLE SA-REG	スイス	株式	生活必需品	138,276	17,125.29 2,368,035,255	16,342.70 2,259,803,738	0.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	91.68%
投資証券	1.78%
合計	93.46%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	4.28%
素材	3.56%
資本財・サービス	9.63%
一般消費財・サービス	9.08%
生活必需品	6.15%
ヘルスケア	11.22%
金融	14.26%
情報技術	23.46%
コミュニケーション・サービス	7.27%
公益事業	2.48%
不動産	0.28%
合計	91.68%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 EMINI JUN 24	買建	591	24,368,773,929	24,330,146,751	4.32%
	イギリス	FTSE 100 INDEX JUN 24	買建	114	1,846,368,247	1,876,080,495	0.33%
	オーストラリア	SPI 200 JUN 24	買建	68	1,382,350,730	1,353,534,135	0.24%
	カナダ	S&P/TSE 60 INDEX JUN 24	買建	79	2,407,700,046	2,392,312,602	0.43%
	ドイツ	SWISS MKT IX JUN 24	買建	86	1,735,788,468	1,775,577,328	0.32%



種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		EURO STOXX 50 JUN 24	買建	540	4,573,886,782	4,577,642,316	0.81%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2024年6月	買建	87,400,000	13,698,045,140	13,691,135,500	2.43%
		豪ドル買/円売 2024年6月	買建	7,300,000	747,907,990	758,597,750	0.13%
		カナダ・ドル買/円売 2024年6月	買建	15,100,000	1,725,089,450	1,728,272,090	0.31%
		ユーロ買/円売 2024年6月	買建	11,200,000	1,889,067,180	1,900,052,000	0.34%
		英ポンド買/円売 2024年6月	買建	5,200,000	1,027,729,850	1,036,893,000	0.18%
		スイス・フラン買/円売 2024年6月	買建	6,700,000	1,149,048,400	1,162,785,000	0.21%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	30,778,893,566	85.28
内 中国	12,552,759,113	34.78
内 台湾	5,567,373,453	15.42
内 タイ	953,384,154	2.64
内 マレーシア	186,532,499	0.52
内 インドネシア	334,721,339	0.93
内 インド	3,726,881,265	10.33
内 サウジアラビア	749,774,978	2.08
内 トルコ	644,792,798	1.79
内 カナダ	22,791,563	0.06
内 メキシコ	793,198,080	2.20
内 チリ	105,969,019	0.29
内 ブラジル	3,980,684,511	11.03
内 南アフリカ	1,160,030,794	3.21
投資証券	3,081,266,465	8.54
内 アメリカ	3,027,915,076	8.39
内 メキシコ	25,505,252	0.07
内 南アフリカ	27,846,137	0.08
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,233,135,060	6.19
純資産総額	36,093,295,091	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1,916,172,362	5.31
内 アメリカ	1,916,172,362	5.31
為替予約取引(買建)	204,718,188	0.57
内 日本	204,718,188	0.57
為替予約取引(売建)	4,329,015	△0.01
内 日本	4,329,015	△0.01

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産 (2024年5月31日現在)

### ① 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	INVESCO FTSE RAFI EMERGING M	アメリカ	投資証券	—	935,500	3,007.37 2,813,496,793	3,236.68 3,027,915,076	8.39
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	情報技術	411,000	2,854.24 1,173,096,491	4,045.69 1,662,781,220	4.61
3	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	中国	株式	一般消費財・サービス	800,500	1,585.39 1,269,109,539	1,529.81 1,224,616,908	3.39
4	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	株式	コミュニケーション・サービス	127,600	6,542.67 834,846,947	7,378.40 941,483,840	2.61
5	IND & COMM BK OF CHINA-H	中国	株式	金融	9,009,000	83.18 749,474,483	89.62 807,418,112	2.24
6	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	ブラジル	株式	エネルギー	663,600	921.19 611,317,747	1,136.21 753,992,009	2.09
7	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	株式	金融	6,597,000	101.49 669,681,932	112.28 740,711,160	2.05
8	VALE SA	ブラジル	株式	素材	387,790	1,925.93 746,859,634	1,903.42 738,128,334	2.05
9	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	株式	金融	809,500	936.47 758,081,128	807.01 653,276,619	1.81
10	BANK OF CHINA LTD-H	中国	株式	金融	7,868,000	63.83 502,373,159	74.38 585,265,114	1.62
11	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	ブラジル	株式	エネルギー	440,900	1,020.48 449,941,640	1,187.98 523,782,079	1.45
12	JD.COM INC - CL A	中国	株式	一般消費財・サービス	181,395	2,495.24 452,626,383	2,273.67 412,432,370	1.14
13	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	中国	株式	エネルギー	3,843,800	93.17 358,156,605	100.65 386,882,314	1.07
14	HON HAI PRECISION INDUSTRY	台湾	株式	情報技術	427,902	540.22 231,164,343	852.10 364,618,161	1.01
15	RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	株式	エネルギー	64,232	4,489.61 288,376,833	5,385.93 345,949,248	0.96
16	MEDIATEK INC	台湾	株式	情報技術	55,003	3,946.14 217,049,874	6,227.86 342,551,094	0.95
17	PETROCHINA CO LTD-H	中国	株式	エネルギー	1,846,000	114.42 211,243,606	159.59 294,617,908	0.82

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
18	HDFC BANK LIMITED	インド	株式	金融	86,136	2,718.01 234,118,623	2,863.06 246,613,096	0.68
19	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	ブラジル	株式	金融	258,836	864.42 223,755,405	943.58 244,233,726	0.68
20	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	中国	株式	金融	3,312,000	62.25 206,223,730	67.36 223,122,816	0.62
21	XIAOMI CORP-CLASS B	中国	株式	情報技術	607,800	227.40 138,218,996	354.88 215,699,103	0.60
22	CHINA MERCHANTS BANK-H	中国	株式	金融	301,500	716.26 215,957,603	705.76 212,786,640	0.59
23	EVERGREEN MARINE CORP LTD	台湾	株式	資本財・サービス	199,800	652.84 130,440,059	1,054.87 210,763,885	0.58
24	BAIDU INC-CLASS A	中国	株式	コミュニケーション・サービス	105,350	2,617.76 275,783,741	1,900.74 200,242,959	0.55
25	MEITUAN-CLASS B	中国	株式	一般消費財・サービス	90,490	2,164.65 195,880,730	2,183.44 197,579,938	0.55
26	BANCO BRADESCO SA-PREF	ブラジル	株式	金融	502,159	493.37 247,758,881	384.95 193,310,393	0.54
27	PTT PCL-NVDR	タイ	株式	エネルギー	1,367,100	143.67 196,419,988	140.58 192,186,918	0.53
28	AMERICA MOVIL L	メキシコ	株式	コミュニケーション・サービス	1,248,900	170.16 212,532,677	147.91 184,729,283	0.51
29	INFOSYS LTD	インド	株式	情報技術	63,137	2,551.02 161,064,417	2,697.88 170,336,081	0.47
30	UNITED MICROELECTRONICS CORP	台湾	株式	情報技術	623,000	239.15 148,993,739	269.39 167,830,743	0.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	85.28%
投資証券	8.54%
合計	93.81%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	10.55%
素材	8.91%
資本財・サービス	4.31%
一般消費財・サービス	8.70%
生活必需品	2.92%

業種	投資比率
ヘルスケア	0.81%
金融	24.98%
情報技術	14.26%
コミュニケーション・サービス	5.95%
公益事業	2.55%
不動産	1.33%
合計	85.28%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) JUN 24	買建	229	1,900,181,826	1,916,172,362	5.31%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2024年6 月	買建	1,307,481	205,408,311	204,718,188	0.57%
		インドネシア・ルピア売/ 円買 2024年6月	売建	446,290,365	4,329,015	4,329,015	△0.01%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FWO 外国株式インデックスEM+ (為替ヘッジなし)

2024年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	27,407円
純資産総額	45億円



**基準価額の騰落率**

期間	ファンド
1カ月間	2.3%
3カ月間	8.5%
6カ月間	21.5%
1年間	36.6%
3年間	66.1%
5年間	139.7%
設定来	174.1%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期				
	17年11月	18年11月	19年12月	20年11月	21年11月	22年11月	23年11月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

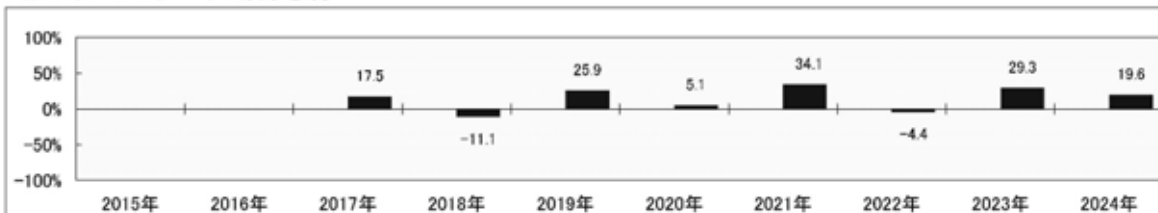
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	1,615	95.8%	米ドル	62.2%	情報技術	21.4%	MICROSOFT CORP	アメリカ	3.6%
外国投資証券	4	1.7%	ユーロ	7.4%	金融	16.3%	APPLE INC	アメリカ	3.4%
外国リート	57	1.4%	香港ドル	6.3%	ヘルスケア	9.0%	S&P500 EMINI JUN 24	アメリカ	3.4%
			英ポンド	3.3%	一般消費財・サービス	8.9%	NVIDIA CORP	アメリカ	3.3%
コール・ローン、その他		7.2%	台湾ドル	3.1%	資本財・サービス	8.5%	AMAZON.COM INC	アメリカ	2.0%
合計	1,676	-	カナダドル	2.5%	コミュニケーション・サービス	6.9%	INVESCO FTSE RAFI EMERGING M	アメリカ	1.7%
国・地域別構成			ブラジル・レアル	2.4%	エネルギー	5.5%	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	1.3%
アメリカ		62.4%	インド・ルピー	2.3%	生活必需品	5.5%	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	1.2%
中国		7.0%	スイス・フラン	2.1%	素材	4.6%	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	1.1%
その他		29.6%	その他	8.2%	公益事業、他	3.0%	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) JUN 24	アメリカ	1.1%
合計		98.9%	合計	100.0%	合計	89.7%	合計		22.2%

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。  
 ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。  
 ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
 ・2017年は設定日(1月11日)から年末、2024年は5月31日までの騰落率を表示しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

**【ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス】**

(1) **【投資状況】** (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,270,164,056	99.90
内 日本	2,270,164,056	99.90
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,267,882	0.10
純資産総額	2,272,431,938	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】** (2024年5月31日現在)

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日本債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,738,390,425	1.3434 2,335,464,390	1.3059 2,270,164,056	99.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.90%
合計	99.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年11月30日)	1,379,006,108	1,379,006,108	1.0010	1.0010
第2計算期間末 (2018年11月30日)	2,161,576,187	2,161,576,187	1.0025	1.0025
第3計算期間末 (2019年12月2日)	2,135,143,578	2,135,143,578	1.0249	1.0249
第4計算期間末 (2020年11月30日)	2,402,441,089	2,402,441,089	1.0153	1.0153
第5計算期間末 (2021年11月30日)	3,041,324,471	3,041,324,471	1.0151	1.0151
第6計算期間末 (2022年11月30日)	2,874,160,689	2,874,160,689	0.9712	0.9712
2023年5月末日	2,911,324,125	—	0.9813	—
6月末日	2,879,044,544	—	0.9835	—
7月末日	2,871,839,533	—	0.9681	—
8月末日	2,865,086,419	—	0.9611	—
9月末日	2,842,102,393	—	0.9540	—
10月末日	2,835,883,962	—	0.9387	—
第7計算期間末 (2023年11月30日)	2,852,364,749	2,852,364,749	0.9585	0.9585
12月末日	2,843,084,899	—	0.9624	—
2024年1月末日	2,839,392,432	—	0.9554	—
2月末日	2,870,936,060	—	0.9584	—
3月末日	2,978,897,433	—	0.9572	—
4月末日	2,295,211,521	—	0.9462	—
5月末日	2,272,431,938	—	0.9310	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年12月1日～ 2024年5月31日	—



③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	0.1
第2 計算期間	0.1
第3 計算期間	2.2
第4 計算期間	△0.9
第5 計算期間	△0.0
第6 計算期間	△4.3
第7 計算期間	△1.3
2023年12月1日～ 2024年5月31日	△2.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	1,498,842,558	122,203,095
第2 計算期間	1,389,815,832	611,289,476
第3 計算期間	844,707,447	917,630,059
第4 計算期間	862,550,219	579,555,037
第5 計算期間	1,226,825,775	597,072,806
第6 計算期間	723,779,301	760,465,609
第7 計算期間	641,695,463	625,117,092
2023年12月1日～ 2024年5月31日	429,306,157	964,374,808

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド  
日本債券インデックスマザーファンド

(1) 投資状況 (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	96,154,937,240	82.94
内 日本	96,154,937,240	82.94
地方債証券	6,739,298,500	5.81
内 日本	6,739,298,500	5.81
特殊債券	3,822,859,400	3.30
内 日本	3,822,859,400	3.30
社債券	8,902,518,800	7.68
内 日本	8,902,518,800	7.68
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	309,178,784	0.27
純資産総額	115,928,792,724	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2024年5月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	145 5 年国債	日本	国債証券	1,770,000,000	100.17 1,773,026,700	99.79 1,766,318,400	0.100000 2025/09/20	1.52
2	144 5 年国債	日本	国債証券	1,500,000,000	100.16 1,502,548,000	99.83 1,497,570,000	0.100000 2025/06/20	1.29
3	147 5 年国債	日本	国債証券	1,430,000,000	99.91 1,428,803,900	99.38 1,421,191,200	0.005000 2026/03/20	1.23
4	370 10 年国債	日本	国債証券	1,350,000,000	98.67 1,332,129,200	96.23 1,299,105,000	0.500000 2033/03/20	1.12
5	150 5 年国債	日本	国債証券	1,300,000,000	99.68 1,295,940,000	98.94 1,286,233,000	0.005000 2026/12/20	1.11
6	148 5 年国債	日本	国債証券	1,280,000,000	99.87 1,278,424,000	99.20 1,269,862,400	0.005000 2026/06/20	1.10
7	349 10 年国債	日本	国債証券	1,250,000,000	99.71 1,246,475,000	98.62 1,232,775,000	0.100000 2027/12/20	1.06
8	146 5 年国債	日本	国債証券	1,180,000,000	100.15 1,181,802,400	99.68 1,176,271,200	0.100000 2025/12/20	1.01
9	149 5 年国債	日本	国債証券	1,170,000,000	99.53 1,164,546,400	99.07 1,159,200,900	0.005000 2026/09/20	1.00

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
10	347 10 年国債	日本	国債証券	1,100,000,000	99.91 1,099,021,000	98.93 1,088,263,000	0.100000 2027/06/20	0.94
11	365 10 年国債	日本	国債証券	1,130,000,000	96.63 1,092,018,000	94.64 1,069,499,800	0.100000 2031/12/20	0.92
12	456 2 年国債	日本	国債証券	1,050,000,000	99.87 1,048,645,500	99.65 1,046,356,500	0.100000 2026/01/01	0.90
13	348 10 年国債	日本	国債証券	1,050,000,000	99.82 1,048,204,500	98.78 1,037,211,000	0.100000 2027/09/20	0.89
14	360 10 年国債	日本	国債証券	1,000,000,000	97.94 979,480,000	96.26 962,640,000	0.100000 2030/09/20	0.83
15	373 10 年国債	日本	国債証券	1,000,000,000	98.93 989,359,600	96.13 961,360,000	0.600000 2033/12/20	0.83
16	369 10 年国債	日本	国債証券	990,000,000	98.96 979,707,700	96.51 955,528,200	0.500000 2032/12/20	0.82
17	363 10 年国債	日本	国債証券	1,000,000,000	97.20 972,036,000	95.36 953,620,000	0.100000 2031/06/20	0.82
18	364 10 年国債	日本	国債証券	1,000,000,000	96.85 968,500,000	95.00 950,090,000	0.100000 2031/09/20	0.82
19	345 10 年国債	日本	国債証券	950,000,000	100.04 950,427,500	99.18 942,210,000	0.100000 2026/12/20	0.81
20	350 10 年国債	日本	国債証券	900,000,000	99.59 896,355,000	98.43 885,933,000	0.100000 2028/03/20	0.76
21	367 10 年国債	日本	国債証券	900,000,000	96.94 872,487,000	94.74 852,723,000	0.200000 2032/06/20	0.74
22	151 5 年国債	日本	国債証券	850,000,000	99.66 847,181,000	98.79 839,791,500	0.005000 2027/03/20	0.72
23	16 40 年国債	日本	国債証券	1,120,000,000	85.80 961,024,300	74.31 832,361,600	1.300000 2063/03/20	0.72
24	362 10 年国債	日本	国債証券	850,000,000	97.35 827,533,900	95.67 813,220,500	0.100000 2031/03/20	0.70
25	368 10 年国債	日本	国債証券	860,000,000	96.67 831,396,500	94.41 811,943,200	0.200000 2032/09/20	0.70
26	343 10 年国債	日本	国債証券	780,000,000	100.11 780,889,200	99.40 775,327,800	0.100000 2026/06/20	0.67
27	344 10 年国債	日本	国債証券	780,000,000	100.09 780,756,600	99.29 774,493,200	0.100000 2026/09/20	0.67
28	346 10 年国債	日本	国債証券	780,000,000	99.98 779,867,400	99.06 772,675,800	0.100000 2027/03/20	0.67
29	340 10 年国債	日本	国債証券	760,000,000	100.71 765,411,200	100.18 761,375,600	0.400000 2025/09/20	0.66
30	371 10 年国債	日本	国債証券	800,000,000	97.56 780,555,000	95.10 760,808,000	0.400000 2033/06/20	0.66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	82.94%
地方債証券	5.81%
特殊債券	3.30%
社債券	7.68%
合計	99.73%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

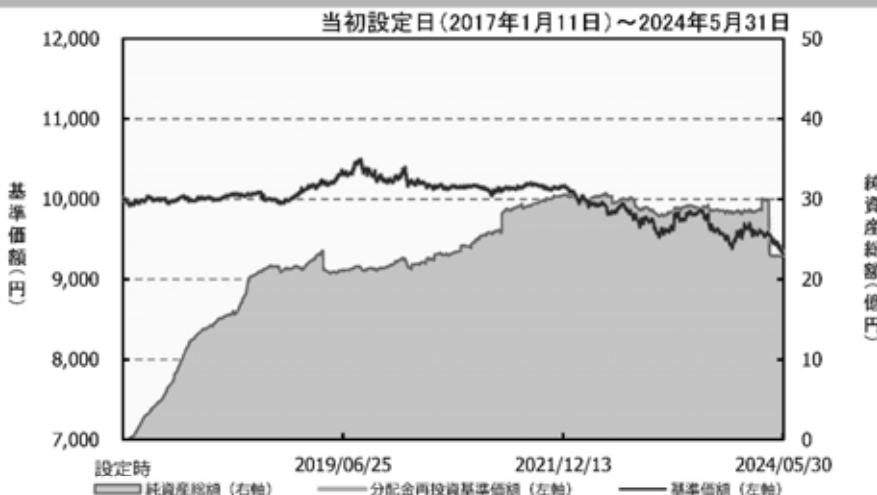
●FWO 日本債券インデックス

2024年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,310円
純資産総額	22億円



基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-1.6%
3カ月間	-2.9%
6カ月間	-2.9%
1年間	-5.1%
3年間	-8.1%
5年間	-9.3%
設定来	-6.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円							設定来分配金合計額: 0円		
	第1期 17年11月	第2期 18年11月	第3期 19年12月	第4期 20年11月	第5期 21年11月	第6期 22年11月	第7期 23年11月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額を約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

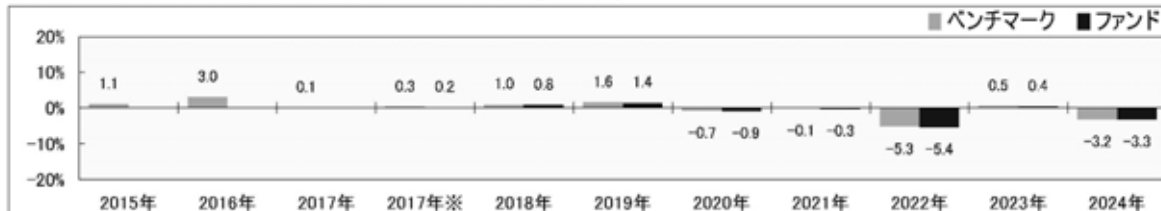
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	利率(%)	償還日	比率
国内債券	423	99.6%	直接利回り(%)	145 5年国債	0.100	2025/09/20	1.5%
国内債券先物	-	-	最終利回り(%)	144 5年国債	0.100	2025/06/20	1.3%
コール・ローン、その他	-	0.4%	修正デュレーション	147 5年国債	0.005	2026/03/20	1.2%
合計	423	100.0%	残存年数	370 10年国債	0.500	2033/03/20	1.1%
債券種別構成		比率	格付別構成	150 5年国債 <td>0.005</td> <td>2026/12/20</td> <td>1.1%</td>	0.005	2026/12/20	1.1%
国債		82.7%	AAA	148 5年国債	0.005	2026/06/20	1.1%
事業債		8.5%	AA	349 10年国債	0.100	2027/12/20	1.1%
地方債		6.8%	A	146 5年国債	0.100	2025/12/20	1.0%
政府保証債		1.4%	BBB	149 5年国債	0.005	2026/09/20	1.0%
その他		0.3%	BB以下・無格付	347 10年国債	0.100	2027/06/20	0.9%
合計		99.6%	合計	合計			11.4%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。無格付債券を2.5%保有しております。  
※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。  
・2017年※は設定日(1月11日)から年末、2024年は5月31日までの騰落率を表しています。  
・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

**【ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）】**

(1) **【投資状況】** (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		3,808,406,564	99.80
内	日本	3,808,406,564	99.80
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		7,616,364	0.20
純資産総額		3,816,022,928	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】** (2024年5月31日現在)

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国債券インデックス(為替ヘッジあり)マ ザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	4,593,422,463	0.8446 3,879,794,269	0.8291 3,808,406,564	99.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.80%
合計	99.80%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年11月30日)	2,166,190,168	2,166,190,168	1.0078	1.0078
第2計算期間末 (2018年11月30日)	3,598,169,224	3,598,169,224	0.9860	0.9860
第3計算期間末 (2019年12月2日)	3,539,153,139	3,539,153,139	1.0567	1.0567
第4計算期間末 (2020年11月30日)	3,993,652,896	3,993,652,896	1.1094	1.1094
第5計算期間末 (2021年11月30日)	5,184,444,357	5,184,444,357	1.0770	1.0770
第6計算期間末 (2022年11月30日)	3,789,341,941	3,789,341,941	0.9096	0.9096
2023年5月末日	3,895,587,338	—	0.8879	—
6月末日	3,869,293,842	—	0.8816	—
7月末日	4,050,071,941	—	0.8769	—
8月末日	4,039,862,471	—	0.8699	—
9月末日	3,938,615,990	—	0.8461	—
10月末日	3,990,683,688	—	0.8413	—
第7計算期間末 (2023年11月30日)	4,087,108,529	4,087,108,529	0.8649	0.8649
12月末日	4,174,195,067	—	0.8887	—
2024年1月末日	4,125,866,593	—	0.8727	—
2月末日	4,116,702,184	—	0.8627	—
3月末日	4,347,744,770	—	0.8677	—
4月末日	3,789,125,017	—	0.8507	—
5月末日	3,816,022,928	—	0.8481	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年12月1日～ 2024年5月31日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	0.8
第2 計算期間	△2.2
第3 計算期間	7.2
第4 計算期間	5.0
第5 計算期間	△2.9
第6 計算期間	△15.5
第7 計算期間	△4.9
2023年12月1日～ 2024年5月31日	△1.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	2,296,791,192	148,346,007
第2 計算期間	2,190,846,317	691,122,259
第3 計算期間	1,134,630,067	1,434,493,694
第4 計算期間	1,133,997,978	883,504,385
第5 計算期間	1,938,477,119	724,498,228
第6 計算期間	881,042,439	1,528,864,291
第7 計算期間	1,222,534,062	663,008,864
2023年12月1日～ 2024年5月31日	772,618,017	998,701,998

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。



## (参考) マザーファンド

## 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド

## (1) 投資状況 (2024年5月31日現在)

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	122,263,160,516	97.33
内 ユーロ	38,895,101,066	30.96
内 中国	11,905,596,151	9.48
内 シンガポール	589,066,448	0.47
内 マレーシア	653,852,109	0.52
内 イスラエル	394,995,502	0.31
内 ノルウェー	201,181,020	0.16
内 スウェーデン	299,105,524	0.24
内 デンマーク	388,599,168	0.31
内 イギリス	6,226,429,658	4.96
内 ポーランド	660,505,055	0.53
内 カナダ	2,511,089,801	2.00
内 アメリカ	56,488,785,074	44.97
内 メキシコ	1,047,752,938	0.83
内 オーストラリア	1,722,272,333	1.37
内 ニュージーランド	278,828,669	0.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,349,624,515	2.67
純資産総額	125,612,785,031	100.00

## その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
債券先物取引(買建)	2,093,537,228	1.67
内 ドイツ	152,527,806	0.12
内 アメリカ	1,941,009,422	1.55
為替予約取引(売建)	124,935,561,175	△99.46
内 日本	124,935,561,175	△99.46

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産 (2024年5月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	14,000,000	92.86 2,037,748,526	92.74 2,035,093,351	2.250000 2027/08/15	1.62
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	12,850,000	92.85 1,870,200,911	93.52 1,883,655,160	2.000000 2026/11/15	1.50
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,950,000	108.10 1,347,028,183	104.70 1,304,711,205	6.125000 2027/11/15	1.04
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,000,000	99.88 1,252,528,825	99.86 1,252,202,129	5.000000 2025/10/31	1.00
5	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,000,000	92.78 1,163,477,258	94.51 1,185,167,566	0.250000 2025/07/31	0.94
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,000,000	89.37 1,120,728,617	91.34 1,145,343,067	0.625000 2026/07/31	0.91
7	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,000,000	93.14 1,022,001,226	94.07 1,032,161,113	1.875000 2026/06/30	0.82
8	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,865,000	92.52 995,609,117	93.88 1,010,232,231	1.625000 2026/05/15	0.80
9	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,500,000	92.95 947,055,211	91.70 934,279,334	2.625000 2029/02/15	0.74
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	6,000,000	102.47 963,682,654	99.09 931,929,018	4.375000 2028/11/30	0.74
11	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,800,000	95.24 865,837,402	97.13 883,064,696	2.125000 2025/05/15	0.70
12	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,000,000	90.94 855,245,540	91.84 863,765,926	1.500000 2027/01/31	0.69
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,750,000	91.75 826,964,550	92.99 838,095,049	1.500000 2026/08/15	0.67
14	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,550,000	93.53 813,702,308	93.55 813,850,192	2.375000 2027/05/15	0.65
15	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	5,000,000	99.70 781,389,025	99.69 781,325,389	4.875000 2025/11/30	0.62
16	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,500,000	87.80 756,949,184	88.15 759,931,946	1.250000 2028/03/31	0.60
17	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	5,300,000	92.74 770,444,811	88.83 737,930,352	2.875000 2032/05/15	0.59
18	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,400,000	87.96 744,557,633	86.76 734,375,489	1.750000 2029/11/15	0.58
19	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,000,000	93.37 731,779,875	93.67 734,099,627	2.250000 2027/02/15	0.58
20	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,820,000	94.65 715,083,365	96.35 727,919,086	2.000000 2025/08/15	0.58
21	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,500,000	102.38 722,121,296	99.57 702,297,081	4.500000 2033/11/15	0.56

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
22	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,000,000	87.44 685,337,813	86.56 678,386,394	1.625000 2029/08/15	0.54
23	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,500,000	94.82 668,793,906	96.05 677,497,678	2.250000 2025/11/15	0.54
24	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,500,000	94.15 664,102,580	91.36 644,438,861	3.375000 2033/05/15	0.51
25	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,300,000	95.60 644,373,970	94.05 633,880,071	3.125000 2028/11/15	0.50
26	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	5,000,000	80.78 633,084,664	79.64 624,138,680	0.875000 2030/11/15	0.50
27	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,000,000	103.05 646,082,280	98.89 620,050,900	4.375000 2030/11/30	0.49
28	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,900,000	82.42 633,076,151	80.53 618,545,099	1.125000 2031/02/15	0.49
29	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	4,500,000	85.93 606,097,122	87.03 613,869,858	0.625000 2027/11/30	0.49
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	4,000,000	102.30 641,405,158	96.96 607,925,494	4.125000 2032/11/15	0.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.33%
合計	97.33%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
債券先物取引	アメリカ	US LONG BOND SEP 24	買建	2	36,269,153	36,216,736	0.03%
		US 10YR NOTE SEP 24	買建	10	170,092,336	170,136,380	0.14%
		US 5YR NOTE SEP 24	買建	15	248,232,147	248,334,938	0.20%
		US 2YR NOTE SEP 24	買建	40	1,275,785,105	1,276,353,444	1.02%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		US ULTRA T-BOND SEP 24	買建	11	210,458,270	209,967,924	0.17%
	ドイツ	EURO-SCHATZ JUN 24	買建	5	89,730,767	89,104,789	0.07%
		EURO-OAT JUN 24	買建	3	65,222,209	63,423,017	0.05%
為替予約取引	日本	英ポンド売/円買 2024年 6月	売建	32,536,000	6,378,214,281	6,488,722,805	△5.17%
		イスラエル・シェケル売/ 円買 2024年6月	売建	12,041,000	505,629,284	509,216,298	△0.41%
		シンガポール・ドル売/円 買 2024年6月	売建	5,418,000	622,842,444	628,720,432	△0.50%
		米ドル売/円買 2024年6 月	売建	362,470,000	56,736,252,094	56,761,497,107	△45.19%
		ポーランド・ズロチ売/円 買 2024年6月	売建	18,367,000	710,231,686	727,096,265	△0.58%
		デンマーク・クローネ売/ 円買 2024年6月	売建	18,037,000	405,448,311	410,289,442	△0.33%
		マレーシア・リングgit 売/円買 2024年6月	売建	21,630,000	721,815,760	718,629,733	△0.57%
		ユーロ売/円買 2024年6 月	売建	236,496,000	39,647,809,399	40,125,424,933	△31.94%
		カナダ・ドル売/円買 2024年6月	売建	23,381,000	2,665,426,985	2,676,140,159	△2.13%
		豪ドル売/円買 2024年6 月	売建	17,132,000	1,743,206,698	1,780,540,752	△1.42%
		スウェーデン・クローネ 売/円買 2024年6月	売建	21,192,000	302,613,283	313,217,760	△0.25%
		ノルウェー・クローネ売/ 円買 2024年6月	売建	15,193,000	214,921,697	225,453,484	△0.18%
		メキシコ・ペソ売/円買 2024年6月	売建	119,832,000	1,094,605,404	1,101,831,273	△0.88%
		ニュージーランド・ドル 売/円買 2024年6月	売建	3,280,000	303,810,656	314,460,488	△0.25%
		オフショア人民元売/円買 2024年6月	売建	562,872,000	12,161,187,283	12,154,320,244	△9.68%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 債券先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算  
値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近  
い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FWO 外国債券インデックス(為替ヘッジあり)

2024年5月31日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	8,481円
純資産総額	38億円



**基準価額の騰落率**

期間	ファンド
1カ月間	-0.3%
3カ月間	-1.7%
6カ月間	-1.9%
1年間	-4.5%
3年間	-20.5%
5年間	-17.5%
設定来	-15.2%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期				
	17年11月	18年11月	19年12月	20年11月	21年11月	22年11月	23年11月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

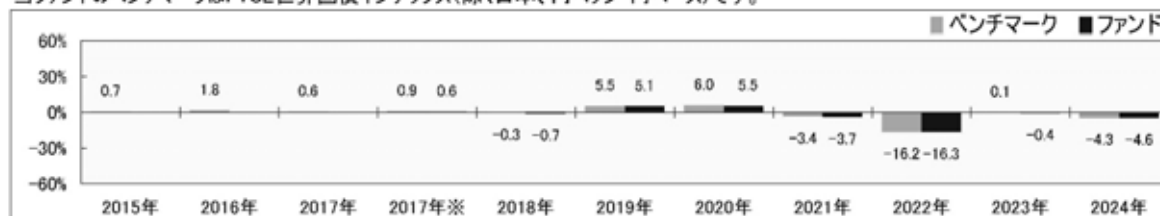
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	償還日	比率
外国債券・先物	660	98.8%	日本円	100.0%	直接利回り(%)	United States Treasury Note/Bond	2027/08/15	1.6%
			米ドル	0.2%	最終利回り(%)	United States Treasury Note/Bond	2026/11/15	1.5%
コール・ローン、その他		2.9%	オフショア人民元	0.1%	修正デュレーション	United States Treasury Note/Bond	2027/11/15	1.0%
合計	660	-	マレーシア・リンギット	0.0%	残存年数	US 2YR NOTE SEP 24	-	1.0%
債券種別構成			カナダ・ドル	0.0%	格付別構成	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2025/10/31	1.0%
国債		97.1%	シンガポール・ドル	0.0%	AAA	United States Treasury Note/Bond	2025/07/31	0.9%
			メキシコ・ペソ	0.0%	AA	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2026/07/31	0.9%
			ノルウェー・クローネ	0.0%	A	United States Treasury Note/Bond	2026/06/30	0.8%
			スウェーデン・クローネ	0.0%	BBB	United States Treasury Note/Bond	2026/05/15	0.8%
			その他	-0.4%	BB	United States Treasury Note/Bond	2029/02/15	0.7%
合計		97.1%	合計	100.0%	合計	合計		10.4%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。  
 ※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。  
 ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。  
 ・2017年※は設定日(1月11日)から年末、2024年は5月31日までの騰落率を表しています。  
 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】

(1) 【投資状況】（2024年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	5,221,486,268	99.80
内 日本	5,221,486,268	99.80
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	10,441,725	0.20
純資産総額	5,231,927,993	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2024年5月31日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国債券インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,138,493,552	3.4742 3,955,462,798	3.6723 4,180,889,871	79.91
2	ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	546,991,378	1.8047 987,190,665	1.9024 1,040,596,397	19.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.80%
合計	99.80%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年11月30日)	1,406,787,686	1,406,787,686	1.0477	1.0477
第2計算期間末 (2018年11月30日)	2,442,336,372	2,442,336,372	1.0222	1.0222
第3計算期間末 (2019年12月2日)	2,833,746,066	2,833,746,066	1.0673	1.0673
第4計算期間末 (2020年11月30日)	2,462,912,432	2,462,912,432	1.1005	1.1005
第5計算期間末 (2021年11月30日)	3,297,505,349	3,297,505,349	1.1365	1.1365
第6計算期間末 (2022年11月30日)	2,432,981,317	2,432,981,317	1.1571	1.1571
2023年5月末日	3,452,203,643	—	1.1905	—
6月末日	3,599,747,660	—	1.2431	—
7月末日	3,499,570,919	—	1.2219	—
8月末日	3,597,162,936	—	1.2514	—
9月末日	3,532,674,545	—	1.2307	—
10月末日	3,531,642,637	—	1.2293	—
第7計算期間末 (2023年11月30日)	3,650,211,153	3,650,211,153	1.2772	1.2772
12月末日	3,622,621,301	—	1.2756	—
2024年1月末日	3,703,694,528	—	1.2992	—
2月末日	3,764,329,012	—	1.3167	—
3月末日	3,815,205,340	—	1.3300	—
4月末日	5,163,105,334	—	1.3552	—
5月末日	5,231,927,993	—	1.3638	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年12月1日～ 2024年5月31日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	4.8
第2 計算期間	△2.4
第3 計算期間	4.4
第4 計算期間	3.1
第5 計算期間	3.3
第6 計算期間	1.8
第7 計算期間	10.4
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	6.8

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	1,434,988,289	93,204,954
第2 計算期間	1,446,419,314	399,973,906
第3 計算期間	1,008,953,213	743,168,804
第4 計算期間	695,143,661	1,112,174,309
第5 計算期間	1,085,864,243	422,369,928
第6 計算期間	442,770,444	1,241,538,970
第7 計算期間	1,172,196,883	416,876,633
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	1,384,334,428	406,198,860

(注) 当初設定数量は 1,000,000 口です。



(参考) マザーファンド  
外国債券インデックスマザーファンド

(1) 投資状況 (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	309,220,514,532	97.36
内 ユーロ	98,454,433,202	31.00
内 中国	29,028,372,977	9.14
内 シンガポール	1,201,392,169	0.38
内 マレーシア	1,571,727,870	0.49
内 イスラエル	1,029,147,672	0.32
内 ノルウェー	476,837,263	0.15
内 スウェーデン	569,215,229	0.18
内 デンマーク	794,586,844	0.25
内 イギリス	15,469,092,164	4.87
内 ポーランド	1,570,314,527	0.49
内 カナダ	6,065,761,392	1.91
内 アメリカ	145,897,585,320	45.94
内 メキシコ	2,427,910,203	0.76
内 オーストラリア	3,956,153,216	1.25
内 ニュージーランド	707,984,484	0.22
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	8,376,419,790	2.64
純資産総額	317,596,934,322	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	2,131,260,001	0.67
内 日本	2,131,260,001	0.67

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2024年5月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	11,000,000	96.47 1,663,420,058	94.87 1,635,777,825	3.875000 2033/08/15	0.52

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
2	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	73,000,000	99.49 1,569,034,595	99.83 1,574,516,440	2.050000 2029/04/15	0.50
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,000,000	103.33 1,619,629,992	99.57 1,560,660,180	4.500000 2033/11/15	0.49
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	9,700,000	98.77 1,501,722,961	96.96 1,474,219,323	4.125000 2032/11/15	0.46
5	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	10,700,000	81.06 1,359,606,020	80.53 1,350,700,523	1.125000 2031/02/15	0.43
6	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	60,000,000	99.79 1,293,542,399	101.09 1,310,390,537	2.390000 2026/11/15	0.41
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	9,500,000	88.86 1,323,256,290	87.69 1,305,775,077	2.750000 2032/08/15	0.41
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	9,300,000	90.04 1,312,511,449	88.83 1,294,858,920	2.875000 2032/05/15	0.41
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,300,000	80.39 1,297,866,134	79.89 1,289,826,312	1.250000 2031/08/15	0.41
10	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	58,000,000	100.69 1,261,700,439	101.25 1,268,778,307	2.370000 2029/01/15	0.40
11	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	10,000,000	80.62 1,263,684,902	80.08 1,255,205,268	1.375000 2031/11/15	0.40
12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,200,000	97.98 1,259,427,401	95.69 1,229,937,212	4.000000 2034/02/15	0.39
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	9,800,000	79.93 1,227,781,724	79.64 1,223,311,812	0.875000 2030/11/15	0.39
14	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	8,000,000	94.06 1,179,462,230	92.44 1,159,136,187	3.500000 2033/02/15	0.36
15	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,729,000	93.37 1,131,185,330	93.88 1,137,375,806	1.625000 2026/05/15	0.36
16	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,700,000	83.35 1,136,605,909	82.71 1,127,892,262	1.625000 2031/05/15	0.36
17	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	7,800,000	93.03 1,137,370,957	91.36 1,117,027,359	3.375000 2033/05/15	0.35
18	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	50,000,000	100.79 1,088,794,796	101.87 1,100,406,677	2.540000 2030/12/25	0.35
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	7,000,000	91.11 999,695,557	91.62 1,005,291,175	1.125000 2026/10/31	0.32
20	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	8,000,000	78.86 988,904,008	78.91 989,556,046	0.625000 2030/08/15	0.31
21	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,700,000	94.06 987,778,614	93.33 980,185,972	2.875000 2028/08/15	0.31
22	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,500,000	94.30 960,758,206	93.65 954,156,317	2.875000 2028/05/15	0.30
23	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,000,000	86.57 949,828,726	86.92 953,723,715	0.750000 2028/01/31	0.30

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
24	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	6,000,000	102.17 960,890,839	101.02 950,060,701	4.875000 2028/10/31	0.30
25	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,600,000	92.33 955,159,766	91.70 948,652,862	2.625000 2029/02/15	0.30
26	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,400,000	93.70 940,018,682	93.55 938,493,916	2.375000 2027/05/15	0.30
27	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,500,000	91.60 933,240,148	91.84 935,746,420	1.500000 2027/01/31	0.29
28	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,350,000	94.06 936,257,863	93.51 930,753,859	2.750000 2028/02/15	0.29
29	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	6,000,000	99.80 938,559,120	98.93 930,443,122	4.375000 2026/08/15	0.29
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	6,000,000	99.44 935,259,195	98.76 928,863,183	4.250000 2026/01/31	0.29

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.36%
合計	97.36%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	メキシコ・ペソ買/円売 2024年6月	買建	9,518,000	86,942,171	87,516,106	0.03%
		ノルウェー・クローネ買/ 円売 2024年6月	買建	937,000	13,254,895	13,904,424	0.00%
		オフショア人民元買/円売 2024年6月	買建	41,274,000	892,126,206	891,275,791	0.28%
		カナダ・ドル買/円売 2024年6月	買建	1,876,000	213,863,437	214,723,020	0.07%
		スウェーデン・クローネ 買/円売 2024年6月	買建	1,014,000	14,479,514	14,986,920	0.00%
		英ポンド買/円売 2024年 6月	買建	755,000	147,984,398	150,571,234	0.05%
		シンガポール・ドル買/円 売 2024年6月	買建	377,000	43,339,166	43,748,173	0.01%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		米ドル買/円売 2024年6月	買建	2,651,000	413,621,029	415,172,377	0.13%
		マレーシア・リングgit 買/円売 2024年6月	買建	450,000	15,003,000	14,983,920	0.00%
		ユーロ買/円売 2024年6月	買建	1,676,000	283,320,943	284,378,036	0.09%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況 (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	45,614,464,668	94.83
内 中国	4,552,330,674	9.46
内 タイ	4,318,040,679	8.98
内 マレーシア	4,772,780,483	9.92
内 インドネシア	4,695,063,795	9.76
内 ポーランド	3,625,142,402	7.54
内 ハンガリー	1,343,689,076	2.79
内 ルーマニア	1,818,012,742	3.78
内 トルコ	481,286,894	1.00
内 チェコ	2,925,670,006	6.08
内 メキシコ	4,502,313,051	9.36
内 ドミニカ共和国	71,242,520	0.15
内 コロンビア	2,121,710,964	4.41
内 ペルー	1,078,301,949	2.24
内 チリ	792,735,344	1.65
内 ブラジル	4,546,386,399	9.45
内 ウルグアイ	83,977,049	0.17
内 南アフリカ	3,885,780,641	8.08
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,484,902,718	5.17
純資産総額	48,099,367,386	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	504,769,894	1.05
内 日本	504,769,894	1.05
為替予約取引(売建)	136,262,400	△0.28
内 日本	136,262,400	△0.28

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2024年5月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	30,000,000	75.32 680,150,000	80.34 725,476,784	— 2026/07/01	1.51
2	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	24,700,000	78.43 583,131,999	84.82 630,622,338	— 2026/01/01	1.31
3	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F	ブラジル	国債証券	20,800,000	98.09 614,119,011	94.84 593,761,490	10.000000 2029/01/01	1.23
4	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F	ブラジル	国債証券	19,650,000	99.61 589,177,866	97.66 577,611,757	10.000000 2027/01/01	1.20
5	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	66,150,000	103.86 575,766,926	102.84 570,080,170	10.500000 2026/12/21	1.19
6	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	85,520,000	71.93 515,493,954	71.01 508,898,561	8.750000 2048/02/28	1.06
7	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	67,200,000	88.82 500,199,822	89.44 503,708,257	8.000000 2030/01/31	1.05
8	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F	ブラジル	国債証券	16,490,000	99.15 492,141,962	99.67 494,719,493	10.000000 2025/01/01	1.03
9	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	55,350,000	94.73 483,243,153	89.46 456,366,273	7.750000 2031/05/29	0.95
10	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	64,200,000	83.73 450,474,790	84.03 452,078,038	8.250000 2032/03/31	0.94
11	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	52,400,000	91.43 441,537,198	92.41 446,279,354	5.750000 2026/03/05	0.93
12	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	15,500,000	82.31 384,010,887	89.66 418,291,159	— 2025/07/01	0.87
13	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	48,030,000	95.04 420,684,314	93.26 412,805,709	7.500000 2027/06/03	0.86
14	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	59,700,000	82.49 412,728,271	81.04 405,431,774	8.875000 2035/02/28	0.84
15	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	9,900,000	104.24 409,035,192	101.71 399,126,901	6.000000 2033/10/25	0.83
16	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	9,400,000	108.52 404,339,709	106.92 398,383,890	7.500000 2028/07/25	0.83
17	MEXICAN BONOS	メキシコ	国債証券	47,000,000	88.57 383,663,935	89.11 385,995,027	5.500000 2027/03/04	0.80
18	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	10,850,000	86.28 371,066,311	86.90 373,749,847	2.750000 2029/10/25	0.78
19	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	58,800,000	76.08 374,883,026	75.27 370,893,336	8.500000 2037/01/31	0.77
20	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	46,620,000	87.70 376,813,186	81.91 351,927,204	7.750000 2042/11/13	0.73
21	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	40,230,000	98.41 364,878,850	94.51 350,427,029	8.500000 2029/05/31	0.73
22	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	9,190,000	91.82 334,460,210	94.35 343,690,052	2.500000 2026/07/25	0.71

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
23	INDONESIA TREASURY BOND	インドネシア	国債証券	36,300,000,000	98.49 346,823,558	97.05 341,726,276	6.375000 2032/04/15	0.71
24	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	14,700,000	70.81 313,297,785	71.72 317,353,586	— 2027/07/01	0.66
25	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	49,400,000	76.42 316,372,051	75.37 312,010,696	9.000000 2040/01/31	0.65
26	MEXICAN BONOS	メキシコ	国債証券	36,400,000	91.28 306,230,308	86.33 289,618,532	7.500000 2033/05/26	0.60
27	Indonesia Treasury Bond	インドネシア	国債証券	26,920,000,000	113.69 296,872,085	110.13 287,599,362	8.375000 2034/03/15	0.60
28	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	9,400,000	75.80 282,425,527	76.91 286,559,055	1.250000 2030/10/25	0.60
29	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F	ブラジル	国債証券	10,000,000	96.37 290,061,259	92.23 277,612,592	10.000000 2031/01/01	0.58
30	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	46,200,000	73.30 283,808,293	71.62 277,281,127	8.750000 2044/01/31	0.58

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	94.83%
合計	94.83%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	インドネシア・ルピア 買/円売 2024年6月	買建	1,500,000,000	14,544,000	14,550,000	0.03%
		メキシコ・ペソ買/円売 2024年6月	買建	10,000,000	91,171,000	91,948,000	0.19%
		オフショア人民元買/円 売 2024年6月	買建	800,000	17,230,800	17,274,720	0.04%
		チェコ・コルナ買/円売 2024年6月	買建	11,400,000	76,056,012	78,165,240	0.16%
		ハンガリー・フォリン ト買/円売 2024年6月	買建	90,000,000	38,417,400	39,183,480	0.08%
		ポーランド・ズロチ買/ 円売 2024年6月	買建	1,300,000	50,533,950	51,463,230	0.11%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		ルーマニア・レイ買/円 売 2024年6月	買建	4,000,000	134,550,000	136,303,200	0.28%
		ブラジル・リアル買/円 売 2024年6月	買建	800,000	24,249,824	24,078,720	0.05%
		マレーシア・リンギッ ト買/円売 2024年6月	買建	540,000	18,005,382	17,980,704	0.04%
		トルコ・リラ買/円売 2024年6月	買建	7,000,000	32,810,400	33,822,600	0.07%
		タイ・バーツ売/円買 2024年6月	売建	32,000,000	136,755,200	136,262,400	△0.28%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。



(参考情報) 運用実績

●FWO 外国債券インデックスEM+ (為替ヘッジなし)

2024年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	13,638円
純資産総額	52億円



**基準価額の騰落率**

期間	ファンド
1カ月間	0.6%
3カ月間	3.6%
6カ月間	6.8%
1年間	14.6%
3年間	19.5%
5年間	33.4%
設定来	36.4%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期			
	17年11月	18年11月	19年12月	20年11月	21年11月	22年11月	23年11月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

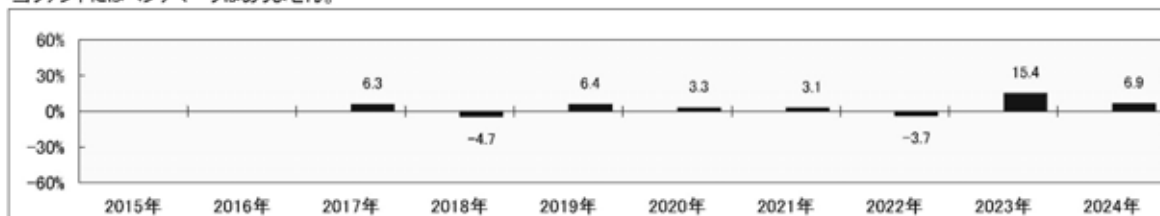
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	償還日	比率
外国債券	1,208	96.7%	米ドル	37.5%	直接利回り(%)	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2033/08/15	0.4%
			ユーロ	25.2%	最終利回り(%)	CHINA GOVERNMENT BOND	2029/04/15	0.4%
コール・ローン、その他		3.3%	オフショア人民元	9.6%	修正デュレーション	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2033/11/15	0.4%
合計	1,208	100.0%	英ポンド	4.1%	残存年数	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/11/15	0.4%
債券種別構成			メキシコ・ペソ	2.4%	格付別構成	United States Treasury Note/Bond	2031/02/15	0.3%
国債		96.7%	マレーシア・リンギット	2.7%	AAA	CHINA GOVERNMENT BOND	2026/11/15	0.3%
			ポーランド・ズロチ	2.0%	AA	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/08/15	0.3%
			インドネシア・ルピア	2.0%	A	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/05/15	0.3%
			ブラジル・レアル	2.0%	BBB	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2031/08/15	0.3%
			その他	12.6%	BB	CHINA GOVERNMENT BOND	2029/01/15	0.3%
合計		96.7%	合計	100.0%	合計	合計		3.5%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成については、R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2017年は設定日(1月11日)から年末、2024年は5月31日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

**【ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックス】**

(1) **【投資状況】** (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,872,880,863	99.95
内 日本	1,872,880,863	99.95
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	924,628	0.05
純資産総額	1,873,805,491	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】** (2024年5月31日現在)

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワJ-REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	586,999,581	3.2758 1,922,951,394	3.1906 1,872,880,863	99.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.95%
合計	99.95%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年11月30日)	564,311,815	564,311,815	0.9372	0.9372
第2計算期間末 (2018年11月30日)	1,027,403,305	1,027,403,305	1.0585	1.0585
第3計算期間末 (2019年12月2日)	1,183,900,381	1,183,900,381	1.3333	1.3333
第4計算期間末 (2020年11月30日)	1,177,153,445	1,177,153,445	1.0596	1.0596
第5計算期間末 (2021年11月30日)	1,679,344,805	1,679,344,805	1.2998	1.2998
第6計算期間末 (2022年11月30日)	1,673,658,974	1,673,658,974	1.3237	1.3237
2023年5月末日	1,510,018,643	—	1.2883	—
6月末日	1,506,432,095	—	1.2800	—
7月末日	1,562,559,164	—	1.2947	—
8月末日	1,598,826,242	—	1.3136	—
9月末日	1,563,419,667	—	1.2928	—
10月末日	1,552,535,402	—	1.2658	—
第7計算期間末 (2023年11月30日)	1,588,054,197	1,588,054,197	1.2902	1.2902
12月末日	1,573,562,307	—	1.2688	—
2024年1月末日	1,595,489,187	—	1.2674	—
2月末日	1,543,945,514	—	1.2056	—
3月末日	1,802,775,950	—	1.2759	—
4月末日	1,926,253,787	—	1.2888	—
5月末日	1,873,805,491	—	1.2440	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年12月1日～ 2024年5月31日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	△6.3
第2 計算期間	12.9
第3 計算期間	26.0
第4 計算期間	△20.5
第5 計算期間	22.7
第6 計算期間	1.8
第7 計算期間	△2.5
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	△3.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	639,909,329	38,785,261
第2 計算期間	587,481,644	218,964,687
第3 計算期間	281,360,657	364,052,038
第4 計算期間	494,302,320	271,347,931
第5 計算期間	469,805,021	288,734,255
第6 計算期間	340,231,260	367,796,144
第7 計算期間	281,356,784	314,867,274
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	415,602,122	140,204,666

(注) 当初設定数量は 1,000,000 口です。

(参考) マザーファンド  
 ダイワJ-REITマザーファンド

(1) 投資状況 (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	326,669,448,900	97.10
内 日本	326,669,448,900	97.10
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	9,746,644,086	2.90
純資産総額	336,416,092,986	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	9,749,600,000	2.90
内 日本	9,749,600,000	2.90

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産 (2024年5月31日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド	日本	投資証券	38,280	584,017.14 22,356,176,330	587,000.00 22,470,360,000	6.68
2	ジャパンリアルエステイト	日本	投資証券	33,706	532,996.07 17,965,165,752	518,000.00 17,459,708,000	5.19
3	野村不動産マスターF	日本	投資証券	106,113	140,729.69 14,933,249,888	147,700.00 15,672,890,100	4.66
4	日本プロロジスリート	日本	投資証券	57,163	257,329.56 14,709,730,083	259,200.00 14,816,649,600	4.40
5	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	157,286	90,909.90 14,298,854,603	92,500.00 14,548,955,000	4.32
6	GLP投資法人	日本	投資証券	110,221	122,227.08 13,471,991,064	130,500.00 14,383,840,500	4.28
7	KDX 不動産投資法人	日本	投資証券	92,981	147,335.15 13,699,370,402	151,500.00 14,086,621,500	4.19
8	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	49,462	246,245.81 12,179,810,316	248,800.00 12,306,145,600	3.66

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
9	インヴェンシブル投資法人	日本	投資証券	158,877	65,710.40 10,439,872,239	68,300.00 10,851,299,100	3.23
10	オリックス不動産投資	日本	投資証券	65,381	158,521.00 10,364,261,906	159,400.00 10,421,731,400	3.10
11	アドバンス・レジデンス	日本	投資証券	32,195	318,057.54 10,239,862,536	323,500.00 10,415,082,500	3.10
12	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	73,402	146,014.11 10,717,727,715	139,900.00 10,268,939,800	3.05
13	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	109,845	77,210.97 8,481,239,330	78,200.00 8,589,879,000	2.55
14	積水ハウス・リート投資	日本	投資証券	98,603	76,618.82 7,554,846,113	81,900.00 8,075,585,700	2.40
15	産業ファンド	日本	投資証券	59,768	131,196.64 7,841,361,091	125,400.00 7,494,907,200	2.23
16	日本プライムリアルティ	日本	投資証券	22,441	319,564.66 7,171,350,626	328,500.00 7,371,868,500	2.19
17	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	11,330	591,231.90 6,698,657,511	635,000.00 7,194,550,000	2.14
18	API投資法人	日本	投資証券	17,215	380,546.67 6,551,110,973	369,000.00 6,352,335,000	1.89
19	ラサールロジポート投資	日本	投資証券	41,945	150,612.38 6,317,436,537	147,700.00 6,195,276,500	1.84
20	三井不ロジパーク	日本	投資証券	13,648	442,998.40 6,046,042,232	441,000.00 6,018,768,000	1.79
21	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	20,945	264,839.06 5,547,054,298	271,600.00 5,688,662,000	1.69
22	フロンティア不動産投資	日本	投資証券	12,175	435,574.56 5,303,120,270	447,500.00 5,448,312,500	1.62
23	イオンリート投資	日本	投資証券	40,251	135,303.31 5,446,093,702	133,200.00 5,361,433,200	1.59
24	コンフォリア・レジデンシャル	日本	投資証券	16,136	292,647.53 4,722,160,546	321,000.00 5,179,656,000	1.54
25	森ヒルズリート	日本	投資証券	38,586	134,800.09 5,201,396,313	130,900.00 5,050,907,400	1.50
26	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	48,321	102,214.06 4,939,086,071	103,900.00 5,020,551,900	1.49
27	ヒューリックリート投資法	日本	投資証券	30,701	145,316.64 4,461,366,383	144,400.00 4,433,224,400	1.32
28	森トラストリート投資法人	日本	投資証券	63,249	70,206.77 4,440,508,016	70,000.00 4,427,430,000	1.32
29	三菱地所物流 REIT	日本	投資証券	11,331	363,110.16 4,114,401,308	383,000.00 4,339,773,000	1.29
30	NTT 都市開発リート投資法人	日本	投資証券	33,268	117,914.83 3,922,790,850	117,200.00 3,899,009,600	1.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	97.10%
合計	97.10%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指 数先物取引	日本	TREIT 先物 0606 月	買建	5,600	9,584,400,000	9,749,600,000	2.90%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報) 運用実績

●FWO J-REITインデックス

2024年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	12,440円
純資産総額	18億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-3.5%
3カ月間	3.2%
6カ月間	-3.6%
1年間	-3.4%
3年間	-6.1%
5年間	9.3%
設定来	24.4%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期			
	17年11月	18年11月	19年12月	20年11月	21年11月	22年11月	23年11月			
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

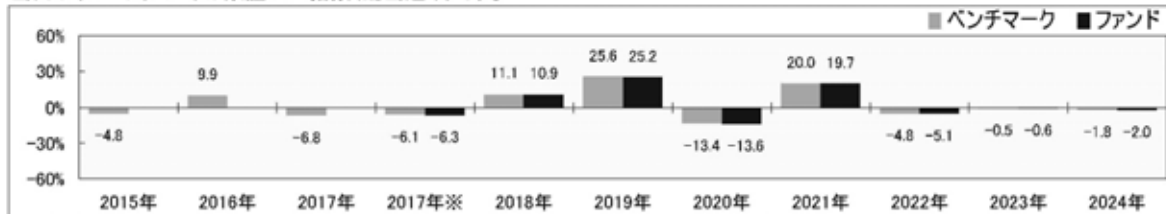
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	種別構成	比率	組入上位10銘柄	種別名	比率
国内リート	58	97.1%	各種不動産投資信託	29.8%	日本ビルファンド	オフィス不動産投資信託	6.7%
国内リート 先物	1	2.9%	オフィス不動産投資信託	23.5%	ジャパンリアルエステイト	オフィス不動産投資信託	5.2%
			工業用不動産投資信託	19.2%	野村不動産マスターF	各種不動産投資信託	4.7%
			集合住宅用不動産投資信託	8.9%	日本プロジスリート	工業用不動産投資信託	4.4%
			店舗用不動産投資信託	8.3%	日本都市ファンド投資法人	店舗用不動産投資信託	4.3%
			ホテル・リゾート不動産投資信託	7.0%	GLP投資法人	工業用不動産投資信託	4.3%
			ヘルスケア不動産投資信託	0.3%	KDX不動産投資法人	各種不動産投資信託	4.2%
					大和ハウスリート投資法人	各種不動産投資信託	3.7%
					インヴィンシブル投資法人	ホテル・リゾート不動産投資信託	3.2%
コール・ローン、その他		2.9%			オリックス不動産投資	オフィス不動産投資信託	3.1%
合計	59	-	合計	97.1%	合計		43.7%

※種別構成は、原則としてS&PとMSCI Incが共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。 ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは東証REIT指数(配当込み)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。 ・2017年※は設定日(1月11日)から年末、2024年は5月31日までの騰落率を表しています。 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



**【ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）】**

(1) **【投資状況】** (2024年5月31日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	914,627,091	99.99
内 日本	914,627,091	99.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	131,502	0.01
純資産総額	914,758,593	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】** (2024年5月31日現在)

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	先進国リート・インデックス(為替ヘッジあり)マ ザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	1,108,907,725	0.8103 898,604,768	0.8248 914,627,091	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年11月30日)	451,251,233	451,251,233	1.0301	1.0301
第2計算期間末 (2018年11月30日)	767,151,864	767,151,864	1.0317	1.0317
第3計算期間末 (2019年12月2日)	839,510,983	839,510,983	1.1735	1.1735
第4計算期間末 (2020年11月30日)	822,409,605	822,409,605	1.0306	1.0306
第5計算期間末 (2021年11月30日)	1,062,472,724	1,062,472,724	1.3476	1.3476
第6計算期間末 (2022年11月30日)	855,553,653	855,553,653	1.0736	1.0736
2023年5月末日	808,165,048	—	1.0135	—
6月末日	840,190,988	—	1.0426	—
7月末日	881,435,175	—	1.0695	—
8月末日	868,489,990	—	1.0448	—
9月末日	802,654,282	—	0.9603	—
10月末日	798,407,340	—	0.9013	—
第7計算期間末 (2023年11月30日)	891,140,513	891,140,513	0.9985	0.9985
12月末日	975,678,292	—	1.1063	—
2024年1月末日	922,042,199	—	1.0501	—
2月末日	931,531,781	—	1.0434	—
3月末日	992,709,897	—	1.0751	—
4月末日	890,176,121	—	1.0115	—
5月末日	914,758,593	—	1.0212	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年12月1日～ 2024年5月31日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	3.0
第2 計算期間	0.2
第3 計算期間	13.7
第4 計算期間	△12.2
第5 計算期間	30.8
第6 計算期間	△20.3
第7 計算期間	△7.0
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	2.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	464,575,492	36,518,861
第2 計算期間	460,818,025	155,301,672
第3 計算期間	207,870,721	236,041,881
第4 計算期間	336,517,235	253,930,894
第5 計算期間	216,237,612	225,812,573
第6 計算期間	256,539,172	248,047,491
第7 計算期間	244,526,761	148,947,400
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	178,332,575	175,074,367

(注) 当初設定数量は 10,000,000 口です。

## (参考) マザーファンド

## 先進国リート・インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド

## (1) 投資状況 (2024年5月31日現在)

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	199,920,788	0.81
内 アメリカ	199,920,788	0.81
投資証券	23,684,620,491	95.93
内 ガーンジー	59,288,763	0.24
内 韓国	48,181,180	0.20
内 香港	232,423,410	0.94
内 シンガポール	804,798,484	3.26
内 イスラエル	27,311,898	0.11
内 イギリス	1,279,145,562	5.18
内 アイルランド	7,322,975	0.03
内 オランダ	42,923,804	0.17
内 ベルギー	262,499,413	1.06
内 フランス	465,636,755	1.89
内 ドイツ	9,362,953	0.04
内 スペイン	112,441,954	0.46
内 イタリア	2,260,137	0.01
内 カナダ	347,437,494	1.41
内 アメリカ	18,012,728,856	72.96
内 オーストラリア	1,898,106,960	7.69
内 ニューージーランド	72,749,893	0.29
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	804,842,099	3.26
純資産総額	24,689,383,378	100.00

## その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	884,877,718	3.58
内 ドイツ	42,290,500	0.17
内 アメリカ	842,587,218	3.41
為替予約取引(売建)	24,133,252,939	△97.75
内 日本	24,133,252,939	△97.75

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産 (2024年5月31日現在)

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	105,244	19,437.64 2,045,712,928	16,860.52 1,774,468,756	7.19
2	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	10,694	121,250.45 1,296,654,062	119,221.14 1,274,950,937	5.16
3	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	63,043	13,342.33 841,147,339	16,010.99 1,009,380,906	4.09
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	37,123	19,185.13 712,212,449	23,266.48 863,721,745	3.50
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	36,783	19,555.66 719,321,205	22,576.82 830,443,523	3.36
6	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	94,728	8,831.98 836,637,607	8,111.29 768,366,753	3.11
7	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	18,026	44,330.30 799,101,108	42,043.93 757,884,019	3.07
8	GOODMAN GROUP	オーストラ リア	投資証券	207,484	2,258.16 468,534,313	3,551.94 736,971,030	2.98
9	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	24,065	20,577.45 495,198,574	22,206.92 534,409,607	2.16
10	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	117,838	4,778.37 563,079,771	4,398.12 518,266,183	2.10
11	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	16,157	28,653.95 462,962,701	29,777.46 481,114,505	1.95
12	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	33,259	9,763.49 324,727,794	12,482.77 415,164,567	1.68
13	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	39,315	10,109.25 397,450,015	10,015.68 393,766,695	1.59
14	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	45,833	6,725.87 308,268,768	7,680.26 352,009,357	1.43
15	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	65,522	5,405.33 354,172,007	5,333.86 349,485,319	1.42
16	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	投資証券	17,937	18,863.18 338,350,624	18,228.86 326,971,098	1.32
17	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	7,313	37,589.23 274,890,167	40,062.74 292,978,847	1.19
18	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	158,629	1,520.82 241,253,049	1,825.63 289,598,346	1.17
19	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	13,294	22,147.98 294,437,632	20,354.25 270,589,485	1.10
20	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	14,175	19,492.18 276,302,935	18,474.94 261,882,328	1.06

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
21	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	80,634	3,194.83 257,617,138	3,042.32 245,314,705	0.99
22	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	80,352	2,613.79 210,030,216	2,791.53 224,305,774	0.91
23	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	75,877	3,110.66 236,040,700	2,954.54 224,182,314	0.91
24	WP CAREY INC	アメリカ	投資証券	24,908	9,960.04 248,088,224	8,789.97 218,940,802	0.89
25	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	アメリカ	投資証券	30,414	7,391.85 224,821,085	6,940.44 211,086,761	0.85
26	LINK REIT	香港	投資証券	308,800	760.07 234,715,042	680.69 210,199,388	0.85
27	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ	投資証券	21,235	10,540.76 223,835,160	9,811.92 208,356,206	0.84
28	UDR INC	アメリカ	投資証券	34,469	6,087.62 209,839,617	5,935.74 204,599,153	0.83
29	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	アメリカ	投資証券	36,227	5,664.42 205,206,964	5,587.78 202,428,542	0.82
30	SCENTRE GROUP	オーストラリア	投資証券	623,125	290.70 181,168,025	322.43 200,914,817	0.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	0.81%
投資証券	95.93%
合計	96.74%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指 数先物取引	アメリカ	DOW JONES US REAL ESTATE JUN 24	買建	165	889,441,741	842,587,218	3.41%
	ドイツ	STOXX EUROPE 600 RE JUN 24	買建	38	40,241,330	42,290,500	0.17%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	豪ドル売/円買 2024年6月	売建	17,980,300	1,828,283,652	1,868,467,825	△7.57%
		カナダ・ドル売/円買 2024年6月	売建	3,297,900	376,185,848	377,419,920	△1.53%
		ユーロ売/円買 2024年6月	売建	5,882,700	986,347,643	997,985,347	△4.04%
		イスラエル・シケル売/ 円買 2024年6月	売建	798,100	33,625,549	33,747,020	△0.14%
		シンガポール・ドル売/円 買 2024年6月	売建	6,782,000	781,613,293	786,915,460	△3.19%
		米ドル売/円買 2024年6月	売建	117,864,800	18,513,720,740	18,454,386,398	△74.75%
		ニュージーランド・ドル 売/円買 2024年6月	売建	851,800	78,688,772	81,651,418	△0.33%
		香港ドル売/円買 2024年 6月	売建	12,387,300	248,973,581	248,148,587	△1.01%
		英ポンド売/円買 2024年 6月	売建	6,441,900	1,263,922,038	1,284,530,964	△5.20%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FWO 外国REITインデックス(為替ヘッジあり)

2024年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

当初設定日(2017年1月11日)~2024年5月31日

基準価額	10,212円
純資産総額	9.1億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	1.0%
3カ月間	-2.1%
6カ月間	2.3%
1年間	0.8%
3年間	-15.5%
5年間	-6.4%
設定来	2.1%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期				
	17年11月	18年11月	19年12月	20年11月	21年11月	22年11月	23年11月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

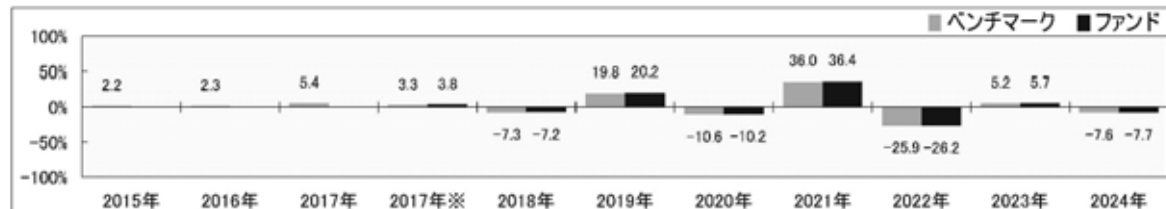
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	リート用途別構成	比率	組入上位10銘柄	用途名	国・地域名	比率
外国リート・先物	300	99.5%	日本円	98.5%	小売	18.9%	PROLOGIS INC	産業用	アメリカ	7.2%
外国投資信託等	2	0.8%	米ドル	0.5%	産業用	16.7%	EQUINIX INC	データセンター	アメリカ	5.2%
コール・ローン、その他	3.3%	韓国ウォン	0.3%	住宅	14.6%	WELLTOWER INC	ヘルスケア	アメリカ	4.1%	
合計	302	-	ユーロ	0.2%	ヘルスケア	9.4%	SIMON PROPERTY GROUP INC	小売	アメリカ	3.5%
国・地域別構成			英ポンド	0.2%	データセンター	8.7%	DOW JONES US REAL ESTATE JUN 24	-	アメリカ	3.4%
アメリカ		77.2%	豪ドル	0.2%	倉庫	8.5%	DIGITAL REALTY TRUST INC	データセンター	アメリカ	3.4%
オーストラリア		7.7%	香港ドル	0.0%	ダイバーシファイド	7.2%	REALTY INCOME CORP	小売	アメリカ	3.1%
イギリス		5.2%	シンガポール・ドル	0.0%	オフィススペース	5.8%	PUBLIC STORAGE	倉庫	アメリカ	3.1%
シンガポール		3.3%	イスラエル・シェケル	-0.0%	特殊	3.5%	GOODMAN GROUP	産業用	オーストラリア	3.0%
その他		7.0%	その他	-0.0%	その他	2.8%	EXTRA SPACE STORAGE INC	倉庫	アメリカ	2.2%
合計		100.3%	合計	100.0%	合計	95.9%	合計			38.0%

※リート用途別構成の用途は、原則としてS&P Global Property Indexの分類によるものです。なお、優先リート(会社が発行する優先株に相当するリート)は、用途別の分類はしていません。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはS&P先進国REIT指数(除く日本)(税引後配当込み、円ヘッジ・円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2017年※は設定日(1月11日)から年末、2024年は5月31日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



**【ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）】**

(1) **【投資状況】**（2024年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		1,300,745,598	99.99
内 日本		1,300,745,598	99.99
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		109,943	0.01
純資産総額		1,300,855,541	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】**（2024年5月31日現在）

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・グローバルREITインデックス・マザー ファンド	日本	親投資信 託受益証 券	350,123,980	3.3766 1,182,260,569	3.7151 1,300,745,598	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年11月30日)	312,291,612	312,291,612	1.0273	1.0273
第2計算期間末 (2018年11月30日)	561,256,874	561,256,874	1.0501	1.0501
第3計算期間末 (2019年12月2日)	595,752,247	595,752,247	1.1725	1.1725
第4計算期間末 (2020年11月30日)	602,823,641	602,823,641	0.9969	0.9969
第5計算期間末 (2021年11月30日)	912,628,770	912,628,770	1.4202	1.4202
第6計算期間末 (2022年11月30日)	792,267,249	792,267,249	1.4048	1.4048
2023年5月末日	836,297,493	—	1.3696	—
6月末日	898,332,560	—	1.4696	—
7月末日	887,609,736	—	1.4773	—
8月末日	906,385,968	—	1.4993	—
9月末日	852,265,939	—	1.4143	—
10月末日	815,582,496	—	1.3323	—
第7計算期間末 (2023年11月30日)	905,435,991	905,435,991	1.4726	1.4726
12月末日	964,146,184	—	1.5908	—
2024年1月末日	953,335,929	—	1.5759	—
2月末日	976,742,588	—	1.6034	—
3月末日	1,006,608,143	—	1.6662	—
4月末日	1,266,090,403	—	1.6347	—
5月末日	1,300,855,541	—	1.6608	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年12月1日～ 2024年5月31日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	2.7
第2 計算期間	2.2
第3 計算期間	11.7
第4 計算期間	△15.0
第5 計算期間	42.5
第6 計算期間	△1.1
第7 計算期間	4.8
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	12.8

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	323,203,250	29,221,075
第2 計算期間	333,551,014	103,078,923
第3 計算期間	146,810,171	173,148,380
第4 計算期間	262,282,042	165,703,268
第5 計算期間	194,621,133	156,693,618
第6 計算期間	125,371,635	204,019,892
第7 計算期間	149,533,418	98,661,302
2023 年 12 月 1 日～ 2024 年 5 月 31 日	252,888,183	84,482,730

(注) 当初設定数量は 10,000,000 口です。

## (参考) マザーファンド

## ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド

## (1) 投資状況 (2024年5月31日現在)

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,516,375,487	3.73
内 アメリカ	1,516,375,487	3.73
投資証券	38,069,028,286	93.55
内 ガーンジー	89,682,668	0.22
内 韓国	74,785,438	0.18
内 香港	379,943,992	0.93
内 シンガポール	1,302,137,810	3.20
内 イスラエル	41,503,312	0.10
内 イギリス	2,051,001,738	5.04
内 アイルランド	12,010,152	0.03
内 オランダ	65,961,537	0.16
内 ベルギー	390,314,687	0.96
内 フランス	693,666,920	1.70
内 ドイツ	13,652,607	0.03
内 スペイン	166,864,102	0.41
内 イタリア	2,336,679	0.01
内 カナダ	556,612,409	1.37
内 アメリカ	29,006,855,347	71.28
内 オーストラリア	3,105,260,980	7.63
内 ニューージーランド	116,437,908	0.29
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,108,787,002	2.72
純資産総額	40,694,190,775	100.00

## その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	1,117,539,405	2.75
内 ドイツ	300,485,133	0.74
内 アメリカ	817,054,272	2.01
為替予約取引(買建)	311,857,150	0.77
内 日本	311,857,150	0.77

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産 (2024年5月31日現在)

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	170,037	17,835.13 3,032,654,371	16,860.52 2,866,912,545	7.05
2	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	17,206	126,988.24 2,184,961,597	119,221.14 2,051,319,042	5.04
3	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	101,835	13,850.80 1,410,509,072	16,010.99 1,630,479,268	4.01
4	VANGUARD REAL ESTATE ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	118,400	12,955.50 1,533,942,515	12,807.22 1,516,375,487	3.73
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	59,930	19,453.78 1,165,869,948	23,266.48 1,394,360,482	3.43
6	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	59,404	21,737.80 1,291,312,923	22,576.82 1,341,153,986	3.30
7	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	153,016	8,411.29 1,287,068,504	8,111.29 1,241,157,916	3.05
8	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	29,103	40,591.74 1,181,341,747	42,043.93 1,223,604,716	3.01
9	GOODMAN GROUP	オーストラ リア	投資証券	341,947	2,478.03 847,360,695	3,551.94 1,214,575,740	2.98
10	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	38,821	20,393.12 791,687,379	22,206.92 862,094,966	2.12
11	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	190,400	4,641.69 883,785,393	4,398.12 837,402,886	2.06
12	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	26,097	26,883.26 701,575,060	29,777.46 777,102,509	1.91
13	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	53,713	10,032.61 538,886,264	12,482.77 670,487,218	1.65
14	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	63,457	8,916.62 565,832,118	10,015.68 635,565,387	1.56
15	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	74,045	7,104.08 526,026,677	7,680.26 568,684,852	1.40
16	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	105,825	5,179.94 548,180,605	5,333.86 564,455,967	1.39
17	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	投資証券	28,960	17,220.86 498,717,033	18,228.86 527,907,844	1.30
18	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	11,767	33,452.23 393,633,671	40,062.74 471,418,309	1.16
19	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	257,696	1,654.76 426,439,297	1,825.63 470,458,336	1.16
20	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	21,391	19,461.62 416,306,026	20,354.25 435,397,899	1.07

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
21	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	22,907	20,072.90 459,813,404	18,474.94 423,205,538	1.04
22	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	130,240	2,694.04 350,876,147	3,042.32 396,232,200	0.97
23	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	129,786	2,756.89 357,811,564	2,791.53 362,302,733	0.89
24	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	122,585	2,980.09 365,327,653	2,954.54 362,183,389	0.89
25	WP CAREY INC	アメリカ	投資証券	40,176	9,712.08 390,192,678	8,789.97 353,146,204	0.87
26	LINK REIT	香港	投資証券	508,900	776.65 395,248,541	680.69 346,406,958	0.85
27	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	アメリカ	投資証券	49,136	7,187.93 353,187,015	6,940.44 341,025,814	0.84
28	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ	投資証券	34,266	10,947.19 375,120,872	9,811.92 336,215,388	0.83
29	SCENTRE GROUP	オーストラ リア	投資証券	1,026,952	276.77 284,231,791	322.43 331,121,160	0.81
30	UDR INC	アメリカ	投資証券	55,660	5,250.94 292,268,247	5,935.74 330,383,500	0.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	3.73%
投資証券	93.55%
合計	97.28%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指 数先物取引	アメリカ	DOW JONES US REAL ESTATE JUN 24	買建	160	884,091,343	817,054,272	2.01%
	ドイツ	STOXX EUROPE 600 RE JUN 24	買建	270	285,466,836	300,485,133	0.74%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	ユーロ買/円売 2024年6月	買建	620,000	103,957,570	105,181,450	0.26%
		米ドル買/円売 2024年6月	買建	1,320,000	207,363,024	206,675,700	0.51%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●FWO 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)

2024年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

当初設定日(2017年1月11日)~2024年5月31日

基準価額	16,608円
純資産総額	13億円



**基準価額の騰落率**

期間	ファンド
1カ月間	1.6%
3カ月間	3.6%
6カ月間	12.8%
1年間	21.3%
3年間	33.2%
5年間	54.5%
設定来	66.1%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期				
	17年11月	18年11月	19年12月	20年11月	21年11月	22年11月	23年11月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

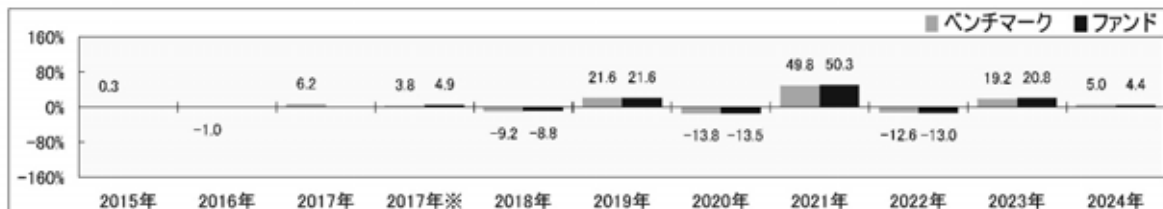
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	リート用途別構成	比率	組入上位10銘柄	用途名	国・地域名	比率
外国リート・先物	301	96.3%	米ドル	76.9%	小売	18.4%	PROLOGIS INC	産業用	アメリカ	7.0%
外国投資信託等	2	3.8%	豪ドル	7.7%	産業用	16.4%	EQUINIX INC	データセンター	アメリカ	5.0%
コールローン、その他		2.7%	英ポンド	5.2%	住宅	14.2%	WELLTOWER INC	ヘルスケア	アメリカ	4.0%
合計	303	-	ユーロ	4.0%	ヘルスケア	9.1%	VANGUARD REAL ESTATE ETF	-	アメリカ	3.7%
国・地域別構成			シンガポール・ドル	3.1%	データセンター	8.5%	SIMON PROPERTY GROUP INC	小売	アメリカ	3.4%
アメリカ		77.0%	カナダ・ドル	1.5%	倉庫	8.3%	DIGITAL REALTY TRUST INC	データセンター	アメリカ	3.3%
オーストラリア		7.6%	香港ドル	1.0%	ダイバーシファイド	6.9%	REALTY INCOME CORP	小売	アメリカ	3.0%
イギリス		5.0%	ニュージーランド・ドル	0.3%	オフィススペース	5.6%	PUBLIC STORAGE	倉庫	アメリカ	3.0%
シンガポール		3.2%	韓国ウォン	0.2%	特殊	3.4%	GOODMAN GROUP	産業用	オーストラリア	3.0%
その他		7.1%	その他	0.1%	その他	2.7%	EXTRA SPACE STORAGE INC	倉庫	アメリカ	2.1%
合計		100.0%	合計	100.0%	合計	93.5%	合計			37.7%

※リート用途別構成の用途は、原則としてS&P Global Property Indexの分類によるものです。なお、優先リート(会社が発行する優先株に相当するリート)は、用途別の分類はしていません。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはS&P先進国REIT指数(除く日本)(税引後配当込み、円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2017年※は設定日(1月11日)から年末、2024年は5月31日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス	0.24%	0.23%	0.01%
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)	0.37%	0.34%	0.03%
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	0.40%	0.35%	0.05%
ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス	0.11%	0.11%	0.01%
ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)	0.28%	0.26%	0.02%
ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	0.31%	0.28%	0.03%
ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックス	0.24%	0.23%	0.01%
ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)	0.37%	0.32%	0.05%
ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)	0.38%	0.32%	0.05%

※対象期間は2022年12月1日～2023年11月30日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、後掲の別表Aに掲げる各ファンドについて、後掲の別表Aに掲げる該当日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

お買付価額（1万口当たり）は、各ファンドについて後掲の別表Bに掲げる価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（2024年11月4日まで）

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

（2024年11月5日以降）

<FWO 日本債券インデックス>

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

<「FWO 日本債券インデックス」以外のファンド>

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FWO TOPIXインデックス」、「FWO 日本債券インデックス」および「FWO J-REITインデックス」を除きます。）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等\*）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定し

た旨の通知を行ないます。

\* 「FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」 および 「FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」 に限ります。

## 2 【換金（解約）手続等】

(2024年11月4日まで)

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

(2024年11月5日以降)

<FWO 日本債券インデックス>

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

<「FWO 日本債券インデックス」以外のファンド>

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、後掲の別表Aに掲げる各ファンドについて、後掲の別表Aに掲げる該当日のいずれかと同じ日付の日を請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、各ファンドについて後掲の別表Bに掲げる価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合せください。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「FWO TOPIX インデックス」、「FWO 日本債券インデックス」および「FWO J-R E I Tインデックス」を除きます。）その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等\*）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、各ファンドについて原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して次の日から受益者に支払います。

ファンド名	解約代金支払開始日
-------	-----------

FWO TOPIXインデックス FWO 日本債券インデックス	4 営業日目
FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) FWO J-REITインデックス FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)	5 営業日目
FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)	6 営業日目

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

\* 「FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」および「FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」に限ります。

※ 「1 申込 (販売) 手続等」「2 換金 (解約) 手続等」中の別表AおよびBは、次のものとします。

[別表A]

ファンド名	該当日
FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)	ニューヨーク証券取引所の休業日
FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)	ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、シカゴ商品取引所における米国債先物取引の休業日
FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし)	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日
FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)	ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所の休業日

[別表B]

ファンド名	価額
FWO TOPIXインデックス FWO 日本債券インデックス FWO J-REITインデックス	申込受付日の基準価額
FWO 外国株式インデックス (為替ヘッジあり) FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし) FWO 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし) FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジあり) FWO 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)	申込受付日の翌営業日の基準価額

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。\*）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

\*「FWO J-REITインデックス」は除きます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・外国の株式：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場または海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・外国の金融商品取引所上場の投資信託証券：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・わが国および外国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
  2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
  3. 価格情報会社の提供する価額
- ・不動産投資信託証券：原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算時において知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします（「FWO TOPIXインデックス」、「FWO 日本債券インデックス」および「FWO J-REITインデックス」を除きます。）。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2017年1月11

日から2017年11月30日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、特定の指数が改廃された場合(「FWO 外国株式インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」および「FWO 外国債券インデックス EM+ (為替ヘッジなし)」を除きます。)、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行いません。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

### ② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重

大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができません。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

#### ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### ⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

<収益分配金および償還金にかかる請求権>

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

<換金請求権>

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。



### 第3 【ファンドの経理状況】

#### 【ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年12月1日から2023年11月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックスの2022年12月1日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックスの2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年11月30日現在 金額(円)	第7期 2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,841,491	11,943,317
親投資信託受益証券	4,455,445,104	5,715,006,099
未収入金	-	3,520,000
流動資産合計	4,463,286,595	5,730,469,416
資産合計	4,463,286,595	5,730,469,416
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,425,208	8,411,672
未払受託者報酬	474,724	619,275
未払委託者報酬	4,510,253	5,883,482
その他未払費用	118,604	154,741
流動負債合計	7,528,789	15,069,170
負債合計	7,528,789	15,069,170
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	3,053,556,404	3,201,684,971
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,402,201,402	2,513,715,275
(分配準備積立金)	632,685,155	1,480,454,900
元本等合計	4,455,757,806	5,715,400,246
純資産合計	4,455,757,806	5,715,400,246
負債純資産合計	4,463,286,595	5,730,469,416

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日 金額(円)	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日 金額(円)
営業収益		
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	227,189,081	1,103,150,995
営業収益合計	227,189,081	1,103,150,996
営業費用		
支払利息	1,223	2,075
受託者報酬	889,453	1,126,503
委託者報酬	8,450,461	10,702,530
その他費用	222,204	281,464
営業費用合計	9,563,341	12,112,572
営業利益又は営業損失(△)	217,625,740	1,091,038,424
経常利益又は経常損失(△)	217,625,740	1,091,038,424
当期純利益又は当期純損失(△)	217,625,740	1,091,038,424
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,519,344	118,768,539
期首剰余金又は期首欠損金(△)	974,032,987	1,402,201,402
剰余金増加額又は欠損金減少額	375,969,617	467,710,735
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	375,969,617	467,710,735
剰余金減少額又は欠損金増加額	166,946,286	328,466,747
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	166,946,286	328,466,747
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,402,201,402	2,513,715,275

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1. ※1 期首元本額	2,547,528,267円	3,053,556,404円
期中追加設定元本額	939,195,196円	852,973,955円
期中一部解約元本額	433,167,059円	704,845,388円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,053,556,404口	3,201,684,971口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(219,145,464円)、投資信託約款に規定される収益調整金(769,517,437円)及び分配準備積立金(413,539,691円)より分配対象額は1,402,202,592円(1万口当たり4,592.03円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(972,270,793円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,033,262,251円)及び分配準備積立金(508,184,107円)より分配対象額は2,513,717,151円(1万口当たり7,851.23円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	229,014,032	1,016,153,001
合計	229,014,032	1,016,153,001

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期  
自 2022 年 12 月 1 日  
至 2023 年 11 月 30 日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4592円 (14,592円)	1.7851円 (17,851円)



#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	トピックス・インデックス・マザーファンド	3,354,073,654	5,715,006,099	
親投資信託受益証券 合計			5,715,006,099	
合計			5,715,006,099	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「トピックス・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「トピックス・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年11月30日現在 金額(円)	2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,597,232,619	11,318,400,016
株式 ※2※3	199,365,246,780	278,401,688,320
派生商品評価勘定	252,089,300	145,283,800
未収入金	22,308,117	17,079,700
未収配当金	1,574,706,818	1,959,196,490
未収利息	656,842	550,242
その他未収収益 ※4	15,277,058	13,627,126
差入委託証拠金	13,280,000	53,472,780
流動資産合計	213,840,797,534	291,909,298,474
資産合計	213,840,797,534	291,909,298,474
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,899,900	1,249,200
前受金	257,225,000	129,325,000
未払金	-	20,441,625
未払解約金	298,031,030	105,766,530
受入担保金	7,992,907,366	7,260,574,102
流動負債合計	8,550,063,296	7,517,356,457
負債合計	8,550,063,296	7,517,356,457
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	147,745,976,638	166,904,971,223
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	57,544,757,600	117,486,970,794
元本等合計	205,290,734,238	284,391,942,017
純資産合計	205,290,734,238	284,391,942,017
負債純資産合計	213,840,797,534	291,909,298,474

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	2021 年 12 月 1 日	2022 年 12 月 1 日
期首元本額	139,094,932,448 円	147,745,976,638 円
期中追加設定元本額	22,455,105,001 円	33,173,755,669 円
期中一部解約元本額	13,804,060,811 円	14,014,761,084 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
トピックス・インデックスファンド	2,868,987,712 円	2,805,574,007 円
ダイワ・トピックス・インデックスファンドVA	4,779,931,786 円	4,373,834,835 円
適格機関投資家専用・ダイワ・トピックスインデックスファンドVA2	917,791 円	911,362 円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	22,001,280 円	15,019,052 円
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	283,754,331 円	192,250,160 円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	20,586,631 円	13,126,071 円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	571,049,427 円	414,927,130 円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	-円	335,163,355円
日本株式インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	461,873,574円	677,458,015円
D-I's TOPIXインデックス	29,463,339円	13,684,283円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	216,770,163円	248,960,497円
iFree TOPIXインデックス	6,249,961,543円	7,247,259,131円
iFree 8資産バランス	4,259,741,459円	4,606,729,135円
iFree 年金バランス	788,377,659円	999,756,008円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	-円	638,850円
DCダイワ日本株式インデックス	69,173,293,158円	70,849,239,578円
ダイワ・ライフ・バランス30	3,306,033,755円	3,130,739,193円
ダイワ・ライフ・バランス50	4,756,270,267円	4,922,236,693円
ダイワ・ライフ・バランス70	4,672,940,801円	5,657,702,841円
年金ダイワ日本株式インデックス	6,732,752,455円	7,362,939,711円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	57,574,140円	54,910,538円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	70,614,624円	75,461,317円
ダイワつみたてインデックス日本株式	2,701,356,905円	4,784,147,220円
ダイワつみたてインデックスバランス30	11,751,428円	12,447,223円
ダイワつみたてインデックスバランス50	10,416,225円	11,579,092円
ダイワつみたてインデックスバランス70	26,427,874円	29,768,814円
ダイワ国内株式インデックス（ラップ専用）	1,913,542,032円	11,296,011,297円
ダイワ世界バランスファンド40VA	79,912,966円	54,608,372円
ダイワ世界バランスファンド60VA	34,293,201円	20,876,356円
ダイワ・バランスファンド35VA	5,068,797,182円	3,793,959,218円
ダイワ・バランスファンド25VA（適格機関投資家専用）	454,578,946円	350,586,677円
ダイワ国内バランスファンド25VA（適格機関投資家専用）	62,260,889円	51,746,439円
ダイワ国内バランスファンド30VA（適格機関投資家専用）	104,389,988円	73,719,521円
ダイワ・ノーロードTOPIXファンド	200,763,198円	236,956,098円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
ダイワファンドラップ TOPIXインデックス	11,679,378,364 円	12,428,283,316 円
ダイワTOPIXインデックス (ダイワSMA専用)	1,850,371,567 円	6,094,958,950 円
ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス	3,206,509,611 円	3,354,073,654 円
ダイワ・インデックスセレクト TOPIX	1,201,006,985 円	1,171,702,165 円
ダイワライフスタイル25	135,418,737 円	108,414,945 円
ダイワライフスタイル50	552,924,023 円	483,952,477 円
ダイワライフスタイル75	422,585,053 円	404,489,561 円
DC・ダイワ・トピックス・インデックス (確定拠出年金専用ファンド)	8,706,395,569 円	8,144,168,066 円
計	147,745,976,638 円	166,904,971,223 円
2. 期末日における受益権の総数	147,745,976,638 口	166,904,971,223 口
3. ※2 貸付有価証券	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 7,569,896,520 円	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 6,909,195,160 円
4. ※3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 902,690,000 円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 1,209,560,000 円
5. ※4 その他未収収益	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分が含まれております。	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分が含まれております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 11 月 30 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	4,104,712,548	△5,884,432,916
合計	4,104,712,548	△5,884,432,916

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

### 株式関連

種類	2022 年 11 月 30 日現在				2023 年 11 月 30 日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超				うち 1年超		
株価指数 先物取引								
買建	5,560,450,000	-	5,810,800,000	250,350,000	5,273,120,000	-	5,417,280,000	144,160,000
合計	5,560,450,000	-	5,810,800,000	250,350,000	5,273,120,000	-	5,417,280,000	144,160,000

- (注)
1. 時価の算定方法  
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
  4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	1.3895円	1.7039円
(1万口当たり純資産額)	(13,895円)	(17,039円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極 洋	4,500	3,830.00	17,235,000	
ニッスイ	116,200	737.40	85,685,880	
マルハニチロ	17,400	2,840.00	49,416,000	
雪国まいたけ	10,100	950.00	9,595,000	
カネコ種苗	3,700	1,422.00	5,261,400	
サカタのタネ	13,200	3,985.00	52,602,000	
ホクト	9,400	1,754.00	16,487,600	
ホクリヨウ	1,100	1,147.00	1,261,700	貸付株式数 400 株
ショーボンドHD	15,800	6,025.00	95,195,000	
ミライト・ワン	38,300	1,846.50	70,720,950	
タマホーム	7,300	3,480.00	25,404,000	貸付株式数 2,900 株
サンヨーホームズ	800	724.00	579,200	
日本アクア	2,600	935.00	2,431,000	
ファーストコーポレーション	1,600	738.00	1,180,800	貸付株式数 700 株
ベステラ	1,500	1,036.00	1,554,000	貸付株式数 600 株 (600 株)
キャンディル	1,100	579.00	636,900	貸付株式数 700 株
住石ホールディングス	11,400	772.00	8,800,800	貸付株式数 5,100 株
日鉄鉱業	4,600	5,650.00	25,990,000	
三井松島HLDGS	6,900	2,818.00	19,444,200	貸付株式数 2,700 株
INPEX	428,200	2,090.00	894,938,000	貸付株式数 171,000 株
石油資源開発	13,400	5,690.00	76,246,000	
K&Oエナジーグループ	5,200	2,189.00	11,382,800	
ダイセキ環境ソリューション	1,300	1,023.00	1,329,900	
第一カッター興業	2,900	1,307.00	3,790,300	
明豊ファシリティワークス	2,300	805.00	1,851,500	
安藤・間	67,000	1,092.00	73,164,000	
東急建設	36,200	788.00	28,525,600	
コムシスホールディングス	37,000	3,207.00	118,659,000	
ビーアールホールディングス	16,900	359.00	6,067,100	
高松コンストラクションGP	8,600	2,637.00	22,678,200	
東建コーポレーション	3,300	8,100.00	26,730,000	
ソネック	700	952.00	666,400	
ヤマウラ	5,800	1,438.00	8,340,400	貸付株式数 200 株
オリエンタル白石	42,500	330.00	14,025,000	
大成建設	75,800	5,031.00	381,349,800	
大林組	289,700	1,247.50	361,400,750	
清水建設	229,700	971.60	223,176,520	



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
飛島建設	8,300	1,299.00	10,781,700	
長谷工コーポレーション	74,300	1,818.50	135,114,550	貸付株式数 28,500 株
松井建設	7,500	775.00	5,812,500	
銭高組	700	3,850.00	2,695,000	貸付株式数 200 株
鹿島建設	179,600	2,336.50	419,635,400	
不動テトラ	5,600	2,189.00	12,258,400	
大末建設	1,800	1,352.00	2,433,600	
鉄建建設	5,800	1,953.00	11,327,400	
西松建設	15,400	3,914.00	60,275,600	
三井住友建設	60,100	398.00	23,919,800	
大豊建設	2,800	3,650.00	10,220,000	貸付株式数 700 株
佐田建設	2,800	656.00	1,836,800	
ナカノフドー建設	3,300	452.00	1,491,600	
奥村組	13,100	4,515.00	59,146,500	
東鉄工業	10,000	2,902.00	29,020,000	
イチケン	1,100	2,300.00	2,530,000	
富士ピー・エス	2,000	445.00	890,000	
浅沼組	5,900	3,695.00	21,800,500	
戸田建設	109,600	844.30	92,535,280	
熊谷組	13,500	3,400.00	45,900,000	
北野建設	800	3,100.00	2,480,000	
植木組	1,300	1,456.00	1,892,800	
矢作建設	11,000	1,286.00	14,146,000	
ピーエス三菱	10,200	941.00	9,598,200	
日本ハウスHLDGS	17,100	326.00	5,574,600	貸付株式数 6,800 株
大東建託	29,800	16,300.00	485,740,000	
新日本建設	11,400	1,111.00	12,665,400	
東亜道路	3,200	6,690.00	21,408,000	
日本道路	9,500	1,897.00	18,021,500	
東亜建設	6,200	3,575.00	22,165,000	貸付株式数 2,400 株
日本国土開発	22,800	589.00	13,429,200	
若築建設	2,800	2,946.00	8,248,800	
東洋建設	20,300	1,330.00	26,999,000	
五洋建設	114,900	810.40	93,114,960	
世紀東急	10,400	1,664.00	17,305,600	貸付株式数 4,100 株
福田組	3,000	5,220.00	15,660,000	貸付株式数 1,200 株
日本ドライケミカル	1,100	2,578.00	2,835,800	貸付株式数 100 株
住友林業	70,000	3,774.00	264,180,000	
日本基礎技術	2,700	450.00	1,215,000	
巴コーポレーション	5,700	560.00	3,192,000	
大和ハウス	224,000	4,199.00	940,576,000	
ライト工業	16,700	1,980.00	33,066,000	
積水ハウス	245,700	3,029.00	744,225,300	
日特建設	7,700	1,028.00	7,915,600	
北陸電気工事	5,500	945.00	5,197,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ユアテック	17,700	1,003.00	17,753,100	
日本リーテック	6,300	1,257.00	7,919,100	
四電工	3,400	2,908.00	9,887,200	
中電工	12,500	2,431.00	30,387,500	
関電工	50,700	1,328.00	67,329,600	
きんでん	57,000	2,219.50	126,511,500	
東京エネシス	8,100	965.00	7,816,500	
トーエネック	2,600	4,245.00	11,037,000	
住友電設	7,700	2,557.00	19,688,900	
日本電設工業	15,200	2,024.00	30,764,800	
エクシオグループ	40,700	3,118.00	126,902,600	
新日本空調	5,200	2,235.00	11,622,000	
九電工	17,500	4,663.00	81,602,500	
三機工業	17,500	1,750.00	30,625,000	
日揮ホールディングス	80,200	1,661.50	133,252,300	
中外炉工業	2,700	2,239.00	6,045,300	
ヤマト	3,700	941.00	3,481,700	
太平電業	5,000	3,875.00	19,375,000	
高砂熱学	21,700	2,999.00	65,078,300	
三晃金属	600	4,700.00	2,820,000	
NEC ネットズエスアイ	32,300	2,159.00	69,735,700	
朝日工業社	3,800	2,798.00	10,632,400	
明星工業	15,700	1,120.00	17,584,000	
大気社	9,300	4,230.00	39,339,000	
ダイダン	10,600	1,480.00	15,688,000	
日比谷総合設備	5,800	2,358.00	13,676,400	
ニッポン	24,600	2,274.00	55,940,400	
日清製粉G本社	75,300	2,048.50	154,252,050	
日東富士製粉	1,500	4,720.00	7,080,000	
昭和産業	8,000	3,060.00	24,480,000	
鳥越製粉	4,600	715.00	3,289,000	貸付株式数 1,800 株
中部飼料	11,600	1,085.00	12,586,000	
フィード・ワン	12,200	792.00	9,662,400	
東洋精糖	900	2,018.00	1,816,200	
日本甜菜糖	4,900	2,013.00	9,863,700	
DM三井製糖ホールディ	8,200	3,020.00	24,764,000	
塩水港精糖	6,700	234.00	1,567,800	
ウェルネオシュガー	4,200	2,064.00	8,668,800	貸付株式数 1,400 株
LIFULL	29,000	196.00	5,684,000	貸付株式数 10,900 株
MIXI	18,200	2,417.00	43,989,400	
ジェイエイシーリクルート メント	7,600	2,661.00	20,223,600	
日本M&Aセンターホール デ	135,300	685.20	92,707,560	
メンバーズ	2,900	1,100.00	3,190,000	貸付株式数 900 株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
中広	700	412.00	288,400	
UTグループ	11,200	2,215.00	24,808,000	
アイティメディア	3,200	972.00	3,110,400	貸付株式数 1,200株
E・Jホールディングス	5,000	1,605.00	8,025,000	貸付株式数 1,900株
オープンアップグループ	25,500	2,159.00	55,054,500	貸付株式数 9,600株
コシダカホールディングス	25,400	1,043.00	26,492,200	
アルトナー	2,000	1,807.00	3,614,000	貸付株式数 500株
パソナグループ	10,200	2,345.00	23,919,000	
CDS	1,200	1,732.00	2,078,400	
リンクアンドモチベーション	24,400	586.00	14,298,400	貸付株式数 9,100株
エス・エム・エス	29,700	2,810.00	83,457,000	
サニーサイドアップG	1,400	619.00	866,600	貸付株式数 100株
パーソルホールディングス	864,100	254.80	220,172,680	
リニカル	3,000	530.00	1,590,000	
クックパッド	23,100	119.00	2,748,900	貸付株式数 1,700株
エスクリ	1,900	283.00	537,700	貸付株式数 1,200株
アイ・ケイ・ケイホールディング	2,400	678.00	1,627,200	貸付株式数 900株
森永製菓	17,500	5,277.00	92,347,500	
中村屋	2,100	3,070.00	6,447,000	貸付株式数 600株
江崎グリコ	23,400	4,079.00	95,448,600	
名糖産業	3,400	1,635.00	5,559,000	貸付株式数 1,200株
井村屋グループ	5,000	2,319.00	11,595,000	
不二家	5,600	2,501.00	14,005,600	貸付株式数 2,200株
山崎製パン	54,500	3,235.00	176,307,500	
第一屋製パン	1,000	695.00	695,000	
モロゾフ	2,700	3,885.00	10,489,500	
亀田製菓	4,700	3,885.00	18,259,500	
寿スピリッツ	38,400	2,348.00	90,163,200	
カルビー	37,300	2,769.00	103,283,700	
森永乳業	29,600	2,760.00	81,696,000	
六甲バター	6,200	1,384.00	8,580,800	貸付株式数 2,300株
ヤクルト	116,300	3,303.00	384,138,900	
明治ホールディングス	99,800	3,423.00	341,615,400	
雪印メグミルク	19,800	2,163.00	42,827,400	
プリマハム	11,100	2,250.00	24,975,000	
日本ハム	35,100	4,394.00	154,229,400	
林兼産業	1,900	599.00	1,138,100	貸付株式数 600株
丸大食品	8,400	1,617.00	13,582,800	
S Foods	9,000	3,205.00	28,845,000	
柿安本店	3,100	2,476.00	7,675,600	貸付株式数 800株
伊藤ハム米久HLDGS	12,500	3,950.00	49,375,000	
学情	4,300	2,021.00	8,690,300	貸付株式数 200株
スタジオアリス	4,200	2,064.00	8,668,800	貸付株式数 1,600株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
クロスキャット	5,200	1,127.00	5,860,400	貸付株式数 500株
シミックホールディングス	4,100	2,644.00	10,840,400	
エプコ	1,300	810.00	1,053,000	貸付株式数 100株
システナ	125,500	296.00	37,148,000	
N J S	1,800	2,827.00	5,088,600	貸付株式数 700株
デジタルアーツ	5,200	4,815.00	25,038,000	
日鉄ソリューションズ	14,100	4,645.00	65,494,500	
総合警備保障	141,800	856.80	121,494,240	
キューブシステム	4,400	1,112.00	4,892,800	貸付株式数 1,800株
いちご	93,900	351.00	32,958,900	
日本駐車場開発	86,000	204.00	17,544,000	
コア	3,700	1,779.00	6,582,300	
カカクコム	56,100	1,677.50	94,107,750	
アイロムグループ	3,400	2,031.00	6,905,400	貸付株式数 1,100株
セントケア・ホールディング	6,100	936.00	5,709,600	貸付株式数 2,000株
サイネックス	800	838.00	670,400	
ルネサンス	6,600	865.00	5,709,000	貸付株式数 2,600株
ディップ	13,000	3,170.00	41,210,000	
S B Sホールディングス	7,300	2,507.00	18,301,100	
デジタルホールディングス	4,500	1,265.00	5,692,500	
新日本科学	7,700	1,647.00	12,681,900	貸付株式数 3,300株
キャリアデザインセンター	1,000	2,015.00	2,015,000	
ベネフィット・ワン	29,500	1,515.00	44,692,500	
エムスリー	167,700	2,445.50	410,110,350	
ツカダ・グローバルHOLD	3,100	384.00	1,190,400	貸付株式数 600株
プラス	500	698.00	349,000	貸付株式数 200株
アウトソーシング	54,500	1,200.00	65,400,000	
ウェルネット	3,600	565.00	2,034,000	貸付株式数 1,600株
ワールドホールディングス	3,800	2,711.00	10,301,800	貸付株式数 400株
ディー・エヌ・エー	30,100	1,504.00	45,270,400	
博報堂DYHLDGS	108,300	1,115.50	120,808,650	
ぐるなび	16,000	294.00	4,704,000	
タカミヤ	11,400	456.00	5,198,400	
ジャパンベストレスキュー	4,100	997.00	4,087,700	
ファンコミュニケーションズ	11,900	417.00	4,962,300	
ライク	3,100	1,364.00	4,228,400	貸付株式数 100株
A o b a - B B T	1,700	424.00	720,800	貸付株式数 800株
エスプール	24,400	397.00	9,686,800	貸付株式数 9,700株
WDBホールディングス	4,300	2,313.00	9,945,900	
手間いらず	1,400	2,496.00	3,494,400	
ティア	2,700	460.00	1,242,000	貸付株式数 1,100株
CDG	500	1,249.00	624,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
アドウェイズ	11,700	551.00	6,446,700	貸付株式数 4,600株
バリューコマース	7,500	1,386.00	10,395,000	
インフォマート	88,100	441.00	38,852,100	
サッポロホールディングス	26,800	5,766.00	154,528,800	
アサヒグループホールディングン	187,900	5,455.00	1,024,994,500	貸付株式数 75,000株
麒麟HD	338,900	2,087.00	707,284,300	貸付株式数 135,200株
宝ホールディングス	55,700	1,215.00	67,675,500	
オエノンホールディングス	24,500	374.00	9,163,000	
養命酒	2,800	1,873.00	5,244,400	貸付株式数 700株
コカ・コーラボトラーズJHD	63,900	2,025.50	129,429,450	
サントリー食品インター	57,300	4,648.00	266,330,400	
ダイドーグループHD	4,700	5,980.00	28,106,000	貸付株式数 1,500株
伊藤園	27,600	4,495.00	124,062,000	
キーコーヒー	9,300	2,068.00	19,232,400	
ユニカフェ	1,700	957.00	1,626,900	貸付株式数 700株
ジャパンフーズ	900	1,169.00	1,052,100	
日清オイリオグループ	11,500	4,185.00	48,127,500	
不二製油グループ	19,000	2,322.00	44,118,000	
かどや製油	600	3,560.00	2,136,000	
J-オイルミルズ	9,600	1,973.00	18,940,800	
ローソン	18,600	7,321.00	136,170,600	
サンエー	6,600	4,600.00	30,360,000	貸付株式数 1,300株
カワチ薬品	6,800	2,551.00	17,346,800	
エービーシー・マート	38,200	2,440.50	93,227,100	
ハードオフコーポレーション	2,700	1,530.00	4,131,000	
高千穂交易	2,400	3,400.00	8,160,000	貸付株式数 1,000株
アスクル	18,000	2,159.00	38,862,000	貸付株式数 7,200株
ゲオホールディングス	9,800	2,347.00	23,000,600	貸付株式数 3,200株
アダストリア	10,500	3,800.00	39,900,000	貸付株式数 3,600株
ジーフット	3,800	288.00	1,094,400	貸付株式数 1,200株
シー・ヴィ・エス・ペイエリア	600	688.00	412,800	貸付株式数 200株
オルパヘルスケアHLDGS	700	1,757.00	1,229,900	
伊藤忠食品	2,000	7,160.00	14,320,000	
くら寿司	10,200	3,675.00	37,485,000	貸付株式数 2,800株
キャンドゥ	3,100	2,619.00	8,118,900	貸付株式数 1,100株
エレマテック	7,800	1,767.00	13,782,600	
IKホールディングス	1,500	340.00	510,000	貸付株式数 300株
パルグループHLDGS	17,100	2,336.00	39,945,600	
エディオン	34,500	1,485.00	51,232,500	貸付株式数 13,800株
あらた	6,700	6,250.00	41,875,000	
サーラコーポレーション	18,200	711.00	12,940,200	貸付株式数 7,000株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ワッツ	2,300	578.00	1,329,400	貸付株式数 1,000株
トーメンデバイス	1,300	5,300.00	6,890,000	
ハローズ	3,900	4,145.00	16,165,500	貸付株式数 400株
J Pホールディングス	21,700	391.00	8,484,700	貸付株式数 1,200株
フジオフードG本社	9,700	1,444.00	14,006,800	貸付株式数 3,800株 (100株)
あみやき亭	2,100	3,660.00	7,686,000	貸付株式数 600株
東京エレクトロデバイス	8,700	4,875.00	42,412,500	
ひらまつ	11,300	248.00	2,802,400	貸付株式数 5,200株
円谷フィールズホールディ	15,000	1,126.00	16,890,000	貸付株式数 5,400株
双日	97,300	3,293.00	320,408,900	
アルフレッサホールディン グス	87,700	2,377.50	208,506,750	
大黒天物産	2,700	6,160.00	16,632,000	貸付株式数 1,000株
ハニーズホールディングス	6,900	1,672.00	11,536,800	貸付株式数 2,600株
ファーマライズHD	1,000	640.00	640,000	貸付株式数 500株
キッコーマン	53,900	9,065.00	488,603,500	
味の素	193,200	5,526.00	1,067,623,200	
ブルドックソース	4,400	2,092.00	9,204,800	
キューピー	43,900	2,580.00	113,262,000	
ハウス食品G本社	28,100	3,229.00	90,734,900	
カゴメ	35,100	3,177.00	111,512,700	
焼津水産化工	2,000	1,170.00	2,340,000	
アリアケジャパン	8,100	4,615.00	37,381,500	
ピエトロ	600	1,823.00	1,093,800	
エバラ食品工業	2,000	2,834.00	5,668,000	貸付株式数 200株
やまみ	500	3,105.00	1,552,500	
ニチレイ	37,300	3,224.00	120,255,200	
横浜冷凍	23,900	1,109.00	26,505,100	
東洋水産	41,100	7,870.00	323,457,000	
イトアンドHLDGS	3,700	2,045.00	7,566,500	貸付株式数 1,400株 (100株)
大冷	800	1,928.00	1,542,400	
ヨシムラ・フード・HLD GS	3,700	1,114.00	4,121,800	貸付株式数 1,800株
日清食品HD	28,600	14,665.00	419,419,000	
永谷園ホールディングス	4,100	2,169.00	8,892,900	
一正蒲鉾	2,200	738.00	1,623,600	貸付株式数 300株
フジッコ	8,600	1,936.00	16,649,600	
ロックフィールド	9,300	1,591.00	14,796,300	貸付株式数 1,500株
日本たばこ産業	494,200	3,801.00	1,878,454,200	貸付株式数 197,300株
ケンコーマヨネーズ	5,700	1,615.00	9,205,500	
わらべや日洋HD	5,500	3,485.00	19,167,500	
なとり	5,300	2,035.00	10,785,500	
イフジ産業	900	1,342.00	1,207,800	貸付株式数 200株
ファーマフーズ	11,700	1,283.00	15,011,100	貸付株式数 4,600株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
北の達人コーポ	34,800	208.00	7,238,400	貸付株式数 13,900株 (1,300株)
ユーグレナ	50,500	746.00	37,673,000	貸付株式数 20,200株
紀文食品	7,200	1,152.00	8,294,400	貸付株式数 100株
ピクルスホールディングス	4,900	1,207.00	5,914,300	貸付株式数 1,200株
スター・マイカ・HLDG S	9,400	607.00	5,705,800	
SREホールディングス	3,500	2,774.00	9,709,000	貸付株式数 1,500株
ADワークスグループ	11,600	246.00	2,853,600	貸付株式数 2,800株
片倉工業	7,600	1,677.00	12,745,200	貸付株式数 2,600株
グンゼ	5,900	4,800.00	28,320,000	
ヒューリック	189,800	1,468.00	278,626,400	貸付株式数 75,700株
神栄	700	1,781.00	1,246,700	
ラサ商事	3,100	1,509.00	4,677,900	貸付株式数 900株
アルペン	7,100	1,950.00	13,845,000	貸付株式数 2,800株
ハブ	1,500	720.00	1,080,000	
ラクーンホールディングス	6,900	681.00	4,698,900	貸付株式数 2,600株
クオールホールディングス	12,000	1,706.00	20,472,000	
アルコニックス	11,600	1,320.00	15,312,000	
神戸物産	67,600	3,904.00	263,910,400	
ソリトンシステムズ	4,200	1,276.00	5,359,200	
ジンズホールディングス	5,200	4,695.00	24,414,000	貸付株式数 2,000株
ビックカメラ	46,400	1,221.00	56,654,400	貸付株式数 18,000株
DCMホールディングス	46,100	1,279.00	58,961,900	
ペッパーフードサービス	19,900	109.00	2,169,100	貸付株式数 200株
ハイパー	1,100	346.00	380,600	貸付株式数 400株
Monotaro	123,800	1,493.00	184,833,400	
東京一番フーズ	1,100	501.00	551,100	
DDグループ	3,100	1,333.00	4,132,300	貸付株式数 1,200株
あいホールディングス	14,000	2,472.00	34,608,000	
ディービーエックス	1,300	1,017.00	1,322,100	
きちりホールディングス	1,100	1,025.00	1,127,500	貸付株式数 500株
J. フロントリテイリング	100,300	1,354.50	135,856,350	
ドトール・日レスHD	15,500	2,195.00	34,022,500	
マツキヨココカラ&カンパニー	158,900	2,553.50	405,751,150	
ブロンコビリー	5,100	3,160.00	16,116,000	貸付株式数 1,900株
ZOZO	57,700	3,125.00	180,312,500	
トレジャー・ファクトリー	4,200	1,263.00	5,304,600	貸付株式数 1,600株
物語コーポレーション	14,600	3,880.00	56,648,000	
三越伊勢丹HD	147,200	1,671.00	245,971,200	
東洋紡	35,700	1,052.00	37,556,400	
ユニチカ	26,900	183.00	4,922,700	
富士紡ホールディングス	3,600	3,690.00	13,284,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日清紡ホールディングス	62,700	1,086.50	68,123,550	
倉敷紡績	6,200	2,557.00	15,853,400	
ダイワボウHD	38,700	2,909.50	112,597,650	
シキボウ	3,700	1,093.00	4,044,100	
日東紡績	10,500	4,495.00	47,197,500	
トヨタ紡織	34,800	2,550.00	88,740,000	
マクニカホールディングス	20,700	7,313.00	151,379,100	
H a m e e	3,000	1,014.00	3,042,000	
マーケットエンタープライズ	500	1,202.00	601,000	貸付株式数 200株
ラクト・ジャパン	3,400	1,951.00	6,633,400	貸付株式数 1,300株
ウエルシアHD	45,300	2,584.00	117,055,200	貸付株式数 18,100株
クリエイトSDH	14,400	3,060.00	44,064,000	貸付株式数 5,100株
グリムス	3,700	2,106.00	7,792,200	
バイタルKSKHD	13,200	1,071.00	14,137,200	
八洲電機	7,000	1,271.00	8,897,000	貸付株式数 200株
メディアスホールディングス	5,500	772.00	4,246,000	
レスターホールディングス	7,400	2,683.00	19,854,200	
ジオリーブグループ	1,100	1,245.00	1,369,500	貸付株式数 500株
丸善CHI HD	5,600	329.00	1,842,400	
大光	2,300	638.00	1,467,400	貸付株式数 1,100株
OCHIホールディングス	1,100	1,425.00	1,567,500	
TOKAIホールディングス	47,300	941.00	44,509,300	
黒谷	1,300	583.00	757,900	
ミサワ	1,000	634.00	634,000	
ティーライフ	700	1,417.00	991,900	貸付株式数 100株
C o m i n i x	900	789.00	710,100	
エー・ピーホールディングス	1,100	903.00	993,300	貸付株式数 500株
三洋貿易	9,900	1,313.00	12,998,700	
チムニー	1,500	1,387.00	2,080,500	貸付株式数 700株
シュッピン	7,900	1,238.00	9,780,200	貸付株式数 3,100株
ビューティガレージ	2,700	2,520.00	6,804,000	
オイシックス・ラ・大地	11,700	1,393.00	16,298,100	貸付株式数 4,600株
ウイン・パートナーズ	5,500	1,192.00	6,556,000	貸付株式数 500株
ネクステージ	19,900	2,289.00	45,551,100	貸付株式数 7,500株
ジョイフル本田	25,400	1,792.00	45,516,800	貸付株式数 1,500株
鳥貴族ホールディングス	3,200	2,838.00	9,081,600	貸付株式数 1,200株 (100株)
ホットランド	6,600	1,972.00	13,015,200	貸付株式数 2,500株
すかいらくHD	119,400	2,180.50	260,351,700	貸付株式数 47,700株
SFPホールディングス	4,800	2,233.00	10,718,400	貸付株式数 1,900株
綿半ホールディングス	6,600	1,370.00	9,042,000	
日本毛織	21,800	1,295.00	28,231,000	



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ダイトウボウ	7,300	88.00	642,400	貸付株式数 5,300 株
トーア紡コーポレーション	1,800	460.00	828,000	貸付株式数 400 株
ダイドーリミテッド	6,600	400.00	2,640,000	貸付株式数 3,700 株
ヨシックスホールディングス	1,600	3,040.00	4,864,000	
ユナイテッド・スーパーマ ーケ	24,200	1,011.00	24,466,200	貸付株式数 10,900 株
野村不動産HLDGS	45,300	3,604.00	163,261,200	
三重交通グループHD	17,100	572.00	9,781,200	貸付株式数 2,700 株
サムティ	13,000	2,342.00	30,446,000	貸付株式数 5,000 株
地主	6,200	2,306.00	14,297,200	貸付株式数 2,300 株
プレサンスコーポレーショ ン	12,900	1,504.00	19,401,600	貸付株式数 5,100 株
フィル・カンパニー	1,300	596.00	774,800	貸付株式数 500 株
ハウコム	700	890.00	623,000	貸付株式数 300 株
JPMC	4,600	1,123.00	5,165,800	
サンセイランディック	1,300	1,062.00	1,380,600	貸付株式数 500 株
エストラスト	500	641.00	320,500	貸付株式数 200 株
フージャースHD	12,500	1,058.00	13,225,000	
オープンハウスグループ	29,800	4,128.00	123,014,400	
東急不動産HD	244,600	914.00	223,564,400	
飯田GHD	78,000	2,210.00	172,380,000	
イーランド	700	1,499.00	1,049,300	貸付株式数 300 株
帝国繊維	9,300	2,029.00	18,869,700	貸付株式数 3,600 株
日本コークス工業	83,800	122.00	10,223,600	
ゴルフダイジェスト・オン	3,900	677.00	2,640,300	貸付株式数 1,500 株
ミタチ産業	1,200	1,158.00	1,389,600	貸付株式数 600 株
BEENOS	3,600	1,495.00	5,382,000	貸付株式数 1,600 株
あさひ	8,100	1,317.00	10,667,700	
日本調剤	5,900	1,288.00	7,599,200	貸付株式数 200 株
コスモス薬品	8,600	15,650.00	134,590,000	貸付株式数 3,400 株
シップヘルスケアHD	31,400	2,087.50	65,547,500	
トーエル	2,100	702.00	1,474,200	貸付株式数 900 株
ソフトクリエイトHD	6,800	1,695.00	11,526,000	
セブン&アイ・HLDGS	301,100	5,495.00	1,654,544,500	
クリエイト・レストラン ツ・ホール	59,100	1,045.00	61,759,500	貸付株式数 23,900 株
明治電機工業	3,400	1,430.00	4,862,000	
ツルハホールディングス	18,300	12,440.00	227,652,000	
デリカフーズHLDGS	2,400	594.00	1,425,600	
スターティアホールディン グス	1,200	1,334.00	1,600,800	貸付株式数 400 株
サンマルクホールディン グス	6,900	1,998.00	13,786,200	
フェリシモ	1,100	913.00	1,004,300	貸付株式数 400 株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
トリドールホールディングス	24,400	4,151.00	101,284,400	貸付株式数 6,400株
帝人	79,500	1,345.50	106,967,250	
東レ	554,300	767.10	425,203,530	
クラレ	120,500	1,504.50	181,292,250	
旭化成	559,600	1,026.50	574,429,400	
TOKYO BASE	10,400	271.00	2,818,400	貸付株式数 4,100株
稲葉製作所	4,400	1,486.00	6,538,400	貸付株式数 1,700株
宮地エンジニアリングG	4,300	3,185.00	13,695,500	貸付株式数 1,600株
トーカロ	24,600	1,438.00	35,374,800	
アルファCO	1,700	1,483.00	2,521,100	
SUMCO	151,400	2,216.50	335,578,100	
川田テクノロジーズ	2,000	7,000.00	14,000,000	
RS TECHNOLOGIES	5,700	2,862.00	16,313,400	
ジェイテックコーポレーション	600	2,040.00	1,224,000	貸付株式数 200株
信和	3,100	740.00	2,294,000	貸付株式数 1,100株
ビーロット	3,200	1,007.00	3,222,400	貸付株式数 1,200株
ファーストブラザーズ	1,000	1,008.00	1,008,000	貸付株式数 400株 (400株)
AND DOホールディングス	4,900	1,045.00	5,120,500	貸付株式数 1,700株
シーアールイー	4,500	1,576.00	7,092,000	貸付株式数 400株 (200株)
ケイアイスター不動産	3,900	3,490.00	13,611,000	貸付株式数 1,500株
アグレ都市デザイン	800	1,509.00	1,207,200	
ジェイ・エス・ビー	4,000	2,561.00	10,244,000	
ロードスターキャピタル	5,300	2,200.00	11,660,000	
テンポイノベーション	1,300	1,114.00	1,448,200	貸付株式数 600株
グローバルリンクマネジメント	800	2,471.00	1,976,800	貸付株式数 400株
フェイスネットワーク	1,200	1,390.00	1,668,000	貸付株式数 600株
霞ヶ関キャピタル	1,900	9,120.00	17,328,000	
住江織物	900	2,247.00	2,022,300	
日本フェルト	2,700	423.00	1,142,100	
イチカワ	600	1,627.00	976,200	
エコナックホールディングス	4,300	143.00	614,900	
日東製網	500	1,472.00	736,000	貸付株式数 100株
芦森工業	900	2,202.00	1,981,800	
アツギ	3,100	467.00	1,447,700	
ウイルプラスHLDGS	800	1,090.00	872,000	貸付株式数 400株
JMホールディングス	6,500	2,077.00	13,500,500	
コマダホールディングス	21,300	2,767.00	58,937,100	
サツドラホールディングス	2,100	771.00	1,619,100	貸付株式数 1,100株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
アレンザホールディングス	6,400	1,014.00	6,489,600	貸付株式数 700株
串カツ田中HLDGS	2,300	1,625.00	3,737,500	貸付株式数 900株
バロックジャパン	6,800	820.00	5,576,000	貸付株式数 2,700株
クスリのアオキHLDGS	23,400	3,422.00	80,074,800	
ダイニック	1,400	725.00	1,015,000	
共和レザー	2,600	728.00	1,892,800	
ピーバンドットコム	600	378.00	226,800	貸付株式数 200株
力の源HD	3,900	1,568.00	6,115,200	貸付株式数 1,500株
FOOD&LIFE COMPANY	46,600	2,863.00	133,415,800	
アセンテック	3,400	575.00	1,955,000	貸付株式数 100株
セーレン	15,900	2,320.00	36,888,000	貸付株式数 6,300株
ソトー	1,400	705.00	987,000	貸付株式数 100株
東海染工	400	942.00	376,800	
小松マテーレ	12,000	780.00	9,360,000	
ワコールホールディングス	16,900	3,255.00	55,009,500	
ホギメディカル	10,900	3,425.00	37,332,500	
クラウドディアHLDGS	1,000	407.00	407,000	貸付株式数 500株
TSIホールディングス	27,800	774.00	21,517,200	貸付株式数 9,800株
マツオカコーポレーション	1,400	1,518.00	2,125,200	
ワールド	11,700	1,630.00	19,071,000	
TIS	90,600	3,127.00	283,306,200	
テクミラホールディングス	2,100	471.00	989,100	貸付株式数 700株
グリー	22,100	568.00	12,552,800	
GMOペパボ	1,000	1,351.00	1,351,000	貸付株式数 400株
コーエーテクモHD	51,800	1,810.50	93,783,900	貸付株式数 16,700株
三菱総合研究所	4,100	4,805.00	19,700,500	
ボルテージ	1,300	263.00	341,900	貸付株式数 600株
電算	500	1,518.00	759,000	貸付株式数 200株
AGS	1,900	750.00	1,425,000	
ファインデックス	6,600	952.00	6,283,200	
ブレインパッド	6,200	1,024.00	6,348,800	貸付株式数 2,200株
KL a b	15,300	278.00	4,253,400	貸付株式数 5,700株
ポールトゥウィンホールディングン	14,100	535.00	7,543,500	
ネクソン	185,000	3,198.00	591,630,000	
アイスタイル	24,500	438.00	10,731,000	貸付株式数 9,800株 (4,000株)
エムアップホールディングス	10,100	1,018.00	10,281,800	
エイチーム	4,900	684.00	3,351,600	
エニグモ	10,600	383.00	4,059,800	貸付株式数 3,800株
テクノスジャパン	4,100	638.00	2,615,800	
enish	4,000	181.00	724,000	貸付株式数 1,600株
コロプラ	32,000	609.00	19,488,000	
オルトプラス	3,800	165.00	627,000	貸付株式数 1,500株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ブロードリーフ	39,300	566.00	22,243,800	
クロス・マーケティングG	2,700	567.00	1,530,900	貸付株式数 1,000株
デジタルハーツHLDGS	5,200	1,000.00	5,200,000	貸付株式数 2,000株
メディアドゥ	3,700	1,516.00	5,609,200	
じげん	24,100	538.00	12,965,800	
ブイキューブ	9,900	331.00	3,276,900	貸付株式数 3,800株 (100株)
エンカレッジ・テクノロジー	1,000	519.00	519,000	貸付株式数 600株
サイバーリンクス	1,800	729.00	1,312,200	貸付株式数 1,000株
ディー・エル・イー	4,300	223.00	958,900	
フィックスターズ	9,300	1,356.00	12,610,800	
CARTA HOLDINGS	3,900	1,312.00	5,116,800	貸付株式数 1,400株
オプティム	8,400	846.00	7,106,400	貸付株式数 2,600株
セレス	3,300	915.00	3,019,500	貸付株式数 1,300株
SHIFT	5,500	34,440.00	189,420,000	
特種東海製紙	4,500	3,715.00	16,717,500	
ティーガイア	8,600	1,835.00	15,781,000	
セック	900	4,345.00	3,910,500	
テクマトリックス	15,100	1,735.00	26,198,500	
プロシップ	4,000	1,321.00	5,284,000	貸付株式数 1,200株
ガンホー・オンライン・エンター	21,500	2,292.00	49,278,000	
GMOペイメントゲートウェイ	16,500	8,707.00	143,665,500	
ザッパラス	1,200	488.00	585,600	貸付株式数 700株
システムリサーチ	2,800	3,590.00	10,052,000	貸付株式数 900株
インターネットイニシアティブ	39,600	2,657.00	105,217,200	
さくらインターネット	9,300	1,791.00	16,656,300	貸付株式数 3,700株
ヴィンクス	1,100	2,015.00	2,216,500	
GMOグローバルサインHD	2,500	2,491.00	6,227,500	貸付株式数 1,000株
SRAホールディングス	4,200	3,595.00	15,099,000	
システムインテグレータ	1,300	401.00	521,300	
朝日ネット	8,800	627.00	5,517,600	
eBASE	11,700	806.00	9,430,200	
アバントグループ	10,400	1,488.00	15,475,200	
アドソル日進	3,500	1,606.00	5,621,000	
ODKソリューションズ	900	575.00	517,500	貸付株式数 600株
フリービット	4,300	1,189.00	5,112,700	
コムチュア	11,900	2,015.00	23,978,500	
サイバーコム	700	1,900.00	1,330,000	
アステリア	6,500	727.00	4,725,500	貸付株式数 2,400株
アイル	3,900	3,570.00	13,923,000	
王子ホールディングス	344,500	549.20	189,199,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日本製紙	46,600	1,337.00	62,304,200	
三菱製紙	6,200	530.00	3,286,000	貸付株式数 2,400株
北越コーポレーション	40,600	1,409.00	57,205,400	貸付株式数 16,200株
中越パルプ	1,900	1,726.00	3,279,400	貸付株式数 300株
巴川製紙	1,300	744.00	967,200	貸付株式数 700株
大王製紙	36,400	1,047.50	38,129,000	
阿波製紙	1,200	400.00	480,000	貸付株式数 400株
マークラインズ	4,500	2,765.00	12,442,500	
メディカル・データ・ビジ	9,800	694.00	6,801,200	貸付株式数 4,400株
g u m i	12,200	416.00	5,075,200	貸付株式数 4,800株
ショーケース	1,000	399.00	399,000	貸付株式数 500株
モバイルファクトリー	1,000	725.00	725,000	貸付株式数 400株
テラスカイ	3,600	1,566.00	5,637,600	貸付株式数 1,400株
デジタル・インフォメーシ ョン	4,800	1,636.00	7,852,800	
P C Iホールディングス	1,800	1,039.00	1,870,200	貸付株式数 200株
アイビーシー	700	503.00	352,100	貸付株式数 200株
ネオジャパン	2,700	1,038.00	2,802,600	貸付株式数 900株
P R T I M E S	1,700	1,716.00	2,917,200	貸付株式数 600株
ラクス	39,100	2,665.00	104,201,500	
ランドコンピュータ	2,200	928.00	2,041,600	
ダブルスタンダード	2,500	1,504.00	3,760,000	貸付株式数 1,200株
オープンドア	4,900	723.00	3,542,700	貸付株式数 2,200株
マイネット	1,400	307.00	429,800	貸付株式数 600株
アカツキ	4,000	2,312.00	9,248,000	
ベネフィットジャパン	300	1,199.00	359,700	貸付株式数 200株
U B I C O Mホールディン グス	2,600	1,709.00	4,443,400	
カナミックネットワーク	8,800	388.00	3,414,400	
ノムラシステムコーポレー ション	4,900	118.00	578,200	貸付株式数 2,800株
レンゴー	75,200	935.50	70,349,600	
トーモク	4,700	2,174.00	10,217,800	
ザ・バック	6,100	3,215.00	19,611,500	貸付株式数 2,400株
チェンジホールディングス	18,000	1,560.00	28,080,000	
シンクロ・フード	2,900	721.00	2,090,900	貸付株式数 1,300株
オークネット	3,300	1,841.00	6,075,300	貸付株式数 1,500株
キャピタル・アセット・プ ラン	900	724.00	651,600	
セグエグループ	1,400	916.00	1,282,400	貸付株式数 500株
エイトレッド	700	1,378.00	964,600	
マクロミル	16,300	792.00	12,909,600	
ビーグリー	900	1,214.00	1,092,600	
オロ	3,000	2,494.00	7,482,000	貸付株式数 1,200株
ユーザーローカル	3,000	1,722.00	5,166,000	貸付株式数 1,200株
テモナ	1,000	239.00	239,000	貸付株式数 200株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ニーズウェル	2,500	729.00	1,822,500	貸付株式数 1,200株
マネーフワード	18,400	4,542.00	83,572,800	貸付株式数 6,700株
サインポスト	1,800	453.00	815,400	貸付株式数 800株
レゾナック・ホールディング	79,900	2,760.00	220,524,000	
住友化学	613,600	377.50	231,634,000	
住友精化	3,900	5,050.00	19,695,000	
日産化学	38,900	5,393.00	209,787,700	
ラサ工業	3,200	2,132.00	6,822,400	
クレハ	6,000	8,650.00	51,900,000	
多木化学	3,200	3,160.00	10,112,000	貸付株式数 1,200株
テイカ	7,100	1,325.00	9,407,500	
石原産業	13,700	1,373.00	18,810,100	
片倉コープアグリ	1,100	1,139.00	1,252,900	貸付株式数 400株
日本曹達	9,800	5,340.00	52,332,000	
東ソー	110,500	1,967.00	217,353,500	
トクヤマ	26,700	2,401.00	64,106,700	
セントラル硝子	8,800	2,719.00	23,927,200	
東亜合成	41,400	1,360.00	56,304,000	
大阪ソーダ	5,800	9,720.00	56,376,000	貸付株式数 2,300株
関東電化	16,000	830.00	13,280,000	
SUN ASTERISK	5,900	997.00	5,882,300	貸付株式数 2,300株
デンカ	30,100	2,645.00	79,614,500	
イビデン	43,500	7,071.00	307,588,500	
信越化学	750,000	5,212.00	3,909,000,000	
日本カーバイド	3,100	1,515.00	4,696,500	
電算システムHD	3,700	2,779.00	10,282,300	
堺化学	6,300	1,885.00	11,875,500	
第一稀元素化学工	9,000	995.00	8,955,000	貸付株式数 800株
エア・ウォーター	78,000	1,941.50	151,437,000	
日本酸素HLDGS	80,200	3,883.00	311,416,600	
日本化学工業	3,000	2,029.00	6,087,000	
東邦アセチレン	1,000	1,877.00	1,877,000	
日本パーカラライジング	36,900	1,154.00	42,582,600	貸付株式数 1,900株
高圧ガス	11,800	809.00	9,546,200	
チタン工業	600	1,288.00	772,800	貸付株式数 200株
四国化成ホールディング	10,600	1,747.00	18,518,200	
戸田工業	1,900	1,632.00	3,100,800	貸付株式数 600株
ステラ ケミファ	4,500	3,245.00	14,602,500	
保土谷化学	2,600	3,600.00	9,360,000	
日本触媒	12,600	5,351.00	67,422,600	
大日精化	5,800	2,217.00	12,858,600	
カネカ	21,000	3,713.00	77,973,000	
協和キリン	100,100	2,437.00	243,943,700	
APPIER GROUP	28,300	1,640.00	46,412,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
三菱瓦斯化学	61,800	2,337.50	144,457,500	
三井化学	68,200	4,328.00	295,169,600	
J S R	90,100	4,069.00	366,616,900	
東京応化工業	13,200	9,163.00	120,951,600	
大阪有機化学	6,900	2,669.00	18,416,100	
三菱ケミカルグループ	604,700	968.50	585,651,950	
KHネオケム	12,600	2,290.00	28,854,000	
ダイセル	106,300	1,421.00	151,052,300	
住友ベークライト	12,300	7,061.00	86,850,300	
積水化学	167,700	2,100.50	352,253,850	
日本ゼオン	56,700	1,374.00	77,905,800	
アイカ工業	20,800	3,325.00	69,160,000	
U B E	39,400	2,323.50	91,545,900	
積水樹脂	12,300	2,506.00	30,823,800	
タキロンシーアイ	20,900	589.00	12,310,100	
旭有機材	5,500	4,240.00	23,320,000	
ニチバン	4,400	1,758.00	7,735,200	
リケンテクノス	17,700	868.00	15,363,600	
大倉工業	3,800	2,818.00	10,708,400	貸付株式数 1,500株 (100株)
積水化成成品	11,600	483.00	5,602,800	
群栄化学	1,900	3,085.00	5,861,500	
タイガース ポリマー	2,100	916.00	1,923,600	
ミライアル	1,600	1,519.00	2,430,400	貸付株式数 600株
ダイキアクシス	1,900	774.00	1,470,600	貸付株式数 700株
ダイキョーニシカワ	18,400	770.00	14,168,000	
竹本容器	1,700	794.00	1,349,800	
森六ホールディングス	4,700	2,960.00	13,912,000	
恵和	6,000	1,360.00	8,160,000	貸付株式数 2,300株
日本化薬	63,100	1,350.00	85,185,000	
カーリットホールディングス	9,000	945.00	8,505,000	貸付株式数 100株
ソルクシーズ	3,600	419.00	1,508,400	
C Lホールディングス	2,000	850.00	1,700,000	貸付株式数 800株
プレステージ・インター	39,700	651.00	25,844,700	
フェイス	1,300	489.00	635,700	貸付株式数 300株
プロトコーポレーション	9,000	1,340.00	12,060,000	
ハイマックス	2,500	1,420.00	3,550,000	
アミューズ	5,200	1,509.00	7,846,800	
野村総合研究所	183,500	4,152.00	761,892,000	
ドリームインキュベータ	2,800	3,230.00	9,044,000	貸付株式数 100株
サイバネットシステム	5,900	1,092.00	6,442,800	
クイック	5,900	2,257.00	13,316,300	
T A C	2,200	202.00	444,400	貸付株式数 200株
C Eホールディングス	2,400	620.00	1,488,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日本システム技術	2,700	2,708.00	7,311,600	
電通グループ	83,400	3,985.00	332,349,000	
インテージホールディングス	9,300	1,640.00	15,252,000	
テイクアンドギヴニーズ	2,900	1,144.00	3,317,600	貸付株式数 800株
東邦システムサイエンス	2,700	1,216.00	3,283,200	
ぴあ	2,900	3,315.00	9,613,500	貸付株式数 1,100株
イオンファンタジー	3,000	2,602.00	7,806,000	貸付株式数 1,300株
ソースネクスト	38,000	187.00	7,106,000	貸付株式数 15,800株
シーティーエス	10,600	667.00	7,070,200	
ネクシィーズグループ	1,400	709.00	992,600	貸付株式数 500株
インフォコム	10,700	2,452.00	26,236,400	
メディカルシステムネットワーク	9,300	650.00	6,045,000	
日本精化	5,500	2,675.00	14,712,500	貸付株式数 1,600株
扶桑化学工業	8,700	4,385.00	38,149,500	
トリケミカル	10,000	3,510.00	35,100,000	
シンプレクスHD	12,400	2,620.00	32,488,000	
HEROZ	2,800	1,379.00	3,861,200	貸付株式数 1,100株
ラクスル	19,900	1,430.00	28,457,000	貸付株式数 2,900株
メルカリ	50,200	2,829.50	142,040,900	
I P S	2,300	2,016.00	4,636,800	貸付株式数 900株
F I G	5,200	353.00	1,835,600	貸付株式数 2,800株
システムサポート	3,200	1,885.00	6,032,000	貸付株式数 1,100株
A D E K A	28,900	2,869.50	82,928,550	
日油	25,600	6,845.00	175,232,000	
ミヨシ油脂	1,800	1,465.00	2,637,000	貸付株式数 600株
新日本理化	6,200	195.00	1,209,000	貸付株式数 2,800株
ハリマ化成グループ	4,400	795.00	3,498,000	
イーソル	6,000	608.00	3,648,000	貸付株式数 2,300株
東海ソフト	700	1,153.00	807,100	
ウイングアーク1ST	8,600	3,285.00	28,251,000	
ヒト・コミュニケーションズHD	2,200	1,363.00	2,998,600	貸付株式数 800株
サーバーワークス	1,700	3,555.00	6,043,500	貸付株式数 300株
東名	400	1,781.00	712,400	貸付株式数 100株
ヴィッツ	500	940.00	470,000	貸付株式数 100株
トビラシステムズ	1,300	887.00	1,153,100	貸付株式数 100株
S a n s a n	27,100	1,546.00	41,896,600	
L i n k - U	1,100	753.00	828,300	貸付株式数 500株
ギフトィ	7,200	1,899.00	13,672,800	貸付株式数 3,000株
花王	187,000	5,696.00	1,065,152,000	
第一工業製薬	3,300	1,874.00	6,184,200	
石原ケミカル	3,700	1,981.00	7,329,700	
日華化学	1,800	985.00	1,773,000	貸付株式数 900株



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ニイタカ	800	1,999.00	1,599,200	貸付株式数 300株 (300株)
三洋化成	5,100	4,285.00	21,853,500	
メドレー	11,100	4,425.00	49,117,500	
ベース	2,800	3,330.00	9,324,000	貸付株式数 1,100株
JMDC	14,100	4,314.00	60,827,400	
武田薬品	732,900	4,165.00	3,052,528,500	
アステラス製薬	726,500	1,797.50	1,305,883,750	
住友ファーマ	61,400	468.00	28,735,200	
塩野義製薬	104,400	6,978.00	728,503,200	
わかもと製薬	4,700	199.00	935,300	
日本新薬	21,700	5,331.00	115,682,700	
中外製薬	259,200	5,218.00	1,352,505,600	
科研製薬	14,200	3,378.00	47,967,600	
エーザイ	100,700	7,672.00	772,570,400	
理研ビタミン	7,100	2,253.00	15,996,300	
ロート製薬	80,200	3,090.00	247,818,000	
小野薬品	175,800	2,721.00	478,351,800	
久光製薬	18,400	4,618.00	84,971,200	
有機合成薬品	3,600	289.00	1,040,400	貸付株式数 600株
持田製薬	9,500	3,355.00	31,872,500	
参天製薬	150,900	1,399.00	211,109,100	
扶桑薬品	2,900	1,907.00	5,530,300	
日本ケミファ	500	1,622.00	811,000	
ツムラ	26,000	2,795.00	72,670,000	
テルモ	230,900	4,718.00	1,089,386,200	
HUグループHD	24,800	2,569.00	63,711,200	
キッセイ薬品工業	13,700	3,055.00	41,853,500	
生化学工業	13,900	792.00	11,008,800	
栄研化学	16,100	1,647.00	26,516,700	
鳥居薬品	4,400	3,660.00	16,104,000	
JCRファーマ	28,000	1,324.00	37,072,000	貸付株式数 9,900株
東和薬品	12,700	2,470.00	31,369,000	
富士製薬工業	6,000	1,560.00	9,360,000	
ゼリア新薬工業	11,400	2,026.00	23,096,400	
そーせいグループ	26,700	1,389.00	37,086,300	貸付株式数 10,600株
第一三共	721,400	4,000.00	2,885,600,000	
杏林製薬	17,800	1,828.00	32,538,400	
大幸薬品	17,000	301.00	5,117,000	貸付株式数 6,800株
ダイト	6,300	1,945.00	12,253,500	
大塚ホールディングス	172,300	5,689.00	980,214,700	
大正製薬HD	18,400	8,689.00	159,877,600	
ペプチドリーム	40,100	1,266.50	50,786,650	
大日本塗料	9,200	981.00	9,025,200	貸付株式数 2,300株
日本ペイントHOLD	439,200	1,104.50	485,096,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
関西ペイント	81,100	2,252.00	182,637,200	
神東塗料	3,800	128.00	486,400	貸付株式数 1,800株
中国塗料	17,000	1,541.00	26,197,000	
日本特殊塗料	3,300	1,269.00	4,187,700	
藤倉化成	10,100	446.00	4,504,600	
太陽ホールディングス	14,400	2,990.00	43,056,000	貸付株式数 2,000株
D I C	32,300	2,433.50	78,602,050	
サカタインクス	18,400	1,307.00	24,048,800	貸付株式数 4,700株
東洋インキSCホールディングン	18,000	2,667.00	48,006,000	
T&K TOKA	7,900	1,442.00	11,391,800	
アルプス技研	8,000	2,726.00	21,808,000	
サニックス	13,600	384.00	5,222,400	
日本空調サービス	8,900	801.00	7,128,900	
オリエンタルランド	449,200	5,025.00	2,257,230,000	
フォーカスシステムズ	5,500	991.00	5,450,500	
ダスキン	18,900	3,258.00	61,576,200	
パーク24	52,800	1,802.50	95,172,000	
明光ネットワークジャパン	10,300	717.00	7,385,100	貸付株式数 3,700株
ファルコホールディングス	3,800	2,117.00	8,044,600	
クレスコ	6,800	1,910.00	12,988,000	
フジ・メディア・HD	79,500	1,524.00	121,158,000	
秀英予備校	1,000	343.00	343,000	
田谷	800	414.00	331,200	貸付株式数 100株 (100株)
ラウンドワン	79,900	590.00	47,141,000	
リゾートトラスト	36,900	2,250.50	83,043,450	
オービック	27,700	22,695.00	628,651,500	
ジャストシステム	11,900	3,330.00	39,627,000	
TDCソフト	7,800	2,099.00	16,372,200	
L I N Eヤフー	1,178,900	430.60	507,634,340	
ビー・エム・エル	10,400	2,933.00	30,503,200	
トレンドマイクロ	39,200	7,514.00	294,548,800	
I Dホールディングス	5,600	1,531.00	8,573,600	
リソー教育	43,500	241.00	10,483,500	
日本オラル	15,800	11,435.00	180,673,000	
早稲田アカデミー	4,700	1,584.00	7,444,800	貸付株式数 1,700株
アルファシステムズ	2,200	2,794.00	6,146,800	
フューチャー	17,700	1,804.00	31,930,800	
CAC HOLDINGS	4,400	1,788.00	7,867,200	
S Bテクノロジー	3,500	2,494.00	8,729,000	
トーセ	1,300	715.00	929,500	貸付株式数 100株
ユー・エス・エス	95,200	2,893.00	275,413,600	
オービックビジネスC	11,600	6,759.00	78,404,400	
アイティフォー	10,600	1,164.00	12,338,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
東京個別指導学院	10,100	480.00	4,848,000	貸付株式数 1,500株
東計電算	1,100	7,050.00	7,755,000	貸付株式数 300株
サイバーエージェント	187,600	894.60	167,826,960	
楽天グループ	726,900	585.70	425,745,330	貸付株式数 290,300株
エックスネット	600	1,064.00	638,400	貸付株式数 300株
クリーク・アンド・リバー社	4,300	2,093.00	8,999,900	
SBIグローバルアセット	16,400	557.00	9,134,800	
テー・オー・ダブリュー	16,900	324.00	5,475,600	
大塚商会	41,100	6,035.00	248,038,500	
サイボウズ	11,400	2,082.00	23,734,800	
山田コンサルティングGP	3,700	1,850.00	6,845,000	
セントラルスポーツ	3,200	2,454.00	7,852,800	貸付株式数 1,200株
パラカ	2,900	1,934.00	5,608,600	
電通国際情報S	10,100	4,920.00	49,692,000	
ACCESS	8,600	731.00	6,286,600	
デジタルガレージ	13,200	3,095.00	40,854,000	
イーエムシステムズ	13,800	711.00	9,811,800	
ウェザーニューズ	2,600	5,870.00	15,262,000	貸付株式数 900株
C I J	13,700	618.00	8,466,600	
ビジネスエンジニアリング	1,400	4,420.00	6,188,000	
日本エンタープライズ	4,700	124.00	582,800	貸付株式数 2,100株
WOWOW	6,100	1,089.00	6,642,900	貸付株式数 2,300株
スカラ	7,800	765.00	5,967,000	
インテリジェント ウェイブ	2,400	1,029.00	2,469,600	貸付株式数 1,100株
フルキャストホールディングス	8,100	1,917.00	15,527,700	
エン・ジャパン	13,800	2,588.00	35,714,400	
セルソース	2,300	1,598.00	3,675,400	
あすか製薬HD	8,500	1,821.00	15,478,500	
サワイグループHD	18,900	4,918.00	92,950,200	
富士フイルムHLDGS	153,700	8,660.00	1,331,042,000	
コニカミノルタ	186,200	467.90	87,122,980	
資生堂	172,900	3,966.00	685,721,400	
ライオン	108,400	1,294.00	140,269,600	
高砂香料	6,200	3,515.00	21,793,000	貸付株式数 2,100株
マンダム	17,900	1,274.00	22,804,600	
ミルボン	11,200	3,696.00	41,395,200	
ファンケル	36,200	2,277.00	82,427,400	
コーセー	16,800	10,465.00	175,812,000	
コタ	7,400	1,572.00	11,632,800	
シーボン	600	1,493.00	895,800	
ポーラ・オルビスHD	42,400	1,558.50	66,080,400	
ノエビアホールディングス	7,400	5,220.00	38,628,000	
アジュバンホールディング	1,100	929.00	1,021,900	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
新日本製薬	4,700	1,575.00	7,402,500	貸付株式数 1,700 株
アクシージア	4,200	1,017.00	4,271,400	貸付株式数 1,600 株
エステー	6,200	1,517.00	9,405,400	
アグロカネショウ	3,300	1,348.00	4,448,400	
コニシ	13,800	2,582.00	35,631,600	
長谷川香料	15,800	3,220.00	50,876,000	
小林製薬	24,100	6,820.00	164,362,000	貸付株式数 9,600 株
荒川化学工業	6,900	1,018.00	7,024,200	
メック	6,800	4,045.00	27,506,000	貸付株式数 2,600 株
日本高純度化学	1,800	2,500.00	4,500,000	
タカラバイオ	22,300	1,222.00	27,250,600	
JCU	9,300	3,950.00	36,735,000	
新田ゼラチン	3,300	784.00	2,587,200	貸付株式数 1,500 株
OATアグリオ	2,400	1,926.00	4,622,400	
デクセリアルズ	20,800	4,633.00	96,366,400	
アース製薬	7,500	4,780.00	35,850,000	
北興化学	8,400	975.00	8,190,000	
大成ラミック	2,400	2,934.00	7,041,600	
クミアイ化学	32,900	1,089.00	35,828,100	
日本農薬	15,200	598.00	9,089,600	
富士興産	1,300	1,838.00	2,389,400	
ニチレキ	10,700	2,286.00	24,460,200	
ユシロ化学	4,300	1,718.00	7,387,400	
ビーピー・カストロール	1,700	894.00	1,519,800	
富士石油	24,100	365.00	8,796,500	貸付株式数 6,000 株
MORESCO	1,600	1,318.00	2,108,800	
出光興産	92,000	4,056.00	373,152,000	
ENEOSホールディングス	1,311,200	584.40	766,265,280	
コスモエネルギーHLDGS	24,600	5,635.00	138,621,000	
テスホールディングス	17,500	442.00	7,735,000	貸付株式数 6,700 株
インフロニアHD	93,300	1,561.50	145,687,950	
横浜ゴム	41,900	3,289.00	137,809,100	
TOYO TIRE	47,600	2,454.50	116,834,200	
ブリヂストン	242,400	6,098.00	1,478,155,200	貸付株式数 96,800 株
住友ゴム	81,200	1,709.50	138,811,400	
藤倉コンポジット	5,600	1,415.00	7,924,000	
オカモト	3,900	5,450.00	21,255,000	
アキレス	5,200	1,557.00	8,096,400	
フコク	4,300	1,402.00	6,028,600	
ニッタ	8,400	3,745.00	31,458,000	
クリエートメディック	1,500	914.00	1,371,000	
住友理工	12,900	1,034.00	13,338,600	
三ツ星ベルト	10,100	4,465.00	45,096,500	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
バンドー化学	12,300	1,560.00	19,188,000	
A G C	77,200	5,370.00	414,564,000	
日本板硝子	39,500	644.00	25,438,000	
石塚硝子	800	3,365.00	2,692,000	貸付株式数 300株
有沢製作所	14,500	1,095.00	15,877,500	
日本山村硝子	1,700	1,507.00	2,561,900	貸付株式数 600株
日本電気硝子	33,800	3,120.00	105,456,000	
オハラ	3,900	1,314.00	5,124,600	貸付株式数 1,400株
住友大阪セメント	13,800	3,608.00	49,790,400	
太平洋セメント	49,000	2,777.50	136,097,500	
リソルホールディングス	400	5,420.00	2,168,000	
日本ヒューム	7,200	949.00	6,832,800	貸付株式数 100株
日本コンクリート	15,800	323.00	5,103,400	
三谷セキサン	3,500	4,390.00	15,365,000	
アジアパイルHD	11,800	704.00	8,307,200	
東海カーボン	76,400	1,094.00	83,581,600	
日本カーボン	4,400	4,645.00	20,438,000	
東洋炭素	5,800	4,590.00	26,622,000	
ノリタケ	4,600	6,940.00	31,924,000	
T O T O	54,700	3,797.00	207,695,900	
日本碍子	96,300	1,804.00	173,725,200	
日本特殊陶業	69,400	3,433.00	238,250,200	
ダントーホールディングス	3,000	959.00	2,877,000	貸付株式数 2,000株
MARUWA	3,100	29,770.00	92,287,000	
品川リフラクトリーズ	10,200	1,705.00	17,391,000	
黒崎播磨	1,700	11,230.00	19,091,000	
ヨータイ	5,100	1,456.00	7,425,600	
東京窯業	4,800	421.00	2,020,800	
ニッカトー	2,100	571.00	1,199,100	
フジミインコーポレーテッド	22,200	2,929.00	65,023,800	
クニミネ工業	1,300	983.00	1,277,900	貸付株式数 900株
エーアンドエーマテリアル	900	1,263.00	1,136,700	
ニチアス	20,900	3,155.00	65,939,500	
日本製鉄	381,500	3,457.00	1,318,845,500	
神戸製鋼所	171,300	1,731.50	296,605,950	
中山製鋼所	19,500	843.00	16,438,500	
合同製鐵	4,800	4,560.00	21,888,000	
J F Eホールディングス	236,900	2,180.00	516,442,000	
東京製鐵	23,900	1,794.00	42,876,600	
共英製鋼	9,700	2,080.00	20,176,000	
大和工業	16,100	7,462.00	120,138,200	
東京鐵鋼	3,800	3,960.00	15,048,000	貸付株式数 1,100株
大阪製鐵	3,900	1,907.00	7,437,300	貸付株式数 400株
淀川製鋼所	9,600	3,905.00	37,488,000	貸付株式数 3,700株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
中部鋼鈑	5,600	1,964.00	10,998,400	
丸一鋼管	25,900	3,821.00	98,963,900	
モリ工業	1,500	4,185.00	6,277,500	
大同特殊鋼	10,700	6,827.00	73,048,900	
日本高周波	1,800	563.00	1,013,400	貸付株式数 900株
日本冶金工	6,200	4,180.00	25,916,000	
山陽特殊製鋼	8,400	2,616.00	21,974,400	
愛知製鋼	4,900	3,435.00	16,831,500	
日本金属	1,200	913.00	1,095,600	貸付株式数 400株
ミガロホールディングス	700	1,320.00	924,000	
大平洋金属	7,300	1,234.00	9,008,200	貸付株式数 2,200株
新日本電工	42,300	303.00	12,816,900	
栗本鉄工所	3,900	3,340.00	13,026,000	
虹 技	600	1,142.00	685,200	
日本鑄鉄管	500	1,096.00	548,000	貸付株式数 200株
日本製鋼所	23,000	2,553.50	58,730,500	
三菱製鋼	6,300	1,539.00	9,695,700	
日亜鋼業	4,700	308.00	1,447,600	
日本精線	1,300	4,705.00	6,116,500	貸付株式数 100株
エンビプロHD	4,500	631.00	2,839,500	貸付株式数 1,600株
大紀アルミニウム	10,700	1,207.00	12,914,900	
日本軽金属HD	24,800	1,689.00	41,887,200	
三井金属	24,800	4,540.00	112,592,000	
東邦亜鉛	5,400	1,198.00	6,469,200	貸付株式数 2,100株
三菱マテリアル	60,900	2,434.00	148,230,600	
住友鉱山	98,800	4,292.00	424,049,600	
DOWAホールディングス	21,000	5,256.00	110,376,000	貸付株式数 2,200株
古河機金	11,200	1,872.00	20,966,400	
エス・サイエンス	27,700	22.00	609,400	貸付株式数 15,200株
大阪チタニウム	14,800	2,902.00	42,949,600	貸付株式数 5,900株
東邦チタニウム	17,600	1,831.00	32,225,600	貸付株式数 7,000株
UACJ	11,900	3,465.00	41,233,500	
CKサンエツ	2,000	3,695.00	7,390,000	貸付株式数 100株
古河電工	28,400	2,378.50	67,549,400	
住友電工	318,800	1,834.00	584,679,200	
フジクラ	100,500	1,138.50	114,419,250	
SWCC	9,500	2,681.00	25,469,500	
タツタ電線	15,000	683.00	10,245,000	貸付株式数 900株
カナレ電気	800	1,591.00	1,272,800	貸付株式数 100株
平河ヒューテック	5,400	1,364.00	7,365,600	貸付株式数 1,600株
いよぎんホールディング	96,800	955.80	92,521,440	
しずおかフィナンシャル	180,800	1,196.00	216,236,800	
ちゅうぎんフィナンシャ	68,500	1,059.00	72,541,500	
楽天銀行	28,400	2,558.00	72,647,200	貸付株式数 11,200株
京都フィナンシャルG	25,800	8,849.00	228,304,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
リョービ	9,100	2,915.00	26,526,500	貸付株式数 3,500株
アーレステイ	5,200	817.00	4,248,400	貸付株式数 2,000株
AREホールディングス	31,800	1,909.00	60,706,200	
東洋製罐グループHD	50,800	2,294.50	116,560,600	
ホッカンホールディングス	4,200	1,575.00	6,615,000	
コロナ	4,600	924.00	4,250,400	
横河ブリッジHLDGS	13,400	2,724.00	36,501,600	
駒井ハルテック	800	2,216.00	1,772,800	
高田機工	300	3,350.00	1,005,000	
三和ホールディングス	85,600	2,121.00	181,557,600	
文化シヤッター	22,200	1,380.00	30,636,000	貸付株式数 400株
三協立山	9,700	818.00	7,934,600	貸付株式数 3,500株
アルインコ	6,400	1,022.00	6,540,800	貸付株式数 1,600株
東洋シヤッター	1,100	716.00	787,600	貸付株式数 300株
LIXIL	133,000	1,805.50	240,131,500	
日本フィルコン	3,000	469.00	1,407,000	
ノーリツ	14,100	1,498.00	21,121,800	
長府製作所	8,400	2,102.00	17,656,800	
リンナイ	41,700	3,005.00	125,308,500	
ユニプレス	14,800	990.00	14,652,000	
ダイニチ工業	2,300	735.00	1,690,500	
日東精工	12,300	564.00	6,937,200	
三洋工業	500	2,215.00	1,107,500	
岡 部	15,100	703.00	10,615,300	
ジーテクト	10,800	1,744.00	18,835,200	
東 プ レ	15,000	2,002.00	30,030,000	
高周波熱錬	13,100	1,003.00	13,139,300	貸付株式数 2,600株
東京製綱	5,500	1,380.00	7,590,000	
サンコール	6,500	475.00	3,087,500	貸付株式数 2,600株
モリテックスチル	4,100	295.00	1,209,500	貸付株式数 1,600株
パイオラックス	10,600	2,265.00	24,009,000	
エイチワン	8,600	768.00	6,604,800	
日本発条	75,400	1,125.00	84,825,000	
中央発條	6,300	722.00	4,548,600	
アドバネクス	600	929.00	557,400	貸付株式数 400株
三浦工業	34,800	2,866.00	99,736,800	
タ ク マ	28,200	1,632.00	46,022,400	
テクノプロ・ホールディング	50,200	3,434.00	172,386,800	
アトラグループ	1,400	196.00	274,400	貸付株式数 600株
アイ・アールジャパンHD	4,400	1,565.00	6,886,000	貸付株式数 1,700株
Keep 技研	5,200	5,880.00	30,576,000	
ファーストロジック	1,100	505.00	555,500	
三機サービス	700	1,117.00	781,900	
Gunosy	6,800	696.00	4,732,800	貸付株式数 1,200株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
デザインワン・ジャパン	1,300	147.00	191,100	貸付株式数 500株
イー・ガーディアン	3,200	1,539.00	4,924,800	
リブセンス	2,100	270.00	567,000	貸付株式数 1,000株
ジャパンマテリアル	25,900	2,597.00	67,262,300	
ベクトル	10,400	1,093.00	11,367,200	貸付株式数 4,100株
ウチヤマホールディングス	2,000	354.00	708,000	貸付株式数 200株
チャームケアコーポレーション	7,100	1,199.00	8,512,900	
キャリアリンク	3,100	2,188.00	6,782,800	貸付株式数 1,200株
I B J	6,500	739.00	4,803,500	貸付株式数 2,600株
アサンテ	4,100	1,616.00	6,625,600	貸付株式数 1,600株
バリューHR	7,400	1,498.00	11,085,200	貸付株式数 2,800株
M&Aキャピタルパートナー	6,900	2,267.00	15,642,300	貸付株式数 2,700株
ライドオンエクスプレスHD	3,300	1,017.00	3,356,100	
ERIホールディングス	1,200	1,723.00	2,067,600	
アビスト	700	3,040.00	2,128,000	
シグマクシス・ホールディング	11,400	1,326.00	15,116,400	
ウィルグループ	7,100	1,119.00	7,944,900	
エスクローAJ	5,500	142.00	781,000	貸付株式数 2,200株
メドピア	7,400	768.00	5,683,200	貸付株式数 2,900株
レアジョブ	900	967.00	870,300	
リクルートホールディングス	628,400	5,505.00	3,459,342,000	
エラン	11,200	1,019.00	11,412,800	
ツガミ	18,500	1,230.00	22,755,000	
オークマ	7,300	6,194.00	45,216,200	
芝浦機械	8,300	3,815.00	31,664,500	
アマダ	133,200	1,482.50	197,469,000	
アイダエンジニア	19,300	870.00	16,791,000	
FUJI	39,300	2,506.00	98,485,800	
牧野フライス	9,200	5,800.00	53,360,000	
オーエスジー	36,800	1,841.00	67,748,800	
ダイジェット	500	884.00	442,000	貸付株式数 200株
旭ダイヤモンド	20,000	919.00	18,380,000	
DMG森精機	50,600	2,656.50	134,418,900	貸付株式数 17,500株
ソディック	20,500	751.00	15,395,500	
ディスコ	40,100	32,090.00	1,286,809,000	
日東工器	4,000	1,862.00	7,448,000	
日進工具	7,700	1,030.00	7,931,000	
パンチ工業	4,600	428.00	1,968,800	貸付株式数 2,100株
富士ダイス	4,300	655.00	2,816,500	貸付株式数 1,100株
土木管理総合試験	2,100	323.00	678,300	貸付株式数 100株
日本郵政	995,500	1,304.50	1,298,629,750	



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ベルシステム24HLDGS	9,000	1,664.00	14,976,000	
鎌倉新書	7,200	583.00	4,197,600	貸付株式数 3,700株 (1,300株)
SMN	900	293.00	263,700	
一蔵	600	589.00	353,400	貸付株式数 200株
グローバルキッズCOMP	900	634.00	570,600	
エアトリ	6,200	1,571.00	9,740,200	貸付株式数 2,400株
アトラエ	5,000	717.00	3,585,000	
ストライク	3,600	3,880.00	13,968,000	
ソラスト	23,400	587.00	13,735,800	
セラク	2,600	1,339.00	3,481,400	貸付株式数 1,000株
インソース	18,400	955.00	17,572,000	貸付株式数 4,800株
豊田自動織機	70,400	12,715.00	895,136,000	
豊和工業	2,500	775.00	1,937,500	貸付株式数 1,100株
石川製作所	1,200	1,203.00	1,443,600	貸付株式数 400株
リケンNPR	9,100	1,960.00	17,836,000	
東洋機械金属	3,900	667.00	2,601,300	
津田駒工業	800	356.00	284,800	貸付株式数 400株
エンシュウ	1,100	689.00	757,900	貸付株式数 400株
島精機製作所	13,300	1,534.00	20,402,200	
オプトラン	13,700	1,627.00	22,289,900	
NCホールディングス	1,100	1,902.00	2,092,200	
イワキポンプ	5,600	2,057.00	11,519,200	
フリーー	7,900	1,232.00	9,732,800	
ヤマシンフィルタ	20,000	345.00	6,900,000	貸付株式数 200株
日阪製作所	9,100	957.00	8,708,700	
やまびこ	13,700	1,486.00	20,358,200	
野村マイクロ・サイエンス	2,800	11,430.00	32,004,000	
平田機工	4,000	6,380.00	25,520,000	
PEGASUS	9,200	478.00	4,397,600	貸付株式数 100株
マルマエ	3,600	1,826.00	6,573,600	貸付株式数 1,400株
タツモ	5,000	3,640.00	18,200,000	貸付株式数 2,000株
ナブテスコ	52,400	2,767.50	145,017,000	
三井海洋開発	10,600	1,907.00	20,214,200	
レオン自動機	9,700	1,562.00	15,151,400	
SMC	25,000	74,450.00	1,861,250,000	
ホソカワミクロン	5,400	4,250.00	22,950,000	
ユニオンツール	3,700	3,385.00	12,524,500	
瑞光	6,000	1,433.00	8,598,000	貸付株式数 2,300株
オイレス工業	11,300	1,954.00	22,080,200	貸付株式数 3,600株
日精エーエスビー	3,300	4,985.00	16,450,500	
サトーホールディングス	11,900	2,039.00	24,264,100	
技研製作所	7,900	1,858.00	14,678,200	貸付株式数 1,300株
日本エアージェック	3,900	1,400.00	5,460,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
カワタ	1,500	1,090.00	1,635,000	
日精樹脂工業	6,200	1,084.00	6,720,800	
オカダアイヨン	1,600	2,320.00	3,712,000	貸付株式数 800株
ワイエイシイホールディングス	2,700	2,530.00	6,831,000	貸付株式数 800株
小松製作所	391,000	3,772.00	1,474,852,000	
住友重機械	49,400	3,529.00	174,332,600	
日立建機	33,300	3,835.00	127,705,500	
日工	12,300	673.00	8,277,900	
巴工業	3,300	2,876.00	9,490,800	貸付株式数 1,200株
井関農機	7,900	1,106.00	8,737,400	
TOWA	9,300	7,060.00	65,658,000	貸付株式数 3,700株
丸山製作所	800	2,531.00	2,024,800	
北川鉄工所	3,300	1,316.00	4,342,800	
シンニッタン	5,800	251.00	1,455,800	
ローツェ	4,400	14,560.00	64,064,000	貸付株式数 1,700株
タカキタ	1,500	478.00	717,000	貸付株式数 600株
クボタ	437,800	2,119.00	927,698,200	
荏原実業	4,400	2,952.00	12,988,800	
東洋エンジニア	12,000	706.00	8,472,000	
三菱化工機	3,000	3,285.00	9,855,000	
月島ホールディングス	11,300	1,328.00	15,006,400	
帝国電機製作所	5,900	3,015.00	17,788,500	
東京機械	1,200	440.00	528,000	
新東工業	16,900	1,087.00	18,370,300	
渋谷工業	7,900	2,537.00	20,042,300	
アイチ コーポレーション	11,600	933.00	10,822,800	
小森コーポレーション	21,100	1,169.00	24,665,900	
鶴見製作所	6,400	3,565.00	22,816,000	
日本ギア工業	1,800	491.00	883,800	貸付株式数 600株
酒井重工業	1,200	5,870.00	7,044,000	
荏原製作所	34,200	8,371.00	286,288,200	
石井鉄工所	500	2,729.00	1,364,500	
西島製作所	7,200	2,197.00	15,818,400	貸付株式数 2,500株
北越工業	8,400	2,249.00	18,891,600	貸付株式数 900株
ダイキン工業	99,600	22,155.00	2,206,638,000	
オルガノ	10,000	6,060.00	60,600,000	
トーヨーカネツ	3,200	3,715.00	11,888,000	
栗田工業	46,700	5,238.00	244,614,600	
椿本チエイン	11,900	3,775.00	44,922,500	
大同工業	2,000	737.00	1,474,000	
日機装	19,200	1,006.00	19,315,200	
木村化工機	6,400	716.00	4,582,400	
レイズネクスト	11,700	1,388.00	16,239,600	
アネスト岩田	12,900	1,094.00	14,112,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ダイフク	140,800	2,783.00	391,846,400	
サムコ	2,200	4,785.00	10,527,000	貸付株式数 800 株
加藤製作所	2,400	1,247.00	2,992,800	
油研工業	800	2,120.00	1,696,000	
タダノ	48,100	1,154.50	55,531,450	
フジテック	19,500	3,429.00	66,865,500	
CKD	23,100	2,409.00	55,647,900	
平和	24,600	2,104.00	51,758,400	
理想科学工業	6,700	2,761.00	18,498,700	
SANKYO	20,500	6,388.00	130,954,000	
日本金銭機械	10,100	1,121.00	11,322,100	貸付株式数 3,300 株
マースグループHLDGS	4,200	2,383.00	10,008,600	
フクシマガリレイ	5,400	4,900.00	26,460,000	
オーイズミ	1,700	397.00	674,900	貸付株式数 1,000 株
ダイコク電機	4,100	3,455.00	14,165,500	貸付株式数 1,700 株
竹内製作所	15,100	4,325.00	65,307,500	
アマノ	23,700	3,147.00	74,583,900	
JUKI	13,000	505.00	6,565,000	貸付株式数 1,900 株
サンデン	6,700	168.00	1,125,600	貸付株式数 4,200 株
ジャノメ	8,400	717.00	6,022,800	
ブラザー工業	111,500	2,496.00	278,304,000	
マックス	11,700	2,814.00	32,923,800	
モリタホールディングス	14,500	1,526.00	22,127,000	
グローリー	20,000	2,770.00	55,400,000	
新晃工業	8,400	2,479.00	20,823,600	
大和冷機工業	12,700	1,442.00	18,313,400	
セガサミーホールディングス	74,500	2,147.50	159,988,750	
TPR	10,600	1,729.00	18,327,400	
ツバキ・ナカシマ	16,700	742.00	12,391,400	貸付株式数 6,400 株
ホンザキ	49,200	4,709.00	231,682,800	
大豊工業	7,200	873.00	6,285,600	
日本精工	154,500	775.10	119,752,950	
N T N	181,000	276.90	50,118,900	
ジェイテクト	74,300	1,355.50	100,713,650	
不二越	6,200	3,785.00	23,467,000	
ミネベアミツミ	145,100	2,813.00	408,166,300	
日本トムソン	22,800	590.00	13,452,000	
T H K	48,100	2,953.50	142,063,350	
ユーシン精機	6,600	672.00	4,435,200	
前澤給装工業	6,300	1,291.00	8,133,300	貸付株式数 1,000 株
イーグル工業	9,200	1,657.00	15,244,400	
前澤工業	2,600	979.00	2,545,400	
日本ピラー工業	7,700	4,600.00	35,420,000	
キッツ	27,900	1,143.00	31,889,700	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日立	405,600	10,285.00	4,171,596,000	
三菱電機	928,300	2,009.00	1,864,954,700	
富士電機	50,700	6,201.00	314,390,700	
東洋電機製造	1,500	936.00	1,404,000	
安川電機	90,600	5,673.00	513,973,800	
シンフォニアテクノロジー	9,200	2,064.00	18,988,800	
明電舎	15,500	2,447.00	37,928,500	
オリジン	1,000	1,216.00	1,216,000	
山洋電気	3,600	6,090.00	21,924,000	
デンヨー	6,400	2,160.00	13,824,000	
PHCホールディングス	15,500	1,485.00	23,017,500	
ソシオネクスト	12,100	13,250.00	160,325,000	
ベイカレントコンサルティング	62,400	4,976.00	310,502,400	
ORCHESTRA HOLDINGS	1,800	1,278.00	2,300,400	
アイモバイル	11,300	459.00	5,186,700	
キャリアインデックス	1,600	233.00	372,800	貸付株式数 200株
MS-Japan	2,700	1,253.00	3,383,100	貸付株式数 600株
船場	1,000	895.00	895,000	貸付株式数 200株
ジャパンエレベーターSHD	27,500	2,350.00	64,625,000	
フルテック	600	1,235.00	741,000	
グリーンズ	1,700	1,941.00	3,299,700	貸付株式数 700株
ツナググループHLDGS	1,300	855.00	1,111,500	貸付株式数 100株
GAMEWITH	1,400	302.00	422,800	貸付株式数 600株
MS&CONSULTING	600	687.00	412,200	貸付株式数 100株
ウェルビー	4,200	745.00	3,129,000	
エル・ティー・エス	1,000	3,885.00	3,885,000	貸付株式数 300株
ミダックホールディングス	5,100	1,752.00	8,935,200	貸付株式数 1,800株
キュービーネットHLDGS	4,000	1,521.00	6,084,000	
RPAホールディングス	11,500	302.00	3,473,000	
三桜工業	12,600	873.00	10,999,800	
マキタ	95,100	3,924.00	373,172,400	
東芝テック	10,700	2,909.00	31,126,300	
芝浦メカトロニクス	4,700	6,700.00	31,490,000	貸付株式数 1,800株
マブチモーター	20,700	4,648.00	96,213,600	
ニデック	184,100	5,604.00	1,031,696,400	
ユーエムシーエレクトロニクス	5,200	383.00	1,991,600	貸付株式数 2,200株
トレックス・セミコンダクター	4,300	2,004.00	8,617,200	貸付株式数 1,700株
東光高岳	5,000	2,069.00	10,345,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ダブル・スコープ	23,900	920.00	21,988,000	貸付株式数 9,500株
宮越ホールディングス	3,700	1,246.00	4,610,200	貸付株式数 1,400株
ダイヘン	8,400	5,830.00	48,972,000	
ヤーマン	14,400	1,061.00	15,278,400	貸付株式数 5,700株 (500株)
JVCケンウッド	65,800	767.00	50,468,600	
ミマキエンジニアリング	7,900	969.00	7,655,100	
IPEX	5,700	1,824.00	10,396,800	貸付株式数 900株
大崎電気	18,300	657.00	12,023,100	
オムロン	63,700	6,199.00	394,876,300	
日東工業	11,200	3,590.00	40,208,000	
IDEC	12,300	2,825.00	34,747,500	
正興電機製作所	1,500	1,141.00	1,711,500	
不二電機工業	900	1,132.00	1,018,800	貸付株式数 400株
ジーエス・ユアサコーポ	27,400	2,173.50	59,553,900	貸付株式数 10,900株
サクサホールディングス	1,100	2,700.00	2,970,000	
メルコホールディングス	2,600	3,460.00	8,996,000	
テクノメディカ	2,000	2,435.00	4,870,000	貸付株式数 500株
ダイヤモンドエレクトリック HD	3,100	714.00	2,213,400	貸付株式数 1,200株
日本電気	109,500	8,240.00	902,280,000	
富士通	76,700	21,120.00	1,619,904,000	
沖電気	37,700	956.00	36,041,200	
岩崎通信機	2,100	756.00	1,587,600	
電気興業	3,700	2,418.00	8,946,600	
サンケン電気	7,700	7,555.00	58,173,500	
ナカヨ	700	1,203.00	842,100	貸付株式数 300株
アイホン	4,500	2,768.00	12,456,000	
ルネサスエレクトロニクス	544,300	2,603.50	1,417,085,050	
セイコーエプソン	107,000	2,198.00	235,186,000	
ワコム	63,400	688.00	43,619,200	貸付株式数 22,600株
アルバック	19,800	6,508.00	128,858,400	
アクセル	2,900	2,110.00	6,119,000	貸付株式数 800株
EIZO	6,100	4,875.00	29,737,500	
ジャパンディスプレイ	61,700	29.00	1,789,300	
日本信号	18,900	957.00	18,087,300	
京三製作所	17,500	476.00	8,330,000	
能美防災	11,300	1,885.00	21,300,500	
ホーチキ	6,200	1,653.00	10,248,600	
星和電機	2,000	486.00	972,000	貸付株式数 1,000株
エレコム	19,900	1,624.00	32,317,600	
パナソニックホールディ ング	985,200	1,530.00	1,507,356,000	
シャープ	140,600	925.60	130,139,360	貸付株式数 56,100株 (1,200株)
アンリツ	58,700	1,283.50	75,341,450	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
富士通ゼネラル	23,600	2,710.00	63,956,000	
ソニーグループ	584,000	12,820.00	7,486,880,000	※
T D K	132,100	6,870.00	907,527,000	
帝国通信工業	3,600	1,964.00	7,070,400	
タムラ製作所	33,200	569.00	18,890,800	貸付株式数 1,500 株
アルプスアルパイン	74,500	1,295.50	96,514,750	
池上通信機	1,400	928.00	1,299,200	貸付株式数 700 株
日本電波工業	10,000	1,250.00	12,500,000	貸付株式数 200 株
鈴木	4,500	1,234.00	5,553,000	
メイコー	8,300	4,355.00	36,146,500	
日本トリム	1,900	3,105.00	5,899,500	
ローランド ディー. ジー.	4,600	3,615.00	16,629,000	
フオスター電機	6,200	1,112.00	6,894,400	
S M K	2,200	2,516.00	5,535,200	
ヨコオ	7,400	1,566.00	11,588,400	
ティアック	7,400	102.00	754,800	貸付株式数 2,800 株
ホシデン	19,000	1,808.00	34,352,000	
ヒロセ電機	12,300	16,550.00	203,565,000	
日本航空電子	19,900	2,947.00	58,645,300	
T O A	9,500	1,050.00	9,975,000	
マクセル	18,400	1,658.00	30,507,200	
古野電気	10,800	1,810.00	19,548,000	
スミダコーポレーション	11,200	1,182.00	13,238,400	
アイコム	3,200	3,260.00	10,432,000	貸付株式数 1,000 株
リオン	3,400	2,229.00	7,578,600	
横河電機	91,200	2,801.00	255,451,200	
新電元工業	3,200	3,055.00	9,776,000	
アズビル	57,700	4,772.00	275,344,400	
東亜ディーケーケー	2,100	880.00	1,848,000	
日本光電工業	35,400	3,712.00	131,404,800	
チノール	3,400	2,066.00	7,024,400	貸付株式数 1,100 株
共和電業	4,200	435.00	1,827,000	
日本電子材料	5,100	1,572.00	8,017,200	
堀場製作所	15,800	9,957.00	157,320,600	
アドバンテスト	236,500	4,681.00	1,107,056,500	
小野測器	1,800	454.00	817,200	
エスペック	6,600	2,362.00	15,589,200	
キーエンス	82,600	63,350.00	5,232,710,000	※
日置電機	3,900	6,560.00	25,584,000	
シスメックス	71,200	8,181.00	582,487,200	
日本マイクロニクス	14,800	3,835.00	56,758,000	
メガチップス	6,500	4,230.00	27,495,000	
O B A R A G R O U P	4,500	3,700.00	16,650,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
IMAGICA GROUP	8,300	627.00	5,204,100	貸付株式数 1,300株
澤藤電機	500	1,259.00	629,500	貸付株式数 300株
デンソー	681,300	2,314.00	1,576,528,200	
原田工業	2,000	782.00	1,564,000	貸付株式数 500株
コーセル	9,900	1,264.00	12,513,600	
イリソ電子工業	7,600	3,975.00	30,210,000	
オプテックスグループ	15,200	1,712.00	26,022,400	
千代田インテグレ	3,200	3,040.00	9,728,000	
レーザーテック	37,800	33,040.00	1,248,912,000	
スタンレー電気	52,900	2,736.00	144,734,400	
ウシオ電機	42,000	1,905.00	80,010,000	
岡谷電機	3,400	299.00	1,016,600	貸付株式数 1,600株
ヘリオステクノH	4,600	500.00	2,300,000	貸付株式数 2,300株
エノモト	1,200	1,585.00	1,902,000	貸付株式数 600株
日本セラミック	6,700	2,934.00	19,657,800	
遠藤照明	2,100	1,285.00	2,698,500	
古河電池	6,100	892.00	5,441,200	
双信電機	1,800	327.00	588,600	貸付株式数 900株
山一電機	7,400	1,895.00	14,023,000	
凶研	7,200	4,240.00	30,528,000	
日本電子	20,700	5,862.00	121,343,400	
カシオ	59,700	1,249.00	74,565,300	
ファナック	402,600	4,114.00	1,656,296,400	
日本シイエムケイ	17,500	751.00	13,142,500	
エンプラス	2,400	13,340.00	32,016,000	貸付株式数 900株
大真空	12,300	848.00	10,430,400	貸付株式数 2,100株
ローム	152,700	2,825.50	431,453,850	
浜松ホトニクス	66,300	5,856.00	388,252,800	
三井ハイテック	7,300	7,399.00	54,012,700	貸付株式数 3,000株
新光電気工業	29,200	5,519.00	161,154,800	
京セラ	128,300	8,190.00	1,050,777,000	
協栄産業	500	2,477.00	1,238,500	貸付株式数 200株
太陽誘電	40,200	3,834.00	154,126,800	
村田製作所	751,300	2,883.50	2,166,373,550	
双葉電子工業	15,700	553.00	8,682,100	
日東電工	53,200	10,515.00	559,398,000	
北陸電気工業	1,700	1,402.00	2,383,400	
東海理化電機	23,300	2,478.00	57,737,400	
ニチコン	21,700	1,471.00	31,920,700	
日本ケミコン	8,800	1,385.00	12,188,000	
KOA	12,500	1,619.00	20,237,500	貸付株式数 3,800株
三井E&S	21,700	543.00	11,783,100	
日立造船	73,600	901.00	66,313,600	
三菱重工業	145,900	8,268.00	1,206,301,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
川崎重工業	67,400	3,363.00	226,666,200	
I H I	62,100	2,856.00	177,357,600	
名村造船所	18,000	1,029.00	18,522,000	貸付株式数 1,700 株
サノヤスホールディングス	7,400	138.00	1,021,200	貸付株式数 1,900 株
スプリックス	1,300	790.00	1,027,000	
マネジメントソリューションズ	3,600	2,919.00	10,508,400	貸付株式数 1,400 株
プロレド・パートナーズ	2,000	383.00	766,000	貸付株式数 200 株
AND FACTORY	1,400	348.00	487,200	貸付株式数 500 株
テノ.ホールディングス	600	478.00	286,800	貸付株式数 200 株
フロンティア・マネジメント	2,100	1,565.00	3,286,500	
ピアラ	900	323.00	290,700	
コプロ・ホールディングス	1,500	1,469.00	2,203,500	貸付株式数 200 株
ギークス	600	464.00	278,400	貸付株式数 200 株
アンビスホールディングス	9,100	2,875.00	26,162,500	
カーブスホールディングス	23,100	667.00	15,407,700	
フォーラムエンジニアリング	11,600	795.00	9,222,000	
FAST FITNESS JAP	2,900	1,115.00	3,233,500	
日本車輛	2,800	2,094.00	5,863,200	貸付株式数 300 株
三菱ロジスネクスト	13,200	1,324.00	17,476,800	
近畿車輛	700	1,755.00	1,228,500	貸付株式数 300 株
一家ホールディングス	1,200	672.00	806,400	貸付株式数 600 株
フルサト・マルカHD	7,800	2,700.00	21,060,000	
ヤマエグループHD	4,900	3,465.00	16,978,500	
ジャパクラフトホールディング	2,800	178.00	498,400	貸付株式数 1,800 株
F P G	27,500	1,628.00	44,770,000	
島根銀行	1,400	514.00	719,600	貸付株式数 800 株
じもとホールディングス	4,100	557.00	2,283,700	
全国保証	21,300	4,997.00	106,436,100	
めぶきフィナンシャルG	403,900	445.00	179,735,500	
ジャパンインベストメントA	6,700	1,579.00	10,579,300	貸付株式数 2,500 株
東京きらぼしFG	10,400	4,300.00	44,720,000	
九州フィナンシャルG	157,500	832.80	131,166,000	
かんぽ生命保険	80,900	2,765.00	223,688,500	
ゆうちょ銀行	893,800	1,459.50	1,304,501,100	貸付株式数 25,200 株
あんしん保証	2,100	250.00	525,000	貸付株式数 600 株
富山第一銀行	25,800	787.00	20,304,600	
コンコルディア・フィナンシャル	436,600	693.90	302,956,740	
ジェイリース	2,100	1,867.00	3,920,700	貸付株式数 800 株
西日本フィナンシャルHD	45,900	1,633.00	74,954,700	



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
イントラスト	1,800	851.00	1,531,800	
日本モーゲージサービス	2,700	527.00	1,422,900	貸付株式数 1,200 株
C a s a	2,000	878.00	1,756,000	貸付株式数 700 株
アルヒ	7,700	837.00	6,444,900	
プレミアグループ	13,700	1,769.00	24,235,300	
日産自動車	1,173,200	582.90	683,858,280	
いすゞ自動車	240,100	1,955.50	469,515,550	
トヨタ自動車	4,533,800	2,794.50	12,669,704,100	※
日野自動車	124,200	477.40	59,293,080	
三菱自動車工業	322,200	481.40	155,107,080	
エフテック	3,200	636.00	2,035,200	貸付株式数 1,200 株
レシップホールディングス	1,900	586.00	1,113,400	
GMB	900	1,325.00	1,192,500	貸付株式数 400 株
ファルテック	800	548.00	438,400	
武蔵精密工業	20,200	1,614.00	32,602,800	
日産車体	9,700	896.00	8,691,200	貸付株式数 400 株
新明和工業	23,800	1,184.00	28,179,200	
極東開発工業	13,700	1,900.00	26,030,000	
トピー工業	6,700	2,763.00	18,512,100	
ティラド	1,800	3,165.00	5,697,000	
タチエス	15,200	1,760.00	26,752,000	
N O K	32,100	1,885.00	60,508,500	
フタバ産業	22,100	856.00	18,917,600	
カヤバ	8,000	4,755.00	38,040,000	
市光工業	14,900	539.00	8,031,100	
大同メタル工業	16,000	579.00	9,264,000	
プレス工業	33,000	620.00	20,460,000	
ミクニ	5,800	456.00	2,644,800	
太平洋工業	18,900	1,397.00	26,403,300	貸付株式数 4,700 株
河西工業	7,200	221.00	1,591,200	貸付株式数 2,800 株
アイシン	63,700	5,451.00	347,228,700	
マ ッ ダ	273,200	1,578.50	431,246,200	
今仙電機製作所	2,800	614.00	1,719,200	
本田技研	2,013,700	1,509.00	3,038,673,300	
スズキ	151,700	6,021.00	913,385,700	
S U B A R U	261,300	2,621.00	684,867,300	
安永	2,000	708.00	1,416,000	貸付株式数 1,200 株
ヤマハ発動機	119,000	3,777.00	449,463,000	
小糸製作所	89,400	2,236.50	199,943,100	
T B K	4,900	388.00	1,901,200	
エクセディ	13,500	2,548.00	34,398,000	
ミツバ	15,400	933.00	14,368,200	
豊田合成	24,100	2,958.00	71,287,800	
愛三工業	13,600	1,312.00	17,843,200	
盟和産業	600	993.00	595,800	貸付株式数 200 株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
日本プラスト	3,800	572.00	2,173,600	
ヨロズ	7,700	902.00	6,945,400	貸付株式数 2,700 株
エフ・シー・シー	14,700	1,828.00	26,871,600	
新家工業	1,000	2,893.00	2,893,000	
シマノ	33,500	22,755.00	762,292,500	
テイ・エス テック	29,400	1,826.00	53,684,400	
33FG	7,400	1,868.00	13,823,200	
第四北越フィナンシャルG	12,800	3,940.00	50,432,000	
ひろぎんHLDGS	115,800	927.00	107,346,600	
マーキュリアホールディングス	2,400	807.00	1,936,800	貸付株式数 100 株
おきなわFG	7,000	2,398.00	16,786,000	
ダイレクトマーケティングミクス	8,800	461.00	4,056,800	
ポピンズ	1,300	1,141.00	1,483,300	
LITALICO	6,600	2,141.00	14,130,600	
コンフィデンス・インターワーク	400	1,543.00	617,200	貸付株式数 100 株
十六FG	10,600	3,830.00	40,598,000	
北國FHD	8,600	4,530.00	38,958,000	
ネットプロHD	27,000	243.00	6,561,000	
プロクレアホールディングス	9,300	1,897.00	17,642,100	
あいちフィナンシャルグル	12,500	2,345.00	29,312,500	
ジャムコ	3,500	1,488.00	5,208,000	貸付株式数 1,300 株
小野建	8,500	1,687.00	14,339,500	
はるやまHLDGS	2,200	528.00	1,161,600	貸付株式数 1,100 株
南陽	1,000	2,058.00	2,058,000	
ノジマ	25,300	1,396.00	35,318,800	
佐鳥電機	4,200	1,964.00	8,248,800	
カップ・クリエイト	13,600	1,654.00	22,494,400	貸付株式数 5,100 株
エコートレーディング	900	1,492.00	1,342,800	貸付株式数 400 株
伯東	5,000	5,470.00	27,350,000	貸付株式数 1,900 株
コンドーテック	6,600	1,169.00	7,715,400	貸付株式数 2,200 株
中山福	2,500	357.00	892,500	
ライトオン	3,600	471.00	1,695,600	貸付株式数 1,700 株
ナガイレーベン	11,000	2,272.00	24,992,000	
三菱食品	8,100	4,860.00	39,366,000	
良品計画	95,400	2,336.50	222,902,100	
パリミキホールディングス	5,900	519.00	3,062,100	
松田産業	6,600	2,557.00	16,876,200	
第一興商	33,800	2,235.00	75,543,000	
メディパルHD	90,500	2,340.00	211,770,000	
アドヴァングループ	8,200	1,039.00	8,519,800	
SPK	3,900	1,829.00	7,133,100	
萩原電気HLDGS	3,700	4,940.00	18,278,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
アルビス	2,800	2,581.00	7,226,800	貸付株式数 1,100株
アズワン	13,700	5,072.00	69,486,400	
スズデン	3,000	2,283.00	6,849,000	
尾家産業	1,200	1,890.00	2,268,000	貸付株式数 100株
シモジマ	5,900	1,262.00	7,445,800	貸付株式数 200株
ドウシシャ	8,000	2,110.00	16,880,000	
小津産業	1,100	1,600.00	1,760,000	貸付株式数 600株
コナカ	5,200	413.00	2,147,600	
高速	5,100	2,039.00	10,398,900	
ハウス ローゼ	600	1,605.00	963,000	
G-7ホールディングス	9,500	1,203.00	11,428,500	
たけびし	3,300	1,888.00	6,230,400	
イオン北海道	25,800	892.00	23,013,600	貸付株式数 4,600株
コジマ	14,200	723.00	10,266,600	貸付株式数 5,600株
ヒマラヤ	1,500	918.00	1,377,000	貸付株式数 900株
コーナン商事	10,700	3,700.00	39,590,000	
ネットワンシステムズ	33,400	2,056.00	68,670,400	
エコス	3,200	2,227.00	7,126,400	
ワタミ	9,200	1,040.00	9,568,000	貸付株式数 3,900株
マルシェ	1,700	273.00	464,100	貸付株式数 300株
リックス	1,500	3,280.00	4,920,000	
システムソフト	28,000	67.00	1,876,000	貸付株式数 1,500株
パンパシフィックHD	176,400	3,204.00	565,185,600	
丸文	7,800	1,508.00	11,762,400	
西松屋チェーン	17,200	2,157.00	37,100,400	貸付株式数 7,200株
ゼンショーホールディングス	43,000	8,214.00	353,202,000	
ハピネット	7,400	2,577.00	19,069,800	
幸楽苑ホールディングス	6,300	1,159.00	7,301,700	貸付株式数 2,500株
ハークスレイ	1,700	689.00	1,171,300	
橋本総業HLDS	3,400	1,200.00	4,080,000	
日本ライフライン	25,600	1,164.00	29,798,400	
サイゼリヤ	12,900	5,740.00	74,046,000	
タカショー	7,500	550.00	4,125,000	貸付株式数 2,900株
VTホールディングス	33,000	524.00	17,292,000	
アルゴグラフィックス	7,600	3,735.00	28,386,000	
魚力	3,000	2,205.00	6,615,000	貸付株式数 900株
IDOM	23,100	922.00	21,298,200	
日本エム・ディ・エム	6,500	703.00	4,569,500	
ポプラ	1,200	196.00	235,200	貸付株式数 200株
フジ・コーポレーション	4,300	1,600.00	6,880,000	
ユナイテッドアローズ	10,300	1,959.00	20,177,700	貸付株式数 2,900株
進和	5,400	2,499.00	13,494,600	貸付株式数 2,000株
エスケイジャパン	1,200	811.00	973,200	
ダイトロン	3,400	2,964.00	10,077,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
ハイデイ日高	12,900	2,749.00	35,462,100	貸付株式数 4,700株
シークス	12,500	1,518.00	18,975,000	貸付株式数 4,900株
YU-WA CREATION H	2,700	159.00	429,300	
コロワイド	37,500	2,234.00	83,775,000	貸付株式数 15,000株
田中商事	1,300	700.00	910,000	貸付株式数 100株
オーハシテクニカ	4,600	1,748.00	8,040,800	
壺番屋	6,900	5,330.00	36,777,000	貸付株式数 100株
白銅	2,400	2,299.00	5,517,600	貸付株式数 1,100株
トップカルチャー	1,600	170.00	272,000	貸付株式数 400株
PLANT	1,100	1,430.00	1,573,000	
スギホールディングス	17,600	6,414.00	112,886,400	
ダイコー通産	500	1,194.00	597,000	貸付株式数 200株
薬王堂ホールディングス	4,200	2,711.00	11,386,200	
島津製作所	109,700	3,835.00	420,699,500	
J M S	7,500	517.00	3,877,500	
クボテック	1,200	277.00	332,400	貸付株式数 400株
長野計器	6,000	2,083.00	12,498,000	
ブイ・テクノロジー	4,400	2,657.00	11,690,800	
スター精密	15,600	1,877.00	29,281,200	
東京計器	6,300	1,762.00	11,100,600	貸付株式数 1,600株
愛知時計	3,600	2,352.00	8,467,200	
インターアクション	4,000	1,016.00	4,064,000	貸付株式数 1,200株
オーバル	4,000	486.00	1,944,000	貸付株式数 1,600株
東京精密	16,900	8,577.00	144,951,300	
マニー	33,000	2,193.00	72,369,000	
ニコン	119,400	1,424.50	170,085,300	
トプコン	40,100	1,517.00	60,831,700	
オリンパス	508,300	2,166.00	1,100,977,800	
理研計器	5,800	6,630.00	38,454,000	
SCREENホールディングス	28,200	10,770.00	303,714,000	
キヤノン電子	9,100	1,971.00	17,936,100	
タムロン	5,100	4,415.00	22,516,500	
HOYA	164,000	16,665.00	2,733,060,000	
シード	2,300	852.00	1,959,600	
ノーリツ鋼機	7,800	2,993.00	23,345,400	
A&Dホロンホールディングス	12,000	1,870.00	22,440,000	
朝日インテック	92,200	2,866.50	264,291,300	貸付株式数 22,300株
キヤノン	411,900	3,807.00	1,568,103,300	貸付株式数 159,400株
リコー	207,100	1,207.00	249,969,700	
シチズン時計	76,000	867.00	65,892,000	
リズム	1,000	2,491.00	2,491,000	貸付株式数 400株
大研医器	3,800	516.00	1,960,800	
メニコン	28,400	2,154.00	61,173,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
シンシア	500	561.00	280,500	貸付株式数 200株
KYORITSU	6,700	167.00	1,118,900	
中本パックス	1,500	1,634.00	2,451,000	貸付株式数 100株
スノーピーク	11,800	1,012.00	11,941,600	貸付株式数 4,800株 (100株)
パラマウントベッドHD	17,100	2,763.00	47,247,300	
トランザクション	5,400	2,112.00	11,404,800	貸付株式数 1,900株
粧美堂	1,200	612.00	734,400	
ニホンフラッシュ	7,700	896.00	6,899,200	
前田工織	6,900	2,959.00	20,417,100	貸付株式数 2,600株
永大産業	5,300	222.00	1,176,600	
アートネイチャー	7,400	790.00	5,846,000	
バンダイナムコHLDGS	226,200	2,943.00	665,706,600	
アイフィスジャパン	1,400	625.00	875,000	
SHOEI	18,700	1,985.00	37,119,500	
フランスベッドHLDGS	10,600	1,251.00	13,260,600	貸付株式数 3,400株
マーベラス	13,300	697.00	9,270,100	
パイロットコーポレーション	11,600	4,469.00	51,840,400	
萩原工業	5,500	1,591.00	8,750,500	貸付株式数 1,900株 (500株)
エイベックス	14,100	1,392.00	19,627,200	
フジシールインターナショナル	16,700	1,675.00	27,972,500	
タカラトミー	37,600	2,078.50	78,151,600	
広済堂ホールディングス	18,500	635.00	11,747,500	貸付株式数 1,400株
エステールホールディングス	1,000	629.00	629,000	貸付株式数 700株
レック	10,500	994.00	10,437,000	
タカノ	1,700	842.00	1,431,400	貸付株式数 800株
三光合成	10,400	540.00	5,616,000	
プロネクサス	8,500	1,209.00	10,276,500	
ホクシン	3,400	117.00	397,800	貸付株式数 2,000株
ウッドワン	1,700	982.00	1,669,400	貸付株式数 600株
きもと	7,600	191.00	1,451,600	
TOPPANホールディングス	101,500	3,464.00	351,596,000	
大日本印刷	90,300	4,153.00	375,015,900	
共同印刷	2,300	3,600.00	8,280,000	
NISSHA	14,100	1,475.00	20,797,500	
光村印刷	400	1,266.00	506,400	
藤森工業	6,500	3,885.00	25,252,500	
ヴィア・ホールディングス	7,100	215.00	1,526,500	貸付株式数 2,800株
TAKARA & COMPANY	5,300	2,460.00	13,038,000	
前澤化成工業	5,300	1,580.00	8,374,000	貸付株式数 2,000株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
未来工業	2,900	3,145.00	9,120,500	
アシックス	70,400	5,290.00	372,416,000	
ツ ツ ミ	1,900	2,144.00	4,073,600	
ウェーブロックHLDGS	1,700	644.00	1,094,800	貸付株式数 200株
ジェイ エス ピー	5,800	1,783.00	10,341,400	貸付株式数 1,400株
ニ チ ハ	10,400	2,776.00	28,870,400	
ローランド	6,100	4,540.00	27,694,000	
エフピコ	15,700	2,791.00	43,818,700	
小松ウオール工業	3,300	2,927.00	9,659,100	
ヤマハ	52,100	3,461.00	180,318,100	
河合楽器	2,500	3,155.00	7,887,500	
クリナップ	7,900	696.00	5,498,400	
ビジョン	52,600	1,659.00	87,263,400	
天馬	6,000	2,336.00	14,016,000	
キングジム	7,100	870.00	6,177,000	貸付株式数 2,200株
象印マホービン	22,400	1,556.00	34,854,400	
リンテック	16,600	2,494.00	41,400,400	
信越ポリマー	17,800	1,429.00	25,436,200	
東 リ	11,300	338.00	3,819,400	
イトーキ	16,900	1,320.00	22,308,000	
任 天 堂	521,300	6,912.00	3,603,225,600	
三菱鉛筆	11,700	1,888.00	22,089,600	
松 風	3,700	2,673.00	9,890,100	
タカラスタANDARD	17,300	1,777.00	30,742,100	
コ ク ヨ	33,800	2,302.50	77,824,500	
ナカバヤシ	8,700	528.00	4,593,600	
ニ フ コ	24,800	3,612.00	89,577,600	
立川ブラインド	3,800	1,484.00	5,639,200	貸付株式数 1,500株
グローブライド	7,400	2,024.00	14,977,600	
オカムラ	24,800	2,131.00	52,848,800	
バルカー	6,900	3,905.00	26,944,500	
MUTOHホールディングス	600	1,930.00	1,158,000	
伊 藤 忠	587,300	5,738.00	3,369,927,400	
丸 紅	728,400	2,307.00	1,680,418,800	
スクロール	13,000	925.00	12,025,000	
高 島	3,300	957.00	3,158,100	
ヨンドシーホールディングス	8,300	1,955.00	16,226,500	貸付株式数 100株
三陽商会	2,700	2,698.00	7,284,600	貸付株式数 200株
長瀬産業	40,000	2,323.50	92,940,000	
ナイガイ	1,500	269.00	403,500	貸付株式数 600株 (100株)
蝶 理	5,500	2,785.00	15,317,500	
豊田通商	76,500	8,190.00	626,535,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
オンワードホールディングス	48,700	501.00	24,398,700	
三共生興	12,100	742.00	8,978,200	
兼松	36,500	2,054.00	74,971,000	
美津濃	8,200	4,045.00	33,169,000	
ツカモトコーポレーション	700	1,223.00	856,100	
ルックホールディングス	2,000	2,483.00	4,966,000	貸付株式数 800株
三井物産	658,200	5,392.00	3,549,014,400	
日本紙パルプ	4,200	4,995.00	20,979,000	
東京エレクトロン	174,800	24,025.00	4,199,570,000	
カメイ	9,300	1,705.00	15,856,500	
東都水産	300	6,860.00	2,058,000	貸付株式数 100株
OUGホールディングス	900	2,390.00	2,151,000	
スターゼン	6,200	2,463.00	15,270,600	
セイコーグループ	11,500	2,505.00	28,807,500	
山善	26,500	1,200.00	31,800,000	
椿本興業	1,800	6,040.00	10,872,000	
住友商事	528,900	3,100.00	1,639,590,000	
BIPROGY	27,100	4,273.00	115,798,300	
内田洋行	3,500	7,200.00	25,200,000	
三菱商事	577,100	6,886.00	3,973,910,600	
第一実業	8,200	1,916.00	15,711,200	
キャノンマーケティングJPN	20,200	3,731.00	75,366,200	
西華産業	3,500	2,677.00	9,369,500	
佐藤商事	6,000	1,524.00	9,144,000	
菱洋エレクトロ	8,300	3,710.00	30,793,000	
東京産業	8,100	869.00	7,038,900	
ユアサ商事	6,800	4,430.00	30,124,000	
神鋼商事	2,200	5,710.00	12,562,000	
トルク	2,500	287.00	717,500	貸付株式数 1,000株
阪和興業	15,700	4,560.00	71,592,000	
正栄食品	5,800	4,515.00	26,187,000	貸付株式数 2,100株
カナデン	6,600	1,473.00	9,721,800	
RYODEN	7,000	2,606.00	18,242,000	貸付株式数 2,400株
ニプロ	68,700	1,118.00	76,806,600	
岩谷産業	19,900	7,106.00	141,409,400	
ナイス	2,500	1,619.00	4,047,500	
ニチモウ	800	4,095.00	3,276,000	
極東貿易	5,200	1,888.00	9,817,600	貸付株式数 400株
アステナホールディングス	16,400	497.00	8,150,800	貸付株式数 5,100株
三愛オブリ	21,000	1,617.00	33,957,000	
稲畑産業	17,300	3,165.00	54,754,500	
GSIクレオス	4,700	2,052.00	9,644,400	
明和産業	10,300	659.00	6,787,700	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
クワザワホールディングス	1,700	689.00	1,171,300	
ゴールドウイン	14,600	11,535.00	168,411,000	
ユニ・チャーム	172,500	4,763.00	821,617,500	
デサント	14,300	4,255.00	60,846,500	
キング	1,700	674.00	1,145,800	
ワキタ	14,500	1,485.00	21,532,500	
ヤマトインターナショナル	3,500	300.00	1,050,000	
東邦ホールディングス	24,100	3,230.00	77,843,000	貸付株式数 7,900 株
サンゲツ	20,100	2,868.00	57,646,800	
ミツウロコグループ	11,100	1,312.00	14,563,200	
シナネンホールディングス	2,400	4,065.00	9,756,000	
伊藤忠エネクス	21,600	1,528.00	33,004,800	
サンリオ	24,800	6,069.00	150,511,200	
サンワ テクノス	4,500	2,233.00	10,048,500	
リョーサン	6,200	4,945.00	30,659,000	
新光商事	11,700	1,208.00	14,133,600	
トーホー	3,400	3,095.00	10,523,000	貸付株式数 1,100 株
三信電気	3,500	2,296.00	8,036,000	
東陽テクニカ	8,800	1,388.00	12,214,400	
モスフード サービス	12,700	3,335.00	42,354,500	
加賀電子	8,000	6,630.00	53,040,000	
三益半導体	6,600	2,776.00	18,321,600	
都築電気	4,300	2,093.00	8,999,900	貸付株式数 1,600 株
ソーダニツカ	6,500	1,034.00	6,721,000	
立花エレテック	5,800	2,905.00	16,849,000	貸付株式数 2,000 株
木曽路	13,200	2,491.00	32,881,200	貸付株式数 1,500 株
SRSホールディングス	14,100	1,037.00	14,621,700	貸付株式数 5,200 株
千趣会	15,700	398.00	6,248,600	貸付株式数 6,000 株
タカキュー	3,300	80.00	264,000	貸付株式数 600 株
リテールパートナーズ	12,900	1,778.00	22,936,200	貸付株式数 1,800 株
上新電機	8,600	2,313.00	19,891,800	
日本瓦斯	46,300	2,237.00	103,573,100	
ロイヤルホールディングス	15,400	2,676.00	41,210,400	貸付株式数 6,100 株
東天紅	400	825.00	330,000	貸付株式数 100 株
いなげや	8,300	1,501.00	12,458,300	
チヨダ	8,200	843.00	6,912,600	貸付株式数 1,300 株
ライフコーポレーション	9,200	3,405.00	31,326,000	
リンガーハット	11,200	2,312.00	25,894,400	貸付株式数 4,400 株 (600 株)
MrMaxHD	10,800	628.00	6,782,400	
テンアライド	6,200	309.00	1,915,800	貸付株式数 600 株
AOKIホールディングス	18,700	1,183.00	22,122,100	
オークワ	12,400	830.00	10,292,000	貸付株式数 200 株
コメリ	13,400	3,155.00	42,277,000	貸付株式数 5,000 株
青山商事	18,700	1,581.00	29,564,700	



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
しまむら	10,300	16,555.00	170,516,500	
はせがわ	2,200	368.00	809,600	
高島屋	60,400	1,992.50	120,347,000	
松屋	14,800	859.00	12,713,200	
エイチ・ツー・オーリテイ リング	38,600	1,646.00	63,535,600	
近鉄百貨店	3,700	2,643.00	9,779,100	
丸井グループ	58,100	2,364.50	137,377,450	
クレディセゾン	51,600	2,490.50	128,509,800	
アクシアル リテイリング	5,900	3,895.00	22,980,500	
井筒屋	2,300	352.00	809,600	貸付株式数 1,000株
イオン	296,100	3,061.00	906,362,100	
イズミ	15,500	3,534.00	54,777,000	
フオーバル	3,400	1,390.00	4,726,000	貸付株式数 1,300株
平和堂	14,600	2,322.00	33,901,200	貸付株式数 5,200株
フジ	13,400	1,875.00	25,125,000	貸付株式数 3,300株
ヤオコー	9,800	8,067.00	79,056,600	貸付株式数 3,900株
ゼビオホールディングス	11,800	944.00	11,139,200	
ケーズホールディングス	61,700	1,259.50	77,711,150	
PALTAC	11,800	4,755.00	56,109,000	
三谷産業	15,000	334.00	5,010,000	
OLYMPICグループ	2,100	511.00	1,073,100	貸付株式数 100株
日産東京販売HD	7,100	438.00	3,109,800	
あおぞら銀行	58,500	3,040.00	177,840,000	貸付株式数 23,300株
三菱UFJフィナンシャル G	5,094,300	1,255.00	6,393,346,500	※
りそなホールディングス	949,400	768.50	729,613,900	
三井住友トラストHD	146,300	5,559.00	813,281,700	
三井住友フィナンシャルG	578,500	7,258.00	4,198,753,000	※
千葉銀行	226,800	1,106.50	250,954,200	
群馬銀行	157,900	747.80	118,077,620	
武蔵野銀行	11,400	2,856.00	32,558,400	
千葉興業銀行	13,500	830.00	11,205,000	
筑波銀行	35,800	267.00	9,558,600	
七十七銀行	23,700	3,430.00	81,291,000	
秋田銀行	5,500	1,977.00	10,873,500	
山形銀行	9,100	1,059.00	9,636,900	
岩手銀行	5,200	2,475.00	12,870,000	
東邦銀行	64,400	291.00	18,740,400	
東北銀行	2,200	1,163.00	2,558,600	
ふくおかフィナンシャルG	70,900	3,433.00	243,399,700	
スルガ銀行	63,000	751.00	47,313,000	
八十二銀行	174,600	801.10	139,872,060	
山梨中央銀行	9,100	1,794.00	16,325,400	
大垣共立銀行	15,600	1,897.00	29,593,200	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
福井銀行	7,300	1,554.00	11,344,200	
清水銀行	3,200	1,532.00	4,902,400	
富山銀行	800	1,707.00	1,365,600	
滋賀銀行	13,500	3,745.00	50,557,500	
南都銀行	12,300	2,486.00	30,577,800	
百五銀行	76,700	541.00	41,494,700	
紀陽銀行	29,200	1,591.00	46,457,200	
ほくほくフィナンシャルG	50,400	1,568.00	79,027,200	
山陰合同銀行	51,000	958.00	48,858,000	
鳥取銀行	1,600	1,325.00	2,120,000	
百十四銀行	8,000	2,597.00	20,776,000	
四国銀行	12,100	1,001.00	12,112,100	
阿波銀行	11,500	2,495.00	28,692,500	
大分銀行	4,900	2,642.00	12,945,800	
宮崎銀行	4,900	2,646.00	12,965,400	
佐賀銀行	4,800	1,875.00	9,000,000	
琉球銀行	17,400	1,119.00	19,470,600	
セブン銀行	255,400	300.30	76,696,620	
みずほフィナンシャルG	1,098,500	2,512.00	2,759,432,000	
高知銀行	1,600	964.00	1,542,400	
山口フィナンシャルG	79,900	1,298.50	103,750,150	
芙蓉総合リース	7,500	12,000.00	90,000,000	
みずほリース	13,700	4,960.00	67,952,000	
東京センチュリー	15,200	5,892.00	89,558,400	
SBIホールディングス	119,100	3,207.00	381,953,700	
日本証券金融	29,900	1,559.00	46,614,100	
アイフル	120,100	379.00	45,517,900	
日本アジア投資	3,400	236.00	802,400	
名古屋銀行	5,300	5,560.00	29,468,000	
北洋銀行	123,400	365.00	45,041,000	
大光銀行	1,500	1,308.00	1,962,000	貸付株式数 300株
愛媛銀行	11,100	1,008.00	11,188,800	
トマト銀行	1,700	1,145.00	1,946,500	
京葉銀行	34,100	701.00	23,904,100	
栃木銀行	40,700	318.00	12,942,600	
北日本銀行	2,700	2,116.00	5,713,200	
東和銀行	15,200	622.00	9,454,400	
福島銀行	5,000	252.00	1,260,000	
大東銀行	2,000	766.00	1,532,000	貸付株式数 500株
リコーリース	7,800	4,640.00	36,192,000	
イオンフィナンシャルサー ビス	47,100	1,267.00	59,675,700	
アコム	146,300	348.50	50,985,550	
ジャックス	8,700	5,370.00	46,719,000	
オリコ	26,800	1,082.00	28,997,600	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
オリックス	495,600	2,698.50	1,337,376,600	
三菱HCキャピタル	363,100	964.40	350,173,640	
ジャフコグループ	24,300	1,703.00	41,382,900	貸付株式数 10,400株
九州リースサービス	1,800	940.00	1,692,000	貸付株式数 1,200株
トモニホールディングス	66,100	490.00	32,389,000	
大和証券G本社	630,400	955.40	602,284,160	
野村ホールディングス	1,368,200	607.30	830,907,860	
岡三証券グループ	71,500	714.00	51,051,000	貸付株式数 24,800株
丸三証券	27,100	849.00	23,007,900	貸付株式数 10,400株
東洋証券	21,600	299.00	6,458,400	
東海東京HD	96,900	553.00	53,585,700	
光世証券	1,100	513.00	564,300	貸付株式数 200株
水戸証券	24,200	436.00	10,551,200	
いちよし証券	15,500	732.00	11,346,000	
松井証券	40,300	742.00	29,902,600	
SOMP Oホールディングス	128,000	6,757.00	864,896,000	
日本取引所グループ	212,300	3,019.00	640,933,700	
マネックスG	79,700	661.00	52,681,700	貸付株式数 33,900株
極東証券	11,300	1,033.00	11,672,900	
岩井コスモホールディング	9,400	1,760.00	16,544,000	
アイザワ証券グループ	11,800	1,198.00	14,136,400	
フィデアホール	8,500	1,468.00	12,478,000	
池田泉州HD	113,100	342.00	38,680,200	
アニコムホールディングス	27,000	603.00	16,281,000	
MS&AD	180,500	5,533.00	998,706,500	
マネーパートナーズGP	4,900	286.00	1,401,400	
スパークス・グループ	9,100	1,489.00	13,549,900	
小林洋行	2,100	233.00	489,300	貸付株式数 100株
第一生命HLDGS	396,200	3,081.00	1,220,692,200	
東京海上HD	801,900	3,648.00	2,925,331,200	
アドバンテッジリスクマネ	2,300	487.00	1,120,100	貸付株式数 900株
イー・ギャランティ	13,300	1,942.00	25,828,600	
アサックス	2,300	698.00	1,605,400	貸付株式数 1,300株
NECキャピタルソリューション	4,000	3,365.00	13,460,000	
T&Dホールディングス	235,400	2,186.50	514,702,100	
アドバンスクリエイト	4,600	1,002.00	4,609,200	貸付株式数 1,800株
三井不動産	376,100	3,472.00	1,305,819,200	
三菱地所	531,700	1,996.50	1,061,539,050	
平和不動産	13,200	4,035.00	53,262,000	
東京建物	71,100	2,101.50	149,416,650	
京阪神ビルディング	15,100	1,418.00	21,411,800	
住友不動産	117,700	4,174.00	491,279,800	
太平洋興発	1,800	795.00	1,431,000	貸付株式数 800株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
テーオーシー	14,500	600.00	8,700,000	
東京楽天地	1,300	4,300.00	5,590,000	貸付株式数 500株
スターツコーポレーション	11,700	2,789.00	32,631,300	
フジ住宅	10,200	715.00	7,293,000	
空港施設	11,300	565.00	6,384,500	
明和地所	4,000	1,184.00	4,736,000	
ゴールドクレスト	6,600	2,007.00	13,246,200	貸付株式数 800株
リログループ	42,600	1,553.00	66,157,800	
エスリード	3,800	3,180.00	12,084,000	貸付株式数 1,200株
日神グループHLDGS	13,000	495.00	6,435,000	貸付株式数 4,400株
日本エスコン	15,200	915.00	13,908,000	
MIRARTHホールディング	37,300	466.00	17,381,800	
AVANTIA	2,500	861.00	2,152,500	貸付株式数 900株
イオンモール	42,100	1,719.50	72,390,950	
毎日コムネット	1,600	743.00	1,188,800	貸付株式数 100株
ファースト住建	1,900	1,073.00	2,038,700	貸付株式数 900株
ランド	444,700	7.00	3,112,900	貸付株式数 171,300株
カチタス	21,900	2,150.00	47,085,000	
東祥	5,900	816.00	4,814,400	貸付株式数 2,000株
トーセイ	13,500	1,801.00	24,313,500	
穴吹興産	900	2,022.00	1,819,800	貸付株式数 600株
サンフロンティア不動産	12,000	1,560.00	18,720,000	
インテリックス	1,100	501.00	551,100	
ランドビジネス	1,600	262.00	419,200	貸付株式数 700株
サンネクスタグループ	1,300	943.00	1,225,900	貸付株式数 200株
グランディハウス	5,300	590.00	3,127,000	
東武鉄道	90,600	3,655.00	331,143,000	
相鉄ホールディングス	29,500	2,682.50	79,133,750	
東急	231,500	1,735.50	401,768,250	
京浜急行	102,100	1,262.00	128,850,200	
小田急電鉄	136,500	2,079.50	283,851,750	
京王電鉄	39,700	4,263.00	169,241,100	
京成電鉄	53,200	5,960.00	317,072,000	
富士急行	10,200	4,330.00	44,166,000	貸付株式数 3,700株
東日本旅客鉄道	151,700	7,995.00	1,212,841,500	
西日本旅客鉄道	97,900	5,847.00	572,421,300	
東海旅客鉄道	318,000	3,550.00	1,128,900,000	
西武ホールディングス	99,900	1,784.50	178,271,550	
鴻池運輸	14,000	1,969.00	27,566,000	
西日本鉄道	22,000	2,367.50	52,085,000	
ハマキョウレックス	7,000	4,005.00	28,035,000	
サカイ引越センター	9,100	2,612.00	23,769,200	
近鉄グループHLDGS	82,400	4,146.00	341,630,400	
阪急阪神HLDGS	109,900	4,471.00	491,362,900	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
南海電鉄	36,700	2,802.50	102,851,750	貸付株式数 1,300株
京阪ホールディングス	45,400	3,692.00	167,616,800	
神戸電鉄	2,200	2,938.00	6,463,600	貸付株式数 800株
名古屋鉄道	85,000	2,164.50	183,982,500	
山陽電鉄	6,100	2,123.00	12,950,300	貸付株式数 2,300株
アルプス物流	6,500	1,613.00	10,484,500	貸付株式数 2,200株
トランコム	2,400	7,560.00	18,144,000	
ヤマトホールディングス	105,600	2,628.50	277,569,600	
山 九	21,000	5,039.00	105,819,000	
日 新	6,300	2,510.00	15,813,000	
丸 運	2,600	260.00	676,000	貸付株式数 1,300株
丸全昭和運輸	5,100	3,740.00	19,074,000	
センコーグループHLDGS	43,500	1,057.00	45,979,500	
トナミホールディングス	1,800	4,630.00	8,334,000	
ニッコンホールディングス	26,400	3,217.00	84,928,800	
日石輸送	500	2,844.00	1,422,000	
福山通運	9,400	3,665.00	34,451,000	
セイノーホールディングス	46,300	2,083.00	96,442,900	
エスライングループ本社	1,300	859.00	1,116,700	貸付株式数 700株
神奈川中央交通	2,300	3,045.00	7,003,500	
AZ-COM丸和ホールディング	19,900	1,501.00	29,869,900	貸付株式数 7,900株
C&Fロジホールディングス	7,900	1,511.00	11,936,900	貸付株式数 800株
日本郵船	236,300	3,974.00	939,056,200	
商船三井	178,900	4,061.00	726,512,900	
川崎汽船	69,700	5,189.00	361,673,300	貸付株式数 27,800株
NSユニテッド海運	4,400	4,865.00	21,406,000	貸付株式数 1,500株
明海グループ	5,000	692.00	3,460,000	
飯野海運	30,200	1,223.00	36,934,600	
共栄タンカー	800	826.00	660,800	貸付株式数 200株
九州旅客鉄道	58,200	3,091.00	179,896,200	
SGホールディングス	138,400	2,137.50	295,830,000	
NIPPON EXPRESS	28,000	8,071.00	225,988,000	
ID&Eホールディングス	5,100	3,275.00	16,702,500	
日本航空	202,400	2,811.00	568,946,400	
ANAホールディングス	224,300	3,052.00	684,563,600	
ビーウィズ	2,100	2,271.00	4,769,100	貸付株式数 800株
パスコ	900	1,689.00	1,520,100	
TREホールディングス	16,200	1,122.00	18,176,400	
人・夢・技術グループ	3,200	1,854.00	5,932,800	
西本WISMETTACHD	2,200	6,190.00	13,618,000	貸付株式数 700株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
シルバーライフ	1,700	1,034.00	1,757,800	貸付株式数 600株
ヤマシタヘルスケアHLDGS	400	2,122.00	848,800	
GENKY DRUG STORES	3,800	5,100.00	19,380,000	貸付株式数 1,300株
コア商事HLDGS	4,800	735.00	3,528,000	貸付株式数 1,800株
KPPグループホールディングン	22,600	709.00	16,023,400	
ナルミヤ・インターナショナル	800	1,128.00	902,400	貸付株式数 100株
ブックオフGHD	4,400	1,085.00	4,774,000	貸付株式数 1,700株
ギフトホールディングス	3,700	2,032.00	7,518,400	
三菱倉庫	20,300	4,431.00	89,949,300	
三井倉庫HOLD	7,700	4,835.00	37,229,500	
住友倉庫	22,200	2,439.00	54,145,800	
渋沢倉庫	3,700	2,833.00	10,482,100	
ヤマタネ	3,900	2,248.00	8,767,200	
東陽倉庫	1,200	1,518.00	1,821,600	
乾汽船	9,600	1,214.00	11,654,400	貸付株式数 1,800株
日本トランスシティ	16,400	622.00	10,200,800	
ケイヒン	800	1,761.00	1,408,800	
中央倉庫	4,400	1,124.00	4,945,600	貸付株式数 1,500株
川西倉庫	800	1,085.00	868,000	貸付株式数 200株
安田倉庫	5,500	1,125.00	6,187,500	
ファイズホールディングス	700	1,084.00	758,800	貸付株式数 400株
NISSOHD	7,300	786.00	5,737,800	
大栄環境	15,400	2,321.00	35,743,400	
日本管財ホールディングク	8,900	2,488.00	22,143,200	
東洋埠頭	1,300	1,375.00	1,787,500	
上組	39,500	3,239.00	127,940,500	
サンリツ	1,100	736.00	809,600	貸付株式数 300株
キムラユニティー	2,100	1,423.00	2,988,300	
キューソー流通システム	3,200	902.00	2,886,400	貸付株式数 1,200株
東海運	2,600	285.00	741,000	
エーアイテイー	5,100	1,664.00	8,486,400	
内外トランスライン	3,300	2,519.00	8,312,700	貸付株式数 1,200株
ショーエイコーポ	1,400	585.00	819,000	貸付株式数 600株
日本コンセプト	3,000	1,683.00	5,049,000	
TBSホールディングス	42,400	2,746.50	116,451,600	
日本テレビHLD S	73,200	1,441.00	105,481,200	
朝日放送グループHD	7,600	643.00	4,886,800	貸付株式数 2,600株
テレビ朝日HD	19,900	1,675.00	33,332,500	
スカパーJ SATHD	64,200	678.00	43,527,600	
テレビ東京HD	5,900	2,990.00	17,641,000	
日本BS放送	1,600	887.00	1,419,200	
ビジョン	12,500	1,162.00	14,525,000	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
スマートバリュー	1,100	420.00	462,000	貸付株式数 400株
USEN-NEXT HL DGS	9,300	3,775.00	35,107,500	貸付株式数 3,300株
ワイヤレスゲート	2,000	191.00	382,000	貸付株式数 100株
日本通信	81,600	227.00	18,523,200	
クロップス	600	1,001.00	600,600	
日本電信電話	24,635,400	173.10	4,264,387,740	
KDDI	640,000	4,625.00	2,960,000,000	
ソフトバンク	1,332,400	1,798.50	2,396,321,400	
光通信	8,300	22,990.00	190,817,000	
エムティーアイ	5,600	602.00	3,371,200	貸付株式数 2,000株
GMOインターネットグル ープ	30,600	2,376.50	72,720,900	
ファイバーゲート	4,500	961.00	4,324,500	貸付株式数 200株
アイドママーケティングコ ミュ	1,200	235.00	282,000	貸付株式数 600株
KADOKAWA	43,800	2,664.00	116,683,200	
学研ホールディングス	13,700	977.00	13,384,900	
ゼンリン	14,000	894.00	12,516,000	
昭文社ホールディングス	1,900	357.00	678,300	
インプレスホールディング ス	4,600	182.00	837,200	貸付株式数 1,800株
東京電力HD	744,300	630.90	469,578,870	貸付株式数 255,600株
中部電力	304,300	1,827.00	555,956,100	
関西電力	318,900	1,971.00	628,551,900	
中国電力	143,500	976.40	140,113,400	
北陸電力	84,400	722.30	60,962,120	
東北電力	217,400	946.90	205,856,060	
四国電力	76,900	1,023.00	78,668,700	
九州電力	190,400	990.60	188,610,240	
北海道電力	79,700	625.80	49,876,260	
沖縄電力	21,000	1,084.00	22,764,000	
電源開発	67,800	2,297.50	155,770,500	
エフオン	5,300	476.00	2,522,800	
イーレックス	14,600	659.00	9,621,400	貸付株式数 5,800株
レノバ	22,000	1,055.00	23,210,000	貸付株式数 8,800株
東京瓦斯	174,500	3,427.00	598,011,500	
大阪瓦斯	167,200	2,880.00	481,536,000	
東邦瓦斯	35,700	2,635.50	94,087,350	
北海道瓦斯	4,900	2,261.00	11,078,900	貸付株式数 1,000株
広島ガス	17,100	374.00	6,395,400	
西部ガスHLDGS	8,500	1,873.00	15,920,500	
静岡ガス	16,400	1,020.00	16,728,000	
メタウォーター	9,900	2,049.00	20,285,100	
アイネット	5,000	1,900.00	9,500,000	
松竹	4,300	9,378.00	40,325,400	

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
東 宝	46,100	5,131.00	236,539,100	
エイチ・アイ・エス	24,700	1,722.00	42,533,400	貸付株式数 9,800 株
東 映	2,700	17,720.00	47,844,000	
ラックランド	3,800	2,735.00	10,393,000	貸付株式数 1,500 株
NTTデータグループ	216,600	1,797.00	389,230,200	
共立メンテナンス	13,300	5,739.00	76,328,700	貸付株式数 5,300 株
イチネンホールディングス	8,900	1,543.00	13,732,700	
建設技術研究所	4,400	4,855.00	21,362,000	
スペース	5,500	907.00	4,988,500	
アインホールディングス	12,000	4,500.00	54,000,000	
燦ホールディングス	8,000	1,104.00	8,832,000	
ピー・シー・エー	4,800	1,173.00	5,630,400	
スバル興業	500	13,230.00	6,615,000	貸付株式数 100 株
東京テアトル	1,700	1,092.00	1,856,400	
タナベコンサルティンググループ	2,500	1,040.00	2,600,000	
ビジネスB太田昭和	3,200	2,138.00	6,841,600	
ナ ガ ロ	2,600	6,690.00	17,394,000	貸付株式数 1,000 株
東京都競馬	7,100	4,410.00	31,311,000	貸付株式数 2,800 株
常磐興産	1,800	1,236.00	2,224,800	貸付株式数 700 株
カナモト	13,200	2,580.00	34,056,000	
D T S	17,600	3,515.00	61,864,000	
スクウェア・エニックス・HD	37,800	5,132.00	193,989,600	
シーイーシー	10,500	1,795.00	18,847,500	
カプコン	74,000	4,983.00	368,742,000	
ニシオホールディングス	7,900	3,640.00	28,756,000	
アイ・エス・ビー	4,200	1,503.00	6,312,600	貸付株式数 1,200 株
アゴーラ ホスピタリティーG	29,800	23.00	685,400	貸付株式数 15,600 株
日本空港ビルデング	28,800	6,500.00	187,200,000	
トランス・コスモス	10,600	3,100.00	32,860,000	貸付株式数 3,200 株
乃村工藝社	37,000	840.00	31,080,000	
ジャステック	5,100	1,463.00	7,461,300	貸付株式数 1,500 株
S C S K	58,000	2,724.00	157,992,000	
藤田観光	3,400	3,970.00	13,498,000	貸付株式数 1,300 株
KNT-CTホールディングス	5,100	1,245.00	6,349,500	貸付株式数 1,900 株
トーカイ	7,500	1,915.00	14,362,500	
白 洋 舎	700	2,430.00	1,701,000	貸付株式数 100 株
セコム	86,400	10,295.00	889,488,000	
NSW	3,700	2,935.00	10,859,500	
セントラル警備保障	4,600	2,454.00	11,288,400	貸付株式数 100 株
アイネス	6,400	1,666.00	10,662,400	
丹青社	16,400	890.00	14,596,000	



銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
メイテックグループホールデ	30,600	2,867.50	87,745,500	
TKC	13,100	3,540.00	46,374,000	
富士ソフト	16,600	5,990.00	99,434,000	貸付株式数 6,600株
応用地質	7,900	2,091.00	16,518,900	
船井総研ホールディング	17,600	2,521.00	44,369,600	
NSD	29,500	2,800.00	82,600,000	
進学会ホールディングス	1,200	275.00	330,000	
丸紅建材リース	400	2,546.00	1,018,400	
オオバ	2,900	918.00	2,662,200	貸付株式数 1,300株
コナミグループ	31,000	7,315.00	226,765,000	
いであ	1,200	1,756.00	2,107,200	
学究社	3,400	1,934.00	6,575,600	
ベネッセホールディングス	28,600	2,608.00	74,588,800	
イオンディライト	9,400	3,515.00	33,041,000	貸付株式数 3,200株
ナック	3,600	985.00	3,546,000	貸付株式数 1,200株
福井コンピュータHLDS	5,100	2,643.00	13,479,300	
ダイセキ	17,300	3,920.00	67,816,000	貸付株式数 5,900株
ステップ	3,100	1,875.00	5,812,500	
泉州電業	4,400	3,395.00	14,938,000	貸付株式数 700株
元気寿司	4,900	3,190.00	15,631,000	貸付株式数 1,800株
トラスコ中山	18,300	2,377.00	43,499,100	
ヤマダホールディングス	268,600	428.50	115,095,100	
オートバックスセブン	30,300	1,545.50	46,828,650	
モリト	6,200	1,295.00	8,029,000	
アーケランズ	25,900	1,648.00	42,683,200	
ニトリホールディングス	31,800	17,060.00	542,508,000	
グルメ杵屋	6,900	1,060.00	7,314,000	貸付株式数 2,500株
愛眼	3,500	172.00	602,000	貸付株式数 1,800株
ケーユーホールディングス	4,000	1,126.00	4,504,000	
吉野家ホールディングス	32,200	3,270.00	105,294,000	貸付株式数 13,200株
加藤産業	10,900	4,680.00	51,012,000	
北恵	1,200	830.00	996,000	貸付株式数 400株
イノテック	5,400	1,729.00	9,336,600	
イエローハット	13,900	1,778.00	24,714,200	
松屋フーズHLDGS	4,000	5,000.00	20,000,000	貸付株式数 200株
JBCCHホールディングス	5,500	3,175.00	17,462,500	
JKホールディングス	6,600	967.00	6,382,200	
サガミホールディングス	13,000	1,380.00	17,940,000	貸付株式数 500株
日伝	5,900	2,651.00	15,640,900	
関西フードマーケット	5,900	1,415.00	8,348,500	貸付株式数 1,000株 (1,000株)
ミロク情報サービス	7,500	1,737.00	13,027,500	貸付株式数 2,700株
北沢産業	2,900	280.00	812,000	貸付株式数 1,400株
杉本商事	4,200	2,246.00	9,433,200	貸付株式数 400株

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
因幡電機産業	22,600	3,280.00	74,128,000	
王将フードサービス	6,500	8,010.00	52,065,000	貸付株式数 1,500 株
ミニストップ	6,400	1,512.00	9,676,800	貸付株式数 2,400 株
アークス	16,000	2,718.00	43,488,000	
バローホールディングス	16,600	2,371.00	39,358,600	
東 テ ク	2,900	4,745.00	13,760,500	
ミスミグループ本社	131,900	2,400.00	316,560,000	
アルテック	2,500	232.00	580,000	
ベ ル ク	4,300	6,370.00	27,391,000	
大 庄	3,600	1,261.00	4,539,600	貸付株式数 1,400 株
タキヒヨー	1,200	1,018.00	1,221,600	貸付株式数 700 株
ファーストリテイリング	39,300	37,490.00	1,473,357,000	貸付株式数 15,200 株
ソフトバンクグループ	408,500	6,020.00	2,459,170,000	
蔵王産業	800	2,401.00	1,920,800	
スズケン	33,200	5,043.00	167,427,600	
サンドラッグ	29,500	4,475.00	132,012,500	
サックスパーホールディング	7,400	895.00	6,623,000	
ジェコス	5,100	1,060.00	5,406,000	
ヤマザワ	1,000	1,259.00	1,259,000	
や ま や	1,000	3,040.00	3,040,000	貸付株式数 400 株
グローセル	8,900	641.00	5,704,900	
ベルーナ	20,900	626.00	13,083,400	
合計			278,401,688,320	

(注) 1. ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

ソニーグループ	20,000 株
キーエンス	5,000 株
トヨタ自動車	60,000 株
三菱UFJフィナンシャルG	200,000 株
三井住友フィナンシャルG	30,000 株

2. 貸付株式数のうち(括弧書)の数字は、委託者の利害関係人である大和証券株式会社に対する貸付であります。

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

**【ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）】**

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）の2022年12月1日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）の2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）

### (1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年11月30日現在 金額（円）	第7期 2023年11月30日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,050,228	8,974,825
親投資信託受益証券	4,518,016,837	3,426,914,693
未収入金	5,970,000	1,960,000
流動資産合計	4,534,037,065	3,437,849,518
資産合計	4,534,037,065	3,437,849,518
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,933,243	4,761,795
未払受託者報酬	477,067	365,208
未払委託者報酬	6,798,965	5,204,762
その他未払費用	119,185	91,234
流動負債合計	15,328,460	10,422,999
負債合計	15,328,460	10,422,999
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	2,885,499,363	2,024,806,904
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,633,209,242	1,402,619,615
（分配準備積立金）	917,090,591	543,431,730
元本等合計	4,518,708,605	3,427,426,519
純資産合計	4,518,708,605	3,427,426,519
負債純資産合計	4,534,037,065	3,437,849,518

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日 金額(円)	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日 金額(円)
営業収益		
受取利息	1	1
有価証券売買等損益	△632,460,651	310,693,856
営業収益合計	△632,460,650	310,693,857
営業費用		
支払利息	1,681	2,004
受託者報酬	868,235	816,219
委託者報酬	12,373,750	11,632,115
その他費用	216,904	203,908
営業費用合計	13,460,570	12,654,246
営業利益又は営業損失(△)	△645,921,220	298,039,611
経常利益又は経常損失(△)	△645,921,220	298,039,611
当期純利益又は当期純損失(△)	△645,921,220	298,039,611
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△43,402,419	63,542,580
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,540,766,732	1,633,209,242
剰余金増加額又は欠損金減少額	936,135,752	233,246,290
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	936,135,752	233,246,290
剰余金減少額又は欠損金増加額	241,174,441	698,332,948
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	241,174,441	698,332,948
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,633,209,242	1,402,619,615

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1. ※1 期首元本額	1,833,901,672 円	2,885,499,363 円
期中追加設定元本額	1,347,521,936 円	370,879,531 円
期中一部解約元本額	295,924,245 円	1,231,571,990 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,885,499,363 口	2,024,806,904 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,264,103,722円)及び分配準備積立金(917,090,591円)より分配対象額は2,181,194,313円(1万口当たり7,559.16円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(987,164,993円)及び分配準備積立金(543,431,730円)より分配対象額は1,530,596,723円(1万口当たり7,559.22円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。



区分	第7期 自 2022年12月1日 至 2023年11月30日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△617,918,234	254,309,573
合計	△617,918,234	254,309,573

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期  
自 2022 年 12 月 1 日  
至 2023 年 11 月 30 日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5660円 (15,660円)	1.6927円 (16,927円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	1,248,602,599	3,426,914,693	
親投資信託受益証券 合計			3,426,914,693	
合計			3,426,914,693	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年11月30日現在 金額(円)	2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	694,397,177	468,910,819
コール・ローン	2,058,655,210	1,625,480,455
株式	69,882,489,642	99,321,781,063
投資証券	1,729,033,392	2,110,111,975
派生商品評価勘定	4,349,312,599	2,029,272,458
未収入金	51,270,150	591,894
未収配当金	97,761,111	134,381,858
差入委託証拠金	862,069,568	1,674,537,110
流動資産合計	79,724,988,849	107,365,067,632
資産合計	79,724,988,849	107,365,067,632
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,443,341	358,133,485
未払解約金	5,970,010	2,500,010
流動負債合計	9,413,351	360,633,495
負債合計	9,413,351	360,633,495
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	31,500,797,366	38,987,514,233
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	48,214,778,132	68,016,919,904
元本等合計	79,715,575,498	107,004,434,137
純資産合計	79,715,575,498	107,004,434,137
負債純資産合計	79,724,988,849	107,365,067,632

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)新株予約権証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(3)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p>

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
3. 収益及び費用の計上基準	<p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> <p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	2021 年 12 月 1 日	2022 年 12 月 1 日
期首元本額	27,761,727,263 円	31,500,797,366 円
期中追加設定元本額	9,104,226,092 円	13,170,049,353 円
期中一部解約元本額	5,365,155,989 円	5,683,332,486 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワファンドラップ 外国株式 インデックス (為替ヘッジあ り)	24,705,925,232 円	26,442,641,108 円
ダイワファンドラップオンライ ン 外国株式インデックス (為替 ヘッジあり)	1,785,354,002 円	1,248,602,599 円
i F r e e 外国株式インデック ス (為替ヘッジあり)	2,612,904,427 円	3,297,141,682 円
ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジあり) (投資一任 専用)	360,396 円	609,860 円
ダイワ外国株式インデックス (為替ヘッジあり) (ダイワ S MA 専用)	2,396,253,309 円	7,998,518,984 円
計	31,500,797,366 円	38,987,514,233 円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
2. 期末日における受益権の総数	31,500,797,366 口	38,987,514,233 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してしております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

区分	2023年11月30日現在
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

種類	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△10,531,418,378	10,785,563,463
新株予約権証券	-	△161,733
投資証券	△427,808,078	△62,836,540
合計	△10,959,226,456	10,722,565,190

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 1. 株式関連

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超				1年超		
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	3,645,757,877	-	3,818,076,756	172,318,879	3,868,013,470	-	4,061,016,758	193,003,288
合計	3,645,757,877	-	3,818,076,756	172,318,879	3,868,013,470	-	4,061,016,758	193,003,288

- (注)
- 時価の算定方法  
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
  - 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

#### 2. 通貨関連

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超				1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								



種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
売建	75,961,729,804	-	71,788,179,425	4,173,550,379	98,390,372,124	-	96,912,236,439	1,478,135,685
アメリカ・ドル	56,558,293,764	-	52,959,745,956	3,598,547,808	73,515,836,997	-	71,708,235,758	1,807,601,239
イギリス・ ポンド	3,310,054,105	-	3,229,608,000	80,446,105	4,413,877,813	-	4,504,213,208	△90,335,395
イスラエル・ シケル	134,933,621	-	129,521,429	5,412,192	113,137,036	-	120,230,095	△7,093,059
オーストラリ ア・ドル	1,712,697,296	-	1,672,864,390	39,832,906	2,083,637,481	-	2,126,821,270	△43,183,789
カナダ・ドル	2,875,368,542	-	2,697,102,633	178,265,909	3,251,582,250	-	3,239,636,805	11,945,445
シンガポー ル・ドル	319,658,561	-	308,021,437	11,637,124	390,167,133	-	390,889,775	△722,642
スイス・フラン	2,192,550,294	-	2,150,646,187	41,904,107	2,786,873,425	-	2,827,357,566	△40,484,141
スウェーデン ・クローナ	795,606,838	-	776,354,024	19,252,814	888,921,206	-	935,464,136	△46,542,930
デンマーク・ クローネ	644,710,638	-	631,256,357	13,454,281	1,002,202,106	-	1,014,834,137	△12,632,031
ニュージーラ ンド・ドル	45,022,215	-	44,834,811	187,404	59,813,937	-	62,016,384	△2,202,447
ノルウェー・ クローネ	190,387,486	-	185,326,941	5,060,545	203,438,924	-	208,263,765	△4,824,841
ユーロ	6,617,687,850	-	6,471,841,495	145,846,355	9,005,139,703	-	9,114,045,267	△108,905,564
香港・ドル	564,758,594	-	531,055,765	33,702,829	675,744,113	-	660,228,273	15,515,840
合計	75,961,729,804	-	71,788,179,425	4,173,550,379	98,390,372,124	-	96,912,236,439	1,478,135,685

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている  
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先  
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていな  
い場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値  
を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の  
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	2.5306円	2.7446円
(1万口当たり純資産額)	(25,306円)	(27,446円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	1,666	190.640	317,606.240	
	PALO ALTO NETWORKS INC	3,845	288.910	1,110,858.950	
	FIRST SOLAR INC	1,458	155.430	226,616.940	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	2,216	137.880	305,542.080	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,594	124.470	198,405.180	
	JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	1,150	114.260	131,399.000	
	SYNCHRONY FINANCIAL	5,606	31.220	175,019.320	
	ABBOTT LABORATORIES	22,037	103.630	2,283,694.310	
	HOWMET AEROSPACE INC	5,351	51.590	276,058.090	
	VERISK ANALYTICS INC	1,935	238.260	461,033.100	
	LAS VEGAS SANDS CORP	5,159	45.340	233,909.060	
	AMPHENOL CORP-CL A	7,515	90.180	677,702.700	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	619	552.460	341,972.740	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	8,313	58.180	483,650.340	
	QORVO INC	1,147	95.890	109,985.830	
	AFLAC INC	7,441	81.630	607,408.830	
	DARDEN RESTAURANTS INC	1,570	155.730	244,496.100	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	1,895	83.600	158,422.000	
	ADOBE INC	5,811	617.390	3,587,653.290	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,724	74.750	203,619.000	
	LULULEMON ATHLETICA INC	1,603	438.350	702,675.050	
	GARMIN LTD	1,543	121.000	186,703.000	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	2,840	266.480	756,803.200	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	8,482	194.260	1,647,713.320	
	WR BERKLEY CORP	2,312	70.570	163,157.840	
	AUTOZONE INC	239	2,596.510	620,565.890	
	DOLLAR TREE INC	2,780	121.120	336,713.600	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	14,565	9.690	141,134.850	
	CELANESE CORP	1,211	137.440	166,439.840	
	DR HORTON INC	3,776	127.260	480,533.760	
	DENTSPLY SIRONA INC	2,450	31.330	76,758.500	
	AUTODESK INC	2,759	213.850	590,012.150	
	MOODY'S CORP	2,078	361.890	752,007.420	
	DEVON ENERGY CORP	8,716	44.880	391,174.080	
	ALBEMARLE CORP	1,489	123.380	183,712.820	
	ATMOS ENERGY CORP	2,123	112.050	237,882.150	
	ALLIANT ENERGY CORP	3,369	49.940	168,247.860	
	CITIGROUP INC	24,422	45.750	1,117,306.500	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	5,197	229.160	1,190,944.520	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	6,535	79.215	517,670.020	
DOMINO'S PIZZA INC	407	388.860	158,266.020		
HESS CORP	3,373	139.560	470,735.880		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DAVITA INC	609	99.610	60,662.490	
	DANAHER CORP	8,922	222.520	1,985,323.440	
	FORTIVE CORP	4,457	67.710	301,783.470	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	7,105	112.690	800,662.450	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	6,706	73.190	490,812.140	
	TE CONNECTIVITY LTD	4,011	130.430	523,154.730	
	APPLE INC	201,279	189.370	38,116,204.230	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	3,019	88.890	268,358.910	
	BOEING CO/THE	7,302	224.430	1,638,787.860	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,913	100.660	192,562.580	
	BECTON DICKINSON AND CO	3,549	235.690	836,463.810	
	LEIDOS HOLDINGS INC	1,982	106.220	210,528.040	
	NISOURCE INC	4,111	25.810	106,104.910	
	C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,404	81.570	114,524.280	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	9,521	47.550	452,723.550	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	54,023	37.760	2,039,908.480	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	16,359	358.690	5,867,809.710	
	ANSYS INC	1,167	298.860	348,769.620	
	TRUIST FINANCIAL CORP	16,986	32.130	545,760.180	
	BLACKSTONE GROUP INC/THE	9,132	111.370	1,017,030.840	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	26,792	48.720	1,305,306.240	
	JPMORGAN CHASE & CO	37,266	154.320	5,750,889.120	
	T ROWE PRICE GROUP INC	2,855	99.160	283,101.800	
	LKQ CORP	2,916	44.390	129,441.240	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	4,398	58.230	256,095.540	
	CADENCE DESIGN SYS INC	3,443	275.210	947,548.030	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,352	348.350	470,969.200	
	DOLLAR GENERAL CORP	3,077	128.880	396,563.760	
	SERVICENOW INC	2,546	678.930	1,728,555.780	
	CATERPILLAR INC	6,557	249.450	1,635,643.650	
	BROWN & BROWN INC	3,473	72.970	253,424.810	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	2,456	35.370	86,868.720	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	574	197.100	113,135.400	
	CMS ENERGY CORP	3,093	56.750	175,527.750	
	MOSAIC CO/THE	3,841	36.420	139,889.220	
	DELTA AIR LINES INC	2,019	36.640	73,976.160	
	CORNING INC	10,170	28.220	286,997.400	
	CISCO SYSTEMS INC	52,071	48.050	2,502,011.550	
	MORGAN STANLEY	16,088	78.550	1,263,712.400	
	DECKERS OUTDOOR CORP	431	654.990	282,300.690	
	MSCI INC	1,080	526.570	568,695.600	
	FAIR ISAAC CORP	299	1,075.100	321,454.900	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	470	401.150	188,540.500	
	MANHATTAN ASSOCIATES INC	800	223.610	178,888.000	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	2,998	56.000	167,888.000	
	BROADCOM INC	5,246	940.830	4,935,594.180	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	600	232.070	139,242.000	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	800	127.950	102,360.000	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	1,605	164.010	263,236.050	
	ARAMARK	2,858	27.780	79,395.240	
	DTE ENERGY COMPANY	2,490	104.140	259,308.600	
	CENTENE CORP	7,164	70.480	504,918.720	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	1,182	179.500	212,169.000	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	6,565	27.240	178,830.600	
	DARLING INGREDIENTS INC	1,900	41.640	79,116.000	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	2,720	245.020	666,454.400	
	GARTNER INC	1,023	430.120	440,012.760	
	SPLUNK INC	2,266	150.600	341,259.600	
	DOMINION ENERGY INC	9,676	46.730	452,159.480	
	MONSTER BEVERAGE CORP	9,544	54.710	522,152.240	
	SMITH (A. O.) CORP	1,400	75.100	105,140.000	
	DEERE & CO	3,609	363.940	1,313,459.460	
	QUANTA SERVICES INC	1,926	185.610	357,484.860	
	POOL CORP	438	345.320	151,250.160	
	GLOBAL PAYMENTS INC	3,494	116.360	406,561.840	
	BURLINGTON STORES INC	766	171.520	131,384.320	
	NASDAQ INC	4,541	55.700	252,933.700	
	VAIL RESORTS INC	448	215.220	96,418.560	
	TARGA RESOURCES CORP	2,431	88.010	213,952.310	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	874	110.870	96,900.380	
	WESTLAKE CORP	424	128.770	54,598.480	
	CONSOLIDATED EDISON INC	4,576	89.940	411,565.440	
	COGNEX CORP	1,994	37.610	74,994.340	
	WEBSTER FINANCIAL CORP	2,200	44.540	97,988.000	
	TELEFLEX INC	645	221.250	142,706.250	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	1,128	182.050	205,352.400	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	994	348.920	346,826.480	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	241	304.490	73,382.090	
	CATALENT INC	1,863	39.570	73,718.910	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	2,006	173.360	347,760.160	
	MOLINA HEALTHCARE INC	783	350.820	274,692.060	
	CARLISLE COS INC	600	275.110	165,066.000	
	IDEX CORP	960	198.300	190,368.000	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	9,981	77.880	777,320.280	
	ROLLINS INC	4,060	40.190	163,171.400	
	AECOM	1,700	87.800	149,260.000	
	WATSCO INC	400	380.450	152,180.000	
	GRACO INC	2,100	80.100	168,210.000	
	AMETEK INC	2,965	152.880	453,289.200	
	TORO CO	1,300	82.510	107,263.000	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	3,347	94.660	316,827.020	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	2,847	53.230	151,545.810	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HEICO CORP	535	168.770	90,291.950	
	GENERAC HOLDINGS INC	684	115.600	79,070.400	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	521	454.390	236,737.190	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	3,306	94.000	310,764.000	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	614	407.310	250,088.340	
	COSTCO WHOLESALE CORP	5,640	587.860	3,315,530.400	
	EPAM SYSTEMS INC	763	261.980	199,890.740	
	RPM INTERNATIONAL INC	2,036	101.260	206,165.360	
	RELIANCE STEEL & ALUMINUM	700	270.250	189,175.000	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	352	2,189.110	770,566.720	
	CUMMINS INC	1,727	223.950	386,761.650	
	CDW CORP/DE	1,687	212.090	357,795.830	
	COSTAR GROUP INC	4,957	83.940	416,090.580	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,278	383.910	490,636.980	
	MERCADOLIBRE INC	609	1,610.580	980,843.220	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	990	156.010	154,449.900	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	3,387	166.660	564,477.420	
	DEXCOM INC	5,135	116.180	596,584.300	
	NORDSON CORP	772	232.600	179,567.200	
	COPART INC	10,540	50.220	529,318.800	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	2,150	153.790	330,648.500	
	SEAGEN INC	1,996	213.520	426,185.920	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	862	216.480	186,605.760	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	1,038	216.820	225,059.160	
	TRANSDIGM GROUP INC	710	952.820	676,502.200	
	BIO-TECHNE CORP	2,164	63.120	136,591.680	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	1,079	113.540	122,509.660	
	KINDER MORGAN INC	25,343	17.320	438,940.760	
	HCA HEALTHCARE INC	2,645	249.080	658,816.600	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	420	237.090	99,577.800	
	COTERRA ENERGY INC	10,513	26.090	274,284.170	
	T-MOBILE US INC	6,617	149.550	989,572.350	
	ZILLOW GROUP INC - C	1,786	42.290	75,529.940	
	COCA-COLA CO/THE	52,398	58.230	3,051,135.540	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	2,575	59.700	153,727.500	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	1,925	119.520	230,076.000	
	FRANKLIN RESOURCES INC	3,373	24.590	82,942.070	
	CSX CORP	25,234	31.730	800,674.820	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	1,271	214.090	272,108.390	
	EXPEDIA GROUP INC	1,996	135.750	270,957.000	
	AMAZON.COM INC	117,897	146.320	17,250,689.040	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	8,044	67.430	542,406.920	
	EXXON MOBIL CORP	51,553	102.340	5,275,934.020	
	AES CORP	9,021	17.220	155,341.620	
	EVEREST GROUP LTD	448	402.340	180,248.320	
	EOG RESOURCES INC	7,416	123.240	913,947.840	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EQT CORP	5,103	39.750	202,844.250	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	2,210	115.700	255,697.000	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	134	1,442.370	193,277.580	
	CENCORA INC	2,262	199.520	451,314.240	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	3,592	127.590	458,303.280	
	FORD MOTOR CO	49,708	10.590	526,407.720	
	EXACT SCIENCES CORP	2,647	65.060	172,213.820	
	ENTEGRIS INC	1,893	104.510	197,837.430	
	AERCAP HOLDINGS NV	2,801	66.480	186,210.480	
	FORTINET INC	8,569	53.600	459,298.400	
	MARKEL CORP	170	1,415.160	240,577.200	
	NEXTERA ENERGY INC	26,013	58.360	1,518,118.680	
	FREEPORT-MCMORAN INC	18,038	37.170	670,472.460	
	INSULET CORP	809	188.920	152,836.280	
	US BANCORP	19,361	37.790	731,652.190	
	UNITED RENTALS INC	849	476.220	404,310.780	
	F5 NETWORKS INC	659	170.050	112,062.950	
	SUPER MICRO COMPUTER INC	600	287.630	172,578.000	
	FASTENAL CO	7,442	59.640	443,840.880	
	FISERV INC	7,698	129.360	995,813.280	
	GENERAL ELECTRIC CO	13,880	118.860	1,649,776.800	
	AXON ENTERPRISE INC	900	225.860	203,274.000	
	PAYLOCITY HOLDING CORP	500	155.030	77,515.000	
	GENERAL MOTORS CO	18,042	31.600	570,127.200	
	GENERAL DYNAMICS CORP	2,962	244.830	725,186.460	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	4,267	340.260	1,451,889.420	
	FIRST HORIZON CORP	6,400	12.650	80,960.000	
	ALPHABET INC-CL A	75,820	134.990	10,234,941.800	
	ALPHABET INC-CL C	67,796	136.400	9,247,374.400	
	OWENS CORNING	1,083	134.140	145,273.620	
	GENERAL MILLS INC	6,978	62.590	436,753.020	
	FIRSTENERGY CORP	5,898	36.980	218,108.040	
	GENUINE PARTS CO	1,954	133.860	261,562.440	
	FIFTH THIRD BANCORP	8,620	28.410	244,894.200	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	2,330	188.660	439,577.800	
	HALLIBURTON CO	11,733	37.300	437,640.900	
	REPLIGEN CORP	600	159.490	95,694.000	
	HOME DEPOT INC	12,800	311.020	3,981,056.000	
	ASSURANT INC	902	163.800	147,747.600	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	18,748	11.130	208,665.240	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	431	233.750	100,746.250	
	HERSHEY CO/THE	1,815	185.720	337,081.800	
	HUMANA INC	1,608	482.410	775,715.280	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	3,309	204.330	676,127.970	
	HENRY SCHEIN INC	1,491	66.660	99,390.060	
	HP INC	12,405	29.070	360,613.350	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	18,238	16.520	301,291.760	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	4,663	82.380	384,137.940	
	KRAFT HEINZ CO/THE	11,498	35.080	403,349.840	
	ENPHASE ENERGY INC	1,738	100.960	175,468.480	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	11,470	156.410	1,794,022.700	
	HUBBELL INC	739	294.660	217,753.740	
	INTERNATIONAL PAPER CO	4,724	35.790	169,071.960	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	1,500	68.040	102,060.000	
	ZOETIS INC	5,998	175.790	1,054,388.420	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	2,932	222.630	652,751.160	
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	1,700	59.060	100,402.000	
	CHENIERE ENERGY INC	3,278	180.440	591,482.320	
	HYATT HOTELS CORP - CL A	600	113.810	68,286.000	
	ALLEGION PLC	942	104.590	98,523.780	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,800	134.890	242,802.000	
	WASTE CONNECTIONS INC	3,442	132.640	456,546.880	
	JUNIPER NETWORKS INC	3,530	28.040	98,981.200	
	JM SMUCKER CO/THE	1,225	108.580	133,010.500	
	JOHNSON & JOHNSON	30,620	152.110	4,657,608.200	
	ABBVIE INC	22,438	138.500	3,107,663.000	
	HOLOGIC INC	3,473	70.600	245,193.800	
	KIMBERLY-CLARK CORP	4,377	121.770	532,987.290	
	KROGER CO	8,892	43.640	388,046.880	
	KLA CORP	1,704	544.070	927,095.280	
	LOCKHEED MARTIN CORP	2,941	445.010	1,308,774.410	
	FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	840	237.230	199,273.200	
	BATH AND BODY WORKS INC WHEN ISSUE	2,872	32.050	92,047.600	
	LOWE'S COS INC	7,553	199.920	1,509,995.760	
	ELI LILLY & CO	10,282	591.860	6,085,504.520	
	LAM RESEARCH CORP	1,709	713.990	1,220,208.910	
	LOEWS CORP	2,228	68.510	152,640.280	
	MCDONALD'S CORP	9,214	280.380	2,583,421.320	
	3M CO	7,108	98.470	699,924.760	
	META PLATFORMS INC CLASS A	28,217	332.200	9,373,687.400	
	S&P GLOBAL INC	4,197	414.640	1,740,244.080	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	755	462.730	349,361.150	
	SOLAREDGE TECHNOLOGIES INC	736	78.550	57,812.800	
	PHILLIPS 66	5,833	122.220	712,909.260	
	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	2,189	195.550	428,058.950	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	3,867	39.430	152,475.810	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	3,688	64.280	237,064.640	
	METLIFE INC	8,521	63.160	538,186.360	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	11,568	56.100	648,964.800	
	ARISTA NETWORKS INC	3,360	219.300	736,848.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	2,161	319.040	689,445.440	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	282	1,092.430	308,065.260	
	BAKER HUGHES CO	12,517	33.340	417,316.780	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	1,500	270.560	405,840.000	
	MERCK & CO. INC.	32,296	101.130	3,266,094.480	
	DUPONT DE NEMOURS INC	6,019	71.440	429,997.360	
	MASCO CORP	2,541	60.370	153,400.170	
	M & T BANK CORP	1,806	127.730	230,680.380	
	MARSH & MCLENNAN COS	6,354	196.330	1,247,480.820	
	HEICO CORP-CLASS A	1,147	135.990	155,980.530	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	3,309	202.480	670,006.320	
	WORKDAY INC-CLASS A	2,800	263.490	737,772.000	
	BLOCK INC CLASS A	7,370	63.730	469,690.100	
	TRANSUNION	2,557	58.790	150,326.030	
	VISTRA CORP	4,057	34.920	141,670.440	
	NETAPP INC	3,097	89.540	277,305.380	
	NIKE INC -CL B	15,804	110.370	1,744,287.480	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	2,919	215.080	627,818.520	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	7,072	82.980	586,834.560	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	2,496	103.750	258,960.000	
	ALLY FINANCIAL INC	3,709	28.640	106,225.760	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	1,853	467.410	866,110.730	
	APTIV PLC	3,476	82.270	285,970.520	
	NEWMONT CORP	9,604	40.380	387,809.520	
	MCKESSON CORP	1,756	456.700	801,965.200	
	XYLEM INC	2,966	103.500	306,981.000	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	19,666	93.650	1,841,720.900	
	NUCOR CORP	3,279	163.780	537,034.620	
	GODADDY INC - CLASS A	1,930	97.920	188,985.600	
	EVERGY INC	2,923	50.640	148,020.720	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	8,824	60.330	532,351.920	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	269	286.970	77,194.930	
	OKTA INC	1,995	70.770	141,186.150	
	LIBERTY BROADBAND-C	1,445	82.410	119,082.450	
	WIX.COM LTD	785	102.110	80,156.350	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	4,293	29.960	128,618.280	
	KKR & CO INC	8,075	74.740	603,525.500	
	PAYCHEX INC	3,974	121.150	481,450.100	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	746	973.940	726,559.240	
	ALTRIA GROUP INC	23,102	41.760	964,739.520	
	P G & E CORP	25,848	17.170	443,810.160	
	PFIZER INC	72,091	30.080	2,168,497.280	
	CIGNA CORP	3,819	262.870	1,003,900.530	
	DELL TECHNOLOGIES -C	3,276	75.060	245,896.560	
	XCEL ENERGY INC	7,520	60.000	451,200.000	
	STERIS PLC	1,293	197.440	255,289.920	



通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SEA LTD-ADR	4,100	36.740	150,634.000	
	FOX CORP - CLASS B	1,530	27.690	42,365.700	
	FOX CORP - CLASS A	3,495	29.580	103,382.100	
	STRYKER CORP	4,284	294.370	1,261,081.080	
	DOW INC	9,060	51.330	465,049.800	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	1,793	95.010	170,352.930	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	3,626	67.950	246,386.700	
	PARKER HANNIFIN CORP	1,555	428.060	665,633.300	
	UBER TECHNOLOGIES INC	24,781	56.400	1,397,648.400	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	2,992	229.880	687,800.960	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	30,040	151.130	4,539,945.200	
	EXELON CORP	12,353	38.390	474,231.670	
	INGERSOLL-RAND INC	5,226	69.600	363,729.600	
	NVR INC	39	6,107.110	238,177.290	
	CONOCOPHILLIPS	15,407	113.970	1,755,935.790	
	TWILIO INC - A	2,053	66.130	135,764.890	
	DOCUSIGN INC	2,333	43.620	101,765.460	
	PAYCOM SOFTWARE INC	700	181.290	126,903.000	
	CERIDIAN HCM HOLDING INC	2,244	69.130	155,127.720	
	PEPSICO INC	17,482	167.160	2,922,291.120	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	409	199.260	81,497.340	
	DROPBOX INC-CLASS A	2,950	28.080	82,836.000	
	MONGODB INC	996	420.510	418,827.960	
	SNAP INC - A	12,910	12.980	167,571.800	
	CORTEVA INC	9,349	45.500	425,379.500	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	4,596	96.600	443,973.600	
	AMCOR PLC	19,545	9.490	185,482.050	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	3,101	234.440	726,998.440	
	ROKU INC	2,320	106.750	247,660.000	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	2,290	131.220	300,493.800	
	ACCENTURE PLC-CL A	8,025	333.340	2,675,053.500	
	PENTAIR PLC	2,222	63.720	141,585.840	
	QUALCOMM INC	14,143	127.910	1,809,031.130	
	INVESCO LTD	3,700	14.280	52,836.000	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	2,895	74.170	214,722.150	
	DATADOG INC - CLASS A	3,590	116.650	418,773.500	
	PINTEREST INC- CLASS A	7,896	33.280	262,778.880	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	1,382	808.590	1,117,471.380	
	REPUBLIC SERVICES INC	2,818	159.930	450,682.740	
	BOOKING HOLDINGS INC	464	3,126.290	1,450,598.560	
	ROSS STORES INC	4,401	129.200	568,609.200	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	998	161.850	161,526.300	
	RESMED INC	1,797	158.850	285,453.450	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	1,327	135.270	179,503.290	
	ROBERT HALF INTL INC	1,209	80.500	97,324.500	
	MODERNA INC	4,282	79.010	338,320.820	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HUBSPOT INC	676	496.520	335,647.520	
	REVVITY INC	1,876	89.410	167,733.160	
	CARRIER GLOBAL CORP	10,528	52.210	549,666.880	
	OTIS WORLDWIDE CORP	5,459	84.330	460,357.470	
	BILL HOLDINGS INC	1,159	67.940	78,742.460	
	AVANTOR INC	9,780	20.860	204,010.800	
	CARLYLE GROUP INC/THE	2,773	34.520	95,723.960	
	DYNATRACE INC	3,505	53.430	187,272.150	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	6,172	70.370	434,323.640	
	REGIONS FINANCIAL CORP	12,697	16.470	209,119.590	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC-A	2,996	14.220	42,603.120	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	6,130	26.900	164,897.000	
	MATCH GROUP INC	3,049	32.480	99,031.520	
	CHEVRON CORP	23,100	143.910	3,324,321.000	
	ZSCALER INC	1,318	199.840	263,389.120	
	EDISON INTERNATIONAL	4,460	65.780	293,378.800	
	ETSY INC	1,409	77.200	108,774.800	
	TESLA INC	36,442	244.140	8,896,949.880	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	3,383	175.320	593,107.560	
	GEN DIGITAL INC	8,505	21.770	185,153.850	
	UNITY SOFTWARE INC	3,542	30.360	107,535.120	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	1,745	91.460	159,597.700	
	SYNOPSIS INC	1,922	552.460	1,061,828.120	
	CHEWY INC - CLASS A	856	17.730	15,176.880	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	3,552	78.310	278,157.120	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	1,296	398.900	516,974.400	
	VIATRIS INC	18,081	9.130	165,079.530	
	DOORDASH INC - A	3,438	94.960	326,472.480	
	ROBLOX CORP -CLASS A	5,270	38.680	203,843.600	
	AIRBNB INC-CLASS A	5,497	126.480	695,260.560	
	CBRE GROUP INC - A	3,973	79.380	315,376.740	
	SOUTHERN CO/THE	14,274	70.230	1,002,463.020	
	SYSCO CORP	6,574	71.710	471,421.540	
	TRAVELERS COS INC/THE	2,961	177.440	525,399.840	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	600	54.540	32,724.000	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	1,600	57.880	92,608.000	
	STEEL DYNAMICS INC	2,359	115.490	272,440.910	
	SCHLUMBERGER LTD	18,264	51.870	947,353.680	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	1,749	32.370	56,615.130	
	AT&T INC	91,697	16.300	1,494,661.100	
	APA CORP	3,632	36.310	131,877.920	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	1,008	25.330	25,532.640	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	5,583	71.620	399,854.460	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	2,388	45.030	107,531.640	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	3,129	273.720	856,469.880	
	SEMPRA ENERGY	8,278	72.950	603,880.100	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	3,596	52.630	189,257.480	
	CLARIVATE PLC	3,377	7.700	26,002.900	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	24,448	19.840	485,048.320	
	UIPATH INC - CLASS A	4,500	19.870	89,415.000	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	2,240	78.480	175,795.200	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	2,164	127.820	276,602.480	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	11,521	153.200	1,765,017.200	
	SALESFORCE.COM INC	12,434	230.350	2,864,171.900	
	WESTROCK CO	3,840	40.100	153,984.000	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC CLASS	5,086	92.270	469,285.220	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	9,392	52.760	495,521.920	
	TERADYNE INC	2,046	92.760	189,786.960	
	UNION PACIFIC CORP	7,725	221.470	1,710,855.750	
	MARATHON OIL CORP	7,622	25.300	192,836.600	
	MARATHON PETROLEUM CORP	5,542	147.420	817,001.640	
	RTX CORP	18,243	80.950	1,476,770.850	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	9,223	152.290	1,404,570.670	
	IQVIA HOLDINGS INC	2,288	213.810	489,197.280	
	AMEREN CORPORATION	3,619	76.990	278,626.810	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	11,842	534.980	6,335,233.160	
	TOAST INC CLASS A	5,972	15.270	91,192.440	
	VERISIGN INC	1,416	211.700	299,767.200	
	LUCID GROUP INC	15,308	4.360	66,742.880	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC CLASS A (PRO	8,597	17.320	148,900.040	
	ROBINHOOD MARKETS INC CLASS A (PRO	5,500	8.920	49,060.000	
	VALERO ENERGY CORP	4,688	124.080	581,687.040	
	ULTA BEAUTY INC	713	420.010	299,467.130	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	3,008	44.390	133,525.120	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	767	135.750	104,120.250	
	ELEVANCE HEALTH INC	3,004	465.360	1,397,941.440	
	WALT DISNEY CO/THE	23,451	92.500	2,169,217.500	
	WELLS FARGO & CO	47,120	43.780	2,062,913.600	
	WASTE MANAGEMENT INC	5,244	169.740	890,116.560	
	WILLIAMS COS INC	14,697	36.440	535,558.680	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,418	200.190	283,869.420	
	WHIRLPOOL CORP	636	109.630	69,724.680	
	WALMART INC	18,882	156.080	2,947,102.560	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	2,639	113.920	300,634.880	
	WYNN RESORTS LTD	1,145	83.670	95,802.150	
	GRAB HOLDINGS CORP CLASS A	33,900	3.080	104,412.000	
	WABTEC CORP	2,369	115.200	272,908.800	
	TJX COMPANIES INC	14,661	88.100	1,291,634.100	
	WATERS CORP	759	279.740	212,322.660	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	697	236.620	164,924.140	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	9,298	19.980	185,774.040	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	1,454	240.770	350,079.580	
	WESTERN DIGITAL CORP	4,444	47.320	210,290.080	
	WEC ENERGY GROUP INC	3,920	82.970	325,242.400	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	6,486	63.290	410,498.940	
	VISA INC-CLASS A SHARES	20,662	254.230	5,252,900.260	
	PPL CORP	7,743	26.030	201,550.290	
	CONSTELLATION ENERGY CORP WHEN ISS	4,120	120.580	496,789.600	
	PULTEGROUP INC	2,592	88.010	228,121.920	
	WARNER BROS. DISCOVERY INC SERIES	28,848	10.780	310,981.440	
	PPG INDUSTRIES INC	3,058	139.550	426,743.900	
	NORTHERN TRUST CORP	2,667	78.280	208,772.760	
	FERGUSON PLC	2,871	168.680	484,280.280	
	NVIDIA CORP	31,495	481.400	15,161,693.000	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	4,858	132.380	643,102.040	
	DRAFTKINGS INC CLASS A	5,300	38.270	202,831.000	
	ASPEN TECHNOLOGY CORP	300	186.580	55,974.000	
	TYSON FOODS INC-CL A	3,833	47.090	180,495.970	
	NETFLIX INC	5,685	477.190	2,712,825.150	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	4,910	492.920	2,420,237.200	
	NRG ENERGY INC	2,411	46.850	112,955.350	
	GLOBE LIFE INC	1,011	120.260	121,582.860	
	TEXTRON INC	2,388	74.830	178,694.040	
	NEWS CORP - CLASS A	3,749	22.340	83,752.660	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	99	1,652.070	163,554.930	
	OMNICOM GROUP	2,311	79.790	184,394.690	
	JACOBS SOLUTIONS INC	1,745	126.200	220,219.000	
	ORACLE CORP	20,736	116.210	2,409,730.560	
	MASTERCARD INC - A	10,791	409.820	4,422,367.620	
	ONEOK INC	7,325	67.390	493,631.750	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	1,366	525.830	718,283.780	
	U HAUL NON VOTING SERIES N	882	53.650	47,319.300	
	ARES MANAGEMENT CORP CLASS A	2,328	111.150	258,757.200	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	1,813	79.765	144,613.940	
	HF SINCLAIR CORP	1,900	52.730	100,187.000	
	OVINTIV INC	3,000	43.920	131,760.000	
	YUM! BRANDS INC	3,618	125.520	454,131.360	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	2,174	157.010	341,339.740	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	2,976	60.100	178,857.600	
	BANK OF AMERICA CORP	91,878	30.310	2,784,822.180	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	649	399.100	259,015.900	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	2,586	89.740	232,067.640	
	AMERICAN EXPRESS CO	8,108	167.430	1,357,522.440	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES	5,547	67.710	375,587.370	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	LINDE PLC	6,234	411.390	2,564,605.260	
	ANALOG DEVICES INC	6,364	182.710	1,162,766.440	
	ALBERTSONS COMPANY INC CLASS A	3,600	21.300	76,680.000	
	MONDAYCOM LTD	200	175.000	35,000.000	
	ADVANCED MICRO DEVICES	20,536	123.850	2,543,383.600	
	LIBERTY MEDIA LIBERTY SIRIUSXM COR	2,840	26.940	76,509.600	
	LIBERTY MEDIA FORMULA ONE CORP SER	3,069	63.380	194,513.220	
	CONFLUENT INC CLASS A	2,100	21.220	44,562.000	
	KENVUE INC	19,000	20.080	381,520.000	
	GLOBAL E ONLINE LTD	1,200	34.370	41,244.000	
	VERALTO CORP	2,832	74.220	210,191.040	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	9,428	64.830	611,217.240	
	BUNGE GLOBAL LTD	2,184	108.100	236,090.400	
	LIBERTY GLOBAL LTD CLASS C	2,912	16.890	49,183.680	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	2,029	96.000	194,784.000	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	3,283	105.910	347,702.530	
	AVERY DENNISON CORP	1,070	192.360	205,825.200	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	6,782	70.120	475,553.840	
	EMERSON ELECTRIC CO	7,270	88.310	642,013.700	
	AON PLC-CLASS A	2,641	322.100	850,666.100	
	AMGEN INC	6,805	266.600	1,814,213.000	
	EATON CORP PLC	5,236	225.800	1,182,288.800	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	2,151	237.950	511,830.450	
	APPLIED MATERIALS INC	10,738	149.360	1,603,827.680	
	CME GROUP INC	4,542	214.840	975,803.280	
	ECOLAB INC	3,135	188.630	591,355.050	
	EQUIFAX INC	1,576	216.600	341,361.600	
	GILEAD SCIENCES INC	15,953	75.230	1,200,144.190	
	KEURIG DR PEPPER INC	12,104	31.730	384,059.920	
	HORMEL FOODS CORP	3,880	30.470	118,223.600	
	STATE STREET CORP	3,952	71.740	283,516.480	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	19,454	59.610	1,159,652.940	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	6,528	36.400	237,619.200	
	CAMPBELL SOUP CO	2,716	39.760	107,988.160	
	CROWN HOLDINGS INC	1,392	84.070	117,025.440	
	CARDINAL HEALTH INC	2,973	105.300	313,056.900	
	FEDEX CORP	3,102	253.930	787,690.860	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	4,693	110.130	516,840.090	
	FMC CORP	1,360	52.680	71,644.800	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	3,594	75.230	270,376.620	
	INTEL CORP	53,288	44.940	2,394,762.720	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	4,318	30.640	132,303.520	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	4,335	76.980	333,708.300	
	WOLFSPEED INC	1,500	36.250	54,375.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ILLINOIS TOOL WORKS	3,873	240.830	932,734.590	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	10,227	4.700	48,066.900	
	ILLUMINA INC	1,993	101.570	202,429.010	
	SEALED AIR CORP	1,450	33.160	48,082.000	
	INTUITIVE SURGICAL INC	4,505	310.760	1,399,973.800	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	1,239	146.170	181,104.630	
	SNAP-ON INC	623	271.840	169,356.320	
	CARMAX INC	1,749	63.160	110,466.840	
	DUKE ENERGY CORP	10,107	90.710	916,805.970	
	TARGET CORP	5,969	131.320	783,849.080	
	DOVER CORP	1,784	140.770	251,133.680	
	WW GRAINGER INC	541	775.690	419,648.290	
	JABIL INC	1,700	115.240	195,908.000	
	CINTAS CORP	1,199	549.080	658,346.920	
	CONAGRA BRANDS INC	5,109	28.020	143,154.180	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	1,700	97.530	165,801.000	
	CLOROX COMPANY	1,827	142.340	260,055.180	
	ENTERGY CORP	2,623	100.590	263,847.570	
	MICROSOFT CORP	90,266	378.850	34,197,274.100	
	INCYTE CORP	1,856	53.390	99,091.840	
	CVS HEALTH CORP	15,917	66.900	1,064,847.300	
	MEDTRONIC PLC	17,006	78.860	1,341,093.160	
	MICRON TECHNOLOGY INC	13,880	76.690	1,064,457.200	
	BLACKROCK INC	1,932	747.300	1,443,783.600	
	CENTERPOINT ENERGY INC	6,679	27.890	186,277.310	
	HASBRO INC	2,289	46.430	106,278.270	
	KELLOGG CO	4,142	51.660	213,975.720	
	KEYCORP	12,565	12.440	156,308.600	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	17,173	70.440	1,209,666.120	
	COOPER COS INC/THE	551	331.590	182,706.090	
	CHUBB LTD	5,196	225.080	1,169,515.680	
	ARROW ELECTRONICS INC	737	119.580	88,130.460	
	ALLSTATE CORP	3,364	135.490	455,788.360	
	EBAY INC	7,402	40.640	300,817.280	
	PAYPAL HOLDINGS INC	14,125	57.970	818,826.250	
	EASTMAN CHEMICAL CO	1,392	83.190	115,800.480	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	2,849	125.600	357,834.400	
	TRIMBLE INC	3,599	45.920	165,266.080	
	LENNAR CORP-A	3,358	126.840	425,928.720	
	LEAR CORP	828	134.810	111,622.680	
	PROGRESSIVE CORP	7,521	163.000	1,225,923.000	
	PACCAR INC	6,396	91.310	584,018.760	
	BIOGEN INC	1,919	232.060	445,323.140	
	IDEXX LABORATORIES INC	1,058	466.740	493,810.920	
	STARBUCKS CORP	14,588	99.850	1,456,611.800	
	PTC INC	1,684	155.490	261,845.160	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EVERSOURCE ENERGY	4,318	59.710	257,827.780	
	INTUIT INC	3,560	577.230	2,054,938.800	
	BORGWARNER INC	2,741	34.160	93,632.560	
	BEST BUY CO INC	2,316	70.780	163,926.480	
	BALL CORP	4,550	54.820	249,431.000	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	18,974	55.440	1,051,918.560	
	ELECTRONIC ARTS INC	3,380	137.310	464,107.800	
	VULCAN MATERIALS CO	1,756	212.680	373,466.080	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	3,204	351.000	1,124,604.000	
	VF CORP	5,442	17.130	93,221.460	
	PARAMOUNT GLOBAL CLASS B	5,018	14.410	72,309.380	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	564	87.800	49,519.200	
	CARNIVAL CORP	11,116	14.910	165,739.560	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	7,674	16.900	129,690.600	
	COMCAST CORP-CLASS A	53,255	41.630	2,217,005.650	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	1,900	39.460	74,974.000	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	13,100	3.190	41,789.000	
	アメリカ・ドル 小計				503,881,883.090 (74,105,908,546)
イギリス・ポンド	SHELL PLC	86,250	25.535	2,202,393.750	
	HALEON PLC	72,327	3.311	239,474.690	
	WISE PLC CLASS A	7,805	7.812	60,972.660	
	BP PLC	230,734	4.719	1,088,949.110	
	UNILEVER PLC	32,930	37.535	1,236,027.550	
	BARCLAYS PLC	212,709	1.403	298,430.720	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	110,496	2.634	291,046.460	
	PRUDENTIAL PLC	33,907	8.542	289,633.590	
	NATWEST GROUP PLC	69,835	2.064	144,139.440	
	JOHNSON MATTHEY PLC	3,080	16.065	49,480.200	
	BAE SYSTEMS PLC	41,395	10.350	428,438.250	
	AVIVA PLC	31,964	4.156	132,842.380	
	GSK	54,797	14.010	767,705.970	
	INFORMA PLC	16,200	7.380	119,556.000	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	17,308	5.230	90,520.840	
	AUTO TRADER GROUP PLC	10,587	7.182	76,035.830	
	DCC PLC	1,637	53.620	87,775.940	
	OCADO GROUP PLC	5,149	5.936	30,564.460	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	740	91.760	67,902.400	
	HALMA PLC	3,978	21.240	84,492.720	
	ENTAIN PLC	9,775	8.002	78,219.550	
	JD SPORTS FASHION PLC	45,396	1.573	71,407.900	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	6,857	4.637	31,795.900	
	M&G PLC	25,964	2.104	54,628.250	
ENDEAVOUR MINING PLC	2,357	18.340	43,227.380		
RELX PLC	24,468	30.460	745,295.280		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DIAGEO PLC	28,896	27.400	791,750.400	
	RIO TINTO PLC	14,318	54.000	773,172.000	
	STANDARD CHARTERED PLC	33,616	6.404	215,276.860	
	TESCO PLC	103,514	2.844	294,393.810	
	SMITH & NEPHEW PLC	9,237	10.215	94,355.950	
	GLENCORE PLC	140,166	4.439	622,266.950	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	3,200	7.104	22,732.800	
	SMITHS GROUP PLC	4,080	16.365	66,769.200	
	PEARSON PLC	8,271	9.274	76,705.250	
	SAINSBURY (J) PLC	17,631	2.835	49,983.880	
	NEXT PLC	1,456	79.300	115,460.800	
	TAYLOR WIMPEY PLC	57,808	1.291	74,630.120	
	WHITBREAD PLC	2,465	31.100	76,661.500	
	BUNZL PLC	3,703	29.430	108,979.290	
	VODAFONE GROUP PLC	281,452	0.708	199,296.160	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	2,498	44.500	111,161.000	
	KINGFISHER PLC	24,703	2.201	54,371.300	
	WPP PLC	13,021	7.030	91,537.630	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	8,244	11.250	92,745.000	
	SEVERN TRENT PLC	4,460	27.160	121,133.600	
	RENTOKIL INITIAL PLC	30,337	4.346	131,844.600	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	9,194	53.900	495,556.600	
	ST JAMES' S PLACE PLC	8,844	6.474	57,256.050	
	SCHRODERS PLC	7,217	4.010	28,940.170	
	SSE PLC	13,672	18.305	250,265.960	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	12,368	5.082	62,854.170	
	ASTRAZENECA PLC	20,064	100.320	2,012,820.480	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	80,741	2.285	184,493.180	
	3I GROUP PLC	13,104	22.310	292,350.240	
	ASHTED GROUP PLC	5,656	47.340	267,755.040	
	SAGE GROUP PLC/THE	11,548	11.300	130,492.400	
	NATIONAL GRID PLC	50,462	10.255	517,487.810	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	877,858	0.434	381,429.300	
	IMPERIAL BRANDS PLC	12,215	18.345	224,084.170	
	CRH PLC	9,873	49.230	486,047.790	
	CENTRICA PLC	72,184	1.474	106,399.210	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS (THE) PLC	1,155	46.460	53,661.300	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	27,389	25.145	688,696.400	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	3,483	23.880	83,174.040	
	HSBC HOLDINGS PLC	254,997	5.948	1,516,722.150	
	ANGLO AMERICAN PLC	16,886	21.385	361,107.110	
	MONDI PLC	5,248	14.000	73,472.000	
	COMPASS GROUP PLC	22,846	20.170	460,803.820	
	PERSIMMON PLC	3,969	12.590	49,969.710	
	BT GROUP PLC	75,578	1.225	92,620.830	



通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	COCA-COLA HBC AG-DI	2,574	21.790	56,087.460	
	BURBERRY GROUP PLC	4,508	14.500	65,366.000	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	2,078	61.160	127,090.480	
	INTERTEK GROUP PLC	1,713	39.840	68,245.920	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	5,750	89.100	512,325.000	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	2,039	17.225	35,121.770	
	ADMIRAL GROUP PLC	3,977	27.030	107,498.310	
	ANTOFAGASTA PLC	6,056	14.185	85,904.360	
	ABRDN PLC	27,775	1.672	46,439.800	
	EXPERIAN PLC	11,460	29.180	334,402.800	
イギリス・ポンド 小計				23,313,127.150 (4,355,824,676)	
イスラエル・シ ュケル	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	14,335	18.530	265,627.550	
	AZRIELI GROUP LTD	530	221.700	117,501.000	
	ICL GROUP LTD	8,294	19.430	161,152.420	
	ELBIT SYSTEMS LTD	300	759.100	227,730.000	
	BANK HAPOALIM BM	15,160	32.000	485,120.000	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	24,049	28.800	692,611.200	
	NICE LTD	742	717.800	532,607.600	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	1,883	136.400	256,841.200	
イスラエル・シケル 小計				2,739,190.970 (109,330,425)	
オーストラリ ア・ドル	THE LOTTERY CORPORATION LTD	23,727	4.560	108,195.120	
	TELSTRA GROUP LTD	66,609	3.780	251,782.020	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	39,009	24.180	943,237.620	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	30,136	3.420	103,065.120	
	BHP GROUP LTD	66,049	46.190	3,050,803.310	
	SOUTH32 LTD	64,500	3.060	197,370.000	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	24,678	31.000	765,018.000	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	21,722	24.780	538,271.160	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	42,689	28.100	1,199,560.900	
	WESTPAC BANKING CORP	48,148	21.150	1,018,330.200	
	SANTOS LTD	45,095	6.940	312,959.300	
	RIO TINTO LTD	4,751	124.580	591,879.580	
	ORIGIN ENERGY LTD	27,578	8.400	231,655.200	
	AURIZON HOLDINGS LTD	19,619	3.550	69,647.450	
	PILBARA MINERALS LTD	30,083	3.560	107,095.480	
	XERO LTD	2,278	102.080	232,538.240	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	2,748	33.500	92,058.000	
	COLES GROUP LTD	16,386	15.200	249,067.200	
	WISETECH GLOBAL LTD	1,645	66.000	108,570.000	
	IDP EDUCATION LTD	2,088	22.890	47,794.320	
IGO LTD	8,081	8.530	68,930.930		
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	16,320	12.670	206,774.400		
REECE LTD	2,322	18.840	43,746.480		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	13,906	4.890	68,000.340	
	SEEK LTD	4,813	23.380	112,527.940	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	8,616	10.620	91,501.920	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	22,225	103.330	2,296,509.250	
	AMPOL LTD	5,198	34.150	177,511.700	
	ORICA LTD	4,783	15.470	73,993.010	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	20,961	15.170	317,978.370	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	16,486	34.280	565,140.080	
	QANTAS AIRWAYS LTD	6,373	5.200	33,139.600	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	4,796	47.550	228,049.800	
	MACQUARIE GROUP LTD	5,101	165.580	844,623.580	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	7,793	40.300	314,057.900	
	CSL LTD	6,228	262.200	1,632,981.600	
	WESFARMERS LTD	14,007	52.720	738,449.040	
	COCHLEAR LTD	1,133	267.000	302,511.000	
	BLUESCOPE STEEL LTD	5,024	20.310	102,037.440	
	SUNCORP GROUP LTD	14,504	13.630	197,689.520	
	ASX LTD	2,260	58.080	131,260.800	
	COMPUTERSHARE LTD	6,054	23.280	140,937.120	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	27,097	5.760	156,078.720	
	SONIC HEALTHCARE LTD	5,223	28.910	150,996.930	
	BRAMBLES LTD	15,735	13.060	205,499.100	
	MINERAL RESOURCES LTD	1,881	61.230	115,173.630	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	2,064	49.000	101,136.000	
	REA GROUP LTD	608	158.440	96,331.520	
	オーストラリア・ドル 小計			19,732,465.940 (1,922,928,806)	
カナダ・ドル	ALIMENTATION COUCHE TARD MULTI VOT	10,213	76.230	778,536.990	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT VOTING	4,176	48.520	202,619.520	
	IMPERIAL OIL LTD	3,395	78.230	265,590.850	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	261	3,215.720	839,302.920	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	3,305	94.690	312,950.450	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	5,069	66.680	338,000.920	
	INTACT FINANCIAL CORP	2,331	208.890	486,922.590	
	BCE INC	668	53.120	35,484.160	
	FRANCO-NEVADA CORP	2,456	154.990	380,655.440	
	SUNCOR ENERGY INC	16,887	44.830	757,044.210	
	METRO INC/CN	2,377	69.180	164,440.860	
	NATIONAL BANK OF CANADA	4,801	89.520	429,785.520	
	BANK OF NOVA SCOTIA	15,103	59.710	901,800.130	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	11,680	53.360	623,244.800	
	TORONTO-DOMINION BANK	23,137	83.300	1,927,312.100	
	GREAT-WEST LIFE CO INC	3,335	43.050	143,571.750	
	ROYAL BANK OF CANADA	17,537	118.810	2,083,570.970	
	TOURMALINE OIL CORP	3,656	65.330	238,846.480	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	TC ENERGY CORP	13,754	50.410	693,339.140	
	PEMBINA PIPELINE CORP	6,494	45.040	292,489.760	
	BARRICK GOLD CORP	23,952	23.640	566,225.280	
	CAE INC	3,752	26.450	99,240.400	
	THOMSON REUTERS CORP	1,897	189.080	358,684.760	
	EMPIRE CO LTD 'A'	1,800	36.720	66,096.000	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	631	101.240	63,882.440	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	1,560	56.210	87,687.600	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	4,700	21.500	101,050.000	
	HYDRO ONE LTD	4,866	37.540	182,669.640	
	LOBLAW COMPANIES LTD	1,861	120.460	224,176.060	
	STANTEC INC	1,400	97.010	135,814.000	
	NORTHLAND POWER INC	2,632	21.880	57,588.160	
	WSP GLOBAL INC	1,457	186.430	271,628.510	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	974	110.550	107,675.700	
	PARKLAND CORP	1,621	43.720	70,870.120	
	QUEBECOR INC -CL B	1,949	29.730	57,943.770	
	EMERA INC	3,524	47.500	167,390.000	
	TFI INTERNATIONAL INC	924	158.710	146,648.040	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	2,193	30.200	66,228.600	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	5,043	57.420	289,569.060	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	403	95.000	38,285.000	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	7,402	11.020	81,570.040	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	5,983	72.600	434,365.800	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	6,997	8.260	57,795.220	
	AIR CANADA	1,700	17.450	29,665.000	
	KINROSS GOLD CORP	14,757	7.930	117,023.010	
	BANK OF MONTREAL	8,923	110.100	982,422.300	
	POWER CORP OF CANADA	6,972	37.330	260,264.760	
	SHOPIFY INC - CLASS A	15,286	99.720	1,524,319.920	
	NUTRIEN LTD	6,174	75.470	465,951.780	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	1,532	36.120	55,335.840	
	CAMECO CORP	5,802	60.080	348,584.160	
	FIRSTSERVICE CORP	422	212.270	89,577.940	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	3,882	37.330	144,915.060	
	NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	772	28.100	21,693.200	
	TELUS CORP	600	23.860	14,316.000	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	5,374	50.400	270,849.600	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	623	140.510	87,537.730	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	14,109	90.180	1,272,349.620	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	274	1,229.350	336,841.900	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	3,947	73.730	291,012.310	
	WESTON (GEORGE) LTD	800	162.170	129,736.000	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	7,123	21.280	151,577.440	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	1,000	109.880	109,880.000	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	7,920	68.380	541,569.600	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ENBRIDGE INC	26,473	46.920	1,242,113.160	
	BROOKFIELD CORP	18,142	48.360	877,347.120	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	21,041	26.240	552,115.840	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	11,719	96.950	1,136,157.050	
	IA FINANCIAL CORP INC	1,609	89.100	143,361.900	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	2,364	48.620	114,937.680	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	6,999	155.530	1,088,554.470	
	CGI INC - CLASS A	2,457	137.050	336,731.850	
	ONEX CORPORATION	1,104	93.180	102,870.720	
	IGM FINANCIAL INC	1,318	33.500	44,153.000	
	TMX GROUP LTD	3,490	28.700	100,163.000	
	OPEN TEXT CORP	3,210	55.330	177,609.300	
	SAPUTO INC	2,900	26.050	75,545.000	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	7,781	11.360	88,392.160	
	FORTIS INC	5,938	54.360	322,789.680	
	RB GLOBAL INC	2,896	85.880	248,708.480	
	LUNDIN MINING CORP	6,600	9.310	61,446.000	
	CENOVUS ENERGY INC	18,231	24.010	437,726.310	
	DOLLARAMA INC	4,134	97.400	402,651.600	
	ALTAGAS LTD	3,201	27.040	86,555.040	
KEYERA CORP	2,200	32.990	72,578.000		
ARC RESOURCES LTD	7,734	21.680	167,673.120		
カナダ・ドル 小計				30,754,197.410 (3,327,911,702)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD	30,400	3.060	93,024.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	17,900	27.320	489,028.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	24,300	31.760	771,768.000	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	13,750	6.370	87,587.500	
	KEPPEL CORP LTD	17,300	6.430	111,239.000	
	UOL GROUP LTD	3,000	5.940	17,820.000	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	5,200	6.230	32,396.000	
	SEATRUM	963,171	0.107	103,059.290	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	1,200	29.000	34,800.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	44,700	12.690	567,243.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	130,000	0.910	118,300.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	112,400	2.290	257,396.000	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	40,100	3.720	149,172.000	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	11,400	5.160	58,824.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	11,800	9.560	112,808.000	
WILMAR INTERNATIONAL LTD	27,800	3.680	102,304.000		
シンガポール・ドル 小計				3,106,768.790 (342,925,140)	
スイス・フラン	SANDOZ GROUP AG	4,977	25.980	129,302.460	
	AVOLTA AG	1,251	30.870	38,618.370	
	UBS GROUP AG-REG	41,958	23.900	1,002,796.200	
	ROCHE HOLDING AG-BR	515	249.200	128,338.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	89	614.500	54,690.500	
	ADECCO GROUP AG-REG	3,178	42.020	133,539.560	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	8,798	236.400	2,079,847.200	
	SIKA AG-REG	1,895	236.800	448,736.000	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	1	107,400.000	107,400.000	
	ABB LTD-REG	19,850	34.090	676,686.500	
	SWISS RE AG	3,723	102.750	382,538.250	
	NESTLE SA-REG	34,164	99.130	3,386,677.320	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	256	1,144.000	292,864.000	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	560	196.150	109,844.000	
	JULIUS BAER GROUP LTD	2,684	43.400	116,485.600	
	SGS SA-REG	2,472	74.480	184,114.560	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	467	186.600	87,142.200	
	TEMENOS AG - REG	793	72.920	57,825.560	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	471	118.100	55,625.100	
	VAT GROUP AG	339	389.000	131,871.000	
	BKW AG	250	150.900	37,725.000	
	ALCON INC	6,230	65.420	407,566.600	
	SIG GROUP N AG	3,400	20.260	68,884.000	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	377	229.800	86,634.600	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,917	435.500	834,853.500	
	BALOISE HOLDING AG - REG	550	129.800	71,390.000	
	CLARIANT AG-REG	2,552	13.070	33,354.640	
	NOVARTIS AG-REG	25,541	84.840	2,166,898.440	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	41	1,453.000	59,573.000	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	390	65.800	25,662.000	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	6,641	109.500	727,189.500	
	SWISSCOM AG-REG	324	511.400	165,693.600	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	357	106.100	37,877.700	
	GEBERIT AG-REG	491	486.400	238,822.400	
	GIVAUDAN-REG	124	3,245.000	402,380.000	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,709	122.000	208,498.000	
	SONOVA HOLDING AG-REG	613	251.800	154,353.400	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1,797	75.060	134,882.820	
	LONZA GROUP AG-REG	1,005	341.800	343,509.000	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	450	43.850	19,732.500	
	HOLCIM LTD	6,754	63.900	431,580.600	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	416	561.000	233,376.000	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	640	256.200	163,968.000	
	SWISS PRIME SITE-REG	946	87.300	82,585.800	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	8	10,880.000	87,040.000	
スイス・フラン	小計			16,828,973.480 (2,836,691,769)	
スウェーデン・ クローナ	SAGAX CLASS B	2,020	239.300	483,386.000	
	VOLVO CAR CLASS B	7,177	34.380	246,745.260	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ERICSSON LM-B SHS	37,689	52.580	1,981,687.620	
	VOLVO AB-B SHS	18,942	242.200	4,587,752.400	
	SKF AB-B SHARES	4,000	195.500	782,000.000	
	TELE2 AB-B SHS	7,026	81.900	575,429.400	
	GETINGE AB-B SHS	2,869	225.900	648,107.100	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	21,549	126.800	2,732,413.200	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	19,635	99.240	1,948,577.400	
	SWEDBANK AB - A SHARES	10,821	193.250	2,091,158.250	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	8,485	175.040	1,485,214.400	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	7,320	159.400	1,166,808.000	
	SKANSKA AB-B SHS	3,709	168.200	623,853.800	
	SANDVIK AB	17,746	204.400	3,627,282.400	
	INVESTOR AB-B SHS	26,419	215.500	5,693,294.500	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	37,273	161.750	6,028,907.750	
	VOLVO AB-A SHS	4,359	245.400	1,069,698.600	
	HOLMEN AB-B SHARES	1,114	440.600	490,828.400	
	SECURITAS AB-B SHS	4,905	92.840	455,380.200	
	TELIA CO AB	29,088	24.920	724,872.960	
	ALFA LAVAL AB	3,803	389.800	1,482,409.400	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	20,329	138.650	2,818,615.850	
	ASSA ABLOY AB-B	14,180	269.600	3,822,928.000	
	SAAB AB-B	800	547.600	438,080.000	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	2,638	314.900	830,706.200	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	6,420	62.820	403,304.400	
	INDUTRADE AB	3,600	230.300	829,080.000	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	1,911	252.400	482,336.400	
	LUNDBERGS AB-B SHS	948	498.100	472,198.800	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	2,048	232.900	476,979.200	
	LIFCO AB-B SHS	2,924	229.200	670,180.800	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	21,251	62.580	1,329,887.580	
	BEIJER REF AB	3,500	117.100	409,850.000	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	8,503	263.400	2,239,690.200	
	BOLIDEN AB	3,171	284.350	901,673.850	
	EPIROC AB-A	9,930	194.000	1,926,420.000	
	EPIROC AB-B	4,015	164.900	662,073.500	
	HUSQVARNA AB-B SHS	5,400	80.300	433,620.000	
	NORDEA BANK ABP	40,060	116.900	4,683,014.000	
	EQT AB	6,318	248.800	1,571,918.400	
	EVOLUTION AB	2,638	1,101.800	2,906,548.400	
	HEXAGON AB-B SHS	27,767	104.500	2,901,651.500	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	1,216	314.700	382,675.200	
スウェーデン・クローナ	小計			70,519,239.320 (1,002,078,391)	
デンマーク・クローネ	NOVO NORDISK A/S-B	44,030	689.400	30,354,282.000	
	DANSKE BANK A/S	10,351	175.850	1,820,223.350	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	39	10,710.000	417,690.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	13,340	182.540	2,435,083.600	
	CARLSBERG AS-B	1,206	827.400	997,844.400	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	2,464	349.500	861,168.000	
	COLOPLAST-B	1,922	803.200	1,543,750.400	
	DSV PANALPINA A/S	2,686	1,053.500	2,829,701.000	
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	98	1,825.000	178,850.000	
	DEMANT A/S	1,814	290.700	527,329.800	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	58	10,870.000	630,460.000	
	TRYG A/S	4,074	145.950	594,600.300	
	PANDORA A/S	1,128	911.400	1,028,059.200	
	CHR HANSEN HOLDING A/S	1,262	534.600	674,665.200	
	GENMAB A/S	877	2,142.000	1,878,534.000	
	ORSTED A/S	2,966	316.000	937,256.000	
デンマーク・クローネ 小計				47,709,497.250 (1,033,387,711)	
ニュージーランド・ドル	MERIDIAN ENERGY LTD	15,000	5.130	76,950.000	
	MERCURY NZ LTD	12,380	6.080	75,270.400	
	EBOS GROUP LTD	2,056	36.990	76,051.440	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	23,635	5.070	119,829.450	
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	25,418	7.900	200,802.200	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	7,238	23.800	172,264.400	
ニュージーランド・ドル 小計				721,167.890 (65,409,928)	
ノルウェー・クローネ	DNB BANK	14,464	204.800	2,962,227.200	
	NORSK HYDRO ASA	20,813	63.060	1,312,467.780	
	ORKLA ASA	11,618	79.920	928,510.560	
	TELENOR ASA	8,746	115.650	1,011,474.900	
	EQUINOR ASA	11,378	342.250	3,894,120.500	
	YARA INTERNATIONAL ASA	2,112	361.900	764,332.800	
	MOWI ASA	4,677	192.250	899,153.250	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	2,000	182.000	364,000.000	
	AKER BP ASA	3,655	304.600	1,113,313.000	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	1,203	464.600	558,913.800	
	SALMAR ASA	728	584.600	425,588.800	
	ADEVINTA ASA	3,382	111.400	376,754.800	
ノルウェー・クローネ 小計				14,610,857.390 (201,775,941)	
ユーロ	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	10,023	24.190	242,456.370	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	6,557	29.830	195,595.310	
	EXOR NV	1,300	88.400	114,920.000	
	DR ING HC F PORSCHE PRF (PROPOSED)	1,320	84.880	112,041.600	
	CORPORACION ACCIONA ENERGIAS RENOV	781	26.740	20,883.940	
	DSM FIRMENICH AG	2,300	87.170	200,491.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FERROVIAL	7,127	31.540	224,785.580	
	LOTUS BAKERIES NV	5	7,980.000	39,900.000	
	BAYER AG-REG	12,176	30.670	373,437.920	
	EVONIK INDUSTRIES AG	2,431	17.410	42,323.710	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	27,996	11.272	315,570.910	
	COMMERZBANK AG	14,830	11.305	167,653.150	
	VOLKSWAGEN AG	341	119.450	40,732.450	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	2,461	106.880	263,031.680	
	SIEMENS AG-REG	9,057	152.880	1,384,634.160	
	E.ON SE	33,559	11.975	401,869.020	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	3,913	96.070	375,921.910	
	GEA GROUP AG	1,908	33.700	64,299.600	
	CONTINENTAL AG	1,272	71.600	91,075.200	
	BASF SE	10,278	42.975	441,697.050	
	ALLIANZ SE-REG	4,649	231.000	1,073,919.000	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	2,690	71.380	192,012.200	
	RHEINMETALL AG	502	275.200	138,150.400	
	RWE AG	9,074	39.260	356,245.240	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	6,613	8.020	53,036.260	
	BRENTAG SE	2,259	77.260	174,530.340	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	6,857	28.570	195,904.490	
	SAP SE	12,328	144.540	1,781,889.120	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,535	387.500	594,812.500	
	ZALANDO SE	2,514	22.080	55,509.120	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	1,641	74.100	121,598.100	
	COVESTRO AG	3,161	48.600	153,624.600	
	RATIONAL AG	74	590.000	43,660.000	
	SARTORIUS AG-VORZUG	279	294.500	82,165.500	
	TALANX AG	804	65.700	52,822.800	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	1,740	45.210	78,665.400	
	DELIVERY HERO SE	2,666	30.425	81,113.050	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	560	83.980	47,028.800	
	BECHTLE AG	819	45.770	37,485.630	
	NEMETSCHEK SE	789	81.040	63,940.560	
	SCOUT24 AG	1,083	63.320	68,575.560	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	3,230	52.420	169,316.600	
	KNORR-BREMSE AG	926	57.860	53,578.360	
	HELLOFRESH SE	1,814	14.420	26,157.880	
	SIEMENS ENERGY AG	8,767	10.765	94,376.750	
	BEIERSDORF AG	1,147	129.150	148,135.050	
	MERCK KGAA	1,752	160.400	281,020.800	
	ADIDAS AG	1,921	192.720	370,215.120	
	PUMA SE	1,295	58.480	75,731.600	
	HENKEL AG & CO KGAA	1,311	62.700	82,199.700	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	38,429	21.935	842,940.110	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	2,341	37.280	87,272.480	



通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	MERCEDES-BENZ GROUP N AG	9,297	59.290	551,219.130	
	QIAGEN N.V.	2,521	37.630	94,865.230	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	15,800	35.700	564,060.000	
	HANNOVER RUECK SE	942	217.500	204,885.000	
	DHL GROUP	12,271	42.910	526,548.610	
	DEUTSCHE BOERSE AG	2,381	174.050	414,413.050	
	MTU AERO ENGINES AG	763	187.850	143,329.550	
	WACKER CHEMIE AG	232	112.900	26,192.800	
	SYMRISE AG	2,068	101.400	209,695.200	
	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	14,105	2.350	33,146.750	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	733	87.250	63,954.250	
	VONOVIA SE	10,839	25.950	281,272.050	
	LEG IMMOBILIEN SE	869	71.900	62,481.100	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	13,952	18.828	262,688.250	
	NN GROUP NV	3,860	31.750	122,555.000	
	ARCELORMITTAL	7,558	22.830	172,549.140	
	HEINEKEN NV	3,689	82.720	305,154.080	
	AEGON LTD	26,133	4.942	129,149.280	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	12,486	26.340	328,881.240	
	AKZO NOBEL N.V.	2,168	70.180	152,150.240	
	WOLTERS KLUWER	3,604	125.950	453,923.800	
	ING GROEP NV	40,674	12.768	519,325.630	
	KONINKLIJKE KPN NV	53,893	3.170	170,840.810	
	ASML HOLDING NV	4,758	629.200	2,993,733.600	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	4,030	12.525	50,475.750	
	IMCD NV	715	137.400	98,241.000	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	987	128.550	126,878.850	
	ASR NEDERLAND NV	2,047	37.420	76,598.740	
	ADYEN NV	226	1,087.800	245,842.800	
	PROSUS NV	17,556	30.075	527,996.700	
	JDE PEET'S NV	1,476	24.420	36,043.920	
	ASM INTERNATIONAL NV	697	469.400	327,171.800	
	RANDSTAD NV	1,490	54.880	81,771.200	
	HEINEKEN HOLDING NV	2,285	70.550	161,206.750	
	OCI NV	1,197	20.950	25,077.150	
	TOTALENERGIES SE	25,799	61.680	1,591,282.320	
	MICHELIN (CGDE)	8,584	30.840	264,730.560	
	AIR LIQUIDE SA	6,141	173.760	1,067,060.160	
	KERING	827	391.000	323,357.000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	6,333	167.200	1,058,877.600	
	BOUYGUES SA	2,721	35.140	95,615.940	
	BNP PARIBAS	12,231	56.920	696,188.520	
	THALES SA	1,605	138.650	222,533.250	
	DANONE	8,082	59.150	478,050.300	
	CARREFOUR SA	8,563	17.355	148,610.860	
	VIVENDI	8,930	8.754	78,173.220	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	L' OREAL	2, 876	431. 850	1, 242, 000. 600	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	6, 956	59. 420	413, 325. 520	
	LEGRAND SA	3, 791	88. 160	334, 214. 560	
	PERNOD RICARD SA	2, 569	155. 750	400, 121. 750	
	EURAZEO SE	400	62. 750	25, 100. 000	
	SOCIETE GENERALE SA	9, 002	22. 740	204, 705. 480	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	3, 412	690. 500	2, 355, 986. 000	
	ACCOR SA	1, 850	31. 630	58, 515. 500	
	CAPGEMINI SE	2, 223	188. 550	419, 146. 650	
	VALEO SA	2, 245	13. 535	30, 386. 070	
	PUBLICIS GROUPE	2, 918	77. 280	225, 503. 040	
	BUREAU VERITAS SA	3, 227	22. 470	72, 510. 690	
	EIFFAGE	945	92. 760	87, 658. 200	
	SODEXO SA	1, 085	99. 340	107, 783. 900	
	IPSEN	640	102. 900	65, 856. 000	
	AMUNDI SA	1, 005	56. 100	56, 380. 500	
	TELEPERFORMANCE	745	130. 300	97, 073. 500	
	EURONEXT NV	929	76. 100	70, 696. 900	
	EUROFINS SCIENTIFIC	2, 589	52. 820	136, 750. 980	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	314	207. 500	65, 155. 000	
	SEB SA	216	104. 600	22, 593. 600	
	ESSILORLUXOTTICA	3, 554	177. 240	629, 910. 960	
	DASSAULT AVIATION SA	220	185. 000	40, 700. 000	
	WORLDLINE SA	4, 629	13. 950	64, 574. 550	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	1, 700	33. 120	56, 304. 000	
	AXA SA	20, 577	28. 440	585, 209. 880	
	EDENRED	3, 007	50. 020	150, 410. 140	
	RENAULT SA	2, 861	35. 825	102, 495. 320	
	HERMES INTERNATIONAL	380	1, 897. 000	720, 860. 000	
	STMICROELECTRONICS NV	9, 921	43. 035	426, 950. 230	
	REMY COINTREAU	253	108. 550	27, 463. 150	
	DASSAULT SYSTEMES SE	9, 565	43. 125	412, 490. 620	
	WENDEL	331	78. 500	25, 983. 500	
	ORANGE	27, 156	11. 258	305, 722. 240	
	ALSTOM	3, 668	11. 495	42, 163. 660	
	SANOFI	13, 598	84. 870	1, 154, 062. 260	
	VINCI SA	6, 115	112. 120	685, 613. 800	
	AIRBUS SE	7, 231	135. 560	980, 234. 360	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	10, 137	28. 680	290, 729. 160	
	CREDIT AGRICOLE SA	14, 609	11. 800	172, 386. 200	
	BIOMERIEUX	457	98. 840	45, 169. 880	
	ENGIE	25, 591	15. 872	406, 180. 350	
	SAFRAN SA	3, 777	160. 140	604, 848. 780	
	ARKEMA	650	93. 520	60, 788. 000	
	ADP	350	113. 000	39, 550. 000	
	GETLINK SE	4, 973	16. 745	83, 272. 880	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BOLLORE	14,302	5.340	76,372.680	
	UCB SA	1,550	67.300	104,315.000	
	KBC GROUP NV	3,011	52.480	158,017.280	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	1,579	72.300	114,161.700	
	SOLVAY SA	1,280	105.450	134,976.000	
	UMICORE	2,270	24.430	55,456.100	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	10,500	57.180	600,390.000	
	AGEAS	1,887	39.410	74,366.670	
	D' IETEREN GROUP	296	157.000	46,472.000	
	ELIA GROUP SA/NV	502	98.500	49,447.000	
	SOFINA	146	202.600	29,579.600	
	ARGENX SE	769	402.200	309,291.800	
	PRYSMIAN SPA	2,949	35.270	104,011.230	
	ASSICURAZIONI GENERALI	12,317	18.970	233,653.490	
	MEDIOBANCA SPA	7,465	10.730	80,099.450	
	TENARIS SA	3,992	15.335	61,217.320	
	UNICREDIT SPA	21,313	25.325	539,751.720	
	TELECOM ITALIA SPA	108,503	0.263	28,579.690	
	INTESA SANPAOLO	200,712	2.646	531,184.300	
	POSTE ITALIANE SPA	6,465	9.814	63,447.510	
	MONCLER SPA	2,435	51.020	124,233.700	
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	1,285	44.320	56,951.200	
	ENI SPA	28,503	15.108	430,623.320	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	5,546	9.936	55,105.050	
	DIASORIN SPA	277	86.160	23,866.320	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	3,308	11.300	37,380.400	
	NEXI SPA	6,511	7.102	46,241.120	
	AMPLIFON SPA	1,440	28.240	40,665.600	
	ENEL SPA	99,775	6.433	641,852.570	
	SNAM SPA	24,300	4.559	110,783.700	
	TERNA SPA	22,841	7.408	169,206.120	
	CNH INDUSTRIAL NV	14,178	9.690	137,384.820	
	FINECOBANK SPA	8,077	12.235	98,822.090	
	STELLANTIS NV	27,320	19.714	538,586.480	
	FERRARI NV	1,599	335.400	536,304.600	
	TELEFONICA SA	67,494	3.888	262,416.670	
	ENDESA SA	3,760	19.100	71,816.000	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	72,670	8.696	631,938.320	
	IBERDROLA SA	69,376	11.305	784,295.680	
	REPSOL SA	20,298	14.025	284,679.450	
	GRIFOLS SA	2,795	12.660	35,384.700	
	BANCO SANTANDER SA	188,891	3.798	717,408.010	
	AMADEUS IT GROUP SA	5,529	63.820	352,860.780	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	1,668	27.200	45,369.600	
	CAIXABANK SA	63,259	4.197	265,498.020	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	2,953	36.760	108,552.280	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	AENA SME SA	866	156.500	135,529.000	
	CELLNEX TELECOM SA	8,685	35.100	304,843.500	
	ACCIONA SA	291	128.800	37,480.800	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	11,547	37.540	433,474.380	
	ENAGAS SA	3,218	16.745	53,885.410	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	6,658	15.330	102,067.140	
	UPM-KYMMENE OYJ	7,936	32.000	253,952.000	
	NOKIA OYJ	64,681	3.247	210,019.200	
	WARTSILA OYJ ABP	8,227	12.700	104,482.900	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	7,911	11.985	94,813.330	
	ELISA OYJ	2,212	41.240	91,222.880	
	SAMPO OYJ-A SHS	6,326	39.315	248,706.690	
	FORTUM OYJ	4,400	12.960	57,024.000	
	KESKO OYJ-B SHS	3,470	17.485	60,672.950	
	KONE OYJ-B	4,541	40.760	185,091.160	
	NESTE OYJ	5,441	34.200	186,082.200	
	ORION OYJ-CLASS B	1,315	36.500	47,997.500	
	METSO CORPORATION	8,414	9.102	76,584.220	
	VERBUND AG	876	84.700	74,197.200	
	OMV AG	2,056	39.370	80,944.720	
	ERSTE GROUP BANK AG	3,797	36.730	139,463.810	
	VOESTALPINE AG	1,323	26.040	34,450.920	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	2,693	33.150	89,272.950	
	AIB GROUP PLC	12,680	4.148	52,596.640	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	12,691	8.574	108,812.630	
	KINGSPAN GROUP PLC	2,272	71.300	161,993.600	
	JERONIMO MARTINS	2,900	22.520	65,308.000	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	42,061	4.404	185,236.640	
	GALP ENERGIA SGPS SA	6,135	13.620	83,558.700	
	EDP RENOVAVEIS SA	3,029	16.345	49,509.000	
	KERRY GROUP PLC-A	2,525	73.780	186,294.500	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	2,108	143.750	303,025.000	
ユーロ 小計				58,266,900.930 (9,410,687,168)	
香港・ドル	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	17,500	39.850	697,375.000	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	27,000	40.250	1,086,750.000	
	MTR CORP	23,500	28.100	660,350.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	18,000	76.400	1,375,200.000	
	SINO LAND CO	54,000	7.770	419,580.000	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	48,552	39.150	1,900,810.800	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	5,000	51.000	255,000.000	
	CLP HOLDINGS LTD	23,000	60.400	1,389,200.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	18,565	21.250	394,506.250	
	HONG KONG & CHINA GAS	138,027	5.300	731,543.100	
	HANG SENG BANK LTD	9,000	87.500	787,500.000	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	15,500	11.720	181,660.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WH GROUP LTD	89,500	4.910	439,445.000	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	15,900	279.600	4,445,640.000	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	27,000	10.600	286,200.000	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	22,000	8.890	195,580.000	
	SWIRE PROPERTIES LTD	10,000	15.200	152,000.000	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	23,552	38.150	898,508.800	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	5,500	38.100	209,550.000	
	AIA GROUP LTD	163,400	69.200	11,307,280.000	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	12,000	12.240	146,880.000	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	20,000	24.950	499,000.000	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	19,200	13.620	261,504.000	
	ESR CAYMAN LTD	22,000	10.000	220,000.000	
	SANDS CHINA LTD	53,000	19.040	1,009,120.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	17,000	79.950	1,359,150.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	43,000	21.050	905,150.000	
香港・ドル 小計				32,214,482.950 (606,920,860)	
合計				99,321,781,063 [99,321,781,063]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約 権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE IN- 28	261.000	0.000	
	カナダ・ドル 小計			0.000 (0)	
新株予約権証券 合計				0 [0]	
投資証券	アメリカ・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,960	334,826.800	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	4,043	496,318.680	
		BOSTON PROPERTIES INC	1,658	94,506.000	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,365	334,698.000	
		EQUITY RESIDENTIAL	4,626	261,739.080	
		EQUINIX INC	1,186	958,655.660	
		AMERICAN TOWER CORP	6,057	1,248,832.260	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	7,895	137,688.800	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	4,367	156,294.930	
		KIMCO REALTY CORP	7,054	134,167.080	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	5,382	81,429.660	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	3,000	137,640.000	
		INVITATION HOMES INC	7,588	250,100.480	
		VICI PROPERTIES INC	12,388	366,932.560	
		VENTAS INC	5,394	244,941.540	
		WEYERHAEUSER CO	9,311	295,158.700	
CROWN CASTLE INTL CORP	5,583	647,516.340			
IRON MOUNTAIN INC	4,072	257,676.160			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SUN COMMUNITIES INC	1,887	241,536.000	
		PROLOGIS INC	11,937	1,349,358.480	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	2,237	243,855.370	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,049	94,147.750	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,008	213,927.840	
		WELLTOWER INC	6,555	578,151.000	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	7,752	132,869.280	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,236	153,090.960	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	2,666	186,859.940	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	5,245	94,934.500	
		REALTY INCOME CORP	8,286	444,709.620	
		PUBLIC STORAGE	2,101	541,847.900	
		REGENCY CENTERS CORP	1,761	108,248.670	
		UDR INC	4,880	162,455.200	
		WP CAREY INC	2,562	159,330.780	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	3,672	507,470.400	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	2,689	348,306.170	
		アメリカ・ドル 小計		12,000,222.590 (1,764,872,737)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	7,946	49,948.550	
		SEGR0 PLC	17,001	139,476.200	
		イギリス・ポンド 小計		189,424.750 (35,392,121)	
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	12,537	87,759.000	
		LENDLEASE GROUP	6,942	46,303.140	
		TRANSURBAN GROUP	40,110	514,611.300	
		APA GROUP	24,008	202,147.360	
		SCENTRE GROUP	64,017	168,364.710	
		GPT GROUP	21,774	88,837.920	
		MIRVAC GROUP	43,513	85,720.610	
		STOCKLAND	40,622	165,331.540	
		GOODMAN GROUP	19,586	456,745.520	
		VICINITY CENTRES	50,371	91,423.360	
		オーストラリア・ドル 小計		1,907,244.460 (185,860,973)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	831	38,076.420	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	925	16,122.750	
		カナダ・ドル 小計		54,199.170 (5,864,892)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	47,500	134,900.000	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	82,826	153,228.100	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	30,000	48,600.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUS	37,600	51,512.000	
	シンガポール・ドル 小計			388,240.100 (42,853,942)	
	ユーロ	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,507	86,290.820	
		GECINA SA	578	58,493.600	
		KLEPIERRE	2,394	55,301.400	
		COVIVIO	353	15,659.080	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	1,846	47,109.920	
	ユーロ 小計			262,854.820 (42,453,682)	
	香港・ドル	LINK REIT	37,000	1,439,300.000	
		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	36,000	302,400.000	
	香港・ドル 小計			1,741,700.000 (32,813,628)	
投資証券 合計				2,110,111,975 [2,110,111,975]	
合計				2,110,111,975 [2,110,111,975]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 新株予約 権証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額 に対する 比率
アメリカ・ドル	株式 603 銘柄 投資証券 35 銘柄	97.7%	-%	2.3%	74.8%
イギリス・ポンド	株式 81 銘柄 投資証券 2 銘柄	99.2%	-%	0.8%	4.3%
イスラエル・シケル	株式 8 銘柄	100%	-%	-%	0.1%
オーストラリア・ドル	株式 48 銘柄 投資証券 10 銘柄	91.2%	-%	8.8%	2.1%
カナダ・ドル	株式 86 銘柄 新株予約権証券 1 銘柄 投資証券 2 銘柄	99.8%	0.0%	0.2%	3.3%
シンガポール・ドル	株式 16 銘柄 投資証券 4 銘柄	88.9%	-%	11.1%	0.4%
スイス・フラン	株式 45 銘柄	100%	-%	-%	2.8%
スウェーデン・クローナ	株式 43 銘柄	100%	-%	-%	1.0%
デンマーク・クローネ	株式 16 銘柄	100%	-%	-%	1.0%
ニュージーランド・ドル	株式 6 銘柄	100%	-%	-%	0.1%

ノルウェー・クローネ	株式	12 銘柄	100%	-%	-%	0.2%
ユーロ	株式	222 銘柄	99.6%	-%	0.4%	9.3%
	投資証券	5 銘柄				
香港・ドル	株式	27 銘柄	94.9%	-%	5.1%	0.6%
	投資証券	2 銘柄				

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。



**【ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】**

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2022年12月1日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

### (1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年11月30日現在 金額(円)	第7期 2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	35,118,842	42,456,101
親投資信託受益証券	3,443,555,449	3,715,173,549
未収入金	2,700,000	2,570,000
流動資産合計	3,481,374,291	3,760,199,650
資産合計	3,481,374,291	3,760,199,650
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,092,878	8,462,414
未払受託者報酬	378,682	404,393
未払委託者報酬	5,586,272	5,965,509
その他未払費用	94,597	101,028
流動負債合計	10,152,429	14,933,344
負債合計	10,152,429	14,933,344
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,850,387,371	1,660,542,416
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,620,834,491	2,084,723,890
(分配準備積立金)	810,150,798	1,184,693,724
元本等合計	3,471,221,862	3,745,266,306
純資産合計	3,471,221,862	3,745,266,306
負債純資産合計	3,481,374,291	3,760,199,650

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日 金額(円)	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日 金額(円)
営業収益		
受取利息	6	11
有価証券売買等損益	143,827,444	675,727,100
営業収益合計	143,827,450	675,727,111
営業費用		
支払利息	8,425	13,318
受託者報酬	689,359	779,863
委託者報酬	10,169,454	11,504,361
その他費用	172,190	194,816
営業費用合計	11,039,428	12,492,358
営業利益又は営業損失(△)	132,788,022	663,234,753
経常利益又は経常損失(△)	132,788,022	663,234,753
当期純利益又は当期純損失(△)	132,788,022	663,234,753
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	4,114,938	69,608,190
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,155,305,993	1,620,834,491
剰余金増加額又は欠損金減少額	551,123,829	353,943,897
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	551,123,829	353,943,897
剰余金減少額又は欠損金増加額	214,268,415	483,681,061
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	214,268,415	483,681,061
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,620,834,491	2,084,723,890

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1. ※1 期首元本額	1,473,643,378 円	1,850,387,371 円
期中追加設定元本額	645,807,754 円	360,555,164 円
期中一部解約元本額	269,063,761 円	550,400,119 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,850,387,371 口	1,660,542,416 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(128,676,016円)、投資信託約款に規定される収益調整金(810,691,742円)及び分配準備積立金(681,474,782円)より分配対象額は1,620,842,540円(1万口当たり8,759.48円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(593,632,296円)、投資信託約款に規定される収益調整金(900,041,771円)及び分配準備積立金(591,061,428円)より分配対象額は2,084,735,495円(1万口当たり12,554.55円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	137,830,892	623,863,650
合計	137,830,892	623,863,650

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期  
自 2022 年 12 月 1 日  
至 2023 年 11 月 30 日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8759円 (18,759円)	2.2554円 (22,554円)



#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド	322,850,520	731,482,423	
	外国株式インデックスマザーファンド	565,403,560	2,983,691,126	
親投資信託受益証券 合計			3,715,173,549	
合計			3,715,173,549	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド」受益証券、「外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年11月30日現在 金額(円)	2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	780,150,979	724,231,642
コール・ローン	1,045,319,129	280,733,043
株式	19,364,127,629	25,130,037,259
投資証券	2,137,550,364	1,067,931,156
派生商品評価勘定	159	459
未収配当金	96,179,202	140,194,396
差入委託証拠金	679,446,519	354,753,097
流動資産合計	24,102,773,981	27,697,881,052
資産合計	24,102,773,981	27,697,881,052
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	116,746,252	3,341,769
未払金	420,178,653	-
未払解約金	5,223,931	12,605,300
その他未払費用	13,887	-
流動負債合計	542,162,723	15,947,069
負債合計	542,162,723	15,947,069
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	11,961,794,690	12,217,829,426
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	11,598,816,568	15,464,104,557
元本等合計	23,560,611,258	27,681,933,983
純資産合計	23,560,611,258	27,681,933,983
負債純資産合計	24,102,773,981	27,697,881,052

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	2021 年 12 月 1 日	2022 年 12 月 1 日
期首元本額	8,761,904,042 円	11,961,794,690 円
期中追加設定元本額	3,615,384,570 円	2,503,217,486 円
期中一部解約元本額	415,493,922 円	2,247,182,750 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
新興国株式インデックスファン ド (FOFs 用) (適格機関投資家 専用)	62,994,567 円	98,861,741 円
ダイワファンドラップ 外国株式 インデックス エマージングプラ ス (為替ヘッジなし)	290,206,546 円	428,808,627 円
ダイワファンドラップオンライ ン 外国株式インデックス エマ ージングプラス (為替ヘッジな し)	351,550,275 円	322,850,520 円
D-I's 新興国株式インデッ クス	134,112,257 円	126,835,314 円
i F r e e 新興国株式インデッ クス	4,771,431,065 円	5,780,689,748 円
i F r e e 8資産バランス	3,025,622,618 円	3,412,330,797 円
ダイワ新興国株式インデックス (為替ヘッジなし) (投資一任 専用)	5,718,844 円	7,843,093 円
新興国株式ファンダメンタル・ インデックスファンド (為替ヘ ッジなし/適格機関投資家専 用)	1,479,007,486 円	657,456 円
DCダイワ新興国株式ファンダ メンタル・インデックスファン ド	1,393,775,876 円	1,561,945,956 円
ダイワ・インデックスセレクト 新興国株式	350,319,215 円	359,773,424 円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
ダイワ・ノーロード 新興国株式 ファンド	97,055,941 円	117,232,750 円
計	11,961,794,690 円	12,217,829,426 円
2. 期末日における受益権の総数	11,961,794,690 口	12,217,829,426 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年12月1日 至 2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

区分	2023年11月30日現在
	(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

種類	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	2,665,555	△428,486,248
投資証券	△52,046,810	△29,083,093
合計	△49,381,255	△457,569,341

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 1. 株式関連

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超				1年超		
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	1,970,664,592	-	1,905,301,261	△65,363,331	1,342,168,173	-	1,339,991,536	△2,176,637
合計	1,970,664,592	-	1,905,301,261	△65,363,331	1,342,168,173	-	1,339,991,536	△2,176,637

- (注)
- 時価の算定方法  
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
  - 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

#### 2. 通貨関連

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超				1年超		
市場取引以外の 取引								

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
為替予約取引								
売建	440,698	-	440,539	159	1,182,816	-	1,182,357	459
メキシコ・ペ ソ	440,698	-	440,539	159	1,182,816	-	1,182,357	459
買建	1,170,424,324	-	1,119,041,403	△51,382,921	190,381,664	-	189,216,532	△1,165,132
アメリカ・ド ル	1,117,089,424	-	1,065,709,503	△51,379,921	190,381,664	-	189,216,532	△1,165,132
香港・ドル	53,334,900	-	53,331,900	△3,000	-	-	-	-
合計	1,170,865,022	-	1,119,481,942	△51,382,762	191,564,480	-	190,398,889	△1,164,673

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
ない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている  
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先  
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい  
ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値  
を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の  
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	1.9697円	2.2657円
(1万口当たり純資産額)	(19,697円)	(22,657円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF	29,000	0.000	0.000	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	27,400	16.330	447,442.000	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	20,100	12.000	241,200.000	
	CANADIAN SOLAR INC	4,300	20.910	89,913.000	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	15,600	8.330	129,948.000	
	PINDUODUO INC-ADR	1,500	141.730	212,595.000	
	KE HOLDINGS INC-ADR	13,200	15.950	210,540.000	
	LUFAX HOLDING LTD-ADR	121,500	0.841	102,230.100	
	SBERBANK ROSSII	698,708	0.000	0.000	
	JINKOSOLAR HOLDING ADR REP LTD	3,500	32.420	113,470.000	
	BANK VTB	382,434,000	0.000	0.000	
	NK LUKOIL	23,088	0.000	0.000	
	MOBILNYE TELESISTEMY	70,700	0.000	0.000	
	NK ROSNEFT	97,499	0.000	0.000	
	MAGNIT	4,678	0.000	0.000	
	SURGUTNEFTEGAZ	360,750	0.000	0.000	
	TATNEFT	57,648	0.000	0.000	
	GAZPROM	853,478	0.000	0.000	
	GMK NORILSKIY NIKEL	1,829	0.000	0.000	
	NOVATEK	26,980	0.000	0.000	
	360 DIGITECH ADR INC	7,900	15.600	123,240.000	
	NOVOLIPETSK STEEL PJSC-GDR	7,290	0.000	0.000	
	MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	3	0.000	0.000	
	SEVERSTAL - GDR REG S	13,460	0.000	0.000	
	TATNEFT PJSC - PREF	21,009	0.000	0.000	
	SISTEMA PJSFC	319,200	0.000	0.000	
INTER RAO UES PJSC	2,726,100	0.000	0.000		
ALROSA PJSC	180,310	0.000	0.000		
MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJ	56,619	0.000	0.000		
AEROFLOT PJSC	164,910	0.000	0.000		
アメリカ・ドル 小計				1,670,578.100 (245,691,921)	
インド・ルピー	BHARTI AIRTEL PARTLY PAID LTD	8,618	599.750	5,168,645.500	
	JIO FINANCIAL SERVICES LTD	87,477	226.050	19,774,175.850	
	TATA STEEL LTD	664,891	127.750	84,939,825.250	
	AXIS BANK LTD	58,079	1,060.150	61,572,451.850	
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	2,630	10,599.250	27,876,027.500	
	TATA POWER CO LTD	53,241	273.400	14,556,089.400	
	BANK OF BARODA	80,231	197.400	15,837,599.400	
	HINDUSTAN UNILEVER LTD	11,045	2,525.050	27,889,177.250	
HINDUSTAN PETROLEUM CORP	63,216	342.450	21,648,319.200		



通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	STATE BANK OF INDIA	87,110	568.600	49,530,746.000	
	NTPC LTD	179,161	258.400	46,295,202.400	
	POWER FINANCE CORPORATION	171,385	328.100	56,231,418.500	
	JSW STEEL LTD	37,761	793.250	29,953,913.250	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	211,988	211.050	44,740,067.400	
	INDIAN OIL CORP LTD	205,109	108.550	22,264,581.950	
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	49,066	428.650	21,032,140.900	
	STEEL AUTHORITY OF INDIA	172,376	91.200	15,720,691.200	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	16,722	668.550	11,179,493.100	
	ULTRATECH CEMENT LTD	1,694	8,732.750	14,793,278.500	
	SHRIRAM FINANCE LTD	8,766	1,974.350	17,307,152.100	
	TECH MAHINDRA LTD	20,208	1,221.700	24,688,113.600	
	TATA MOTORS LTD-A-DVR	29,197	480.050	14,016,019.850	
	REC LTD	167,700	342.900	57,504,330.000	
	COAL INDIA LTD	124,408	342.350	42,591,078.800	
	BAJAJ FINANCE LTD	2,052	7,130.100	14,630,965.200	
	INDIABULLS HOUSING FINANCE L	101,611	192.950	19,605,842.450	
	GAIL INDIA LTD	212,551	125.900	26,760,170.900	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	100,966	517.450	52,244,856.700	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	8,916	2,003.250	17,860,977.000	
	WIPRO LTD	30,047	406.250	12,206,593.750	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	16,975	3,513.750	59,645,906.250	
	INFOSYS LTD	67,287	1,459.600	98,212,105.200	
	LARSEN & TOUBRO LTD	17,219	3,083.750	53,099,091.250	
	TATA MOTORS LTD	150,626	712.350	107,298,431.100	
	ICICI BANK LTD	29,101	939.600	27,343,299.600	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	87,477	2,400.700	210,006,033.900	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	213,969	192.000	41,082,048.000	
	ITC LTD	65,064	437.200	28,445,980.800	
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	27,810	1,619.100	45,027,171.000	
	HERO MOTOCORP LTD	6,397	3,746.900	23,968,919.300	
	BHARTI AIRTEL LTD	40,759	995.400	40,571,508.600	
	UPL LTD	19,876	570.050	11,330,313.800	
	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	16,362	1,202.200	19,670,396.400	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	16,258	1,333.950	21,687,359.100	
	VEDANTA LTD	121,575	233.450	28,381,683.750	
インド・ルピー	小計			1,706,190,192.800 (3,037,018,542)	
インドネシア・ルピア	GOTO GOJEK TOKOPEDIA	25,467,000	94.000	2,393,898,000.000	
	UNITED TRACTORS TBK PT	83,300	22,450.000	1,870,085,000.000	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	761,000	5,525.000	4,204,525,000.000	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	2,074,600	3,720.000	7,717,512,000.000	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	662,200	5,225.000	3,459,995,000.000	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	848,700	8,900.000	7,553,430,000.000	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,378,000	5,850.000	8,061,300,000.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	2,368,200	5,300.000	12,551,460,000.000	
	ADARO ENERGY TBK PT	949,800	2,580.000	2,450,484,000.000	
インドネシア・ルピア 小計				50,262,689,000.000 (482,521,814)	
オフショア・人 民元	CHINA ENERGY ENGINEERING CORP LTD	228,100	2.130	485,853.000	
	INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	167,600	14.600	2,446,960.000	
	BANK OF BEIJING CO LTD -A	216,300	4.500	973,350.000	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-A	71,800	40.750	2,925,850.000	
	IND & COMM BK OF CHINA-A	474,600	4.770	2,263,842.000	
	SHANGHAI PHARMACEUTICALS-A	16,000	17.730	283,680.000	
	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	800	1,774.710	1,419,768.000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-A	31,800	23.130	735,534.000	
	POLY DEVELOPMENTS AND HOLD-A	68,100	10.350	704,835.000	
	SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	342,900	6.820	2,338,578.000	
	CITIC SECURITIES CO-A	29,600	21.400	633,440.000	
	CHINA MERCHANTS BANK-A	89,500	28.800	2,577,600.000	
	PING AN BANK CO LTD-A	114,600	9.720	1,113,912.000	
	CHINA STATE CONSTRUCTION -A	583,200	4.940	2,881,008.000	
	HAIER SMART HOME CO LTD-A	22,200	21.960	487,512.000	
	SAIC MOTOR CORP LTD-A	108,200	15.050	1,628,410.000	
	CHONGQING RURAL COMMERCIAL-A	43,900	4.040	177,356.000	
	CHINA COAL ENERGY CO-A	48,100	9.250	444,925.000	
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-A	61,660	9.850	607,351.000	
	METALLURGICAL CORP OF CHIN-A	155,700	3.080	479,556.000	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-A	62,200	5.590	347,698.000	
	JIANGXI COPPER CO LTD-A	17,800	17.800	316,840.000	
	YANKUANG ENERGY GROUP LTD A	7,500	20.600	154,500.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-A	30,600	6.340	194,004.000	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-A	918,600	3.630	3,334,518.000	
	BANK OF CHINA LTD-A	283,200	3.980	1,127,136.000	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-A	349,300	5.400	1,886,220.000	
	CHINA YANGTZE POWER CO LTD-A	58,100	22.460	1,304,926.000	
	BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	378,600	5.720	2,165,592.000	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-A	42,100	31.170	1,312,257.000	
	CHINA VANKE CO LTD -A	98,900	11.460	1,133,394.000	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-A	43,400	24.050	1,043,770.000	
	CHINA CITIC BANK CORP LTD-A	93,200	5.330	496,756.000	
	CHINA MINSHENG BANKING-A	354,700	3.790	1,344,313.000	
PICC HOLDING CO-A	67,700	5.010	339,177.000		
CHINA EVERBRIGHT BANK CO-A	513,200	2.870	1,472,884.000		
CRRC CORP LTD-A	154,100	5.170	796,697.000		
CHINA UNITED NETWORK-A	230,300	4.350	1,001,805.000		
CGN POWER CO LTD-A	18,900	2.980	56,322.000		
HUATAI SECURITIES CO LTD-A	30,500	14.380	438,590.000		
HAITONG SECURITIES CO LTD-A	46,300	9.720	450,036.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-A	291,300	5.610	1,634,193.000	
	BAOSHAN IRON & STEEL CO-A	188,000	6.170	1,159,960.000	
	NEW CHINA LIFE INSURANCE C-A	14,200	31.070	441,194.000	
	HUAXIA BANK CO LTD-A	194,300	5.750	1,117,225.000	
	BYD CO LTD -A	2,000	201.980	403,960.000	
	WEICHAI POWER CO LTD-A	33,500	15.090	505,515.000	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-A	47,500	12.150	577,125.000	
	HUANENG POWER INTL INC-A	62,500	7.370	460,625.000	
	POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-A	180,200	4.350	783,870.000	
オフショア・人民元 小計				53,410,422.000 (1,100,276,057)	
サウジアラビア・リアル	SAUDI ARABIAN MINING	18,418	38.650	711,855.700	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS	5,165	136.000	702,440.000	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	31,974	79.300	2,535,538.200	
	SAUDI TELECOM CO	53,768	38.450	2,067,379.600	
	AL RAJHI BANK	37,678	75.700	2,852,224.600	
	RIYAD BANK	21,155	27.100	573,300.500	
	ALINMA BANK	26,079	35.350	921,892.650	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	79,803	34.250	2,733,252.750	
	SAUDI ARABIAN OIL CO	84,842	33.300	2,825,238.600	
サウジアラビア・リアル 小計				15,923,122.600 (625,301,025)	
タイ・パーツ	SCB X PUBLIC COMPANY LIMITED NON-V	164,300	99.750	16,388,925.000	
	TRUE CORPORATION NON-VOTING DR PCL	684,900	5.950	4,075,155.000	
	SIAM CEMENT NON-VOTING DR PCL	8,081	23.424	189,294.190	
	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	27,100	151.000	4,092,100.000	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	63,100	290.000	18,299,000.000	
	KASIKORN BANK PCL-FOREIGN	38,500	131.500	5,062,750.000	
	KASIKORN BANK PCL-NVDR	97,900	131.500	12,873,850.000	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	3,614,100	1.570	5,674,137.000	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	132,700	25.250	3,350,675.000	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	46,500	218.000	10,137,000.000	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	581,700	18.400	10,703,280.000	
	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	675,700	7.700	5,202,890.000	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	158,700	26.250	4,165,875.000	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	71,100	153.000	10,878,300.000	
	IRPC PCL - NVDR	1,474,100	2.000	2,948,200.000	
	BANGCHAK CORP PCL-NVDR	138,500	44.250	6,128,625.000	
	PTT PCL-NVDR	1,571,400	35.000	54,999,000.000	
	THAI OIL PCL-NVDR	128,100	51.250	6,565,125.000	
	CP ALL PCL-NVDR	220,600	51.750	11,416,050.000	
	BANGKOK BANK PUBLIC CO-NVDR	71,100	151.000	10,736,100.000	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	444,700	7.700	3,424,190.000	
CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	504,200	19.700	9,932,740.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	241,800	38.500	9,309,300.000	
タイ・パーツ 小計				226,552,561.190 (956,051,808)	
チリ・ペソ	BANCO SANTANDER CHILE	4,765,281	42.300	201,571,386.300	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	2,472	44,000.000	108,768,000.000	
	FALABELLA SA	74,741	2,019.000	150,902,079.000	
	BANCO DE CHILE	2,345,213	96.300	225,844,011.900	
チリ・ペソ 小計				687,085,477.200 (116,172,412)	
トルコ・リラ	AKBANK T. A. S.	404,643	33.920	13,725,490.560	
	TURKIYE IS BANKASI-C	367,978	21.940	8,073,437.320	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	126,032	57.250	7,215,332.000	
	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	57,946	154.900	8,975,835.400	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	112,180	41.220	4,624,059.600	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	114,394	62.350	7,132,465.900	
	YAPI VE KREDI BANKASI	452,961	19.340	8,760,265.740	
	KOC HOLDING AS	86,810	143.200	12,431,192.000	
	TURK HAVA YOLLARI AO	41,697	255.000	10,632,735.000	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	31,799	312.000	9,921,288.000	
	トルコ・リラ 小計				91,492,101.520 (465,145,843)
ブラジル・リアル	CIA PARANAENSE DE ENERGIA	31,000	8.750	271,250.000	
	ENERGISA SA-UNITS	21,700	52.160	1,131,872.000	
	IRB BRASIL RESSEGUROS SA	38,400	48.930	1,878,912.000	
	VIBRA ENERGIA SA	178,000	22.620	4,026,360.000	
	GRUPO CASAS BAHIA SA	404,000	0.530	214,120.000	
	NATURA &CO HOLDING SA	71,000	16.220	1,151,620.000	
	TIM SA	63,626	17.050	1,084,823.300	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	35,800	13.170	471,486.000	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	706,900	35.230	24,904,087.000	
	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	94,900	7.750	735,475.000	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	582,359	16.130	9,393,450.670	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	383,636	31.110	11,934,915.960	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	65,800	16.290	1,071,882.000	
	VALE SA	256,690	73.450	18,853,880.500	
	GERDAU SA-PREF	91,660	22.350	2,048,601.000	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	472,500	37.350	17,647,875.000	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	91,473	10.820	989,737.860	
	ITAUSA SA	177,809	9.550	1,698,075.950	
	BRASKEM SA-PREF A	48,400	20.450	989,780.000	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	16,400	44.720	733,408.000	
	BANCO DO BRASIL S. A.	104,500	52.730	5,510,285.000	
	COSAN SA	66,000	17.490	1,154,340.000	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	71,000	40.740	2,892,540.000	
	CIA PARANAENSE DE ENERGI-PFB	146,000	9.410	1,373,860.000	
EMBRAER SA	52,400	20.390	1,068,436.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	METALURGICA GERDAU SA-PREF	139,000	10.410	1,446,990.000	
	CCR SA	88,100	13.380	1,178,778.000	
	BRF SA	206,900	15.090	3,122,121.000	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	20,500	66.830	1,370,015.000	
	LOJAS RENNER S. A.	43,575	16.090	701,121.750	
	JBS SA	152,400	23.210	3,537,204.000	
	USINAS SIDERURGICAS DE MINAS	28,200	7.670	216,294.000	
	SUZANO SA	27,645	54.250	1,499,741.250	
	MARFRIG GLOBAL FOODS SA	143,400	10.400	1,491,360.000	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	197,200	13.250	2,612,900.000	
	CIELO SA	176,928	3.730	659,941.440	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	42,500	34.160	1,451,800.000	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER	31,830	15.240	485,089.200	
	BANCO SANTANDER BRASIL-UNIT	45,000	30.700	1,381,500.000	
	TELEFONICA BRASIL S. A.	40,600	52.620	2,136,372.000	
	KLABIN SA - UNIT	44,100	23.430	1,033,263.000	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	136,100	24.720	3,364,392.000	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	59,700	26.490	1,581,453.000	
	COGNA EDUCACAO	349,100	3.130	1,092,683.000	
	BANCO BRADESCO S. A.	169,221	14.150	2,394,477.150	
AMBEV SA	216,000	13.300	2,872,800.000		
ブラジル・リアル 小計				148,861,369.030 (4,459,916,388)	
マレーシア・リンギット	MALAYAN BANKING BHD	133,800	9.040	1,209,552.000	
	PUBLIC BANK BERHAD	309,600	4.240	1,312,704.000	
	TOP GLOVE CORP BHD	824,400	0.860	708,984.000	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	110,400	7.080	781,632.000	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	299,700	5.640	1,690,308.000	
マレーシア・リンギット 小計				5,703,180.000 (180,173,721)	
メキシコ・ペソ	AMERICA MOVIL L	1,415,200	15.460	21,878,992.000	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	24,315	145.050	3,526,890.750	
	GRUPO TELEVISIA SAB-SER CPO	281,600	9.980	2,810,368.000	
	CEMEX SAB-CPO	1,263,319	12.040	15,210,360.760	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	83,500	215.000	17,952,500.000	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	18,100	173.610	3,142,341.000	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	37,400	86.310	3,227,994.000	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	127,400	75.570	9,627,618.000	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	159,200	66.970	10,661,624.000	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-0	111,900	157.750	17,652,225.000	
メキシコ・ペソ 小計				105,690,913.510 (899,493,088)	
香港・ドル	TRIP.COM GROUP LTD	14,450	272.800	3,941,960.000	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	8,350	337.800	2,820,630.000	
	NIO CLASS A INC	15,000	55.950	839,250.000	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	806,000	3.400	2,740,400.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	298,000	8.760	2,610,480.000	
	CHINA RESOURCES BEER HOLDING	18,000	34.850	627,300.000	
	TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	132,000	9.550	1,260,600.000	
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	160,000	11.040	1,766,400.000	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	172,200	7.200	1,239,840.000	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	3,667,800	4.010	14,707,878.000	
	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS	65,500	5.830	381,865.000	
	TENCENT HOLDINGS LTD	91,000	317.000	28,847,000.000	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	158,000	14.820	2,341,560.000	
	PETROCHINA CO LTD-H	3,008,000	5.070	15,250,560.000	
	ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	37,500	18.120	679,500.000	
	HUANENG POWER INTL INC-H	356,000	3.810	1,356,360.000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	120,000	18.280	2,193,600.000	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	90,000	5.900	531,000.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	5,698,000	4.480	25,527,040.000	
	CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	135,000	6.930	935,550.000	
	CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	886,000	3.560	3,154,160.000	
	GREENTOWN CHINA HOLDINGS	107,500	8.110	871,825.000	
	HUATAI SECURITIES CO LTD-H	116,000	9.710	1,126,360.000	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	44,000	28.000	1,232,000.000	
	POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	922,000	3.450	3,180,900.000	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	250,500	25.300	6,337,650.000	
	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	211,120	7.000	1,477,840.000	
	SINOPHARM GROUP CO-H	77,600	19.000	1,474,400.000	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	204,000	28.250	5,763,000.000	
	YANKUANG ENERGY GROUP COMPANY LTD	177,000	14.480	2,562,960.000	
	SINO BIOPHARMACEUTICAL	352,500	3.740	1,318,350.000	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	47,500	24.550	1,166,125.000	
	BYD CO LTD-H	7,500	211.800	1,588,500.000	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	4,418,000	2.860	12,635,480.000	
	NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	107,500	15.500	1,666,250.000	
	PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	832,000	2.500	2,080,000.000	
	CITIC LTD	184,000	7.250	1,334,000.000	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	241,500	6.180	1,492,470.000	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	7,254,000	3.720	26,984,880.000	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	24,000	44.700	1,072,800.000	
	CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	203,000	4.890	992,670.000	
	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	62,000	7.380	457,560.000	
	CHINA TOWER CORP LTD-H	2,310,000	0.800	1,848,000.000	
	XIAOMI CORP-CLASS B	618,200	15.480	9,569,736.000	
	MEITUAN-CLASS B	40,090	90.450	3,626,140.500	
	SEAZEN GROUP LTD	660,000	1.450	957,000.000	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	473,600	72.700	34,430,720.000	
	CHINA FEIHE LTD	187,000	4.560	852,720.000	
	CHINA ENERGY ENGINEERING C-H	518,000	0.740	383,320.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	134,000	5.380	720,920.000	
	JD.COM INC - CL A	94,645	106.600	10,089,157.000	
	NETEASE INC	39,900	176.800	7,054,320.000	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC	6,950	172.400	1,198,180.000	
	NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	39,100	61.700	2,412,470.000	
	METALLURGICAL CORP OF CHIN-H	518,000	1.450	751,100.000	
	HAIER SMART HOME CO LTD-H	73,200	22.600	1,654,320.000	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	21,500	56.950	1,224,425.000	
	BAIDU INC-CLASS A	78,850	115.100	9,075,635.000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	362,500	14.420	5,227,250.000	
	CRRC CORP LTD - H	343,000	3.160	1,083,880.000	
	CGN POWER CO LTD-H	798,000	1.870	1,492,260.000	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	563,500	35.750	20,145,125.000	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	163,000	6.570	1,070,910.000	
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	240,050	7.040	1,689,952.000	
	YUEXIU PROPERTY CO LTD	113,000	7.130	805,690.000	
	CHINA MINSHENG BANKING COR-H	1,024,080	2.600	2,662,608.000	
	COUNTRY GARDEN HOLDINGS CO	3,777,000	0.870	3,285,990.000	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	15,600	80.600	1,257,360.000	
	CHINA VANKE CO LTD-H	271,400	7.900	2,144,060.000	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	18,500	78.000	1,443,000.000	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	79,000	24.250	1,915,750.000	
	PICC PROPERTY & CASUALTY-H	530,000	9.030	4,785,900.000	
	LI NING CO LTD	16,500	21.350	352,275.000	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	159,000	14.520	2,308,680.000	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	418,000	2.840	1,187,120.000	
	SUNNY OPTICAL TECH	13,400	73.450	984,230.000	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	306,000	3.810	1,165,860.000	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	220,200	16.600	3,655,320.000	
	SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	83,000	11.220	931,260.000	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	344,000	10.560	3,632,640.000	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	25,200	53.200	1,340,640.000	
	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	242,000	3.940	953,480.000	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	150,000	12.220	1,833,000.000	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	110,000	8.900	979,000.000	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	358,000	3.490	1,249,420.000	
	BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	1,144,100	4.580	5,239,978.000	
	AGILE GROUP HOLDINGS LTD	518,000	0.900	466,200.000	
	CHONGQING RURAL COMMERCIAL-H	413,000	2.870	1,185,310.000	
	GCL-POLY ENERGY HOLDINGS LTD	917,000	1.050	962,850.000	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	81,000	16.160	1,308,960.000	
	CHINA MERCHANTS BANK-H	229,500	27.350	6,276,825.000	
	BANK OF CHINA LTD-H	5,569,000	2.840	15,815,960.000	
	CITIC SECURITIES CO LTD-H	88,500	16.080	1,423,080.000	
	CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	569,000	2.170	1,234,730.000	
	HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	4.400	1,179,200.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	192,500	13.640	2,625,700.000	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	124,000	4.480	555,520.000	
香港・ドル 小計				384,274,089.500 (7,239,723,846)	
台湾・ドル	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	47,000	181.000	8,507,000.000	
	GLOBALWAFERS CO LTD	11,000	584.000	6,424,000.000	
	SINO-AMERICAN SILICON PRODUC	32,000	185.000	5,920,000.000	
	TAIWAN CEMENT	402,247	34.250	13,776,959.750	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	246,000	127.000	31,242,000.000	
	THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	74,000	45.300	3,352,200.000	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	131,112	72.200	9,466,286.400	
	FORMOSA PLASTICS CORP	127,600	81.400	10,386,640.000	
	NAN YA PLASTICS CORP	131,140	68.400	8,969,976.000	
	WALSIN LIHWA CORP	133,000	39.350	5,233,550.000	
	CHINA STEEL CORP	478,686	26.200	12,541,573.200	
	LITE-ON TECHNOLOGY CORP	117,616	109.000	12,820,144.000	
	DELTA ELECTRONICS INC	55,000	317.000	17,435,000.000	
	YAGEO CORPORATION	16,734	599.000	10,023,666.000	
	WINBOND ELECTRONICS CORP	206,999	28.450	5,889,121.550	
	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	74,000	67.900	5,024,600.000	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	17,000	462.500	7,862,500.000	
	QUANTA COMPUTER INC	110,000	201.000	22,110,000.000	
	AUO CORP	651,600	16.500	10,751,400.000	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	171,400	120.000	20,568,000.000	
	MEDIATEK INC	41,003	948.000	38,870,844.000	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	46,000	196.500	9,039,000.000	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	107,800	112.000	12,073,600.000	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	188,000	42.550	7,999,400.000	
	CHINA AIRLINES LTD	202,000	21.050	4,252,100.000	
	WAN HAI LINES LTD	58,000	46.550	2,699,900.000	
	EVA AIRWAYS CORP	143,000	31.000	4,433,000.000	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO	237,462	63.700	15,126,329.400	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	435,838	45.750	19,939,588.500	
	CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL	519,000	12.600	6,539,400.000	
	E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	398,140	25.550	10,172,477.000	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	292,607	25.950	7,593,151.650	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	288,809	39.150	11,306,872.350	
	TAISHIN FINANCIAL HOLDING	290,729	18.050	5,247,658.450	
	SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	508,231	9.020	4,584,243.620	
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	391,863	18.800	7,367,024.400	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	579,028	26.850	15,546,901.800	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	252,157	27.500	6,934,317.500	
	LARGAN PRECISION CO LTD	4,000	2,385.000	9,540,000.000	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	26,000	512.000	13,312,000.000	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	37,000	175.000	6,475,000.000		
TAIWAN MOBILE CO LTD	57,000	98.900	5,637,300.000		



通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WISTRON CORP	209,110	93.300	19,509,963.000	
	INNOLUX CORP	637,806	12.600	8,036,355.600	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	77,000	81.000	6,237,000.000	
	PEGATRON CORP	75,000	81.700	6,127,500.000	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	53,000	104.500	5,538,500.000	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	38,713	183.000	7,084,479.000	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	204,988	26.700	5,473,179.600	
	POU CHEN	154,000	30.900	4,758,600.000	
	COMPAL ELECTRONICS	195,000	30.750	5,996,250.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	480,000	574.000	275,520,000.000	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	563,902	102.000	57,518,004.000	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	23,000	270.000	6,210,000.000	
	ASUSTEK COMPUTER INC	39,760	390.000	15,506,400.000	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	177,000	30.600	5,416,200.000	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	491,000	49.200	24,157,200.000	
台湾・ドル 小計				906,084,356.770 (4,269,107,055)	
南アフリカ・ランド	AngloGold Ashanti Plc	18,338	359.890	6,599,662.820	
	GOLD FIELDS LTD	33,982	282.760	9,608,750.320	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	2,041	1,960.370	4,001,115.170	
	OLD MUTUAL LTD	217,977	11.740	2,559,049.980	
	VODACOM GROUP LTD	26,291	98.940	2,601,231.540	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	23,499	259.780	6,104,570.220	
	NEDBANK GROUP LTD	22,167	213.150	4,724,896.050	
	BIDVEST GROUP LTD	13,204	235.310	3,107,033.240	
	BID CORP LTD	14,123	411.000	5,804,553.000	
	STANDARD BANK GROUP LTD	52,879	197.790	10,458,937.410	
	SASOL LTD	37,533	215.340	8,082,356.220	
	DISCOVERY LTD	23,681	135.350	3,205,223.350	
	EXXARO RESOURCES LTD	16,092	188.940	3,040,422.480	
	KUMBA IRON ORE LTD	6,200	602.620	3,736,244.000	
	SANLAM LTD	76,490	67.950	5,197,495.500	
	FIRSTRAND LTD	189,584	67.360	12,770,378.240	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	49,725	68.270	3,394,725.750	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	26,727	110.730	2,959,480.710	
	ABSA GROUP LTD	42,012	172.950	7,265,975.400	
	NASPERS LTD-N SHS	2,151	3,429.630	7,377,134.130	
MTN GROUP LTD	78,402	101.000	7,918,602.000		
IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	33,374	76.440	2,551,108.560		
SPAR GROUP LIMITED/THE	23,478	115.080	2,701,848.240		
ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	3,572	806.530	2,880,925.160		
SIBANYE STILLWATER LTD	266,840	20.780	5,544,935.200		
南アフリカ・ランド 小計				134,196,654.690 (1,053,443,739)	
合計				25,130,037,259 [25,130,037,259]	

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	INVESCO FTSE RAFI EMERGING M	395,500	7,261,380.000	
	アメリカ・ドル 小計			7,261,380.000 (1,067,931,156)	
投資証券 合計				1,067,931,156 [1,067,931,156]	
合計				1,067,931,156 [1,067,931,156]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 30 銘柄 投資証券 1 銘柄	18.7%	81.3%	5.0%
インド・ルピー	株式 45 銘柄	100%	-%	11.6%
インドネシア・ルピア	株式 9 銘柄	100%	-%	1.8%
オフショア・人民元	株式 50 銘柄	100%	-%	4.2%
サウジアラビア・リアル	株式 9 銘柄	100%	-%	2.4%
タイ・バーツ	株式 23 銘柄	100%	-%	3.6%
チリ・ペソ	株式 4 銘柄	100%	-%	0.4%
トルコ・リラ	株式 10 銘柄	100%	-%	1.8%
ブラジル・レアル	株式 46 銘柄	100%	-%	17.0%
マレーシア・リンギット	株式 5 銘柄	100%	-%	0.7%
メキシコ・ペソ	株式 10 銘柄	100%	-%	3.4%
香港・ドル	株式 97 銘柄	100%	-%	27.8%
台湾・ドル	株式 57 銘柄	100%	-%	16.3%
南アフリカ・ランド	株式 25 銘柄	100%	-%	4.0%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「外国株式インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年11月30日現在 金額(円)	2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	2,031,852,254	4,412,640,617
コール・ローン	17,666,040,102	21,476,693,013
株式	267,590,825,704	373,664,357,535
投資証券	6,560,957,279	7,914,490,575
派生商品評価勘定	654,308,499	767,966,339
未収入金	1,175,053	2,191,526
未収配当金	373,891,289	501,157,490
差入委託証拠金	4,463,843,737	7,673,160,653
流動資産合計	299,342,893,917	416,412,657,748
資産合計	299,342,893,917	416,412,657,748
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	869,807,209	430,202,473
未払金	5,561,220	-
未払解約金	94,261,100	112,438,900
流動負債合計	969,629,529	542,641,373
負債合計	969,629,529	542,641,373
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	69,133,888,947	78,806,686,628
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	229,239,375,441	337,063,329,747
元本等合計	298,373,264,388	415,870,016,375
純資産合計	298,373,264,388	415,870,016,375
負債純資産合計	299,342,893,917	416,412,657,748

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	2021 年 12 月 1 日	2022 年 12 月 1 日
期首元本額	61,024,141,090 円	69,133,888,947 円
期中追加設定元本額	13,890,679,058 円	14,051,097,197 円
期中一部解約元本額	5,780,931,201 円	4,378,299,516 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ外国株式インデックス V A	308,081,421 円	253,960,411 円
ダイワ国内重視バランスファンド 30VA (一般投資家私募)	3,459,588 円	2,398,033 円
ダイワ国内重視バランスファンド 50VA (一般投資家私募)	38,681,400 円	27,113,381 円
ダイワ国際分散バランスファンド 30VA (一般投資家私募)	6,474,561 円	4,173,336 円
ダイワ国際分散バランスファンド 50VA (一般投資家私募)	180,994,510 円	132,412,472 円
外国株式インデックスファンド (FOFs 用) (適格機関投資家専用)	67,499,826 円	99,283,243 円
ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用)	-円	90,561,111 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	507,554,812 円	751,588,780 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	2,997,935,211 円	4,575,264,354 円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	637,435,268 円	565,403,560 円
D-I's 外国株式インデックス	18,410,629 円	20,741,287 円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
DCダイワ・ターゲットイヤー 2050	45,911,834 円	52,732,027 円
i F r e e 外国株式インデック ス (為替ヘッジなし)	5,903,409,265 円	7,602,914,266 円
i F r e e 8資産バランス	1,346,263,819 円	1,483,695,864 円
i F r e e 年金バランス	249,849,751 円	320,411,034 円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2060	-円	3,052,677 円
DCダイワ外国株式インデック ス	43,789,686,887 円	47,516,377,923 円
ダイワ・ライフ・バランス30	521,693,855 円	507,111,516 円
ダイワ・ライフ・バランス50	1,000,508,647 円	1,075,299,438 円
ダイワ・ライフ・バランス70	822,473,467 円	1,029,409,746 円
大和DC海外株式インデックス ファンド	1,893,327,736 円	2,012,098,874 円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2030	12,179,865 円	12,430,841 円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2040	12,114,090 円	12,894,554 円
ダイワつみたてインデックス外 国株式	1,381,872,090 円	2,126,545,615 円
ダイワつみたてインデックスバ ランス30	1,875,196 円	2,059,357 円
ダイワつみたてインデックスバ ランス50	2,222,293 円	2,504,278 円
ダイワつみたてインデックスバ ランス70	4,706,722 円	5,293,680 円
ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジなし) (投資一任 専用)	4,098,586 円	11,365,941 円
ダイワ世界バランスファンド4 0VA	72,721,941 円	54,089,276 円
ダイワ世界バランスファンド6 0VA	53,797,340 円	34,472,185 円
ダイワ・バランスファンド35 VA	1,210,030,069 円	912,121,494 円
ダイワ・バランスファンド25 VA (適格機関投資家専用)	62,518,246 円	48,039,078 円
ダイワバランスファンド2021-02 (適格機関投資家専用)	173,081,567 円	140,584,660 円
ダイワ・インデックスセレクト 外国株式	1,145,121,735 円	1,397,074,322 円
ダイワ・ノーロード 外国株式フ ァンド	424,216,950 円	429,662,271 円
ダイワ外国株式インデックス (為替ヘッジなし) (ダイワS MA専用)	1,263,595,028 円	2,299,488,278 円
ダイワ投信倶楽部外国株式イン デックス	2,883,082,448 円	3,021,971,653 円
ダイワライフスタイル25	10,488,019 円	8,689,227 円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
ダイワライフスタイル50	43,394,568円	39,113,782円
ダイワライフスタイル75	33,119,707円	32,628,804円
ダイワバランスファンド2023-08 (適格機関投資家専用)	-円	89,653,999円
計	69,133,888,947円	78,806,686,628円
2. 期末日における受益権の総数	69,133,888,947口	78,806,686,628口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

区分	2023年11月30日現在
	(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

種類	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	△39,581,029,860	39,406,570,740
投資証券	△1,505,805,187	△350,897,450
合計	△41,086,835,047	39,055,673,290

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 1. 株式関連

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超				1年超		
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	23,750,625,017	-	24,154,881,137	404,256,120	33,591,785,481	-	34,198,119,607	606,334,126
合計	23,750,625,017	-	24,154,881,137	404,256,120	33,591,785,481	-	34,198,119,607	606,334,126

- (注)
- 時価の算定方法  
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
  - 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

#### 2. 通貨関連



種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	17,573,621,210	-	16,953,866,380	△619,754,830	21,334,077,040	-	21,065,506,780	△268,570,260
アメリカ・ドル	12,336,972,570	-	11,834,462,290	△502,510,280	14,981,847,160	-	14,646,268,980	△335,578,180
イギリス・ポンド	828,018,030	-	813,955,170	△14,062,860	1,079,899,470	-	1,101,174,230	21,274,760
イスラエル・シケル	32,484,240	-	32,263,680	△220,560	-	-	-	-
オーストラリア・ドル	594,996,870	-	584,194,590	△10,802,280	630,276,320	-	642,564,780	12,288,460
カナダ・ドル	847,777,660	-	806,418,570	△41,359,090	1,248,114,090	-	1,243,166,100	△4,947,990
スイス・フラン	829,345,070	-	815,725,680	△13,619,390	1,013,961,080	-	1,027,848,170	13,887,090
ユーロ	2,104,026,770	-	2,066,846,400	△37,180,370	2,379,978,920	-	2,404,484,520	24,505,600
合計	17,573,621,210	-	16,953,866,380	△619,754,830	21,334,077,040	-	21,065,506,780	△268,570,260

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の  
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	4.3159円	5.2771円
(1万口当たり純資産額)	(43,159円)	(52,771円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	5,700	190.640	1,086,648.000	
	PALO ALTO NETWORKS INC	14,800	288.910	4,275,868.000	
	FIRST SOLAR INC	4,900	155.430	761,607.000	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	8,600	137.880	1,185,768.000	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	6,200	124.470	771,714.000	
	JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	3,100	114.260	354,206.000	
	SYNCHRONY FINANCIAL	21,100	31.220	658,742.000	
	ABBOTT LABORATORIES	84,066	103.630	8,711,759.580	
	HOWMET AEROSPACE INC	18,983	51.590	979,332.970	
	VERISK ANALYTICS INC	7,100	238.260	1,691,646.000	
	LAS VEGAS SANDS CORP	16,600	45.340	752,644.000	
	AMPHENOL CORP-CL A	28,800	90.180	2,597,184.000	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	2,200	552.460	1,215,412.000	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	28,700	58.180	1,669,766.000	
	QORVO INC	4,820	95.890	462,189.800	
	AFLAC INC	27,800	81.630	2,269,314.000	
	DARDEN RESTAURANTS INC	5,900	155.730	918,807.000	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	7,900	83.600	660,440.000	
	ADOBE INC	22,020	617.390	13,594,927.800	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	9,400	74.750	702,650.000	
	LULULEMON ATHLETICA INC	5,600	438.350	2,454,760.000	
	GARMIN LTD	7,400	121.000	895,400.000	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	10,700	266.480	2,851,336.000	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	32,200	194.260	6,255,172.000	
	WR BERKLEY CORP	10,142	70.570	715,720.940	
	AUTOZONE INC	920	2,596.510	2,388,789.200	
	DOLLAR TREE INC	10,271	121.120	1,244,023.520	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	58,300	9.690	564,927.000	
	CELANESE CORP	4,950	137.440	680,328.000	
	DR HORTON INC	14,916	127.260	1,898,210.160	
	DENTSPLY SIRONA INC	10,300	31.330	322,699.000	
	AUTODESK INC	10,300	213.850	2,202,655.000	
	MOODY'S CORP	8,000	361.890	2,895,120.000	
	DEVON ENERGY CORP	31,000	44.880	1,391,280.000	
	ALBEMARLE CORP	5,700	123.380	703,266.000	
	ATMOS ENERGY CORP	7,000	112.050	784,350.000	
	ALLIANT ENERGY CORP	12,200	49.940	609,268.000	
	CITIGROUP INC	94,173	45.750	4,308,414.750	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	20,000	229.160	4,583,200.000	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	24,900	79.215	1,972,453.500	
DOMINO'S PIZZA INC	1,730	388.860	672,727.800		
HESS CORP	13,400	139.560	1,870,104.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DAVITA INC	2,750	99.610	273,927.500	
	DANAHER CORP	33,950	222.520	7,554,554.000	
	FORTIVE CORP	17,100	67.710	1,157,841.000	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	27,100	112.690	3,053,899.000	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	26,300	73.190	1,924,897.000	
	TE CONNECTIVITY LTD	15,195	130.430	1,981,883.850	
	APPLE INC	760,400	189.370	143,996,948.000	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	12,400	88.890	1,102,236.000	
	BOEING CO/THE	27,700	224.430	6,216,711.000	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	7,615	100.660	766,525.900	
	BECTON DICKINSON AND CO	13,699	235.690	3,228,717.310	
	LEIDOS HOLDINGS INC	6,300	106.220	669,186.000	
	NISOURCE INC	20,000	25.810	516,200.000	
	C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	5,500	81.570	448,635.000	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	37,571	47.550	1,786,501.050	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	203,404	37.760	7,680,535.040	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	62,750	358.690	22,507,797.500	
	ANSYS INC	4,200	298.860	1,255,212.000	
	TRUIST FINANCIAL CORP	64,417	32.130	2,069,718.210	
	BLACKSTONE GROUP INC/THE	34,200	111.370	3,808,854.000	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	101,600	48.720	4,949,952.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	141,270	154.320	21,800,786.400	
	T ROWE PRICE GROUP INC	10,900	99.160	1,080,844.000	
	LKQ CORP	12,900	44.390	572,631.000	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	15,012	58.230	874,148.760	
	CADENCE DESIGN SYS INC	13,200	275.210	3,632,772.000	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	5,000	348.350	1,741,750.000	
	DOLLAR GENERAL CORP	10,600	128.880	1,366,128.000	
	SERVICENOW INC	9,900	678.930	6,721,407.000	
	CATERPILLAR INC	24,900	249.450	6,211,305.000	
	BROWN & BROWN INC	11,700	72.970	853,749.000	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	12,100	35.370	427,977.000	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	2,500	197.100	492,750.000	
	CMS ENERGY CORP	14,100	56.750	800,175.000	
	MOSAIC CO/THE	16,100	36.420	586,362.000	
	DELTA AIR LINES INC	7,800	36.640	285,792.000	
	CORNING INC	39,100	28.220	1,103,402.000	
	CISCO SYSTEMS INC	197,050	48.050	9,468,252.500	
	MORGAN STANLEY	60,552	78.550	4,756,359.600	
	DECKERS OUTDOOR CORP	1,300	654.990	851,487.000	
	MSCI INC	3,900	526.570	2,053,623.000	
	FAIR ISAAC CORP	1,200	1,075.100	1,290,120.000	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	1,500	401.150	601,725.000	
	MANHATTAN ASSOCIATES INC	3,200	223.610	715,552.000	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	10,800	56.000	604,800.000	
	BROADCOM INC	19,912	940.830	18,733,806.960	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	2,300	232.070	533,761.000	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	3,100	127.950	396,645.000	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	6,000	164.010	984,060.000	
	ARAMARK	12,000	27.780	333,360.000	
	DTE ENERGY COMPANY	10,000	104.140	1,041,400.000	
	CENTENE CORP	26,507	70.480	1,868,213.360	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	5,100	179.500	915,450.000	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	23,400	27.240	637,416.000	
	DARLING INGREDIENTS INC	7,500	41.640	312,300.000	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	10,400	245.020	2,548,208.000	
	GARTNER INC	3,850	430.120	1,655,962.000	
	SPLUNK INC	7,600	150.600	1,144,560.000	
	DOMINION ENERGY INC	40,441	46.730	1,889,807.930	
	MONSTER BEVERAGE CORP	38,000	54.710	2,078,980.000	
	SMITH (A. O.) CORP	6,000	75.100	450,600.000	
	DEERE & CO	13,500	363.940	4,913,190.000	
	QUANTA SERVICES INC	7,000	185.610	1,299,270.000	
	POOL CORP	1,900	345.320	656,108.000	
	GLOBAL PAYMENTS INC	12,684	116.360	1,475,910.240	
	BURLINGTON STORES INC	3,100	171.520	531,712.000	
	NASDAQ INC	16,600	55.700	924,620.000	
	VAIL RESORTS INC	1,900	215.220	408,918.000	
	TARGA RESOURCES CORP	10,400	88.010	915,304.000	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	3,400	110.870	376,958.000	
	WESTLAKE CORP	1,800	128.770	231,786.000	
	CONSOLIDATED EDISON INC	16,800	89.940	1,510,992.000	
	COGNEX CORP	8,400	37.610	315,924.000	
	WEBSTER FINANCIAL CORP	8,500	44.540	378,590.000	
	TELEFLEX INC	2,300	221.250	508,875.000	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	4,000	182.050	728,200.000	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	3,600	348.920	1,256,112.000	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	1,100	304.490	334,939.000	
	CATALENT INC	8,700	39.570	344,259.000	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	7,000	173.360	1,213,520.000	
	MOLINA HEALTHCARE INC	2,800	350.820	982,296.000	
	CARLISLE COS INC	2,500	275.110	687,775.000	
	IDEX CORP	3,700	198.300	733,710.000	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	38,100	77.880	2,967,228.000	
	ROLLINS INC	11,607	40.190	466,485.330	
	AECOM	6,400	87.800	561,920.000	
	WATSCO INC	1,600	380.450	608,720.000	
	GRACO INC	8,000	80.100	640,800.000	
	AMETEK INC	11,200	152.880	1,712,256.000	
	TORO CO	4,900	82.510	404,299.000	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	11,800	94.660	1,116,988.000	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	7,850	53.230	417,855.500	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HEICO CORP	2,100	168.770	354,417.000	
	GENERAC HOLDINGS INC	3,000	115.600	346,800.000	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,800	454.390	817,902.000	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	12,600	94.000	1,184,400.000	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	2,000	407.310	814,620.000	
	COSTCO WHOLESALE CORP	21,360	587.860	12,556,689.600	
	EPAM SYSTEMS INC	2,800	261.980	733,544.000	
	RPM INTERNATIONAL INC	6,200	101.260	627,812.000	
	RELIANCE STEEL & ALUMINUM	2,800	270.250	756,700.000	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,300	2,189.110	2,845,843.000	
	CUMMINS INC	6,800	223.950	1,522,860.000	
	CDW CORP/DE	6,500	212.090	1,378,585.000	
	COSTAR GROUP INC	19,800	83.940	1,662,012.000	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	4,800	383.910	1,842,768.000	
	MERCADOLIBRE INC	2,190	1,610.580	3,527,170.200	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	3,500	156.010	546,035.000	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	12,816	166.660	2,135,914.560	
	DEXCOM INC	18,700	116.180	2,172,566.000	
	NORDSON CORP	2,490	232.600	579,174.000	
	COPART INC	41,500	50.220	2,084,130.000	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	8,300	153.790	1,276,457.000	
	SEAGEN INC	6,800	213.520	1,451,936.000	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	3,500	216.480	757,680.000	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	3,800	216.820	823,916.000	
	TRANSDIGM GROUP INC	2,690	952.820	2,563,085.800	
	BIO-TECHNE CORP	7,620	63.120	480,974.400	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	4,600	113.540	522,284.000	
	KINDER MORGAN INC	97,481	17.320	1,688,370.920	
	HCA HEALTHCARE INC	10,200	249.080	2,540,616.000	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	1,800	237.090	426,762.000	
	COTERRA ENERGY INC	36,600	26.090	954,894.000	
	T-MOBILE US INC	26,027	149.550	3,892,337.850	
	ZILLOW GROUP INC - C	7,450	42.290	315,060.500	
	COCA-COLA CO/THE	198,750	58.230	11,573,212.500	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	10,700	59.700	638,790.000	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	7,350	119.520	878,472.000	
	FRANKLIN RESOURCES INC	14,000	24.590	344,260.000	
	CSX CORP	99,100	31.730	3,144,443.000	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	4,300	214.090	920,587.000	
	EXPEDIA GROUP INC	6,825	135.750	926,493.750	
	AMAZON.COM INC	446,700	146.320	65,361,144.000	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	29,300	67.430	1,975,699.000	
	EXXON MOBIL CORP	195,505	102.340	20,007,981.700	
	AES CORP	32,400	17.220	557,928.000	
	EVEREST GROUP LTD	2,100	402.340	844,914.000	
	EOG RESOURCES INC	28,300	123.240	3,487,692.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EQT CORP	17,500	39.750	695,625.000	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	7,300	115.700	844,610.000	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	500	1,442.370	721,185.000	
	CENCORA INC	8,300	199.520	1,656,016.000	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	14,300	127.590	1,824,537.000	
	FORD MOTOR CO	190,123	10.590	2,013,402.570	
	EXACT SCIENCES CORP	8,700	65.060	566,022.000	
	ENTEGRIS INC	7,200	104.510	752,472.000	
	AERCAP HOLDINGS NV	8,200	66.480	545,136.000	
	FORTINET INC	32,300	53.600	1,731,280.000	
	MARKEL CORP	610	1,415.160	863,247.600	
	NEXTERA ENERGY INC	97,880	58.360	5,712,276.800	
	FREEPORT-MCMORAN INC	69,308	37.170	2,576,178.360	
	INSULET CORP	3,400	188.920	642,328.000	
	US BANCORP	74,100	37.790	2,800,239.000	
	UNITED RENTALS INC	3,300	476.220	1,571,526.000	
	F5 NETWORKS INC	2,900	170.050	493,145.000	
	SUPER MICRO COMPUTER INC	2,500	287.630	719,075.000	
	FASTENAL CO	27,600	59.640	1,646,064.000	
	FISERV INC	29,833	129.360	3,859,196.880	
	GENERAL ELECTRIC CO	52,706	118.860	6,264,635.160	
	AXON ENTERPRISE INC	3,400	225.860	767,924.000	
	PAYLOCITY HOLDING CORP	2,200	155.030	341,066.000	
	GENERAL MOTORS CO	67,300	31.600	2,126,680.000	
	GENERAL DYNAMICS CORP	11,300	244.830	2,766,579.000	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	16,150	340.260	5,495,199.000	
	FIRST HORIZON CORP	25,700	12.650	325,105.000	
	ALPHABET INC-CL A	287,300	134.990	38,782,627.000	
	ALPHABET INC-CL C	255,440	136.400	34,842,016.000	
	OWENS CORNING	4,400	134.140	590,216.000	
	GENERAL MILLS INC	28,300	62.590	1,771,297.000	
	FIRSTENERGY CORP	26,318	36.980	973,239.640	
	GENUINE PARTS CO	6,850	133.860	916,941.000	
	FIFTH THIRD BANCORP	33,000	28.410	937,530.000	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	9,250	188.660	1,745,105.000	
	HALLIBURTON CO	43,600	37.300	1,626,280.000	
	REPLIGEN CORP	2,600	159.490	414,674.000	
	HOME DEPOT INC	48,650	311.020	15,131,123.000	
	ASSURANT INC	2,650	163.800	434,070.000	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	69,800	11.130	776,874.000	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	1,910	233.750	446,462.500	
	HERSHEY CO/THE	7,100	185.720	1,318,612.000	
	HUMANA INC	6,000	482.410	2,894,460.000	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	12,600	204.330	2,574,558.000	
	HENRY SCHEIN INC	6,300	66.660	419,958.000	
	HP INC	47,300	29.070	1,375,011.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	62,500	16.520	1,032,500.000	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	18,000	82.380	1,482,840.000	
	KRAFT HEINZ CO/THE	41,803	35.080	1,466,449.240	
	ENPHASE ENERGY INC	6,600	100.960	666,336.000	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	43,900	156.410	6,866,399.000	
	HUBBELL INC	2,600	294.660	766,116.000	
	INTERNATIONAL PAPER CO	16,000	35.790	572,640.000	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	6,100	68.040	415,044.000	
	ZOETIS INC	22,400	175.790	3,937,696.000	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	10,999	222.630	2,448,707.370	
	LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	6,800	59.060	401,608.000	
	CHENIERE ENERGY INC	11,700	180.440	2,111,148.000	
	HYATT HOTELS CORP - CL A	2,300	113.810	261,763.000	
	ALLEGION PLC	4,350	104.590	454,966.500	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	6,800	134.890	917,252.000	
	WASTE CONNECTIONS INC	12,537	132.640	1,662,907.680	
	JUNIPER NETWORKS INC	15,600	28.040	437,424.000	
	JM SMUCKER CO/THE	5,000	108.580	542,900.000	
	JOHNSON & JOHNSON	116,500	152.110	17,720,815.000	
	ABBVIE INC	85,272	138.500	11,810,172.000	
	HOLOGIC INC	11,900	70.600	840,140.000	
	KIMBERLY-CLARK CORP	16,300	121.770	1,984,851.000	
	KROGER CO	33,000	43.640	1,440,120.000	
	KLA CORP	6,600	544.070	3,590,862.000	
	LOCKHEED MARTIN CORP	11,000	445.010	4,895,110.000	
	FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	3,400	237.230	806,582.000	
	BATH AND BODY WORKS INC WHEN ISSUE	10,500	32.050	336,525.000	
	LOWE'S COS INC	28,300	199.920	5,657,736.000	
	ELI LILLY & CO	38,985	591.860	23,073,662.100	
	LAM RESEARCH CORP	6,480	713.990	4,626,655.200	
	LOEWS CORP	9,400	68.510	643,994.000	
	MCDONALD'S CORP	35,350	280.380	9,911,433.000	
	3M CO	26,690	98.470	2,628,164.300	
	META PLATFORMS INC CLASS A	107,000	332.200	35,545,400.000	
	S&P GLOBAL INC	15,939	414.640	6,608,946.960	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	3,000	462.730	1,388,190.000	
	SOLAREDGE TECHNOLOGIES INC	2,720	78.550	213,656.000	
	PHILLIPS 66	22,200	122.220	2,713,284.000	
	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	7,300	195.550	1,427,515.000	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	16,050	39.430	632,851.500	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	12,100	64.280	777,788.000	
	METLIFE INC	31,500	63.160	1,989,540.000	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	41,600	56.100	2,333,760.000	
	ARISTA NETWORKS INC	12,700	219.300	2,785,110.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	8,098	319.040	2,583,585.920	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,100	1,092.430	1,201,673.000	
	BAKER HUGHES CO	49,023	33.340	1,634,426.820	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	5,600	270.560	1,515,136.000	
	MERCK & CO. INC.	122,721	101.130	12,410,774.730	
	DUPONT DE NEMOURS INC	22,551	71.440	1,611,043.440	
	MASCO CORP	10,900	60.370	658,033.000	
	M & T BANK CORP	7,999	127.730	1,021,712.270	
	MARSH & MCLENNAN COS	23,870	196.330	4,686,397.100	
	HEICO CORP-CLASS A	3,620	135.990	492,283.800	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	12,402	202.480	2,511,156.960	
	WORKDAY INC-CLASS A	10,000	263.490	2,634,900.000	
	BLOCK INC CLASS A	26,312	63.730	1,676,863.760	
	TRANSUNION	9,300	58.790	546,747.000	
	VISTRA CORP	17,600	34.920	614,592.000	
	NETAPP INC	10,300	89.540	922,262.000	
	NIKE INC -CL B	59,600	110.370	6,578,052.000	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	11,000	215.080	2,365,880.000	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	26,300	82.980	2,182,374.000	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	9,605	103.750	996,518.750	
	ALLY FINANCIAL INC	14,200	28.640	406,688.000	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	7,000	467.410	3,271,870.000	
	APTIV PLC	13,700	82.270	1,127,099.000	
	NEWMONT CORP	38,411	40.380	1,551,036.180	
	MCKESSON CORP	6,500	456.700	2,968,550.000	
	XYLEM INC	11,600	103.500	1,200,600.000	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	75,100	93.650	7,033,115.000	
	NUCOR CORP	12,200	163.780	1,998,116.000	
	GODADDY INC - CLASS A	7,000	97.920	685,440.000	
	EVERGY INC	11,150	50.640	564,636.000	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	33,524	60.330	2,022,502.920	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	1,250	286.970	358,712.500	
	OKTA INC	7,500	70.770	530,775.000	
	LIBERTY BROADBAND-C	5,800	82.410	477,978.000	
	WIX.COM LTD	2,810	102.110	286,929.100	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	16,800	29.960	503,328.000	
	KKR & CO INC	29,200	74.740	2,182,408.000	
	PAYCHEX INC	15,700	121.150	1,902,055.000	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	2,900	973.940	2,824,426.000	
	ALTRIA GROUP INC	86,300	41.760	3,603,888.000	
	P G & E CORP	92,000	17.170	1,579,640.000	
	PFIZER INC	273,113	30.080	8,215,239.040	
	CIGNA CORP	14,300	262.870	3,759,041.000	
	DELL TECHNOLOGIES -C	12,401	75.060	930,819.060	
	XCEL ENERGY INC	26,600	60.000	1,596,000.000	
	STERIS PLC	4,800	197.440	947,712.000	



通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SEA LTD-ADR	19,000	36.740	698,060.000	
	FOX CORP - CLASS B	6,533	27.690	180,898.770	
	FOX CORP - CLASS A	13,699	29.580	405,216.420	
	STRYKER CORP	16,480	294.370	4,851,217.600	
	DOW INC	34,218	51.330	1,756,409.940	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	5,300	95.010	503,553.000	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	11,500	67.950	781,425.000	
	PARKER HANNIFIN CORP	6,200	428.060	2,653,972.000	
	UBER TECHNOLOGIES INC	88,100	56.400	4,968,840.000	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	11,300	229.880	2,597,644.000	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	113,967	151.130	17,223,832.710	
	EXELON CORP	48,122	38.390	1,847,403.580	
	INGERSOLL-RAND INC	19,608	69.600	1,364,716.800	
	NVR INC	160	6,107.110	977,137.600	
	CONOCOPHILLIPS	58,502	113.970	6,667,472.940	
	TWILIO INC - A	8,300	66.130	548,879.000	
	DOCUSIGN INC	9,800	43.620	427,476.000	
	PAYCOM SOFTWARE INC	2,500	181.290	453,225.000	
	CERIDIAN HCM HOLDING INC	7,100	69.130	490,823.000	
	PEPSICO INC	66,600	167.160	11,132,856.000	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	2,220	199.260	442,357.200	
	DROPBOX INC-CLASS A	12,600	28.080	353,808.000	
	MONGODB INC	3,400	420.510	1,429,734.000	
	SNAP INC - A	49,700	12.980	645,106.000	
	CORTEVA INC	34,368	45.500	1,563,744.000	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	17,600	96.600	1,700,160.000	
	AMCOR PLC	71,100	9.490	674,739.000	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	10,800	234.440	2,531,952.000	
	ROKU INC	6,000	106.750	640,500.000	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	9,400	131.220	1,233,468.000	
	ACCENTURE PLC-CL A	30,500	333.340	10,166,870.000	
	PENTAIR PLC	7,975	63.720	508,167.000	
	QUALCOMM INC	53,900	127.910	6,894,349.000	
	INVESCO LTD	16,700	14.280	238,476.000	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	11,800	74.170	875,206.000	
	DATADOG INC - CLASS A	12,200	116.650	1,423,130.000	
	PINTEREST INC- CLASS A	28,700	33.280	955,136.000	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	5,200	808.590	4,204,668.000	
	REPUBLIC SERVICES INC	10,700	159.930	1,711,251.000	
	BOOKING HOLDINGS INC	1,800	3,126.290	5,627,322.000	
	ROSS STORES INC	16,500	129.200	2,131,800.000	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	4,330	161.850	700,810.500	
	RESMED INC	7,100	158.850	1,127,835.000	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	5,430	135.270	734,516.100	
	ROBERT HALF INTL INC	5,200	80.500	418,600.000	
	MODERNA INC	15,700	79.010	1,240,457.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HUBSPOT INC	2,280	496.520	1,132,065.600	
	REVVITY INC	6,100	89.410	545,401.000	
	CARRIER GLOBAL CORP	40,387	52.210	2,108,605.270	
	OTIS WORLDWIDE CORP	20,038	84.330	1,689,804.540	
	BILL HOLDINGS INC	4,500	67.940	305,730.000	
	AVANTOR INC	32,700	20.860	682,122.000	
	CARLYLE GROUP INC/THE	10,200	34.520	352,104.000	
	DYNATRACE INC	12,200	53.430	651,846.000	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	21,500	70.370	1,512,955.000	
	REGIONS FINANCIAL CORP	45,385	16.470	747,490.950	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC-A	13,200	14.220	187,704.000	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	18,400	26.900	494,960.000	
	MATCH GROUP INC	13,500	32.480	438,480.000	
	CHEVRON CORP	87,818	143.910	12,637,888.380	
	ZSCALER INC	4,200	199.840	839,328.000	
	EDISON INTERNATIONAL	18,500	65.780	1,216,930.000	
	ETSY INC	6,000	77.200	463,200.000	
	TESLA INC	137,950	244.140	33,679,113.000	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	12,600	175.320	2,209,032.000	
	GEN DIGITAL INC	27,900	21.770	607,383.000	
	UNITY SOFTWARE INC	11,300	30.360	343,068.000	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	7,402	91.460	676,986.920	
	SYNOPSIS INC	7,400	552.460	4,088,204.000	
	CHEWY INC - CLASS A	5,750	17.730	101,947.500	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	13,300	78.310	1,041,523.000	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	5,005	398.900	1,996,494.500	
	VIATRIS INC	58,021	9.130	529,731.730	
	DOORDASH INC - A	12,250	94.960	1,163,260.000	
	ROBLOX CORP -CLASS A	20,300	38.680	785,204.000	
	AIRBNB INC-CLASS A	19,900	126.480	2,516,952.000	
	CBRE GROUP INC - A	15,000	79.380	1,190,700.000	
	SOUTHERN CO/THE	52,700	70.230	3,701,121.000	
	SYSCO CORP	24,500	71.710	1,756,895.000	
	TRAVELERS COS INC/THE	11,203	177.440	1,987,860.320	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	2,900	54.540	158,166.000	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	5,300	57.880	306,764.000	
	STEEL DYNAMICS INC	8,150	115.490	941,243.500	
	SCHLUMBERGER LTD	68,952	51.870	3,576,540.240	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	7,400	32.370	239,538.000	
	AT&T INC	345,891	16.300	5,638,023.300	
	APA CORP	14,900	36.310	541,019.000	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	6,950	25.330	176,043.500	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	20,900	71.620	1,496,858.000	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	10,400	45.030	468,312.000	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	11,900	273.720	3,257,268.000	
	SEMPRA ENERGY	30,400	72.950	2,217,680.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	10,500	52.630	552,615.000	
	CLARIVATE PLC	17,500	7.700	134,750.000	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	87,700	19.840	1,739,968.000	
	UIPATH INC - CLASS A	17,500	19.870	347,725.000	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	8,850	78.480	694,548.000	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	8,100	127.820	1,035,342.000	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	43,900	153.200	6,725,480.000	
	SALESFORCE.COM INC	46,966	230.350	10,818,618.100	
	WESTROCK CO	12,400	40.100	497,240.000	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC CLASS	19,209	92.270	1,772,414.430	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	33,234	52.760	1,753,425.840	
	TERADYNE INC	7,500	92.760	695,700.000	
	UNION PACIFIC CORP	29,480	221.470	6,528,935.600	
	MARATHON OIL CORP	29,900	25.300	756,470.000	
	MARATHON PETROLEUM CORP	22,188	147.420	3,270,954.960	
	RTX CORP	70,679	80.950	5,721,465.050	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	35,100	152.290	5,345,379.000	
	IQVIA HOLDINGS INC	9,004	213.810	1,925,145.240	
	AMEREN CORPORATION	12,700	76.990	977,773.000	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	44,966	534.980	24,055,910.680	
	TOAST INC CLASS A	14,400	15.270	219,888.000	
	VERISIGN INC	4,500	211.700	952,650.000	
	LUCID GROUP INC	44,900	4.360	195,764.000	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC CLASS A (PRO	30,900	17.320	535,188.000	
	ROBINHOOD MARKETS INC CLASS A (PRO	22,200	8.920	198,024.000	
	VALERO ENERGY CORP	17,642	124.080	2,189,019.360	
	ULTA BEAUTY INC	2,400	420.010	1,008,024.000	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	12,488	44.390	554,342.320	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	3,130	135.750	424,897.500	
	ELEVANCE HEALTH INC	11,500	465.360	5,351,640.000	
	WALT DISNEY CO/THE	88,362	92.500	8,173,485.000	
	WELLS FARGO & CO	177,122	43.780	7,754,401.160	
	WASTE MANAGEMENT INC	19,700	169.740	3,343,878.000	
	WILLIAMS COS INC	58,900	36.440	2,146,316.000	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	5,300	200.190	1,061,007.000	
	WHIRLPOOL CORP	2,700	109.630	296,001.000	
	WALMART INC	71,600	156.080	11,175,328.000	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	10,100	113.920	1,150,592.000	
	WYNN RESORTS LTD	5,000	83.670	418,350.000	
	GRAB HOLDINGS CORP CLASS A	97,400	3.080	299,992.000	
	WABTEC CORP	8,711	115.200	1,003,507.200	
	TJX COMPANIES INC	55,600	88.100	4,898,360.000	
	WATERS CORP	2,900	279.740	811,246.000	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	2,500	236.620	591,550.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	35,500	19.980	709,290.000	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	5,063	240.770	1,219,018.510	
	WESTERN DIGITAL CORP	15,500	47.320	733,460.000	
	WEC ENERGY GROUP INC	15,300	82.970	1,269,441.000	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	24,100	63.290	1,525,289.000	
	VISA INC-CLASS A SHARES	78,250	254.230	19,893,497.500	
	PPL CORP	35,700	26.030	929,271.000	
	CONSTELLATION ENERGY CORP WHEN ISS	15,724	120.580	1,895,999.920	
	PULTEGROUP INC	10,850	88.010	954,908.500	
	WARNER BROS. DISCOVERY INC SERIES	111,853	10.780	1,205,775.340	
	PPG INDUSTRIES INC	11,400	139.550	1,590,870.000	
	NORTHERN TRUST CORP	10,100	78.280	790,628.000	
	FERGUSON PLC	9,900	168.680	1,669,932.000	
	NVIDIA CORP	119,480	481.400	57,517,672.000	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	19,313	132.380	2,556,654.940	
	DRAFTKINGS INC CLASS A	21,600	38.270	826,632.000	
	ASPEN TECHNOLOGY CORP	1,400	186.580	261,212.000	
	TYSON FOODS INC-CL A	13,800	47.090	649,842.000	
	NETFLIX INC	21,490	477.190	10,254,813.100	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	18,700	492.920	9,217,604.000	
	NRG ENERGY INC	11,150	46.850	522,377.500	
	GLOBE LIFE INC	4,255	120.260	511,706.300	
	TEXTRON INC	9,800	74.830	733,334.000	
	NEWS CORP - CLASS A	17,887	22.340	399,595.580	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	350	1,652.070	578,224.500	
	OMNICOM GROUP	9,700	79.790	773,963.000	
	JACOBS SOLUTIONS INC	6,120	126.200	772,344.000	
	ORACLE CORP	78,833	116.210	9,161,182.930	
	MASTERCARD INC - A	40,900	409.820	16,761,638.000	
	ONEOK INC	21,600	67.390	1,455,624.000	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	5,200	525.830	2,734,316.000	
	U HAUL NON VOTING SERIES N	4,600	53.650	246,790.000	
	ARES MANAGEMENT CORP CLASS A	7,800	111.150	866,970.000	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	5,500	79.765	438,707.500	
	HF SINCLAIR CORP	7,300	52.730	384,929.000	
	OVINTIV INC	12,100	43.920	531,432.000	
	YUM! BRANDS INC	13,600	125.520	1,707,072.000	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	8,200	157.010	1,287,482.000	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	9,200	60.100	552,920.000	
	BANK OF AMERICA CORP	346,801	30.310	10,511,538.310	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	2,300	399.100	917,930.000	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	9,100	89.740	816,634.000	
	AMERICAN EXPRESS CO	30,600	167.430	5,123,358.000	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES	20,035	67.710	1,356,569.850	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	LINDE PLC	23,746	411.390	9,768,866.940	
	ANALOG DEVICES INC	24,191	182.710	4,419,937.610	
	ALBERTSONS COMPANY INC CLASS A	15,400	21.300	328,020.000	
	MONDAYCOM LTD	1,100	175.000	192,500.000	
	ADVANCED MICRO DEVICES	77,927	123.850	9,651,258.950	
	LIBERTY MEDIA LIBERTY SIRIUSXM COR	8,028	26.940	216,274.320	
	LIBERTY MEDIA FORMULA ONE CORP SER	9,600	63.380	608,448.000	
	CONFLUENT INC CLASS A	8,500	21.220	180,370.000	
	KENVUE INC	74,100	20.080	1,487,928.000	
	GLOBAL E ONLINE LTD	4,700	34.370	161,539.000	
	VERALTO CORP	11,316	74.220	839,873.520	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	34,972	64.830	2,267,234.760	
	BUNGE GLOBAL LTD	7,300	108.100	789,130.000	
	LIBERTY GLOBAL LTD CLASS C	12,973	16.890	219,113.970	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	7,700	96.000	739,200.000	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	11,100	105.910	1,175,601.000	
	AVERY DENNISON CORP	3,930	192.360	755,974.800	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	24,500	70.120	1,717,940.000	
	EMERSON ELECTRIC CO	27,600	88.310	2,437,356.000	
	AON PLC-CLASS A	9,900	322.100	3,188,790.000	
	AMGEN INC	25,800	266.600	6,878,280.000	
	EATON CORP PLC	19,336	225.800	4,366,068.800	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	8,000	237.950	1,903,600.000	
	APPLIED MATERIALS INC	40,600	149.360	6,064,016.000	
	CME GROUP INC	17,400	214.840	3,738,216.000	
	ECOLAB INC	12,400	188.630	2,339,012.000	
	EQUIFAX INC	5,900	216.600	1,277,940.000	
	GILEAD SCIENCES INC	60,300	75.230	4,536,369.000	
	KEURIG DR PEPPER INC	44,100	31.730	1,399,293.000	
	HORMEL FOODS CORP	14,500	30.470	441,815.000	
	STATE STREET CORP	16,713	71.740	1,198,990.620	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	72,740	59.610	4,336,031.400	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	24,400	36.400	888,160.000	
	CAMPBELL SOUP CO	9,400	39.760	373,744.000	
	CROWN HOLDINGS INC	5,780	84.070	485,924.600	
	CARDINAL HEALTH INC	12,300	105.300	1,295,190.000	
	FEDEX CORP	11,500	253.930	2,920,195.000	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	18,454	110.130	2,032,339.020	
	FMC CORP	6,050	52.680	318,714.000	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	12,313	75.230	926,306.990	
	INTEL CORP	201,700	44.940	9,064,398.000	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	18,700	30.640	572,968.000	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	15,050	76.980	1,158,549.000	
	WOLFSPEED INC	5,800	36.250	210,250.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ILLINOIS TOOL WORKS	14,700	240.830	3,540,201.000	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	38,600	4.700	181,420.000	
	ILLUMINA INC	7,600	101.570	771,932.000	
	SEALED AIR CORP	6,700	33.160	222,172.000	
	INTUITIVE SURGICAL INC	17,000	310.760	5,282,920.000	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	4,850	146.170	708,924.500	
	SNAP-ON INC	2,600	271.840	706,784.000	
	CARMAX INC	7,700	63.160	486,332.000	
	DUKE ENERGY CORP	37,328	90.710	3,386,022.880	
	TARGET CORP	22,300	131.320	2,928,436.000	
	DOVER CORP	6,800	140.770	957,236.000	
	WW GRAINGER INC	2,200	775.690	1,706,518.000	
	JABIL INC	6,800	115.240	783,632.000	
	CINTAS CORP	4,400	549.080	2,415,952.000	
	CONAGRA BRANDS INC	23,100	28.020	647,262.000	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	7,000	97.530	682,710.000	
	CLOROX COMPANY	6,000	142.340	854,040.000	
	ENTERGY CORP	10,200	100.590	1,026,018.000	
	MICROSOFT CORP	341,600	378.850	129,415,160.000	
	INCYTE CORP	9,200	53.390	491,188.000	
	CVS HEALTH CORP	61,969	66.900	4,145,726.100	
	MEDTRONIC PLC	64,298	78.860	5,070,540.280	
	MICRON TECHNOLOGY INC	53,000	76.690	4,064,570.000	
	BLACKROCK INC	7,200	747.300	5,380,560.000	
	CENTERPOINT ENERGY INC	30,500	27.890	850,645.000	
	HASBRO INC	6,400	46.430	297,152.000	
	KELLOGG CO	13,300	51.660	687,078.000	
	KEYCORP	45,300	12.440	563,532.000	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	65,911	70.440	4,642,770.840	
	COOPER COS INC/THE	2,400	331.590	795,816.000	
	CHUBB LTD	19,999	225.080	4,501,374.920	
	ARROW ELECTRONICS INC	2,900	119.580	346,782.000	
	ALLSTATE CORP	12,700	135.490	1,720,723.000	
	EBAY INC	25,900	40.640	1,052,576.000	
	PAYPAL HOLDINGS INC	51,250	57.970	2,970,962.500	
	EASTMAN CHEMICAL CO	5,800	83.190	482,502.000	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	11,200	125.600	1,406,720.000	
	TRIMBLE INC	12,000	45.920	551,040.000	
	LENNAR CORP-A	12,200	126.840	1,547,448.000	
	LEAR CORP	2,900	134.810	390,949.000	
	PROGRESSIVE CORP	28,300	163.000	4,612,900.000	
	PACCAR INC	25,255	91.310	2,306,034.050	
	BIOGEN INC	7,000	232.060	1,624,420.000	
	IDEXX LABORATORIES INC	4,000	466.740	1,866,960.000	
	STARBUCKS CORP	55,400	99.850	5,531,690.000	
	PTC INC	5,400	155.490	839,646.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EVERSOURCE ENERGY	16,900	59.710	1,009,099.000	
	INTUIT INC	13,480	577.230	7,781,060.400	
	BORGWARNER INC	11,400	34.160	389,424.000	
	BEST BUY CO INC	9,550	70.780	675,949.000	
	BALL CORP	15,204	54.820	833,483.280	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	69,497	55.440	3,852,913.680	
	ELECTRONIC ARTS INC	12,800	137.310	1,757,568.000	
	VULCAN MATERIALS CO	6,400	212.680	1,361,152.000	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	12,500	351.000	4,387,500.000	
	VF CORP	16,000	17.130	274,080.000	
	PARAMOUNT GLOBAL CLASS B	27,125	14.410	390,871.250	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	2,500	87.800	219,500.000	
	CARNIVAL CORP	48,700	14.910	726,117.000	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	25,000	16.900	422,500.000	
	COMCAST CORP-CLASS A	200,990	41.630	8,367,213.700	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	8,700	39.460	343,302.000	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	57,600	3.190	183,744.000	
	アメリカ・ドル 小計				1,905,237,535.260 (280,203,284,311)
イギリス・ポンド	SHELL PLC	316,434	25.535	8,080,142.190	
	HALEON PLC	264,482	3.311	875,699.900	
	WISE PLC CLASS A	30,273	7.812	236,492.670	
	BP PLC	818,883	4.719	3,864,718.310	
	UNILEVER PLC	119,031	37.535	4,467,828.580	
	BARCLAYS PLC	736,615	1.403	1,033,470.840	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	398,738	2.634	1,050,275.890	
	PRUDENTIAL PLC	130,355	8.542	1,113,492.410	
	NATWEST GROUP PLC	275,393	2.064	568,411.150	
	JOHNSON MATTHEY PLC	8,388	16.065	134,753.220	
	BAE SYSTEMS PLC	144,309	10.350	1,493,598.150	
	AVIVA PLC	127,014	4.156	527,870.180	
	GSK	193,876	14.010	2,716,202.760	
	INFORMA PLC	66,343	7.380	489,611.340	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	70,266	5.230	367,491.180	
	AUTO TRADER GROUP PLC	43,578	7.182	312,977.190	
	DCC PLC	4,696	53.620	251,799.520	
	OCADO GROUP PLC	27,677	5.936	164,290.670	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	3,502	91.760	321,343.520	
	HALMA PLC	18,019	21.240	382,723.560	
	ENTAIN PLC	30,469	8.002	243,812.930	
	JD SPORTS FASHION PLC	123,236	1.573	193,850.220	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	35,703	4.637	165,554.810	
	M&G PLC	104,504	2.104	219,876.410	
ENDEAVOUR MINING PLC	9,141	18.340	167,645.940		
RELX PLC	89,622	30.460	2,729,886.120		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DIAGEO PLC	106,361	27.400	2,914,291.400	
	RIO TINTO PLC	53,307	54.000	2,878,578.000	
	STANDARD CHARTERED PLC	112,254	6.404	718,874.610	
	TESCO PLC	338,702	2.844	963,268.480	
	SMITH & NEPHEW PLC	41,344	10.215	422,328.960	
	GLENCORE PLC	497,895	4.439	2,210,404.850	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	16,956	7.104	120,455.420	
	SMITHS GROUP PLC	16,614	16.365	271,888.110	
	PEARSON PLC	30,619	9.274	283,960.600	
	SAINSBURY (J) PLC	78,274	2.835	221,906.790	
	NEXT PLC	5,620	79.300	445,666.000	
	TAYLOR WIMPEY PLC	167,629	1.291	216,409.030	
	WHITBREAD PLC	9,218	31.100	286,679.800	
	BUNZL PLC	15,999	29.430	470,850.570	
	VODAFONE GROUP PLC	1,145,592	0.708	811,193.690	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	6,627	44.500	294,901.500	
	KINGFISHER PLC	85,779	2.201	188,799.570	
	WPP PLC	50,889	7.030	357,749.670	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	32,280	11.250	363,150.000	
	SEVERN TRENT PLC	11,946	27.160	324,453.360	
	RENTOKIL INITIAL PLC	119,317	4.346	518,551.680	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	33,978	53.900	1,831,414.200	
	ST JAMES' S PLACE PLC	26,055	6.474	168,680.070	
	SCHRODERS PLC	39,815	4.010	159,658.150	
	SSE PLC	51,622	18.305	944,940.710	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	46,260	5.082	235,093.320	
	ASTRAZENECA PLC	73,382	100.320	7,361,682.240	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	283,052	2.285	646,773.820	
	3I GROUP PLC	46,084	22.310	1,028,134.040	
	ASHTAD GROUP PLC	20,746	47.340	982,115.640	
	SAGE GROUP PLC/THE	48,536	11.300	548,456.800	
	NATIONAL GRID PLC	174,349	10.255	1,787,948.990	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	3,016,079	0.434	1,310,486.320	
	IMPERIAL BRANDS PLC	40,812	18.345	748,696.140	
	CRH PLC	33,942	49.230	1,670,964.660	
	CENTRICA PLC	279,988	1.474	412,702.310	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS (THE) PLC	4,918	46.460	228,490.280	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	100,593	25.145	2,529,410.980	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	16,469	23.880	393,279.720	
	HSBC HOLDINGS PLC	934,951	5.948	5,561,088.540	
	ANGLO AMERICAN PLC	60,164	21.385	1,286,607.140	
	MONDI PLC	22,986	14.000	321,804.000	
	COMPASS GROUP PLC	82,031	20.170	1,654,565.270	
	PERSIMMON PLC	15,188	12.590	191,216.920	
	BT GROUP PLC	345,300	1.225	423,165.150	



通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	COCA-COLA HBC AG-DI	10,136	21.790	220,863.440	
	BURBERRY GROUP PLC	17,870	14.500	259,115.000	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	8,005	61.160	489,585.800	
	INTERTEK GROUP PLC	7,660	39.840	305,174.400	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	18,886	89.100	1,682,742.600	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	7,866	17.225	135,491.850	
	ADMIRAL GROUP PLC	9,779	27.030	264,326.370	
	ANTOFAGASTA PLC	18,717	14.185	265,500.640	
	ABRDN PLC	90,862	1.672	151,921.260	
	EXPERIAN PLC	43,565	29.180	1,271,226.700	
イギリス・ポンド 小計				84,931,505.220 (15,868,602,435)	
イスラエル・シ ュケル	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	64,314	18.530	1,191,738.420	
	AZRIELI GROUP LTD	2,207	221.700	489,291.900	
	ICL GROUP LTD	38,090	19.430	740,088.700	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,383	759.100	1,049,835.300	
	BANK HAPOALIM BM	66,050	32.000	2,113,600.000	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	79,801	28.800	2,298,268.800	
	NICE LTD	3,290	717.800	2,361,562.000	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	8,029	136.400	1,095,155.600	
イスラエル・シケル 小計				11,339,540.720 (452,599,625)	
オーストラリ ア・ドル	THE LOTTERY CORPORATION LTD	100,640	4.560	458,918.400	
	TELSTRA GROUP LTD	182,347	3.780	689,271.660	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	135,560	24.180	3,277,840.800	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	124,781	3.420	426,751.020	
	BHP GROUP LTD	228,501	46.190	10,554,461.190	
	SOUTH32 LTD	205,649	3.060	629,285.940	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	85,646	31.000	2,655,026.000	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	76,385	24.780	1,892,820.300	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	141,629	28.100	3,979,774.900	
	WESTPAC BANKING CORP	158,275	21.150	3,347,516.250	
	SANTOS LTD	144,925	6.940	1,005,779.500	
	RIO TINTO LTD	16,744	124.580	2,085,967.520	
	ORIGIN ENERGY LTD	75,281	8.400	632,360.400	
	AURIZON HOLDINGS LTD	83,843	3.550	297,642.650	
	PILBARA MINERALS LTD	122,421	3.560	435,818.760	
	XERO LTD	6,482	102.080	661,682.560	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	10,388	33.500	347,998.000	
	COLES GROUP LTD	60,347	15.200	917,274.400	
	WISETECH GLOBAL LTD	7,381	66.000	487,146.000	
	IDP EDUCATION LTD	11,169	22.890	255,658.410	
IGO LTD	30,405	8.530	259,354.650		
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	51,949	12.670	658,193.830		
REECE LTD	10,500	18.840	197,820.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラリア・ドル	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	64,915	4.890	317,434.350	
	SEEK LTD	16,268	23.380	380,345.840	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	30,976	10.620	328,965.120	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	75,526	103.330	7,804,101.580	
	AMPOL LTD	10,454	34.150	357,004.100	
	ORICA LTD	19,499	15.470	301,649.530	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	67,299	15.170	1,020,925.830	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	54,970	34.280	1,884,371.600	
	QANTAS AIRWAYS LTD	39,082	5.200	203,226.400	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	19,914	47.550	946,910.700	
	MACQUARIE GROUP LTD	16,561	165.580	2,742,170.380	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	26,526	40.300	1,068,997.800	
	CSL LTD	21,758	262.200	5,704,947.600	
	WESFARMERS LTD	51,174	52.720	2,697,893.280	
	COCHLEAR LTD	2,968	267.000	792,456.000	
	BLUESCOPE STEEL LTD	20,666	20.310	419,726.460	
	SUNCORP GROUP LTD	57,284	13.630	780,780.920	
	ASX LTD	8,754	58.080	508,432.320	
	COMPUTERSHARE LTD	25,169	23.280	585,934.320	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	110,468	5.760	636,295.680	
	SONIC HEALTHCARE LTD	19,599	28.910	566,607.090	
	BRAMBLES LTD	62,638	13.060	818,052.280	
	MINERAL RESOURCES LTD	7,602	61.230	465,470.460	
RAMSAY HEALTH CARE LTD	8,291	49.000	406,259.000		
REA GROUP LTD	2,395	158.440	379,463.800		
オーストラリア・ドル 小計				68,272,785.580 (6,653,182,955)	
カナダ・ドル	ALIMENTATION COUCHE TARD MULTI VOT	35,800	76.230	2,729,034.000	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT VOTING	16,181	48.520	785,102.120	
	IMPERIAL OIL LTD	9,500	78.230	743,185.000	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	900	3,215.720	2,894,148.000	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	13,587	94.690	1,286,553.030	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	20,900	66.680	1,393,612.000	
	INTACT FINANCIAL CORP	8,150	208.890	1,702,453.500	
	BCE INC	4,930	53.120	261,881.600	
	FRANCO-NEVADA CORP	8,800	154.990	1,363,912.000	
	SUNCOR ENERGY INC	60,630	44.830	2,718,042.900	
	METRO INC/CN	10,700	69.180	740,226.000	
	NATIONAL BANK OF CANADA	15,500	89.520	1,387,560.000	
	BANK OF NOVA SCOTIA	54,800	59.710	3,272,108.000	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	41,700	53.360	2,225,112.000	
	TORONTO-DOMINION BANK	84,600	83.300	7,047,180.000	
	GREAT-WEST LIFE CO INC	12,500	43.050	538,125.000	
	ROYAL BANK OF CANADA	63,750	118.810	7,574,137.500	
TOURMALINE OIL CORP	14,800	65.330	966,884.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	TC ENERGY CORP	46,850	50.410	2,361,708.500	
	PEMBINA PIPELINE CORP	25,329	45.040	1,140,818.160	
	BARRICK GOLD CORP	80,700	23.640	1,907,748.000	
	CAE INC	14,200	26.450	375,590.000	
	THOMSON REUTERS CORP	7,241	189.080	1,369,128.280	
	EMPIRE CO LTD 'A'	7,100	36.720	260,712.000	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	3,500	101.240	354,340.000	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	6,950	56.210	390,659.500	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	17,600	21.500	378,400.000	
	HYDRO ONE LTD	15,200	37.540	570,608.000	
	LOBLAW COMPANIES LTD	7,360	120.460	886,585.600	
	STANTEC INC	5,800	97.010	562,658.000	
	NORTHLAND POWER INC	11,200	21.880	245,056.000	
	WSP GLOBAL INC	5,700	186.430	1,062,651.000	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	3,700	110.550	409,035.000	
	PARKLAND CORP	6,600	43.720	288,552.000	
	QUEBECOR INC -CL B	6,800	29.730	202,164.000	
	EMERA INC	12,600	47.500	598,500.000	
	TFI INTERNATIONAL INC	3,500	158.710	555,485.000	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	6,100	30.200	184,220.000	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	16,300	57.420	935,946.000	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	1,600	95.000	152,000.000	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	26,700	11.020	294,234.000	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	22,617	72.600	1,641,994.200	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	29,300	8.260	242,018.000	
	AIR CANADA	7,600	17.450	132,620.000	
	KINROSS GOLD CORP	56,100	7.930	444,873.000	
	BANK OF MONTREAL	32,800	110.100	3,611,280.000	
	POWER CORP OF CANADA	26,600	37.330	992,978.000	
	SHOPIFY INC - CLASS A	55,200	99.720	5,504,544.000	
	NUTRIEN LTD	23,119	75.470	1,744,790.930	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	6,300	36.120	227,556.000	
	CAMECO CORP	20,000	60.080	1,201,600.000	
	FIRSTSERVICE CORP	1,800	212.270	382,086.000	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	10,800	37.330	403,164.000	
	NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	2,600	28.100	73,060.000	
	TELUS CORP	10,800	23.860	257,688.000	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	20,900	50.400	1,053,360.000	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	2,400	140.510	337,224.000	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	50,900	90.180	4,590,162.000	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,000	1,229.350	1,229,350.000	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	12,500	73.730	921,625.000	
	WESTON (GEORGE) LTD	3,137	162.170	508,727.290	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	17,000	21.280	361,760.000	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	3,800	109.880	417,544.000	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	27,000	68.380	1,846,260.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ENBRIDGE INC	93,100	46.920	4,368,252.000	
	BROOKFIELD CORP	64,725	48.360	3,130,101.000	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	84,600	26.240	2,219,904.000	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	42,820	96.950	4,151,399.000	
	IA FINANCIAL CORP INC	4,700	89.100	418,770.000	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	8,300	48.620	403,546.000	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	25,950	155.530	4,036,003.500	
	CGI INC - CLASS A	9,700	137.050	1,329,385.000	
	ONEX CORPORATION	3,200	93.180	298,176.000	
	IGM FINANCIAL INC	3,600	33.500	120,600.000	
	TMX GROUP LTD	12,500	28.700	358,750.000	
	OPEN TEXT CORP	12,100	55.330	669,493.000	
	SAPUTO INC	11,700	26.050	304,785.000	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	27,100	11.360	307,856.000	
	FORTIS INC	22,300	54.360	1,212,228.000	
	RB GLOBAL INC	8,400	85.880	721,392.000	
	LUNDIN MINING CORP	30,400	9.310	283,024.000	
	CENOVUS ENERGY INC	65,900	24.010	1,582,259.000	
	DOLLARAMA INC	12,800	97.400	1,246,720.000	
	ALTAGAS LTD	13,000	27.040	351,520.000	
	KEYERA CORP	10,200	32.990	336,498.000	
	ARC RESOURCES LTD	28,600	21.680	620,048.000	
カナダ・ドル 小計				111,713,029.610 (12,088,466,934)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD	135,300	3.060	414,018.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	65,700	27.320	1,794,924.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	94,200	31.760	2,991,792.000	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	77,375	6.370	492,878.750	
	KEPPEL CORP LTD	75,700	6.430	486,751.000	
	UOL GROUP LTD	22,900	5.940	136,026.000	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	24,600	6.230	153,258.000	
	SEATRUM	2,306,022	0.107	246,744.350	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	5,100	29.000	147,900.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	176,100	12.690	2,234,709.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	314,400	0.910	286,104.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	429,350	2.290	983,211.500	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	81,200	3.720	302,064.000	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	46,500	5.160	239,940.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	44,600	9.560	426,376.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	99,900	3.680	367,632.000	
シンガポール・ドル 小計				11,704,328.600 (1,291,923,791)	
スイス・フラン	SANDOZ GROUP AG	18,940	25.980	492,061.200	
	AVOLTA AG	4,854	30.870	149,842.980	
	UBS GROUP AG-REG	152,627	23.900	3,647,785.300	
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,447	249.200	360,592.400	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	326	614.500	200,327.000	
	ADECCO GROUP AG-REG	7,458	42.020	313,385.160	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	32,581	236.400	7,702,148.400	
	SIKA AG-REG	6,789	236.800	1,607,635.200	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	5	107,400.000	537,000.000	
	ABB LTD-REG	74,342	34.090	2,534,318.780	
	SWISS RE AG	13,988	102.750	1,437,267.000	
	NESTLE SA-REG	123,371	99.130	12,229,767.230	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,052	1,144.000	1,203,488.000	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,893	196.150	371,311.950	
	JULIUS BAER GROUP LTD	9,536	43.400	413,862.400	
	SGS SA-REG	6,925	74.480	515,774.000	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,091	186.600	203,580.600	
	TEMENOS AG - REG	2,973	72.920	216,791.160	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	1,828	118.100	215,886.800	
	VAT GROUP AG	1,255	389.000	488,195.000	
	BKW AG	942	150.900	142,147.800	
	ALCON INC	23,173	65.420	1,515,977.660	
	SIG GROUP N AG	14,178	20.260	287,246.280	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	1,342	229.800	308,391.600	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	6,977	435.500	3,038,483.500	
	BALOISE HOLDING AG - REG	2,134	129.800	276,993.200	
	CLARIANT AG-REG	9,678	13.070	126,491.460	
	NOVARTIS AG-REG	94,701	84.840	8,034,432.840	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	159	1,453.000	231,027.000	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	1,575	65.800	103,635.000	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	24,207	109.500	2,650,666.500	
	SWISSCOM AG-REG	1,201	511.400	614,191.400	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	1,344	106.100	142,598.400	
	GEBERIT AG-REG	1,559	486.400	758,297.600	
	GIVAUDAN-REG	428	3,245.000	1,388,860.000	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	5,176	122.000	631,472.000	
	SONOVA HOLDING AG-REG	2,415	251.800	608,097.000	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	7,619	75.060	571,882.140	
	LONZA GROUP AG-REG	3,453	341.800	1,180,235.400	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	2,269	43.850	99,495.650	
	HOLCIM LTD	24,669	63.900	1,576,349.100	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,372	561.000	769,692.000	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	2,519	256.200	645,367.800	
	SWISS PRIME SITE-REG	3,575	87.300	312,097.500	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	44	10,880.000	478,720.000	
スイス・フラン	小計			61,333,869.390 (10,338,437,024)	
スウェーデン・ クローナ	SAGAX CLASS B	10,255	239.300	2,454,021.500	
	VOLVO CAR CLASS B	28,514	34.380	980,311.320	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ERICSSON LM-B SHS	152,246	52.580	8,005,094.680	
	VOLVO AB-B SHS	78,458	242.200	19,002,527.600	
	SKF AB-B SHARES	17,719	195.500	3,464,064.500	
	TELE2 AB-B SHS	26,333	81.900	2,156,672.700	
	GETINGE AB-B SHS	11,892	225.900	2,686,402.800	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	82,504	126.800	10,461,507.200	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	75,834	99.240	7,525,766.160	
	SWEDBANK AB - A SHARES	43,333	193.250	8,374,102.250	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	34,946	175.040	6,116,947.840	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	31,500	159.400	5,021,100.000	
	SKANSKA AB-B SHS	17,689	168.200	2,975,289.800	
	SANDVIK AB	55,435	204.400	11,330,914.000	
	INVESTOR AB-B SHS	89,989	215.500	19,392,629.500	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	139,653	161.750	22,588,872.750	
	VOLVO AB-A SHS	10,411	245.400	2,554,859.400	
	HOLMEN AB-B SHARES	4,877	440.600	2,148,806.200	
	SECURITAS AB-B SHS	25,570	92.840	2,373,918.800	
	TELIA CO AB	122,866	24.920	3,061,820.720	
	ALFA LAVAL AB	15,043	389.800	5,863,761.400	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	81,153	138.650	11,251,863.450	
	ASSA ABLOY AB-B	52,111	269.600	14,049,125.600	
	SAAB AB-B	3,943	547.600	2,159,186.800	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	6,768	314.900	2,131,243.200	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	30,192	62.820	1,896,661.440	
	INDUTRADE AB	13,454	230.300	3,098,456.200	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	10,125	252.400	2,555,550.000	
	LUNDBERGS AB-B SHS	3,951	498.100	1,967,993.100	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	6,843	232.900	1,593,734.700	
	LIFCO AB-B SHS	12,120	229.200	2,777,904.000	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	78,793	62.580	4,930,865.940	
	BEIJER REF AB	20,012	117.100	2,343,405.200	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	31,669	263.400	8,341,614.600	
	BOLIDEN AB	14,220	284.350	4,043,457.000	
	EPIROC AB-A	34,263	194.000	6,647,022.000	
	EPIROC AB-B	19,202	164.900	3,166,409.800	
	HUSQVARNA AB-B SHS	19,395	80.300	1,557,418.500	
	NORDEA BANK ABP	167,488	116.900	19,579,347.200	
	EQT AB	18,489	248.800	4,600,063.200	
	EVOLUTION AB	9,528	1,101.800	10,497,950.400	
	HEXAGON AB-B SHS	107,944	104.500	11,280,148.000	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	8,028	314.700	2,526,411.600	
スウェーデン・クローナ	小計			271,535,223.050 (3,858,515,520)	
デンマーク・クローネ	NOVO NORDISK A/S-B	164,716	689.400	113,555,210.400	
	DANSKE BANK A/S	35,861	175.850	6,306,156.850	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	153	10,710.000	1,638,630.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	52,505	182.540	9,584,262.700	
	CARLSBERG AS-B	5,120	827.400	4,236,288.000	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	10,634	349.500	3,716,583.000	
	COLOPLAST-B	6,177	803.200	4,961,366.400	
	DSV PANALPINA A/S	9,678	1,053.500	10,195,773.000	
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	426	1,825.000	777,450.000	
	DEMANT A/S	5,239	290.700	1,522,977.300	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	252	10,870.000	2,739,240.000	
	TRYG A/S	17,729	145.950	2,587,547.550	
	PANDORA A/S	4,341	911.400	3,956,387.400	
	CHR HANSEN HOLDING A/S	5,484	534.600	2,931,746.400	
	GENMAB A/S	3,433	2,142.000	7,353,486.000	
	ORSTED A/S	9,835	316.000	3,107,860.000	
デンマーク・クローネ 小計				179,170,965.000 (3,880,843,102)	
ニュージーランド・ドル	MERIDIAN ENERGY LTD	67,152	5.130	344,489.760	
	MERCURY NZ LTD	34,143	6.080	207,589.440	
	EBOS GROUP LTD	7,660	36.990	283,343.400	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	92,147	5.070	467,185.290	
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	65,088	7.900	514,195.200	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	30,125	23.800	716,975.000	
ニュージーランド・ドル 小計				2,533,778.090 (229,813,673)	
ノルウェー・クローネ	DNB BANK	48,122	204.800	9,855,385.600	
	NORSK HYDRO ASA	68,982	63.060	4,350,004.920	
	ORKLA ASA	39,050	79.920	3,120,876.000	
	TELENOR ASA	36,380	115.650	4,207,347.000	
	EQUINOR ASA	46,908	342.250	16,054,263.000	
	YARA INTERNATIONAL ASA	8,608	361.900	3,115,235.200	
	MOWI ASA	22,853	192.250	4,393,489.250	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	10,398	182.000	1,892,436.000	
	AKER BP ASA	16,430	304.600	5,004,578.000	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	4,573	464.600	2,124,615.800	
	SALMAR ASA	3,573	584.600	2,088,775.800	
	ADEVINTA ASA	13,944	111.400	1,553,361.600	
ノルウェー・クローネ 小計				57,760,368.170 (797,670,684)	
ユーロ	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	38,360	24.190	927,928.400	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	23,124	29.830	689,788.920	
	EXOR NV	5,095	88.400	450,398.000	
	DR ING HC F PORSCHE PRF (PROPOSED)	5,338	84.880	453,089.440	
	CORPORACION ACCIONA ENERGIAS RENOV	2,938	26.740	78,562.120	
	DSM FIRMENICH AG	8,774	87.170	764,829.580	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FERROVIAL	24,640	31.540	777,145.600	
	LOTUS BAKERIES NV	21	7,980.000	167,580.000	
	BAYER AG-REG	46,056	30.670	1,412,537.520	
	EVONIK INDUSTRIES AG	9,486	17.410	165,151.260	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	90,946	11.272	1,025,143.310	
	COMMERZBANK AG	49,895	11.305	564,062.970	
	VOLKSWAGEN AG	1,304	119.450	155,762.800	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	9,657	106.880	1,032,140.160	
	SIEMENS AG-REG	35,631	152.880	5,447,267.280	
	E.ON SE	105,252	11.975	1,260,392.700	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	14,909	96.070	1,432,307.630	
	GEA GROUP AG	7,218	33.700	243,246.600	
	CONTINENTAL AG	5,168	71.600	370,028.800	
	BASF SE	41,885	42.975	1,800,007.870	
	ALLIANZ SE-REG	18,907	231.000	4,367,517.000	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	7,926	71.380	565,757.880	
	RHEINMETALL AG	2,042	275.200	561,958.400	
	RWE AG	29,664	39.260	1,164,608.640	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	27,029	8.020	216,772.580	
	BRENTAG SE	6,969	77.260	538,424.940	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	19,800	28.570	565,686.000	
	SAP SE	48,954	144.540	7,075,811.160	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	6,379	387.500	2,471,862.500	
	ZALANDO SE	10,553	22.080	233,010.240	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	6,804	74.100	504,176.400	
	COVESTRO AG	9,078	48.600	441,190.800	
	RATIONAL AG	242	590.000	142,780.000	
	SARTORIUS AG-VORZUG	1,210	294.500	356,345.000	
	TALANX AG	3,119	65.700	204,918.300	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	7,194	45.210	325,240.740	
	DELIVERY HERO SE	8,246	30.425	250,884.550	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	1,894	83.980	159,058.120	
	BECHTLE AG	3,626	45.770	165,962.020	
	NEMETSCHEK SE	2,557	81.040	207,219.280	
	SCOUT24 AG	3,600	63.320	227,952.000	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	13,218	52.420	692,887.560	
	KNORR-BREMSE AG	3,413	57.860	197,476.180	
	HELLOFRESH SE	7,177	14.420	103,492.340	
	SIEMENS ENERGY AG	23,742	10.765	255,582.630	
	BEIERSDORF AG	4,725	129.150	610,233.750	
	MERCK KGAA	6,059	160.400	971,863.600	
	ADIDAS AG	7,575	192.720	1,459,854.000	
	PUMA SE	4,969	58.480	290,587.120	
	HENKEL AG & CO KGAA	4,883	62.700	306,164.100	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	151,948	21.935	3,332,979.380	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	9,650	37.280	359,752.000	



通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	MERCEDES-BENZ GROUP N AG	38,764	59.290	2,298,317.560	
	QIAGEN N.V.	10,690	37.630	402,264.700	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	61,222	35.700	2,185,625.400	
	HANNOVER RUECK SE	2,826	217.500	614,655.000	
	DHL GROUP	46,385	42.910	1,990,380.350	
	DEUTSCHE BOERSE AG	8,907	174.050	1,550,263.350	
	MTU AERO ENGINES AG	2,524	187.850	474,133.400	
	WACKER CHEMIE AG	899	112.900	101,497.100	
	SYMRISE AG	6,224	101.400	631,113.600	
	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	41,312	2.350	97,083.200	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	2,686	87.250	234,353.500	
	VONOVIA SE	34,542	25.950	896,364.900	
	LEG IMMOBILIEN SE	3,501	71.900	251,721.900	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	43,515	18.828	819,300.420	
	NN GROUP NV	12,086	31.750	383,730.500	
	ARCELORMITTAL	25,700	22.830	586,731.000	
	HEINEKEN NV	13,649	82.720	1,129,045.280	
	AEGON LTD	77,429	4.942	382,654.110	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	46,015	26.340	1,212,035.100	
	AKZO NOBEL N.V.	7,841	70.180	550,281.380	
	WOLTERS KLUWER	12,073	125.950	1,520,594.350	
	ING GROEP NV	169,586	12.768	2,165,274.040	
	KONINKLIJKE KPN NV	151,671	3.170	480,797.070	
	ASML HOLDING NV	18,899	629.200	11,891,250.800	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	18,975	12.525	237,661.870	
	IMCD NV	2,678	137.400	367,957.200	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	4,008	128.550	515,228.400	
	ASR NEDERLAND NV	8,311	37.420	310,997.620	
	ADYEN NV	1,018	1,087.800	1,107,380.400	
	PROSUS NV	78,572	30.075	2,363,052.900	
	JDE PEET'S NV	5,785	24.420	141,269.700	
	ASM INTERNATIONAL NV	2,201	469.400	1,033,149.400	
	RANDSTAD NV	5,275	54.880	289,492.000	
	HEINEKEN HOLDING NV	6,143	70.550	433,388.650	
	OCI NV	4,987	20.950	104,477.650	
	TOTALENERGIES SE	109,487	61.680	6,753,158.160	
	MICHELIN (CGDE)	31,804	30.840	980,835.360	
	AIR LIQUIDE SA	24,554	173.760	4,266,503.040	
	KERING	3,490	391.000	1,364,590.000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	25,520	167.200	4,266,944.000	
	BOUYGUES SA	9,572	35.140	336,360.080	
	BNP PARIBAS	50,023	56.920	2,847,309.160	
	THALES SA	4,927	138.650	683,128.550	
	DANONE	30,195	59.150	1,786,034.250	
	CARREFOUR SA	28,025	17.355	486,373.870	
	VIVENDI	31,166	8.754	272,827.160	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	L' OREAL	11,309	431.850	4,883,791.650	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	22,086	59.420	1,312,350.120	
	LEGRAND SA	12,508	88.160	1,102,705.280	
	PERNOD RICARD SA	9,578	155.750	1,491,773.500	
	EURAZEO SE	1,981	62.750	124,307.750	
	SOCIETE GENERALE SA	35,528	22.740	807,906.720	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	12,945	690.500	8,938,522.500	
	ACCOR SA	8,355	31.630	264,268.650	
	CAPGEMINI SE	7,730	188.550	1,457,491.500	
	VALEO SA	9,148	13.535	123,818.180	
	PUBLICIS GROUPE	10,730	77.280	829,214.400	
	BUREAU VERITAS SA	13,862	22.470	311,479.140	
	EIFFAGE	3,675	92.760	340,893.000	
	SODEXO SA	4,157	99.340	412,956.380	
	IPSEN	1,706	102.900	175,547.400	
	AMUNDI SA	2,888	56.100	162,016.800	
	TELEPERFORMANCE	2,771	130.300	361,061.300	
	EURONEXT NV	3,876	76.100	294,963.600	
	EUROFINS SCIENTIFIC	6,342	52.820	334,984.440	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1,302	207.500	270,165.000	
	SEB SA	1,182	104.600	123,637.200	
	ESSILORLUXOTTICA	13,842	177.240	2,453,356.080	
	DASSAULT AVIATION SA	1,108	185.000	204,980.000	
	WORLDLINE SA	11,265	13.950	157,146.750	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	4,944	33.120	163,745.280	
	AXA SA	86,016	28.440	2,446,295.040	
	EDENRED	11,699	50.020	585,183.980	
	RENAULT SA	9,048	35.825	324,144.600	
	HERMES INTERNATIONAL	1,485	1,897.000	2,817,045.000	
	STMICROELECTRONICS NV	32,041	43.035	1,378,884.430	
	REMY COINTREAU	1,009	108.550	109,526.950	
	DASSAULT SYSTEMES SE	31,420	43.125	1,354,987.500	
	WENDEL	1,124	78.500	88,234.000	
	ORANGE	87,788	11.258	988,317.300	
	ALSTOM	14,107	11.495	162,159.960	
	SANOFI	53,273	84.870	4,521,279.510	
	VINCI SA	24,919	112.120	2,793,918.280	
	AIRBUS SE	27,790	135.560	3,767,212.400	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	31,858	28.680	913,687.440	
	CREDIT AGRICOLE SA	56,733	11.800	669,449.400	
	BIOMERIEUX	1,852	98.840	183,051.680	
	ENGIE	85,625	15.872	1,359,040.000	
	SAFRAN SA	16,024	160.140	2,566,083.360	
	ARKEMA	2,829	93.520	264,568.080	
	ADP	1,343	113.000	151,759.000	
	GETLINK SE	19,411	16.745	325,037.190	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BOLLORE	39,141	5.340	209,012.940	
	UCB SA	5,940	67.300	399,762.000	
	KBC GROUP NV	11,734	52.480	615,800.320	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	4,383	72.300	316,890.900	
	SOLVAY SA	3,489	105.450	367,915.050	
	UMICORE	9,840	24.430	240,391.200	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	40,720	57.180	2,328,369.600	
	AGEAS	7,499	39.410	295,535.590	
	D' IETEREN GROUP	1,036	157.000	162,652.000	
	ELIA GROUP SA/NV	1,462	98.500	144,007.000	
	SOFINA	670	202.600	135,742.000	
	ARGENX SE	2,624	402.200	1,055,372.800	
	PRYSMIAN SPA	12,378	35.270	436,572.060	
	ASSICURAZIONI GENERALI	48,878	18.970	927,215.660	
	MEDIOBANCA SPA	26,230	10.730	281,447.900	
	TENARIS SA	22,187	15.335	340,237.640	
	UNICREDIT SPA	86,265	25.325	2,184,661.120	
	TELECOM ITALIA SPA	434,374	0.263	114,414.110	
	INTESA SANPAOLO	721,438	2.646	1,909,285.660	
	POSTE ITALIANE SPA	24,593	9.814	241,355.700	
	MONCLER SPA	9,654	51.020	492,547.080	
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	4,912	44.320	217,699.840	
	ENI SPA	110,008	15.108	1,662,000.860	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	24,606	9.936	244,485.210	
	DIASORIN SPA	1,144	86.160	98,567.040	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	15,810	11.300	178,653.000	
	NEXI SPA	27,866	7.102	197,904.330	
	AMPLIFON SPA	5,632	28.240	159,047.680	
	ENEL SPA	381,294	6.433	2,452,864.300	
	SNAM SPA	94,744	4.559	431,937.890	
	TERNA SPA	65,948	7.408	488,542.780	
	CNH INDUSTRIAL NV	47,963	9.690	464,761.470	
	FINECOBANK SPA	28,693	12.235	351,058.850	
	STELLANTIS NV	103,531	19.714	2,041,010.130	
	FERRARI NV	5,909	335.400	1,981,878.600	
	TELEFONICA SA	242,511	3.888	942,882.760	
	ENDESA SA	14,367	19.100	274,409.700	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	279,358	8.696	2,429,297.160	
	IBERDROLA SA	285,848	11.305	3,231,511.640	
	REPSOL SA	60,600	14.025	849,915.000	
	GRIFOLS SA	14,039	12.660	177,733.740	
	BANCO SANTANDER SA	757,556	3.798	2,877,197.680	
	AMADEUS IT GROUP SA	21,119	63.820	1,347,814.580	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	10,300	27.200	280,160.000	
	CAIXABANK SA	195,084	4.197	818,767.540	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	10,306	36.760	378,848.560	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	AENA SME SA	3,515	156.500	550,097.500	
	CELLNEX TELECOM SA	26,497	35.100	930,044.700	
	ACCIONA SA	1,117	128.800	143,869.600	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	51,138	37.540	1,919,720.520	
	ENAGAS SA	11,714	16.745	196,150.930	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	19,067	15.330	292,297.110	
	UPM-KYMMENE OYJ	25,022	32.000	800,704.000	
	NOKIA OYJ	251,161	3.247	815,519.760	
	WARTSILA OYJ ABP	22,236	12.700	282,397.200	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	26,320	11.985	315,445.200	
	ELISA OYJ	6,414	41.240	264,513.360	
	SAMPO OYJ-A SHS	21,514	39.315	845,822.910	
	FORTUM OYJ	21,078	12.960	273,170.880	
	KESKO OYJ-B SHS	12,355	17.485	216,027.170	
	KONE OYJ-B	15,931	40.760	649,347.560	
	NESTE OYJ	19,834	34.200	678,322.800	
	ORION OYJ-CLASS B	4,846	36.500	176,879.000	
	METSO CORPORATION	31,351	9.102	285,356.800	
	VERBUND AG	3,205	84.700	271,463.500	
	OMV AG	6,920	39.370	272,440.400	
	ERSTE GROUP BANK AG	16,116	36.730	591,940.680	
	VOESTALPINE AG	5,480	26.040	142,699.200	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	12,188	33.150	404,032.200	
	AIB GROUP PLC	67,931	4.148	281,777.780	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	49,516	8.574	424,550.180	
	KINGSPAN GROUP PLC	7,249	71.300	516,853.700	
	JERONIMO MARTINS	13,330	22.520	300,191.600	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	148,083	4.404	652,157.530	
	GALP ENERGIA SGPS SA	23,118	13.620	314,867.160	
	EDP RENOVAVEIS SA	14,554	16.345	237,885.130	
	KERRY GROUP PLC-A	7,471	73.780	551,210.380	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	8,275	143.750	1,189,531.250	
ユーロ 小計				220,781,341.680 (35,658,394,495)	
香港・ドル	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	72,000	39.850	2,869,200.000	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	114,000	40.250	4,588,500.000	
	MTR CORP	81,000	28.100	2,276,100.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	75,500	76.400	5,768,200.000	
	SINO LAND CO	182,000	7.770	1,414,140.000	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	139,669	39.150	5,468,041.350	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	24,000	51.000	1,224,000.000	
	CLP HOLDINGS LTD	85,500	60.400	5,164,200.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	75,507	21.250	1,604,523.750	
	HONG KONG & CHINA GAS	582,475	5.300	3,087,117.500	
	HANG SENG BANK LTD	39,800	87.500	3,482,500.000	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	79,500	11.720	931,740.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
			単価	金額		
	WH GROUP LTD	433,500	4.910	2,128,485.000		
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	62,600	279.600	17,502,960.000		
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	97,000	10.600	1,028,200.000		
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	87,000	8.890	773,430.000		
	SWIRE PROPERTIES LTD	60,800	15.200	924,160.000		
	CK ASSET HOLDINGS LTD	102,669	38.150	3,916,822.350		
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	30,000	38.100	1,143,000.000		
	AIA GROUP LTD	600,600	69.200	41,561,520.000		
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	64,000	12.240	783,360.000		
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	87,000	24.950	2,170,650.000		
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	89,500	13.620	1,218,990.000		
	ESR CAYMAN LTD	113,800	10.000	1,138,000.000		
	SANDS CHINA LTD	126,400	19.040	2,406,656.000		
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	71,500	79.950	5,716,425.000		
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	192,500	21.050	4,052,125.000		
香港・ドル 小計					124,343,045.950 (2,342,622,986)	
合計					373,664,357,535 [373,664,357,535]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	6,937	1,185,047.710	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	15,807	1,940,467.320	
		BOSTON PROPERTIES INC	7,200	410,400.000	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	5,200	1,275,040.000	
		EQUITY RESIDENTIAL	17,400	984,492.000	
		EQUINIX INC	4,508	3,643,861.480	
		AMERICAN TOWER CORP	22,500	4,639,050.000	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	34,443	600,685.920	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	15,700	561,903.000	
		KIMCO REALTY CORP	30,000	570,600.000	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	18,500	279,905.000	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	12,700	582,676.000	
		INVITATION HOMES INC	29,600	975,616.000	
		VICI PROPERTIES INC	48,600	1,439,532.000	
		VENTAS INC	19,400	880,954.000	
		WEYERHAEUSER CO	35,414	1,122,623.800	
		CROWN CASTLE INTL CORP	21,000	2,435,580.000	
		IRON MOUNTAIN INC	14,100	892,248.000	
		SUN COMMUNITIES INC	6,000	768,000.000	
		PROLOGIS INC	44,654	5,047,688.160	
ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	7,900	861,179.000			
CAMDEN PROPERTY TRUST	5,200	466,700.000			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	3,100	657,913.000	
		WELLTOWER INC	24,000	2,116,800.000	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	26,500	454,210.000	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	5,600	693,616.000	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	8,600	602,774.000	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	23,900	432,590.000	
		REALTY INCOME CORP	32,595	1,749,373.650	
		PUBLIC STORAGE	7,700	1,985,830.000	
		REGENCY CENTERS CORP	8,100	497,907.000	
		UDR INC	15,100	502,679.000	
		WP CAREY INC	10,300	640,557.000	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	14,100	1,948,620.000	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	10,500	1,360,065.000	
	アメリカ・ドル 小計			45,207,184.040 (6,648,620,557)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	33,482	210,467.850	
		SEGRO PLC	55,182	452,713.120	
	イギリス・ポンド 小計			663,180.970 (123,908,732)	
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	48,731	341,117.000	
		LENLEASE GROUP	31,401	209,444.670	
		TRANSURBAN GROUP	138,948	1,782,702.840	
		APA GROUP	53,350	449,207.000	
		SCENTRE GROUP	235,284	618,796.920	
		GPT GROUP	86,791	354,107.280	
		MIRVAC GROUP	173,080	340,967.600	
		STOCKLAND	104,777	426,442.390	
		GOODMAN GROUP	76,496	1,783,886.720	
	VICINITY CENTRES	175,417	318,381.850		
	オーストラリア・ドル 小計			6,625,054.270 (645,611,539)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	3,800	174,116.000	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	6,900	120,267.000	
	カナダ・ドル 小計			294,383.000 (31,855,184)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	194,000	550,960.000	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	276,670	511,839.500	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	170,200	275,724.000	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUS	112,700	154,399.000	
	シンガポール・ドル 小計			1,492,922.500 (164,788,786)	
	ユーロ	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	5,554	318,022.040	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
		GECINA SA	2,164	218,996.800		
		KLEPIERRE	10,126	233,910.600		
		COVIVIO	2,399	106,419.640		
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	7,389	188,567.280		
	ユーロ 小計				1,065,916.360 (172,156,151)	
	香港・ドル	LINK REIT	131,500	5,115,350.000		
		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	197,000	1,654,800.000		
	香港・ドル 小計				6,770,150.000 (127,549,626)	
	投資証券 合計				7,914,490,575 [7,914,490,575]	
	合計				7,914,490,575 [7,914,490,575]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 603 銘柄	97.7%	2.3%	75.2%
	投資証券 35 銘柄			
イギリス・ポンド	株式 81 銘柄	99.2%	0.8%	4.2%
	投資証券 2 銘柄			
イスラエル・シケル	株式 8 銘柄	100%	-%	0.1%
オーストラリア・ドル	株式 48 銘柄	91.2%	8.8%	1.9%
	投資証券 10 銘柄			
カナダ・ドル	株式 86 銘柄	99.7%	0.3%	3.2%
	投資証券 2 銘柄			
シンガポール・ドル	株式 16 銘柄	88.7%	11.3%	0.4%
	投資証券 4 銘柄			
スイス・フラン	株式 45 銘柄	100%	-%	2.7%
スウェーデン・クローナ	株式 43 銘柄	100%	-%	1.0%
デンマーク・クローネ	株式 16 銘柄	100%	-%	1.0%
ニュージーランド・ドル	株式 6 銘柄	100%	-%	0.1%
ノルウェー・クローネ	株式 12 銘柄	100%	-%	0.2%
ユーロ	株式 222 銘柄	99.5%	0.5%	9.4%
	投資証券 5 銘柄			
香港・ドル	株式 27 銘柄	94.8%	5.2%	0.6%
	投資証券 2 銘柄			

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。



### 【ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックスの2022年12月1日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックスの2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年11月30日現在 金額(円)	第7期 2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,371,005	7,314,176
親投資信託受益証券	2,871,296,462	2,849,519,501
流動資産合計	2,876,667,467	2,856,833,677
資産合計	2,876,667,467	2,856,833,677
負債の部		
流動負債		
未払解約金	789,141	2,810,712
未払受託者報酬	163,552	157,897
未払委託者報酬	1,472,379	1,421,451
その他未払費用	81,706	78,868
流動負債合計	2,506,778	4,468,928
負債合計	2,506,778	4,468,928
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	2,959,305,050	2,975,883,421
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△85,144,361	△123,518,672
(分配準備積立金)	16,441,816	13,300,987
元本等合計	2,874,160,689	2,852,364,749
純資産合計	2,874,160,689	2,852,364,749
負債純資産合計	2,876,667,467	2,856,833,677

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日 金額(円)	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日 金額(円)
営業収益		
受取利息	1	1
有価証券売買等損益	△129,207,664	△34,357,298
営業収益合計	△129,207,663	△34,357,297
営業費用		
支払利息	1,297	1,784
受託者報酬	328,956	314,422
委託者報酬	2,961,408	2,830,625
その他費用	164,335	157,058
営業費用合計	3,455,996	3,303,889
営業利益又は営業損失(△)	△132,663,659	△37,661,186
経常利益又は経常損失(△)	△132,663,659	△37,661,186
当期純利益又は当期純損失(△)	△132,663,659	△37,661,186
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△16,483,798	△1,572,191
期首剰余金又は期首欠損金(△)	45,333,113	△85,144,361
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	18,013,923
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	18,013,923
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,297,613	20,299,239
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	10,002,516	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	4,295,097	20,299,239
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△85,144,361	△123,518,672

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1. ※1 期首元本額	2,995,991,358 円	2,959,305,050 円
期中追加設定元本額	723,779,301 円	641,695,463 円
期中一部解約元本額	760,465,609 円	625,117,092 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,959,305,050 口	2,975,883,421 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は85,144,361 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は123,518,672 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金(36,912,769 円)及び分配準備積立金(16,441,816 円)より分配対象額は53,354,585 円(1 万口当たり180.29 円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金(40,352,437 円)及び分配準備積立金(13,300,987 円)より分配対象額は53,653,424 円(1 万口当たり180.29 円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期
	自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期
	2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期	第7期
	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△116,839,313	△33,531,492
合計	△116,839,313	△33,531,492

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期	第7期
2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	0.9712円	0.9585円
(1万口当たり純資産額)	(9,712円)	(9,585円)



#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	2,120,651,560	2,849,519,501	
親投資信託受益証券 合計			2,849,519,501	
合計			2,849,519,501	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「日本債券インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年11月30日現在 金額(円)	2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	298,172,503	309,769,003
国債証券	104,845,798,810	93,894,775,530
地方債証券	2,911,753,400	6,120,781,600
特殊債券	2,016,980,400	2,795,288,600
社債券	2,780,464,900	8,088,307,100
未収入金	100,751,000	-
未収利息	218,481,441	221,388,521
前払費用	3,435,238	9,434,239
流動資産合計	113,175,837,692	111,439,744,593
資産合計	113,175,837,692	111,439,744,593
負債の部		
流動負債		
未払金	-	96,080,000
未払解約金	99,099,215	13,606,818
流動負債合計	99,099,215	109,686,818
負債合計	99,099,215	109,686,818
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	83,142,525,531	82,851,732,167
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	29,934,212,946	28,478,325,608
元本等合計	113,076,738,477	111,330,057,775
純資産合計	113,076,738,477	111,330,057,775
負債純資産合計	113,175,837,692	111,439,744,593

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	2021 年 12 月 1 日	2022 年 12 月 1 日
期首元本額	66,960,247,306 円	83,142,525,531 円
期中追加設定元本額	28,030,628,143 円	20,248,665,071 円
期中一部解約元本額	11,848,349,918 円	20,539,458,435 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ国内重視バランスファン ド 30VA (一般投資家私募)	52,917,204 円	45,308,502 円
ダイワ国内重視バランスファン ド 50VA (一般投資家私募)	281,234,952 円	236,159,177 円
ダイワ国際分散バランスファン ド 30VA (一般投資家私募)	46,312,087 円	37,299,453 円
ダイワ国際分散バランスファン ド 50VA (一般投資家私募)	572,435,304 円	523,999,150 円
DCダイワ日本債券インデック ス	10,377,310,449 円	10,596,563,344 円
ダイワ国内債券インデックス (ラップ専用)	1,548,164,674 円	9,631,665,187 円
ダイワ・バランスファンド 35 VA	8,977,064,441 円	8,365,243,656 円
ダイワ・バランスファンド 25 VA (適格機関投資家専用)	1,543,317,679 円	1,477,234,743 円
ダイワ国内バランスファンド 2 5VA (適格機関投資家専用)	189,833,127 円	197,493,843 円
ダイワ国内バランスファンド 3 0VA (適格機関投資家専用)	241,971,948 円	212,842,015 円
ダイワ・ノーロード 日本債券フ ァンド	63,243,630 円	65,102,953 円
ダイワファンドラップ 日本債券 インデックス	26,333,485,063 円	27,224,231,107 円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
ダイワ日本債券インデックス (ダイワSMA専用)	22,413,934,040円	13,853,994,971円
ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス	2,111,247,399円	2,120,651,560円
ダイワ・インデックスセレクト 日本債券	872,287,058円	819,920,641円
ダイワ投信倶楽部日本債券イン デックス	6,396,124,679円	6,233,967,736円
ダイワライフスタイル25	432,831,898円	445,077,928円
ダイワライフスタイル50	548,823,097円	599,475,391円
ダイワライフスタイル75	139,986,802円	165,500,810円
計	83,142,525,531円	82,851,732,167円
2. 期末日における受益権の総数	83,142,525,531口	82,851,732,167口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	△4,707,923,020	△1,845,271,090
地方債証券	△97,363,200	△52,707,100
特殊債証券	△79,586,200	△37,764,000
社債証券	△92,144,400	△85,938,200
合計	△4,977,016,820	△2,021,680,390

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	1.3600円	1.3437円
(1万口当たり純資産額)	(13,600円)	(13,437円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
国債証券	4 4 3 2年国債	200,000,000	200,080,000	
	4 4 5 2年国債	100,000,000	100,040,000	
	4 4 8 2年国債	240,000,000	240,050,400	
	4 4 9 2年国債	550,000,000	550,038,500	
	4 5 0 2年国債	180,000,000	180,000,000	
	4 5 2 2年国債	40,000,000	40,000,000	
	4 5 3 2年国債	70,000,000	69,974,100	
	1 4 2 5年国債	980,000,000	981,283,800	
	1 4 3 5年国債	2,470,000,000	2,474,001,400	
	1 4 4 5年国債	1,300,000,000	1,302,210,000	
	1 4 5 5年国債	1,770,000,000	1,773,026,700	
	1 4 6 5年国債	1,080,000,000	1,081,652,400	
	1 4 7 5年国債	1,630,000,000	1,628,679,700	
	1 4 8 5年国債	1,200,000,000	1,198,464,000	
	1 4 9 5年国債	860,000,000	858,555,200	
	1 5 0 5年国債	1,050,000,000	1,047,438,000	
	1 5 1 5年国債	800,000,000	797,368,000	
	1 5 2 5年国債	200,000,000	199,966,000	
	1 5 3 5年国債	750,000,000	746,812,500	
	1 5 4 5年国債	730,000,000	728,751,700	
	1 5 5 5年国債	730,000,000	733,817,900	
	1 5 6 5年国債	360,000,000	360,432,000	
	1 5 7 5年国債	200,000,000	200,042,000	
	1 5 8 5年国債	500,000,000	497,975,000	
	1 6 1 5年国債	280,000,000	281,008,000	
	1 6 2 5年国債	200,000,000	200,474,000	
	1 4 0年国債	70,000,000	81,582,200	
	2 4 0年国債	110,000,000	123,442,000	
	3 4 0年国債	150,000,000	168,058,500	
	4 4 0年国債	180,000,000	201,668,400	
	5 4 0年国債	185,000,000	199,026,700	
	6 4 0年国債	285,000,000	299,663,250	
	7 4 0年国債	121,000,000	121,363,000	
	8 4 0年国債	230,000,000	213,720,600	
	9 4 0年国債	220,000,000	149,171,000	
	1 0 4 0年国債	230,000,000	183,089,200	
1 1 4 0年国債	320,000,000	244,364,800		
1 2 4 0年国債	380,000,000	257,529,800		
1 3 4 0年国債	360,000,000	241,106,400		

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	1 4 4 0年国債	430,000,000	307,299,500	
	1 5 4 0年国債	430,000,000	338,212,200	
	1 6 4 0年国債	500,000,000	430,565,000	
	3 3 7 1 0年国債	400,000,000	401,368,000	
	3 3 8 1 0年国債	580,000,000	583,201,600	
	3 3 9 1 0年国債	590,000,000	593,746,500	
	3 4 0 1 0年国債	760,000,000	765,411,200	
	3 4 1 1 0年国債	500,000,000	502,820,000	
	3 4 2 1 0年国債	710,000,000	710,972,700	
	3 4 3 1 0年国債	780,000,000	780,889,200	
	3 4 4 1 0年国債	780,000,000	780,756,600	
	3 4 5 1 0年国債	950,000,000	950,427,500	
	3 4 6 1 0年国債	780,000,000	779,867,400	
	3 4 7 1 0年国債	1,100,000,000	1,099,021,000	
	3 4 8 1 0年国債	1,050,000,000	1,048,204,500	
	3 4 9 1 0年国債	1,250,000,000	1,246,475,000	
	3 5 0 1 0年国債	900,000,000	896,355,000	
	3 5 1 1 0年国債	600,000,000	596,754,000	
	3 5 3 1 0年国債	930,000,000	922,346,100	
	3 5 4 1 0年国債	730,000,000	723,138,000	
	3 5 5 1 0年国債	430,000,000	425,420,500	
	3 5 6 1 0年国債	700,000,000	691,614,000	
	3 5 7 1 0年国債	750,000,000	739,762,500	
	3 5 8 1 0年国債	450,000,000	442,926,000	
	3 5 9 1 0年国債	800,000,000	785,680,000	
	3 6 0 1 0年国債	1,000,000,000	979,480,000	
	3 6 1 1 0年国債	430,000,000	419,998,200	
	3 6 2 1 0年国債	790,000,000	769,641,700	
	3 6 3 1 0年国債	1,200,000,000	1,165,920,000	
	3 6 4 1 0年国債	1,000,000,000	968,500,000	
	3 6 5 1 0年国債	800,000,000	772,832,000	
	3 6 6 1 0年国債	950,000,000	923,238,500	
	3 6 7 1 0年国債	900,000,000	872,487,000	
	3 6 8 1 0年国債	700,000,000	676,585,000	
	3 6 9 1 0年国債	680,000,000	673,288,400	
	3 7 0 1 0年国債	1,130,000,000	1,116,598,200	
	3 7 1 1 0年国債	650,000,000	635,095,500	
	3 7 2 1 0年国債	120,000,000	121,434,000	
	1 3 0年国債	16,000,000	18,291,680	
	2 3 0年国債	184,000,000	207,220,800	
	3 3 0年国債	30,000,000	33,698,700	
	4 3 0年国債	36,000,000	42,116,760	
	5 3 0年国債	28,000,000	31,539,200	
	6 3 0年国債	24,000,000	27,516,000	
	7 3 0年国債	55,000,000	62,887,000	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	8 30年国債	27,000,000	29,835,540	
	9 30年国債	43,000,000	45,973,020	
	10 30年国債	45,000,000	46,899,000	
	11 30年国債	40,000,000	43,895,200	
	12 30年国債	60,000,000	68,111,400	
	13 30年国債	75,000,000	84,473,250	
	14 30年国債	82,000,000	95,666,120	
	15 30年国債	50,000,000	58,929,000	
	16 30年国債	250,000,000	295,045,000	
	17 30年国債	130,000,000	152,201,400	
	18 30年国債	80,000,000	92,915,200	
	19 30年国債	57,000,000	66,250,530	
	21 30年国債	60,000,000	69,816,000	
	22 30年国債	170,000,000	201,793,400	
	24 30年国債	92,000,000	109,399,960	
	25 30年国債	150,000,000	174,732,000	
	26 30年国債	180,000,000	211,941,000	
	27 30年国債	150,000,000	178,588,500	
	28 30年国債	270,000,000	321,467,400	
	29 30年国債	200,000,000	235,496,000	
	30 30年国債	220,000,000	255,574,000	
	31 30年国債	300,000,000	343,731,000	
	32 30年国債	285,000,000	330,212,400	
	33 30年国債	280,000,000	311,102,400	
	34 30年国債	270,000,000	307,794,600	
	35 30年国債	250,000,000	276,697,500	
	36 30年国債	350,000,000	386,501,500	
	37 30年国債	450,000,000	488,947,500	
	38 30年国債	260,000,000	277,274,400	
	39 30年国債	270,000,000	292,064,400	
	40 30年国債	240,000,000	255,081,600	
	41 30年国債	210,000,000	219,347,100	
	42 30年国債	205,000,000	213,874,450	
	43 30年国債	260,000,000	270,933,000	
	44 30年国債	300,000,000	312,483,000	
	45 30年国債	250,000,000	251,002,500	
	46 30年国債	210,000,000	210,508,200	
	47 30年国債	370,000,000	377,252,000	
	48 30年国債	280,000,000	274,722,000	
	49 30年国債	220,000,000	215,461,400	
	50 30年国債	310,000,000	267,917,500	
	51 30年国債	340,000,000	260,705,200	
	52 30年国債	350,000,000	280,521,500	
	53 30年国債	250,000,000	204,455,000	
	54 30年国債	310,000,000	264,761,700	



種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	5 5 3 0年国債	260,000,000	221,390,000	
	5 6 3 0年国債	340,000,000	288,632,800	
	5 7 3 0年国債	320,000,000	270,832,000	
	5 8 3 0年国債	430,000,000	362,825,400	
	5 9 3 0年国債	300,000,000	246,117,000	
	6 0 3 0年国債	220,000,000	188,799,600	
	6 1 3 0年国債	300,000,000	244,287,000	
	6 2 3 0年国債	280,000,000	215,600,000	
	6 3 3 0年国債	300,000,000	223,752,000	
	6 4 3 0年国債	260,000,000	193,141,000	
	6 5 3 0年国債	270,000,000	199,945,800	
	6 6 3 0年国債	270,000,000	198,976,500	
	6 7 3 0年国債	300,000,000	233,022,000	
	6 8 3 0年国債	340,000,000	263,374,200	
	6 9 3 0年国債	310,000,000	246,167,900	
	7 0 3 0年国債	330,000,000	261,399,600	
	7 1 3 0年国債	310,000,000	244,940,300	
	7 2 3 0年国債	320,000,000	252,204,800	
	7 3 3 0年国債	310,000,000	243,709,600	
	7 4 3 0年国債	320,000,000	272,256,000	
	7 5 3 0年国債	330,000,000	302,590,200	
	7 6 3 0年国債	310,000,000	290,891,600	
	7 7 3 0年国債	275,000,000	270,440,500	
	7 8 3 0年国債	240,000,000	224,599,200	
	7 9 3 0年国債	290,000,000	257,926,000	
	8 0 3 0年国債	80,000,000	82,232,800	
	7 4 2 0年国債	73,000,000	74,632,280	
	7 5 2 0年国債	80,000,000	82,208,000	
	7 6 2 0年国債	51,000,000	52,275,000	
	7 7 2 0年国債	130,000,000	133,419,000	
	7 8 2 0年国債	61,000,000	62,806,820	
	7 9 2 0年国債	50,000,000	51,558,500	
	8 0 2 0年国債	53,000,000	54,734,160	
	8 2 2 0年国債	87,000,000	90,285,120	
	8 3 2 0年国債	93,000,000	96,957,150	
	8 5 2 0年国債	58,000,000	60,743,400	
	8 6 2 0年国債	80,000,000	84,152,000	
	8 7 2 0年国債	55,000,000	57,728,000	
	8 9 2 0年国債	78,000,000	82,261,140	
	9 0 2 0年国債	20,000,000	21,194,400	
	9 2 2 0年国債	310,000,000	329,065,000	
	9 3 2 0年国債	100,000,000	106,246,000	
	9 4 2 0年国債	130,000,000	138,547,500	
	9 5 2 0年国債	50,000,000	53,853,500	
	9 6 2 0年国債	55,000,000	58,850,000	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	9 7 20年国債	40,000,000	43,116,800	
	9 8 20年国債	320,000,000	343,721,600	
	9 9 20年国債	100,000,000	107,788,000	
	1 0 0 20年国債	155,000,000	168,283,500	
	1 0 1 20年国債	350,000,000	382,980,500	
	1 0 8 20年国債	300,000,000	324,612,000	
	1 0 9 20年国債	55,000,000	59,682,700	
	1 1 0 20年国債	260,000,000	284,853,400	
	1 1 1 20年国債	200,000,000	220,988,000	
	1 1 2 20年国債	150,000,000	164,920,500	
	1 1 3 20年国債	310,000,000	341,920,700	
	1 1 4 20年国債	70,000,000	77,420,000	
	1 1 5 20年国債	180,000,000	200,149,200	
	1 1 6 20年国債	200,000,000	223,008,000	
	1 1 7 20年国債	200,000,000	221,774,000	
	1 1 8 20年国債	95,000,000	104,970,250	
	1 1 9 20年国債	93,000,000	101,537,400	
	1 2 0 20年国債	317,000,000	342,046,170	
	1 2 1 20年国債	200,000,000	220,012,000	
	1 2 2 20年国債	200,000,000	218,686,000	
	1 2 3 20年国債	200,000,000	223,088,000	
	1 2 4 20年国債	300,000,000	332,577,000	
	1 2 5 20年国債	130,000,000	146,230,500	
	1 2 6 20年国債	110,000,000	122,134,100	
	1 2 7 20年国債	250,000,000	275,810,000	
	1 2 8 20年国債	250,000,000	276,167,500	
	1 2 9 20年国債	200,000,000	219,476,000	
	1 3 0 20年国債	140,000,000	153,783,000	
	1 3 1 20年国債	150,000,000	163,639,500	
	1 3 2 20年国債	100,000,000	109,203,000	
	1 3 3 20年国債	100,000,000	109,977,000	
	1 3 4 20年国債	30,000,000	33,041,700	
	1 3 5 20年国債	92,000,000	100,595,560	
	1 3 6 20年国債	550,000,000	597,014,000	
	1 3 8 20年国債	300,000,000	323,406,000	
	1 3 9 20年国債	370,000,000	401,890,300	
	1 4 0 20年国債	570,000,000	624,246,900	
	1 4 1 20年国債	400,000,000	438,340,000	
	1 4 2 20年国債	240,000,000	265,068,000	
	1 4 3 20年国債	210,000,000	228,293,100	
	1 4 4 20年国債	140,000,000	150,963,400	
	1 4 5 20年国債	340,000,000	373,109,200	
	1 4 6 20年国債	20,000,000	21,945,200	
	1 4 7 20年国債	480,000,000	522,038,400	
	1 4 8 20年国債	360,000,000	387,849,600	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	1 4 9 20年国債	532,000,000	572,969,320	
	1 5 0 20年国債	480,000,000	511,689,600	
	1 5 1 20年国債	480,000,000	501,019,200	
	1 5 2 20年国債	520,000,000	542,110,400	
	1 5 3 20年国債	570,000,000	599,816,700	
	1 5 4 20年国債	630,000,000	655,055,100	
	1 5 5 20年国債	480,000,000	487,334,400	
	1 5 6 20年国債	330,000,000	311,209,800	
	1 5 7 20年国債	560,000,000	512,898,400	
	1 5 8 20年国債	350,000,000	331,831,500	
	1 5 9 20年国債	500,000,000	478,290,000	
	1 6 0 20年国債	460,000,000	444,323,200	
	1 6 1 20年国債	470,000,000	446,495,300	
	1 6 2 20年国債	530,000,000	501,549,600	
	1 6 3 20年国債	480,000,000	452,438,400	
	1 6 4 20年国債	430,000,000	398,119,800	
	1 6 5 20年国債	370,000,000	341,084,500	
	1 6 6 20年国債	600,000,000	567,276,000	
	1 6 7 20年国債	400,000,000	365,700,000	
	1 6 8 20年国債	420,000,000	376,324,200	
	1 6 9 20年国債	400,000,000	350,980,000	
	1 7 0 20年国債	420,000,000	366,618,000	
	1 7 1 20年国債	350,000,000	303,919,000	
	1 7 2 20年国債	200,000,000	175,790,000	
	1 7 3 20年国債	510,000,000	445,964,400	
	1 7 4 20年国債	600,000,000	521,928,000	
	1 7 5 20年国債	400,000,000	352,380,000	
	1 7 6 20年国債	480,000,000	421,008,000	
	1 7 7 20年国債	530,000,000	454,363,700	
	1 7 8 20年国債	510,000,000	443,322,600	
	1 7 9 20年国債	440,000,000	380,740,800	
	1 8 0 20年国債	490,000,000	446,194,000	
	1 8 1 20年国債	500,000,000	462,160,000	
	1 8 2 20年国債	340,000,000	324,574,200	
	1 8 3 20年国債	390,000,000	390,585,000	
	1 8 4 20年国債	400,000,000	379,460,000	
	1 8 5 20年国債	440,000,000	415,905,600	
	1 8 6 20年国債	170,000,000	171,836,000	
	2 7 メキシコ国債	100,000,000	97,203,900	
	1 1 フィリピン共和国	100,000,000	98,493,900	
国債証券 合計			93,894,775,530	
地方債証券	7 5 1 東京都公債	100,000,000	100,480,900	
	7 9 6 東京都公債	100,000,000	97,735,600	
	8 0 8 東京都公債	100,000,000	97,100,800	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	8 2 7 東京都公債	100,000,000	96,800,500	
	4 東京都5年	200,000,000	199,640,200	
	1 6 東京都20年	100,000,000	108,126,900	
	3-5 北海道公債	100,000,000	96,225,600	
	3 7-2 宮城県公債	100,000,000	95,959,700	
	2 2 2 神奈川県公債	100,000,000	99,722,900	
	3 1 神奈川県20年	100,000,000	99,956,900	
	4 2 0 大阪府公債	200,000,000	199,501,400	
	7 大阪府20年	200,000,000	217,828,800	
	2-1 京都府公債	200,000,000	195,446,600	
	2 6-1 7 兵庫県公債	100,000,000	100,457,000	
	3 兵庫県公債12年	200,000,000	201,271,800	
	1 9 兵庫県公債20年	100,000,000	107,108,100	
	2-1 静岡県公債	100,000,000	97,746,600	
	8 静岡県20年	200,000,000	220,437,400	
	2 1-5 愛知県公債	100,000,000	110,189,600	
	2 7-1 2 愛知県15年	100,000,000	101,374,000	
	2 9-5 広島県公債	100,000,000	99,798,500	
	2-7 埼玉県公債	100,000,000	97,106,600	
	4 埼玉県30年	100,000,000	95,063,500	
	9 埼玉県20年	100,000,000	110,407,500	
	1 2 埼玉県20年	100,000,000	108,405,800	
	2 9-1 福岡県公債	100,000,000	99,869,300	
	5-1 福岡県公債	100,000,000	99,066,000	
	2 2-1 福岡県15年	100,000,000	103,036,200	
	1 3 千葉県20年	100,000,000	108,350,600	
	1 6 千葉県20年	100,000,000	106,961,100	
	2 8-2 新潟県公債	100,000,000	99,918,200	
	1 5 3 共同発行地方	200,000,000	201,360,000	
	1 6 8 共同発行地方	100,000,000	99,976,900	
	1 9 5 共同発行地方	100,000,000	97,835,700	
	1 9 6 共同発行地方	100,000,000	97,948,500	
	2 4 4 共同発行地方	200,000,000	196,232,400	
	4-3 長崎県公債	100,000,000	97,085,600	
	2 7-1 滋賀県公債	100,000,000	100,679,300	
	1 1 名古屋市20年	200,000,000	219,899,400	
	1 0 京都市20年	100,000,000	108,783,600	
	2 0-1 神戸市20年	100,000,000	109,132,300	
	1 9 横浜市20年	100,000,000	110,025,700	
	2 6-5 札幌市15年	100,000,000	103,001,700	
	2-4 札幌市公債	100,000,000	97,166,400	
	4 川崎市公債30年	100,000,000	110,607,400	
	1 北九州市15年	100,000,000	102,862,700	
	2 3-4 福岡市20年	100,000,000	109,350,800	
	1-5 千葉市公債	100,000,000	97,531,700	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	3-2 徳島県公債	100,000,000	95,796,100	
	1-1 山梨県公債	100,000,000	97,694,700	
	2-2 岡山県公債	100,000,000	96,716,100	
地方債証券	合計		6,120,781,600	
特殊債券	47 日本政策投資CO	100,000,000	103,072,000	
	174 日本政策投資	300,000,000	294,632,700	
	247 道路機構	200,000,000	169,224,600	
	86 政保道路機構	100,000,000	108,948,800	
	223 政保道路機構	100,000,000	106,060,500	
	236 政保道路機構	100,000,000	100,307,500	
	261 政保道路機構	200,000,000	201,098,600	
	284 政保道路機構	200,000,000	179,730,600	
	298 政保道路機構	100,000,000	93,974,500	
	F143 地方公共団体	100,000,000	103,919,500	
	1 地方公共団15年	100,000,000	104,096,400	
	31 地方公共団20	100,000,000	108,294,000	
	F192 地方公共団体	100,000,000	103,546,200	
	F221 地方公共団体	200,000,000	208,144,400	
	F226 地方公共団体	100,000,000	103,311,100	
	71 地方公共団体	100,000,000	100,496,300	
	129 地方公共団体	200,000,000	194,647,800	
	127 都市再生	100,000,000	99,579,300	
	80 住宅支援機構	100,000,000	103,814,900	
	123 住宅支援機構	100,000,000	108,839,800	
	19 利付商工債	100,000,000	99,549,100	
特殊債券	合計		2,795,288,600	
社債券	20 成田国際空港	100,000,000	99,525,100	
	63 中日本高速道	100,000,000	100,700,200	
	101 中日本高速道	400,000,000	399,133,600	
	32 大和ハウス工業	300,000,000	299,927,400	
	22 積水ハウス	100,000,000	99,385,800	
	12 アサヒグループHD	100,000,000	99,718,200	
	11 サントリーホールディング	100,000,000	99,413,100	
	11 日本たばこ産業	100,000,000	100,667,800	
	11 ヒューリック	100,000,000	99,874,000	
	5 野村不動産HD	100,000,000	101,005,900	
	23 森ビル	100,000,000	90,065,400	
	14 セブンアンドアイ	100,000,000	99,761,400	
	18 セブンアンドアイ	100,000,000	100,833,200	
	35 東レ	300,000,000	299,706,000	
	1 レゾナックHD	100,000,000	99,335,500	
	4 アステラス製薬	300,000,000	299,652,600	
	20 ZHD	100,000,000	97,475,300	
	18 楽天グループ	100,000,000	66,261,200	
	2 AGC	100,000,000	97,810,500	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	7 日本製鉄	100,000,000	100,120,800	
	3 2 住友電工	100,000,000	99,137,100	
	1 6 クボタ	100,000,000	99,785,600	
	6 2 日本電気	200,000,000	197,093,800	
	1 7 パナソニック	100,000,000	100,049,200	
	1 5 デンソー	100,000,000	99,468,200	
	3 1 トヨタ自動車	100,000,000	97,542,300	
	6 楽天カード	100,000,000	89,980,800	
	3 オリックス銀行	200,000,000	198,928,000	
	1 日生2021基金	100,000,000	99,662,200	
	7 凸版印刷	100,000,000	102,483,800	
	3 1 豊田通商	200,000,000	197,633,600	
	6 3 住友商事	100,000,000	96,415,800	
	2 6 りそなホールディング	100,000,000	99,576,000	
	2 7 りそなホールディング	200,000,000	199,767,400	
	3 6 芙蓉総合リース	100,000,000	99,632,200	
	1 6 NTTファイナンス	100,000,000	99,802,000	
	5 6 日産フィナンシャル	100,000,000	98,884,500	
	8 1 ホンダファイナンス	100,000,000	99,434,900	
	7 8 トヨタファイナンス	100,000,000	99,568,700	
	4 2 リコーリース	100,000,000	99,460,600	
	2 2 イオンFS	200,000,000	198,496,400	
	3 6 三井住友F&L	200,000,000	199,344,600	
	1 SOMPOHD	100,000,000	100,021,500	
	7 三井住友海上	100,000,000	99,610,900	
	8 2 三井不動産	100,000,000	99,294,100	
	1 4 3 三菱地所	100,000,000	98,829,400	
	1 1 1 住友不動産	100,000,000	99,952,600	
	1 3 NTTファイナンス	100,000,000	102,570,500	
	1 0 7 東日本旅客鉄	100,000,000	92,674,800	
	4 1 東海旅客鉄道	100,000,000	108,001,200	
	6 7 阪急阪神HLDG	100,000,000	97,374,900	
	6 8 名古屋鉄道	200,000,000	198,549,400	
	1 5 ソフトバンク	100,000,000	96,982,000	
	5 0 9 関西電力	100,000,000	99,917,800	
	5 3 8 関西電力	100,000,000	95,470,400	
	4 4 8 中国電力	100,000,000	96,688,500	
	5 6 0 東北電力	200,000,000	192,045,200	
	3 3 2 北海道電力	100,000,000	92,124,000	
	3 4 沖縄電力	100,000,000	98,982,900	
	8 5 電源開発	100,000,000	100,570,400	
	1 1 東京電力パワー	100,000,000	99,838,900	
	1 6 JERA	100,000,000	99,812,000	
	6 5 東京瓦斯	100,000,000	96,250,400	
	5 0 大阪瓦斯	100,000,000	99,314,200	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	4 ファーストリテイリング	100,000,000	100,910,400	
社債券 合計			8,088,307,100	
合計			110,899,152,830	

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

**【ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）】**

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。



## 独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）の2022年12月1日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）の2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)

### (1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年11月30日現在 金額(円)	第7期 2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,477,139	19,080,852
親投資信託受益証券	3,781,856,738	4,079,143,835
未収入金	8,106,868	-
流動資産合計	3,804,440,745	4,098,224,687
資産合計	3,804,440,745	4,098,224,687
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,893,165	5,672,481
未払受託者報酬	420,635	439,862
未払委託者報酬	4,627,352	4,838,937
その他未払費用	157,652	164,878
流動負債合計	15,098,804	11,116,158
負債合計	15,098,804	11,116,158
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	4,165,956,248	4,725,481,446
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△376,614,307	△638,372,917
(分配準備積立金)	170,191,515	146,391,905
元本等合計	3,789,341,941	4,087,108,529
純資産合計	3,789,341,941	4,087,108,529
負債純資産合計	3,804,440,745	4,098,224,687

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日 金額(円)	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日 金額(円)
営業収益		
受取利息	3	4
有価証券売買等損益	△722,019,537	△185,631,843
営業収益合計	△722,019,534	△185,631,839
営業費用		
支払利息	3,440	4,580
受託者報酬	938,359	856,164
委託者報酬	10,322,628	9,418,690
その他費用	351,718	320,924
営業費用合計	11,616,145	10,600,358
営業利益又は営業損失(△)	△733,635,679	△196,232,197
経常利益又は経常損失(△)	△733,635,679	△196,232,197
当期純利益又は当期純損失(△)	△733,635,679	△196,232,197
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△111,308,790	△16,242,350
期首剰余金又は期首欠損金(△)	370,666,257	△376,614,307
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	61,233,272
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	61,233,272
剰余金減少額又は欠損金増加額	124,953,675	143,002,035
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	112,849,298	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	12,104,377	143,002,035
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△376,614,307	△638,372,917

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1. ※1 期首元本額	4,813,778,100円	4,165,956,248円
期中追加設定元本額	881,042,439円	1,222,534,062円
期中一部解約元本額	1,528,864,291円	663,008,864円
2. 計算期間末日における受益権の総数	4,165,956,248口	4,725,481,446口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は376,614,307円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は638,372,917円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(227,655,452円)及び分配準備積立金(170,191,515円)より分配対象額は397,846,967円(1万口当たり955.00円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(304,888,501円)及び分配準備積立金(146,391,905円)より分配対象額は451,280,406円(1万口当たり954.99円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△636,069,719	△178,325,634
合計	△636,069,719	△178,325,634

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 6 期 2022 年 11 月 30 日現在	第 7 期 2023 年 11 月 30 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 7 期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 6 期 2022 年 11 月 30 日現在	第 7 期 2023 年 11 月 30 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9096 円 ( 9,096 円)	0.8649 円 ( 8,649 円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド	4,830,819,322	4,079,143,835	
親投資信託受益証券 合計			4,079,143,835	
合計			4,079,143,835	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



(参考)

当ファンドは、「外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年11月30日現在 金額(円)	2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,151,749,018	2,283,809,493
コール・ローン	1,579,586,593	891,318,299
国債証券	112,059,642,197	124,881,940,329
派生商品評価勘定	5,184,138,586	1,478,454,208
未収入金	308,641,607	780,311
未収利息	751,487,963	879,415,540
前払費用	32,216,082	41,926,654
差入委託証拠金	286,231,791	229,923,855
流動資産合計	121,353,693,837	130,687,568,689
資産合計	121,353,693,837	130,687,568,689
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,101,036	808,867,978
未払金	-	549,951
未払解約金	8,106,868	62,456,656
流動負債合計	13,207,904	871,874,585
負債合計	13,207,904	871,874,585
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	136,999,425,944	153,736,520,659
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△15,658,940,011	△23,920,826,555
元本等合計	121,340,485,933	129,815,694,104
純資産合計	121,340,485,933	129,815,694,104
負債純資産合計	121,353,693,837	130,687,568,689

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	2021 年 12 月 1 日	2022 年 12 月 1 日
期首元本額	127, 114, 402, 128 円	136, 999, 425, 944 円
期中追加設定元本額	33, 481, 573, 422 円	35, 208, 621, 880 円
期中一部解約元本額	23, 596, 549, 606 円	18, 471, 527, 165 円
期末元本額の内訳		

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
ファンド名		
ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用)	-円	2,303,831,989円
ダイワファンドラップ 外国債券 インデックス (為替ヘッジあ り)	111,430,379,707円	116,370,084,077円
ダイワファンドラップオンライ ン 外国債券インデックス (為替 ヘッジあり)	4,269,907,123円	4,830,819,322円
ダイワ先進国債券インデックス (為替ヘッジあり) (ラップ専 用)	3,742,598円	13,366,736円
ダイワバランスファンド 2021-02 (適格機関投資家専用)	3,372,552,461円	3,577,386,838円
ダイワ外国債券インデックス (為替ヘッジあり) (ダイワS MA専用)	17,922,844,055円	24,339,703,266円
ダイワバランスファンド 2023-08 (適格機関投資家専用)	-円	2,301,328,431円
計	136,999,425,944円	153,736,520,659円
2. 期末日における受益権の総数	136,999,425,944口	153,736,520,659口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は15,658,940,011円で あります。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は23,920,826,555円で あります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2 条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規 定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリ バティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細 をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載し ております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信 用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資 信託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引 所)における債券先物取引を利用しております。また、信 託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の 売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託 約款に従って為替予約取引を利用しております。

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 11 月 30 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△1,673,487,605	△699,642,971
合計	△1,673,487,605	△699,642,971

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

### 1. 債券関連

種類	2022 年 11 月 30 日現在				2023 年 11 月 30 日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
債券先物取引								

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
買建	1,905,215,246	-	1,900,130,815	△5,084,431	1,966,151,747	-	1,985,818,184	19,666,437
合計	1,905,215,246	-	1,900,130,815	△5,084,431	1,966,151,747	-	1,985,818,184	19,666,437

- (注) 1. 時価の算定方法  
債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場  
場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も  
近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は  
期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## 2. 通貨関連

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	118,125,905,948	-	112,941,783,967	5,184,121,981	125,441,920,883	-	124,792,001,090	649,919,793
アメリカ・ドル	59,273,186,456	-	55,562,588,424	3,710,598,032	58,873,704,780	-	57,429,287,736	1,444,417,044
イギリス・ ポンド	5,618,230,378	-	5,469,664,120	148,566,258	6,371,602,401	-	6,505,950,259	△134,347,858
イスラエル・ シケル	523,588,698	-	500,616,666	22,972,032	438,559,875	-	469,549,320	△30,989,445
オーストラリ ア・ドル	2,055,441,161	-	2,011,301,744	44,139,417	1,874,626,099	-	1,911,887,439	△37,261,340
オフショア・ 人民元	4,279,772,154	-	4,104,188,613	175,583,541	9,797,077,274	-	9,810,085,533	△13,008,259
カナダ・ドル	2,449,642,075	-	2,303,354,580	146,287,495	2,645,540,288	-	2,634,916,969	10,623,319
シンガポー ル・ドル	429,402,747	-	414,230,674	15,172,073	589,632,624	-	590,685,952	△1,053,328
スウェーデン ・クローナ	340,765,632	-	333,365,408	7,400,224	276,581,011	-	290,937,653	△14,356,642
デンマーク・ クローネ	573,067,290	-	561,630,576	11,436,714	547,183,260	-	554,341,255	△7,157,995
ニュージーラ ンド・ドル	259,816,649	-	259,833,254	△16,605	259,708,644	-	268,583,452	△8,874,808
ノルウェー・ クローネ	292,633,024	-	285,147,192	7,485,832	199,923,818	-	204,397,646	△4,473,828
ポーランド・ ズロチ	630,101,485	-	624,796,746	5,304,739	643,352,920	-	668,777,247	△25,424,327
マレーシア・ リンギット	721,109,640	-	714,428,280	6,681,360	673,724,800	-	669,977,392	3,747,408
メキシコ・ペソ	1,180,085,068	-	1,147,165,196	32,919,872	1,061,096,770	-	1,085,973,320	△24,876,550
ユーロ	39,499,063,491	-	38,649,472,494	849,590,997	41,189,606,319	-	41,696,649,917	△507,043,598
合計	118,125,905,948	-	112,941,783,967	5,184,121,981	125,441,920,883	-	124,792,001,090	649,919,793

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている  
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先  
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていな  
い場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値  
を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の  
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	0.8857円	0.8444円
(1万口当たり純資産額)	(8,857円)	(8,444円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	6.125% United States Treasury Note/Bond 20271115	8,950,000.000	9,534,166.500	
		5.25% United States Treasury Note/Bond 20281115	3,700,000.000	3,859,840.000	
		6.25% United States Treasury Note/Bond 20300515	1,400,000.000	1,552,404.000	
		5.375% United States Treasury Note/Bond 20310215	630,000.000	674,320.500	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20360215	2,000,000.000	2,048,500.000	
		5% United States Treasury Note/Bond 20370515	300,000.000	320,634.000	
		3.5% United States Treasury Note/Bond 20390215	430,000.000	383,925.500	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20391115	1,410,000.000	1,385,917.200	
		4.625% United States Treasury Note/Bond 20400215	1,390,000.000	1,404,928.600	
		4.75% United States Treasury Note/Bond 20410215	2,270,000.000	2,316,580.400	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20410815	600,000.000	538,332.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20420215	670,000.000	546,284.500	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20420815	1,500,000.000	1,145,085.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20421115	1,000,000.000	760,850.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20430215	2,000,000.000	1,611,280.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20430515	2,500,000.000	1,930,650.000	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20430815	1,100,000.000	954,305.000	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20431115	1,532,000.000	1,351,269.960	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20440215	1,000,000.000	864,820.000	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20440515	2,200,000.000	1,826,924.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20440815	940,000.000	748,136.600	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20241115	10,810,000.000	10,513,157.400	
		3% United States Treasury Note/Bond 20441115	2,500,000.000	1,944,475.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20250215	5,500,000.000	5,305,520.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20450215	1,100,000.000	780,351.000	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20250515	15,300,000.000	14,705,289.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20450515	370,000.000	286,646.400	
		2% United States Treasury Note/Bond 20250815	4,820,000.000	4,603,003.600	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20251115	8,800,000.000	8,405,672.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20451115	2,000,000.000	1,543,420.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260215	12,000,000.000	11,266,320.000	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460215	300,000.000	210,531.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260515	6,865,000.000	6,410,193.750	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460515	1,070,000.000	748,657.600	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20260815	5,750,000.000	5,321,395.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20460815	500,000.000	331,795.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20261115	12,850,000.000	12,003,442.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20461115	1,000,000.000	749,860.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270215	5,000,000.000	4,687,500.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20470215	900,000.000	689,004.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20270515	5,550,000.000	5,200,794.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20470515	950,000.000	726,674.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270815	14,000,000.000	13,010,340.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20470815	1,000,000.000	728,350.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20471115	700,000.000	509,544.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20280215	4,000,000.000	3,762,720.000	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20250131	15,800,000.000	15,342,274.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20480215	1,000,000.000	762,770.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20250331	2,500,000.000	2,425,025.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20480515	1,000,000.000	780,720.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20280515	3,300,000.000	3,111,966.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20280815	4,000,000.000	3,762,400.000	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3% United States Treasury Note/Bond 20480815	1,800,000.000	1,372,284.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20281115	4,300,000.000	4,080,786.000	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20481115	1,850,000.000	1,511,635.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20290215	15,500,000.000	14,311,460.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20490215	1,500,000.000	1,143,240.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20260331	1,000,000.000	950,210.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20490515	2,000,000.000	1,487,920.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20290515	2,300,000.000	2,088,952.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20260630	7,000,000.000	6,565,230.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20290815	5,000,000.000	4,347,450.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20490815	300,000.000	195,375.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20291115	5,400,000.000	4,707,450.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20491115	1,300,000.000	870,532.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20300215	4,500,000.000	3,825,675.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20270131	6,000,000.000	5,496,060.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20500215	2,500,000.000	1,531,575.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300515	3,000,000.000	2,385,630.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20500515	2,000,000.000	996,440.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400515	5,200,000.000	3,117,920.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250531	2,000,000.000	1,867,460.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300815	6,300,000.000	4,968,495.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20500815	700,000.000	360,787.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400815	500,000.000	297,070.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250930	2,000,000.000	1,845,260.000	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20301115	5,000,000.000	3,996,550.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20501115	3,800,000.000	2,097,980.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20271130	4,500,000.000	3,895,920.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20251231	4,000,000.000	3,669,600.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20280131	6,300,000.000	5,453,910.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20510215	4,100,000.000	2,418,098.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20310215	4,900,000.000	3,972,332.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20260131	2,000,000.000	1,828,040.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20280229	1,000,000.000	877,910.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20410215	2,400,000.000	1,614,696.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20260228	1,000,000.000	914,210.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280331	5,500,000.000	4,844,180.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20310515	4,600,000.000	3,834,146.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280430	3,000,000.000	2,636,520.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20510515	2,400,000.000	1,597,992.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20410515	1,600,000.000	1,142,864.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280531	1,000,000.000	877,010.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280630	1,500,000.000	1,312,605.000	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20260630	3,500,000.000	3,200,225.000	
		1.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310815	4,700,000.000	3,778,424.000	
		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20510815	3,900,000.000	2,368,002.000	
		1.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20410815	5,750,000.000	3,740,605.000	
		0.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260731	8,000,000.000	7,239,840.000	
		1% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280731	2,000,000.000	1,725,140.000	
		1.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280831	1,000,000.000	865,720.000	
		0.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260831	2,400,000.000	2,173,536.000	
		1.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20311115	4,000,000.000	3,224,920.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20511115	3,100,000.000	1,820,692.000	
		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20411115	2,000,000.000	1,354,200.000	
		1.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281130	4,000,000.000	3,505,840.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320215	3,900,000.000	3,255,954.000	
		2.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520215	2,500,000.000	1,613,900.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420215	1,000,000.000	719,880.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290228	2,500,000.000	2,220,750.000	
		2.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250415	2,000,000.000	1,938,980.000	
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320515	5,300,000.000	4,772,173.000	
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520515	2,300,000.000	1,710,349.000	
		3.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420515	1,000,000.000	826,600.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290531	4,000,000.000	3,701,480.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320815	4,500,000.000	3,999,015.000	
		3% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520815	2,000,000.000	1,527,300.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290930	1,200,000.000	1,173,912.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270930	3,000,000.000	2,979,240.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20321115	4,000,000.000	3,950,920.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20521115	3,000,000.000	2,774,400.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291231	700,000.000	684,299.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330215	4,000,000.000	3,762,480.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20430215	1,000,000.000	900,820.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530215	1,800,000.000	1,554,318.000	
		3.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330515	4,500,000.000	4,186,395.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530515	2,800,000.000	2,419,592.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280630	7,000,000.000	6,926,010.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330815	2,000,000.000	1,936,240.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530815	600,000.000	567,606.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300731	1,700,000.000	1,671,372.000	
		5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20251031	8,000,000.000	8,045,600.000	
	アメリカ・ドル	小計		398,515,151.510 (58,609,623,333)	
	イギリス・ポンド	2% United Kingdom Gilt 20250907	1,350,000.000	1,293,759.000	
		2.5% United Kingdom Gilt 20650722	810,000.000	516,618.000	
		1.5% United Kingdom Gilt 20260722	1,775,000.000	1,656,589.750	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.5% United Kingdom Gilt 20470722	650,000.000	362,635.000	
		1.75% United Kingdom Gilt 20370907	820,000.000	599,830.000	
		1.75% United Kingdom Gilt 20570722	900,000.000	476,730.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20270722	650,000.000	589,329.000	
		1.625% United Kingdom Gilt 20281022	800,000.000	718,040.000	
		1.625% United Kingdom Gilt 20711022	517,000.000	240,870.300	
		1.75% United Kingdom Gilt 20490122	700,000.000	406,840.000	
		1.625% United Kingdom Gilt 20541022	350,000.000	181,825.000	
		0.875% United Kingdom Gilt 20291022	800,000.000	672,704.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20411022	1,000,000.000	603,100.000	
		0.375% United Kingdom Gilt 20301022	400,000.000	314,364.000	
		0.5% United Kingdom Gilt 20611022	850,000.000	252,110.000	
		0.125% United Kingdom Gilt 20280131	500,000.000	426,265.000	
		0.625% United Kingdom Gilt 20501022	370,000.000	146,904.800	
		0.625% United Kingdom Gilt 20350731	950,000.000	636,785.000	
		0.25% United Kingdom Gilt 20310731	1,700,000.000	1,284,180.000	
		0.875% United Kingdom Gilt 20460131	500,000.000	244,450.000	
		0.375% United Kingdom Gilt 20261022	1,000,000.000	897,550.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20510731	1,200,000.000	581,040.000	
		0.5% UNITED KINGDOM GILT 20290131	2,000,000.000	1,675,800.000	
		0.875% UNITED KINGDOM GILT 20330731	500,000.000	371,825.000	
		1.5% UNITED KINGDOM GILT 20530731	200,000.000	101,420.000	
		1% UNITED KINGDOM GILT 20320131	1,500,000.000	1,186,275.000	
		1.125% UNITED KINGDOM GILT 20731022	400,000.000	146,880.000	
		4.125% UNITED KINGDOM GILT 20270129	1,100,000.000	1,097,800.000	
		3.25% UNITED KINGDOM GILT 20330131	400,000.000	374,700.000	
		3.75% UNITED KINGDOM GILT 20531022	700,000.000	602,000.000	
		6% United Kingdom Gilt 20281207	963,000.000	1,049,207.760	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.25% United Kingdom Gilt 20320607	400,000.000	407,236.000	
		5% United Kingdom Gilt 20250307	1,275,000.000	1,279,335.000	
		4.25% United Kingdom Gilt 20360307	915,000.000	915,000.000	
		4.75% United Kingdom Gilt 20381207	550,000.000	570,174.000	
		4.25% United Kingdom Gilt 20551207	850,000.000	806,990.000	
		4.25% United Kingdom Gilt 20461207	770,000.000	731,746.400	
		4.25% United Kingdom Gilt 20271207	300,000.000	302,169.000	
		4.5% United Kingdom Gilt 20421207	911,000.000	905,588.660	
		4.75% United Kingdom Gilt 20301207	907,500.000	951,441.150	
		4.25% United Kingdom Gilt 20491207	543,000.000	514,546.800	
		4.25% United Kingdom Gilt 20390907	1,130,000.000	1,102,394.100	
		4.5% United Kingdom Gilt 20340907	600,000.000	616,500.000	
		4% United Kingdom Gilt 20600122	527,000.000	481,625.300	
		4.25% United Kingdom Gilt 20401207	1,000,000.000	969,400.000	
		3.75% United Kingdom Gilt 20520722	700,000.000	608,720.000	
		3.25% United Kingdom Gilt 20440122	875,000.000	721,962.500	
		3.5% United Kingdom Gilt 20680722	838,900.000	691,589.160	
		3.5% United Kingdom Gilt 20450122	740,000.000	630,480.000	
		イギリス・ポンド 小計		32,915,324.680 (6,149,899,263)	
	イスラエル・シ ュケル	5.5% Israel Government Bond - Fixed 20420131	1,200,000.000	1,347,360.000	
		1.75% Israel Government Bond - Fixed 20250831	500,000.000	482,470.000	
		2% Israel Government Bond - Fixed 20270331	4,000,000.000	3,776,320.000	
		3.75% Israel Government Bond - Fixed 20470331	1,200,000.000	1,053,876.000	
		2.25% Israel Government Bond - Fixed 20280928	1,000,000.000	929,980.000	
		1% Israel Government Bond - Fixed 20300331	1,700,000.000	1,416,457.000	
		1.5% Israel Government Bond - Fixed 20370531	1,000,000.000	706,890.000	
		イスラエル・シュケル 小計		9,713,353.000 (387,692,944)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	オーストラリア・ドル	4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	889,000.000	909,544.790	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20290421	320,000.000	307,056.000	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20250421	1,800,000.000	1,776,744.000	
		4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	359,000.000	363,132.090	
		4.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20260421	2,398,000.000	2,409,846.120	
		3.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20370421	725,000.000	672,031.500	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20350621	800,000.000	680,840.000	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20390621	684,000.000	584,443.800	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20271121	1,300,000.000	1,239,771.000	
		2.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20280521	658,000.000	610,216.040	
		3% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20470321	775,000.000	592,014.750	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20281121	1,250,000.000	1,176,950.000	
		2.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20300521	2,100,000.000	1,902,474.000	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20410521	510,000.000	396,229.200	
		1.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20310621	1,800,000.000	1,482,048.000	
		1.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20320521	850,000.000	666,587.000	
		1.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20510621	900,000.000	496,224.000	
		1.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20321121	1,800,000.000	1,456,218.000	
		3% AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF) 20331121	1,000,000.000	890,840.000	
		3.75% AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF) 20340521	1,000,000.000	948,210.000	
	オーストラリア・ドル 小計			19,561,420.290 (1,906,260,407)	
	オフショア・人民元	3.22% China Government Bond 20251206	3,000,000.000	3,057,120.000	
		3.25% China Government Bond 20281122	6,500,000.000	6,718,400.000	
		3.29% China Government Bond 20290523	11,000,000.000	11,428,560.000	
		3.25% China Government Bond 20260606	15,000,000.000	15,358,350.000	
		3.12% China Government Bond 20261205	3,000,000.000	3,062,310.000	
		3.13% China Government Bond 20291121	5,300,000.000	5,467,056.000	
		2.85% China Government Bond 20270604	8,000,000.000	8,084,080.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.68% China Government Bond 20300521	6,000,000.000	6,000,000.000	
		1.99% China Government Bond 20250409	12,000,000.000	11,918,760.000	
		3.02% China Government Bond 20251022	13,000,000.000	13,169,910.000	
		3.28% China Government Bond 20271203	14,000,000.000	14,454,160.000	
		3.27% China Government Bond 20301119	6,000,000.000	6,271,920.000	
		3.81% China Government Bond 20500914	7,000,000.000	7,974,680.000	
		3.01% China Government Bond 20280513	8,000,000.000	8,162,720.000	
		3.72% China Government Bond 20510412	9,600,000.000	10,766,880.000	
		3.02% China Government Bond 20310527	8,800,000.000	9,030,736.000	
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20260812	5,000,000.000	5,029,750.000	
		2.9% CHINA GOVERNMENT BOND 20260505	7,000,000.000	7,082,740.000	
		2.74% CHINA GOVERNMENT BOND 20260804	13,000,000.000	13,092,690.000	
		3.59% CHINA GOVERNMENT BOND 20270803	6,500,000.000	6,795,815.000	
		3.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20280517	6,000,000.000	6,321,900.000	
		4.08% CHINA GOVERNMENT BOND 20481022	4,400,000.000	5,201,240.000	
		3.86% CHINA GOVERNMENT BOND 20490722	6,000,000.000	6,872,700.000	
		3.77% CHINA GOVERNMENT BOND 20250308	5,000,000.000	5,107,050.000	
		3.39% CHINA GOVERNMENT BOND 20500316	4,800,000.000	5,092,176.000	
		2.91% CHINA GOVERNMENT BOND 20281014	3,500,000.000	3,551,520.000	
		3.53% CHINA GOVERNMENT BOND 20511018	3,300,000.000	3,613,962.000	
		2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118	5,300,000.000	5,393,439.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20320217	1,800,000.000	1,803,852.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20290324	4,000,000.000	4,031,360.000	
		3.32% CHINA GOVERNMENT BOND 20520415	5,000,000.000	5,249,300.000	
		2.76% CHINA GOVERNMENT BOND 20320515	9,000,000.000	9,058,320.000	
		2.24% CHINA GOVERNMENT BOND 20250525	25,000,000.000	24,906,750.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20290615	3,000,000.000	3,014,970.000	
		2.5% CHINA GOVERNMENT BOND 20270725	12,000,000.000	11,983,440.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20320815	7,000,000.000	6,985,300.000	
		2.18% CHINA GOVERNMENT BOND 20250825	15,000,000.000	14,926,650.000	
		2.6% CHINA GOVERNMENT BOND 20320901	2,000,000.000	1,979,680.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20290925	3,000,000.000	2,993,100.000	
		2.44% CHINA GOVERNMENT BOND 20271015	4,000,000.000	3,983,520.000	
		3.12% CHINA GOVERNMENT BOND 20521025	2,000,000.000	2,017,640.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20321115	12,000,000.000	12,083,880.000	
		2.28% CHINA GOVERNMENT BOND 20251125	14,000,000.000	13,946,660.000	
		2.79% CHINA GOVERNMENT BOND 20291215	13,000,000.000	13,087,100.000	
		2.29% CHINA GOVERNMENT BOND 20241225	10,000,000.000	9,986,400.000	
		2.88% CHINA GOVERNMENT BOND 20330225	4,000,000.000	4,066,880.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20300325	8,000,000.000	8,057,840.000	
		3.19% CHINA GOVERNMENT BOND 20530415	3,000,000.000	3,109,500.000	
		2.67% CHINA GOVERNMENT BOND 20330525	5,000,000.000	4,986,750.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20300625	6,000,000.000	5,979,720.000	
		2.4% CHINA GOVERNMENT BOND 20280715	20,000,000.000	19,857,200.000	
		2.52% CHINA GOVERNMENT BOND 20330825	16,000,000.000	15,753,760.000	
		2.18% CHINA GOVERNMENT BOND 20260815	15,000,000.000	14,883,000.000	
		2.6% CHINA GOVERNMENT BOND 20300915	6,000,000.000	5,974,800.000	
		2.55% CHINA GOVERNMENT BOND 20281015	15,000,000.000	14,989,200.000	
		オフショア・人民元 小計		453,777,196.000 (9,347,991,749)	
	カナダ・ドル	2.75% Canada Government International Bond 20641201	460,000.000	401,879.000	
		5.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	907,000.000	1,007,595.370	
		5.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601	1,050,000.000	1,236,627.000	
		5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	300,000.000	346,530.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20410601	620,000.000	664,001.400	
		3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	140,000.000	141,905.400	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20481201	500,000.000	448,050.000	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,492,000.000	1,448,075.520	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601	1,920,000.000	1,811,424.000	
		1% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	930,000.000	848,978.400	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280601	600,000.000	561,642.000	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20511201	1,520,000.000	1,146,110.400	
		2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	300,000.000	281,529.000	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20300601	1,700,000.000	1,476,790.000	
		0.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250901	900,000.000	844,389.000	
		0.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20301201	1,500,000.000	1,220,430.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20310601	2,000,000.000	1,732,540.000	
		1.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20531201	1,250,000.000	875,600.000	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270301	1,500,000.000	1,384,005.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20311201	1,000,000.000	858,590.000	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20320601	500,000.000	443,800.000	
		2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20321201	1,000,000.000	920,460.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250201	2,000,000.000	1,982,220.000	
		3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250801	1,500,000.000	1,480,935.000	
		カナダ・ドル 小計		23,564,106.490 (2,549,871,964)	
	シンガポール・ドル	3.5% SINGAPORE GOVERNMENT BOND 20270301	203,000.000	205,375.100	
		2.875% SINGAPORE GOVERNMENT BOND 20300901	600,000.000	597,900.000	
		2.75% SINGAPORE GOVERNMENT BOND 20420401	239,000.000	230,780.790	
		3.375% SINGAPORE GOVERNMENT BOND 20330901	420,000.000	434,477.400	
		2.875% SINGAPORE GOVERNMENT BOND 20290701	500,000.000	498,750.000	
		2.375% SINGAPORE GOVERNMENT BOND 20250601	400,000.000	393,504.000	
		2.75% SINGAPORE GOVERNMENT BOND 20460301	300,000.000	288,300.000	
		2.125% SINGAPORE GOVERNMENT BOND 20260601	200,000.000	194,600.000	
		2.25% SINGAPORE GOVERNMENT BOND 20360801	660,000.000	611,820.000	
		1.875% SINGAPORE GOVERNMENT BOND 20500301	350,000.000	278,950.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.625% SINGAPORE GOVERNMENT 20310701	400,000.000	364,400.000	
		1.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20511001	170,000.000	135,394.800	
		1.25% SINGAPORE GOVERNMENT 20261101	1,000,000.000	947,500.000	
		シンガポール・ドル 小計		5,181,752.090 (571,961,796)	
	スウェーデン・ クローナ	3.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20390330	2,520,000.000	2,772,428.400	
		2.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20250512	3,820,000.000	3,778,553.000	
		1% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20261112	4,780,000.000	4,547,500.800	
		0.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20280512	2,550,000.000	2,362,014.000	
		2.25% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20320601	500,000.000	489,385.000	
		0.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20291112	3,000,000.000	2,718,150.000	
		0.125% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20310512	4,000,000.000	3,362,320.000	
		スウェーデン・クローナ 小計		20,030,351.200 (284,631,290)	
	デンマーク・ク ローネ	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	5,740,000.000	6,961,816.400	
		1.75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	2,830,000.000	2,773,230.200	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20271115	3,200,000.000	2,961,792.000	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20291115	1,700,000.000	1,515,771.000	
		0.25% DANISH GOVERNMENT BOND 20521115	2,400,000.000	1,214,184.000	
		DANISH GOVERNMENT BOND 20311115	2,000,000.000	1,637,800.000	
		DANISH GOVERNMENT BOND 20241115	3,000,000.000	2,906,700.000	
		デンマーク・クローネ 小計		19,971,293.600 (432,578,220)	
	ニュージーラン ド・ドル	4.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20270415	1,000,000.000	988,880.000	
		3.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20330414	300,000.000	268,194.000	
		2.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20370415	300,000.000	232,479.000	
		3% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20290420	500,000.000	457,235.000	
		1.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20310515	500,000.000	395,030.000	
		2.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20510515	200,000.000	130,996.000	
		ニュージーランド・ドル 小計		2,472,814.000 (224,284,230)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	ノルウェー・クローネ	1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20250313	150,000.000	145,701.000	
		1.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20260219	1,430,000.000	1,358,542.900	
		1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20270217	3,000,000.000	2,822,430.000	
		2% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20280426	2,000,000.000	1,872,800.000	
		1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20290906	2,000,000.000	1,817,380.000	
		1.375% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20300819	2,500,000.000	2,185,525.000	
		1.25% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20310917	2,000,000.000	1,697,140.000	
		2.125% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20320518	2,000,000.000	1,799,840.000	
ノルウェー・クローネ 小計				13,699,358.900 (189,188,146)	
	ポーランド・ズロチ	2.5% Poland Government Bond 20260725	2,640,000.000	2,463,040.800	
		2.5% Poland Government Bond 20270725	1,815,000.000	1,652,829.750	
		2.75% Poland Government Bond 20291025	2,300,000.000	2,013,581.000	
		1.25% Poland Government Bond 20301025	1,800,000.000	1,389,834.000	
		0.25% Poland Government Bond 20261025	900,000.000	782,181.000	
		1.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20320425	1,000,000.000	756,690.000	
		7.5% POLAND GOVERNMENT BOND 20280725	2,000,000.000	2,175,260.000	
		6% POLAND GOVERNMENT BOND 20331025	1,000,000.000	1,039,270.000	
		5.75% Poland Government Bond 20290425	600,000.000	610,776.000	
		2.75% Poland Government Bond 20280425	1,800,000.000	1,626,858.000	
		3.25% Poland Government Bond 20250725	2,230,000.000	2,158,439.300	
ポーランド・ズロチ 小計				16,668,759.850 (619,814,500)	
	マレーシア・リンギット	4.498% MALAYSIAN GOVERNMENT 20300415	1,760,000.000	1,822,849.600	
		4.232% MALAYSIAN GOVERNMENT 20310630	1,000,000.000	1,019,760.000	
		3.892% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270315	1,950,000.000	1,964,313.000	
		3.844% MALAYSIAN GOVERNMENT 20330415	1,400,000.000	1,388,198.000	
		3.733% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280615	1,500,000.000	1,499,520.000	
		4.935% MALAYSIAN GOVERNMENT 20430930	700,000.000	764,323.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.95% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250915	1,150,000.000	1,159,246.000	
		4.254% MALAYSIAN GOVERNMENT 20350531	500,000.000	508,180.000	
		4.736% MALAYSIAN GOVERNMENT 20460315	1,420,000.000	1,497,929.600	
		3.899% MALAYSIAN GOVERNMENT 20271116	500,000.000	503,700.000	
		4.762% MALAYSIAN GOVERNMENT 20370407	1,000,000.000	1,066,430.000	
		4.893% MALAYSIAN GOVERNMENT 20380608	1,600,000.000	1,749,728.000	
		3.906% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260715	1,500,000.000	1,515,105.000	
		3.885% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290815	1,200,000.000	1,200,024.000	
		3.828% MALAYSIAN GOVERNMENT 20340705	1,300,000.000	1,279,694.000	
		3.757% MALAYSIAN GOVERNMENT 20400522	1,400,000.000	1,320,984.000	
		4.065% MALAYSIAN GOVERNMENT 20500615	1,400,000.000	1,335,782.000	
		マレーシア・リンギット 小計		21,595,766.200 (682,249,126)	
	メキシコ・ペソ	5.75% Mexican Bonos 20260305	24,200,000.000	22,227,942.000	
		8% Mexican Bonos 20471107	11,450,000.000	9,889,708.500	
		8% MEXICAN BONOS 20530731	10,000,000.000	8,583,100.000	
		10% Mexican Bonos 20241205	6,340,000.000	6,284,778.600	
		7.5% Mexican Bonos 20270603	20,800,000.000	19,596,928.000	
		10% Mexican Bonos 20361120	2,750,000.000	2,891,927.500	
		8.5% Mexican Bonos 20290531	6,500,000.000	6,301,815.000	
		8.5% Mexican Bonos 20381118	5,000,000.000	4,630,150.000	
		7.75% Mexican Bonos 20310529	22,700,000.000	20,831,336.000	
		7.75% Mexican Bonos 20421113	14,050,000.000	11,949,244.000	
		7.75% Mexican Bonos 20341123	10,300,000.000	9,217,161.000	
		メキシコ・ペソ 小計		122,404,090.600 (1,041,732,254)	
	ユーロ	0.75% Finland Government Bond 20310415	190,000.000	164,243.600	
		0.875% Finland Government Bond 20250915	800,000.000	771,264.000	
		0.5% Finland Government Bond 20260415	180,000.000	170,670.600	
		1.375% Finland Government Bond 20470415	270,000.000	190,598.400	
		0.5% Finland Government Bond 20270915	200,000.000	184,594.000	
		1.125% Finland Government Bond 20340415	150,000.000	125,082.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.5% Finland Government Bond 20280915	500,000.000	451,095.000	
		0.5% Finland Government Bond 20290915	300,000.000	264,822.000	
		0.125% Finland Government Bond 20360415	350,000.000	242,606.000	
		0.25% Finland Government Bond 20400915	150,000.000	92,808.000	
		0.125% Finland Government Bond 20520415	200,000.000	88,902.000	
		0.125% Finland Government Bond 20310915	200,000.000	162,314.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 20260915	400,000.000	370,428.000	
		1.5% FINLAND GOVERNMENT BOND 20320915	300,000.000	267,597.000	
		1.2% Austria Government Bond 20251020	540,000.000	523,027.800	
		0.75% Austria Government Bond 20261020	490,000.000	462,506.100	
		1.5% Austria Government Bond 20470220	270,000.000	192,736.800	
		1.5% Austria Government Bond 20861102	280,000.000	158,488.400	
		0.5% Austria Government Bond 20270420	1,000,000.000	927,920.000	
		2.1% Austria Government Bond 21170920	200,000.000	140,064.000	
		0.75% Austria Government Bond 20280220	600,000.000	553,404.000	
		0.5% Austria Government Bond 20290220	700,000.000	624,295.000	
		Austria Government Bond 20300220	450,000.000	378,652.500	
		0.75% Austria Government Bond 20510320	600,000.000	332,310.000	
		0.85% Austria Government Bond 21200630	100,000.000	42,903.000	
		Austria Government Bond 20310220	1,000,000.000	815,080.000	
		Austria Government Bond 20250420	400,000.000	383,376.000	
		0.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20361020	200,000.000	138,884.000	
		0.7% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20710420	150,000.000	64,086.000	
		1.85% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20490523	200,000.000	151,324.000	
		2.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20330220	800,000.000	794,992.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20250622	1,000,000.000	965,300.000	
		1% Belgium Government Bond 20310622	300,000.000	262,377.000	
		1.9% Belgium Government Bond 20380622	460,000.000	384,155.200	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1% Belgium Government Bond 20260622	595,000.000	568,576.050	
		1.6% Belgium Government Bond 20470622	500,000.000	346,920.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20270622	730,000.000	683,126.700	
		2.25% Belgium Government Bond 20570622	310,000.000	232,676.700	
		1.45% Belgium Government Bond 20370622	400,000.000	320,396.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20280622	880,000.000	810,638.400	
		1.25% Belgium Government Bond 20330422	500,000.000	430,480.000	
		0.9% Belgium Government Bond 20290622	100,000.000	90,855.000	
		1.7% Belgium Government Bond 20500622	350,000.000	239,169.000	
		0.1% Belgium Government Bond 20300622	900,000.000	757,476.000	
		0.4% Belgium Government Bond 20400622	600,000.000	372,738.000	
		Belgium Government Bond 20271022	300,000.000	270,456.000	
		Belgium Government Bond 20311022	400,000.000	319,304.000	
		0.65% Belgium Government Bond 20710622	270,000.000	106,191.000	
		0.35% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20320622	700,000.000	563,500.000	
		1.4% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20530622	400,000.000	243,664.000	
		3% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20330622	600,000.000	598,476.000	
		3.3% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20540622	800,000.000	752,744.000	
		6.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	455,000.000	516,829.950	
		5.625% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280104	800,000.000	900,008.000	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280704	800,000.000	883,032.000	
		6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20300104	2,096,000.000	2,561,186.240	
		5.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20310104	2,000,000.000	2,410,400.000	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340704	3,270,000.000	3,962,389.800	
		4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	1,390,000.000	1,606,436.900	
		4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	1,020,000.000	1,224,867.000	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20400704	1,810,000.000	2,310,247.800	
		3.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20420704	656,000.000	708,414.400	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20440704	1,098,000.000	1,064,642.760	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20460815	1,475,000.000	1,430,484.500	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250215	1,190,000.000	1,152,741.100	
		1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250815	3,400,000.000	3,293,954.000	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260215	883,000.000	841,825.710	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20260815	1,350,000.000	1,261,048.500	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270215	1,000,000.000	932,330.000	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270815	3,100,000.000	2,894,439.000	
		1.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20480815	1,160,000.000	869,176.400	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280215	1,050,000.000	973,308.000	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280815	1,000,000.000	909,310.000	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20290215	1,800,000.000	1,622,250.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20290815	500,000.000	439,570.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20500815	1,600,000.000	803,184.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300215	700,000.000	608,650.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20350515	300,000.000	225,615.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310215	700,000.000	594,370.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20360515	200,000.000	145,976.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20281115	3,000,000.000	2,680,320.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20500815	400,000.000	201,880.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310815	1,600,000.000	1,341,856.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20320215	1,500,000.000	1,241,145.000	
		1.7% GERMAN GOVERNMENT BOND 20320815	1,100,000.000	1,043,526.000	
		1.8% GERMAN GOVERNMENT BOND 20530815	800,000.000	659,336.000	
		2.1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20291115	1,000,000.000	988,030.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20520815	900,000.000	428,652.000	
		2.8% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250612	800,000.000	797,216.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20250411	1,800,000.000	1,727,424.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20260410	1,000,000.000	940,310.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20261009	1,000,000.000	930,620.000	
		2.2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280413	1,000,000.000	992,930.000	
		6% FRENCH GOVERNMENT BOND 20251025	2,715,000.000	2,866,714.200	
		5.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321025	2,600,000.000	3,175,302.000	
		4.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20350425	1,210,000.000	1,401,785.000	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20550425	1,232,000.000	1,343,680.800	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20381025	1,265,000.000	1,375,421.850	
		4.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20410425	2,143,000.000	2,470,578.980	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20600425	1,000,000.000	1,100,360.000	
		2.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20271025	2,410,000.000	2,414,434.400	
		3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	1,340,000.000	1,306,754.600	
		2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20300525	2,186,000.000	2,157,057.360	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20241125	2,000,000.000	1,967,360.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20250525	3,400,000.000	3,273,928.000	
		1.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20310525	1,600,000.000	1,464,240.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260525	3,400,000.000	3,213,170.000	
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20360525	2,150,000.000	1,730,406.000	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20660525	800,000.000	514,008.000	
		0.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20261125	370,000.000	343,718.900	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20390625	500,000.000	409,435.000	
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270525	2,200,000.000	2,075,612.000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20480525	1,700,000.000	1,296,777.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280525	3,000,000.000	2,757,690.000	
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20340525	1,800,000.000	1,516,410.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20281125	2,750,000.000	2,505,442.500	
		1.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20500525	1,350,000.000	896,049.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290525	2,000,000.000	1,779,060.000	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20250325	3,000,000.000	2,878,320.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20291125	2,400,000.000	2,046,240.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20520525	1,100,000.000	565,862.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20400525	1,000,000.000	644,900.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20301125	3,000,000.000	2,480,070.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20720525	200,000.000	72,046.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20311125	1,600,000.000	1,281,312.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20270225	500,000.000	458,210.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20530525	1,000,000.000	503,260.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20320525	1,600,000.000	1,259,968.000	
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20380525	1,000,000.000	768,380.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280225	1,500,000.000	1,384,590.000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321125	1,500,000.000	1,395,045.000	
		3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20540525	800,000.000	722,048.000	
		2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260924	1,000,000.000	991,540.000	
		5.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280115	580,000.000	644,693.200	
		4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20370115	800,000.000	895,968.000	
		3.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20420115	1,180,000.000	1,313,576.000	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330115	390,000.000	383,424.600	
		2.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20470115	910,000.000	888,169.100	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260715	1,670,000.000	1,577,331.700	
		0.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20270715	970,000.000	908,841.500	
		0.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280715	900,000.000	829,557.000	
		0.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290715	700,000.000	616,273.000	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20400115	250,000.000	173,375.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20300715	750,000.000	633,112.500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20520115	400,000.000	183,108.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20310715	700,000.000	574,042.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290115	300,000.000	263,550.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260115	1,500,000.000	1,413,795.000	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20320715	1,300,000.000	1,083,745.000	
		2% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20540115	400,000.000	328,736.000	
		7.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261101	2,700,000.000	2,994,084.000	
		6.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271101	1,135,000.000	1,264,662.400	
		2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20241201	2,000,000.000	1,980,760.000	
		3.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20460901	905,000.000	739,955.150	
		1.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250601	920,000.000	894,562.000	
		1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320301	1,500,000.000	1,267,515.000	
		2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20251201	900,000.000	877,878.000	
		2.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20470301	300,000.000	222,360.000	
		2.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20360901	450,000.000	360,261.000	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20670301	700,000.000	477,547.000	
		2.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20330901	1,200,000.000	1,049,472.000	
		2.2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,700,000.000	1,638,494.000	
		3.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20480301	950,000.000	798,389.500	
		2.05% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270801	2,050,000.000	1,961,030.000	
		2.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380901	700,000.000	590,471.000	
		2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280201	1,500,000.000	1,420,545.000	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20281201	900,000.000	873,009.000	
		2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20251115	1,300,000.000	1,281,358.000	
		3.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20350301	700,000.000	645,008.000	
		3.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20490901	500,000.000	445,505.000	
		3% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290801	1,100,000.000	1,068,716.000	
		2.1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260715	1,400,000.000	1,358,882.000	
		3.1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20400301	500,000.000	421,085.000	
		1.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300401	500,000.000	435,075.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20500901	250,000.000	170,697.500	
		1.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20360301	500,000.000	366,275.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300801	500,000.000	419,010.000	
		1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20301201	600,000.000	522,498.000	
		0.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260201	1,000,000.000	941,700.000	
		1.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20410301	700,000.000	476,581.000	
		0.9% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310401	1,000,000.000	817,270.000	
		1.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20510901	400,000.000	228,152.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20370301	200,000.000	132,934.000	
		0.6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310801	1,000,000.000	788,530.000	
		1.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20450430	200,000.000	118,860.000	
		2.15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20720301	450,000.000	253,485.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20311201	300,000.000	240,675.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320601	1,000,000.000	788,960.000	
		0.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290215	500,000.000	427,695.000	
		2.15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20520901	200,000.000	124,506.000	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290615	500,000.000	480,635.000	
		2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20321201	700,000.000	623,462.000	
		3.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380301	400,000.000	350,840.000	
		4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20350430	1,200,000.000	1,179,084.000	
		4.4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20330501	600,000.000	618,330.000	
		3.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20291215	1,500,000.000	1,516,065.000	
		3.4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280401	1,300,000.000	1,299,740.000	
		4.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20531001	1,000,000.000	975,420.000	
		3.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300615	500,000.000	499,440.000	
		5.25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20291101	1,840,000.000	2,001,662.400	
		6% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20310501	1,488,000.000	1,703,670.720	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		5.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20330201	1,300,000.000	1,473,056.000	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20340801	1,650,000.000	1,768,024.500	
		4% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20370201	1,270,000.000	1,231,430.100	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20390801	1,140,000.000	1,205,983.200	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20250301	2,900,000.000	2,951,678.000	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20400901	714,000.000	754,876.500	
		4.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20260301	3,250,000.000	3,332,647.500	
		4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20280901	2,080,000.000	2,198,664.000	
		4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20440901	525,000.000	537,169.500	
		3.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20300301	1,370,000.000	1,359,738.700	
		5.5% Belgium Government Bond 20280328	1,000,000.000	1,115,020.000	
		5% Belgium Government Bond 20350328	750,000.000	879,570.000	
		4.25% Belgium Government Bond 20410328	965,000.000	1,067,473.350	
		4.5% Belgium Government Bond 20260328	700,000.000	725,270.000	
		4% Belgium Government Bond 20320328	300,000.000	323,997.000	
		3.75% Belgium Government Bond 20450622	390,000.000	403,653.900	
		3% Belgium Government Bond 20340622	300,000.000	297,348.000	
		2.4% IRISH TREASURY 20300515	680,000.000	667,841.600	
		2% IRISH TREASURY 20450218	510,000.000	407,597.100	
		1% IRISH TREASURY 20260515	520,000.000	498,539.600	
		1.7% IRISH TREASURY 20370515	500,000.000	422,045.000	
		0.9% IRISH TREASURY 20280515	800,000.000	742,776.000	
		1.3% IRISH TREASURY 20330515	150,000.000	131,049.000	
		1.35% IRISH TREASURY 20310318	1,100,000.000	1,002,067.000	
		1.1% IRISH TREASURY 20290515	300,000.000	276,426.000	
		1.5% IRISH TREASURY 20500515	400,000.000	271,436.000	
		IRISH TREASURY 20311018	200,000.000	161,668.000	
		0.55% IRISH TREASURY 20410422	200,000.000	130,218.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		6.25% Austria Government Bond 20270715	380,000.000	425,288.400	
		4.15% Austria Government Bond 20370315	800,000.000	882,200.000	
		4.85% Austria Government Bond 20260315	700,000.000	730,002.000	
		3.8% Austria Government Bond 20620126	170,000.000	188,383.800	
		3.15% Austria Government Bond 20440620	500,000.000	492,400.000	
		2.4% Austria Government Bond 20340523	630,000.000	595,035.000	
		4% Finland Government Bond 20250704	200,000.000	202,828.000	
		2.75% Finland Government Bond 20280704	120,000.000	120,450.000	
		2.625% Finland Government Bond 20420704	460,000.000	422,266.200	
		6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	1,420,000.000	1,621,114.600	
		1.6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250430	3,100,000.000	3,027,708.000	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300730	910,000.000	847,246.400	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	1,400,000.000	1,364,678.000	
		2.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20461031	1,100,000.000	925,716.000	
		3.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20660730	1,480,000.000	1,275,390.000	
		1.3% SPANISH GOVERNMENT BOND 20261031	4,500,000.000	4,290,255.000	
		1.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270430	2,100,000.000	2,000,019.000	
		2.35% SPANISH GOVERNMENT BOND 20330730	820,000.000	751,333.200	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20271031	1,170,000.000	1,105,123.500	
		1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	1,650,000.000	1,543,410.000	
		2.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20481031	1,050,000.000	837,333.000	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290430	800,000.000	738,000.000	
		1.85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20350730	400,000.000	335,708.000	
		0.6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20291031	900,000.000	781,848.000	
		0.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300430	1,000,000.000	851,140.000	
		1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20501031	100,000.000	51,334.000	
		1.25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20301031	1,800,000.000	1,591,380.000	
		1.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20401031	950,000.000	638,457.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20310430	800,000.000	639,744.000	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20711031	200,000.000	91,132.000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20280131	2,000,000.000	1,769,980.000	
		0.85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370730	1,000,000.000	695,780.000	
		1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20420730	500,000.000	310,480.000	
		0.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320430	1,000,000.000	814,120.000	
		0.8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290730	400,000.000	353,556.000	
		2.55% SPANISH GOVERNMENT BOND 20321031	600,000.000	565,074.000	
		3.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20430730	600,000.000	558,924.000	
		3.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20330430	1,500,000.000	1,473,105.000	
		3.55% SPANISH GOVERNMENT BOND 20331031	500,000.000	505,250.000	
		5.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320730	680,000.000	806,276.000	
		4.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370131	900,000.000	951,318.000	
		4.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20400730	800,000.000	900,960.000	
		4.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20410730	500,000.000	553,995.000	
		4.65% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250730	2,000,000.000	2,046,360.000	
		5.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260730	1,000,000.000	1,071,640.000	
		5.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20441031	790,000.000	926,077.500	
	ユーロ	小計		259,328,593.320 (41,884,161,107)	
国債証券	合計			124,881,940,329 [124,881,940,329]	
合計				124,881,940,329 [124,881,940,329]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 132 銘柄	100%	47.1%

イギリス・ポンド	国債証券	49 銘柄	100%	4.9%
イスラエル・シケル	国債証券	7 銘柄	100%	0.3%
オーストラリア・ドル	国債証券	20 銘柄	100%	1.5%
オフショア・人民元	国債証券	55 銘柄	100%	7.5%
カナダ・ドル	国債証券	24 銘柄	100%	2.0%
シンガポール・ドル	国債証券	13 銘柄	100%	0.5%
スウェーデン・クローナ	国債証券	7 銘柄	100%	0.2%
デンマーク・クローネ	国債証券	7 銘柄	100%	0.3%
ニュージーランド・ドル	国債証券	6 銘柄	100%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券	8 銘柄	100%	0.2%
ポーランド・ズロチ	国債証券	11 銘柄	100%	0.5%
マレーシア・リンギット	国債証券	17 銘柄	100%	0.5%
メキシコ・ペソ	国債証券	11 銘柄	100%	0.8%
ユーロ	国債証券	275 銘柄	100%	33.5%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

**【ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】**

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。



## 独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2022年12月1日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

### (1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年11月30日現在 金額(円)	第7期 2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,568,774	16,165,304
親投資信託受益証券	2,428,166,009	3,642,958,449
未収入金	3,147,729	1,615,776
流動資産合計	2,440,882,512	3,660,739,529
資産合計	2,440,882,512	3,660,739,529
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,390,286	5,498,198
未払受託者報酬	272,664	390,669
未払委託者報酬	3,136,085	4,493,081
その他未払費用	102,160	146,428
流動負債合計	7,901,195	10,528,376
負債合計	7,901,195	10,528,376
純資産の部		
元本等		
元本	※1 2,102,708,293	2,858,028,543
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	330,273,024	792,182,610
(分配準備積立金)	155,537,125	472,082,385
元本等合計	2,432,981,317	3,650,211,153
純資産合計	2,432,981,317	3,650,211,153
負債純資産合計	2,440,882,512	3,660,739,529

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日 金額(円)	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日 金額(円)
営業収益		
受取利息	2	2
有価証券売買等損益	59,462,639	368,395,074
営業収益合計	59,462,641	368,395,076
営業費用		
支払利息	2,143	3,718
受託者報酬	608,286	684,212
委託者報酬	6,996,226	7,869,422
その他費用	227,941	256,439
営業費用合計	7,834,596	8,813,791
営業利益又は営業損失(△)	51,628,045	359,581,285
経常利益又は経常損失(△)	51,628,045	359,581,285
当期純利益又は当期純損失(△)	51,628,045	359,581,285
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	12,226,307	20,336,679
期首剰余金又は期首欠損金(△)	396,028,530	330,273,024
剰余金増加額又は欠損金減少額	64,181,141	187,308,554
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	64,181,141	187,308,554
剰余金減少額又は欠損金増加額	169,338,385	64,643,574
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	169,338,385	64,643,574
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	330,273,024	792,182,610

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1. ※1 期首元本額	2,901,476,819 円	2,102,708,293 円
期中追加設定元本額	442,770,444 円	1,172,196,883 円
期中一部解約元本額	1,241,538,970 円	416,876,633 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,102,708,293 口	2,858,028,543 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(39,402,197円)、投資信託約款に規定される収益調整金(174,737,798円)及び分配準備積立金(116,134,928円)より分配対象額は330,274,923円(1万口当たり1,570.71円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(339,246,431円)、投資信託約款に規定される収益調整金(320,103,679円)及び分配準備積立金(132,835,954円)より分配対象額は792,186,064円(1万口当たり2,771.79円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	45,322,123	353,027,239
合計	45,322,123	353,027,239

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期  
自 2022 年 12 月 1 日  
至 2023 年 11 月 30 日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1571円 (11,571円)	1,2772円 (12,772円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド	406,652,289	726,240,322	
	外国債券インデックスマザーファンド	850,255,984	2,916,718,127	
親投資信託受益証券 合計			3,642,958,449	
合計			3,642,958,449	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



(参考)

当ファンドは、「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」受益証券、「外国債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年11月30日現在 金額(円)	2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	157,336,403	145,917,985
コール・ローン	440,930,695	394,912,800
国債証券	27,182,896,716	39,718,411,872
派生商品評価勘定	105,019	77,686
未収入金	56,265	-
未収利息	445,277,014	655,194,068
前払費用	32,504,577	65,088,745
流動資産合計	28,259,106,689	40,979,603,156
資産合計	28,259,106,689	40,979,603,156
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	511,975	1,736,783
未払金	725,856	-
未払解約金	7,463,241	1,528,060
流動負債合計	8,701,072	3,264,843
負債合計	8,701,072	3,264,843
純資産の部		
元本等		
元本	※1 18,960,433,420	22,944,309,020
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	9,289,972,197	18,032,029,293
元本等合計	28,250,405,617	40,976,338,313
純資産合計	28,250,405,617	40,976,338,313
負債純資産合計	28,259,106,689	40,979,603,156

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	2021 年 12 月 1 日	2022 年 12 月 1 日
期首元本額	15,940,538,445 円	18,960,433,420 円
期中追加設定元本額	3,884,670,408 円	4,734,793,950 円
期中一部解約元本額	864,775,433 円	750,918,350 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
新興国債券インデックスファン ド (FOFs 用) (適格機関投資家 専用)	295,163,560 円	436,622,799 円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
ダイワファンドラップ 外国債券 インデックス エマージングプ ラス (為替ヘッジなし)	316,592,694 円	384,618,514 円
ダイワファンドラップオンライ ン 外国債券インデックス エマ ージングプラス (為替ヘッジな し)	329,482,256 円	406,652,289 円
D-I's 新興国債券インデッ クス	58,283,042 円	67,747,337 円
iFree 新興国債券インデッ クス	5,713,460,800 円	7,682,054,515 円
iFree 8資産バランス	3,953,405,236 円	4,426,992,141 円
ダイワ新興国債券インデックス (為替ヘッジなし) (投資一任 専用)	1,668,817 円	4,111,811 円
DCダイワ新興国債券インデッ クスファンド	8,118,153,342 円	9,358,962,251 円
ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券	142,960,716 円	137,565,883 円
ダイワ・ノーロード 新興国債券 ファンド	31,262,957 円	38,981,480 円
計	18,960,433,420 円	22,944,309,020 円
2. 期末日における受益権の総数	18,960,433,420 口	22,944,309,020 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 11 月 30 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

種類	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	279,698,300	△102,667,406
合計	279,698,300	△102,667,406

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 通貨関連

種類	2022 年 11 月 30 日現在				2023 年 11 月 30 日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	104,961,810	-	104,554,854	△406,956	123,592,687	-	121,933,590	△1,659,097
オフショア・人民元	22,151,396	-	21,989,150	△162,246	-	-	-	-

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
チェコ・コ ロナ	13,042,655	-	12,966,917	△75,738	36,479,164	-	36,556,850	77,686
トルコ・リ ラ	-	-	-	-	57,123,220	-	55,533,500	△1,589,720
ハンガリー ・ フォリント	-	-	-	-	29,990,303	-	29,843,240	△147,063
ポーランド ・ ズロチ	18,887,461	-	18,840,402	△47,059	-	-	-	-
メキシコ・ ペ ソ	26,421,739	-	26,526,758	105,019	-	-	-	-
ルーマニア ・ レイ	24,458,559	-	24,231,627	△226,932	-	-	-	-
合計	104,961,810	-	104,554,854	△406,956	123,592,687	-	121,933,590	△1,659,097

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
ない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている  
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先  
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい  
ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲  
値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の  
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	1.4900円	1.7859円
(1万口当たり純資産額)	(14,900円)	(17,859円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	インドネシア・ルピア	8.25% Indonesia Treasury Bond 20360515	11,250,000,000.000	12,603,262,500.000	
		8.75% Indonesia Treasury Bond 20310515	8,000,000,000.000	8,930,720,000.000	
		7.5% Indonesia Treasury Bond 20320815	7,000,000,000.000	7,350,840,000.000	
		7.5% Indonesia Treasury Bond 20380515	7,300,000,000.000	7,795,889,000.000	
		8.375% Indonesia Treasury Bond 20390415	7,700,000,000.000	8,758,827,000.000	
		8.25% Indonesia Treasury Bond 20290515	17,000,000,000.000	18,185,410,000.000	
		7% Indonesia Treasury Bond 20300915	19,800,000,000.000	20,133,234,000.000	
		6.5% Indonesia Treasury Bond 20250615	19,700,000,000.000	19,703,349,000.000	
		7.5% Indonesia Treasury Bond 20350615	13,300,000,000.000	14,075,124,000.000	
		7.5% Indonesia Treasury Bond 20400415	17,500,000,000.000	18,564,700,000.000	
		5.5% Indonesia Treasury Bond 20260415	18,100,000,000.000	17,703,067,000.000	
		6.5% Indonesia Treasury Bond 20310215	26,300,000,000.000	25,985,189,000.000	
		6.25% Indonesia Treasury Bond 20360615	7,300,000,000.000	6,991,356,000.000	
		6.375% INDONESIA TREASURY BOND 20320415	26,300,000,000.000	25,740,073,000.000	
		5.125% INDONESIA TREASURY BOND 20270415	15,700,000,000.000	15,074,512,000.000	
		7.125% INDONESIA TREASURY BOND 20420615	14,200,000,000.000	14,715,460,000.000	
		6.375% INDONESIA TREASURY BOND 20370715	2,700,000,000.000	2,621,646,000.000	
		7% INDONESIA TREASURY BOND 20330215	19,800,000,000.000	20,350,242,000.000	
		6.375% INDONESIA TREASURY BOND 20280815	16,100,000,000.000	15,958,803,000.000	
		7.125% INDONESIA TREASURY BOND 20430615	10,300,000,000.000	10,587,885,000.000	
		7.125% INDONESIA TREASURY BOND 20380615	8,200,000,000.000	8,462,564,000.000	
		6.625% INDONESIA TREASURY BOND 20340215	3,300,000,000.000	3,283,533,000.000	
		11% Indonesia Treasury Bond 20250915	6,400,000,000.000	6,868,096,000.000	
10.5% Indonesia Treasury Bond 20300815	3,480,000,000.000	4,168,448,400.000			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		9.5% Indonesia Treasury Bond 20310715	2,970,000,000.000	3,450,486,600.000	
		8.375% Indonesia Treasury Bond 20260915	16,324,000,000.000	17,086,820,520.000	
		8.25% Indonesia Treasury Bond 20320615	4,750,000,000.000	5,215,452,500.000	
		7% Indonesia Treasury Bond 20270515	16,030,000,000.000	16,242,397,500.000	
		6.125% Indonesia Treasury Bond 20280515	13,950,000,000.000	13,679,928,000.000	
		6.625% Indonesia Treasury Bond 20330515	14,075,000,000.000	14,006,736,250.000	
		8.375% Indonesia Treasury Bond 20340315	17,920,000,000.000	20,011,801,600.000	
		9% Indonesia Treasury Bond 20290315	12,220,000,000.000	13,461,552,000.000	
		インドネシア・ルピア 小計		417,767,404,870.000 (4,010,567,087)	
	ウルグアイ・ペソ	8.5% Uruguay Government International Bond 20280315	2,800,000.000	2,692,480.000	
		8.25% Uruguay Government International Bond 20310521	7,000,000.000	6,457,500.000	
		9.75% URUGUAY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20330720	11,000,000.000	11,141,900.000	
		ウルグアイ・ペソ 小計		20,291,880.000 (76,265,002)	
	エジプト・ポンド	16.1% ARAB REP EGYPT 20290507	1,500,000.000	1,088,460.000	
		14.35% ARAB REP EGYPT 20240910	1,000,000.000	919,050.000	
		14.4% ARAB REP EGYPT 20290910	4,000,000.000	2,679,640.000	
		13.536% ARAB REP EGYPT 20250114	1,500,000.000	1,322,610.000	
		14.664% ARAB REP EGYPT 20301006	4,500,000.000	2,965,320.000	
		14.556% ARAB REP EGYPT 20271013	9,500,000.000	6,881,325.000	
		14.369% ARAB REP EGYPT 20251020	14,693,000.000	12,221,931.260	
		14.292% ARAB REP EGYPT 20280105	6,000,000.000	4,316,220.000	
		14.06% ARAB REP EGYPT 20260112	36,300,000.000	29,412,438.000	
		14.483% ARAB REP EGYPT 20260406	9,000,000.000	7,209,990.000	
		14.563% ARAB REP EGYPT 20260706	1,000,000.000	791,320.000	
		14.531% ARAB REP EGYPT 20240914	8,300,000.000	7,651,438.000	
		エジプト・ポンド 小計		77,459,742.260 (368,042,219)	
	オフショア・人民元	3.22% China Government Bond 20251206	3,700,000.000	3,770,448.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.25% China Government Bond 20281122	4,800,000.000	4,961,280.000	
		3.29% China Government Bond 20290523	5,900,000.000	6,129,864.000	
		3.25% China Government Bond 20260606	4,800,000.000	4,914,672.000	
		3.12% China Government Bond 20261205	4,200,000.000	4,287,234.000	
		3.13% China Government Bond 20291121	5,700,000.000	5,879,664.000	
		2.94% China Government Bond 20241017	4,500,000.000	4,525,065.000	
		2.85% China Government Bond 20270604	4,800,000.000	4,850,448.000	
		2.68% China Government Bond 20300521	8,000,000.000	8,000,000.000	
		1.99% China Government Bond 20250409	6,500,000.000	6,455,995.000	
		3.02% China Government Bond 20251022	7,000,000.000	7,091,490.000	
		3.28% China Government Bond 20271203	5,000,000.000	5,162,200.000	
		3.27% China Government Bond 20301119	6,300,000.000	6,585,516.000	
		3.03% China Government Bond 20260311	3,900,000.000	3,959,670.000	
		3.81% China Government Bond 20500914	5,800,000.000	6,607,592.000	
		3.01% China Government Bond 20280513	5,000,000.000	5,101,700.000	
		3.72% China Government Bond 20510412	2,000,000.000	2,243,100.000	
		3.02% China Government Bond 20310527	7,000,000.000	7,183,540.000	
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20260812	2,500,000.000	2,514,875.000	
		2.47% CHINA GOVERNMENT BOND 20240902	3,900,000.000	3,903,198.000	
		2.91% CHINA GOVERNMENT BOND 20281014	1,800,000.000	1,826,496.000	
		3.53% CHINA GOVERNMENT BOND 20511018	1,000,000.000	1,095,140.000	
		2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118	3,500,000.000	3,561,705.000	
		2.37% CHINA GOVERNMENT BOND 20270120	2,800,000.000	2,790,060.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20320217	3,000,000.000	3,006,420.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20290324	3,500,000.000	3,527,440.000	
		2.48% CHINA GOVERNMENT BOND 20270415	2,200,000.000	2,195,182.000	
		3.32% CHINA GOVERNMENT BOND 20520415	2,000,000.000	2,099,720.000	
		2.76% CHINA GOVERNMENT BOND 20320515	2,500,000.000	2,516,200.000	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20290615	3,600,000.000	3,617,964.000	
		2.5% CHINA GOVERNMENT BOND 20270725	3,700,000.000	3,694,894.000	
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20320815	3,000,000.000	2,993,700.000	
		2.18% CHINA GOVERNMENT BOND 20250825	3,900,000.000	3,880,929.000	
		2.6% CHINA GOVERNMENT BOND 20320901	1,600,000.000	1,583,744.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20290925	3,300,000.000	3,292,410.000	
		2.44% CHINA GOVERNMENT BOND 20271015	3,200,000.000	3,186,816.000	
		3.12% CHINA GOVERNMENT BOND 20521025	1,200,000.000	1,210,584.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20321115	3,700,000.000	3,725,863.000	
		2.28% CHINA GOVERNMENT BOND 20251125	3,000,000.000	2,988,570.000	
		2.79% CHINA GOVERNMENT BOND 20291215	3,000,000.000	3,020,100.000	
		2.64% CHINA GOVERNMENT BOND 20280115	3,200,000.000	3,213,792.000	
		2.46% CHINA GOVERNMENT BOND 20260215	2,600,000.000	2,599,558.000	
		2.88% CHINA GOVERNMENT BOND 20330225	2,500,000.000	2,541,800.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20300325	3,700,000.000	3,726,751.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20280415	3,300,000.000	3,309,174.000	
		3.19% CHINA GOVERNMENT BOND 20530415	1,200,000.000	1,243,800.000	
		2.67% CHINA GOVERNMENT BOND 20330525	3,200,000.000	3,191,520.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20300625	3,000,000.000	2,989,860.000	
		2.4% CHINA GOVERNMENT BOND 20280715	3,000,000.000	2,978,580.000	
		2.6% CHINA GOVERNMENT BOND 20300915	2,000,000.000	1,991,600.000	
		3% CHINA GOVERNMENT BOND 20531015	1,000,000.000	1,006,270.000	
		オフショア・人民元 小計		188,734,193.000 (3,887,999,869)	
	コロンビア・ペソ	9.85% Colombia Government International Bond 20270628	90,000,000.000	84,819,600.000	
		10% Colombian TES 20240724	2,750,000,000.000	2,751,705,000.000	
		6% Colombian TES 20280428	5,570,000,000.000	4,826,015,100.000	
		7.5% Colombian TES 20260826	5,410,000,000.000	5,120,565,000.000	
		7.75% Colombian TES 20300918	3,600,000,000.000	3,206,448,000.000	
		7% Colombian TES 20320630	4,650,000,000.000	3,753,759,000.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		6.25% Colombian TES 20251126	3,700,000,000.000	3,481,441,000.000	
		7.25% Colombian TES 20341018	4,900,000,000.000	3,858,701,000.000	
		5.75% Colombian TES 20271103	3,200,000,000.000	2,787,488,000.000	
		7.25% Colombian TES 20501026	4,510,000,000.000	3,094,220,800.000	
		6.25% Colombian TES 20360709	1,900,000,000.000	1,325,668,000.000	
		7% COLOMBIAN TES 20310326	5,400,000,000.000	4,515,210,000.000	
		9.25% COLOMBIAN TES 20420528	5,700,000,000.000	4,903,881,000.000	
		13.25% COLOMBIAN TES 20330209	3,800,000,000.000	4,357,194,000.000	
		コロンビア・ペソ 小計		48,067,115,500.000 (1,769,831,193)	
	タイ・パーツ	4.875% Thailand Government Bond 20290622	40,050,000.000	44,608,491.000	
		3.85% Thailand Government Bond 20251212	37,610,000.000	38,640,890.100	
		3.65% Thailand Government Bond 20310620	32,700,000.000	34,430,811.000	
		3.4% Thailand Government Bond 20360617	34,600,000.000	35,490,950.000	
		2.125% Thailand Government Bond 20261217	40,400,000.000	39,977,416.000	
		3.775% Thailand Government Bond 20320625	48,500,000.000	51,530,765.000	
		2.875% Thailand Government Bond 20460617	34,900,000.000	31,013,885.000	
		2.875% Thailand Government Bond 20281217	34,500,000.000	34,973,340.000	
		3.3% Thailand Government Bond 20380617	46,500,000.000	46,704,135.000	
		1.45% Thailand Government Bond 20241217	42,000,000.000	41,588,400.000	
		1.6% Thailand Government Bond 20291217	36,500,000.000	34,339,930.000	
		1.6% Thailand Government Bond 20350617	15,500,000.000	13,316,515.000	
		0.95% Thailand Government Bond 20250617	43,000,000.000	42,035,080.000	
		0.75% Thailand Government Bond 20240617	32,900,000.000	32,615,744.000	
		1.585% Thailand Government Bond 20351217	40,900,000.000	35,020,625.000	
		2% Thailand Government Bond 20311217	54,500,000.000	51,126,995.000	
		2% Thailand Government Bond 20420617	23,000,000.000	19,058,260.000	
		1% THAILAND GOVERNMENT BOND 20270617	61,000,000.000	57,860,940.000	
		0.75% THAILAND GOVERNMENT BOND 20240917	43,000,000.000	42,446,160.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.65% THAILAND GOVERNMENT BOND 20280617	50,000,000.000	50,084,500.000	
		3.39% THAILAND GOVERNMENT BOND 20370617	30,500,000.000	31,174,355.000	
		2.35% THAILAND GOVERNMENT BOND 20260617	41,500,000.000	41,430,695.000	
		3.45% THAILAND GOVERNMENT BOND 20430617	24,000,000.000	24,198,720.000	
		3.35% THAILAND GOVERNMENT BOND 20330617	41,000,000.000	42,341,520.000	
		2.25% THAILAND GOVERNMENT BOND 20270317	20,000,000.000	19,838,800.000	
		2.4% THAILAND GOVERNMENT BOND 20290317	12,000,000.000	11,876,880.000	
		タイ・パーツ 小計		947,724,802.100 (3,999,398,665)	
	チェコ・コルナ	2.5% Czech Republic Government Bond 20280825	26,600,000.000	24,624,950.000	
		2.4% Czech Republic Government Bond 20250917	21,100,000.000	20,215,910.000	
		1% Czech Republic Government Bond 20260626	27,400,000.000	25,135,116.000	
		0.95% Czech Republic Government Bond 20300515	27,500,000.000	22,488,125.000	
		0.25% Czech Republic Government Bond 20270210	22,500,000.000	19,790,550.000	
		2.75% Czech Republic Government Bond 20290723	24,500,000.000	22,679,160.000	
		2% Czech Republic Government Bond 20331013	29,500,000.000	24,284,695.000	
		1.2% Czech Republic Government Bond 20310313	22,700,000.000	18,453,738.000	
		0.05% Czech Republic Government Bond 20291129	15,500,000.000	12,131,075.000	
		4.2% Czech Republic Government Bond 20361204	13,500,000.000	13,409,415.000	
		1.75% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20320623	29,500,000.000	24,366,115.000	
		1.25% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20250214	17,500,000.000	16,677,500.000	
		1.5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20400424	10,000,000.000	6,731,800.000	
		CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20241212	5,000,000.000	4,748,400.000	
		3.5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20350530	13,500,000.000	12,588,750.000	
		6% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20260226	15,500,000.000	16,080,010.000	
		5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20300930	26,000,000.000	27,196,000.000	
		5.5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20281212	20,500,000.000	21,710,525.000	
		1.95% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20370730	6,000,000.000	4,589,940.000	
		4.9% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20340414	10,000,000.000	10,560,000.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		5.75% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20290329	7,000,000.000	7,489,440.000	
		6.2% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20310616	8,000,000.000	9,036,800.000	
		4.5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20321111	5,000,000.000	5,098,500.000	
	チェコ・コロナ 小計			370,086,514.000 (2,463,221,820)	
	チリ・ペソ	4.5% BONOS TESORERIA PESOS 20260301	500,000,000.000	488,310,000.000	
		5% BONOS TESORERIA PESOS 20350301	720,000,000.000	683,748,000.000	
		6% BONOS TESORERIA PESOS 20430101	630,000,000.000	660,958,200.000	
		4.7% BONOS TESORERIA PESOS 20300901	685,000,000.000	648,523,750.000	
		2.5% BONOS TESORERIA PESOS 20250301	1,000,000,000.000	953,800,000.000	
		2.3% BONOS TESORERIA PESOS 20281001	80,000,000.000	69,116,000.000	
		5% BONOS TESORERIA PESOS 20281001	200,000,000.000	195,544,000.000	
		7% BONOS TESORERIA PESOS 20340501	220,000,000.000	241,351,000.000	
		6% BONOS TESORERIA PESOS 20330401	500,000,000.000	511,760,000.000	
	チリ・ペソ 小計			4,453,110,950.000 (752,931,999)	
	ドミニカ・ペソ	9.75% Dominican Republic International Bond 20260605	11,000,000.000	10,994,500.000	
		13.625% DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND 20330203	11,400,000.000	13,212,714.000	
	ドミニカ・ペソ 小計			24,207,214.000 (62,507,868)	
	トルコ・リラ	9% Turkey Government Bond 20240724	1,630,000.000	1,395,263.700	
		8% Turkey Government Bond 20250312	2,690,000.000	1,975,858.800	
		10.6% Turkey Government Bond 20260211	5,570,000.000	3,754,458.500	
		11% Turkey Government Bond 20270224	2,970,000.000	1,842,201.900	
		10.5% Turkey Government Bond 20270811	9,000,000.000	5,451,750.000	
		12.4% Turkey Government Bond 20280308	5,000,000.000	2,962,500.000	
		12.6% Turkey Government Bond 20251001	9,100,000.000	6,348,342.000	
		11.7% Turkey Government Bond 20301113	8,400,000.000	5,090,400.000	
		16.9% TURKEY GOVERNMENT BOND 20260902	8,500,000.000	6,323,320.000	
	17.8% TURKEY GOVERNMENT BOND 20330713	4,500,000.000	3,253,950.000		
	トルコ・リラ 小計			38,398,044.900	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
				(195,215,660)	
	ハンガリー・フォロント	3% Hungary Government Bond 20240626	98,500,000.000	95,441,575.000	
		3% Hungary Government Bond 20271027	270,000,000.000	236,957,400.000	
		2.75% Hungary Government Bond 20261222	130,000,000.000	114,502,700.000	
		6.75% Hungary Government Bond 20281022	283,000,000.000	283,130,180.000	
		3% Hungary Government Bond 20300821	225,000,000.000	183,730,500.000	
		2.5% Hungary Government Bond 20241024	220,000,000.000	209,048,400.000	
		3.25% Hungary Government Bond 20311022	272,000,000.000	219,025,280.000	
		1% Hungary Government Bond 20251126	270,000,000.000	241,015,500.000	
		3% Hungary Government Bond 20381027	202,000,000.000	130,675,820.000	
		1.5% Hungary Government Bond 20260422	169,000,000.000	148,990,400.000	
		2% Hungary Government Bond 20290523	135,000,000.000	108,641,250.000	
		2.25% Hungary Government Bond 20330420	215,000,000.000	154,155,000.000	
		1.5% Hungary Government Bond 20260826	100,000,000.000	86,375,000.000	
		3% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20410425	150,000,000.000	92,415,000.000	
		2.25% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20340622	75,000,000.000	51,547,500.000	
		4.5% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20280323	100,000,000.000	91,673,000.000	
		4.75% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20321124	170,000,000.000	147,663,700.000	
		9.5% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20261021	110,000,000.000	115,736,500.000	
		5.5% Hungary Government Bond 20250624	282,500,000.000	276,087,250.000	
	ハンガリー・フォロント 小計			2,986,811,955.000 (1,275,915,291)	
	フィリピン・ペソ	6.25% Philippine Government International Bond 20360114	10,000,000.000	9,407,200.000	
	フィリピン・ペソ 小計			9,407,200.000 (24,980,819)	
	ブラジル・リアル	10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20250101	12,890,000.000	12,824,261.000	
		10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20270101	16,350,000.000	16,246,995.000	
		10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20290101	16,800,000.000	16,426,536.000	
		10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20310101	6,300,000.000	6,069,609.000	
		10% BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F 20330101	7,300,000.000	6,954,053.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		Brazil Letras do Tesouro Nacional 20240701	14,600,000.000	13,755,682.000	
		BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20250701	15,500,000.000	13,290,010.000	
		BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20260101	24,700,000.000	20,166,809.000	
		BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20260701	31,000,000.000	24,119,240.000	
		BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20270701	5,000,000.000	3,509,150.000	
		ブラジル・レアル 小計		133,362,345.000 (3,995,562,528)	
	ペルー・ソル	5.7% Peru Government Bond 20240812	1,230,000.000	1,227,134.100	
		6.35% Peru Government Bond 20280812	2,270,000.000	2,288,477.800	
		6.15% Peru Government Bond 20320812	3,350,000.000	3,143,573.000	
		5.94% Peru Government Bond 20290212	3,400,000.000	3,325,506.000	
		5.4% Peru Government Bond 20340812	2,050,000.000	1,769,478.000	
		5.35% Peru Government Bond 20400812	1,500,000.000	1,212,075.000	
		7.3% PERU GOVERNMENT BOND 20330812	2,800,000.000	2,818,396.000	
		8.2% Peru Government Bond 20260812	725,000.000	761,496.500	
		6.9% Peru Government Bond 20370812	3,465,000.000	3,304,016.100	
		6.95% Peru Government Bond 20310812	3,070,000.000	3,064,136.300	
		ペルー・ソル 小計		22,914,288.800 (902,944,424)	
	ポーランド・ズロチ	2.5% Poland Government Bond 20260725	8,190,000.000	7,641,024.300	
		2.5% Poland Government Bond 20270725	5,240,000.000	4,771,806.000	
		2.75% Poland Government Bond 20291025	8,250,000.000	7,222,627.500	
		2.25% Poland Government Bond 20241025	6,700,000.000	6,530,356.000	
		0.75% Poland Government Bond 20250425	5,550,000.000	5,217,388.500	
		1.25% Poland Government Bond 20301025	6,900,000.000	5,327,697.000	
		0.25% Poland Government Bond 20261025	6,300,000.000	5,475,267.000	
		1.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20320425	6,950,000.000	5,258,995.500	
		3.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20270525	6,150,000.000	5,863,164.000	
		7.5% POLAND GOVERNMENT BOND 20280725	8,000,000.000	8,701,040.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		POLAND GOVERNMENT BOND 20251025	3,350,000.000	3,040,627.500	
		6% POLAND GOVERNMENT BOND 20331025	4,700,000.000	4,884,569.000	
		2.75% Poland Government Bond 20280425	6,950,000.000	6,281,479.500	
		3.25% Poland Government Bond 20250725	6,550,000.000	6,339,810.500	
		ポーランド・ズロチ 小計		82,555,852.300 (3,069,773,323)	
	マレーシア・リンギット	4.07% Malaysia Government Investment Issue 20260930	2,800,000.000	2,829,764.000	
		4.258% Malaysia Government Investment Issue 20270726	1,800,000.000	1,830,294.000	
		4.369% Malaysia Government Investment Issue 20281031	3,500,000.000	3,587,360.000	
		4.128% Malaysia Government Investment Issue 20250815	1,900,000.000	1,923,788.000	
		4.13% Malaysia Government Investment Issue 20290709	3,700,000.000	3,741,884.000	
		3.655% Malaysia Government Investment Issue 20241015	2,700,000.000	2,706,129.000	
		3.726% Malaysia Government Investment Issue 20260331	4,200,000.000	4,213,104.000	
		3.465% Malaysia Government Investment Issue 20301015	5,100,000.000	4,935,627.000	
		3.422% Malaysia Government Investment Issue 20270930	3,500,000.000	3,458,210.000	
		3.447% Malaysia Government Investment Issue 20360715	3,100,000.000	2,905,289.000	
		4.417% MALAYSIA T-BILL 20410930	3,300,000.000	3,372,897.000	
		3.99% MALAYSIA GOVERNMENT INVESTMENT ISSUE 20251015	3,800,000.000	3,833,668.000	
		3.502% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270531	2,450,000.000	2,435,545.000	
		3.733% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280615	3,850,000.000	3,848,768.000	
		4.181% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240715	1,740,000.000	1,748,195.400	
		3.955% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250915	4,350,000.000	4,384,974.000	
		4.254% MALAYSIAN GOVERNMENT 20350531	2,300,000.000	2,337,628.000	
		3.9% MALAYSIAN GOVERNMENT 20261130	3,800,000.000	3,832,680.000	
		4.059% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240930	1,720,000.000	1,729,769.600	
		3.899% MALAYSIAN GOVERNMENT 20271116	3,820,000.000	3,848,268.000	
		4.762% MALAYSIAN GOVERNMENT 20370407	4,300,000.000	4,585,649.000	
		3.882% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250314	2,800,000.000	2,819,544.000	
		4.642% MALAYSIAN GOVERNMENT 20331107	2,000,000.000	2,131,420.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.893% MALAYSIAN GOVERNMENT 20380608	3,300,000.000	3,608,814.000	
		3.906% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260715	3,000,000.000	3,030,210.000	
		3.885% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290815	2,950,000.000	2,950,059.000	
		4.921% MALAYSIAN GOVERNMENT 20480706	2,450,000.000	2,661,116.500	
		3.478% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240614	3,300,000.000	3,306,369.000	
		3.828% MALAYSIAN GOVERNMENT 20340705	3,000,000.000	2,953,140.000	
		3.757% MALAYSIAN GOVERNMENT 20400522	3,500,000.000	3,302,460.000	
		4.065% MALAYSIAN GOVERNMENT 20500615	4,300,000.000	4,102,759.000	
		2.632% MALAYSIAN GOVERNMENT 20310415	2,900,000.000	2,659,880.000	
		3.582% MALAYSIAN GOVERNMENT 20320715	3,100,000.000	3,018,563.000	
		4.193% MALAYSIAN GOVERNMENT 20321007	3,400,000.000	3,452,156.000	
		4.696% MALAYSIAN GOVERNMENT 20421015	4,100,000.000	4,363,015.000	
		3.599% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280731	2,600,000.000	2,589,834.000	
		4.291% MALAYSIAN GOVERNMENT 20430814	2,500,000.000	2,526,775.000	
		4.662% MALAYSIAN GOVERNMENT 20380331	1,400,000.000	1,492,414.000	
		4.245% MALAYSIAN GOVERNMENT 20300930	2,400,000.000	2,439,480.000	
		4.457% MALAYSIAN GOVERNMENT 20530331	1,850,000.000	1,891,810.000	
		3.519% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280420	1,300,000.000	1,293,643.000	
		マレーシア・リンギット 小計		124,682,952.500 (3,938,958,900)	
	メキシコ・ペソ	5.75% Mexican Bonos 20260305	52,400,000.000	48,129,924.000	
		8% Mexican Bonos 20471107	37,300,000.000	32,217,129.000	
		8% Mexican Bonos 20240905	39,000,000.000	38,234,820.000	
		5.5% MEXICAN BONOS 20270304	40,500,000.000	36,074,970.000	
		5% MEXICAN BONOS 20250306	25,700,000.000	24,191,410.000	
		8% MEXICAN BONOS 20530731	26,500,000.000	22,745,215.000	
		7.5% MEXICAN BONOS 20330526	30,400,000.000	26,966,624.000	
		7% MEXICAN BONOS 20260903	14,500,000.000	13,595,055.000	
		8.5% MEXICAN BONOS 20290301	7,000,000.000	6,795,600.000	
		10% Mexican Bonos 20241205	30,550,000.000	30,283,909.500	
		7.5% Mexican Bonos 20270603	40,030,000.000	37,714,664.800	
		10% Mexican Bonos 20361120	9,390,000.000	9,874,617.900	
		8.5% Mexican Bonos 20290531	35,230,000.000	34,155,837.300	
		8.5% Mexican Bonos 20381118	25,100,000.000	23,243,353.000	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		7.75% Mexican Bonos 20310529	55,350,000.000	50,793,588.000	
		7.75% Mexican Bonos 20421113	38,120,000.000	32,420,297.600	
		7.75% Mexican Bonos 20341123	12,830,000.000	11,481,182.100	
		メキシコ・ペソ 小計		478,918,197.200 (4,075,881,208)	
	ルーマニア・レイ	4.75% Romania Government Bond 20250224	2,450,000.000	2,413,152.000	
		5.8% Romania Government Bond 20270726	2,800,000.000	2,735,544.000	
		5% Romania Government Bond 20290212	2,600,000.000	2,408,302.000	
		4.85% Romania Government Bond 20260422	2,500,000.000	2,426,450.000	
		3.65% Romania Government Bond 20310924	2,900,000.000	2,351,900.000	
		4.5% Romania Government Bond 20240617	2,500,000.000	2,478,775.000	
		3.65% Romania Government Bond 20250728	2,300,000.000	2,224,514.000	
		4.15% Romania Government Bond 20280126	2,600,000.000	2,374,918.000	
		3.7% Romania Government Bond 20241125	2,200,000.000	2,157,496.000	
		3.25% Romania Government Bond 20260624	2,750,000.000	2,568,967.500	
		4.15% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20301024	2,500,000.000	2,134,575.000	
		4.75% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20341011	2,700,000.000	2,252,448.000	
		2.5% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20271025	2,300,000.000	1,994,468.000	
		4.85% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20290725	2,300,000.000	2,095,668.000	
		6.7% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20320225	3,000,000.000	2,953,590.000	
		4.25% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20360428	2,300,000.000	1,790,642.000	
		3.5% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20251125	2,000,000.000	1,912,480.000	
		8.25% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20320929	2,100,000.000	2,295,804.000	
		8.75% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20281030	1,700,000.000	1,839,298.000	
		8% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20300429	1,200,000.000	1,264,980.000	
		7.9% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20380224	2,100,000.000	2,267,307.000	
		ルーマニア・レイ 小計		46,941,278.500 (1,525,042,338)	
	南アフリカ・ランド	10.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20261221	66,150,000.000	69,305,355.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		6.25% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20360331	17,720,000.000	11,589,766.000	
		6.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20410228	16,280,000.000	9,858,354.000	
		7% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20310228	32,540,000.000	26,939,866.000	
		8.75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20480228	68,520,000.000	50,917,212.000	
		8.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20370131	50,300,000.000	39,239,030.000	
		8% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20300131	62,200,000.000	56,855,154.000	
		8.75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20440131	40,200,000.000	30,065,580.000	
		8.25% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20320331	56,200,000.000	48,430,350.000	
		8.875% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20350228	51,700,000.000	43,226,370.000	
		9% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20400131	40,400,000.000	31,653,400.000	
		11.625% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20530331	5,500,000.000	5,279,010.000	
	南アフリカ・ランド	小計		423,359,447.000 (3,323,371,659)	
国債証券	合計			39,718,411,872 [39,718,411,872]	
合計				39,718,411,872 [39,718,411,872]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
インドネシア・ルピア	国債証券 32 銘柄	100%	10.1%
ウルグアイ・ペソ	国債証券 3 銘柄	100%	0.2%
エジプト・ポンド	国債証券 12 銘柄	100%	0.9%
オフショア・人民元	国債証券 51 銘柄	100%	9.8%
コロンビア・ペソ	国債証券 14 銘柄	100%	4.5%
タイ・バーツ	国債証券 26 銘柄	100%	10.1%
チェコ・コルナ	国債証券 23 銘柄	100%	6.2%
チリ・ペソ	国債証券 9 銘柄	100%	1.9%
ドミニカ・ペソ	国債証券 2 銘柄	100%	0.2%
トルコ・リラ	国債証券 10 銘柄	100%	0.5%
ハンガリー・フォリント	国債証券 19 銘柄	100%	3.2%
フィリピン・ペソ	国債証券 1 銘柄	100%	0.1%
ブラジル・リアル	国債証券 10 銘柄	100%	10.1%

ペルー・ソル	国債証券	10 銘柄	100%	2.3%
ポーランド・ズロチ	国債証券	14 銘柄	100%	7.7%
マレーシア・リンギット	国債証券	41 銘柄	100%	9.9%
メキシコ・ペソ	国債証券	17 銘柄	100%	10.1%
ルーマニア・レイ	国債証券	21 銘柄	100%	3.8%
南アフリカ・ランド	国債証券	12 銘柄	100%	8.4%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「外国債券インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年11月30日現在 金額(円)	2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	744,126,868	4,395,766,728
コール・ローン	2,484,935,442	2,194,701,959
国債証券	236,705,030,930	274,718,308,942
派生商品評価勘定	191,337	3,136,806
未収入金	30,062	225,675
未収利息	1,496,086,797	2,015,893,116
前払費用	72,896,925	80,168,280
流動資産合計	241,503,298,361	283,408,201,506
資産合計	241,503,298,361	283,408,201,506
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	25,202,627	6,667,893
未払金	3,816,639	1,015,369
未払解約金	121,960,511	65,224,094
流動負債合計	150,979,777	72,907,356
負債合計	150,979,777	72,907,356
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	76,340,507,617	82,595,678,754
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	165,011,810,967	200,739,615,396
元本等合計	241,352,318,584	283,335,294,150
純資産合計	241,352,318,584	283,335,294,150
負債純資産合計	241,503,298,361	283,408,201,506

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	2021 年 12 月 1 日	2022 年 12 月 1 日
期首元本額	74,475,307,643 円	76,340,507,617 円
期中追加設定元本額	9,175,662,845 円	11,600,344,011 円
期中一部解約元本額	7,310,462,871 円	5,345,172,874 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ外国債券インデックスV A	447,343,827 円	391,220,587 円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	9,071,985 円	7,319,300 円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	51,739,813円	40,271,896円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	19,793,735円	15,003,665円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	243,846,488円	206,248,674円
外国債券インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	347,889,324円	566,369,227円
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	589,471,225円	804,205,846円
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)	2,679,395,542円	3,747,848,437円
ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	612,758,959円	850,255,984円
D-I's 外国債券インデックス	992,049円	2,616,753円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	12,619,026円	19,605,277円
iFree 外国債券インデックス	2,022,055,185円	2,159,651,283円
iFree 8資産バランス	1,843,024,587円	2,274,181,036円
iFree 年金バランス	342,801,665円	497,028,931円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	-円	317,728円
DCダイワ外国債券インデックス	50,603,926,450円	51,424,951,579円
ダイワ・ライフ・バランス30	1,059,415,494円	1,152,680,509円
ダイワ・ライフ・バランス50	676,505,626円	811,578,029円
ダイワ・ライフ・バランス70	451,133,774円	624,049,099円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/安定コース)	638,338,066円	691,231,526円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/6分散コース)	501,969,526円	546,358,716円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/成長コース)	192,677,874円	218,171,346円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	31,943,484円	36,831,686円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	13,831,284円	18,569,302円
ダイワつみたてインデックス外国債券	1,384,617,622円	1,946,640,644円
ダイワつみたてインデックスバランス30	3,873,500円	4,601,402円
ダイワつみたてインデックスバランス50	1,528,422円	1,919,154円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
ダイワつみたてインデックスバランス70	2,590,775 円	3,291,011 円
ダイワ先進国債券インデックス (為替ヘッジなし) (ラップ専用)	159,668,286 円	1,093,939,740 円
ダイワ世界バランスファンド40VA	115,798,326 円	93,247,794 円
ダイワ世界バランスファンド60VA	36,264,152 円	25,462,305 円
ダイワ・バランスファンド35VA	3,287,759,159 円	2,826,420,113 円
ダイワ・バランスファンド25VA (適格機関投資家専用)	199,611,808 円	174,572,917 円
ダイワ・インデックスセレクト 外国債券	150,551,922 円	160,388,033 円
ダイワ・ノーロード 外国債券 ファンド	49,437,293 円	66,632,761 円
ダイワ外国債券インデックス (為替ヘッジなし) (ダイワSMA専用)	1,733,569,277 円	3,178,053,407 円
ダイワ投信倶楽部外国債券 インデックス	5,720,730,269 円	5,811,265,010 円
ダイワライフスタイル25	28,448,488 円	26,830,233 円
ダイワライフスタイル50	58,536,147 円	59,333,757 円
ダイワライフスタイル75	14,977,183 円	16,514,057 円
計	76,340,507,617 円	82,595,678,754 円
2. 期末日における受益権の総数	76,340,507,617 口	82,595,678,754 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 11 月 30 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△40,716,680,142	△6,503,057,307
合計	△40,716,680,142	△6,503,057,307

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

### 通貨関連

種類	2022 年 11 月 30 日現在				2023 年 11 月 30 日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超				1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	2,152,583,358	-	2,127,572,068	△25,011,290	1,999,333,300	-	1,995,802,213	△3,531,087



種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超				うち 1年超		
アメリカ・ドル	941,267,656	-	934,036,875	△7,230,781	493,745,664	-	489,320,447	△4,425,217
イギリス・ポンド	179,447,652	-	179,112,796	△334,856	49,001,213	-	48,927,699	△73,514
イスラエル・シケル	-	-	-	-	20,745,465	-	22,211,377	1,465,912
オーストラリア・ドル	90,011,493	-	88,942,453	△1,069,040	7,724,319	-	7,697,515	△26,804
オフショア・人民元	88,623,078	-	84,987,194	△3,635,884	1,040,150,311	-	1,041,531,390	1,381,079
カナダ・ドル	176,541,309	-	169,074,798	△7,466,511	28,848,147	-	28,769,881	△78,266
シンガポール・ドル	51,909,276	-	50,075,168	△1,834,108	16,185,993	-	16,214,908	28,915
メキシコ・ペソ	32,514,295	-	31,607,270	△907,025	-	-	-	-
ユーロ	592,268,599	-	589,735,514	△2,533,085	342,932,188	-	341,128,996	△1,803,192
合計	2,152,583,358	-	2,127,572,068	△25,011,290	1,999,333,300	-	1,995,802,213	△3,531,087

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の  
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	3.1615円	3.4304円
(1万口当たり純資産額)	(31,615円)	(34,304円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	6% United States Treasury Note/Bond 20260215	855,000.000	880,179.750	
		6.125% United States Treasury Note/Bond 20271115	709,000.000	755,276.430	
		5.25% United States Treasury Note/Bond 20281115	738,000.000	769,881.600	
		6.25% United States Treasury Note/Bond 20300515	714,000.000	791,726.040	
		5.375% United States Treasury Note/Bond 20310215	2,391,000.000	2,559,206.850	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20360215	1,176,000.000	1,204,518.000	
		5% United States Treasury Note/Bond 20370515	847,000.000	905,256.660	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20380215	548,000.000	547,331.440	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20380515	519,000.000	523,458.210	
		3.5% United States Treasury Note/Bond 20390215	1,049,000.000	936,599.650	
		4.25% United States Treasury Note/Bond 20390515	1,121,000.000	1,090,206.130	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20390815	1,060,000.000	1,058,940.000	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20391115	1,210,000.000	1,189,333.200	
		4.625% United States Treasury Note/Bond 20400215	1,010,000.000	1,020,847.400	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20400515	1,678,000.000	1,643,047.260	
		3.875% United States Treasury Note/Bond 20400815	1,091,000.000	1,001,647.100	
		4.25% United States Treasury Note/Bond 20401115	1,469,000.000	1,411,488.650	
		4.75% United States Treasury Note/Bond 20410215	1,254,000.000	1,279,732.080	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20410515	1,365,000.000	1,329,537.300	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20410815	1,517,000.000	1,361,082.740	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20411115	1,450,000.000	1,186,071.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20420215	1,623,000.000	1,323,313.050	
		3% United States Treasury Note/Bond 20420515	1,353,000.000	1,078,219.230	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20420815	5,231,000.000	3,993,293.090	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20421115	1,630,000.000	1,240,185.500	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20430215	2,626,000.000	2,115,610.640	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20430515	2,298,000.000	1,774,653.480	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20430815	3,214,000.000	2,788,305.700	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20431115	2,081,000.000	1,835,504.430	
		3.625% United States Treasury Note/Bond 20440215	3,307,000.000	2,859,959.740	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20440515	3,327,000.000	2,762,807.340	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20440815	1,929,000.000	1,535,271.810	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20241115	5,921,000.000	5,758,409.340	
		3% United States Treasury Note/Bond 20441115	2,746,000.000	2,135,811.340	
		2% United States Treasury Note/Bond 20250215	5,743,000.000	5,539,927.520	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20450215	2,563,000.000	1,818,217.830	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20250515	5,788,000.000	5,563,020.440	
		3% United States Treasury Note/Bond 20450515	1,835,000.000	1,421,611.200	
		2% United States Treasury Note/Bond 20250815	5,743,000.000	5,484,450.140	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20450815	1,873,000.000	1,416,474.980	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20251115	5,840,000.000	5,578,309.600	
		3% United States Treasury Note/Bond 20451115	659,000.000	508,556.890	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260215	4,866,000.000	4,568,492.760	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460215	3,148,000.000	2,209,171.960	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260515	7,729,000.000	7,216,953.750	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460515	2,823,000.000	1,975,196.640	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20260815	5,400,000.000	4,997,484.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20460815	2,780,000.000	1,844,780.200	
		2% United States Treasury Note/Bond 20261115	5,300,000.000	4,950,836.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20461115	1,000,000.000	749,860.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270215	3,640,000.000	3,412,500.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20470215	2,345,000.000	1,795,238.200	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20270515	6,400,000.000	5,997,312.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20470515	2,000,000.000	1,529,840.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270815	5,900,000.000	5,482,929.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20470815	2,450,000.000	1,784,457.500	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20271115	5,500,000.000	5,090,030.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20471115	2,500,000.000	1,819,800.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20241031	3,500,000.000	3,407,985.000	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20241130	3,200,000.000	3,104,768.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20241231	2,800,000.000	2,715,664.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20280215	6,350,000.000	5,973,318.000	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20250131	2,600,000.000	2,524,678.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20250228	2,700,000.000	2,626,587.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20480215	3,000,000.000	2,288,310.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20250331	2,900,000.000	2,813,029.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20480515	3,800,000.000	2,966,736.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20280515	6,500,000.000	6,129,630.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20250430	1,900,000.000	1,846,990.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20250531	3,550,000.000	3,449,499.500	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20250630	3,000,000.000	2,906,700.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20280815	6,700,000.000	6,302,020.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20480815	3,220,000.000	2,454,863.600	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20250731	2,500,000.000	2,423,675.000	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20250831	3,600,000.000	3,478,896.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20250930	2,500,000.000	2,425,775.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20251031	2,500,000.000	2,424,100.000	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20281115	3,700,000.000	3,511,374.000	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20481115	3,020,000.000	2,467,642.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20251130	3,000,000.000	2,899,680.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20251231	1,500,000.000	1,441,230.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20290215	6,600,000.000	6,093,912.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20260131	2,500,000.000	2,400,000.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20490215	4,700,000.000	3,582,152.000	
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20260228	2,500,000.000	2,391,100.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20260331	2,500,000.000	2,375,525.000	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20490515	4,650,000.000	3,459,414.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20290515	3,900,000.000	3,542,136.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20260430	2,800,000.000	2,664,788.000	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20260531	3,000,000.000	2,834,400.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20260630	2,800,000.000	2,626,092.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20260731	2,500,000.000	2,339,150.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20290815	4,700,000.000	4,086,603.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20490815	4,600,000.000	2,995,750.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20260831	2,800,000.000	2,580,256.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260930	2,500,000.000	2,317,275.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20241031	1,000,000.000	967,070.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20261031	3,000,000.000	2,773,350.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20291115	2,850,000.000	2,484,487.500	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20491115	4,500,000.000	3,013,380.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20261130	2,000,000.000	1,846,400.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20241130	3,000,000.000	2,892,300.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20261231	2,500,000.000	2,314,500.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20241231	2,500,000.000	2,411,650.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20250131	1,700,000.000	1,629,433.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20300215	5,000,000.000	4,250,750.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20270131	6,500,000.000	5,954,065.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20500215	5,400,000.000	3,308,202.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20270228	300,000.000	271,095.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20250228	5,200,000.000	4,956,744.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20250331	2,500,000.000	2,357,025.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20270331	1,600,000.000	1,416,464.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300515	6,800,000.000	5,407,428.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20250430	2,700,000.000	2,533,302.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270430	2,400,000.000	2,109,648.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20500515	5,600,000.000	2,790,032.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400515	5,000,000.000	2,998,000.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270531	3,500,000.000	3,067,190.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250531	3,000,000.000	2,801,190.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250630	6,500,000.000	6,050,915.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270630	3,500,000.000	3,058,440.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250731	3,400,000.000	3,154,996.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300815	8,000,000.000	6,309,200.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20270731	5,000,000.000	4,335,500.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20500815	6,700,000.000	3,453,247.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400815	5,000,000.000	2,970,700.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20270831	3,500,000.000	3,041,080.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250930	4,000,000.000	3,690,520.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20270930	4,000,000.000	3,447,880.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250831	3,500,000.000	3,237,535.000	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20301115	9,800,000.000	7,833,238.000	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20251031	4,000,000.000	3,678,480.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20271031	4,000,000.000	3,455,200.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20501115	6,800,000.000	3,754,280.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20401115	5,100,000.000	3,155,778.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20251130	5,100,000.000	4,688,889.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20271130	5,000,000.000	4,328,800.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20271231	5,000,000.000	4,317,150.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20251231	5,000,000.000	4,587,000.000	
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20280131	7,000,000.000	6,059,900.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20510215	5,900,000.000	3,479,702.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20310215	10,700,000.000	8,674,276.000	
		0.375% United States Treasury Note/Bond 20260131	5,000,000.000	4,570,100.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20280229	5,000,000.000	4,389,550.000	
		1.875% United States Treasury Note/Bond 20410215	4,700,000.000	3,162,113.000	
		0.5% United States Treasury Note/Bond 20260228	3,000,000.000	2,742,630.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280331	4,000,000.000	3,523,040.000	
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20260331	4,000,000.000	3,672,000.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20310515	8,700,000.000	7,251,537.000	
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20260430	4,500,000.000	4,117,905.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280430	6,000,000.000	5,273,040.000	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20510515	6,400,000.000	4,261,312.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20410515	3,800,000.000	2,714,302.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280531	6,000,000.000	5,262,060.000	
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20260531	4,400,000.000	4,014,736.000	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280630	5,000,000.000	4,375,350.000	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20260630	5,000,000.000	4,571,750.000	
		1.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20310815	10,300,000.000	8,280,376.000	
		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20510815	6,900,000.000	4,189,542.000	
		1.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20410815	5,700,000.000	3,708,078.000	
		0.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260731	6,000,000.000	5,429,880.000	
		1% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280731	5,000,000.000	4,312,850.000	
		1.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280831	5,000,000.000	4,328,600.000	
		0.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260831	5,000,000.000	4,528,200.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280930	5,000,000.000	4,346,150.000	
		0.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260930	3,500,000.000	3,176,040.000	
		0.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20241115	4,500,000.000	4,314,735.000	
		1.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20311115	10,000,000.000	8,062,300.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20511115	6,600,000.000	3,876,312.000	
		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20411115	4,000,000.000	2,708,400.000	
		1.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281031	6,000,000.000	5,235,780.000	
		1.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261031	7,000,000.000	6,378,050.000	
		1.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261130	4,000,000.000	3,650,280.000	
		1.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281130	5,600,000.000	4,908,176.000	
		1% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20241215	2,200,000.000	2,108,062.000	
		1.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281231	4,000,000.000	3,474,600.000	
		1.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261231	4,000,000.000	3,646,160.000	
		1.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250115	1,000,000.000	957,030.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320215	10,400,000.000	8,682,544.000	
		1.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250215	3,700,000.000	3,548,078.000	
		1.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290131	4,300,000.000	3,801,458.000	
		2.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520215	3,900,000.000	2,517,684.000	
		2.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420215	2,500,000.000	1,799,700.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290228	5,000,000.000	4,441,500.000	
		1.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270228	5,000,000.000	4,625,750.000	
		1.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250315	5,000,000.000	4,799,700.000	
		2.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290331	3,000,000.000	2,730,270.000	
		2.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270331	5,000,000.000	4,717,150.000	
		2.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250415	3,000,000.000	2,908,470.000	
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320515	9,300,000.000	8,373,813.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250515	3,000,000.000	2,909,940.000	
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520515	5,000,000.000	3,718,150.000	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420515	1,500,000.000	1,239,900.000	
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290430	3,000,000.000	2,797,530.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270430	3,000,000.000	2,849,340.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290531	6,000,000.000	5,552,220.000	
		2.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270531	2,000,000.000	1,888,900.000	
		2.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250615	4,000,000.000	3,883,640.000	
		3.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290630	4,000,000.000	3,795,000.000	
		3.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270630	3,000,000.000	2,893,410.000	
		3% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250715	3,000,000.000	2,916,600.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270731	4,070,000.000	3,853,272.500	
		3.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250815	4,500,000.000	4,379,310.000	
		2.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320815	9,500,000.000	8,442,365.000	
		3% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520815	5,200,000.000	3,970,980.000	
		3.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20420815	2,000,000.000	1,680,060.000	
		2.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290731	3,360,000.000	3,080,952.000	
		3.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270831	2,500,000.000	2,396,375.000	
		3.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290831	3,500,000.000	3,293,745.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250915	2,300,000.000	2,251,424.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20290930	2,500,000.000	2,445,650.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20270930	3,500,000.000	3,475,780.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20251015	3,400,000.000	3,372,970.000	
		4.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20241031	1,000,000.000	992,460.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271031	3,000,000.000	2,979,720.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20321115	9,700,000.000	9,580,981.000	
		4.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20251115	1,500,000.000	1,495,680.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20521115	3,700,000.000	3,421,760.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291031	3,000,000.000	2,954,400.000	
		4.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20241130	3,000,000.000	2,979,390.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291130	2,500,000.000	2,444,575.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271130	3,000,000.000	2,952,570.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20421115	2,500,000.000	2,295,700.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20251215	3,500,000.000	3,457,405.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260115	1,500,000.000	1,478,430.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291231	5,000,000.000	4,887,850.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271231	1,500,000.000	1,476,465.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20241231	3,000,000.000	2,972,160.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250131	1,000,000.000	989,430.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300131	5,000,000.000	4,786,000.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260215	3,500,000.000	3,458,140.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330215	8,000,000.000	7,524,960.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20430215	2,500,000.000	2,252,050.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530215	4,500,000.000	3,885,795.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280131	3,700,000.000	3,588,852.000	
		4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250228	4,500,000.000	4,478,985.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300228	1,000,000.000	983,690.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280229	3,000,000.000	2,966,820.000	
		4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260315	2,500,000.000	2,504,275.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250331	3,000,000.000	2,957,850.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300331	1,800,000.000	1,733,472.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280331	3,700,000.000	3,605,317.000	
		3.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260415	2,000,000.000	1,965,660.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300430	3,000,000.000	2,867,790.000	
		3.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280430	2,000,000.000	1,938,620.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260515	1,000,000.000	980,130.000	
		3.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330515	7,800,000.000	7,256,418.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530515	4,400,000.000	3,802,216.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20430515	2,500,000.000	2,250,775.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250430	4,000,000.000	3,942,960.000	
		4.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250531	3,600,000.000	3,567,924.000	
		3.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280531	3,700,000.000	3,605,613.000	
		3.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300531	1,500,000.000	1,454,055.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260615	3,000,000.000	2,974,860.000	
		4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250630	2,500,000.000	2,492,700.000	
		3.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300630	3,000,000.000	2,907,360.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280630	3,500,000.000	3,463,005.000	
		4.5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260715	2,000,000.000	2,001,700.000	
		4.75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250731	4,000,000.000	3,997,000.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280731	3,500,000.000	3,481,240.000	
		3.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20330815	7,000,000.000	6,776,840.000	
		4.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260815	6,000,000.000	5,988,000.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20530815	3,500,000.000	3,311,035.000	
		4.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20430815	1,300,000.000	1,254,500.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300731	3,000,000.000	2,949,480.000	
		5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250831	3,900,000.000	3,915,834.000	
		4.125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300831	3,100,000.000	3,069,217.000	
		4.375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280831	3,000,000.000	3,017,220.000	
		4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20260915	3,000,000.000	3,015,210.000	
		5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250930	1,000,000.000	1,004,720.000	
		4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20300930	1,500,000.000	1,529,760.000	
		4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20280930	4,200,000.000	4,268,544.000	
		4.625% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20261015	1,000,000.000	1,005,460.000	
		5% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20251031	1,000,000.000	1,005,700.000	
		4.875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20281031	2,000,000.000	2,055,460.000	
	アメリカ・ドル	小計		898,347,121.890 (132,119,911,216)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	イギリス・ポンド	2% United Kingdom Gilt 20250907	921,000.000	882,631.140	
		2.5% United Kingdom Gilt 20650722	1,282,000.000	817,659.600	
		1.5% United Kingdom Gilt 20260722	1,465,000.000	1,367,269.850	
		1.5% United Kingdom Gilt 20470722	1,760,000.000	981,904.000	
		1.75% United Kingdom Gilt 20370907	1,450,000.000	1,060,675.000	
		1.75% United Kingdom Gilt 20570722	1,810,000.000	958,757.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20270722	1,410,000.000	1,278,390.600	
		1.625% United Kingdom Gilt 20281022	1,500,000.000	1,346,325.000	
		1.625% United Kingdom Gilt 20711022	1,040,000.000	484,536.000	
		1.75% United Kingdom Gilt 20490122	1,210,000.000	703,252.000	
		1.625% United Kingdom Gilt 20541022	850,000.000	441,575.000	
		0.875% United Kingdom Gilt 20291022	1,500,000.000	1,261,320.000	
		0.625% United Kingdom Gilt 20250607	1,900,000.000	1,793,144.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20411022	1,190,000.000	717,689.000	
		0.375% United Kingdom Gilt 20301022	1,300,000.000	1,021,683.000	
		0.5% United Kingdom Gilt 20611022	1,700,000.000	504,220.000	
		0.125% United Kingdom Gilt 20260130	1,500,000.000	1,374,285.000	
		0.125% United Kingdom Gilt 20280131	1,600,000.000	1,364,048.000	
		0.625% United Kingdom Gilt 20501022	1,100,000.000	436,744.000	
		0.625% United Kingdom Gilt 20350731	1,700,000.000	1,139,510.000	
		0.25% United Kingdom Gilt 20310731	2,500,000.000	1,888,500.000	
		0.875% United Kingdom Gilt 20460131	2,000,000.000	977,800.000	
		0.375% United Kingdom Gilt 20261022	3,500,000.000	3,141,425.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20510731	1,800,000.000	871,560.000	
		0.25% UNITED KINGDOM GILT 20250131	1,100,000.000	1,045,605.000	
		1.125% UNITED KINGDOM GILT 20390131	2,100,000.000	1,335,705.000	
		0.5% UNITED KINGDOM GILT 20290131	2,700,000.000	2,262,330.000	
		0.875% UNITED KINGDOM GILT 20330731	2,300,000.000	1,710,395.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.5% UNITED KINGDOM GILT 20530731	1,300,000.000	659,230.000	
		1% UNITED KINGDOM GILT 20320131	3,600,000.000	2,847,060.000	
		1.125% UNITED KINGDOM GILT 20731022	820,000.000	301,104.000	
		4.125% UNITED KINGDOM GILT 20270129	2,000,000.000	1,996,000.000	
		3.75% UNITED KINGDOM GILT 20380129	1,000,000.000	930,300.000	
		3.25% UNITED KINGDOM GILT 20330131	1,100,000.000	1,030,425.000	
		3.5% UNITED KINGDOM GILT 20251022	400,000.000	392,584.000	
		3.75% UNITED KINGDOM GILT 20531022	2,500,000.000	2,150,000.000	
		4% UNITED KINGDOM GILT 20631022	800,000.000	728,560.000	
		4.5% UNITED KINGDOM GILT 20280607	700,000.000	711,809.000	
		4.625% UNITED KINGDOM GILT 20340131	1,000,000.000	1,037,220.000	
		6% United Kingdom Gilt 20281207	949,000.000	1,033,954.480	
		4.25% United Kingdom Gilt 20320607	2,240,000.000	2,280,521.600	
		5% United Kingdom Gilt 20250307	1,472,000.000	1,477,004.800	
		4.25% United Kingdom Gilt 20360307	1,362,000.000	1,362,000.000	
		4.75% United Kingdom Gilt 20381207	1,357,000.000	1,406,774.760	
		4.25% United Kingdom Gilt 20551207	1,708,000.000	1,621,575.200	
		4.25% United Kingdom Gilt 20461207	1,366,000.000	1,298,137.120	
		4.25% United Kingdom Gilt 20271207	1,232,000.000	1,240,907.360	
		4.5% United Kingdom Gilt 20421207	2,116,000.000	2,103,430.960	
		4.75% United Kingdom Gilt 20301207	1,600,000.000	1,677,472.000	
		4.25% United Kingdom Gilt 20491207	1,343,000.000	1,272,626.800	
		4.25% United Kingdom Gilt 20390907	1,446,000.000	1,410,674.220	
		4.5% United Kingdom Gilt 20340907	1,560,000.000	1,602,900.000	
		4% United Kingdom Gilt 20600122	1,174,000.000	1,072,918.600	
		4.25% United Kingdom Gilt 20401207	1,577,000.000	1,528,743.800	
		3.75% United Kingdom Gilt 20520722	1,552,000.000	1,349,619.200	
		3.25% United Kingdom Gilt 20440122	1,866,000.000	1,539,636.600	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.5% United Kingdom Gilt 20680722	1,386,000.000	1,142,618.400	
		3.5% United Kingdom Gilt 20450122	1,524,000.000	1,298,448.000	
		イギリス・ポンド 小計		73,673,194.090 (13,765,099,584)	
	イスラエル・シ ュケル	6.25% Israel Government Bond - Fixed 20261030	1,800,000.000	1,921,410.000	
		5.5% Israel Government Bond - Fixed 20420131	1,600,000.000	1,796,480.000	
		1.75% Israel Government Bond - Fixed 20250831	2,300,000.000	2,219,362.000	
		2% Israel Government Bond - Fixed 20270331	1,800,000.000	1,699,344.000	
		3.75% Israel Government Bond - Fixed 20470331	2,400,000.000	2,107,752.000	
		2.25% Israel Government Bond - Fixed 20280928	1,200,000.000	1,115,976.000	
		1% Israel Government Bond - Fixed 20300331	2,400,000.000	1,999,704.000	
		0.5% Israel Government Bond - Fixed 20250430	1,600,000.000	1,527,824.000	
		1.5% Israel Government Bond - Fixed 20370531	1,700,000.000	1,201,713.000	
		0.5% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20260227	200,000.000	185,814.000	
		0.4% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20241031	900,000.000	872,280.000	
		1.3% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20320430	300,000.000	240,624.000	
		2.8% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20521129	600,000.000	422,598.000	
		3.75% ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 20290228	3,000,000.000	2,981,100.000	
		イスラエル・シュケル 小計		20,291,981.000 (809,921,954)	
	オーストラリ ア・ドル	4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	1,989,000.000	2,034,965.790	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20290421	1,354,000.000	1,299,230.700	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20250421	1,798,000.000	1,774,769.840	
		4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	2,258,000.000	2,283,989.580	
		4.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20260421	1,748,000.000	1,756,635.120	
		3.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20370421	1,113,000.000	1,031,684.220	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20350621	1,307,000.000	1,112,322.350	
		3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20390621	792,000.000	676,724.400	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20271121	1,672,000.000	1,594,536.240	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20280521	1,178,000.000	1,092,453.640	
		3% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20470321	1,252,000.000	956,390.280	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20281121	1,500,000.000	1,412,340.000	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20291121	1,900,000.000	1,762,098.000	
		2.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20300521	2,870,000.000	2,600,047.800	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20410521	1,390,000.000	1,079,918.800	
		1.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20310621	2,840,000.000	2,338,342.400	
		1.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20320521	2,700,000.000	2,117,394.000	
		0.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20241121	2,400,000.000	2,308,176.000	
		1% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20301221	2,000,000.000	1,610,160.000	
		1.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20510621	1,400,000.000	771,904.000	
		0.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20251121	1,600,000.000	1,484,400.000	
		1% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20311121	2,500,000.000	1,949,500.000	
		0.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20260921	1,200,000.000	1,089,240.000	
		1.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20321121	1,600,000.000	1,294,416.000	
		3% AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF) 20331121	1,300,000.000	1,158,092.000	
		3.75% AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF) 20340521	1,200,000.000	1,137,852.000	
		3.5% AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF) 20341221	1,100,000.000	1,015,003.000	
		4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20540621	900,000.000	917,541.000	
		オーストラリア・ドル 小計		41,660,127.160 (4,059,779,392)	
	オフショア・人民元	3.22% China Government Bond 20251206	5,200,000.000	5,299,008.000	
		3.25% China Government Bond 20281122	5,000,000.000	5,168,000.000	
		3.29% China Government Bond 20290523	5,000,000.000	5,194,800.000	
		3.25% China Government Bond 20260606	5,000,000.000	5,119,450.000	
		3.12% China Government Bond 20261205	12,000,000.000	12,249,240.000	
		3.13% China Government Bond 20291121	8,000,000.000	8,252,160.000	
		2.85% China Government Bond 20270604	13,000,000.000	13,136,630.000	
		2.68% China Government Bond 20300521	11,500,000.000	11,500,000.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.02% China Government Bond 20251022	18,000,000.000	18,235,260.000	
		3.28% China Government Bond 20271203	9,000,000.000	9,291,960.000	
		3.27% China Government Bond 20301119	12,500,000.000	13,066,500.000	
		3.03% China Government Bond 20260311	7,000,000.000	7,107,100.000	
		3.81% China Government Bond 20500914	7,300,000.000	8,316,452.000	
		3.01% China Government Bond 20280513	7,000,000.000	7,142,380.000	
		3.72% China Government Bond 20510412	14,000,000.000	15,701,700.000	
		3.02% China Government Bond 20310527	15,800,000.000	16,214,276.000	
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20260812	4,500,000.000	4,526,775.000	
		2.74% CHINA GOVERNMENT BOND 20260804	5,000,000.000	5,035,650.000	
		3.59% CHINA GOVERNMENT BOND 20270803	5,500,000.000	5,750,305.000	
		3.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20280517	5,000,000.000	5,268,250.000	
		3.61% CHINA GOVERNMENT BOND 20250607	17,000,000.000	17,391,340.000	
		3.54% CHINA GOVERNMENT BOND 20280816	4,500,000.000	4,721,535.000	
		4.08% CHINA GOVERNMENT BOND 20481022	4,500,000.000	5,319,450.000	
		3.86% CHINA GOVERNMENT BOND 20490722	6,300,000.000	7,216,335.000	
		3.77% CHINA GOVERNMENT BOND 20250308	11,000,000.000	11,235,510.000	
		3.39% CHINA GOVERNMENT BOND 20500316	12,000,000.000	12,730,440.000	
		2.91% CHINA GOVERNMENT BOND 20281014	5,500,000.000	5,580,960.000	
		3.53% CHINA GOVERNMENT BOND 20511018	11,500,000.000	12,594,110.000	
		2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118	6,000,000.000	6,105,780.000	
		2.37% CHINA GOVERNMENT BOND 20270120	17,000,000.000	16,939,650.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20320217	7,200,000.000	7,215,408.000	
		2.26% CHINA GOVERNMENT BOND 20250224	10,000,000.000	9,965,700.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20290324	15,000,000.000	15,117,600.000	
		3.32% CHINA GOVERNMENT BOND 20520415	5,500,000.000	5,774,230.000	
		2.76% CHINA GOVERNMENT BOND 20320515	5,000,000.000	5,032,400.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20290615	4,000,000.000	4,019,960.000	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20320815	4,000,000.000	3,991,600.000	
		2.18% CHINA GOVERNMENT BOND 20250825	25,000,000.000	24,877,750.000	
		2.6% CHINA GOVERNMENT BOND 20320901	32,000,000.000	31,674,880.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20290925	9,500,000.000	9,478,150.000	
		2.44% CHINA GOVERNMENT BOND 20271015	17,200,000.000	17,129,136.000	
		3.12% CHINA GOVERNMENT BOND 20521025	14,000,000.000	14,123,480.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20321115	5,500,000.000	5,538,445.000	
		2.28% CHINA GOVERNMENT BOND 20251125	18,000,000.000	17,931,420.000	
		2.79% CHINA GOVERNMENT BOND 20291215	19,000,000.000	19,127,300.000	
		2.29% CHINA GOVERNMENT BOND 20241225	5,000,000.000	4,993,200.000	
		2.64% CHINA GOVERNMENT BOND 20280115	20,000,000.000	20,086,200.000	
		2.46% CHINA GOVERNMENT BOND 20260215	18,000,000.000	17,996,940.000	
		2.88% CHINA GOVERNMENT BOND 20330225	15,000,000.000	15,250,800.000	
		2.35% CHINA GOVERNMENT BOND 20250315	23,000,000.000	22,975,850.000	
		2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20300325	15,000,000.000	15,108,450.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20280415	25,000,000.000	25,069,500.000	
		3.19% CHINA GOVERNMENT BOND 20530415	23,000,000.000	23,839,500.000	
		2.3% CHINA GOVERNMENT BOND 20260515	7,000,000.000	6,973,960.000	
		2.67% CHINA GOVERNMENT BOND 20330525	40,000,000.000	39,894,000.000	
		2% CHINA GOVERNMENT BOND 20250615	9,000,000.000	8,938,710.000	
		2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20300625	33,000,000.000	32,888,460.000	
		2.4% CHINA GOVERNMENT BOND 20280715	35,000,000.000	34,750,100.000	
		2.52% CHINA GOVERNMENT BOND 20330825	40,000,000.000	39,384,400.000	
		2.18% CHINA GOVERNMENT BOND 20260815	30,000,000.000	29,766,000.000	
		2.48% CHINA GOVERNMENT BOND 20280925	25,000,000.000	24,885,750.000	
		2.22% CHINA GOVERNMENT BOND 20250925	30,000,000.000	29,883,900.000	
		2.6% CHINA GOVERNMENT BOND 20300915	20,000,000.000	19,916,000.000	
		2.55% CHINA GOVERNMENT BOND 20281015	20,000,000.000	19,985,600.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	オフショア・人民元	小計		904,995,785.000 (18,643,275,169)	
	カナダ・ドル	2.75% Canada Government International Bond 20641201	605,000.000	528,558.250	
		5.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	983,000.000	1,092,024.530	
		5.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601	1,117,000.000	1,315,535.580	
		5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	1,012,000.000	1,168,961.200	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20410601	913,000.000	977,795.610	
		3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	961,000.000	974,079.210	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20481201	1,337,000.000	1,198,085.700	
		2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	1,156,000.000	1,121,967.360	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601	969,000.000	914,203.050	
		1% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,240,000.000	1,131,971.200	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280601	650,000.000	608,445.500	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20511201	3,710,000.000	2,797,414.200	
		2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	1,220,000.000	1,144,884.600	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20300601	3,450,000.000	2,997,015.000	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250301	700,000.000	673,092.000	
		0.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250901	2,890,000.000	2,711,426.900	
		0.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20301201	2,000,000.000	1,627,240.000	
		0.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260301	2,100,000.000	1,932,714.000	
		1% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260901	300,000.000	277,917.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20310601	3,400,000.000	2,945,318.000	
		1.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20531201	2,650,000.000	1,856,272.000	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270301	2,200,000.000	2,029,874.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20311201	2,100,000.000	1,803,039.000	
		1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250401	200,000.000	192,418.000	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20320601	1,500,000.000	1,331,400.000	
		2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20291201	100,000.000	93,425.000	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270901	400,000.000	386,472.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20251001	1,000,000.000	978,780.000	
		2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20321201	2,270,000.000	2,089,444.200	
		3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20241101	360,000.000	354,474.000	
		3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280301	200,000.000	198,774.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250201	300,000.000	297,333.000	
		3% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260401	600,000.000	586,734.000	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601	600,000.000	562,950.000	
		3.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250501	300,000.000	297,396.000	
		2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20551201	400,000.000	352,428.000	
		3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280901	1,200,000.000	1,182,012.000	
		3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250801	500,000.000	493,645.000	
		3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20331201	1,000,000.000	978,280.000	
		4.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20251101	2,000,000.000	2,012,060.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290301	300,000.000	306,204.000	
	カナダ・ドル	小計		46,522,063.090 (5,034,152,447)	
	シンガポール・ ドル	3.5% SINGAPORE GOVERNMENT 20270301	772,000.000	781,032.400	
		2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20300901	809,000.000	806,168.500	
		2.75% SINGAPORE GOVERNMENT 20420401	400,000.000	386,244.000	
		3.375% SINGAPORE GOVERNMENT 20330901	568,000.000	587,578.960	
		2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20290701	625,000.000	623,437.500	
		2.375% SINGAPORE GOVERNMENT 20250601	524,000.000	515,490.240	
		2.75% SINGAPORE GOVERNMENT 20460301	688,000.000	661,168.000	
		2.125% SINGAPORE GOVERNMENT 20260601	450,000.000	437,850.000	
		2.25% SINGAPORE GOVERNMENT 20360801	750,000.000	695,250.000	
		2.625% SINGAPORE GOVERNMENT 20280501	550,000.000	543,070.000	
		2.375% SINGAPORE GOVERNMENT 20390701	350,000.000	323,953.000	
		1.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20500301	540,000.000	430,380.000	
		0.5% SINGAPORE GOVERNMENT 20251101	750,000.000	709,657.500	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.625% SINGAPORE GOVERNMENT 20310701	600,000.000	546,600.000	
		1.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20511001	500,000.000	398,220.000	
		1.25% SINGAPORE GOVERNMENT 20261101	200,000.000	189,500.000	
		2.625% SINGAPORE GOVERNMENT 20320801	240,000.000	234,480.000	
		3% SINGAPORE GOVERNMENT 20720801	620,000.000	635,190.000	
		2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20270901	100,000.000	99,750.000	
		2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20280801	400,000.000	398,864.000	
		シンガポール・ドル 小計		10,003,884.100 (1,104,228,727)	
	スウェーデン・ クローナ	3.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20390330	3,655,000.000	4,021,121.350	
		2.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20250512	7,595,000.000	7,512,594.250	
		1% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20261112	7,180,000.000	6,830,764.800	
		0.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20280512	5,050,000.000	4,677,714.000	
		2.25% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20320601	3,300,000.000	3,229,941.000	
		0.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20291112	6,400,000.000	5,798,720.000	
		0.125% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20310512	5,000,000.000	4,202,900.000	
		1.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20331111	2,000,000.000	1,864,040.000	
		スウェーデン・クローナ 小計		38,137,795.400 (541,938,073)	
	デンマーク・ク ローネ	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	13,662,000.000	16,570,093.320	
		1.75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	6,013,000.000	5,892,379.220	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20271115	5,100,000.000	4,720,356.000	
		0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20291115	8,590,000.000	7,659,101.700	
		0.25% DANISH GOVERNMENT BOND 20521115	3,500,000.000	1,770,685.000	
		DANISH GOVERNMENT BOND 20311115	500,000.000	409,450.000	
		DANISH GOVERNMENT BOND 20241115	1,000,000.000	968,900.000	
		2.25% DANISH GOVERNMENT BOND 20331115	2,000,000.000	1,928,960.000	
		デンマーク・クローネ 小計		39,919,925.240 (864,665,581)	
	ニュージーラン ド・ドル	4.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20270415	600,000.000	593,328.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20330414	1,500,000.000	1,340,970.000	
		2.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20370415	490,000.000	379,715.700	
		3% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20290420	600,000.000	548,682.000	
		1.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20310515	530,000.000	418,731.800	
		1.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20410515	350,000.000	213,958.500	
		0.25% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20280515	1,100,000.000	900,328.000	
		0.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20260515	500,000.000	448,790.000	
		2% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20320515	440,000.000	352,347.600	
		2.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20510515	380,000.000	248,892.400	
		2.75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20250415	640,000.000	619,168.000	
		4.25% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20340515	200,000.000	188,572.000	
		4.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20300515	500,000.000	490,160.000	
		ニュージーランド・ドル 小計		6,743,644.000 (611,648,511)	
	ノルウェー・クローネ	1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20250313	5,395,000.000	5,240,379.300	
		1.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20260219	4,340,000.000	4,123,130.200	
		1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20270217	4,450,000.000	4,186,604.500	
		2% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20280426	3,500,000.000	3,277,400.000	
		1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20290906	3,850,000.000	3,498,456.500	
		1.375% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20300819	4,800,000.000	4,196,208.000	
		1.25% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20310917	3,500,000.000	2,969,995.000	
		2.125% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20320518	1,700,000.000	1,529,864.000	
		3.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20421006	3,500,000.000	3,621,170.000	
		3% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20330815	1,500,000.000	1,436,100.000	
		ノルウェー・クローネ 小計		34,079,307.500 (470,635,237)	
	ポーランド・ズロチ	2.5% Poland Government Bond 20260725	4,377,000.000	4,083,609.690	
		2.5% Poland Government Bond 20270725	3,170,000.000	2,886,760.500	
		2.75% Poland Government Bond 20291025	4,840,000.000	4,237,274.800	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.75% Poland Government Bond 20250425	2,000,000.000	1,880,140.000	
		1.25% Poland Government Bond 20301025	3,000,000.000	2,316,390.000	
		0.25% Poland Government Bond 20261025	2,200,000.000	1,911,998.000	
		1.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20320425	1,800,000.000	1,362,042.000	
		3.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20270525	500,000.000	476,680.000	
		7.5% POLAND GOVERNMENT BOND 20280725	1,000,000.000	1,087,630.000	
		POLAND GOVERNMENT BOND 20251025	1,500,000.000	1,361,475.000	
		6% POLAND GOVERNMENT BOND 20331025	2,000,000.000	2,078,540.000	
		5.75% Poland Government Bond 20290425	827,000.000	841,852.920	
		2.75% Poland Government Bond 20280425	3,650,000.000	3,298,906.500	
		3.25% Poland Government Bond 20250725	4,591,000.000	4,443,674.810	
		ポーランド・ズロチ 小計		32,266,974.220 (1,199,821,623)	
	マレーシア・リンギット	3.502% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270531	2,373,000.000	2,358,999.300	
		4.498% MALAYSIAN GOVERNMENT 20300415	1,178,000.000	1,220,066.380	
		4.392% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260415	1,514,000.000	1,540,964.340	
		4.232% MALAYSIAN GOVERNMENT 20310630	1,300,000.000	1,325,688.000	
		3.892% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270315	731,000.000	736,365.540	
		3.844% MALAYSIAN GOVERNMENT 20330415	1,427,000.000	1,414,970.390	
		3.733% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280615	1,886,000.000	1,885,396.480	
		4.935% MALAYSIAN GOVERNMENT 20430930	1,300,000.000	1,419,457.000	
		3.955% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250915	1,737,000.000	1,750,965.480	
		4.254% MALAYSIAN GOVERNMENT 20350531	1,220,000.000	1,239,959.200	
		4.736% MALAYSIAN GOVERNMENT 20460315	930,000.000	981,038.400	
		3.9% MALAYSIAN GOVERNMENT 20261130	1,550,000.000	1,563,330.000	
		3.899% MALAYSIAN GOVERNMENT 20271116	1,190,000.000	1,198,806.000	
		4.762% MALAYSIAN GOVERNMENT 20370407	1,950,000.000	2,079,538.500	
		3.882% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250314	1,200,000.000	1,208,376.000	
		4.642% MALAYSIAN GOVERNMENT 20331107	1,200,000.000	1,278,852.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4.893% MALAYSIAN GOVERNMENT 20380608	2,000,000.000	2,187,160.000	
		3.906% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260715	650,000.000	656,545.500	
		3.885% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290815	2,310,000.000	2,310,046.200	
		4.921% MALAYSIAN GOVERNMENT 20480706	1,200,000.000	1,303,404.000	
		3.828% MALAYSIAN GOVERNMENT 20340705	1,300,000.000	1,279,694.000	
		3.757% MALAYSIAN GOVERNMENT 20400522	1,750,000.000	1,651,230.000	
		4.065% MALAYSIAN GOVERNMENT 20500615	2,650,000.000	2,528,444.500	
		2.632% MALAYSIAN GOVERNMENT 20310415	1,800,000.000	1,650,960.000	
		3.582% MALAYSIAN GOVERNMENT 20320715	1,400,000.000	1,363,222.000	
		4.696% MALAYSIAN GOVERNMENT 20421015	1,900,000.000	2,021,885.000	
		4.504% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290430	500,000.000	516,015.000	
		4.457% MALAYSIAN GOVERNMENT 20530331	700,000.000	715,820.000	
		3.519% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280420	1,000,000.000	995,110.000	
		マレーシア・リンギット 小計		42,382,309.210 (1,338,933,436)	
	メキシコ・ペソ	5.75% Mexican Bonos 20260305	37,290,000.000	34,251,237.900	
		8% Mexican Bonos 20471107	21,300,000.000	18,397,449.000	
		5.5% MEXICAN BONOS 20270304	7,000,000.000	6,235,180.000	
		5% MEXICAN BONOS 20250306	1,000,000.000	941,300.000	
		8% MEXICAN BONOS 20530731	14,000,000.000	12,016,340.000	
		7.5% MEXICAN BONOS 20330526	10,000,000.000	8,870,600.000	
		7% MEXICAN BONOS 20260903	3,000,000.000	2,812,770.000	
		8% MEXICAN BONOS 20350524	5,000,000.000	4,552,750.000	
		8.5% MEXICAN BONOS 20290301	10,000,000.000	9,708,000.000	
		10% Mexican Bonos 20241205	23,919,000.000	23,710,665.510	
		7.5% Mexican Bonos 20270603	27,968,000.000	26,350,330.880	
		10% Mexican Bonos 20361120	8,874,000.000	9,331,987.140	
		8.5% Mexican Bonos 20290531	29,544,000.000	28,643,203.440	
		8.5% Mexican Bonos 20381118	18,894,000.000	17,496,410.820	
		7.75% Mexican Bonos 20310529	44,515,000.000	40,850,525.200	
		7.75% Mexican Bonos 20421113	29,654,000.000	25,220,133.920	
		7.75% Mexican Bonos 20341123	7,944,000.000	7,108,847.280	
		メキシコ・ペソ 小計		276,497,731.090 (2,353,161,590)	
	ユーロ	0.75% Finland Government Bond 20310415	364,000.000	314,656.160	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.875% Finland Government Bond 20250915	279,000.000	268,978.320	
		0.5% Finland Government Bond 20260415	811,000.000	768,965.870	
		1.375% Finland Government Bond 20470415	360,000.000	254,131.200	
		0.5% Finland Government Bond 20270915	800,000.000	738,376.000	
		1.125% Finland Government Bond 20340415	470,000.000	391,923.600	
		0.5% Finland Government Bond 20280915	500,000.000	451,095.000	
		0.5% Finland Government Bond 20290915	500,000.000	441,370.000	
		0.125% Finland Government Bond 20360415	310,000.000	214,879.600	
		0.25% Finland Government Bond 20400915	400,000.000	247,488.000	
		Finland Government Bond 20300915	500,000.000	414,875.000	
		0.125% Finland Government Bond 20520415	400,000.000	177,804.000	
		0.125% Finland Government Bond 20310915	600,000.000	486,942.000	
		FINLAND GOVERNMENT BOND 20260915	200,000.000	185,214.000	
		0.5% FINLAND GOVERNMENT BOND 20430415	450,000.000	274,009.500	
		1.5% FINLAND GOVERNMENT BOND 20320915	800,000.000	713,592.000	
		1.375% FINLAND GOVERNMENT BOND 20270415	270,000.000	258,352.200	
		2.75% FINLAND GOVERNMENT BOND 20380415	400,000.000	377,868.000	
		3% FINLAND GOVERNMENT BOND 20330915	300,000.000	300,621.000	
		2.875% FINLAND GOVERNMENT BOND 20290415	1,000,000.000	1,007,640.000	
		1.2% Austria Government Bond 20251020	1,373,000.000	1,329,846.610	
		0.75% Austria Government Bond 20261020	1,126,000.000	1,062,820.140	
		1.5% Austria Government Bond 20470220	784,000.000	559,650.560	
		1.5% Austria Government Bond 20861102	240,000.000	135,847.200	
		0.5% Austria Government Bond 20270420	1,280,000.000	1,187,737.600	
		2.1% Austria Government Bond 21170920	540,000.000	378,172.800	
		0.75% Austria Government Bond 20280220	1,200,000.000	1,106,808.000	
		0.5% Austria Government Bond 20290220	1,280,000.000	1,141,568.000	
		Austria Government Bond 20300220	980,000.000	824,621.000	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.75% Austria Government Bond 20510320	1,200,000.000	664,620.000	
		Austria Government Bond 20401020	400,000.000	234,452.000	
		0.85% Austria Government Bond 21200630	350,000.000	150,160.500	
		Austria Government Bond 20310220	1,200,000.000	978,096.000	
		Austria Government Bond 20250420	480,000.000	460,051.200	
		0.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20361020	600,000.000	416,652.000	
		0.7% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20710420	300,000.000	128,172.000	
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20281020	300,000.000	262,728.000	
		0.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20320220	1,500,000.000	1,280,265.000	
		1.85% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20490523	300,000.000	226,986.000	
		2% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20260715	300,000.000	293,937.000	
		2.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20330220	300,000.000	298,122.000	
		3.15% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20531020	300,000.000	290,976.000	
		2.9% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20290523	1,000,000.000	1,009,080.000	
		3.45% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20301020	800,000.000	829,760.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20250622	1,699,000.000	1,640,044.700	
		1% Belgium Government Bond 20310622	1,774,000.000	1,551,522.660	
		1.9% Belgium Government Bond 20380622	1,058,000.000	883,556.960	
		1% Belgium Government Bond 20260622	1,463,000.000	1,398,028.170	
		1.6% Belgium Government Bond 20470622	1,244,000.000	863,136.960	
		2.15% Belgium Government Bond 20660622	740,000.000	531,438.400	
		0.8% Belgium Government Bond 20270622	1,100,000.000	1,029,369.000	
		2.25% Belgium Government Bond 20570622	580,000.000	435,330.600	
		1.45% Belgium Government Bond 20370622	600,000.000	480,594.000	
		0.8% Belgium Government Bond 20280622	1,490,000.000	1,372,558.200	
		1.25% Belgium Government Bond 20330422	650,000.000	559,624.000	
		0.9% Belgium Government Bond 20290622	1,500,000.000	1,362,825.000	
		1.7% Belgium Government Bond 20500622	700,000.000	478,338.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.1% Belgium Government Bond 20300622	1,220,000.000	1,026,800.800	
		0.4% Belgium Government Bond 20400622	860,000.000	534,257.800	
		Belgium Government Bond 20271022	1,200,000.000	1,081,824.000	
		Belgium Government Bond 20311022	1,600,000.000	1,277,216.000	
		0.65% Belgium Government Bond 20710622	530,000.000	208,449.000	
		0.35% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20320622	1,400,000.000	1,127,000.000	
		1.4% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20530622	800,000.000	487,328.000	
		2.75% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20390422	400,000.000	370,420.000	
		3% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20330622	1,500,000.000	1,496,190.000	
		3.3% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20540622	600,000.000	564,558.000	
		3.45% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20430622	700,000.000	693,427.000	
		6.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	1,167,000.000	1,325,583.630	
		5.625% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280104	2,162,000.000	2,432,271.620	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280704	950,000.000	1,048,600.500	
		6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20300104	1,951,000.000	2,384,004.940	
		5.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20310104	3,048,000.000	3,673,449.600	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340704	2,305,000.000	2,793,060.700	
		4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20370104	3,271,000.000	3,780,327.410	
		4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	1,325,000.000	1,591,126.250	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20400704	1,739,000.000	2,219,624.820	
		3.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20420704	1,974,000.000	2,131,722.600	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20440704	2,808,000.000	2,722,692.960	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20460815	2,679,000.000	2,598,147.780	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250215	2,194,000.000	2,125,305.860	
		1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250815	2,134,000.000	2,067,440.540	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260215	4,168,000.000	3,973,646.160	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20260815	2,420,000.000	2,260,546.200	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270215	4,200,000.000	3,915,786.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270815	3,300,000.000	3,081,177.000	
		1.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20480815	3,470,000.000	2,600,036.300	
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280215	1,900,000.000	1,761,224.000	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280815	4,100,000.000	3,728,171.000	
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20290215	4,700,000.000	4,235,875.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20290815	3,000,000.000	2,637,420.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20500815	2,850,000.000	1,430,671.500	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300215	1,750,000.000	1,521,625.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20350515	2,100,000.000	1,579,305.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20271115	2,000,000.000	1,823,000.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300815	1,800,000.000	1,547,316.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300815	1,200,000.000	1,032,912.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310215	900,000.000	764,190.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20360515	1,400,000.000	1,021,832.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20281115	2,000,000.000	1,786,880.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20500815	1,100,000.000	555,170.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310815	3,600,000.000	3,019,176.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310815	700,000.000	587,314.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20320215	3,800,000.000	3,144,234.000	
		1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20380515	1,600,000.000	1,288,768.000	
		1.7% GERMAN GOVERNMENT BOND 20320815	2,700,000.000	2,561,382.000	
		1.8% GERMAN GOVERNMENT BOND 20530815	1,700,000.000	1,401,089.000	
		2.1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20291115	200,000.000	197,606.000	
		2.3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20330215	1,600,000.000	1,588,768.000	
		2.3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20330215	1,700,000.000	1,689,018.000	
		1.8% GERMAN GOVERNMENT BOND 20530815	1,000,000.000	826,050.000	
		2.6% GERMAN GOVERNMENT BOND 20330815	900,000.000	913,716.000	
		2.4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20301115	1,500,000.000	1,505,280.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20520815	2,100,000.000	1,000,188.000	
		2.2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20241212	1,500,000.000	1,483,155.000	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250313	1,500,000.000	1,487,925.000	
		2.8% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250612	1,000,000.000	996,520.000	
		3.1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20250918	100,000.000	100,335.000	
		3.1% GERMAN GOVERNMENT BOND 20251212	300,000.000	301,614.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20250411	2,400,000.000	2,303,232.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20251010	2,300,000.000	2,184,287.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20251010	100,000.000	95,046.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20260410	2,200,000.000	2,068,682.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20261009	2,800,000.000	2,605,736.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20270416	100,000.000	92,116.000	
		1.3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20271015	3,000,000.000	2,881,320.000	
		1.3% GERMAN GOVERNMENT BOND 20271015	430,000.000	413,810.500	
		2.2% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280413	100,000.000	99,293.000	
		2.4% GERMAN GOVERNMENT BOND 20281019	100,000.000	100,199.000	
		6% FRENCH GOVERNMENT BOND 20251025	3,025,000.000	3,194,037.000	
		5.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290425	3,323,000.000	3,780,311.260	
		5.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321025	3,227,000.000	3,941,038.290	
		4.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20350425	2,659,000.000	3,080,451.500	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20550425	1,764,000.000	1,923,906.600	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20381025	2,374,000.000	2,581,226.460	
		4.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20410425	3,164,000.000	3,647,649.040	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20600425	1,717,000.000	1,889,318.120	
		3.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260425	3,646,000.000	3,701,054.600	
		2.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20271025	5,899,000.000	5,909,854.160	
		3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	3,088,000.000	3,011,386.720	
		2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20300525	5,087,000.000	5,019,648.120	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20241125	1,899,000.000	1,868,008.320	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20250525	3,492,000.000	3,362,516.640	
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20251125	5,101,000.000	4,915,017.540	
		1.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20310525	5,120,000.000	4,685,568.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260525	4,387,000.000	4,145,934.350	
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20360525	4,169,000.000	3,355,377.960	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20660525	1,387,000.000	891,161.370	
		0.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20261125	4,050,000.000	3,762,328.500	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20390625	2,570,000.000	2,104,495.900	
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270525	3,400,000.000	3,207,764.000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20480525	2,550,000.000	1,945,165.500	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280525	5,400,000.000	4,963,842.000	
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20340525	3,950,000.000	3,327,677.500	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20281125	4,950,000.000	4,509,796.500	
		1.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20500525	2,850,000.000	1,891,659.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290525	5,350,000.000	4,758,985.500	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20250325	4,330,000.000	4,154,375.200	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20291125	4,200,000.000	3,580,920.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20520525	2,770,000.000	1,424,943.400	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20260225	3,000,000.000	2,817,330.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20400525	2,200,000.000	1,418,780.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20301125	5,000,000.000	4,133,450.000	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20720525	1,480,000.000	533,140.400	
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20440625	1,500,000.000	863,865.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20311125	4,600,000.000	3,683,772.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20270225	3,100,000.000	2,840,902.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20530525	2,600,000.000	1,308,476.000	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20320525	3,600,000.000	2,834,928.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20250225	2,100,000.000	2,019,087.000	
		1.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20380525	2,200,000.000	1,690,436.000	
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280225	4,300,000.000	3,969,158.000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321125	4,800,000.000	4,464,144.000	
		2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20430525	1,000,000.000	870,170.000	
		3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20540525	1,100,000.000	992,816.000	
		2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260924	2,200,000.000	2,181,388.000	
		3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20330525	2,200,000.000	2,210,824.000	
		2.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290225	600,000.000	600,738.000	
		3.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20331125	700,000.000	730,632.000	
		5.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280115	1,139,000.000	1,266,044.060	
		4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20370115	1,755,000.000	1,965,529.800	
		3.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20420115	1,729,000.000	1,924,722.800	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330115	1,468,000.000	1,443,249.520	
		2.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20470115	1,929,000.000	1,882,723.290	
		0.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20250715	1,791,000.000	1,715,043.690	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260715	1,938,000.000	1,830,460.380	
		0.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20270715	2,200,000.000	2,061,290.000	
		0.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280715	1,350,000.000	1,244,335.500	
		0.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290715	1,200,000.000	1,056,468.000	
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20400115	900,000.000	624,150.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20300715	1,400,000.000	1,181,810.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20270115	800,000.000	737,456.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20520115	1,250,000.000	572,212.500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20310715	1,300,000.000	1,066,078.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20380115	900,000.000	598,653.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290115	900,000.000	790,650.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260115	100,000.000	94,253.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20320715	600,000.000	500,190.000	
		2% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20540115	900,000.000	739,656.000	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330715	900,000.000	880,920.000	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20300115	1,300,000.000	1,292,421.000	
		3.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20440115	600,000.000	628,956.000	
		7.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261101	1,110,000.000	1,230,901.200	
		6.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271101	2,392,000.000	2,665,262.080	
		2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20241201	1,814,000.000	1,796,549.320	
		3.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20460901	1,509,000.000	1,233,803.670	
		1.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250601	2,487,000.000	2,418,234.450	
		1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320301	2,065,000.000	1,744,945.650	
		2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20251201	2,891,000.000	2,819,939.220	
		2.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20470301	1,610,000.000	1,193,332.000	
		1.6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260601	2,386,000.000	2,291,156.500	
		2.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20360901	2,324,000.000	1,860,547.920	
		1.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261201	1,068,000.000	1,006,867.680	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20670301	968,000.000	660,379.280	
		2.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20330901	1,500,000.000	1,311,840.000	
		2.2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270601	1,510,000.000	1,455,368.200	
		3.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20480301	1,650,000.000	1,386,676.500	
		2.05% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270801	2,700,000.000	2,582,820.000	
		1.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20241115	1,600,000.000	1,568,720.000	
		2.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380901	1,300,000.000	1,096,589.000	
		2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280201	2,100,000.000	1,988,763.000	
		1.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250515	1,300,000.000	1,265,199.000	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20281201	2,550,000.000	2,473,525.500	
		2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20251115	1,550,000.000	1,527,773.000	
		3.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20350301	1,270,000.000	1,170,228.800	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20490901	650,000.000	579,156.500	
		3% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290801	2,900,000.000	2,817,524.000	
		2.1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260715	2,100,000.000	2,038,323.000	
		3.1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20400301	1,250,000.000	1,052,712.500	
		1.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300401	1,900,000.000	1,653,285.000	
		0.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250201	1,300,000.000	1,254,227.000	
		0.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270115	2,350,000.000	2,181,998.500	
		2.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20500901	1,550,000.000	1,058,324.500	
		1.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20360301	1,500,000.000	1,098,825.000	
		1.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250701	1,500,000.000	1,464,450.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300801	2,000,000.000	1,676,040.000	
		1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20301201	2,100,000.000	1,828,743.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270915	2,200,000.000	2,014,980.000	
		0.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260201	1,700,000.000	1,600,890.000	
		1.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20410301	1,500,000.000	1,021,245.000	
		0.9% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310401	1,900,000.000	1,552,813.000	
		1.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20510901	1,200,000.000	684,456.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20370301	700,000.000	465,269.000	
		0.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280315	1,900,000.000	1,663,887.000	
		0.6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310801	1,800,000.000	1,419,354.000	
		1.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20450430	2,200,000.000	1,307,460.000	
		ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260401	1,100,000.000	1,019,348.000	
		2.15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20720301	460,000.000	259,118.000	
		0.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280715	800,000.000	701,040.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20311201	1,900,000.000	1,524,275.000	
		ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260801	3,100,000.000	2,843,134.000	
		0.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320601	1,700,000.000	1,341,232.000	
		0.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290215	900,000.000	769,851.000	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ITALIAN GOVERNMENT BOND 20241215	300,000.000	289,506.000	
		2.15% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20520901	800,000.000	498,024.000	
		1.1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270401	300,000.000	279,387.000	
		1.2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250815	500,000.000	482,140.000	
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290615	800,000.000	769,016.000	
		2.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20321201	1,600,000.000	1,425,056.000	
		3.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380301	300,000.000	263,130.000	
		2.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271201	200,000.000	194,702.000	
		4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20350430	500,000.000	491,285.000	
		3.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260115	3,300,000.000	3,314,223.000	
		4.4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20330501	2,800,000.000	2,885,540.000	
		3.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20291215	300,000.000	303,213.000	
		3.4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280401	1,500,000.000	1,499,700.000	
		4.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20430901	100,000.000	98,138.000	
		4.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20531001	500,000.000	487,710.000	
		3.4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250328	400,000.000	399,564.000	
		3.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260415	500,000.000	505,745.000	
		4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20311030	900,000.000	910,269.000	
		3.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300615	1,200,000.000	1,198,656.000	
		4.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20331101	2,100,000.000	2,147,082.000	
		3.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20280801	700,000.000	710,150.000	
		3.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20260915	400,000.000	405,704.000	
		3.6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20250929	300,000.000	301,170.000	
		4.2% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20340301	400,000.000	402,688.000	
		4% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20301115	1,500,000.000	1,520,985.000	
		4.1% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290201	600,000.000	615,606.000	
		5.25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20291101	3,254,000.000	3,539,896.440	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		6% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20310501	2,849,000.000	3,261,934.060	
		5.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20330201	1,805,000.000	2,045,281.600	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20340801	2,298,000.000	2,462,375.940	
		4% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20370201	2,740,000.000	2,656,786.200	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20390801	2,044,000.000	2,162,306.720	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20250301	2,118,000.000	2,155,742.760	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20400901	2,243,000.000	2,371,411.750	
		4.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20260301	2,070,000.000	2,122,640.100	
		4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20280901	2,410,000.000	2,547,490.500	
		4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20440901	1,813,000.000	1,855,025.340	
		3.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20300301	2,318,000.000	2,300,638.180	
		5.5% Belgium Government Bond 20280328	1,706,000.000	1,902,224.120	
		5% Belgium Government Bond 20350328	1,904,000.000	2,232,935.040	
		4.25% Belgium Government Bond 20410328	1,604,000.000	1,774,328.760	
		4.5% Belgium Government Bond 20260328	1,001,000.000	1,037,136.100	
		4% Belgium Government Bond 20320328	780,000.000	842,392.200	
		3.75% Belgium Government Bond 20450622	643,000.000	665,511.430	
		3% Belgium Government Bond 20340622	747,000.000	740,396.520	
		5.4% IRISH TREASURY 20250313	1,031,000.000	1,060,321.640	
		2.4% IRISH TREASURY 20300515	961,000.000	943,817.320	
		2% IRISH TREASURY 20450218	931,000.000	744,064.510	
		1% IRISH TREASURY 20260515	1,073,000.000	1,028,717.290	
		1.7% IRISH TREASURY 20370515	550,000.000	464,249.500	
		0.9% IRISH TREASURY 20280515	800,000.000	742,776.000	
		1.3% IRISH TREASURY 20330515	750,000.000	655,245.000	
		1.35% IRISH TREASURY 20310318	750,000.000	683,227.500	
		1.1% IRISH TREASURY 20290515	950,000.000	875,349.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1.5% IRISH TREASURY 20500515	600,000.000	407,154.000	
		0.4% IRISH TREASURY 20350515	350,000.000	264,050.500	
		0.2% IRISH TREASURY 20270515	500,000.000	459,865.000	
		0.2% IRISH TREASURY 20301018	800,000.000	674,792.000	
		IRISH TREASURY 20311018	800,000.000	646,672.000	
		0.55% IRISH TREASURY 20410422	400,000.000	260,436.000	
		0.35% IRISH TREASURY 20321018	100,000.000	80,981.000	
		3% IRISH TREASURY 20431018	200,000.000	195,306.000	
		6.25% Austria Government Bond 20270715	825,000.000	923,323.500	
		4.15% Austria Government Bond 20370315	1,373,000.000	1,514,075.750	
		4.85% Austria Government Bond 20260315	875,000.000	912,502.500	
		3.8% Austria Government Bond 20620126	338,000.000	374,551.320	
		3.15% Austria Government Bond 20440620	723,000.000	712,010.400	
		2.4% Austria Government Bond 20340523	771,000.000	728,209.500	
		4% Finland Government Bond 20250704	667,000.000	676,431.380	
		2.75% Finland Government Bond 20280704	389,000.000	390,458.750	
		2.625% Finland Government Bond 20420704	407,000.000	373,613.790	
		6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	2,652,000.000	3,027,602.760	
		1.6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250430	2,045,000.000	1,997,310.600	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300730	2,052,000.000	1,910,494.080	
		2.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20251031	2,192,000.000	2,155,678.560	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	2,733,000.000	2,664,046.410	
		2.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20461031	1,952,000.000	1,642,725.120	
		3.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20660730	1,550,000.000	1,335,712.500	
		1.3% SPANISH GOVERNMENT BOND 20261031	2,630,000.000	2,507,415.700	
		1.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270430	1,900,000.000	1,809,541.000	
		2.35% SPANISH GOVERNMENT BOND 20330730	1,750,000.000	1,603,455.000	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20271031	2,050,000.000	1,936,327.500	
		1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	2,400,000.000	2,244,960.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20481031	2,200,000.000	1,754,412.000	
		1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280730	2,900,000.000	2,703,235.000	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290430	1,600,000.000	1,476,000.000	
		1.85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20350730	2,250,000.000	1,888,357.500	
		0.6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20291031	2,800,000.000	2,432,416.000	
		0.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300430	2,560,000.000	2,178,918.400	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20250131	2,500,000.000	2,404,600.000	
		1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20501031	1,400,000.000	718,676.000	
		0.8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270730	2,400,000.000	2,220,720.000	
		1.25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20301031	2,400,000.000	2,121,840.000	
		1.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20401031	1,300,000.000	873,678.000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20260131	500,000.000	468,155.000	
		0.1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20310430	2,200,000.000	1,759,296.000	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20711031	650,000.000	296,179.000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20280131	2,500,000.000	2,212,475.000	
		0.85% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370730	1,900,000.000	1,321,982.000	
		0.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20311031	1,900,000.000	1,543,598.000	
		1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20420730	600,000.000	372,576.000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20270131	900,000.000	819,567.000	
		0.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320430	2,100,000.000	1,709,652.000	
		1.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20521031	600,000.000	381,168.000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20250531	100,000.000	95,289.000	
		0.8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290730	1,100,000.000	972,279.000	
		2.55% SPANISH GOVERNMENT BOND 20321031	1,700,000.000	1,601,043.000	
		3.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20430730	1,000,000.000	931,540.000	
		3.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20330430	1,500,000.000	1,473,105.000	
		2.8% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260531	2,300,000.000	2,285,740.000	
		3.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20390730	800,000.000	805,072.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3.55% SPANISH GOVERNMENT BOND 20331031	1,500,000.000	1,515,750.000	
		3.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290531	600,000.000	613,164.000	
		5.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320730	2,179,000.000	2,583,640.300	
		4.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370131	1,754,000.000	1,854,013.080	
		4.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20400730	1,858,000.000	2,092,479.600	
		4.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20410730	1,973,000.000	2,186,064.270	
		4.65% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250730	2,789,000.000	2,853,649.020	
		5.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260730	1,965,000.000	2,105,772.600	
		5.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20281031	1,770,000.000	1,942,362.600	
		5.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20441031	1,299,000.000	1,522,752.750	
		2.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20241031	2,097,000.000	2,081,503.170	
	ユーロ 小計			568,392,894.570 (91,801,136,402)	
国債証券 合計				274,718,308,942 [274,718,308,942]	
合計				274,718,308,942 [274,718,308,942]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 275 銘柄	100%	48.1%
イギリス・ポンド	国債証券 58 銘柄	100%	5.0%
イスラエル・シケル	国債証券 14 銘柄	100%	0.3%
オーストラリア・ドル	国債証券 28 銘柄	100%	1.5%
オフショア・人民元	国債証券 64 銘柄	100%	6.8%
カナダ・ドル	国債証券 41 銘柄	100%	1.8%
シンガポール・ドル	国債証券 20 銘柄	100%	0.4%
スウェーデン・クローナ	国債証券 8 銘柄	100%	0.2%
デンマーク・クローネ	国債証券 8 銘柄	100%	0.3%
ニュージーランド・ドル	国債証券 13 銘柄	100%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券 10 銘柄	100%	0.2%
ポーランド・ズロチ	国債証券 14 銘柄	100%	0.4%
マレーシア・リンギット	国債証券 29 銘柄	100%	0.5%

メキシコ・ペソ	国債証券	17 銘柄	100%	0.9%
ユーロ	国債証券	375 銘柄	100%	33.4%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

**【ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックス】**

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 期計算期間(2022 年 12 月 1 日から 2023 年 11 月 30 日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン J-R E I Tインデックスの2022年12月1日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン J-R E I Tインデックスの2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任



経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックス

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年11月30日現在 金額(円)	第7期 2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,700,261	4,528,777
親投資信託受益証券	1,672,821,341	1,587,270,788
未収入金	1,150,000	800,000
流動資産合計	1,678,671,602	1,592,599,565
資産合計	1,678,671,602	1,592,599,565
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,038,808	2,703,290
未払受託者報酬	183,583	171,321
未払委託者報酬	1,744,422	1,628,014
その他未払費用	45,815	42,743
流動負債合計	5,012,628	4,545,368
負債合計	5,012,628	4,545,368
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,264,409,915	1,230,899,425
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	409,249,059	357,154,772
(分配準備積立金)	215,722,930	166,740,806
元本等合計	1,673,658,974	1,588,054,197
純資産合計	1,673,658,974	1,588,054,197
負債純資産合計	1,678,671,602	1,592,599,565

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日 金額(円)	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日 金額(円)
営業収益		
受取利息	1	-
有価証券売買等損益	35,454,668	△40,170,553
営業収益合計	35,454,669	△40,170,553
営業費用		
支払利息	752	1,036
受託者報酬	369,295	343,024
委託者報酬	3,509,091	3,259,521
その他費用	92,162	85,579
営業費用合計	3,971,300	3,689,160
営業利益又は営業損失(△)	31,483,369	△43,859,713
経常利益又は経常損失(△)	31,483,369	△43,859,713
当期純利益又は当期純損失(△)	31,483,369	△43,859,713
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	3,608,747	△16,455,728
期首剰余金又は期首欠損金(△)	387,370,006	409,249,059
剰余金増加額又は欠損金減少額	104,178,156	75,446,672
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	104,178,156	75,446,672
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,173,725	100,136,974
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	110,173,725	100,136,974
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	409,249,059	357,154,772

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1. ※1 期首元本額	1,291,974,799 円	1,264,409,915 円
期中追加設定元本額	340,231,260 円	281,356,784 円
期中一部解約元本額	367,796,144 円	314,867,274 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,264,409,915 口	1,230,899,425 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(27,874,779円)、投資信託約款に規定される収益調整金(325,720,069円)及び分配準備積立金(187,848,151円)より分配対象額は541,442,999円(1万口当たり4,282.18円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(360,351,979円)及び分配準備積立金(166,740,806円)より分配対象額は527,092,785円(1万口当たり4,282.18円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	32,348,737	△28,114,153
合計	32,348,737	△28,114,153

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期  
自 2022 年 12 月 1 日  
至 2023 年 11 月 30 日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3237円 (13,237円)	1.2902円 (12,902円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワJ-REITマザーファンド	480,234,415	1,587,270,788	
親投資信託受益証券 合計			1,587,270,788	
合計			1,587,270,788	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワJ-REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワJ-REITマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年11月30日現在 金額(円)	2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,055,372,204	8,024,339,250
投資証券 ※2	487,800,240,150	416,780,111,300
未収入金	-	500,241,718
未収配当金	2,956,270,650	2,682,217,341
前払金	192,080,000	365,680,000
流動資産合計	500,003,963,004	428,352,589,609
資産合計	500,003,963,004	428,352,589,609
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	234,696,000	254,296,000
未払金	904,805,446	158,646,863
未払解約金	29,504,000	901,360,000
流動負債合計	1,169,005,446	1,314,302,863
負債合計	1,169,005,446	1,314,302,863
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	147,448,613,818	129,201,842,129
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	351,386,343,740	297,836,444,617
元本等合計	498,834,957,558	427,038,286,746
純資産合計	498,834,957,558	427,038,286,746
負債純資産合計	500,003,963,004	428,352,589,609



注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	2021 年 12 月 1 日	2022 年 12 月 1 日
期首元本額	134,790,265,060 円	147,448,613,818 円
期中追加設定元本額	36,009,575,147 円	17,185,276,767 円
期中一部解約元本額	23,351,226,389 円	35,432,048,456 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ J-REIT オープン	4,497,393,687 円	4,187,074,945 円
ダイワ J-REIT オープン (毎月分配型)	130,545,826,153 円	111,110,413,487 円
ダイワ J-REIT オープン (年 1 回決算型)	366,899,770 円	438,845,892 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー 2050	13,968,525 円	20,503,299 円
iFree J-REIT インデックス	621,776,393 円	649,355,691 円
iFree 8 資産バランス	1,746,605,518 円	2,374,516,718 円
ダイワ J-REIT オープン (奇数月決算型)	-円	1,824,743 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー 2060	-円	53,164 円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
DC・ダイワJ-REITオープン	5,531,994,353円	5,467,205,540円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	6,597,914円	8,378,112円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	6,124,152円	8,435,457円
ダイワ国内REITインデックス(投資一任専用)	913,341円	3,341,234円
ダイワ・ノーロードJ-REITファンド	95,808,049円	99,575,641円
ダイワファンドラップJ-REITインデックス	2,225,386,851円	2,923,082,696円
ダイワJ-REITインデックス(ダイワSMA専用)	366,075,847円	542,727,874円
ダイワファンドラップオンラインJ-REITインデックス	494,464,054円	480,234,415円
ダイワ・インデックスセレクトJ-REIT	928,779,211円	886,273,221円
計	147,448,613,818円	129,201,842,129円
2. 期末日における受益権の総数	147,448,613,818口	129,201,842,129口
3. ※2 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 5,268,450,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 4,922,750,000円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における不動産投信指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 11 月 30 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	△10,162,455,508	△7,027,830,470
合計	△10,162,455,508	△7,027,830,470

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

### 不動産投信関連

種類	2022 年 11 月 30 日現在				2023 年 11 月 30 日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超				1年超		
市場取引								
不動産投信 指数先物取引								
買建	11,266,080,000	-	11,032,000,000	△234,080,000	10,588,480,000	-	10,334,800,000	△253,680,000

種類	2022年11月30日現在			2023年11月30日現在				
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
合計	11,266,080,000	-	11,032,000,000	△234,080,000	10,588,480,000	-	10,334,800,000	△253,680,000

(注)

1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	3.3831円	3.3052円
(1万口当たり純資産額)	(33,831円)	(33,052円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資証券	エスコンジャパンリート	8,059	954,185,600	
	サンケイリアルエステート	12,701	1,177,382,700	
	SOSILA 物流リート投	19,781	2,395,479,100	
	東海道リート投資法	5,899	751,532,600	
	日本アコモデーションファンド投資法人	13,689	8,322,912,000	
	森ヒルズリート	46,621	6,554,912,600	
	産業ファンド	60,493	8,348,034,000	
	アドバンス・レジデンス	38,898	12,641,850,000	
	A P I 投資法人	20,799	8,454,793,500	
	G L P 投資法人	133,922	18,708,903,400	
	コンフォリア・レジデンシャル	19,496	6,199,728,000	
	日本プロロジスリート	69,066	19,366,106,400	※
	星野リゾート・リート	7,315	4,425,575,000	
	O n e リート投資法人	6,916	1,838,964,400	
	イオンリート投資	48,633	6,993,425,400	
	ヒューリックリート投資法	37,093	5,753,124,300	
	日本リート投資法人	12,878	4,507,300,000	
	積水ハウス・リート投資	119,134	10,090,649,800	
	トーセイ・リート投資法人	8,348	1,122,806,000	
	ヘルスケア&メディカル投資	9,775	1,399,780,000	
	サムティ・レジデンシャル	10,802	1,215,225,000	
	野村不動産マスターF	128,209	21,769,888,200	※
	いちごホテルリート投資	6,568	704,089,600	
	ラサールロジポート投資	50,680	7,987,168,000	
	スターアジア不動産投	61,102	3,525,585,400	
	マリモ地方創生リート	6,110	782,080,000	
	三井不ロジパーク	16,490	7,700,830,000	
	大江戸温泉リート	6,062	378,268,800	
	投資法人みらい	54,325	2,401,165,000	
	三菱地所物流 REIT	13,690	5,243,270,000	
	CRE ロジスティクスファンド	17,068	2,804,272,400	
	ザイマックス・リート	6,431	758,214,900	
	タカラレーベン不動産投	18,797	1,907,895,500	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	17,372	2,235,776,400		
日本ビルファンド	46,251	28,721,871,000	※	
ジャパンリアルエステイト	40,725	23,416,875,000	※	
日本都市ファンド投資法人	190,037	18,718,644,500		
オリックス不動産投資	78,996	13,776,902,400		

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	日本プライムリアルティ	27,114	10,059,294,000	
	NTT 都市開発リート投資法人	40,194	5,124,735,000	
	東急リアル・エステート	26,581	4,795,212,400	
	グローバル・ワン不動産投資法人	29,274	3,360,655,200	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	88,687	12,859,615,000	
	森トラストリート投資法人	76,420	5,632,154,000	
	インヴィンシブル投資法人	191,960	11,517,600,000	
	フロンティア不動産投資	14,710	6,670,985,000	
	平和不動産リート	29,622	4,010,818,800	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	25,396	7,326,746,000	
	福岡リート投資法人	20,505	3,412,032,000	
	KDX 不動産投資法人	114,094	19,338,933,000	
	いちごオフィスリート投資法人	32,487	2,754,897,600	
	大和証券オフィス投資法人	8,213	5,560,201,000	
	阪急阪神リート投資法人	18,902	2,670,852,600	
	スターツプロシード投資法人	6,873	1,411,026,900	
	大和ハウスリート投資法人	59,762	15,765,215,600	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	132,719	9,210,698,600	
	大和証券リビング投資法人	58,384	6,381,371,200	
	ジャパンエクセレント投資法人	34,455	4,861,600,500	
投資証券 合計			416,780,111,300	
合計			416,780,111,300	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

日本プロロジスリート	3,500 口
野村不動産マスターF	5,000 口
日本ビルファンド	2,850 口
ジャパンリアルエステイト	2,300 口

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

**【ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）】**

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年12月1日から2023年11月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）の2022年12月1日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）の2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任



経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)

### (1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年11月30日現在 金額(円)	第7期 2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,979,502	2,142,397
親投資信託受益証券	855,348,711	891,102,376
未収入金	1,000,000	370,000
流動資産合計	858,328,213	893,614,773
資産合計	858,328,213	893,614,773
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,386,426	1,071,224
未払受託者報酬	92,511	93,492
未払委託者報酬	1,272,571	1,286,246
その他未払費用	23,052	23,298
流動負債合計	2,774,560	2,474,260
負債合計	2,774,560	2,474,260
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	796,904,885	892,484,246
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	58,648,768	△1,343,733
(分配準備積立金)	171,939,411	142,992,385
元本等合計	855,553,653	891,140,513
純資産合計	855,553,653	891,140,513
負債純資産合計	858,328,213	893,614,773

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日 金額(円)	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日 金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	△165,834,929	△55,089,335
為替差損益	△13,716,717	-
営業収益合計	△179,551,646	△55,089,335
営業費用		
支払利息	245	342
受託者報酬	200,908	186,595
委託者報酬	2,763,562	2,566,939
その他費用	125,187	52,438
営業費用合計	3,089,902	2,806,314
営業利益又は営業損失(△)	△182,641,548	△57,895,649
経常利益又は経常損失(△)	△182,641,548	△57,895,649
当期純利益又は当期純損失(△)	△182,641,548	△57,895,649
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△3,209,200	△4,547,412
期首剰余金又は期首欠損金(△)	274,059,520	58,648,768
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,980,697	3,900,788
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	48,980,697	3,900,788
剰余金減少額又は欠損金増加額	84,959,101	10,545,052
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	84,959,101	10,545,052
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	58,648,768	△1,343,733

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1. ※1 期首元本額	788,413,204円	796,904,885円
期中追加設定元本額	256,539,172円	244,526,761円
期中一部解約元本額	248,047,491円	148,947,400円
2. 計算期間末日における受益権の総数	796,904,885口	892,484,246口
3. ※2 元本の欠損	—————	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,343,733円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(145,679,432円)及び分配準備積立金(171,939,411円)より分配対象額は317,618,843円(1万口当たり3,985.66円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(212,721,154円)及び分配準備積立金(142,992,385円)より分配対象額は355,713,539円(1万口当たり3,985.66円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期
	自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産について為替変動リスクを回避することを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期
	2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期	第7期
	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△145,419,297	△52,853,930
合計	△145,419,297	△52,853,930

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0736円 (10,736円)	0.9985円 (9,985円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド	1,106,821,981	891,102,376	
親投資信託受益証券 合計			891,102,376	
合計			891,102,376	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年11月30日現在 金額(円)	2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	60,833,776	204,867,307
コール・ローン	116,470,295	168,014,570
投資信託受益証券	102,480,880	290,216,878
投資証券	19,017,277,787	20,916,686,723
派生商品評価勘定	1,133,434,291	415,959,236
未収入金	74,026,934	2,295,148
未収配当金	31,724,288	36,022,464
差入委託証拠金	187,384,471	322,735,371
流動資産合計	20,723,632,722	22,356,797,697
資産合計	20,723,632,722	22,356,797,697
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	26,944,946	63,170,376
未払金	17,662,528	64,002,805
未払解約金	1,000,000	370,000
流動負債合計	45,607,474	127,543,181
負債合計	45,607,474	127,543,181
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	23,966,027,015	27,609,942,776
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△3,288,001,767	△5,380,688,260
元本等合計	20,678,025,248	22,229,254,516
純資産合計	20,678,025,248	22,229,254,516
負債純資産合計	20,723,632,722	22,356,797,697



注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	2021 年 12 月 1 日	2022 年 12 月 1 日
期首元本額	1,492,500,000 円	23,966,027,015 円
期中追加設定元本額	27,642,446,925 円	8,684,470,737 円
期中一部解約元本額	5,168,919,910 円	5,040,554,976 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワファンドラップ 外国 R E I T インデックス (為替ヘッジあり)	20,552,487,276 円	23,625,036,232 円
ダイワファンドラップオンライン 外国 R E I T インデックス (為替ヘッジあり)	991,363,829 円	1,106,821,981 円
ダイワ海外 R E I T インデックス (為替ヘッジあり) (投資一任専用)	958,821 円	1,206,695 円
ダイワ・マクロ・ナビゲーター・ファンド 2021-10 (為替ヘッジあり/適格機関投資家専用)	469,852,089 円	1,427,642,151 円
ダイワ外国 R E I T インデックス (為替ヘッジあり) (ダイワ SMA 専用)	1,951,365,000 円	1,449,235,717 円
計	23,966,027,015 円	27,609,942,776 円
2. 期末日における受益権の総数	23,966,027,015 口	27,609,942,776 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 3,288,001,767 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 5,380,688,260 円であります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 投資信託約款の運用の基本方針に規定する投資成果を得ることを目的として、当該規定に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における不動産投信指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 11 月 30 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

種類	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	641,371	11,321,410
投資証券	△2,917,948,907	△570,820,118
合計	△2,917,307,536	△559,498,708

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

### 1. 不動産投信関連

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引								
不動産投信 指数先物取引								
買建	428,351,068	-	408,018,993	△20,332,075	670,411,589	-	692,742,792	22,331,203
合計	428,351,068	-	408,018,993	△20,332,075	670,411,589	-	692,742,792	22,331,203

（注）

#### 1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

#### 2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

### 2. 通貨関連

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	19,904,527,917	-	18,777,706,497	1,126,821,420	20,032,685,987	-	19,702,228,330	330,457,657
アメリカ・ドル	15,608,081,589	-	14,614,118,039	993,963,550	15,687,238,579	-	15,303,544,172	383,694,407
イギリス・ 債券	957,966,273	-	934,520,202	23,446,071	972,658,268	-	992,531,260	△19,872,992
イスラエル・ シケル	36,062,888	-	34,583,917	1,478,971	27,624,871	-	29,356,796	△1,731,925

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等	うち 1年超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年超	時価	評価損益
	(円)		(円)	(円)	(円)		(円)	(円)
オーストラリア・ドル	1,261,413,638	-	1,231,982,933	29,430,705	1,321,571,164	-	1,348,928,453	△27,357,289
カナダ・ドル	388,729,493	-	364,552,232	24,177,261	326,535,264	-	325,331,163	1,204,101
シンガポール・ドル	670,040,810	-	645,680,120	24,360,690	721,803,008	-	723,092,592	△1,289,584
ニュージーランド・ドル	81,269,838	-	80,926,404	343,434	67,290,105	-	69,771,830	△2,481,725
ユーロ	644,282,492	-	629,971,912	14,310,580	642,895,116	-	650,695,468	△7,800,352
香港・ドル	256,680,896	-	241,370,738	15,310,158	265,069,612	-	258,976,596	6,093,016
合計	19,904,527,917	-	18,777,706,497	1,126,821,420	20,032,685,987	-	19,702,228,330	330,457,657

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の  
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	0.8628円	0.8051円
(1万口当たり純資産額)	(8,628円)	(8,051円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	VANGUARD REAL ESTATE ETF	24,320	1,973,324.800	
	アメリカ・ドル 小計			1,973,324.800 (290,216,878)	
投資信託受益証券 合計				290,216,878 [290,216,878]	
投資証券	アメリカ・ドル	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	13,675	174,082.750	
		URBAN EDGE PROPERTIES	13,351	220,558.520	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	12,173	147,780.220	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	16,117	2,753,267.110	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	37,132	4,558,324.320	
		BOSTON PROPERTIES INC	16,378	933,546.000	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	15,444	106,409.160	
		VORNADO REALTY TRUST	18,164	431,576.640	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	10,601	123,819.680	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	9,418	311,170.720	
		UNITI GROUP INC	27,088	150,609.280	
		NEXPOINT RESIDENTIAL	2,593	78,982.780	
		EQUITY RESIDENTIAL	39,144	2,214,767.520	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	24,148	397,234.600	
		EPR PROPERTIES	8,548	379,702.160	
		CITY OFFICE REIT INC	4,603	22,186.460	
		GLOBAL NET LEASE INC	22,055	194,304.550	
		EQUINIX INC	10,618	8,582,635.580	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	10,278	234,852.300	
		CHATHAM LODGING TRUST	5,858	57,759.880	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	6,776	669,130.000	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	14,300	182,754.000	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	2,803	75,681.000	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	6,929	15,035.930	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	80,758	1,408,419.520	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	36,089	1,291,625.310	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	15,392	90,966.720	
		RLJ LODGING TRUST	17,872	189,979.360	
FARMLAND PARTNERS INC	5,044	63,352.640			
PHYSICIANS REALTY TRUST	27,061	314,178.210			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	7,711	83,278.800	
		KIMCO REALTY CORP	70,349	1,338,037.980	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	7,392	73,698.240	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	43,222	653,948.860	
		WHITESTONE REIT	5,635	61,421.500	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	29,806	1,367,499.280	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU- A	14,810	92,414.400	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	24,483	358,675.950	
		INVITATION HOMES INC	65,282	2,151,694.720	
		JBG SMITH PROPERTIES	10,682	148,479.800	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	8,242	136,899.620	
		CLIPPER REALTY INC	1,647	8,449.110	
		GLADSTONE LAND CORP	3,874	56,211.740	
		AMERICOLD REALTY TRUST	28,830	812,429.400	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	7,310	24,707.800	
		VICI PROPERTIES INC	115,011	3,406,625.820	
		BRT APARTMENTS CORP	1,402	25,348.160	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	3,182	256,501.020	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	17,705	416,244.550	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	4,068	87,787.440	
		BROADSTONE NET LEASE INC	21,253	337,285.110	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	12,209	76,306.250	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	5,513	109,157.400	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	25,468	344,836.720	
		PARAMOUNT GROUP INC	18,743	89,404.110	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	14,718	132,462.000	
		NETSTREIT CORP	7,603	116,630.020	
		APARTMENT INCOME REIT CO	16,935	522,444.750	
		CTO REALTY GROWTH INC	2,544	42,993.600	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	23,428	1,140,709.320	
		STAG INDUSTRIAL INC	20,389	730,537.870	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST INC	1,311	21,211.980	
		POSTAL REALTY TRUST INC CLASS A	2,085	29,148.300	
		PHILLIPS EDISON AND COMPANY INC	13,323	468,569.910	
		ORION OFFICE REIT INC	6,028	31,827.840	
		DIGITAL CORE REIT UNITS	90,400	53,788.000	
		VENTAS INC	45,665	2,073,647.650	
		CARETRUST REIT INC	11,289	258,292.320	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	7,664	183,782.720	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	34,113	727,289.160	
		OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	6,148	34,736.200	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	26,240	377,331.200	
		UMH PROPERTIES INC	6,728	95,403.040	
		CBL ASSOCIATES PROPERTIES INC	3,103	72,330.930	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE C	4,148	33,598.800	
		STAR HOLDINGS SHARES OF BENEFICIAL	1,592	19,565.680	
		PEAKSTONE REALTY TRUST CLASS E	4,512	74,041.920	
		NET LEASE OFFICE PROPERTIES	1,618	27,101.500	
		IRON MOUNTAIN INC	33,121	2,095,896.880	
		TERRENO REALTY CORP	9,523	539,668.410	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	16,039	656,957.440	
		SUN COMMUNITIES INC	14,120	1,807,360.000	
		ACADIA REALTY TRUST	10,803	161,612.880	
		ALEXANDER'S INC	272	49,884.800	
		PROLOGIS INC	104,846	11,851,791.840	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	17,673	1,926,533.730	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	19,531	88,084.810	
		SAUL CENTERS INC	1,633	59,506.520	
		VERIS RESIDENTIAL INC	9,090	129,078.000	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	12,117	1,087,500.750	
		COUSINS PROPERTIES INC	17,224	352,230.800	
		SITE CENTERS CORP	20,425	265,320.750	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	5,152	886,504.640	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	7,284	1,545,883.320	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	15,009	693,715.980	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	8,327	785,402.640	
		GETTY REALTY CORP	5,215	151,026.400	
		WELLTOWER INC	62,569	5,518,585.800	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	62,083	1,064,102.620	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	11,993	224,508.960	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	18,778	133,699.360	
		EQUITY COMMONWEALTH	12,453	232,497.510	
		KILROY REALTY CORP	12,101	403,084.310	
		LTC PROPERTIES INC	4,699	152,388.570	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	33,207	287,904.690	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	13,241	1,640,030.260	
		MACERICH CO/THE	24,429	277,513.440	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	21,140	1,481,702.600	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	4,926	268,368.480	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	20,701	828,454.020	
		REALTY INCOME CORP	80,438	4,317,107.460	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		COPT DEFENSE PROPERTIES TRUST	12,771	310,590.720	
		PUBLIC STORAGE	17,959	4,631,626.100	
		REGENCY CENTERS CORP	18,648	1,146,292.560	
		RPT REALTY	9,059	103,725.550	
		SAFEHOLD INC	5,081	100,502.180	
		TANGER FACTORY OUTLET CENTER	11,937	296,276.340	
		SL GREEN REALTY CORP	7,307	271,528.120	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	24,491	54,859.840	
		UDR INC	34,400	1,145,176.000	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	1,607	64,087.160	
		WP CAREY INC	24,278	1,509,848.820	
		ELME	9,967	131,365.060	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	4,132	8,925.120	
		AGREE REALTY CORP	10,925	637,692.250	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	27,790	867,603.800	
		CUBESMART	25,513	1,011,845.580	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	23,513	229,251.750	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	34,353	4,747,584.600	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	23,977	3,105,740.810	
		CENTERSPACE	1,788	95,658.000	
		KITE REALTY GROUP TRUST	24,896	516,343.040	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	1,965	39,516.150	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	4,549	57,999.750	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	23,790	196,981.200	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	67,911	332,763.900	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	11,605	28,432.250	
		DOUGLAS EMMETT INC	18,923	232,752.900	
		MANULIFE US REAL ESTATE INV	203,400	18,509.400	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	82,300	22,221.000	
		PRIME US REIT	68,400	10,396.800	
		アメリカ・ドル 小計		110,049,486.830 (16,184,978,028)	
	イギリス・ポンド	WAREHOUSE REIT PLC	55,820	47,614.460	
		HELICAL PLC	13,564	29,094.780	
		LIFE SCIENCE REIT PLC	44,442	28,887.300	
		ASSURA PLC	340,615	156,001.670	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	74,712	69,855.720	
		ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITE	51,354	24,521.530	
		CLS HOLDINGS PLC	20,382	19,668.630	
		UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	97,018	56,658.510	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	64,471	41,906.150	
		REGIONAL REIT LTD	54,681	16,814.400	
		NEWRIVER REIT PLC	39,166	33,291.100	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	224,354	268,776.090	
		CUSTODIAN REIT PLC	51,902	46,348.480	
		PRS REIT PLC/THE	64,664	51,537.200	
		IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	53,298	45,569.790	
		LXI REIT PLC	196,935	187,875.990	
		TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	46,825	29,968.000	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	71,244	59,844.960	
		AEW UK REIT PLC	20,041	19,640.180	
		BMO COMMERCIAL PROPERTY TRUS	89,081	60,931.400	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	143,151	118,099.570	
		URBAN LOGISTICS REIT PLC	58,444	69,080.800	
		HOME REIT PLC	84,338	32,090.600	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	86,301	542,488.080	
		SEGREO PLC	140,676	1,154,105.900	
		HAMMERSON PLC	442,436	119,900.150	
		UNITE GROUP PLC/THE	45,546	447,489.450	
		BRITISH LAND CO PLC	107,804	380,440.310	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	29,161	113,086.350	
		DERWENT LONDON PLC	12,898	276,275.160	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	153,518	153,518.000	
		WORKSPACE GROUP PLC	15,650	84,666.500	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	25,042	195,953.650	
		BIG YELLOW GROUP PLC	20,111	221,221.000	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	112,910	210,012.600	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	55,879	25,341.120	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	218,676	336,979.710	
		イギリス・ポンド 小計		5,775,555.290 (1,079,104,750)	
	イスラエル・シ ュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	82,303	135,306.130	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	26,700	231,275.400	
		REIT 1 LTD	23,250	383,160.000	
		イスラエル・シユケル 小計		749,741.530 (29,924,734)	
	オーストラリ ア・ドル	DEXUS/AU	128,873	902,111.000	
		HEALTHCO HEALTHCARE & WELLNESS REI	62,441	88,354.010	
		HMC CAPITAL LTD	29,155	140,527.100	
		ABACUS STORAGE KING STAPLED UNITS	71,161	76,142.270	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	40,291	105,965.330	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CROMWELL PROPERTY GROUP	184,360	79,274.800	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	63,904	192,990.080	
		RURAL FUNDS GROUP	50,015	95,528.650	
		WAYPOINT REIT	80,496	189,165.600	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	79,694	266,177.960	
		CENTURIA OFFICE REIT	52,359	65,710.540	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	95,831	138,954.950	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	213,751	240,469.870	
		REGION GROUP	137,659	283,577.540	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	32,517	75,439.440	
		NATIONAL STORAGE REIT	150,252	323,041.800	
		DEXUS INDUSTRIA REIT STAPLED UNIT	26,925	71,082.000	
		GDI PROPERTY GROUP	64,299	36,650.430	
		SCENTRE GROUP	621,905	1,635,610.150	
		ARENA REIT	42,172	143,384.800	
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	26,404	70,498.680	
		BWP TRUST	57,727	196,849.070	
		GPT GROUP	229,522	936,449.760	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	61,982	198,342.400	
		MIRVAC GROUP	472,788	931,392.360	
		STOCKLAND	286,028	1,164,133.960	
		ABACUS GROUP UNIT	52,859	55,237.650	
		GOODMAN GROUP	205,402	4,789,974.640	
		VICINITY CENTRES	463,631	841,490.260	
		CHARTER HALL GROUP	56,674	587,142.640	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	44,929	184,658.190	
		オーストラリア・ドル 小計		15,106,327.930 (1,472,111,656)	
	カナダ・ドル	BTB REAL ESTATE INVESTMENT UNITS T	4,600	13,064.000	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT UNITS	3,600	26,712.000	
		PRIMARIS REAL ESTATE INVESTMENT UN	5,725	75,741.750	
		PRO REAL ESTATE INVESTMENT UNITS T	3,500	16,135.000	
		BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST U	2,026	28,870.500	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	7,100	44,304.000	
		SLATE GROCERY REIT	3,600	37,692.000	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	7,300	124,830.000	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	2,500	36,725.000	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	15,700	70,650.000	
		TRUE NORTH COMMERCIAL REAL ESTATE	956	6,424.320	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	3,700	255,152.000	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	15,500	193,595.000	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	8,900	109,025.000	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	12,500	173,000.000	
		CHOICE PROPERTIES REIT	19,200	247,296.000	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	2,400	31,896.000	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	6,300	85,365.000	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	8,500	193,545.000	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	9,800	449,036.000	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	15,400	137,060.000	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	17,600	306,768.000	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	2,000	17,920.000	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	2,700	178,335.000	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	6,900	87,285.000	
		ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	7,500	135,150.000	
		カナダ・ドル 小計		3,081,576.570 (333,457,401)	
	シンガポール・ドル	KEPPEL DC REIT	160,800	300,696.000	
		AIMS APAC REIT	82,400	105,472.000	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERC	348,500	383,350.000	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	66,400	46,148.000	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	206,000	122,570.000	
		EC WORLD REIT	32,900	9,212.000	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	426,100	1,210,124.000	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	606,000	1,121,100.000	
		SUNTEC REIT	266,900	306,935.000	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	397,900	644,598.000	
		KEPPEL REIT	234,900	202,014.000	
		CAPITALAND ASCOTT STAPLED UNIT TRU	272,500	252,062.500	
		ESR-LOGOS REAL ESTATE INVESTMENT T	718,300	215,490.000	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	88,700	90,474.000	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	129,000	283,800.000	
		STARHILL GLOBAL REIT	167,600	81,286.000	
		CAPITALAND CHINA TRUST	139,600	114,472.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	46,400	162,864.000	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	247,800	564,984.000	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUS	276,600	378,942.000	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	127,000	83,185.000	
		PARAGON REIT	149,200	125,328.000	
	シンガポール・ドル 小計			6,805,106.500 (751,147,656)	
	ニュージーランド・ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	108,963	120,948.930	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	202,139	167,775.370	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	126,102	262,922.670	
		PRECINCT PROPERTIES GROUP	169,807	193,579.980	
	ニュージーランド・ドル 小計			745,226.950 (67,592,084)	
	ユーロ	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	4,275	91,314.000	
		HAMBORNER REIT AG	7,031	46,193.670	
		WERELDHAVE NV	4,001	61,615.400	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	10,084	577,409.840	
		NSI NV	1,842	31,866.600	
		VASTNED RETAIL NV	1,879	36,602.920	
		ICADE	3,105	104,824.800	
		CARMILA	5,519	79,804.740	
		ALTAREA	505	35,400.500	
		GECINA SA	5,100	516,120.000	
		KLEPIERRE	19,380	447,678.000	
		COVIVIO	4,817	213,682.120	
		MERCIALYS	9,328	80,920.400	
		AEDIFICA	4,724	275,881.600	
		COFINIMMO	3,376	220,284.000	
		INTERVEST OFFICES & WAREHOUS	3,070	63,088.500	
		RETAIL ESTATES	1,315	83,765.500	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	16,050	409,596.000	
		CARE PROPERTY INVEST	4,054	51,972.280	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	2,795	87,483.500	
		MONTEA NV	1,511	117,102.500	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	6,703	14,646.050	
		LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	5,518	34,101.240	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	28,413	171,756.580	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	33,137	306,848.620	
		CROMWELL REIT EUR	31,300	41,316.000	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	44,558	43,221.260	
	ユーロ 小計			4,244,496.620	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
				(685,528,649)	
	韓国・ウォン	SK REITS LTD	13,417	53,802,170.000	
		D&D PLATFORM REIT LTD	6,865	21,247,175.000	
		NH ALL ONE REIT LTD	3,459	12,089,205.000	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	9,443	61,379,500.000	
		LOTTE REIT CO LTD	15,417	47,869,785.000	
		JR REIT XXVII	21,637	90,550,845.000	
		KORAMCO ENERGY PLUS REIT	5,393	28,313,250.000	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	21,147	73,803,030.000	
	韓国・ウォン 小計			389,054,960.000 (44,391,171)	
	香港・ドル	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	291,000	357,930.000	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	128,000	257,280.000	
		FORTUNE REIT	188,000	902,400.000	
		PROSPERITY REIT	156,000	213,720.000	
		LINK REIT	307,000	11,942,300.000	
		CHAMPION REIT	223,000	575,340.000	
	香港・ドル 小計			14,248,970.000 (268,450,594)	
投資証券 合計				20,916,686,723 [20,916,686,723]	
合計				21,206,903,601 [21,206,903,601]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1 銘柄 投資証券 141 銘柄	1.8%	98.2%	77.8%
イギリス・ポンド	投資証券 37 銘柄	-%	100%	5.1%
イスラエル・シケル	投資証券 3 銘柄	-%	100%	0.1%
オーストラリア・ドル	投資証券 31 銘柄	-%	100%	6.9%
カナダ・ドル	投資証券 26 銘柄	-%	100%	1.6%
シンガポール・ドル	投資証券 22 銘柄	-%	100%	3.5%
ニュージーランド・ドル	投資証券 4 銘柄	-%	100%	0.3%
ユーロ	投資証券 27 銘柄	-%	100%	3.2%
韓国・ウォン	投資証券 8 銘柄	-%	100%	0.2%

香港・ドル	投資証券	6 銘柄	-%	100%	1.3%
-------	------	------	----	------	------

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

**【ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）】**

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年12月1日から2023年11月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。



## 独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）の2022年12月1日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）の2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)

(1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年11月30日現在 金額(円)	第7期 2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,769,994	2,164,856
親投資信託受益証券	792,157,613	905,355,753
未収入金	868,000	475,000
流動資産合計	794,795,607	907,995,609
資産合計	794,795,607	907,995,609
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,209,148	1,110,827
未払受託者報酬	87,912	96,547
未払委託者報酬	1,209,395	1,328,190
その他未払費用	21,903	24,054
流動負債合計	2,528,358	2,559,618
負債合計	2,528,358	2,559,618
純資産の部		
元本等		
元本	※1 563,974,089	614,846,205
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	228,293,160	290,589,786
(分配準備積立金)	172,152,878	181,455,216
元本等合計	792,267,249	905,435,991
純資産合計	792,267,249	905,435,991
負債純資産合計	794,795,607	907,995,609

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日 金額(円)	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日 金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	12,007,243	50,330,140
営業収益合計	12,007,243	50,330,140
営業費用		
支払利息	184	318
受託者報酬	184,181	183,746
委託者報酬	2,533,807	2,527,830
その他費用	45,886	45,770
営業費用合計	2,764,058	2,757,664
営業利益又は営業損失(△)	9,243,185	47,572,476
経常利益又は経常損失(△)	9,243,185	47,572,476
当期純利益又は当期純損失(△)	9,243,185	47,572,476
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	20,932,738	2,131,987
期首剰余金又は期首欠損金(△)	270,006,424	228,293,160
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,945,479	56,161,971
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	55,945,479	56,161,971
剰余金減少額又は欠損金増加額	85,969,190	39,305,834
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	85,969,190	39,305,834
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	228,293,160	290,589,786

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1. ※1 期首元本額	642,622,346 円	563,974,089 円
期中追加設定元本額	125,371,635 円	149,533,418 円
期中一部解約元本額	204,019,892 円	98,661,302 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	563,974,089 口	614,846,205 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第6期 自2021年12月1日 至2022年11月30日	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(109,226,807円)及び分配準備積立金(172,152,878円)より分配対象額は281,379,685円(1万口当たり4,989.23円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(35,532,221円)、投資信託約款に規定される収益調整金(160,837,463円)及び分配準備積立金(145,922,995円)より分配対象額は342,292,679円(1万口当たり5,567.13円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第7期 自2022年12月1日 至2023年11月30日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 2023年11月30日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△7,959,763	48,690,472
合計	△7,959,763	48,690,472

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期  
自 2022 年 12 月 1 日  
至 2023 年 11 月 30 日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年11月30日現在	第7期 2023年11月30日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4048円 (14,048円)	1.4726円 (14,726円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド	275,301,269	905,355,753	
親投資信託受益証券 合計			905,355,753	
合計			905,355,753	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



(参考)

当ファンドは、「ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年11月30日現在 金額(円)	2023年11月30日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	187,139,978	521,486,479
コール・ローン	387,557,310	264,510,296
投資信託受益証券	1,305,824,050	1,224,352,455
投資証券	26,349,822,166	32,271,184,951
派生商品評価勘定	3,646,932	17,911,189
未収入金	1,343,078	1,097,216
未収配当金	43,173,851	54,636,716
差入委託証拠金	262,269,683	251,998,169
流動資産合計	28,540,777,048	34,607,177,471
資産合計	28,540,777,048	34,607,177,471
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	90,559,147	9,643,851
未払金	85,790,342	64,302,455
未払解約金	16,076,000	17,087,000
流動負債合計	192,425,489	91,033,306
負債合計	192,425,489	91,033,306
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	9,066,118,780	10,495,625,942
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	19,282,232,779	24,020,518,223
元本等合計	28,348,351,559	34,516,144,165
純資産合計	28,348,351,559	34,516,144,165
負債純資産合計	28,540,777,048	34,607,177,471

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
1. ※1 期首	2021 年 12 月 1 日	2022 年 12 月 1 日
期首元本額	15,433,680,362 円	9,066,118,780 円
期中追加設定元本額	3,053,614,153 円	2,238,016,506 円
期中一部解約元本額	9,421,175,735 円	808,509,344 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用)	-円	93,059,749 円
ダイワファンドラップ 外国REIT インデックス (為替ヘッジなし)	1,224,238,742 円	1,708,228,155 円
ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)	253,344,510 円	275,301,269 円
D-I's グローバルREIT インデックス	1,829,770 円	1,638,253 円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2050	12,799,703 円	17,641,872 円
iFree 外国REITインデ ックス	751,541,670 円	718,741,519 円
iFree 8資産バランス グローバル・リート・インデッ クスファンド (資産形成型)	1,876,522,826 円	2,427,391,242 円
グローバル・リート・インデッ クスファンド (毎月決算型)	328,188,529 円	376,775,346 円
グローバル・リート・インデッ クスファンド (毎月決算型)	179,838,342 円	249,457,006 円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2060	-円	607,839 円
DCダイワ・グローバルREI Tインデックスファンド	3,948,646,182 円	4,041,015,425 円
DCダイワ・ターゲットイヤー 2030	7,043,305 円	8,380,081 円

区分	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	6,531,985 円	8,649,739 円
ダイワ海外REITインデックス (為替ヘッジなし) (投資一任専用)	820,015 円	3,207,527 円
ダイワバランスファンド 2021-02 (適格機関投資家専用)	149,216,410 円	144,489,423 円
ダイワ・インデックスセレクト グローバルREIT	250,077,120 円	248,223,853 円
ダイワ・ノーロード グローバルREITファンド	71,541,533 円	67,053,492 円
ダイワ外国REITインデックス (為替ヘッジなし) (ダイワSMA専用)	3,938,138 円	13,068,046 円
ダイワバランスファンド 2023-08 (適格機関投資家専用)	-円	92,696,106 円
計	9,066,118,780 円	10,495,625,942 円
2. 期末日における受益権の総数	9,066,118,780 口	10,495,625,942 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年12月1日 至 2023年11月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における不動産投信指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

区分	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 11 月 30 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

種類	2022 年 11 月 30 日現在	2023 年 11 月 30 日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	31,225,322	61,881,850
投資証券	△6,117,792,031	△1,504,754,960
合計	△6,086,566,709	△1,442,873,110

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

### 1. 不動産投信関連

種類	2022 年 11 月 30 日現在				2023 年 11 月 30 日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超				1年超		
市場取引								
不動産投信 指数先物取引								
買建	770,558,679	-	702,427,931	△68,130,748	1,015,541,639	-	1,027,092,345	11,550,706

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
合計	770,558,679	-	702,427,931	△68,130,748	1,015,541,639	-	1,027,092,345	11,550,706

- (注) 1. 時価の算定方法  
 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
 原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場  
 で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も  
 近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は  
 期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## 2. 通貨関連

種類	2022年11月30日現在				2023年11月30日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
買建	374,096,313	-	355,314,846	△18,781,467	245,130,366	-	241,846,998	△3,283,368
アメリカ・ド ル	264,153,329	-	247,372,171	△16,781,158	170,188,396	-	166,000,842	△4,187,554
カナダ・ドル	9,193,563	-	9,193,347	△216	-	-	-	-
ユーロ	100,749,421	-	98,749,328	△2,000,093	74,941,970	-	75,846,156	904,186
合計	374,096,313	-	355,314,846	△18,781,467	245,130,366	-	241,846,998	△3,283,368

- (注) 1. 時価の算定方法  
 (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
 に評価しております。  
 ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
 る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
 ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
 ない場合は、以下の方法によっております。  
 ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている  
 場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先  
 物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。  
 ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい  
 ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲  
 値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の  
 対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年11月30日現在	2023年11月30日現在
1口当たり純資産額	3,1268円	3,2886円
(1万口当たり純資産額)	(31,268円)	(32,886円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	VANGUARD REAL ESTATE ETF	102,600	8,324,964.000	
	アメリカ・ドル 小計			8,324,964.000 (1,224,352,455)	
投資信託受益証券 合計				1,224,352,455 [1,224,352,455]	
投資証券	アメリカ・ドル	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	21,004	267,380.920	
		URBAN EDGE PROPERTIES	20,635	340,890.200	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	18,788	228,086.320	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	24,912	4,255,716.960	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	57,453	7,052,930.280	
		BOSTON PROPERTIES INC	25,335	1,444,095.000	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	24,000	165,360.000	
		VORNADO REALTY TRUST	28,031	666,016.560	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	16,336	190,804.480	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	14,525	479,906.000	
		UNITI GROUP INC	41,900	232,964.000	
		NEXPOINT RESIDENTIAL	3,872	117,941.120	
		EQUITY RESIDENTIAL	60,545	3,425,636.100	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	37,314	613,815.300	
		EPR PROPERTIES	13,165	584,789.300	
		CITY OFFICE REIT INC	6,000	28,920.000	
		GLOBAL NET LEASE INC	34,054	300,015.740	
		EQUINIX INC	16,346	13,212,635.260	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	15,857	362,332.450	
		CHATHAM LODGING TRUST	8,284	81,680.240	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	10,478	1,034,702.500	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	22,070	282,054.600	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	4,148	111,996.000	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	7,800	16,926.000	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	124,971	2,179,494.240	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	55,772	1,996,079.880	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	21,862	129,204.420	
		RLJ LODGING TRUST	26,986	286,861.180	
FARMLAND PARTNERS INC	7,936	99,676.160			
PHYSICIANS REALTY TRUST	41,824	485,576.640			



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	11,520	124,416.000	
		KIMCO REALTY CORP	108,895	2,071,182.900	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	10,445	104,136.650	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	66,873	1,011,788.490	
		WHITESTONE REIT	8,217	89,565.300	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	46,085	2,114,379.800	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU- A	20,966	130,827.840	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	37,863	554,692.950	
		INVITATION HOMES INC	101,019	3,329,586.240	
		JBG SMITH PROPERTIES	16,440	228,516.000	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	12,709	211,096.490	
		CLIPPER REALTY INC	1,890	9,695.700	
		GLADSTONE LAND CORP	5,632	81,720.320	
		AMERICOLD REALTY TRUST	44,665	1,258,659.700	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	11,179	37,785.020	
		VICI PROPERTIES INC	178,028	5,273,189.360	
		BRT APARTMENTS CORP	2,049	37,045.920	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	4,854	391,280.940	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	27,338	642,716.380	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	6,340	136,817.200	
		BROADSTONE NET LEASE INC	32,843	521,218.410	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	18,223	113,893.750	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	8,854	175,309.200	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	39,336	532,609.440	
		PARAMOUNT GROUP INC	28,939	138,039.030	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	22,164	199,476.000	
		NETSTREIT CORP	11,720	179,784.800	
		APARTMENT INCOME REIT CO	26,199	808,239.150	
		CTO REALTY GROWTH INC	3,211	54,265.900	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	36,263	1,765,645.470	
		STAG INDUSTRIAL INC	31,516	1,129,218.280	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST INC	2,066	33,427.880	
		POSTAL REALTY TRUST INC CLASS A	3,325	46,483.500	
		PHILLIPS EDISON AND COMPANY INC	20,590	724,150.300	
		ORION OFFICE REIT INC	9,048	47,773.440	
		DIGITAL CORE REIT UNITS	126,600	75,327.000	
		VENTAS INC	70,611	3,206,445.510	
		CARETRUST REIT INC	17,468	399,667.840	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	11,847	284,091.060	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	52,763	1,124,907.160	
		OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	7,759	43,838.350	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	40,603	583,871.140	
		UMH PROPERTIES INC	10,375	147,117.500	
		CBL ASSOCIATES PROPERTIES INC	4,316	100,605.960	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE C	5,611	45,449.100	
		STAR HOLDINGS SHARES OF BENEFICIAL	2,122	26,079.380	
		PEAKSTONE REALTY TRUST CLASS E	6,300	103,383.000	
		NET LEASE OFFICE PROPERTIES	2,504	41,942.000	
		IRON MOUNTAIN INC	51,223	3,241,391.440	
		TERRENO REALTY CORP	14,665	831,065.550	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	24,759	1,014,128.640	
		SUN COMMUNITIES INC	21,812	2,791,936.000	
		ACADIA REALTY TRUST	16,645	249,009.200	
		ALEXANDER'S INC	343	62,906.200	
		PROLOGIS INC	162,256	18,341,418.240	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	27,345	2,980,878.450	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	29,151	131,471.010	
		SAUL CENTERS INC	2,261	82,390.840	
		VERIS RESIDENTIAL INC	14,025	199,155.000	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	18,704	1,678,684.000	
		COUSINS PROPERTIES INC	26,622	544,419.900	
		SITE CENTERS CORP	31,570	410,094.300	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	7,972	1,371,742.040	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	11,243	2,386,101.890	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	23,224	1,073,413.280	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	12,840	1,211,068.800	
		GETTY REALTY CORP	8,037	232,751.520	
		WELLTOWER INC	97,047	8,559,545.400	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	96,066	1,646,571.240	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	18,482	345,983.040	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	29,054	206,864.480	
		EQUITY COMMONWEALTH	19,202	358,501.340	
		KILROY REALTY CORP	18,674	622,030.940	
		LTC PROPERTIES INC	7,219	234,112.170	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	51,312	444,875.040	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	20,491	2,538,015.260	
		MACERICH CO/THE	37,773	429,101.280	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	32,645	2,288,088.050	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	7,557	411,705.360	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	31,976	1,279,679.520	
		REALTY INCOME CORP	124,488	6,681,270.960	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		COPT DEFENSE PROPERTIES TRUST	19,679	478,593.280	
		PUBLIC STORAGE	27,779	7,164,204.100	
		REGENCY CENTERS CORP	28,843	1,772,979.210	
		RPT REALTY	14,099	161,433.550	
		SAFEHOLD INC	7,831	154,897.180	
		TANGER FACTORY OUTLET CENTER	18,435	457,556.700	
		SL GREEN REALTY CORP	11,216	416,786.560	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	37,967	85,046.080	
		UDR INC	53,158	1,769,629.820	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	2,229	88,892.520	
		WP CAREY INC	37,570	2,336,478.300	
		ELME	15,375	202,642.500	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	4,700	10,152.000	
		AGREE REALTY CORP	16,903	986,628.110	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	42,938	1,340,524.360	
		CUBESMART	39,409	1,562,960.940	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	36,317	354,090.750	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	53,176	7,348,923.200	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	37,112	4,807,117.360	
		CENTERSPACE	2,537	135,729.500	
		KITE REALTY GROUP TRUST	38,490	798,282.600	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	2,592	52,125.120	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	6,928	88,332.000	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	36,773	304,480.440	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	105,051	514,749.900	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	13,105	32,107.250	
		DOUGLAS EMMETT INC	28,794	354,166.200	
		MANULIFE US REAL ESTATE INV	265,962	24,202.540	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	135,300	36,531.000	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	90,000	0.000	
		PRIME US REIT	92,200	14,014.400	
		アメリカ・ドル 小計		169,900,474.450 (24,987,262,777)	
	イギリス・ポンド	WAREHOUSE REIT PLC	70,605	60,226.060	
		HELICAL PLC	18,206	39,051.870	
		LIFE SCIENCE REIT PLC	61,021	39,663.650	
		ASSURA PLC	540,393	247,499.990	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	109,969	102,821.010	
		ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITE	67,467	32,215.490	
		CLS HOLDINGS PLC	22,950	22,146.750	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	145,486	84,963.820	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	95,251	61,913.150	
		REGIONAL REIT LTD	71,837	22,089.870	
		NEWRIVER REIT PLC	51,721	43,962.850	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	355,942	426,418.510	
		CUSTODIAN REIT PLC	76,682	68,477.020	
		PRS REIT PLC/THE	95,537	76,142.980	
		IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	69,968	59,822.640	
		LXI REIT PLC	312,442	298,069.660	
		TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	62,933	40,277.120	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	108,136	90,834.240	
		AEW UK REIT PLC	27,617	27,064.660	
		BMO COMMERCIAL PROPERTY TRUS	122,313	83,662.090	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	227,112	187,367.400	
		URBAN LOGISTICS REIT PLC	86,012	101,666.180	
		HOME REIT PLC	117,587	44,741.850	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	136,918	860,666.540	
		SEGRO PLC	223,185	1,831,009.740	
		HAMMERSON PLC	701,936	190,224.650	
		UNITE GROUP PLC/THE	72,259	709,944.670	
		BRITISH LAND CO PLC	171,033	603,575.450	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	46,264	179,411.790	
		DERWENT LONDON PLC	20,463	438,317.460	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	243,560	243,560.000	
		WORKSPACE GROUP PLC	24,000	129,840.000	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	39,729	310,879.420	
		BIG YELLOW GROUP PLC	31,906	350,966.000	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	179,134	333,189.240	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	93,799	42,537.840	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	346,934	534,625.290	
		イギリス・ポンド 小計		9,019,846.950 (1,685,268,204)	
	イスラエル・シ ュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	125,212	205,848.520	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	37,152	321,810.620	
		REIT 1 LTD	35,212	580,293.760	
		イスラエル・シユケル 小計		1,107,952.900 (44,222,167)	
	オーストラリ ア・ドル	DEXUS/AU	201,692	1,411,844.000	
		HEALTHCO HEALTHCARE & WELLNESS REI	88,653	125,443.990	
		HMC CAPITAL LTD	45,031	217,049.420	
		ABACUS STORAGE KING STAPLED UNITS	97,773	104,617.110	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	62,229	163,662.270	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	247,199	106,295.570	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	97,570	294,661.400	
		RURAL FUNDS GROUP	67,167	128,288.970	
		WAYPOINT REIT	124,327	292,168.450	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	124,724	416,578.160	
		CENTURIA OFFICE REIT	77,754	97,581.270	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	145,140	210,453.000	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	334,531	376,347.370	
		REGION GROUP	215,443	443,812.580	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	50,422	116,979.040	
		NATIONAL STORAGE REIT	235,152	505,576.800	
		DEXUS INDUSTRIA REIT STAPLED UNIT	39,338	103,852.320	
		GDI PROPERTY GROUP	87,347	49,787.790	
		SCENTRE GROUP	973,312	2,559,810.560	
		ARENA REIT	63,870	217,158.000	
		HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	35,127	93,789.090	
		BWP TRUST	87,430	298,136.300	
		GPT GROUP	359,213	1,465,589.040	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	93,874	300,396.800	
		MIRVAC GROUP	739,937	1,457,675.890	
		STOCKLAND	447,648	1,821,927.360	
		ABACUS GROUP UNIT	70,207	73,366.310	
		GOODMAN GROUP	321,465	7,496,563.800	
		VICINITY CENTRES	725,605	1,316,973.070	
		CHARTER HALL GROUP	87,533	906,841.880	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	69,393	285,205.230	
		オーストラリア・ドル 小計		23,458,432.840 (2,286,024,280)	
	カナダ・ドル	BTB REAL ESTATE INVESTMENT UNITS T	5,100	14,484.000	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT UNITS	5,600	41,552.000	
		PRIMARIS REAL ESTATE INVESTMENT UN	8,541	112,997.430	
		PRO REAL ESTATE INVESTMENT UNITS T	4,400	20,284.000	
		BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST U	2,758	39,301.500	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	9,800	61,152.000	
		SLATE GROCERY REIT	4,700	49,209.000	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	10,400	177,840.000	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	3,400	49,946.000	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	21,500	96,750.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		TRUE NORTH COMMERCIAL REAL ESTATE	1,060	7,123.200	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	5,600	386,176.000	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	22,800	284,772.000	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	12,600	154,350.000	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	18,800	260,192.000	
		CHOICE PROPERTIES REIT	29,000	373,520.000	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	3,300	43,857.000	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	9,100	123,305.000	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	12,800	291,456.000	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	14,800	678,136.000	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	23,566	209,737.400	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	26,600	463,638.000	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	3,300	29,568.000	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	4,100	270,805.000	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	8,900	112,585.000	
		ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	11,300	203,626.000	
	カナダ・ドル 小計			4,556,362.530 (493,043,989)	
	シンガポール・ドル	KEPPEL DC REIT	251,683	470,647.210	
		AIMS APAC REIT	124,800	159,744.000	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	545,390	599,929.000	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	87,900	61,090.500	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	327,840	195,064.800	
		EC WORLD REIT	36,500	10,220.000	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	666,877	1,893,930.680	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL	948,322	1,754,395.700	
		SUNTEC REIT	417,700	480,355.000	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	622,700	1,008,774.000	
		KEPPEL REIT	358,600	308,396.000	
		CAPITALAND ASCOTT STAPLED UNIT TRU	426,356	394,379.300	
		ESR-LOGOS REAL ESTATE INVESTMENT T	1,124,102	337,230.600	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	122,000	124,440.000	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	201,776	443,907.200	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		STARHILL GLOBAL REIT	247,600	120,086.000	
		CAPITALAND CHINA TRUST	211,842	173,710.440	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	70,000	245,700.000	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	387,869	884,341.320	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUS	432,784	592,914.080	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	185,700	121,633.500	
		PARAGON REIT	226,000	189,840.000	
		シンガポール・ドル 小計		10,570,729.330 (1,166,797,103)	
	ニュージーランド・ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	144,609	160,515.990	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	275,684	228,817.720	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	190,268	396,708.780	
		PRECINCT PROPERTIES GROUP	243,698	277,815.720	
		ニュージーランド・ドル 小計		1,063,858.210 (96,491,940)	
	ユーロ	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	6,463	138,049.680	
		HAMBORNER REIT AG	10,717	70,410.690	
		WERELDHAVE NV	6,098	93,909.200	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	15,560	890,965.600	
		NSI NV	2,733	47,280.900	
		VASTNED RETAIL NV	2,739	53,355.720	
		ICADE	4,849	163,702.240	
		CARMILA	8,705	125,874.300	
		ALTAREA	710	49,771.000	
		GECINA SA	7,870	796,444.000	
		KLEPIERRE	29,854	689,627.400	
		COVIVIO	7,432	329,683.520	
		MERCIALYS	14,392	124,850.600	
		AEDIFICA	7,209	421,005.600	
		COFINIMMO	5,208	339,822.000	
		INTERVEST OFFICES & WAREHOUS	3,984	81,871.200	
		RETAIL ESTATES	1,873	119,310.100	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	24,764	631,977.280	
		CARE PROPERTY INVEST	5,601	71,804.820	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	4,313	134,996.900	
		MONTEA NV	2,330	180,575.000	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	6,930	15,142.050	
		LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	7,570	46,782.600	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	44,944	271,686.480	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	50,509	467,713.340	
		CROMWELL REIT EUR	48,320	63,782.400	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	64,959	63,010.230	
	ユーロ	小計		6,483,404.850 (1,047,134,717)	
	韓国・ウォン	SK REITS LTD	22,834	91,564,340.000	
		D&D PLATFORM REIT LTD	8,000	24,760,000.000	
		NH ALL ONE REIT LTD	6,454	22,556,730.000	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	12,235	79,527,500.000	
		LOTTE REIT CO LTD	20,132	62,509,860.000	
		JR REIT XXVII	29,728	124,411,680.000	
		KORAMCO ENERGY PLUS REIT	9,157	48,074,250.000	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	27,294	95,256,060.000	
	韓国・ウォン	小計		548,660,420.000 (62,602,154)	
	香港・ドル	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	395,000	485,850.000	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	181,000	363,810.000	
		FORTUNE REIT	268,000	1,286,400.000	
		PROSPERITY REIT	205,000	280,850.000	
		LINK REIT	464,900	18,084,610.000	
		CHAMPION REIT	331,000	853,980.000	
	香港・ドル	小計		21,355,500.000 (402,337,620)	
投資証券	合計			32,271,184,951 [32,271,184,951]	
合計				33,495,537,406 [33,495,537,406]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1 銘柄 投資証券 142 銘柄	4.7%	95.3%	78.3%
イギリス・ポンド	投資証券 37 銘柄	-%	100%	5.0%
イスラエル・シケル	投資証券 3 銘柄	-%	100%	0.1%
オーストラリア・ドル	投資証券 31 銘柄	-%	100%	6.8%
カナダ・ドル	投資証券 26 銘柄	-%	100%	1.5%
シンガポール・ドル	投資証券 22 銘柄	-%	100%	3.5%
ニュージーランド・ドル	投資証券 4 銘柄	-%	100%	0.3%



ユーロ	投資証券	27 銘柄	-%	100%	3.1%
韓国・ウォン	投資証券	8 銘柄	-%	100%	0.2%
香港・ドル	投資証券	6 銘柄	-%	100%	1.2%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

### 【ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年7月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックスの2023年12月1日から2024年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックスの2024年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス

(1) 【中間貸借対照表】

		当中間計算期間末 2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		11,100,016
親投資信託受益証券		6,753,519,874
未収入金		830,000
流動資産合計		6,765,449,890
資産合計		6,765,449,890
負債の部		
流動負債		
未払解約金		4,125,977
未払受託者報酬		682,495
未払委託者報酬		6,484,133
その他未払費用		170,549
流動負債合計		11,463,154
負債合計		11,463,154
純資産の部		
元本等		
元本	※1	3,205,870,328
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)		3,548,116,408
(分配準備積立金)		1,282,986,896
元本等合計		6,753,986,736
純資産合計		6,753,986,736
負債純資産合計		6,765,449,890

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	1, 492
有価証券売買等損益	1, 032, 333, 775
営業収益合計	1, 032, 335, 267
営業費用	
支払利息	181
受託者報酬	682, 495
委託者報酬	6, 484, 133
その他費用	170, 549
営業費用合計	7, 337, 358
営業利益又は営業損失 (△)	1, 024, 997, 909
経常利益又は経常損失 (△)	1, 024, 997, 909
中間純利益又は中間純損失 (△)	1, 024, 997, 909
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	87, 150, 636
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	2, 513, 715, 275
剰余金増加額又は欠損金減少額	450, 398, 735
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	450, 398, 735
剰余金減少額又は欠損金増加額	353, 844, 875
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	353, 844, 875
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	3, 548, 116, 408

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首元本額	3,201,684,971 円
期中追加設定元本額	452,124,094 円
期中一部解約元本額	447,938,737 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	3,205,870,328 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2024年5月31日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1068円 (21,068円)



(参考)

当ファンドは、「トピックス・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「トピックス・インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	17,144,745,389
株式 ※2※3	344,868,750,330
派生商品評価勘定	151,686,500
未収入金	592,341,224
未収配当金	3,043,804,606
前払金	54,342,600
その他未収収益 ※4	28,098,687
差入委託証拠金	242,901,406
流動資産合計	366,126,670,742
資産合計	366,126,670,742
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,493,300
未払金	566,475,386
未払解約金	297,756,660
受入担保金	7,943,423,164
流動負債合計	8,810,148,510
負債合計	8,810,148,510
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	177,477,093,882
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	179,839,428,350
元本等合計	357,316,522,232
純資産合計	357,316,522,232
負債純資産合計	366,126,670,742

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首	2023 年 12 月 1 日
期首元本額	166,904,971,223 円
期中追加設定元本額	19,719,704,480 円
期中一部解約元本額	9,147,581,821 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
トピックス・インデックスファンド	2,784,735,841 円
ダイワ・トピックス・インデックスファンドV A	4,091,720,591 円
適格機関投資家専用・ダイワ・トピックスインデックスファンドVA2	908,145 円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	9,102,808 円
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	145,883,179 円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	11,667,234 円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	344,658,301 円
国内株式ファンド(適格機関投資家専用)	1,193,669,886 円

区分	2024年5月31日現在
日本株式インデックスファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	722,723,374円
D-I's TOPIXインデックス	12,956,090円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	240,592,484円
iFree TOPIXインデックス	7,996,085,004円
iFree 8資産バランス	4,634,315,525円
iFree 年金バランス	1,083,190,286円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	3,175,218円
DCダイワ日本株式インデックス	71,345,252,604円
ダイワ・ライフ・バランス30	3,009,505,811円
ダイワ・ライフ・バランス50	4,901,050,828円
ダイワ・ライフ・バランス70	5,874,955,251円
年金ダイワ日本株式インデックス	7,740,646,727円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	47,120,156円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	72,303,269円
ダイワつみたてインデックス日本株式	5,618,585,175円
ダイワつみたてインデックスバランス30	12,110,455円
ダイワつみたてインデックスバランス50	12,116,962円
ダイワつみたてインデックスバランス70	32,204,662円
ダイワ国内株式インデックス (ラップ専用)	17,216,962,732円
ダイワ世界バランスファンド40VA	46,948,593円
ダイワ世界バランスファンド60VA	19,166,735円
ダイワ・バランスファンド35VA	3,243,056,313円
ダイワ・バランスファンド25VA (適格機関投資家専用)	320,340,775円
ダイワ国内バランスファンド25VA (適格機関投資家専用)	44,687,463円
ダイワ国内バランスファンド30VA (適格機関投資家専用)	59,424,894円
ダイワ・ノーロード TOPIXファンド	246,637,304円
ダイワファンドラップ TOPIXインデックス	12,646,706,754円
ダイワTOPIXインデックス (ダイワSMA専用)	8,432,403,523円
ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス	3,354,452,826円
スタイル9 (4資産分散・保守型)	288,607円
スタイル9 (4資産分散・バランス型)	2,413,746円
スタイル9 (4資産分散・積極型)	3,325,292円
スタイル9 (6資産分散・保守型)	189,174円
スタイル9 (6資産分散・バランス型)	4,324,968円
スタイル9 (6資産分散・積極型)	5,214,808円
スタイル9 (8資産分散・保守型)	245,446円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	3,628,305円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	10,148,445円
ダイワ・インデックスセレクト TOPIX	1,063,618,358円
ダイワライフスタイル25	94,113,687円
ダイワライフスタイル50	443,535,733円
ダイワライフスタイル75	382,541,278円
DC・ダイワ・トピックス・インデックス (確定拠出年金専用ファンド)	7,891,482,257円

区分	2024年5月31日現在
計	177,477,093,882 円
2. 期末日における受益権の総数	177,477,093,882 口
3. ※2 貸付有価証券	株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を行っております。 株式 7,691,630,220 円
4. ※3 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 770,660,000 円
5. ※4 その他未収収益	貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分が含まれております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年5月31日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引				
株価指数 先物取引				
買建	12,158,242,600	-	12,307,680,000	149,437,400
合計	12,158,242,600	-	12,307,680,000	149,437,400

- (注)
1. 時価の算定方法  
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場  
場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も  
近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
  4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

2024年5月31日現在	
1口当たり純資産額	2.0133円
(1万口当たり純資産額)	(20,133円)

**【ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）】**

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年7月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）の2023年12月1日から2024年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス（為替ヘッジあり）の2024年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。



ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年5月31日現在 金額 (円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		9,008,381
親投資信託受益証券		3,001,517,665
未収入金		340,000
流動資産合計		3,010,866,046
資産合計		3,010,866,046
負債の部		
流動負債		
未払解約金		3,075,176
未払受託者報酬		374,562
未払委託者報酬		5,338,121
その他未払費用		93,569
流動負債合計		8,881,428
負債合計		8,881,428
純資産の部		
元本等		
元本	※1	1,587,239,809
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		1,414,744,809
(分配準備積立金)		378,686,287
元本等合計		3,001,984,618
純資産合計		3,001,984,618
負債純資産合計		3,010,866,046

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	1,076
有価証券売買等損益	405,622,972
営業収益合計	405,624,048
営業費用	
支払利息	121
受託者報酬	374,562
委託者報酬	5,338,121
その他費用	93,569
営業費用合計	5,806,373
営業利益又は営業損失 (△)	399,817,675
経常利益又は経常損失 (△)	399,817,675
中間純利益又は中間純損失 (△)	399,817,675
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	110,011,079
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,402,619,615
剰余金増加額又は欠損金減少額	176,832,231
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	176,832,231
剰余金減少額又は欠損金増加額	454,513,633
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	454,513,633
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	1,414,744,809

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首元本額	2,024,806,904 円
期中追加設定元本額	213,017,131 円
期中一部解約元本額	650,584,226 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	1,587,239,809 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2024年5月31日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8913円 (18,913円)

(参考)

当ファンドは、「外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	604,415,367
コール・ローン	4,910,094,910
株式	107,969,445,950
投資証券	2,096,202,027
派生商品評価勘定	320,971,611
未収入金	3,834,908
未収配当金	159,431,648
差入委託証拠金	1,779,454,292
流動資産合計	117,843,850,713
資産合計	117,843,850,713
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	423,184,257
未払解約金	312,260,020
流動負債合計	735,444,277
負債合計	735,444,277
純資産の部	
元本等	
元本	※1 38,122,623,642
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	78,985,782,794
元本等合計	117,108,406,436
純資産合計	117,108,406,436
負債純資産合計	117,843,850,713

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)新株予約権証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(3)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p>

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
3. 収益及び費用の計上基準	<p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> <p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首	2023 年 12 月 1 日
期首元本額	38,987,514,233 円
期中追加設定元本額	5,855,736,740 円
期中一部解約元本額	6,720,627,331 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)	26,670,274,304 円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)	977,088,338 円
i F r e e 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)	3,406,020,812 円
ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジあり) (投資一任専用)	883,616 円
ダイワ外国株式インデックス (為替ヘッジあり) (ダイワSMA専用)	7,068,356,572 円
計	38,122,623,642 円
2. 期末日における受益権の総数	38,122,623,642 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年5月31日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引				
株価指数 先物取引				
買建	7,387,375,186	-	7,368,501,956	△18,873,230
合計	7,387,375,186	-	7,368,501,956	△18,873,230

- (注)
- 時価の算定方法  
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
  - 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引以外の取引				



種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
為替予約取引				
売建	110,431,869,617	-	110,515,208,695	△83,339,078
アメリカ・ドル	83,096,149,275	-	82,821,826,522	274,322,753
イギリス・ポンド	4,756,355,834	-	4,834,154,688	△77,798,854
イスラエル・シェケル	140,998,951	-	141,508,303	△509,352
オーストラリア・ドル	2,229,452,617	-	2,278,474,321	△49,021,704
カナダ・ドル	3,585,402,001	-	3,597,271,102	△11,869,101
シンガポール・ドル	387,518,281	-	390,139,272	△2,620,991
スイス・フラン	2,803,420,362	-	2,837,264,820	△33,844,458
スウェーデン・クローナ	977,010,560	-	1,011,736,818	△34,726,258
デンマーク・クローネ	1,150,138,779	-	1,163,479,534	△13,340,755
ニュージーランド・ドル	71,380,789	-	74,069,090	△2,688,301
ノルウェー・クローネ	199,861,821	-	209,820,055	△9,958,234
ユーロ	10,440,239,883	-	10,563,491,776	△123,251,893
香港・ドル	593,940,464	-	591,972,394	1,968,070
買建	8,528,640	-	8,528,302	△338
オーストラリア・ドル	6,238,512	-	6,238,224	△288
カナダ・ドル	2,290,128	-	2,290,078	△50
合計	110,440,398,257	-	110,523,736,997	△83,339,416

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
  2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
  3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2024年5月31日現在
1口当たり純資産額	3.0719円
(1万口当たり純資産額)	(30,719円)

**【ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】**

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年7月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2023年12月1日から2024年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2024年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報

の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

(1) 【中間貸借対照表】

		当中間計算期間末 2024年5月31日現在 金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		47,882,762
親投資信託受益証券		4,560,785,604
未収入金		1,220,000
流動資産合計		4,609,888,366
資産合計		4,609,888,366
負債の部		
流動負債		
未払解約金		4,704,400
未払受託者報酬		450,002
未払委託者報酬		6,638,129
その他未払費用		112,415
流動負債合計		11,904,946
負債合計		11,904,946
純資産の部		
元本等		
元本	※1	1,677,643,465
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		2,920,339,955
(分配準備積立金)		980,253,212
元本等合計		4,597,983,420
純資産合計		4,597,983,420
負債純資産合計		4,609,888,366

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	7,442
有価証券売買等損益	808,839,050
営業収益合計	808,846,492
営業費用	
支払利息	1,078
受託者報酬	450,002
委託者報酬	6,638,129
その他費用	112,415
営業費用合計	7,201,624
営業利益又は営業損失 (△)	801,644,868
経常利益又は経常損失 (△)	801,644,868
中間純利益又は中間純損失 (△)	801,644,868
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	75,619,552
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	2,084,723,890
剰余金増加額又は欠損金減少額	493,683,916
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	493,683,916
剰余金減少額又は欠損金増加額	384,093,167
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	384,093,167
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	2,920,339,955

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首元本額	1,660,542,416 円
期中追加設定元本額	320,838,899 円
期中一部解約元本額	303,737,850 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	1,677,643,465 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)



	当中間計算期間末 2024年5月31日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.7407円 (27,407円)

(参考)

当ファンドは、「ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド」受益証券、「外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,157,859,273
コール・ローン	452,912,232
株式	30,778,893,556
投資証券	3,081,266,465
派生商品評価勘定	16,152,057
未収入金	764,943
未収配当金	115,245,350
差入委託証拠金	636,925,433
流動資産合計	36,240,019,309
資産合計	36,240,019,309
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	690,123
未払金	140,262,995
未払解約金	5,771,100
流動負債合計	146,724,218
負債合計	146,724,218
純資産の部	
元本等	
元本	※1 13,271,455,202
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	22,821,839,889
元本等合計	36,093,295,091
純資産合計	36,093,295,091
負債純資産合計	36,240,019,309

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首	2023 年 12 月 1 日
期首元本額	12, 217, 829, 426 円
期中追加設定元本額	1, 374, 381, 248 円
期中一部解約元本額	320, 755, 472 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
新興国株式インデックスファンド (FOFs 用) (適格機関投資家専用)	107, 603, 080 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	453, 419, 126 円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式イン デックス エマージングプラス (為替ヘッジな し)	338, 372, 397 円
D-I's 新興国株式インデックス	118, 743, 268 円
i F r e e 新興国株式インデックス	6, 667, 006, 666 円
i F r e e 8 資産バランス	3, 524, 786, 552 円
ダイワ新興国株式インデックス (為替ヘッジな し) (投資一任専用)	8, 796, 524 円
新興国株式ファンダメンタル・インデックスフ ァンド (為替ヘッジなし/適格機関投資家専 用)	656, 328 円
DCダイワ新興国株式ファンダメンタル・イン デックスファンド	1, 633, 582, 400 円
ダイワ・インデックスセレクト 新興国株式	313, 443, 614 円
ダイワ・ノーロード 新興国株式ファンド	105, 045, 247 円
計	13, 271, 455, 202 円
2. 期末日における受益権の総数	13, 271, 455, 202 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年5月31日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引				
株価指数 先物取引				
買建	1,900,020,305	-	1,916,172,362	16,152,057
合計	1,900,020,305	-	1,916,172,362	16,152,057

- (注)
- 時価の算定方法  
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  - 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
  - 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引以外の取引				

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
為替予約取引				
売建	4,329,015	-	4,329,015	-
インドネシア・ルピア	4,329,015	-	4,329,015	-
買建	205,408,311	-	204,718,188	△690,123
アメリカ・ドル	205,408,311	-	204,718,188	△690,123
合計	209,737,326	-	209,047,203	△690,123

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2024年5月31日現在
1口当たり純資産額	2.7196円
(1万口当たり純資産額)	(27,196円)

「外国株式インデックスマザーファンド」の状況  
 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	4,113,839,728
コール・ローン	20,450,476,077
株式	515,770,117,832
投資証券	9,989,938,894
派生商品評価勘定	293,922,274
未収入金	59,080,657
未収配当金	753,597,426
差入委託証拠金	11,581,674,491
流動資産合計	563,012,647,379
資産合計	563,012,647,379
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	261,920,599
未払金	24,014,030
未払解約金	162,826,400
流動負債合計	448,761,029
負債合計	448,761,029
純資産の部	
元本等	
元本	※1 87,134,701,799
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	475,429,184,551
元本等合計	562,563,886,350
純資産合計	562,563,886,350
負債純資産合計	563,012,647,379

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>



区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首	2023 年 12 月 1 日
期首元本額	78,806,686,628 円
期中追加設定元本額	11,726,650,827 円
期中一部解約元本額	3,398,635,656 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ外国株式インデックスVA	232,388,722 円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	1,404,824 円
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	19,314,674 円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	3,622,837 円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	105,788,926 円
外国株式インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	104,501,488 円
ダイワバランスファンド2023-01(適格機関投資家専用)	81,610,632 円
外国株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	3,490,438,300 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	772,121,643 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)	5,175,790,737 円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	563,875,290 円
D-I's 外国株式インデックス	16,363,152 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	48,067,874 円
i F r e e 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)	8,525,433,489 円
i F r e e 8資産バランス	1,462,261,186 円

区分	2024年5月31日現在
i F r e e 年金バランス	334,585,574 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	14,602,034 円
DCダイワ外国株式インデックス	49,896,209,994 円
ダイワ・ライフ・バランス30	480,436,092 円
ダイワ・ライフ・バランス50	1,042,220,980 円
ダイワ・ライフ・バランス70	1,025,285,494 円
大和DC海外株式インデックスファンド	1,385,105,652 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	10,031,122 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	11,447,027 円
ダイワつみたてインデックス外国株式	2,463,619,508 円
ダイワつみたてインデックスバランス30	1,895,870 円
ダイワつみたてインデックスバランス50	2,503,591 円
ダイワつみたてインデックスバランス70	5,490,305 円
ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）	14,642,600 円
ダイワ世界バランスファンド40VA	44,789,089 円
ダイワ世界バランスファンド60VA	30,229,918 円
ダイワ・バランスファンド35VA	760,035,852 円
ダイワ・バランスファンド25VA（適格機関投資家専用）	43,613,830 円
ダイワバランスファンド2021-02（適格機関投資家専用）	127,189,928 円
スタイル9（4資産分散・保守型）	116,889 円
スタイル9（4資産分散・バランス型）	982,368 円
スタイル9（4資産分散・積極型）	1,373,965 円
スタイル9（6資産分散・保守型）	76,460 円
スタイル9（6資産分散・バランス型）	1,752,325 円
スタイル9（6資産分散・積極型）	2,146,386 円
スタイル9（8資産分散・保守型）	88,372 円
スタイル9（8資産分散・バランス型）	1,300,724 円
スタイル9（8資産分散・積極型）	3,817,003 円
ダイワ・インデックスセレクト 外国株式	1,295,275,018 円
ダイワ・ノーロード 外国株式ファンド	421,571,474 円
ダイワ外国株式インデックス（為替ヘッジなし）（ダイワSMA専用）	3,642,609,230 円
ダイワ投信倶楽部外国株式インデックス	3,165,982,258 円
ダイワライフスタイル25	7,313,441 円
ダイワライフスタイル50	35,008,019 円
ダイワライフスタイル75	29,911,662 円
ダイワバランスファンド2023-08（適格機関投資家専用）	81,305,208 円
ダイワバランスファンド2024-01（適格機関投資家専用）	78,711,436 円
ダイワバランスファンド2024-05（適格機関投資家専用）	68,441,327 円
計	87,134,701,799 円
2. 期末日における受益権の総数	87,134,701,799 口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年5月31日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引				
株価指数 先物取引				
買建	36,314,139,279	-	36,305,293,624	△8,845,655
合計	36,314,139,279	-	36,305,293,624	△8,845,655

(注)

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	20,236,888,010	-	20,277,735,340	40,847,330
アメリカ・ドル	13,698,045,140	-	13,691,135,500	△6,909,640
イギリス・ポンド	1,027,729,850	-	1,036,893,000	9,163,150
オーストラリア・ドル	747,907,990	-	758,597,750	10,689,760
カナダ・ドル	1,725,089,450	-	1,728,272,090	3,182,640
スイス・フラン	1,149,048,400	-	1,162,785,000	13,736,600
ユーロ	1,889,067,180	-	1,900,052,000	10,984,820
合計	20,236,888,010	-	20,277,735,340	40,847,330

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
  3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2024年5月31日現在
1口当たり純資産額	6.4563円
(1万口当たり純資産額)	(64,563円)

### 【ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年7月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックスの2023年12月1日から2024年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックスの2024年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス

(1) 【中間貸借対照表】

		当中間計算期間末 2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		4,813,501
親投資信託受益証券		2,270,164,056
未収入金		3,910,964
流動資産合計		2,278,888,521
資産合計		2,278,888,521
負債の部		
流動負債		
未払解約金		4,901,029
未払受託者報酬		148,116
未払委託者報酬		1,333,432
その他未払費用		74,006
流動負債合計		6,456,583
負債合計		6,456,583
純資産の部		
元本等		
元本	※1	2,440,814,770
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	※2	△168,382,832
(分配準備積立金)		9,418,696
元本等合計		2,272,431,938
純資産合計		2,272,431,938
負債純資産合計		2,278,888,521



## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	734
有価証券売買等損益	△67,815,959
営業収益合計	△67,815,225
営業費用	
支払利息	123
受託者報酬	148,116
委託者報酬	1,333,432
その他費用	74,006
営業費用合計	1,555,677
営業利益又は営業損失 (△)	△69,370,902
経常利益又は経常損失 (△)	△69,370,902
中間純利益又は中間純損失 (△)	△69,370,902
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△3,005,348
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△123,518,672
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,983,965
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	39,983,965
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,482,571
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	18,482,571
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△168,382,832

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首元本額	2,975,883,421 円
期中追加設定元本額	429,306,157 円
期中一部解約元本額	964,374,808 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	2,440,814,770 口
3. ※2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 168,382,832 円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末  
2024年5月31日現在

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2024年5月31日現在
1口当たり純資産額	0.9310円
(1万口当たり純資産額)	(9,310円)

(参考)

当ファンドは、「日本債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「日本債券インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	305,989,861
国債証券	96,154,937,240
地方債証券	6,739,298,500
特殊債券	3,822,859,400
社債券	8,902,518,800
未収利息	241,339,115
前払費用	12,424,229
流動資産合計	116,179,367,145
資産合計	116,179,367,145
負債の部	
流動負債	
未払金	100,000,000
未払解約金	150,574,421
流動負債合計	250,574,421
負債合計	250,574,421
純資産の部	
元本等	
元本	※1 88,774,999,118
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	27,153,793,606
元本等合計	115,928,792,724
純資産合計	115,928,792,724
負債純資産合計	116,179,367,145

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首	2023 年 12 月 1 日
期首元本額	82,851,732,167 円
期中追加設定元本額	13,224,411,195 円
期中一部解約元本額	7,301,144,244 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	34,251,260 円
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	216,730,126 円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	41,043,894 円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	510,580,994 円
DCダイワ日本債券インデックス	10,365,858,442 円
ダイワ国内債券インデックス(ラップ専用)	15,356,865,340 円
ダイワ・バランスファンド35VA	8,258,511,143 円
ダイワ・バランスファンド25VA(適格機関投資家専用)	1,455,576,148 円
ダイワ国内バランスファンド25VA(適格機関投資家専用)	204,477,420 円
ダイワ国内バランスファンド30VA(適格機関投資家専用)	207,601,314 円
ダイワ・ノーロード 日本債券ファンド	61,483,152 円
ダイワファンドラップ 日本債券インデックス	28,721,071,610 円
ダイワ日本債券インデックス(ダイワSMA専用)	13,584,179,795 円
ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス	1,738,390,425 円
スタイル9(4資産分散・保守型)	1,899,372 円

区分	2024年5月31日現在
スタイル9 (4資産分散・バランス型)	4,382,750円
スタイル9 (4資産分散・積極型)	448,084円
スタイル9 (6資産分散・保守型)	1,385,212円
スタイル9 (6資産分散・バランス型)	8,738,113円
スタイル9 (6資産分散・積極型)	731,428円
スタイル9 (8資産分散・保守型)	1,766,836円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	6,952,823円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	1,299,306円
ダイワ・インデックスセレクト 日本債券	733,989,366円
ダイワ投信倶楽部日本債券インデックス	5,969,847,248円
ダイワライフスタイル25	457,756,265円
ダイワライフスタイル50	637,936,748円
ダイワライフスタイル75	191,244,504円
計	88,774,999,118円
2. 期末日における受益権の総数	88,774,999,118口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年5月31日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2024年5月31日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2024年5月31日現在
1口当たり純資産額	1.3059円
(1万口当たり純資産額)	(13,059円)

**【ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）】**

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年7月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）の2023年12月1日から2024年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス（為替ヘッジあり）の2024年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚



偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)

(1) 【中間貸借対照表】

		当中間計算期間末 2024年5月31日現在 金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		16,841,261
親投資信託受益証券		3,808,406,564
未収入金		2,163,386
流動資産合計		3,827,411,211
資産合計		3,827,411,211
負債の部		
流動負債		
未払解約金		5,861,483
未払受託者報酬		446,583
未払委託者報酬		4,912,828
その他未払費用		167,389
流動負債合計		11,388,283
負債合計		11,388,283
純資産の部		
元本等		
元本	※1	4,499,397,465
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	※2	△683,374,537
(分配準備積立金)		118,400,254
元本等合計		3,816,022,928
純資産合計		3,816,022,928
負債純資産合計		3,827,411,211

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	2, 198
有価証券売買等損益	△72, 775, 764
営業収益合計	△72, 773, 566
営業費用	
支払利息	350
受託者報酬	446, 583
委託者報酬	4, 912, 828
その他費用	167, 389
営業費用合計	5, 527, 150
営業利益又は営業損失 (△)	△78, 300, 716
経常利益又は経常損失 (△)	△78, 300, 716
中間純利益又は中間純損失 (△)	△78, 300, 716
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△1, 354, 699
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△638, 372, 917
剰余金増加額又は欠損金減少額	134, 380, 240
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	134, 380, 240
剰余金減少額又は欠損金増加額	102, 435, 843
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	102, 435, 843
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△683, 374, 537

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首元本額	4,725,481,446 円
期中追加設定元本額	772,618,017 円
期中一部解約元本額	998,701,998 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	4,499,397,465 口
3. ※2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 683,374,537 円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末  
2024年5月31日現在

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2024年5月31日現在
1口当たり純資産額	0.8481円
(1万口当たり純資産額)	(8,481円)

(参考)

当ファンドは、「外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,355,009,846
コール・ローン	1,454,253,035
国債証券	122,263,160,507
派生商品評価勘定	12,603,883
未収入金	105,167,513
未収利息	907,501,243
前払費用	72,379,829
差入委託証拠金	232,983,477
流動資産合計	126,403,059,333
資産合計	126,403,059,333
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	736,361,095
未払金	19,511,430
未払解約金	34,401,777
流動負債合計	790,274,302
負債合計	790,274,302
純資産の部	
元本等	
元本	※1 151,510,748,792
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※2 △25,897,963,761
元本等合計	125,612,785,031
純資産合計	125,612,785,031
負債純資産合計	126,403,059,333

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首	2023 年 12 月 1 日
期首元本額	153,736,520,659 円
期中追加設定元本額	19,366,487,225 円
期中一部解約元本額	21,592,259,092 円

区分	2024年5月31日現在
期末元本額の内訳 ファンド名 ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用) ダイワファンドラップ 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) ダイワ先進国債券インデックス (為替ヘッジあり) (ラップ専用) ダイワバランスファンド 2021-02 (適格機関投資家専用) ダイワ外国債券インデックス (為替ヘッジあり) (ダイワSMA専用) ダイワバランスファンド 2023-08 (適格機関投資家専用) ダイワバランスファンド 2024-01 (適格機関投資家専用) ダイワバランスファンド 2024-05 (適格機関投資家専用) 計	2,377,978,841 円 117,001,063,207 円 4,593,422,463 円 18,840,591 円 3,706,089,814 円 16,830,111,818 円 2,369,212,908 円 2,284,797,457 円 2,329,231,693 円 151,510,748,792 円
2. 期末日における受益権の総数	151,510,748,792 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 25,897,963,761 円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年5月31日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 債券関連



種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引				
債券先物取引				
買建	2,095,748,530	-	2,093,537,228	△2,211,302
合計	2,095,748,530	-	2,093,537,228	△2,211,302

- (注) 1. 時価の算定方法  
債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場  
場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も  
近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は  
期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## 2. 通貨関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	124,214,015,265	-	124,935,561,175	△721,545,910
アメリカ・ドル	56,736,252,094	-	56,761,497,107	△25,245,013
イギリス・ポンド	6,378,214,281	-	6,488,722,805	△110,508,524
イスラエル・シェケル	505,629,284	-	509,216,298	△3,587,014
オーストラリア・ドル	1,743,206,698	-	1,780,540,752	△37,334,054
オフショア・人民元	12,161,187,283	-	12,154,320,244	6,867,039
カナダ・ドル	2,665,426,985	-	2,676,140,159	△10,713,174
シンガポール・ドル	622,842,444	-	628,720,432	△5,877,988
スウェーデン・クローナ	302,613,283	-	313,217,760	△10,604,477
デンマーク・クローネ	405,448,311	-	410,289,442	△4,841,131

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
ニュージーランド・ドル	303,810,656	-	314,460,488	△10,649,832
ノルウェー・クローネ	214,921,697	-	225,453,484	△10,531,787
ポーランド・ズロチ	710,231,686	-	727,096,265	△16,864,579
マレーシア・リンギット	721,815,760	-	718,629,733	3,186,027
メキシコ・ペソ	1,094,605,404	-	1,101,831,273	△7,225,869
ユーロ	39,647,809,399	-	40,125,424,933	△477,615,534
合計	124,214,015,265	-	124,935,561,175	△721,545,910

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の  
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2024年5月31日現在	
1口当たり純資産額		0.8291円
(1万口当たり純資産額)		(8,291円)

**【ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）】**

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年7月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2023年12月1日から2024年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし）の2024年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報

の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

(1) 【中間貸借対照表】

		当中間計算期間末 2024年5月31日現在 金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		21,087,243
親投資信託受益証券		5,221,486,268
未収入金		1,833,561
流動資産合計		5,244,407,072
資産合計		5,244,407,072
負債の部		
流動負債		
未払解約金		6,647,232
未払受託者報酬		452,920
未払委託者報酬		5,209,161
その他未払費用		169,766
流動負債合計		12,479,079
負債合計		12,479,079
純資産の部		
元本等		
元本	※1	3,836,164,111
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		1,395,763,882
(分配準備積立金)		410,617,444
元本等合計		5,231,927,993
純資産合計		5,231,927,993
負債純資産合計		5,244,407,072

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	2, 523
有価証券売買等損益	288, 477, 673
営業収益合計	288, 480, 196
営業費用	
支払利息	303
受託者報酬	452, 920
委託者報酬	5, 209, 161
その他費用	169, 766
営業費用合計	5, 832, 150
営業利益又は営業損失 (△)	282, 648, 046
経常利益又は経常損失 (△)	282, 648, 046
中間純利益又は中間純損失 (△)	282, 648, 046
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	13, 443, 544
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	792, 182, 610
剰余金増加額又は欠損金減少額	448, 040, 889
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	448, 040, 889
剰余金減少額又は欠損金増加額	113, 664, 119
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	113, 664, 119
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	1, 395, 763, 882

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首元本額	2,858,028,543 円
期中追加設定元本額	1,384,334,428 円
期中一部解約元本額	406,198,860 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	3,836,164,111 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)



	当中間計算期間末 2024年5月31日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3638円 (13,638円)

(参考)

当ファンドは、「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」受益証券、「外国債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	559,089,284
コール・ローン	891,164,617
国債証券	45,614,464,666
派生商品評価勘定	7,889,708
未収入金	199,303,295
未収利息	865,984,261
前払費用	73,937,838
流動資産合計	48,211,833,669
資産合計	48,211,833,669
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	195,782
未払金	110,085,106
未払解約金	2,185,395
流動負債合計	112,466,283
負債合計	112,466,283
純資産の部	
元本等	
元本	※1 25,283,648,966
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	22,815,718,420
元本等合計	48,099,367,386
純資産合計	48,099,367,386
負債純資産合計	48,211,833,669

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首	2023 年 12 月 1 日
期首元本額	22,944,309,020 円
期中追加設定元本額	2,770,846,930 円
期中一部解約元本額	431,506,984 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
新興国債券インデックスファンド (FOFs 用)	553,187,968 円
(適格機関投資家専用)	

区分	2024年5月31日現在
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	456,402,325 円
ダイワファンドラップオンライン 外国債券イン デックス エマージングプラス (為替ヘッジな し)	546,991,378 円
D-I's 新興国債券インデックス	66,136,079 円
iFree 新興国債券インデックス	8,965,925,556 円
iFree 8資産バランス	4,837,279,146 円
ダイワ新興国債券インデックス (為替ヘッジな し) (投資一任専用)	5,272,746 円
DCダイワ新興国債券インデックスファンド	9,688,114,933 円
スタイル9 (8資産分散・保守型)	28,024 円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	606,101 円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	680,760 円
ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券	123,747,446 円
ダイワ・ノーロード 新興国債券ファンド	39,276,504 円
計	25,283,648,966 円
2. 期末日における受益権の総数	25,283,648,966 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年5月31日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上 額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表 計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載してありま す。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
売建	136,755,200	-	136,262,400	492,800
タイ・パーツ	136,755,200	-	136,262,400	492,800
買建	497,568,768	-	504,769,894	7,201,126
インドネシア・ルピア	14,544,000	-	14,550,000	6,000
オフショア・人民元	17,230,800	-	17,274,720	43,920
チェコ・コルナ	76,056,012	-	78,165,240	2,109,228
トルコ・リラ	32,810,400	-	33,822,600	1,012,200
ハンガリー・フォリント	38,417,400	-	39,183,480	766,080
ブラジル・レアル	24,249,824	-	24,078,720	△171,104
ポーランド・ズロチ	50,533,950	-	51,463,230	929,280
マレーシア・リンギット	18,005,382	-	17,980,704	△24,678
メキシコ・ペソ	91,171,000	-	91,948,000	777,000
ルーマニア・レイ	134,550,000	-	136,303,200	1,753,200
合計	634,323,968	-	641,032,294	7,693,926

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の  
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2024年5月31日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9024円 (19,024円)

「外国債券インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	4,259,913,048
コール・ローン	2,255,789,530
国債証券	309,220,514,522
派生商品評価勘定	8,827,924
未収入金	981,906
未収利息	2,368,221,876
前払費用	154,130,300
流動資産合計	318,268,379,106
資産合計	318,268,379,106
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,502,682
未払金	575,815,395
未払解約金	94,126,707
流動負債合計	671,444,784
負債合計	671,444,784
純資産の部	
元本等	
元本	※1 86,484,983,635
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	231,111,950,687
元本等合計	317,596,934,322
純資産合計	317,596,934,322
負債純資産合計	318,268,379,106

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首	2023 年 12 月 1 日
期首元本額	82,595,678,754 円
期中追加設定元本額	7,823,275,242 円
期中一部解約元本額	3,933,970,361 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ外国債券インデックスVA	350,236,069 円
ダイワ国内重視バランスファンド30VA(一般投資家私募)	4,950,980 円



区分	2024年5月31日現在
ダイワ国内重視バランスファンド50VA(一般投資家私募)	33,722,207円
ダイワ国際分散バランスファンド30VA(一般投資家私募)	14,812,611円
ダイワ国際分散バランスファンド50VA(一般投資家私募)	185,995,811円
外国債券インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	725,087,582円
外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	585,182,440円
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	947,088,632円
ダイワファンドラップ 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)	4,800,308,505円
ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス(為替ヘッジなし)	1,138,493,552円
D-I's 外国債券インデックス	1,744,266円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	21,269,758円
iFree 外国債券インデックス	2,103,968,435円
iFree 8資産バランス	2,506,197,108円
iFree 年金バランス	588,397,855円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	1,723,571円
DCダイワ外国債券インデックス	51,814,722,661円
ダイワ・ライフ・バランス30	1,177,196,338円
ダイワ・ライフ・バランス50	874,156,311円
ダイワ・ライフ・バランス70	709,875,364円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/安定コース)	711,890,712円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/6分散コース)	577,596,785円
DCダイワ・ワールドアセット(六つの羽/成長コース)	235,535,408円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	35,092,344円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	21,533,507円
ダイワつみたてインデックス外国債券	2,265,628,149円
ダイワつみたてインデックスバランス30	4,872,476円
ダイワつみたてインデックスバランス50	2,189,154円
ダイワつみたてインデックスバランス70	3,880,664円
ダイワ先進国債券インデックス(為替ヘッジなし)(ラップ専用)	1,763,709,912円
ダイワ世界バランスファンド40VA	90,565,215円
ダイワ世界バランスファンド60VA	26,110,093円
ダイワ・バランスファンド35VA	2,647,176,457円
ダイワ・バランスファンド25VA(適格機関投資家専用)	170,383,732円
スタイル9(4資産分散・保守型)	76,753円
スタイル9(4資産分散・バランス型)	1,024,918円
スタイル9(4資産分散・積極型)	901,321円
スタイル9(6資産分散・保守型)	26,750円

区分	2024年5月31日現在
スタイル9 (6資産分散・バランス型)	677,159円
スタイル9 (6資産分散・積極型)	250,413円
スタイル9 (8資産分散・保守型)	34,304円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	684,312円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	722,301円
ダイワ・インデックスセレクト 外国債券	139,519,448円
ダイワ・ノーロード 外国債券ファンド	68,779,566円
ダイワ外国債券インデックス (為替ヘッジなし) (ダイワSMA専用)	3,150,587,823円
ダイワ投信倶楽部外国債券インデックス	5,877,969,983円
ダイワライフスタイル25	25,570,555円
ダイワライフスタイル50	59,561,312円
ダイワライフスタイル75	17,302,053円
計	86,484,983,635円
2. 期末日における受益権の総数	86,484,983,635口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年5月31日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2024年5月31日現在			評価損益 (円)
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	2,123,934,759	-	2,131,260,001	7,325,242

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
アメリカ・ドル	413,621,029	-	415,172,377	1,551,348
イギリス・ポンド	147,984,398	-	150,571,234	2,586,836
オフショア・人民元	892,126,206	-	891,275,791	△850,415
カナダ・ドル	213,863,437	-	214,723,020	859,583
シンガポール・ドル	43,339,166	-	43,748,173	409,007
スウェーデン・クローナ	14,479,514	-	14,986,920	507,406
ノルウェー・クローネ	13,254,895	-	13,904,424	649,529
マレーシア・リンギット	15,003,000	-	14,983,920	△19,080
メキシコ・ペソ	86,942,171	-	87,516,106	573,935
ユーロ	283,320,943	-	284,378,036	1,057,093
合計	2,123,934,759	-	2,131,260,001	7,325,242

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
  3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2024年5月31日現在
1口当たり純資産額	3.6723円
(1万口当たり純資産額)	(36,723円)

## 【ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックス】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年7月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン J-REITインデックスの2023年12月1日から2024年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックスの2024年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックス

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,315,499
親投資信託受益証券	1,872,880,863
流動資産合計	1,878,196,362
資産合計	1,878,196,362
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,376,928
未払受託者報酬	187,322
未払委託者報酬	1,779,871
その他未払費用	46,750
流動負債合計	4,390,871
負債合計	4,390,871
純資産の部	
元本等	
元本	※1 1,506,296,881
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	367,508,610
(分配準備積立金)	150,304,029
元本等合計	1,873,805,491
純資産合計	1,873,805,491
負債純資産合計	1,878,196,362

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	645
有価証券売買等損益	△51,629,925
営業収益合計	△51,629,280
営業費用	
支払利息	45
受託者報酬	187,322
委託者報酬	1,779,871
その他費用	46,750
営業費用合計	2,013,988
営業利益又は営業損失 (△)	△53,643,268
経常利益又は経常損失 (△)	△53,643,268
中間純利益又は中間純損失 (△)	△53,643,268
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	△3,405,450
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	357,154,772
剰余金増加額又は欠損金減少額	100,245,365
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	100,245,365
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,653,709
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	39,653,709
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	367,508,610



### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首元本額	1,230,899,425 円
期中追加設定元本額	415,602,122 円
期中一部解約元本額	140,204,666 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	1,506,296,881 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2024年5月31日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,2440円 (12,440円)

(参考)

当ファンドは、「ダイワJ-REITマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワJ-REITマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,426,571,713
投資証券	※2 326,669,448,900
派生商品評価勘定	241,024,000
未収入金	1,281,215,033
未収配当金	2,525,567,554
差入委託証拠金	540,943,786
流動資産合計	338,684,770,986
資産合計	338,684,770,986
負債の部	
流動負債	
前受金	129,640,000
未払解約金	2,139,038,000
流動負債合計	2,268,678,000
負債合計	2,268,678,000
純資産の部	
元本等	
元本	※1 105,439,967,288
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	230,976,125,698
元本等合計	336,416,092,986
純資産合計	336,416,092,986
負債純資産合計	338,684,770,986

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首	2023 年 12 月 1 日
期首元本額	129,201,842,129 円
期中追加設定元本額	4,128,406,041 円
期中一部解約元本額	27,890,280,882 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ J-REIT オープン	3,748,879,689 円
ダイワ J-REIT オープン (毎月分配型)	86,418,081,297 円
ダイワ J-REIT オープン (年 1 回決算型)	563,187,865 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー2050	24,421,331 円
iFree J-REIT インデックス	681,526,308 円
iFree 8 資産バランス	2,798,003,261 円
ダイワ J-REIT オープン (奇数月決算型)	95,850,672 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー2060	277,182 円
DC・ダイワ J-REIT オープン	5,297,500,260 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー2030	9,030,108 円
DC ダイワ・ターゲットイヤー2040	10,183,579 円
ダイワ国内 REIT インデックス (投資一任専用)	4,933,204 円
ダイワ・ノーロード J-REIT ファンド	89,059,350 円

区分	2024年5月31日現在
ダイワファンドラップ J-REITインデックス	3,626,482,549 円
ダイワ J-REITインデックス (ダイワ SMA 専用)	728,716,390 円
ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックス	586,999,581 円
スタイル9 (6資産分散・保守型)	38,043 円
スタイル9 (6資産分散・バランス型)	1,065,862 円
スタイル9 (6資産分散・積極型)	604,168 円
スタイル9 (8資産分散・保守型)	43,115 円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	807,088 円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	407,060 円
ダイワ・インデックスセレクト J-REIT	753,869,326 円
計	105,439,967,288 円
2. 期末日における受益権の総数	105,439,967,288 口
3. ※2 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 1,530,950,000 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年5月31日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

不動産投信関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)
		1年超		
市場取引				

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
不動産投信 指数先物取引  買建	9,507,960,000	-	9,749,600,000	241,640,000
合計	9,507,960,000	-	9,749,600,000	241,640,000

- (注)
1. 時価の算定方法  
不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場  
場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も  
近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
  2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
  3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
  4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2024年5月31日現在
1口当たり純資産額	3.1906円
(1万口当たり純資産額)	(31,906円)

**【ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）】**

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年7月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）の2023年12月1日から2024年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジあり）の2024年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚



偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年5月31日現在 金額 (円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		2,311,408
親投資信託受益証券		914,627,091
未収入金		400,000
流動資産合計		917,338,499
資産合計		917,338,499
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,043,833
未払受託者報酬		102,376
未払委託者報酬		1,408,179
その他未払費用		25,518
流動負債合計		2,579,906
負債合計		2,579,906
純資産の部		
元本等		
元本	※1	895,742,454
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		19,016,139
(分配準備積立金)		117,213,484
元本等合計		914,758,593
純資産合計		914,758,593
負債純資産合計		917,338,499

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	223
有価証券売買等損益	22,150,715
営業収益合計	22,150,938
営業費用	
支払利息	8
受託者報酬	102,376
委託者報酬	1,408,179
その他費用	31,458
営業費用合計	1,542,021
営業利益又は営業損失 (△)	20,608,917
経常利益又は経常損失 (△)	20,608,917
中間純利益又は中間純損失 (△)	20,608,917
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	7,943,122
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,343,733
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,224,775
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	8,224,775
剰余金減少額又は欠損金増加額	530,698
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	530,698
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	19,016,139

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首元本額	892,484,246 円
期中追加設定元本額	178,332,575 円
期中一部解約元本額	175,074,367 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	895,742,454 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2024年5月31日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0212円 (10,212円)

(参考)

当ファンドは、「先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	225,724,374
コール・ローン	190,150,523
投資信託受益証券	199,920,789
投資証券	23,684,620,494
派生商品評価勘定	66,898,958
未収入金	69,729,254
未収配当金	27,651,517
差入委託証拠金	371,813,393
流動資産合計	24,836,509,302
資産合計	24,836,509,302
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	133,500,608
未払金	13,225,316
未払解約金	400,000
流動負債合計	147,125,924
負債合計	147,125,924
純資産の部	
元本等	
元本	※1 29,932,010,449
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※2 △5,242,627,071
元本等合計	24,689,383,378
純資産合計	24,689,383,378
負債純資産合計	24,836,509,302

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首	2023 年 12 月 1 日
期首元本額	27,609,942,776 円
期中追加設定元本額	6,661,466,531 円
期中一部解約元本額	4,339,398,858 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワファンドラップ 外国 R E I T インデックス (為替ヘッジあり)	24,601,205,890 円
ダイワファンドラップオンライン 外国 R E I T インデックス (為替ヘッジあり)	1,108,907,725 円
ダイワ海外 R E I T インデックス (為替ヘッジあり) (投資一任専用)	1,517,667 円
ダイワ・マクロ・ナビゲーター・ファンド 2021-10 (為替ヘッジあり/適格機関投資家専用)	508,448,807 円
ダイワ外国 R E I T インデックス (為替ヘッジあり) (ダイワ SMA 専用)	3,711,930,360 円
計	29,932,010,449 円
2. 期末日における受益権の総数	29,932,010,449 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 5,242,627,071 円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券



区分	2024年5月31日現在
	<p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 不動産投信関連

種類	2024年5月31日現在				
	契約額等 (円)			時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超			
市場取引					
不動産投信 指数先物取引					
買建	929,587,543	-	884,877,716		△44,709,827
合計	929,587,543	-	884,877,716		△44,709,827

(注)

1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2024年5月31日現在				
	契約額等 (円)			時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建	24,111,361,116	-	24,133,252,939		△21,891,823

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
アメリカ・ドル	18,513,720,740	-	18,454,386,398	59,334,342
イギリス・ポンド	1,263,922,038	-	1,284,530,964	△20,608,926
イスラエル・シケル	33,625,549	-	33,747,020	△121,471
オーストラリア・ドル	1,828,283,652	-	1,868,467,825	△40,184,173
カナダ・ドル	376,185,848	-	377,419,920	△1,234,072
シンガポール・ドル	781,613,293	-	786,915,460	△5,302,167
ニュージーランド・ドル	78,688,772	-	81,651,418	△2,962,646
ユーロ	986,347,643	-	997,985,347	△11,637,704
香港・ドル	248,973,581	-	248,148,587	824,994
合計	24,111,361,116	-	24,133,252,939	△21,891,823

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
に評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2024年5月31日現在
1口当たり純資産額	0.8248円
(1万口当たり純資産額)	(8,248円)

**【ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）】**

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年7月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）の2023年12月1日から2024年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス（為替ヘッジなし）の2024年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2024年5月31日現在 金額 (円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		3,029,809
親投資信託受益証券		1,300,745,598
未収入金		240,000
流動資産合計		1,304,015,407
資産合計		1,304,015,407
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,427,442
未払受託者報酬		115,463
未払委託者報酬		1,588,181
その他未払費用		28,780
流動負債合計		3,159,866
負債合計		3,159,866
純資産の部		
元本等		
元本	※1	783,251,658
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		517,603,883
(分配準備積立金)		158,237,354
元本等合計		1,300,855,541
純資産合計		1,300,855,541
負債純資産合計		1,304,015,407

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	295
有価証券売買等損益	124,987,845
営業収益合計	124,988,140
営業費用	
支払利息	8
受託者報酬	115,463
委託者報酬	1,588,181
その他費用	28,780
営業費用合計	1,732,432
営業利益又は営業損失 (△)	123,255,708
経常利益又は経常損失 (△)	123,255,708
中間純利益又は中間純損失 (△)	123,255,708
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	9,822,486
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	290,589,786
剰余金増加額又は欠損金減少額	154,206,331
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	154,206,331
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,625,456
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	40,625,456
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	517,603,883

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首元本額	614,846,205 円
期中追加設定元本額	252,888,183 円
期中一部解約元本額	84,482,730 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	783,251,658 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2024 年 5 月 31 日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)



	当中間計算期間末 2024年5月31日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6608円 (16,608円)

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2024年5月31日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	405,898,215
コール・ローン	314,243,633
投資信託受益証券	1,516,375,488
投資証券	38,069,028,282
派生商品評価勘定	16,351,278
未収入金	10,339,068
未収配当金	40,977,049
差入委託証拠金	416,371,980
流動資産合計	40,789,584,993
資産合計	40,789,584,993
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	67,646,653
未払金	21,130,565
未払解約金	6,617,000
流動負債合計	95,394,218
負債合計	95,394,218
純資産の部	
元本等	
元本	※1 10,953,679,063
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	29,740,511,712
元本等合計	40,694,190,775
純資産合計	40,694,190,775
負債純資産合計	40,789,584,993

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2024 年 5 月 31 日現在
1. ※1 期首	2023 年 12 月 1 日
期首元本額	10,495,625,942 円
期中追加設定元本額	1,106,141,106 円
期中一部解約元本額	648,087,985 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用)	89,113,817 円
ダイワファンドラップ 外国 R E I T インデックス (為替ヘッジなし)	1,926,720,777 円
ダイワファンドラップオンライン 外国 R E I T インデックス (為替ヘッジなし)	350,123,980 円
D-I's グローバル R E I T インデックス	1,460,275 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	21,130,818 円
i F r e e 外国 R E I T インデックス	653,579,414 円
i F r e e 8資産バランス	2,472,497,788 円
グローバル・リート・インデックスファンド (資産形成型)	363,898,673 円
グローバル・リート・インデックスファンド (毎月決算型)	235,034,661 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	3,185,505 円
DCダイワ・グローバル R E I T インデックスファンド	4,122,859,979 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	7,892,040 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	8,810,480 円
ダイワ海外 R E I T インデックス (為替ヘッジなし) (投資一任専用)	4,227,916 円
ダイワバランスファンド 2021-02 (適格機関投資家専用)	138,883,701 円
スタイル 9 (6資産分散・保守型)	20,697 円
スタイル 9 (6資産分散・バランス型)	770,541 円
スタイル 9 (6資産分散・積極型)	680,372 円

区分	2024年5月31日現在
スタイル9 (8資産分散・保守型)	21,763 円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	523,774 円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	503,726 円
ダイワ・インデックスセレクト グローバルREIT	204,930,836 円
ダイワ・ノーロード グローバルREITファン ド	64,077,491 円
ダイワ外国REITインデックス (為替ヘッジ なし) (ダイワSMA専用)	29,214,135 円
ダイワバランスファンド 2023-08 (適格機関投資 家専用)	88,790,418 円
ダイワバランスファンド 2024-01 (適格機関投資 家専用)	84,431,748 円
ダイワバランスファンド 2024-05 (適格機関投資 家専用)	80,293,738 円
計	10,953,679,063 円
2. 期末日における受益権の総数	10,953,679,063 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年5月31日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上 額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表 計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載してありま す。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 不動産投信関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引				
不動産投信 指数先物取引				

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
買建	1,169,371,335	-	1,117,539,404	△51,831,931
合計	1,169,371,335	-	1,117,539,404	△51,831,931

- (注) 1. 時価の算定方法  
 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
 原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場  
 で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も  
 近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は  
 期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## 2. 通貨関連

種類	2024年5月31日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価	評価損益
			(円)	(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	311,320,594	-	311,857,150	536,556
アメリカ・ドル	207,363,024	-	206,675,700	△687,324
ユーロ	103,957,570	-	105,181,450	1,223,880
合計	311,320,594	-	311,857,150	536,556

- (注) 1. 時価の算定方法  
 (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう  
 に評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
 る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい  
 ない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている  
 場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先  
 物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい  
 ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値  
 を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
  3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2024年5月31日現在
1口当たり純資産額	3.7151円
(1万口当たり純資産額)	(37,151円)

## 2【ファンドの現況】

### ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス

#### 【純資産額計算書】

2024年5月31日

I 資産総額	6,765,449,890 円
II 負債総額	11,463,154 円
III 純資産総額 (I - II)	6,753,986,736 円
IV 発行済数量	3,205,870,328 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	2.1068 円

(参考) トピックス・インデックス・マザーファンド

#### 純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	366,126,670,742 円
II 負債総額	8,810,148,510 円
III 純資産総額 (I - II)	357,316,522,232 円
IV 発行済数量	177,477,093,882 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	2.0133 円

### ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス (為替ヘッジあり)

#### 純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	3,010,866,046 円
II 負債総額	8,881,428 円
III 純資産総額 (I - II)	3,001,984,618 円
IV 発行済数量	1,587,239,809 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.8913 円

(参考) 外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

#### 純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	117,843,850,713 円
II 負債総額	735,444,277 円
III 純資産総額 (I - II)	117,108,406,436 円



IV 発行済数量	38,122,623,642 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	3.0719 円

ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	4,609,888,366 円
II 負債総額	11,904,946 円
III 純資産総額 (I - II)	4,597,983,420 円
IV 発行済数量	1,677,643,465 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2.7407 円

(参考) 外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	563,012,647,379 円
II 負債総額	448,761,029 円
III 純資産総額 (I - II)	562,563,886,350 円
IV 発行済数量	87,134,701,799 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	6.4563 円

(参考) ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	36,240,019,309 円
II 負債総額	146,724,218 円
III 純資産総額 (I - II)	36,093,295,091 円
IV 発行済数量	13,271,455,202 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2.7196 円

ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	2,278,888,521 円
--------	-----------------

II 負債総額	6,456,583 円
III 純資産総額 (I - II)	2,272,431,938 円
IV 発行済数量	2,440,814,770 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.9310 円

(参考) 日本債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	116,179,367,145 円
II 負債総額	250,574,421 円
III 純資産総額 (I - II)	115,928,792,724 円
IV 発行済数量	88,774,999,118 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.3059 円

ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス (為替ヘッジあり)

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	3,827,411,211 円
II 負債総額	11,388,283 円
III 純資産総額 (I - II)	3,816,022,928 円
IV 発行済数量	4,499,397,465 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.8481 円

(参考) 外国債券インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	126,403,059,333 円
II 負債総額	790,274,302 円
III 純資産総額 (I - II)	125,612,785,031 円
IV 発行済数量	151,510,748,792 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.8291 円

ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	5,244,407,072 円
II 負債総額	12,479,079 円
III 純資産総額 (I - II)	5,231,927,993 円
IV 発行済数量	3,836,164,111 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.3638 円

(参考) 外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	318,268,379,106 円
II 負債総額	671,444,784 円
III 純資産総額 (I - II)	317,596,934,322 円
IV 発行済数量	86,484,983,635 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	3.6723 円

(参考) ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	48,211,833,669 円
II 負債総額	112,466,283 円
III 純資産総額 (I - II)	48,099,367,386 円
IV 発行済数量	25,283,648,966 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.9024 円

ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックス

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	1,878,196,362 円
II 負債総額	4,390,871 円
III 純資産総額 (I - II)	1,873,805,491 円
IV 発行済数量	1,506,296,881 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.2440 円

(参考) ダイワJ-REITマザーファンド

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	338,684,770,986 円
II 負債総額	2,268,678,000 円
III 純資産総額 (I - II)	336,416,092,986 円
IV 発行済数量	105,439,967,288 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	3.1906 円

ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジあり)

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	917,338,499 円
II 負債総額	2,579,906 円
III 純資産総額 (I - II)	914,758,593 円
IV 発行済数量	895,742,454 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0212 円

(参考) 先進国リート・インデックス (為替ヘッジあり) マザーファンド

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	24,836,509,302 円
II 負債総額	147,125,924 円
III 純資産総額 (I - II)	24,689,383,378 円
IV 発行済数量	29,932,010,449 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.8248 円

ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジなし)

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	1,304,015,407 円
II 負債総額	3,159,866 円
III 純資産総額 (I - II)	1,300,855,541 円
IV 発行済数量	783,251,658 口

V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ) 1.6608 円

(参考) ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2024年5月31日

I 資産総額	40,789,584,993 円
II 負債総額	95,394,218 円
III 純資産総額 (I - II)	40,694,190,775 円
IV 発行済数量	10,953,679,063 口
V 1 単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	3.7151 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
  - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。  
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
- (8) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約

款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

2024年5月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### ② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

##### ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。



## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2024年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	87	334,309
追加型株式投資信託	795	29,193,747
株式投資信託 合計	882	29,528,056
単位型公社債投資信託	99	181,645
追加型公社債投資信託	14	1,503,020
公社債投資信託 合計	113	1,684,665
総合計	995	31,212,721

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部 啓太

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぼ生命保険を割当先とする新株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,982	4,813
有価証券	346	503
前払費用	393	481
未収委託者報酬	12,525	16,513
未収収益	47	78
関係会社短期貸付金	22,100	23,400
その他	59	88
流動資産計	37,455	45,878
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	3	2
器具備品	193	174
無形固定資産	1,482	1,342
ソフトウェア	1,351	1,063
ソフトウェア仮勘定	131	279
投資その他の資産	13,824	13,660
投資有価証券	8,260	8,448
関係会社株式	3,475	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,066	1,021
繰延税金資産	824	524
その他	20	12
固定資産計	15,503	15,180
資産合計	52,959	61,058

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	101	158
未払金	5,874	6,187
未払収益分配金	38	39
未払償還金	12	12
未払手数料	4,525	5,849
その他未払金	※2 1,297	※2 285
未払費用	3,987	5,035
未払法人税等	560	3,842
未払消費税等	327	872
賞与引当金	692	1,048
その他	2	1
流動負債計	11,545	17,146
固定負債		
退職給付引当金	2,276	2,227
役員退職慰労引当金	51	62
その他	0	-
固定負債計	2,329	2,289
負債合計	13,874	19,435
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,505	13,048
利益剰余金合計	11,879	13,422
株主資本合計	38,549	40,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	534	1,530
評価・換算差額等合計	534	1,530
純資産合計	39,084	41,623
負債・純資産合計	52,959	61,058

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,845	76,221
その他営業収益	559	717
営業収益計	70,405	76,939
営業費用		
支払手数料	29,405	31,497
広告宣伝費	662	947
調査費	9,638	10,709
調査費	1,469	1,700
委託調査費	8,169	9,009
委託計算費	1,783	1,783
営業雑経費	1,658	2,285
通信費	181	163
印刷費	468	514
協会費	51	51
諸会費	17	18
その他営業雑経費	939	1,538
営業費用計	43,147	47,224
一般管理費		
給料	5,788	6,601
役員報酬	317	483
給料・手当	4,369	4,543
賞与	409	527
賞与引当金繰入額	692	1,048
福利厚生費	874	969
交際費	66	96
旅費交通費	95	192
租税公課	476	508
不動産賃借料	1,300	1,269
退職給付費用	488	334
役員退職慰労引当金繰入額	38	6
固定資産減価償却費	625	478
諸経費	2,193	1,888
一般管理費計	11,946	12,346
営業利益	15,310	17,368

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	286	220
受取配当金	25	40
有価証券償還益	150	32
その他	146	93
営業外収益計	608	388
営業外費用		
有価証券償還損	2	196
投資有価証券売却損	244	1
その他	31	18
営業外費用計	277	215
経常利益	15,642	17,540
特別損失		
システム刷新関連費用	-	153
投資有価証券評価損	257	132
関係会社整理損失	229	-
特別損失計	486	286
税引前当期純利益	15,155	17,253
法人税、住民税及び事業税	4,589	5,533
法人税等調整額	248	△139
法人税等合計	4,838	5,394
当期純利益	10,317	11,859



## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	-	-	-	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,316
当期純利益	-	-	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及びび参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

### (重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」のその他に表示していた171百万円は、「受取配当金」25百万円、「その他」146百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	38百万円	39百万円
器具備品	296百万円	308百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
未払金	1,178百万円	236百万円

3 保証債務

前事業年度 (2023年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度 (2024年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,354 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額	10,316百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	3,955円
④ 基準日	2023年3月31日
⑤ 効力発生日	2023年6月27日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額	11,858百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	4,546円
④ 基準日	2024年3月31日
⑤ 効力発生日	2024年6月20日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①市場リスクの管理

###### (i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

###### (ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

##### ②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

### 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	—	7,939
資産合計	57	7,882	—	7,939

当事業年度（2024年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	—	8,285
資産合計	144	8,141	—	8,285

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	666
子会社株式	1,448	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2023年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,448百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2024年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,448百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	57	55	1
(2) その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 666百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	144	55	89
(2) その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	△213
小計	1,543	1,756	△213
合計	8,285	6,079	2,205

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 666百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。



### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,399百万円	2,276百万円
勤務費用	150	138
退職給付の支払額	△ 322	△ 266
その他	48	78
退職給付債務の期末残高	2,276	2,227

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,276 百万円	2,227 百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,276	2,227
退職給付引当金	2,276	2,227
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,276	2,227

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	150 百万円	138 百万円
その他	153	9
確定給付制度に係る退職給付費用	303	147

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度184百万円、当事業年度187百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	697	681
賞与引当金	182	262
投資有価証券評価損	177	204
未払事業税	114	197
関係会社株式評価損	155	155
出資金評価損	94	94
システム関連費用	68	25
その他	309	289
繰延税金資産小計	1,799	1,910
評価性引当額	△ 459	△ 486
繰延税金資産合計	1,339	1,424
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 356	△ 740
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 515	△ 899
繰延税金資産の純額	824	524

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 76,221 百万円、その他 717 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	17,100 0	関係会社短期貸付金 -	22,100 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	11,100 0	関係会社短期貸付金 -	23,400 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2,112	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2,354	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料 (注2)	13,072	未払手数料	2,663
							不動産の賃借料 (注3)	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料 (注2)	13,749	未払手数料	3,491
							不動産の賃借料 (注3)	1,030	長期差入保証金	1,010
同一の親会社をもつ会社	株大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	902	未払費用	87

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	14,983.42円	1株当たり純資産額 15,956.63円
1株当たり当期純利益	3,955.35円	1株当たり当期純利益 4,546.57円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益(百万円)	10,317	11,859
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

(株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行)

2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議いたしました。条件等は次のとおりであります。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込期日	2024年7月1日(予定)
資金の使途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80% 株式会社かんぽ生命保険：20%



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
2024年5月15日、株式会社かんぼ生命保険と資本業務提携を締結いたしました。本提携に基づき2024年7月1日付、かんぼ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施する予定です。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実  
訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資成果を東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

トピックス・インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の株式に投資し、投資成果を東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限  
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券等への投資制限  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への投資は、行ないません。
- ⑦ スワップ取引の範囲  
スワップ取引は、約款第23条の範囲で行ないません。
- ⑧ 金利先渡取引の範囲  
金利先渡取引は、約款第24条の範囲で行ないません。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(ダイワファンドラップオンライン TOPIXインデックス)  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,500億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたトピックス・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証券ならびに第12号および第17号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取

引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。



(スワップ取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2017年1月11日から2017年11月30日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて

益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、東証株価指数（配当込み）が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないません。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定

に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## (付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2017年 1月11日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス  
(為替ヘッジあり))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社



## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ マザーファンドにおける外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限  
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券等への投資制限  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ スワップ取引の範囲  
スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲  
金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス (為替ヘッジあり))  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができる

ものとしします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りします。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるとのみに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができ

ます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマ

ザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入る有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうも

のとします。

- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を



行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2017年1月11日から2017年11月30日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の30.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計

算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（以下に支払います。）

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（以下に支払います。））に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった

当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ヘッジ・ベース)が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社

が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし  
ます。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受  
益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数  
により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受  
益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をい  
い、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下  
「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいま  
す。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または  
金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取  
決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として  
定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該  
指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引を  
いいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日ま  
での期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国  
為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条  
において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替  
取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、  
その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅  
を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数  
値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から  
決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本と  
して定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として  
行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にか  
かる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日  
における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2017年 1月11日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

## I 別に定める取引所

約款第12条および第45条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

## 追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス  
エマージングプラス (為替ヘッジなし))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、海外の株式市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

次の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

イ. 外国株式インデックスマザーファンドの受益証券

ロ. ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドの受益証券

#### (2) 投資態度

① 主として、海外の株価指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の株式市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

② 各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないます。

外国株式インデックスマザーファンドの受益証券……………信託財産の純資産総額の 80%

ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンドの受益証券

……………信託財産の純資産総額の 20%

③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される  
とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれない  
ことがあります。

#### (3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産  
総額の20%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資  
割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額  
の5%以下とします。

⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を  
勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないこと  
があります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。



## 追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし))  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流

動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックスマザーファンドおよびダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)およ

び新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定

める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財

産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をすることとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。



(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2017年1月11日から2017年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の31.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者

は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2017年 1月11日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第45条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

## 追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をダイワ・ボンド・インデックス（DBI）総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

日本債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債に投資し、投資成果をダイワ・ボンド・インデックス（DBI）総合指数の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

##### ① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

##### ② 株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使等により取得したものに限り。

株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

##### ③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

##### ④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### ⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、行ないません。

##### ⑦ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第23条の範囲で行ないません。

##### ⑧ 金利先渡取引の範囲

金利先渡取引は、約款第24条の範囲で行ないません。

### 3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(ダイワファンドラップオンライン 日本債券インデックス)  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか



じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された日本債券インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑨ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引の運用指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
  - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
    1. 信託財産の保存にかかる業務
    2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
    3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
    4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま

す。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2017年1月11日から2017年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて利益が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の20.5以内の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指



定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、ダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数

をもって行ないます。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつて

も、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2017年 1月11日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス  
(為替ヘッジあり))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の公社債に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ④ マザーファンドにおいて、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させるため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないません。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限  
株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ スワップ取引の範囲  
スワップ取引は、約款第21条の範囲で行ないません。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲  
金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行ないません。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス (為替ヘッジあり))  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第28条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める銀行または取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、



取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国債券インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第15号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券のうち投資法人債券ならびに第8号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことが

できるものとしします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第22条まで、第24条、第26条、第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとしします。

（先物取引等の運用指図）

第20条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとしします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとしします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとしします。

- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第23条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2017年1月11日から2017年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の24の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等

の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行または取引のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第45条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第46条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき



は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第54条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取

決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2017年 1月11日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### I 別に定める銀行または取引

約款第12条および第44条の「別に定める銀行または取引」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行  
ロンドンの銀行  
シカゴ商品取引所における米国債先物取引

## 追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス  
エマージングプラス (為替ヘッジなし))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、海外の債券市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

次の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

イ. 外国債券インデックスマザーファンドの受益証券

ロ. ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益証券

#### (2) 投資態度

① 主として、海外の債券指数に連動する投資成果をめざす複数のマザーファンドに投資し、海外の債券市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

② 各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率を目標に行ないます。

外国債券インデックスマザーファンドの受益証券 …………… 信託財産の純資産総額の80%

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益証券

…………… 信託財産の純資産総額の20%

③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される  
とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれない  
ことがあります。

#### (3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約  
権に限り、）の行使等により取得したものに限り、

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産  
総額の20%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資  
割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額  
の5%以下とします。

⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。

⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を  
勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないこと  
があります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

## 追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし))  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流

動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限り。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国債券インデックスマザーファンドおよびダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド(以下総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限り。)

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)



9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きま

す。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑨ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引なら

びに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建

資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コ

ール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2017年1月11日から2017年11月30日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の25の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日(6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないません。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。



(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代え

て、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## (付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2017年 1月11日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### I 別に定める銀行

約款第12条および第45条の「別に定める銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨークの銀行  
ロンドンの銀行

## 追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップオンライン J-REITインデックス)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資成果を東証REIT指数（配当込み、以下同じ。）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ダイワJ-REITマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資し、投資成果を東証REIT指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

##### ① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

##### ② 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

##### ③ 投資信託証券への投資制限

マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

##### ④ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

### 3. 収益配分方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(ダイワファンドラップオンライン J-R E I Tインデックス)  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないません。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含み

ます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワJ-REITマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
  3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。



- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（先物取引の運用指図）

第19条 委託者は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。）および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第20条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとし、

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま

す。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2017年1月11日から2017年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこと

のできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益

権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第35条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。

- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、東証REIT指数（配当込み）が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないません。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場

合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## (付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2017年 1月11日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス  
(為替ヘッジあり))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をS&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国（日本を除きます。）の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）または店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「リート」といいます。）に投資し、投資成果をベンチマーク（S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース））の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

※ 効率性の観点から先進国のリート指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

② マザーファンドにおいて、保有外貨建資産については、S&P先進国REIT指数（除く日本）（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないます。

③ 運用の効率化をはかるため、リート指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額とリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

##### ① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

##### ② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

##### ③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

##### ④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### ⑥ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

##### ⑦ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。

##### ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないこと



があります。

- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジあり))  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第30条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、

取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国リート・インデックス（為替ヘッジあり）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有する

もの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限り。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26

条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第28条、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有益証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第29条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えること



となった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、

信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2017年1月11日から2017年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の29.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる

消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口

座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、S&P先進国REIT指数(除く日本)(円ヘッジ・円ベース)が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載しま

す。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## (付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第43条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 5条 第24条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

2017年 1月11日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

## I 別に定める取引所

約款第12条および第46条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所  
オーストラリア証券取引所

追加型証券投資信託

(ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス  
(為替ヘッジなし))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社



## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をS & P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に投資し、投資成果をS & P先進国REIT指数（除く日本）（円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ④ 運用の効率化をはかるため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドの受益証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限  
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券等への投資制限  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ スワップ取引の範囲  
スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲  
金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(ダイワファンドラップオンライン 外国REITインデックス (為替ヘッジなし))  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相

場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、

取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ・グローバルREITインデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有する

もの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25

条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有益証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること



3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

(受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとします。ただし、第1計算期間は、2017年1月11日から2017年11月30日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の29.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に

において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、S & P先進国REIT指数(除く日本)(円ベース)が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

- 第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2017年 1月11日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### I 別に定める取引所

約款第12条および第45条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所  
オーストラリア証券取引所